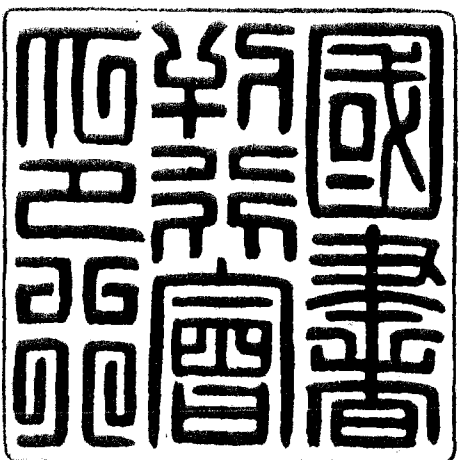


通航一覽

第二



通航一覽第二目次

卷之四十二……………一頁

朝鮮國部十八、○來聘御用掛附御書、御褒美等、文化度、

卷之四十三……………二

朝鮮國部十九、○來聘御用掛附御書、御褒美等、文化度、

卷之四十四……………三

朝鮮國部二十、○來聘御用掛附御書、御褒美等、文化度、

卷之四十五……………四

朝鮮國部二十一、○來聘被仰出并諸御書付、

卷之四十六……………五

朝鮮國部二十二、○信使來聘に付町觸等、

卷之四十七……………五

朝鮮國部二十三、○信使來聘に付町觸等、
從明曆度、
從寬延度、
至享保度、
至明和度、

卷之四十八……………九

朝鮮國部二十四、○信使參向道中、
從慶長度、
至寬永度、

卷之四十九……………一四

朝鮮國部二十五、○信使參向道中、明曆度、

卷之五十……………二二

朝鮮國部二十六、○信使參向道中、天和度、

卷之五十一……………三〇

朝鮮國部二十七、○信使參向道中、正徳度、

卷之五十二……………三三

朝鮮國部二十八、○信使參向道中、正徳度、

卷之五十三.....一四九

朝鮮國部二十九、○信使參向道中、正德度、

卷之五十四.....一六六

朝鮮國部三十、○信使參向道中、正德度、

卷之五十五.....一七七

朝鮮國部三十一、○信使參向道中、正德度、

卷之五十六.....一九〇

朝鮮國部三十二、○信使參向道中、正德度、

卷之五十七.....二〇四

朝鮮國部三十三、○信使參向道中、正德度、

卷之五十八.....二二三

朝鮮國部三十四、○信使參向道中、享保度、

卷之五十九.....二四三

朝鮮國部三十五、○信使參向道中、享保度、

卷之六十.....二六〇

朝鮮國部三十六、○信使參向道中、附異事、享保度、

卷之六十一.....二六一

朝鮮國部三十七、○信使參向道中、寬延度、

卷之六十二.....二六六

朝鮮國部三十八、○信使參向道中、附異事、寬延度、

卷之六十三.....二六六

朝鮮國部三十九、○信使參向道中、明和度、

卷之六十四.....三〇一

朝鮮國部四十、○信使着館、并滯留中御扱、從慶長度、至寬永度、

卷之六十五.....三四

朝鮮國部四十一、○信使着館、并滯留中御扱、明曆度、天和度、

卷之六十六.....三三九

朝鮮國部四十二、○信使着館、并滯留中御扱、正德度、

卷之六十七.....三三七

朝鮮國部四十三、○信使着館、并滯留中御扱、正德度、

卷之六十八.....三四八

朝鮮國部四十四、○信使着館、并滯留中御扱、享保度、

卷之六十九.....三五二

朝鮮國部四十五、○信使着館、并滯留中御扱、享保度、

卷之七十.....三五七

朝鮮國部四十六、○信使着館、并滯留中御扱、寬延度、

卷之七十一.....三六七

朝鮮國部四十七、○信使着館、并滯留中御扱、明和度、文化度、

卷之七十二.....四〇一

朝鮮國部四十八、○信使贊導附宗氏家人、拜謁并御暇等、

卷之七十三.....四三三

朝鮮國部四十九、○信使登城之節、營中諸御役當、從元和度、至正德度、

卷之七十四.....四三五

朝鮮國部五十、○信使登營之節、營中諸御役當、從享保度、至明和度、○信使登城前諸式習禮等、○信使登城之節、諸向出入口并供廻等、

卷之七十五.....四三七

朝鮮國部五十一、○信使登營に付、衣服刻限觸、

卷之七十六.....四三八

朝鮮國部五十二、○信使聘禮、附登城行列諸警固

營中御饗應、從慶長度、至寬永度、……………四六五

朝鮮國部五十三、○信使聘禮、附登城行列
營中御饗應、明曆度、……………四七

朝鮮國部五十四、○信使聘禮、附登城行列
營中御饗應、天和度、……………四六

朝鮮國部五十五、○信使聘禮、附登城行列
營中御饗應、天和度、……………四七

朝鮮國部五十六、○信使聘禮、附登城行列
營中御饗應、正徳度、……………五二

朝鮮國部五十七、○信使聘禮、附登城行列
營中御饗應、正徳度、……………五二

朝鮮國部五十八、○信使聘禮、附登城行列
營中御饗應、正徳度、……………五二

朝鮮國部五十九、○信使聘禮、附登城行列
營中御饗應、享保度、……………五五

朝鮮國部六十、○信使聘禮、附登城行列
營中御饗應、寬延度、……………五五

朝鮮國部六十一、○信使聘禮、附登城行列
營中御饗應、明和度、……………五七

朝鮮國部六十二、○信使聘禮、并營中御饗應、文化度、……………五三

卷之八十一……………五二

卷之八十二……………五二

卷之八十三……………五五

卷之八十四……………五五

卷之八十五……………五七

卷之八十六……………五三

第二目次終

通航一覽卷之四十二

朝鮮國部十八

○來聘御用掛附御書、御褒美等 文化度
文化度朝鮮人來聘御用掛り仰付らる、よりに叙任及び拜借金等を命せらる、輩あり、對馬國において聘禮あり、○次卷各々併せ看るべし、
文化元甲子年六月二日

御座間

近來之内對州は朝鮮人來聘之御用

戸田采女

正按す、老中戸田氏教

右於御前被仰付之、文化年録、
文化元年六月二日

一采女正殿近年之内、對州は朝鮮人來聘之節、御用掛被仰付御吹聽有之候、御營日次記、御徒方萬年記、
文化元年九月朔日

朝鮮人來聘御用

京極備中守

右於奧被仰付之、
一備中守殿按するに、若年寄京極高久、朝鮮人來聘御用掛被仰付

候、御吹聽有之、尤爲怡相越候儀御斷に而候、柳營日次記、

文化元年九月朔日

京極備中守殿、朝鮮人來聘に付御用掛被仰付御風聽之由、御目付江原孫三郎申聞、御徒方萬年記、
文化元年十月六日

寺社奉行

脇坂淡路守

朝鮮人來聘御用掛被仰付、數年出精相動候に付、被叙四品、
右於菊之間、老中列座下野守按するに、青山忠裕、申渡之、

大目付

井上美濃守

朝鮮人來聘御用被仰付

御勘定奉行

柳生主膳正

右於羽目之間、列座同前同人申渡之、
御勘定時味役

村垣左太夫

同斷

右於同席、采女正申渡之、
御目付

松平伊織

右於同席、備中守申渡之、
御目付

土屋帶刀

同斷

林大學頭

右於奧相濟、柳營日次記、
文化元年十月六日、寺社奉行脇坂淡路守安董、朝鮮

國信使來聘御用掛仰付られ、且積年出精相勤たるに依て、從四位下に叙せられ中務大輔と改む、片山氏

文化二己丑年閏八月廿六日、御目付廻狀、

一明日伊織於宅、來聘御用寄合有之、帶刀被相越候、
同年九月三日

一明日帶刀於宅、來聘御用寄合有之、伊織被相越候、
同年九月三日

一明日於伊織宅、來聘御用寄合、帶刀被相越候、
以上、文化、年錄、

文化二年十月二日

朝鮮人來聘御用垣村左太夫 御勸定吟味役
御用濟瀨府迄之内可相勤候 松山惣右衛門

右於羽目之間、采女正申渡之、柳營日次記、

文化二年十一月十八日、御目付廻狀、

一伊織、帶刀、明日脇坂中務大輔宅寄合被相越候、
文化三丙寅年正月晦日

一明日於帶刀宅、來聘御用寄合有之、伊織被相越候、
同年二月十二日

一伊織、帶刀、明日脇坂中務大輔宅寄合被相越

候、以上、文化年錄、
文化三年四月廿九日

御入用掛朝鮮人來聘御用

牧野備前守

按ずるに、老中、忠精、

右於奧被仰付之、柳營日次記、

文化三年四月廿九日、牧野備前守忠精御勝手方、及

ひ朝鮮來聘御用掛與において仰付らる、片山氏筆記、
文化三年九月朔日、御目付廻狀、

一伊織、帶刀、明日脇坂中務大輔宅寄合被相越候、
同年四月

同日四日

一明日於帶刀宅、來聘御用寄合有之、伊織被相越候、
同十八日

一伊織、帶刀、明日脇坂中務大輔宅寄合被相越候、
按ずるに、この月廿一日、十月三日、同廿一日、十一月朔日、同廿四日、十二月十一日同斷寄合あり、
同廿日

一帶刀、明日松山惣右衛門宅寄合被相越候、
以上、文化、年錄、

文化四丁卯年正月廿一日、御目付廻狀、
一伊織、帶刀、明日脇坂中務大輔宅寄合被相越候、
按ずるに、同月廿二日同斷寄合あり、

同月廿五日

一伊織、明日脇坂中務大輔宅寄合被相越候、
同年同月廿九日

朝鮮人來聘御用 遠山金四郎

右被仰付旨、於羽目之間井伊兵部少輔、按ずるに、若申

渡、按ずるに、御用掛御目付土屋帶刀、この月廿三日堺奉行を命せられしによりてなり、

同年二月朔日、御目付廻狀、

一金四郎、明日脇坂中務大輔宅寄合被相越候、
以上、文化、年錄、

文化四年二月五日

朝鮮人來聘御用掛 佐野宇右衛門

右被仰付旨、於羽目之間、水野出羽守、按ずるに、若申

渡、文化年錄、御徒方萬年記、栗園漫抄、○按ずるに、御用掛御目

付松平伊織、前月晦日長崎奉行を命せられしによりてなり、
文化四年二月十日

居屋鋪類焼に付、朝鮮人來聘御用御免も可被成

候得共、最早來聘時節も被仰出候上に付、其儘可

相勤候作事入用等差添可爲難儀に付、別段之恩

召を以、金五千兩拜借被仰付之、

脇坂中務大輔

右於芙蓉之間、老中列座大炊頭、按ずるに、申渡之、柳營

日次記、文化年錄、但し、文化年錄には、拜借被仰付之

下、返納之儀に御勸定奉行可被談候の文あり、

文化四年二月十日、脇坂中務大輔安董居屋敷類焼

に依て、自注、去四日新橋より金子五千兩拜借仰付らる

旨、芙蓉之間において老中列座、土井大炊頭傳達せ

らる、是朝鮮來聘御用掛たるに依てなり、片山氏筆記、
文化四年二月十一日、御目付廻狀、

一金四郎宇右衛門、明日於御城來聘御用寄合有之
候、按ずるに、同月廿二日、三月二日、
同十二月二日同斷寄合ありしなり、
同年三月廿一日

同日三月廿一日

明日於傳奏屋敷、聘御用寄合有之、金四郎宇右衛

門被相越候、按ずるに、四月二日、五月二日、同十日、同十二日、
以上、文化、年錄、
同廿二日、同廿五日、六月二日同斷寄合なり、
文化四年三月廿九日

文化四年三月廿九日

小笠原伊豫守

右來々巳年春中、朝鮮之信使對州に就來聘、爲御使

彼地に可被差遣候に付、侍從被仰付旨於御黑書院

溜、老中列座伊豆守、按ずるに、申渡之、
松平信明、

右者、朝鮮之信使對州に來聘之節、爲御使小笠原伊

脇坂中務大輔

豫守被遣候、差添御使之儀者、其方相兼可被相勤旨、於同席列座同前、同人申渡之、柳營日次記、文化年録、伊豆守傳達書付渡之、文化年録中務大輔安董の、文化四年三月廿九日、小笠原伊豫守忠徳自注、豐前小倉城主、來來已年朝鮮信使來聘たるに依て、對州へ御使遣はさるへき旨仰付られ、侍從に任せらる旨、御黒書院溜間にをいて老中列座、松平伊豆守信明傳達せらる、脇坂中務大輔安董は副使に仰付らる旨、同席にをいて伊豆守傳達せらる、片山氏筆記、

御勘定
岡本忠次郎 澤藤十郎
野澤半之丞
朝鮮人來聘御用被仰付、對州にも被遣候間可致用意旨、
右於御右筆部屋縁類、備前守申渡、京極備中守侍座、

文化四年四月朔日
大目付 井上美濃守 御勘定奉行 柳生主膳正
御目付 遠山金四郎 佐野宇右衛門
御勘定吟味役 村垣左太夫

御勘定奉行 柳生主膳正
御目付 佐野宇右衛門

右朝鮮之信使對州迄來聘に付、彼地に被遣候間可致用意旨、於新番所前溜、備前守申渡、

林大學頭

右同斷之旨、於奧相濟、
同年五月六日
御勘定組頭 加藤惣兵衛

御勘定吟味方改役 柑本兵五郎

御勘定
岡本忠次郎 澤藤十郎
野澤半之丞
朝鮮人來聘御用被仰付、對州にも被遣候間可致用意旨、
右於御右筆部屋縁類、備前守申渡、京極備中守侍座、
同年五月十八日、御目付廻狀、
一 明日井上美濃守於宅、來聘御用寄合有之、金四郎宇右衛門被相越候、按するに、同月廿七日、六月七日同斷寄合ありしなり、
同月廿九日
一 明日林大學頭於宅來聘御用寄合有之、金四郎宇右衛門被相越候、
同年六月十一日
一 明日於傳奏屋鋪、來聘御用寄合有之、宇右衛門被相越候、按するに、同月廿二日、七月二日、同廿二日、同廿二日、八月二日、同廿二日、同廿二日同斷なり、
同年九月朔日
一 宇右衛門、明日脇坂中務大輔宅寄合に被相越候、按するに、同月十二日、十月二日、同十二日同斷寄合あり、
同年十一月朔日

一 左衛門 按するに、遠山金四郎左衛門に改めしは日次詳ならず、 宇右衛門明日脇坂中務大輔宅寄合に被相越候、按するに、同月十二日、同日、同廿二日同斷寄合ありしなり、
同月廿日

一 攝津守殿於御宅、明日御用談有之、左衛門被相越候、

同五戊辰年正月十二日、御目付廻狀、
一 明日左衛門於宅、來聘御用寄合有之、宇右衛門罷越候、
同月十五日

一 左衛門、宇右衛門、明日脇坂中務大輔宅に寄合被相越候、按するに、同月廿二日、二月二日、同八日、同十二日、同十六日、同晦日、三月廿二日、四月二日、同十二日、同廿二日、同廿五日、五月二日、同十二日、同廿二日、同廿九日、六月二日、同十二日、同廿二日、同廿二日、同廿二日、七月二日、同十二日、八月二日、九月十二日、同廿二日、十一月十二日、同廿二日、十二月二日、同十二日同斷寄合あり、以上文化年録、
文化五年正月廿八日

御勘定吟味役 松山惣右衛門

朝鮮之信使、對州迄來聘に付彼地に被遣候間、可致用意旨、

右於新番所前溜、下野守申渡之、柳營日次記、文化年録、但し、文化年録には備

前守申渡
文化五年二月六日、御目付廻狀、
一 宇右衛門於宅、今日由緒調相延來聘御用寄合有之、左衛門被相越候、文化年録、
文化五年三月十八日

朝鮮人來聘御用 御勘定吟味方改役 中村長十郎
柑本兵五郎代り

右被仰付旨、於御右筆部屋縁類備前守申渡之、柳營日次記、
文化五年閏六月十一日、御目付廻狀、
一 宇右衛門、明日脇坂中務大輔宅寄合に被相越候、
同月廿日

一 左衛門於宅、明日來聘御用寄合有之、宇右衛門被相越候、以上、文化年録、
文化五年七月六日

儒者 古賀彌助
表御右筆 大塚傳藏

右朝鮮人來聘之節、對州に罷越可相勤旨、於御右筆男谷彦四郎

部屋縁頼牧野野備前守申渡之、若年寄侍座、柳營日次
方萬年記

文化五年九月十日

一明日井上美濃守於宅、來聘御用寄合有之、左衛門、

宇右衛門被相[○]越候、

同年十月十一日

一左衛門、明日脇坂中務大輔宅寄合に被相越候、^按

るに、同月十七日、同廿二日、

同年十一月六日

一左衛門於宅、明日來聘御用寄合有之、宇右衛門被

相越候、

同月十七日

一明日宇右衛門於宅來聘御用寄合有之、左衛門被

相越候、

同年同月十九日

御目付

遠山左衛門

度々遠國御用相勤候上、居宅燒失致し、此度對州

に罷越候に付而者可爲難儀候間、格別之譯を以

金二百兩拜領被仰付之、

右於新番所前溜替席植村駿河守^{按するに、若}申渡、書

付渡之、文化年錄
文化五年十二月十九日

脇坂中務大輔

朝鮮人來聘に付、差添之御使兼對州に罷越候に

付而者、物入多可有之候間、金一萬兩拜借被仰付

之、

同 人

來聘御用向段々及延引、一入入用も可有之候間、

格別之譯を以別段金五千兩拜借被仰付之、

右於芙蓉之間老中列座、下野守傳達之、^{文化年錄、柳營}

萬年記、^{日次記、御徒方}

文化六己巳年正月廿一日、御目付廻狀、

一左衛門尉、^{按するに、叙爵せし}宇右衛門、明日脇坂中

務大輔宅寄合に被相越候、^{按するに、二月二日、十月}

同廿八日、十一月二日、同廿八日、^{十二月廿六日同斷寄合あり}

同年二月廿一日

一字右衛門、明日脇坂中務大輔宅寄合に被相越候、

^{按するに、三月二日、同十二日、同廿二日、四月二日、同十二日、}

五月十二日、六月二日、同十二日、七月二日、同十二日、八月二

日、同廿二日、九月二日、同十二日、十一月十八

日、同廿二日同斷寄合あり、^(以上文化年錄)

文化六年十二月廿六日

御代官

卷物三

篠山十兵衛

銀五枚

木村周藏

名代

佐藤忠左衛門

右朝鮮人來聘に付、御用船打立候節見廻相勤候

に付被下旨、於御右筆部屋縁頼老中列座、下野守

申渡、

金壹枚

御細工頭

右朝鮮に被遣物御用精出相勤候に付被下旨、於

同席備前守申渡、若年寄中侍座、

銀壹枚

御簾中様御侍

右同斷に付被下旨、於燒火之間植村駿河守申渡、

但、御細工所同心勤役中相勤候に付被下之、^{文化}

年錄、柳營

文化七庚午年正月廿一日、御目付廻狀、

一左衛門尉、宇右衛門、明日脇坂中務大輔宅寄合被

相越候、^{按するに、二月二日、同十二日、同廿一日、三月二日、}

同廿二日、七月二日、八月二日、同十三日、同廿二日、十月廿一

日、十一月八日、同十三日、同十八日、十二月二日、同十二日同

廿二日、同廿九日

同斷寄合あり、

同年七月二十一日

一左衛門尉、明日脇坂中務大輔宅寄合に被相越候、

^{按するに、九月二}

日同斷寄合あり、

同年八月十七日

一字右衛門於宅、明日來聘御用寄合有之、左衛門尉

被相越候、

同年十月朔日

一左衛門尉、明日脇坂中務大輔宅寄合被相越候、宇

右衛門忌日數相立候に付伺申上、同所被相越

候、^{按するに、この月十二日同斷寄}

合にゆく、以上文化年錄、

文化七年十二月六日

朝鮮人來聘時節追々及延引、御使に被差越候用

意等、別而物入等多可有之候間、格別之譯を以金

壹萬兩拜借被仰付候、返納之儀者追而可相達候、

尤御勘定奉行可被談候、

右於芙蓉之間、老中列座、下野守傳達、書付渡之、^{文化}

御用掛り御目付御勘定吟味役以下見分、ならひに聘

禮前臨時御用により、對馬國に往來の輩あり、臨時御用禮濟まで在勤のものあり、次卷文化七年十二月御用掛一同御暇まよひ對馬國出帆の條併せ考ふへし、

文化二年十月九日

御目付

土屋 帶刀

御勘定吟味役
松山惣右衛門

右者、來春對州に爲見分被遣候に付可致用意旨、於御右筆部屋縁類戸田采女正申渡候、京極備中守侍座、文化年録、御徒方萬年記、

文化三年正月廿八日御勝手より對州に爲見分罷越候

金拾枚、時服貳羽折

御目付
土屋 帶刀

同斷

御勘定奉行
松山惣右衛門

同年二月四日、京極備中守相渡御書付、

御目付に

金三兩充

御小人目付
四

對州に爲御用罷越候に付被下之、

同日同斷

御目付に

御徒目付
加藤 才助

高倉助右衛門

御扶持方分限應一倍雜用 宿代一ヶ月金一兩貳匁、
金一ヶ月金四兩二分、 道具代金三兩二分、

御小人目付
四

御扶持方二人扶持一倍 宿代一ヶ月金二分、宛、
雜用金一ヶ月金二兩 賄道具代金二分、
右對州に爲御用罷越候に付被下候、御勘定奉行可被談候、以上、文化年録、

文化三年二月四日

金二枚
時服三

御勘定吟味方改役
中村長十郎

金貳拾兩

同並
岩田本五郎

右者、對州に爲御用罷越候に付被下旨、御右筆部屋縁類にをいて采女正申渡之、備中守侍座、

金拾兩

御徒目付
加藤 才助

同

高倉助右衛門

同七兩

明組四丸御徒
日置甚右衛門

右同斷に付被下旨、於燒火之間備中守申渡之、柳營日文化三年二月十三日、御目付廻狀、

一帯刀今日御前被召出、
同月十九日

一帯刀對州に爲御用、今朝六時品川通出立被

致候、以上、文化年録、

文化三年五月朔日

御勝手より對州見分御用仕廻罷歸候、

御目付

土屋 帶刀

御勘定吟味役
松山惣右衛門

御納戸構對州見分御用仕廻罷歸候、

御勘定吟味方改役
中村長十郎

右御目見畢而入御、柳營日次記、

文化四年二月晦日

金二枚
時服二

御勘定
久保田吉次郎

右對州に爲御用罷越候に付被下旨、脱カ於御右筆部屋縁類備前守申渡、水野出羽守侍座、

金十兩

御徒目付
野中新三郎

右同斷に付被下旨、於燒火之間水野出羽守申渡、柳營日次記、文化年録、

御目付に

金三兩

御小人目付
一

人

對州に爲御用罷越候に付被下之、
同年十二月廿九日、井伊兵部少輔相渡御書付、

御目付に

御小人目付
二

金三兩充

對州に爲御用罷越候に付被下之、

同日同斷

御目付に

御徒目付

土屋 鍊四郎

原田 寬藏

御扶持方分限に應し一倍、宿代一ヶ月金一兩、賄宛、
雜用金一ヶ月四兩二分、 道具代金三兩二分、
御手當金一日一分、

御小人目付
二

御扶持方二人扶持一倍、宿代一ヶ月金二分、宛、
雜用金一ヶ月二兩、 道具代金二分、

右對州に爲御用罷越候に付被下候、尤御勘定奉行可被談候、以上、文化年録、

文化五年七月十八日

御勝手之方對州より罷歸候、

寺社奉行吟味物調役
御勘定組頭格

星野 鏡三郎

右御目見、柳營日記、
文化五年十二月十五日

同
寺社奉行吟味物調役
吉田源次郎

御徒目付
加藤才助

同
林餘四郎

右對州^二爲御用罷越候に付被下旨、於燒火之間
間植村駿河守申渡、

同日植村駿河守相渡、

御自付^二

御小人目付

金二兩宛

四

人

對州^二爲御用罷越候に付被下之、
同日同斷

御目付^二

御徒目付

加藤才助

林餘四郎

御扶持方分限に應一倍、宿代一ヶ月金二兩、
雜用金一ヶ月金四兩二分、賄道具代金三兩二分、
御手當銀一日一分

御小人目付

人

御扶持方分限に應一倍、宿代一ヶ月金二兩、
雜用金一ヶ月金二兩、賄道具代金二分、宛、
御手當銀一日十匁、
右對州^二爲御用罷越候に付被下候、尤御勘定奉行
可被談候、
同六年十一月廿四日

御勘定
澤藤十郎

右對州^二爲御用罷越候に付被下旨、於御右筆部屋
縁類備前守申渡、堀田攝津守^{按ずるに、若}侍座、
同年同月廿四日

金十兩

御徒目付

磯野七十五郎

右對州^二爲御用罷越候に付被下旨、於燒火之間堀
田攝津守申渡、

同年同月同日、堀田攝津守相渡、

御目付^二

御小人目付

金三兩

人

對州^二爲御用罷越候に付被下之、
同日同斷

御目付^二

御徒目付

磯野七十五郎

御扶持方分限に應一倍、宿代一ヶ月金一兩、
雜用金一ヶ月金四兩二分、賄道具代金三兩二分、
御手當銀一日一分

御小人目付

人

御扶持方二人扶持一倍、宿代一ヶ月金二分、
雜用金一ヶ月金二兩、賄道具代金二分、
御手當銀一日十匁、
右對州^二爲御用罷越候に付被下候、尤御勘定奉
行可被談候、

同七年五月十九日、井伊兵部少輔相渡御書付、

御目付^二

御小人目付

人

對州^二爲御用罷越候に付被下之、

同日同斷

御目付^二

御小人目付

人

御扶持方二人扶持一倍、宿代一ヶ月金二分、
雜用金一ヶ月二兩、賄道具代金二分、
御手當銀一日十匁、

右對州^二爲御用罷越候に付被下候、尤御勘定奉行
可被談候、以上、文化年錄、

通航一覽卷之四十二終

通航一覽卷之四十三

朝鮮國部十九

○來聘御用掛^{附御書}、御褒美等 文化度

文化五戊辰年十一月、御目付遠山左衛門尉に、對馬國
にをいてかの譯官と應接の事を命せられ、また同國
御普請、其外御取締御用御勘定以下交代仰付らる、
○前後の卷併せ見るへし、

文化五戊辰年十一月朔日、

御目付

遠山左衛門

近々對州^二爲御用被遣候儀も可有之候條、可致
用意旨、

右於羽目間井伊兵部少輔^{按ずるに、若}申渡、文化年錄、
文化五年十一月廿八日、御月番兵部少輔殿に藏之
丞を以^{按ずるに、若}上る、施藏之丞、

對州^二爲御用罷越候御徒目付、御小人目付御暇
之儀、申上候書付、

遠山左衛門

佐野宇右衛門

朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御取締爲御用罷越候御徒目付、御小人目付、來春出立爲仕候に付、御序次第御暇被下置候様仕度奉存候、依之申上候、以上、

十一月

遠山左衛門
佐野宇右衛門

同年同月

柳生主膳正殿
松山惣右衛門殿

遠山左衛門
佐野宇右衛門

御徒目付

小野傳左衛門

御小人目付

小野安三郎

岩藤龜三郎

栗原伊八

右者、來春對州詰代合申渡候、依之申達候、以上、

脇坂中務大輔殿

柳生主膳正

遠山左衛門

御勤定
佐野宇右衛門

御徒目付
岡本忠次郎

御小人目付
小野傳左衛門

右者、對州表御普請向、其外御取締御用爲代合被差遣候旨、備前守殿按するに、老中牧野忠精、被仰渡候間申渡候依之御達仕候、

十一月

林大學頭殿
井上美濃守殿

柳生主膳正
遠山左衛門

佐野宇右衛門

御勤定

岡本忠次郎

御徒目付

小野傳左衛門

御普請役見習

小野安三郎

御小人目付

早川雄之進

御小人目付

岩藤龜三郎

御小人目付

栗原伊八

右者、對州表御普請向、其外御取締御用爲代合被差遣候旨、備前守殿按するに、老中牧野忠精、被仰渡候間申渡候依之御達仕候、

遣候旨、備前守殿被仰渡候間申渡候、依之御達申候

十一月

以切紙得御意候、然者對州表御普請向、其外御取締爲御用、來春交代之御同役方名前別紙之通、去廿三日被仰付候、尤出立頃合之儀者、治定者不致候得共、凡來已正月下旬二月月上旬頃之積に有之候間、右之御心得に而着之上、御用向御引渡交代之積、右可得御意如此御座候、以上、

十一月

川村助左衛門 印
加藤惣兵衛 印

野澤半之丞様

土屋鐵四郎様

原田 寛藏様

御勤定

岡本忠次郎

御徒目付

小野傳左衛門

御普請見習

小野安三郎

御小人目付

早川雄之進
岩藤龜三郎

栗原伊八

右者、此度對州表御普請向、其外御取締御用代り合として被差遣候間、備前守殿に御伺之上被仰渡候、同年同月廿九日、宗對馬守家來柴田佐仲に、忠次郎より相渡す、

御勤定

岡本忠次郎

御徒目付

小野傳左衛門

御普請役見習

小野安三郎

御小人目付

早川雄之進

御小人目付

岩藤龜三郎

御小人目付

栗原伊八

右者、對州表御普請向、其外御取締爲御用被差遣、當春罷越候ものと交代いたし候間、爲心得申達候事、

十一月、以上、小野某對州御用留、

文化五年十二月十日

金貳枚
時服二

御勤定

對州に爲御用罷越候に付被下之、
岡本忠次郎

右於御右筆部屋縁類備前守申渡之、植村駿河守
按ずるに、若年
寄植村家長、侍座、

金拾兩宛

小野傳左衛門
小野安三郎

同斷に付被下之

右於燒火之間、植村駿河守申渡之、柳營日次記、
文化五年十二月十日植村駿河守相渡御書付、
文化年録、

御目付に

御徒目付

小野傳左衛門
小野安三郎

御扶持方分限に應一倍、賄道具代金三兩二分、宛
宿代一ヶ月金一兩、雜
用金一ヶ月四兩貳分、
御手當金一日一分、宛

御小人目付

貳

人

御扶持方貳人扶持一倍、賄道具代金二分、宛
宿代一ヶ月金貳分、
雜用金一ヶ月貳兩、
御手當銀一日拾匁、宛

右對州に爲御用罷越候付被下候、尤御勘定奉行
可被談候、

同日同斷、御目付に

金三兩宛

御小人目付
貳 人

對州に爲御用罷越候付被下之、文化年録、
文化五年十二月十五日

御勝手より

對州に爲御用罷越候御暇

金拾枚
時服二羽織

御目付

遠山左衛門
柳營日次記、

文化五年十二月十五日

御目付

遠山左衛門
左衛門尉と同

對州に被差遣候二
付諸大夫被仰付、

右於芙蓉之間、老中列座下野守按ずるに、
若年寄中侍座、柳營日次記、文化年録、
青山忠裕、申渡之、

按ずるに、この御用により御徒目付等に
下され物、及び御断りもの等左に出す、

文化五年十一月廿八日、御月番兵部少輔殿に、藏之
丞を以し上る、

對州に爲御用罷越候御徒目付、御小人目付被
下物之儀、申上候書付、

遠山左衛門

佐野宇右衛門

御徒目付

小野傳左衛門
小野安三郎

宿次御證文人足二人、宿代一ヶ月金一兩、御
御馬路金拾兩、賄
道具金參兩二分、雜用
一ヶ月金四兩二分、
在勤中一日金一分、宛

御小人目付

二

人

宿次御證文御傳馬一疋、宿代一ヶ月二分、御
踏銀參兩、賄道具代金二
分、雜用一ヶ月金二兩、
在勤中一日銀拾匁、宛

右者、朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外
御取締爲御用罷越候間、書面之通被下置候様仕
度奉願候、以上、

十一月

御徒目付組頭

川村助左衛門
石川三郎兵衛
大久保喜左衛門

同日同斷、即日彌左衛門を以按ずるに、長谷
付、翌廿九日同人を以返上、
御下ケ承

書面願之通被仰渡承知仕候

十一月廿八日

兩

名

對州に被遣候御徒目付長持持人之儀、奉願候
書付、

遠山左衛門

佐野宇右衛門

朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御取締
御用爲交代、御徒目付二人來春被差遣候處、遠境
之場所諸書物御用紙等持參仕、其上數月在勤仕
候付而者、持越候品多罷成候付、何卒長持一棹宛
爲持候様仕度奉存候、依之、道中長持二棹分持
人被下置候様仕度、此段奉願候、以上、

十一月

遠山左衛門

佐野宇右衛門

同年十二月四日、攝津守殿按ずるに、若年
衛門を以し上る、
寄郡田正數、長谷川彌左

臨時

御賄方に御斷

遠山左衛門
佐野宇右衛門

覺

臨時

一蠟燭

生掛拾五匁

八 百 挺

右者、朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向其外御取
締爲御用、御徒目付二人御小人目付二人罷越候付、
爲請取申度奉存候、御賄方に被仰渡可被下候、以上

十二月

御徒目付組頭

川村助左衛門

石川三郎兵衛

大久保喜左衛門

同日同斷

臨時

御細工所の御斷

遠山左衛門

佐野宇右衛門

覺

臨時

一黒加賀絹拾羽織 八ツ

右者、朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御
取締爲御用、罷越候御小人目付貳人數月在勤仕候
に付、切損候節のため書面之通、爲請取申度奉存
候、御細工所に被仰渡可被下候、以上、

十二月

御徒目付組頭

川村助左衛門

石川三郎兵衛

大久保喜左衛門

同日同斷

臨時
御納戸の御斷

遠山左衛門
佐野宇右衛門

臨時

一中糊入紙百五拾枚

一厚程材紙五帖

一中糊入半切紙貳百五拾枚

一生漉半切紙三千貳百枚

一中美濃紙四束

一下美濃紙六束

一上藏半紙六

一筆貳對物貳拾對

一同眞書貳對

一墨中形五挺

一朱墨小形三挺

一色美濃紙三拾枚

右者、朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御
取締爲御用受取申度奉存候、御納戸に被仰渡可被
下候、以上、

十二月

御徒目付組頭

川村助左衛門

石川三郎兵衛

大久保喜左衛門

同日同斷

御挑灯奉行の御斷

遠山左衛門
佐野宇右衛門

覺

一御紙附箱御挑灯四張但、替輪こも、

御賄頭中

覺

一白木狀箱貳拾内十者、内法長七寸、幅四寸七分、深貳寸五分
一檜差札貳拾枚
一油紙三拾枚
一青細繩三拾房

右者、朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御
取締爲御用、支配向罷越候に付、書面之通受取申度
候、以上、

十二月

遠山左衛門

佐野宇右衛門

同年同月

對州表御普請向、其外御取締爲御用罷越候受取
物、手形留

請取申雜用金之事

合金貳百貳拾壹兩

内

金七拾六兩貳分

御徒目付

小野傳左衛門

但、壹ヶ月金四兩貳分宛之積、來已正月より十
七ヶ月分、

金七拾六兩貳分

同

小野安三郎

一御紋附弓張御挑灯四張但、同斷、
右者、朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御
取締爲御用、御徒目付貳人、御小人目付貳人罷越候
に付、爲請取申度奉存候、御挑灯奉行に被仰渡可被
下候、以上、

十二月

御徒目付組頭

川村助左衛門

石川三郎兵衛

大久保喜左衛門

十二月四日肥田豐後守に達す、

御作事奉行衆

一御用書物入長持に建候會符、貳枚

右者、朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向其外御取
締爲御用、支配向罷越候に付、出來候様致度候以上

十二月

遠山左衛門

佐野宇右衛門

朱書

右會符、去卯年辰年共、御作事方に而出來受取候
に付、此度も達書遣候得共、一牒御用長持も自分
入用を以出來候儀に付、會符之儀も自分入用に
而出來之儀に候間、以來者右達書者遣間敷事、
同月同日明樂八五郎に達す、

但、右同斷、

金六拾八兩

御小人目付 貳 人

但、壹人一ヶ月金貳兩宛之積、來已正月より十七ヶ月分宛、

右者、朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御取締爲御用罷越候に付、爲雜用金書面之通請取申處、仍如件、

文化五辰年十二月

御徒目付
小野傳左衛門
小野安三郎

中山貞五郎殿

大島半左衛門殿

鈴木八兵衛殿

右之通相違無之候、以上、

遠山左衛門 印

佐野宇右衛門 印

請取申御手當金之事

合金貳百四拾兩

内

金百貳拾兩

御徒目付
小野傳左衛門

但、一日金壹分宛之積、日數合四百八十日分

金百貳拾兩

御徒目付
小野安三郎

但、右同斷、

右者、朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御取締爲御用罷越候に付、爲御手當金書面之通請取申處、仍如件、

文化五辰年十二月

御徒目付
小野安三郎
小野傳左衛門 印

中山貞五郎殿

大島半左衛門殿

鈴木八兵衛殿

右之通相違無之候、以上、

遠山左衛門 印

佐野宇右衛門 印

請取申旅御扶持方之事

合米八拾六石四斗者

内

米三拾三石六斗

御徒目付
小野傳左衛門
但、一日壹人五合宛、七人扶持一倍積、日數

合四百八十日分、

米三拾三石六斗

同
小野安三郎

但、右同斷、

米拾九石貳斗

御小人目付 貳 人

但、一日壹人五合宛、貳人扶持一倍之積、日數合四百八十日分宛、

右者、朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御取締爲御用罷越候に付、爲旅御扶持方書面之通請取申處、仍如件、

文化五辰年十二月

御徒目付
小野安三郎 印
小野傳左衛門 印

杉島彦五郎殿

杉原四郎兵衛殿

天野藤内殿

蜂屋十郎右衛門殿

川窪七郎右衛門殿

玉井藤右衛門殿

牛窪直右衛門殿

高柳久米藏殿

毛呂源五右衛門殿

高田伴之丞殿

右之通相違無之候、以上、

遠山左衛門 印

佐野宇右衛門 印

請取申御手當銀之事

銀九貫六百目

御小人目付 二 人

但、一人一日銀拾分宛之積、日數合四百八十日分宛、

右者、朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御取締爲御用罷越候に付、爲御手當銀書面之通請取申處、仍如件、

文化五辰年十二月

御徒目付
小野安三郎 印
小野傳左衛門 印

中山貞五郎殿

大島半左衛門殿

鈴木八兵衛殿

右之通相違無之候、以上、

遠山左衛門 印

佐野宇右衛門 印

請取申賄道具代金之事

合金八兩

内

金參兩貳分

御徒目付
小野傳左衛門

金參兩貳分

金壹兩

但、一人金貳分宛之積、二人分、

右者、朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御取締爲御用罷越候に付、爲賄道具代金書面之通請取申處、仍如件、

文化五辰年十二月

小野安三郎 印
小野傳左衛門 印

中山貞五郎殿

大島半左衛門殿

鈴木八兵衛殿

右之通相違無之候、以上、

遠山左衛門 印
佐野宇右衛門 印

請取申宿代金之事

合金參拾六兩

內

金拾貳兩

但、一ヶ月金壹兩宛之積、十二ヶ月分、

金拾貳兩

但、右同斷、

金拾貳兩

但、一ヶ月一人金貳分宛之積、十二ヶ月分宛右者、朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御取締爲御用罷越候に付、爲宿代金書面之通請取申處、仍如件、

文化五辰年十二月

小野安三郎 印
小野傳左衛門 印

中山貞五郎殿

大島半左衛門殿

鈴木八兵衛殿

右之通相違無之候、以上、

遠山左衛門 印
佐野宇右衛門 印

表書之金參拾六兩可被相渡候斷者本文有之候以上

辰十二月

獲彌五兵衛 印

松 惣右衛門

無出座

梶 平九郎 印
羽 藤右衛門

同

御小人目付

人

御小人目付

人

同

小野安三郎

御用に付無判形

金 瀨 兵 衛

水 若 狹 守

小 和 泉 守 印

拂方御金奉行衆

柳 主 膳 正 印

按するに、御勘定奉行柳生主膳正、小笠原和泉守、松平兵庫頭、水野若狹守、同吟味役岡松八右衛門、金澤瀨兵衛、羽田藤右衛門、松山惣右衛門、榎野平九郎、萩原彌兵衛なり、

表書之米八十六石四斗可被相渡候、斷者本文有之候、以上、

辰十二月

萩 彌五兵衛 印

松 惣右衛門

御用に付無判形

金 瀨 兵 衛

水 若 狹 守

小 和 泉 守 印

御藏奉行衆

按するに、御勘定御徒目付より御用中勤方何書あり、左に出す、

同年同月

對州表御普請向、其外御取締爲御用被差遣候付、

勤方之儀奉伺候書付、

岡本忠次郎

小野傳左衛門

小野安三郎

對州表御普請向、其外御取締爲御用被差遣候付、左之趣奉伺候、

都而勤方之儀者、是迄被差遣候同役共相伺、御下知御座候趣に相心得、聘禮時節迄に諸般御用意方程能相整、御用辨宜様一同申合相動候様可仕奉存候、一御用狀之儀者、宿送を以差立、品に寄對馬守方飛脚使を以、差出候様にも可仕奉存候、

一道中筋川々出水等に而滞留仕候節、并渡海場所に而風待等仕候儀者、其時々御届不申上、彼地渡着之儀、御届之節申上候様可仕候哉、歸府之節者、出水等に而川々差支之程難計候間、木曾路歸參仕候様仕度奉存候、

一道中筋者勿論、彼地在勤中都而願筋、并聘事御用に付、願筋等申立候者有之候は、其筋可申立旨申渡、願書差戻請取書取置、品に寄右寫を以申上候様可仕候哉、且又在勤中旅宿を若捨訴狀等致し候

は、有名無名之無差別、對馬守家來爲立合、旅宿於門前燒失いたし候様可仕候哉、

一道中筋に而者、御三家方、御老中方、京都所司代、大坂御城代、若年寄衆、御側衆、評定所御一座之衆音物者格別、其外諸家音物者差戻し、兩様共彼地より御届仕候様相心得可申候哉、

一道中筋服之儀者、羽織白衣に而罷越、彼地在勤中右同様相心得、品に寄上下着用仕候儀可有御座候、一私共并御普請役御小人目付病氣之節者、其場所場所領主役人の申談、醫師相頼藥用仕度、若し重病にも罷成候體御座候は、歸府之儀可申上奉存候、一私共并御普請役御小人目付、若し忌中等に罷成候共、不及遠慮相勤候様相心得、尤御返翰被差置候場所の者、日數不相立内者、相憚候様可仕と奉存候、

一野澤半之丞、土屋鐵四郎、原田寬藏、御普請役元御小人目付、一同交代之儀者、私共并御普請役御小人目付、彼地渡着之上御用引繼、且彼地之様子得と承合度候間、右御用談相濟次第交代可仕奉存候、

右之外、猶相洩候儀者、彼地より相伺候様可仕と奉存候、依之此段奉伺候、以上、

辰十二月

按するに、明年正月御用掛御徒目付出立の時、にいたり、人馬の御證文を賜はる下に附記す、

人足四人、馬六疋從江戶對馬國迄上下、并於彼地御用中幾度も可出之、是者對州表を爲御用御徒目付小野傳左衛門、小野安三郎、御小人目付二人參候に付、人足二人馬二疋宛傳左衛門安三郎、馬一疋宛御小人目付二人に相渡之者也、

文化六巳正月

右 宿 中

御徒目付小野傳左衛門、小野安三郎持參之御用書物長持二棹、從江戶對馬國迄上下、并於彼地御用中幾度も急度可持參者也、

巳正月

右 宿 中

按するに、こたひ御取締御用交代のもの、旅中船路等の事に、り、大目付御目付より何書、并請向に達書、及び諸家よりの何書等左に、

文化五年十二月十一日、備前守殿に河野末五郎に相頼、布施藏之丞を以主膳正より上る、同月廿日御

下承付、同月廿五日石尾彦四郎を以返上、

對州表に被差遣候支配向之者、乗船之儀に付奉伺候書付、

書面伺之通被仰渡

承知仕候、

十二月廿日

佐野宇右衛門

朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御取締爲御用、來春彼地に被差遣候支配向之儀、大坂表より肥前國呼子浦迄陸地罷越、呼子浦より乗船仕、對州に渡海之積に付、當春支配向被差遣候節之通、松浦肥前守領分最寄之儀付、呼子浦より渡海之乗船差出方、同人に被仰渡候様仕度、尤彼地より交代いたし罷歸候支配向之儀者、直に右船に而呼子迄、渡海之積可爲仕、且長州赤間關より豊前國小倉内里之内に往返乗船之儀者、小笠原大膳大夫、毛利甲斐守に私共より申達候様仕、并伏見大坂之間、淀川通船之儀も、大坂表御貸船に而罷越、歸府之節者、陸地通行之積可仕候間、右御船差出方之儀者、是又先達而之振合を以、私共より能勢伊豫守にも按するに、大坂御船手、申遣候様可仕奉存候、依之此段奉伺候、以上、

辰十二月

同年同月廿日、備前守殿長谷川彌左衛門を以御下け、同月廿五日石尾彦四郎を以承付返上、

御書面之通、松浦肥前守に被仰渡候旨奉承知候、

辰十二月廿日

柳生主膳正

遠山左衛門尉

佐野宇右衛門

松浦肥前守に

松浦肥前守

今度對州に爲御用御勘定御徒目付罷越、彼地に在之者共に交代候間、肥前國呼子より對州迄之乗船往返共、可被差出候時分之儀并船數等、柳生主膳正、遠山左衛門尉、佐野宇右衛門に可被承合候、辰十二月十二日寄合席に於之請取、同月廿五日附札いたし、留守居呼出、於蘇鏡之間柴田左中、忠次郎より相渡、傳左衛門罷出、

宗對島守内

小島宇左衛門

今程對州に被御差置候御役人衆御代之儀、頃日被仰達候、就右左之趣奉伺候、

一今程對州の被御差當候御役人衆、肥前呼子より對州の御渡船之儀者、松浦肥前守様より御差出、對馬守より者水先案内之者呼子に差越申候、此度者如何相心得可申候哉、

附札
書面之通相心得、水先案内之もの可被差出候、

一此度御勘定衆、且御普請役衆、對州の御着船之上御旅宿之儀者、今程對州の御居込之御勘定衆御普請役衆と、當時者御同居之御積にも可被成候哉、又者何方に而も宜場所手當可仕置候様可申越候哉、

附札
書面旅宿之儀、交代相濟候迄同居之積可被相心得候、

一今程對州の御居込之御徒目付衆、且御小人目付衆、多田源右衛門屋敷之内御住居に候處、此度遠山左衛門様、右源右衛門屋敷に御住居被成候付、右之方々御住居替之積に被仰達候間、對州に而相應之場所の御談申候筈に御座候、依之、何方と申儀、唯今於爰許相知不申候付、當節御下向之御徒目付衆、且御小人目付衆御住居所之儀者、御居込之衆御住

居替に相成候所に、當時御同居有之候而も宜場所に候は、御同居之御積に申越、御同居に難被成所御座候は、外々の手當仕候様可申越候哉、

附札
書面旅宿替同居之儀、心得之通可被申越候、右之趣、宜御差圖可被下置候、以上、

十二月二日

宗對島守内
小島宇左衛門

十二月廿二日留守居呼出、於蘇鍊之間加藤惣兵衛より相渡、忠次郎傳左衛門立合、松浦肥前守留守居村尾覺助に相渡、

來春對州表に爲御用支配向相越候付、肥前國呼子より對州迄之乗船被差出候様被仰達候旨、牧野備前守殿被仰聞候、依之申達候事、

辰十二月

柳生主膳正
遠山左衛門尉
佐野宇右衛門

右同斷、毛利甲斐守留守居に、内藤彌左衛門より相渡、

來春對州表に爲御用支配向相越候に付、長州赤間關より豊前國小倉の渡船之儀、被差出候様相達可

申旨、牧野備前守殿被仰渡候、依之申達候事、

辰十二月

柳生主膳正
遠山左衛門尉
佐野宇右衛門

右同斷、水野和泉守留守居に、井上平六より相渡、來春對州表に爲御用支配向相越候節、唐津領呼子より致乗船候、依之爲御心得申達候事、

辰十二月

柳生主膳正
遠山左衛門尉
佐野宇右衛門

右同斷、小笠原大膳大夫留守居に、猪飼叔藏より相渡、

來春對州表に爲御用支配向相越候時、歸府之節豊前國小倉より長州赤門關の渡船之儀、被差出候様相達可申旨、牧野備前守殿被仰渡候、依之申達候事、

辰十二月

柳生主膳正
遠山左衛門尉
佐野宇右衛門

十二月廿二日銘々請書差出、

十二月廿一日左衛門宅に差出、附札致し、同月廿五日留守居呼出、於蘇鍊之間村井傳兵衛に、傳左衛門より相渡す、

此節對州に爲御用御勘定御徒目付被遣、彼地に被在之候御方と御交代候間、肥前國呼子より對州迄之御乗船、御往返共可差出旨、牧野備前守様より被仰渡候、依之左之通奉候候、

一此節被相越候御徒目付衆、且交代之仁名前之事、

但、連人高并荷物高之事、

一對州の出立頃合之事、

一船數之事、

但御人數荷物高に應し、船割之儀爰許に而難相定、於在所船役之者共評議之上、便利宜方取計可申候、左候得者船數増減御座候而も不苦哉之事、一夜具之儀手當可仕哉之事、

一船中食事向之儀、如何相心得可申哉之事、

一右乗船之儀者、對州着船之上、直に彼地の繫留置可申哉、又者一先引取候上差越可申哉之事、

右之外取計向御座候者、御差圖被下候様仕度奉伺候、以上、

松浦肥前守家來
村井傳兵衛

十二月廿一日
(一)名面并上下人數荷數とも、別紙を以相達候事(二)正月下旬頃出立之積候事(三)船貳艘手當可有之候事(四)夜具用意に不及候事(五)船中上下食事向之儀者、用意に不及候事(六)乗船之儀者、對州着之上交替、歸府之頃合日間も無之候間、彼地に留置可申候事、
文化六己巳年正月

以切紙致啓上候、然者、朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御取締爲御用、御勘定御徒目付等被差遣、當正月廿八日頃江戸出立いたし候間、着坂之上旅宿并賄等之儀、宜御取計有之候様致度候、且先達而及御達置候彼地詰之もの代り合、歸府いたし候頃合之儀者、出立以前彼地より、書狀を以可及御達候間、是又宜御取計有之候様致度候、依之別紙名前人數書付相添、此段申進候、以上、

正月
佐野宇右衛門
遠山左衛門尉
柳生主膳正

覺

平賀信濃守様
齋藤伯耆守様按するに、この二人は大坂町奉行なり

御勘定
岡本忠次郎
人數上下八人
御徒目付
小野傳左衛門
小野安三郎
人數上下五人宛
御普請役見習
早川雄之進
人數上下三人
御小人目付
岩藤龜三郎
栗原伊八
人數上下貳人宛
右者、此度對州表の出立可致分、

御勘定
野澤半之丞
人數上下八人
御徒目付
土屋鍊四郎
原田寛藏

人數上下五人宛

御普請役元
山田周藏
人數上下四人

御小人目付
磯山藤五郎
兼松仁右衛門
人數上下貳人宛

右者、對州表代合相濟次第彼地出立、歸府可致分、以切紙致啓上候、然者朝鮮信使來聘に付、對州表御普請向、其外御取締爲御用御勘定御徒目付等被差遣、時正月廿八日江戸出立之積、且先達而及御達置候彼地詰之者共代り合、歸府致候に付、其地通行可致候間、爲御心得別紙名前書相添此段申進候、以上
正月

佐野宇右衛門
遠山左衛門尉
柳生主膳正
牧野大和守様
小長谷和泉守様按するに、この二人は京都町奉行なり

別紙名前書、右に同し、
以切紙致啓上候、然者朝鮮信使來聘に付、對州表御

普請向、其外御取締爲御、御用勘定御徒目付等被差遣候に付、伏見より大坂迄淀川通御貸船御手當有之候様可相達旨、牧野備前守殿御差圖に付及御達候、尤當正月廿八日江戸出立之積に付、御貸船之儀宜御取計有之候様存候、且先達而及御達置候彼地詰御勘定御徒目付等代り合、歸府致し候節、淀川御貸船之儀、彼地より出立以前、書狀を以及御達候は、是又宜御取計有之候様致し度候、依之別紙名前人數書付相添、此段申進候、以上、

佐野宇右衛門
遠山左衛門尉
柳生主膳正
能勢伊豫守様

別紙名前書、右に同し、以上、小野某對州御用留、
文化六年二月四日、御目付廻狀、
一左衛門尉對州に爲御用、今朝品川通被致出立候、同年十月六日

一左衛門尉對州御用相濟昨日歸府に而候、文化年錄、
文化六年二月四日、御目付遠山左衛門尉、朝鮮譯官使應對に依て江戸發足、同年十月五日遠山左衛門

尉江戸歸着、片山氏筆記、
文化七庚午年六月朔日

對州より罷歸候

御勘定
岡本忠次郎文化年錄

通航一覽卷之四十四

朝鮮國部二十

○來聘御用掛附御書、御褒美等 文化度

文化七庚午年十二月、明年いよ／＼對馬國において
聘禮あるにより、御用掛りの輩御暇賜ものあり、併せ
見る、

文化七庚午年十二月二日、植村駿河守按するに、若相
年寄家長、
渡御書付、

御目付に

御小人目付

人

金參兩充

三

朝鮮人來聘爲御用、對州に罷越候に付被下之、
同日右同斷

御目付に

御小人目付

人

御扶持方貳人扶持一倍、宿代一ヶ月金貳分充
雜用一ヶ月金二兩 賄道具代金二分

御手當銀一日拾匁

右對州に爲御用罷越候に付被下候、尤御勘定奉行
可被談候、文化年錄、

通航一覽卷之四十三終

文化七年十二月十一日

金二枚 時服二

儒者

古賀彌助

同斷

表御右筆

大塚傳藏

同斷

御勘定組頭

男谷彦四郎

金三枚 時服二

御勘定吟味方改役

加藤惣兵衛

金二枚 時服二

御勘定

中村七十郎

同斷

御勘定

岡本忠次郎

同斷

野澤半之丞

同斷

久保田吉次郎

右、朝鮮人來聘爲御用、對州に罷越候に付被下旨、
於御右筆部屋縁頗備前守按するに、老中牧野忠精申渡、若年寄中
侍座、

御徒目付

小野傳左衛門

加藤才助

小野清右衛門

林餘四郎

原田寬藏

高倉助右衛門

鈴木分左衛門

金拾兩宛

右同斷に付被下旨、於燒火之間堀田攝津守按するに、若年

寄正、申渡、柳營日次記、
文化七年十二月十一日、堀田攝津守相渡、

御目付に

御小人目付

人

金參兩充

十

朝鮮人來聘爲御用、罷越候に付被下之、
同日同人相渡

同日同人相渡

御目付に

御徒目付

小野傳左衛門

加藤才助

小野清右衛門

林餘四郎

原田寬藏

高倉助右衛門

鈴木分左衛門

御扶持方分限に應一倍、宿代一ヶ月金一兩
雜用金一ヶ月四兩二分 賄道具代金三兩二分充
御手當銀一日一分

御小人目付

七人

御扶持方貳人扶持一倍、宿代一ヶ月金二兩充
雜用金一ヶ月二兩 二道具代金一分
御手當銀一日拾匁 文化年錄

文化七年十二月十五日

御勝手より

對州に爲御用罷越候

金拾兩宛

林大學頭

同斷 大目付 井上美濃守
 同斷 御勘定奉行 柳生主膳正
 同斷 御目付 遠山左衛門尉
 同斷 御勘定吟味役 佐野宇右衛門
 同斷 御勘定吟味役 松山惣右衛門柳營日記 年次文化

文化七年十二月十五日

右對州に罷越候に付、諸大夫被仰付旨、於芙蓉之間
 老中列座、下野守按するに、青山忠裕、申渡、若年寄中侍座、
 同年同月廿三日

金五拾枚 御馬被下 對州に御暇 小笠原大膳大夫
 時服拾 羽折 脇坂中務大輔以上、文化年録
 金三拾枚 時服五

象眼御燈貳足

朝鮮人來聘御用骨折相勤、遠境迄相越候に付、思召

を以被下之、
 右於羽目之間備前守傳達之、柳營日記、文化年録、御徒方萬年記
 文化七年十二月廿八日、堀田攝津守相渡御書付、
 御目付に

來春中朝鮮信使來聘に付、小笠原大膳大夫、脇坂中務大輔始、對州に罷越候面々、往來之道筋旅宿等掃除、并取繕に不及、賄道具等も有合を差出可申候、旅宿差支候所者、寺院之類相用候而も不苦、爲馳走新規之茶屋を設け、或は送迎之者差出候儀等可爲無用候、其所に無之商賣物脇より遣はし置爲賣間敷候、勿論右之面々通行之節、遠慮なく農業いとなみ可申事、

一御朱印并證文員數之外、餘分之人馬候にをいては、所定之賃錢取之、無賃之人馬出すへからす候、賃錢定無之所者、近邊之定めに准し可取之事、右之通、東海道、中山道、中國西國筋領知有之面々、
 可被相觸候、
 十二月、文化年録、制令通葉、憲法類集

文化七年

來聘爲御用出立之御役人拜領物、御手當被下

物之分、按するに、諸向御暇拜領物

御合力米六百石月割、旅御 林 大學頭
 一扶持方四拾五人扶持一倍、大 目 付
 宿代一ヶ月銀七枚充 御勘定奉行
 外別段御手當金一ヶ月百兩充
 御合力米五百石月割、旅御 御目付貳人
 一扶持方拾六人扶持一倍、
 宿代一ヶ月銀五枚充
 外別段御手當金一ヶ月金五拾兩充
 御合力米四百石月割、旅御 御勘定吟味役
 一扶持方拾六人扶持一倍、 儒 者
 宿代銀二枚充
 外別段御手當金一ヶ月金貳拾貳兩充
 御合力米貳百俵四ッ物成、
 一旅御扶持方拾人扶持一倍、 表御右筆貳人
 宿代一ヶ月銀二枚充
 外別段御手當一ヶ月金貳拾兩充

御合力米四百五拾俵四ッ

物成、旅御扶持方拾三人扶持一倍、物書料金貳拾兩、 御勘定組頭
 宿代銀一ヶ月三枚充
 外別段御手當一ヶ月金貳拾貳兩充
 御合力米貳百俵四ッ物成、
 一旅御扶持方拾人扶持一倍、 吟味方改役一人
 物書料金拾五兩、宿代一ヶ月銀二枚充 御勘定三人
 外別段御手當金一ヶ月金貳拾兩充
 旅御扶持方七人扶持一倍、
 雜用一ヶ月金四兩二分、賄 御徒目付七人
 道具代金三兩二分、宿代一ヶ月金一兩充
 外別段御手當一ヶ月金拾三兩充
 旅御扶持方三人扶持一倍、
 雜用一ヶ月金三兩貳分充、
 一宿代一ヶ月金二分充、支度 吟味方下役
 金四兩、筆墨紙燭燭代一日 銀一匁充
 外別段御手當金一ヶ月金八兩充
 旅御扶持方三人扶持一倍、

雜用一ヶ月金三兩二分充、
一宿代一ヶ月金二分充、支度
金三兩、筆墨紙燭燭代一日
銀一匁充

御普請役

外別段御手當一ヶ月金八兩充

旅御扶持方二人扶持一倍、

雜用一ヶ月金二兩充、宿代
一ヶ月金二分充、賄道具代
金二分

御小人目付

外別段御手當一ヶ月金八兩充

下ケ札

本文御手當被下もの之儀、別段御手當之分
御勘定組頭以下、蝦夷地並之一日當御手當
一ヶ月金高之内を引殘之分、別段御手當と
して頭支配に請取被相渡候事、

但、御勘定組頭、一日金貳分充

儒者

同斷

御右筆

一日金壹分貳朱充

御勘定吟味方

同斷

御徒目付

一日金壹分充

御普請役

吟味方下役

一日銀拾匁充

御小人目付

右之通、一日當テ一ヶ月分金高に而、差引殘之
分別段御手當に相成候事、

本文御手當願之儀、午七月中進達に相成候處、
再應取調に成、十月廿一日進達に成、十一月廿
一日承附に相下る、尤別紙御書取下る、
承附左之通

書面別段御手當割増被下候儀者難成候、割増
程之金高、來聘御入用之内より頭支配に請取
相渡可申候、尤都而被下物請取過に不相成様
勘辨致し、御用濟之上、若請取過有之候は、
返納可申旨被仰聞承知候、
午十一月廿一日

御朱印御證文

御朱印

御證文

一人足八人
一馬八疋

一御用長持貳棹

右、林大學頭、大目付、御勘定奉行、

御朱印

御證文

一人足八人
一馬五疋

一御用長持貳棹

右、御目付、御勘定吟味役、

御朱印

御證文

一人足貳人
一馬六疋

一御用書物長持壹棹

右、御勘定組頭、

御朱印

御證文

一人足貳人
一馬三疋

一御用書物長持壹棹

右、吟味方改役御勘定、

御朱印

御證文

一人足貳人
一馬三疋

一長持壹棹

右、儒者、

御朱印

御證文

一人足貳人
一馬三疋

一長持壹棹

右、表御右筆、

御證文

一人足貳人
一馬貳疋

右、御徒目付、

御證文

一馬壹疋

右、吟味方下役、御普請役御小人目付、近藤某留書、
文化八年辛未年正月十四日

寺社奉行

脇坂中務大輔

右御目見、朝鮮人來聘に付、支度之儀御尋有之、
同年同月同日御目付廻狀、

一左衛門尉、肥後守、今日御前に被出候、
同月廿一日

一左衛門尉、肥後守、中務、明日脇坂中務大輔宅寄
合被相越候、
同年二月朔日

御朱印御證文

御朱印

御證文

一人足八人
一馬八疋

一御用長持貳棹

右、林大學頭、大目付、御勘定奉行、

御朱印

御證文

一人足八人
一馬五疋

一御用長持貳棹

右、御目付、御勘定吟味役、

御朱印

御證文

大目付

井上美濃守

御勘定奉行

柳生主膳正

御目付

遠山左衛門尉

佐野肥後守

右御目見、朝鮮人來聘に付、支度之儀御尋有之、
同年同月同日御目付廻狀、

一左衛門尉、肥後守、今日御前に被出候、
同月廿一日

一左衛門尉、肥後守、中務、明日脇坂中務大輔宅寄
合被相越候、
同年二月朔日

一左衛門尉、明日脇坂中務大輔宅寄合被相越候、
同月十二日

一左衛門尉、今夕對州表に而立に而候、以上、文化年録、
文化八年

諸御役人、并支配向等江戸發足、并對州着、出
立歸府之覺、

正月廿七月初立

御目付

佐野肥後守

御勘定吟味役

松山惣右衛門

御勘定吟味方改役
 中村長十郎 御徒目付 原田寛藏
 高倉助右衛門 鈴木分左衛門
 吟味方下役 名取嘉太夫
 土肥藤五郎 御小人目付 鈴木猪之助
 木村甚十郎 古澤半右衛門
 三森圓次郎 持田專吉
 小島東一郎 松本柳平
 兼松仁右衛門
 右、三月八日對府着、(朱書)但、七十日目にて着、
 二度目
 大目付 井上美濃守
 (朱書)惣兵衛不快に而、
 二月廿六日出立、
 二度目一同の落合、
 御勘定奉行 柳生主膳正
 御勘定 加藤惣兵衛
 岡本忠次郎 野澤半之丞
 久保田吉次郎 御徒目付 小野清右衛門
 御普請役 足立所左衛門
 (朱書)量平儀は、惣兵衛一同に出立、
 大橋量平

近藤彌太六 早川雄之進
 御小人目付 渡邊傳太左衛門 岩藤龜三郎
 持田登平
 右、二月五日江戸出立、四月三日對府着、(朱書)但、八十七日目に着、
 三度目
 御徒目付 遠山左衛門尉 小野傳左衛門
 加藤才助 林餘四郎
 御小人目付 高橋幸五郎 小室源四郎
 末次太吉 古澤常吉
 平山庄四郎 川村彌一兵衛
 金井新作
 右者、二月十二日江戸出立、四月四日對府着、(朱書)但、八十一日目に着、
 上使 小笠原大膳大夫
 右、二月十九日江戸出立、三月廿一日在所小倉乘船、四月十五日對府着、(朱書)但、八十五日目に着、
 三度目立之内
 御右筆 大塚傳藏 男谷彦四郎

右、閏二月廿六日江戸出立、(朱書)六十六日目に着、
 林大學頭 古賀彌助
 右、閏二月廿八日江戸出立、(朱書)六十四日目に着、
 副上使 脇坂中務大輔
 右、三月二日江戸出立、五月二日對府着、前書大學頭、彌助、御右筆一同に着有之、(朱書)但、六十日目に着、
 一御役人乗船、供船、荷船馬船とも三十二艘、小隼頭漕之分二十一艘、
 一副上使本船、供船、荷船馬船とも三十四艘、小船七艘、
 右、都合大小船八十五艘程、
 右請負人 廻船御用達 筑前屋新五兵衛
 但、右之者、御用中苗字帶刀御免被仰渡之、
 一上使者自分手船に而被超越候、
 一都而海路御役人方乗船之儀は、風波難船之様子見受候は、其浦々より助船差出、并御返物、其外通船之節も、右同様心得方之儀、海岸附浦々々觸達之儀、領主々々御達有之、
 但、對州出立前も、右同様之儀順々申繼候様、對

馬守に達相成、
 一道中彼地着之節も、都而宿繼之儀者、美濃守殿主膳正殿添觸を以差立候處、四月廿二日評議之上、左衛門尉殿名前加へ候事、
 一肥州呼子より壹州勝本迄者、水野和泉守引船出之、尤湊口迄者百艘餘出候得共、夫よりは少々計附添參、尤途中よりは松浦肥前守より出迎引船出る、壹州勝本より對州湊口より同領出迎船出、
 船數十艘出、對州湊口より同領出迎船出、
 但、松浦家之引船は、外々よりは格外に働方相勝、對州出立之節も、引船對州まで差出方之儀、五月四日右家來志佐岡右衛門に達有之候處、規模にも相成候儀大慶存候旨申述、承知之段申之候由、
 一六月廿日より對州に、勝本平戸より追々引船差下し候分、
 一番手として 四十艘
 二番手として 七十四艘
 三番 六十五艘
 是者、兩上使并初立之面々手當として、對州に差

渡候處、廿一日者初立出帆、途中にて引戻し候分も有之、混雜いたし候儀に候由、凡右程者差出候由、

同廿一日

六十艘 對州に相廻し候由、

右之外に、脇坂は出迎船、并呼子迄之送船百四十艘差出、小笠原用意船百艘計、是は順風に而對州より直に筑前相のしまへ走り候に付、無其儀相濟候由、

右之趣者、慈行丸の水先として乗船、勝本より呼子迄參候山中淺之助、自分申間候に付留置、一二度目出立之面々、對府着之御届は、井上美濃守殿、柳生主膳正殿連名にて、支配向一同之御届出る、

一遠山左衛門尉殿、四月四日着、同五日夜四つ時頃旅宿長屋門あり出火、折節大風雨に有之に付、格別に不廣火鎮、併主膳正殿旅宿、其外向寄之分大に騒動致す、

但、右に付、御目付衆連名之書狀にて、尤美濃守殿、主膳正殿、惣右衛門殿一同之名前に而、左衛

門尉殿差扣、伺江戸表に出る、

(朱書) 但、五月五日に而、江戸掛より右返書六月六日來、其儀不及旨被仰渡候段申來る、

一對州に而者、主膳正殿御旅宿に、日々御用向取調として、御勘定一人、御普請役二人相詰、四月六日より六月廿日引拂當日迄、

(朱書) 但、手附御普請役は、兩人日々罷出、但服之儀者羽織袴、

一三月八日より、御役人對州追々入込、六月十九日より七月四日迄追々引拂濟、

(朱書) 但、在留日數都而百十四日程、

一都而御役人支配向迄、船中用飯米之儀は、大坂難波御藏より積入候事、

一對州在留中飯米之儀者、三河口太忠掛被仰付、筑前博多城下買入米相廻、手附手代對州表に出役、右渡方等有之候事、

對州一同出立之覺

小笠原大膳大夫

脇坂中務大輔

右兩上使、六月十九日朝對州出帆、

初度

柳生主膳正 松山惣右衛門

中村長十郎 岡本忠次郎

近藤彌太六 早川雄之進

右六月廿一日對州出帆、同廿五日呼子着、同七月朔日長崎着、八月朔日同所出立、同八日小倉乗船、同十八日室津上陸、同廿一日大坂着、同廿四日同所出立、主膳正殿、忠次郎、雄之進者中山道通、九月十一日歸着、惣右衛門殿、長十郎、彌太六東海道通、同十一日歸府、

初度之内

佐野肥後守 大塚傳藏

男谷彦四郎 原田寛藏

磯野七十五郎 高倉助右衛門

加藤惣兵衛 野澤半之丞

澤藤十郎 佐藤清五郎

名取嘉太夫 木村甚十郎

足立所左衛門 大橋量平

鈴木猪之助 三森圓次郎

小島東一郎 持田專吉

金松仁右衛門 石崎左七郎

松本柳平

右六月廿一日對州出帆、前同様呼子着、

二度目

林大學頭 井上美濃守

遠山左衛門尉 古賀彌助

久保田は、朝鮮人出帆見届之上出立之種之處、右相濟候に付、風待之上、一同出帆に成、 久保田吉次郎

小野傳左衛門 林餘四郎

(朱書) 加藤才助 (朱書) 鈴木分左衛門

土肥前同斷 土肥藤五郎 渡邊傳太左衛門

岩藤龜三郎 持田登平

高橋幸五郎 小室源四郎

平山庄次郎 古澤常吉

末次佐吉 川村彌一兵衛

金井新 (朱書) 古澤半右衛門

右七月四日對州出帆、同六日呼子着、

朱書

但、朱書之面々者、下之關に相渡道中惣陸地旅行致、□□□□日歸府有之、

但、出立之節は一同惣陸、歸府之節は一同小倉より播州室津迄海路乘船之事、副上使者歸府之節も惣陸に成、

一對州出立之節御届者、主膳正殿、惣右衛門殿長崎表に罷越候に付、右支配向之分共、兩人連名に而宿繼にて差出、以上、近藤某留書。○上使旅備繪圖差添、御使旅備繪圖あり、別紙に收む。

文化年

播州室津より、瀬戸内海筋豊前大里まで、夫より肥前國呼子浦對州府中迄之海上、浦附湊廻船繋方善惡、風波之湊方、湊より湊までの里數、左之通に御座候、

一播州室津より備前大田布迄、海上五里、
酒井雅樂頭殿御領分室津浦、酉戌に向、湊内深さ四尋より六尋まで、大小廻船凡五十艘餘船繋相成候、併酉戌之風甚惡敷候、其外は何風にても船繋泊よし、

一備前大田布より同牛窓まで、海上五里、
松平上總介殿御領分大田布浦、子丑に向、湊内淺く五百石以上之廻船不入、外山陰に大小廻船二十艘程船繋相成候、併其地東風船繋甚惡敷候、其外は何

風に而も泊よし、牛窓之上に、鼠島之前、上筏下筏と申瀬戸二つ御座候、

一同牛窓より出崎迄、海上四里、

右御同人御領分牛窓浦、未申に向、大小廻船二十艘餘船繋相成候、已より申迄之風甚船繋あしく候、湊之内波濤あり、波濤之内は淺く廻船不入、湊之内上之方大工濱と申處御座候、濱卯辰に向ひ、大小廻船三十艘餘船繋相成候、寅卯辰之風船繋あしく候、其外は何風にても泊よし、地方は淺く候、

一同出崎より同日比まで、海上三里、

右御同人御領分出崎浦、湊無之五六町下猶島と申島御座候、此處は何風にても山陰に船繋風湊相成候、但沙懸場なり、

一同同日比より下津井まで、海上五里、

右御同人御領分日比浦、午未に向ひ、湊内深さ三尋より四尋まで、大小廻船十五艘程も船繋相成候、併辰より申迄之風船繋甚惡敷候、其外は泊りよし、同浦より五里下津井之沖湯島と申所御座候、大小廻船三十艘程船繋相成候、併寅より辰迄之風船繋甚惡敷候、其外は何風にても船繋泊りよし、

一同下津井浦より備前鞆湊迄、海上十里、

右御同人御領分下津井浦、巳午に向、地方は淺く沖は汐引、大小廻船二十艘餘船繋相成候、併辰より酉迄之風船繋甚惡敷候、其外は何風にても泊りよし、下津井より七里下、白石と申島迄都而水島灘と申候、此間湊無之候へ共、地方は何れ之山陰にても汐懸り場なり、白石島湊浦子丑に向ひ、深さ三尋より四尋まで、大小廻船十五艘程船繋相成候、併子丑風船繋甚惡敷候、其外は泊りよし、

一備後鞆より藝州御手洗迄、海上十五里、

阿部主計頭殿御領分鞆湊浦、巳午向、湊内深さ四尋より六尋迄、大小廻船凡五十艘程船繋相成候、併辰巳午風は船繋甚惡敷候、其外は何風にても泊よし、又保命酒屋之前之浦、酉戌に向ひ深さ四尋より六尋まで、大小廻船五十艘餘船繋相成候、併酉戌之風船繋甚惡敷候、其外は何風も泊りよし、鞆前より泉水山と申島御座候、此北之方一丁程沖に、瀬二つあり、狐崎の山鼻より上方に瀬あり、又カレイの山鼻四五町程に、油石と申す瀬あり、鞆より御手洗迄之間、數艘入津之湊は無之候得共、四方山々島々之間

乗走り候故、假令何風に吹變り候共、何れ之島陰にても船繋相成、何れも沙掛り場なり、

一藝州御手洗より伊豫津和迄、海上十一里、

松平安藝守殿御領分御手洗浦、丑寅に向ひ、大小廻船五十艘餘船繋、何風にても泊りよし、御手洗之前岡村と申島山御座候、依而袋之如く上々之湊なり、一同津和より周防家室迄、海上五里、

松平立丸殿御領分、浦辰巳午に向ひ、湊口廣く、戌より寅迄之風船繋泊よし、其外は何風にても船繋甚惡敷候、併沙懸り場なり、家室之入口に瀬戸二つあり、

一同地之家室より同上之關迄、海上七里、

毛利大和守殿御領分家室、戌亥に向ひ、湊内深さ三尋より九尋まで、大小廻船三十艘程船繋相成候、併巳午風船繋甚惡敷、其外は何風にても泊りよし、又地之家々之前に、沖之家室と申島御座候、浦丑寅に向、湊内に深さ三尋より九尋迄、大小廻船二十艘程船繋相成候、併丑寅西風船繋甚惡敷候、其外は何風にても泊りよし、家室より里數凡四里下、荷ひと申島二つあり、内東之方二町程沖に瀬一つ御座候、又二

里下戰場嶽之續、白濱一町程沖東之方に瀬二つ御座候、上之關入口なり、

一同上之關より同室住迄、海上五里、

右御同人御領分上之關浦、寅卯に向ひ、湊之内廣く、大小廻船四十艘程船繋、何風にても泊りよし、上之關に向ひ地方に、室津といふ浦御座候、戌亥に向ひ、此所にも大小廻船四十艘程船繋、何風にても泊りよし、

一同室住より同笠戸まで、海上五里、

右御同人御領分室住浦、辰巳に向ひ湊内廣く、大小廻船二十艘餘船繋、何風にても泊りよし、併地方は淺く候、

一同笠戸より同馬島迄、海上五里、

右御同人御領分笠戸浦、子に向ひ湊内廣く、深さ五尋より九尋迄、大小廻船二十艘山岸迄船繋相成候、其外何風にても泊りよし、地方は周防久田松に御座候、

一同馬島より同中之關迄、海上五里、

右御同人御領分馬島、内島陰に而大小廻船十五艘餘、何風にてもふり掛風凌き相成候、併沙掛り場に

御座候、

一同中之關より同新泊り迄、海上六里、

右御同人御領分三田尻浦入口、巳午未に向ひ、湊入口廣く泊り甚悪敷候、併寅卯辰風之節は、三田尻之前向島之山陰に、大小之廻船二十艘餘船繋相成候、其外は船繋あしく候、

一同新泊りより長州本山迄、海上六里、

毛利甲斐守殿御領分御泊り浦、辰巳に向ひ、湊内淺く、大小廻船不入、外山陰に大小之廻船十五艘程沙掛り場御座候、併辰巳之風船繋あしく候、

一長州本山より豊前遍崎迄、海上二里、

右御同人御領分本山湊、南向湊内淺く、大船は不入、外山陰に沙懸り場御座候、遍崎迄之間に千珠萬珠と申島二つ並御座候、又かのふ瀬と申候瀬一つ御座候、

一豊前遍崎より同田之浦迄、海上二里、

小笠原大膳大夫殿御領分、此所みなと無之候、

一同田之浦より長州下之關迄、海上二里、

右御同人御領分田之浦、湊口丑寅に向、深さ五尋より七尋迄、大小廻船五十艘程船繋相成候、併西北風

は船繋あしく候、但沙掛場に御座候、

一長州下之關より豊前大里迄、海上二里、

毛利甲斐守殿御領分下之關、湊家並西より寅迄流れ、海岸深く四尋より八尋まで、大小廻船貳百艘餘船繋相成候、併下之關之内城越より南部之間は、卯辰風之節は船繋甚悪敷、三百目屋鋪之鼻と申處迄は、觀音崎吹かはし候故泊りよし、此處も船繋悪候節は、一里下伊崎と申處御座候、何風にても船繋りよし、大小廻船百五十艘程船繋相成候、

一豊前大里より小倉まで、海上二里、

小笠原大膳大夫殿御領分大里浦、酉戌に向海岸荒磯にて、西北風之節は甚浪高く、御上陸難相成儀も御座候間、下之關にて日和見定め乗掛可申事、大里之前四五町程沖、與治兵衛之瀬、并尼ヶ瀬と申瀬一御座候、又真那磐と申岩御座候、引島之前、鳴瀬と申瀬一つ御座候、

一同小倉より筑前若松迄、海上二里、

右御同人御城下、此間湊なし、

一筑前若松より同山鹿之岬迄、海上二里、

黒田備前守殿御領分、此間湊なし、

一同山鹿之岬より同蘆屋迄、海上二里、

右御同人御領分、此間湊なし、博多浦は山鹿之岬より右へ乗る、

一同蘆屋より同地之島迄、海上五里、

右御同人御領分、此間蘆屋灘と申候、

一同地之島より同勝島まで、海上三里、

右御同人御領分、此間湊なし、

一勝島より同鼓石迄、海上三里、

右同斷、

一鼓石より相之島迄、海上三里、

右同斷、

一相之島より同玄界迄、海上七里、

右御同人御領分相之島浦、湊御座候、

大ヒザモトと申瀬一つ御座候、

一同玄界より唐泊り岬まで、海上三里、

此間黒島之沖に、瀬一つ御座候、

一唐泊り岬より西之浦岬まで、海上三里、

右御同人御領分唐泊り浦、并今津浦共、小湊に御座候、又唐泊り之通之沖に、長茂と申瀬御座候、北南へ長し、又トウタヒと申瀬御座候、

一同西之浦岬より同けや崎まで、海上三里、
 右御同人御領分、此間湊なし、
 一同けや崎より同姫島迄、海上三里、
 右御同人御領分、此間湊なし、
 一同姫島より肥前唐津迄、海上二里、
 右同斷、
 一肥前唐津より同呼子まで、海上五里、
 水野和泉守殿御城下、此間湊なし、
 一同呼子より壹州勝本迄、海上十八里、
 右御同人御領分呼子浦、戊亥に向、湊内深さ四尋より八尋まで、大小廻船貳百艘餘も船繋相成候、何風にて船繋泊りよし、湊口向カベと申島御座候、此處浦卯辰に向ひ、大小廻船三十艘餘船繋、何風にて泊りよし、呼子浦は左右に出入口御座候に付、上上湊に御座候得とも、いづれも小湊に御座候、出帆勝本は辰巳風にて渡海よし、
 一壹州勝本より對州府中迄、海上四十八里、
 松浦肥前守殿御領分勝本浦、入るカ博多瀬戸、中之瀬戸、對馬瀬戸と申三ヶ所御座候、博多瀬戸は小船にて通行相成候、中之瀬戸は磯瀬等多く、沖合より勝本城山を目當にて、廻船之舳先を向乗込へし、對馬瀬戸は磯瀬等はなし、勝本浦亥子に向、深さ三尋より八尋迄を、廻船大小五十艘餘船繋相成候、併北風に相成候得者、中之瀬戸より吹込にて浪高く御座候、其外何風にても船繋よし、對州へ卯辰巳之風にて渡海よし、
 一對州府中より内鳴居瀬内迄、海上七里、
 宗對馬守殿御城下府中湊、巳午に向、南之鼻を虎崎、北之鼻を彌良崎と申候、湊口虎崎より彌良崎之方へ、折瀬と申瀬有之候に付、廻船出入共彌良崎之方へ添候而乗込へし、湊内廣く深さ十尋ばかり、大小廻船凡四十艘餘も船繋相成候、併湊口廣く大洋向に而、辰巳午風は吹込にて、船繋甚あしく候、湊内ハト右ハト之内は、七百石位之廻船五艘程船繋相成、且又立神と云大岩あり、此脇に兩三艘小船風湊相成候、府中より鳴居瀬内迄七里間地續廻り、鶏知浦、堀切、小船越、都而小湊に而湊内狭く、東方風甚惡敷候、
 一鳴居瀬内緒方浦、
 鳴居瀬内、入口卯辰に向、沖に黒島あり、緒方浦は

り勝本城山を目當にて、廻船之舳先を向乗込へし、對馬瀬戸は磯瀬等はなし、勝本浦亥子に向、深さ三尋より八尋迄を、廻船大小五十艘餘船繋相成候、併北風に相成候得者、中之瀬戸より吹込にて浪高く御座候、其外何風にても船繋よし、對州へ卯辰巳之風にて渡海よし、
 一對州府中より内鳴居瀬内迄、海上七里、
 宗對馬守殿御城下府中湊、巳午に向、南之鼻を虎崎、北之鼻を彌良崎と申候、湊口虎崎より彌良崎之方へ、折瀬と申瀬有之候に付、廻船出入共彌良崎之方へ添候而乗込へし、湊内廣く深さ十尋ばかり、大小廻船凡四十艘餘も船繋相成候、併湊口廣く大洋向に而、辰巳午風は吹込にて、船繋甚あしく候、湊内ハト右ハト之内は、七百石位之廻船五艘程船繋相成、且又立神と云大岩あり、此脇に兩三艘小船風湊相成候、府中より鳴居瀬内迄七里間地續廻り、鶏知浦、堀切、小船越、都而小湊に而湊内狭く、東方風甚惡敷候、
 一鳴居瀬内緒方浦、
 鳴居瀬内、入口卯辰に向、沖に黒島あり、緒方浦は

紺青岬より乗廻り、二つ目之鼻之入海なり、併二つ目之鼻之筋に瀬一つあり、依而北之方國崎之方へよりそはせ乗込へし、緒方浦、入口戌に向、湊内廣く四尋五尋まで、大小廻船五十艘餘船繋、何風にても泊りよし、
 一同久須保浦、
 入口亥子に而湊内廣く、深さ四尋より五尋迄、大小廻船六十艘餘船繋、何風にても泊よし、
 右兩浦に限らず、久須保浦入口外山陰に廻船三十艘程、何風にても船繋泊りよし、誠に右兩浦共湊之内之湊にて、上々之所に御座候、小野某所藏留書、○按ずるに、この書年月等詳ならず、贅に似たれども、畢竟この御用掛りの輩、海路往還記得のため、いづれのもまに、書上しものさ知らる。故に前書の因に姑く附録せり。
 聘禮畢りて、御用掛りの輩賜もの各差あり、また御用奉行等、御用跡調寄合あり、
 文化八年八月十五日、御座間、
 美濃國宗光
 代銀五百貫
 右、朝鮮人來聘御用相勤候に付、御手自被下之、柳繁日記
記、文化年餘、御徒方萬年記、栗園漫抄、○按ずるに、若年寄京極備中守高久も、御用掛りなれども、累代武鑑によるに、老年にて御役

御免、文化五年病死なり、しかれば代り御用掛若年寄は、別に命せられざりしと見ゆ、
 文化八年八月十五日、御白書院、
 對州より罷歸候
 卷物十 干鯛一箱 小笠原大膳大夫
 卷物五 干鯛一箱 同 脇坂中務大輔
 右御目見
 同年同月廿七日、御目付廻狀、
 一肥後守、朝鮮人來聘御用相濟、昨日對州より歸府被致候、
 同年九月四日
 一左衛門尉、朝鮮人來聘御用相濟、從對州昨日歸府に而候、
 同年同月十五日、御勝手より、對州より罷歸候
 大目付 御勤定奉行 柳生主膳正
 井上美濃守
 御目付 遠山左衛門尉 佐野肥後守
 御勤定吟味役 松山惣右衛門
 右御目見
 同日、御黒書院御勝手、對州より罷歸候

儒者 古賀彌助 表御治筆 大塚傳藏

男谷彦四郎 御勘定組頭 加藤惣兵衛

御勘定吟味方改役 中村長十郎 御勘定 岡本忠次郎

澤藤十郎 野澤半之丞

久保田吉次郎 右御目見、以上、文化年録、文化八年九月廿八日

御座間

御刀 肥前國忠廣 代金拾五枚 脇坂中務大輔

右御目見、朝鮮人來聘御用相勤候に付、御懇之上 意有之、於御前被下之、文化年録、柳營日記、文化八年十月朔日、御勝手

對州より罷歸候

林大學頭

右御目見

同年同月同日、御目付廻狀、

一左衛門尉、肥後守、明日脇坂中務大輔宅來聘御調 御用寄合被相越候、按ずるに、この月十二日、同廿二日、十 月二日、同十二日同斷、(以上、文化 年録)

文化八年十月十八日

金拾枚 時服四 林大學頭

名代 筒井佐次右衛門

同斷 大目代 井上美濃守

御勘定奉行 柳生主膳正

同斷 御目付 遠山左衛門尉

金七枚 時服三 佐野肥後守

御勘定吟味役 松山惣右衛門

右、朝鮮人來聘御用相勤候に付被下旨、於芙蓉間老 中列座、下野守申渡、若年寄中侍座、

卷物三

西國郡代 三河口太忠

代名 大貫治右衛門

右朝鮮人來聘に付、對州に白米渡方之儀、取扱骨折 候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、列座同前、下野守 申渡、

銀拾枚 御納戸組頭 佐久間久五郎

同五枚 御納戸 鈴木勝次郎

同 鈴木清兵衛

同七枚 漆奉行 左吉

朝鮮に被遣候端物御用、其外精出相勤候に付被 下之、

銀七枚 御同朋頭 平井專阿彌

朝鮮に遣はされ候御屏風之儀、取扱骨折候に付 被下之、

右於同席備前守申渡、若年寄中侍座、

金三枚 時服貳 御勘定組頭 加藤惣兵衛

金貳枚 時服貳 御勘定吟味方改役 中村長十郎

金壹枚 岩田本五郎

金貳枚 時服貳 御勘定 岡本忠次郎

同斷 澤藤十郎

同斷 野澤半之丞

同斷 久保田吉次郎

銀拾五枚 杉江彌太郎

朝鮮人來聘御用相勤候に付被下之、按ずるに、柳營 惣兵衛以下杉江彌太郎にいたりて、於同席 下野守申渡、井伊兵部少輔侍座とあり、 日次記に、加藤

銀五枚

御代官 大岡久之丞

名代 杉庄兵衛

名代 木村周藏

名代 池田仙九郎

朝鮮人來聘に付、御用船打立候節、見廻相勤候に 付被下之、

右於同席備前守申渡、

銀拾枚 御徒目付組頭 川村助左衛門

右朝鮮人來聘御用相勤候に付被下旨、於躑躅間若 年寄中出座、井伊兵部少輔直即、申渡、

按ずるに、柳營日次記に 御右筆部屋縁類とあり、

金拾兩 御徒目付 小野傳左衛門

同 加藤才助

同 小野清左衛門

同 林餘四郎

同 磯野七十五郎

同 原田寬藏

同 高倉助右衛門

名代 村山勘次郎
古山善藏
銀七枚
右同斷に付被下旨、於燒火之間井伊兵部少輔申渡、

表坊主 圓 節
名代 閑 悅
名代 祐 哲
昌 永
名代 寒 松

右朝鮮に被遣候御屏風之儀、取扱骨折候に付被下旨、於同席堀田攝津守申渡、

奧御右筆組頭 秋山内記
奧御右筆 布施藏之丞
御勘定格 間宮平次郎
奧御右筆所詰 屋代太郎
時服貳
右朝鮮人來聘御用相勤候に付、於奧被下之、
文化年終、柳營日次記

文化八年十月十八日、御目付廻狀、
一肥後守於宅、明日寄合有之左衛門尉被相越候、
同年同月同日、植村駿河守相渡御書付、
御目付に

御小人目付 八人
拾八人
去る卯年より御用取扱
去る辰年對州に罷越
御小人目付 壹人

去る卯年より御用取扱
御小人目付 壹人
同壹枚
朝鮮人來聘御用相勤候に付被下之、
御小人目付 三人

朝鮮に之御返物差添、對州迄罷越候に付被下之、
同年同月十九日
松平越中守

朝鮮之信使、於對州聘禮相整候儀者、其方御役中
建議いたし候處、今度無滯相濟御喜色之御沙汰
候事、

右於御黑書院溜、老中列座備前守演達之、
以上、文化年終

文化八年十一月朔日

小笠原大膳大夫
此度朝鮮人對州迄來聘に付、御使相勤新規之事
に而彼是心勞も致し候儀と思召、萬事無滯相濟
被遊御満足候付、思召を以御鞍籠被下之、
右於芙蓉間老中列座、大炊頭按するに、柳營日次記、
文化年終、傳達之、
文化八年十一月七日

御徒目付 鈴木分左衛門
金拾兩
右朝鮮人來聘御用相勤候に付被下旨、於燒火之
間堀田攝津守申渡、
但、先達而一統被下物之節、忌に付及今日、
同年十二月廿八日

名代 松浦肥前守
池田内匠頭
先達而對州に罷越候諸役人渡海之節、其方領分
於壹岐國往返共曳船等指出之、家來共も出精相
勤候段、申付方、行届候儀と相聞、此段可申聞旨御
沙汰に候、

水野和泉守

青山大藏少輔
先達而對州に罷越候諸役人渡海之節、其方領分
於肥前國呼子、往返曳船等差出、家來共も出精相
勤候段、申付方行届候儀と相聞候、此段可申聞旨
御沙汰に候、
右於波之間老中列座、伊豆守傳達之、以上、文化年終、
文化八年十二月廿八日

松浦肥前守家來家老 松浦藏人
名代 熊澤半左衛門
用人 長村内藏助
岡清兵衛
名代 村尾覺助
熊澤右衛門八
水銀和泉守家來家老 拜郷縫殿
名代 岩崎庄右衛門
年寄 大道寺舍人
同貳
同貳
同
同三
同貳

名代 津田敬右衛門
拜郷丹氏
名代 山田三津記

先達而對州に罷越候諸役人往返、曳船等差出候儀、骨折候に付被下之。
右於檜之間備前守申渡、柳營日記、文化九壬申年六月九日

御奏者番 寺社奉行兼役
脇坂中務大輔

朝鮮信使來聘御用數年骨折相勤、對州に被相越候に付而者、多分之物入有之可爲難儀候、依之、右御用に付拜借金壹萬五千兩者不及返納候、居屋鋪類焼に付、拜借金五千兩も三ヶ年返納被差延候間、來亥年より十ヶ年賦可有返納候、尤御勘定奉行可被談候、

右於羽目間、備前守傳達書付渡之、文化年録、柳營日記、記御徳方萬年記、

通航一覽卷之四十四終

通航一覽卷之四十五

朝鮮國部二十一

○來聘被仰出、并諸御書付、
按するに、この事まつ宗氏に命ありて、宗氏かの國を大抵講定の後、諸向に仰出さるることなり、されども、今別にその事の見なきものは、宗氏に仰出されし御書付によりて紀事さす、また來聘の事により、諸向に出されし御書付の類は、すべてこゝに収む、又按するに、この條の類のこまき、他の別提すへきなく、來聘ここに事實大概同じく、また年により考證の書甚た少きものは、籠括して本文を、その首に擧るのみ、よりてその來聘の次第は、考證の年序に就て知るべし、但し、考證の書斷章煩はしきにいたるもの、これ、爲なり、
下再ひ辨せす、

信使來聘仰せ出され、及びその通行筋見物等、其外諸御書付を出さる、

慶長十二丁未年二月、從高麗無事扱、使隨分之人來のよし、對馬より其告有間、路次中泊々屋形を作
り、可有馳走となり、宮本當代記、○按するに、江戸著ありしは、閏四月廿四日なり、
元和二年丙辰四月、東照神君薨御、依之、義成君到江戸、拜謁台徳大君、且先義智君所承信使之事啓聞之、因以可報信使來聘之事于朝鮮之由有仰、本州編録するに、明年八月廿一日着落す、

寶永七庚寅年、巡檢使に答ふへき箇條書中、

一 信使之事、并渡敷之儀御尋之節、御代替り或者若君様御誕生之節罷渡申候、去々年按するに、文昭院殿御永元年十二月なれば、この書去々年、養君仰出されしは、寶永元年十二月なれば、先年の誤りなるへし、御養君之節者、信使に不及との御指圖に而、私方まで譯官を以嘉儀を申聞候、渡敷之儀は御當家になり凡唯今迄七度程按するに、慶長十二年、元和三年、寛永元年、同十三年、同二十年、明暦元年、天和二年すへて七度なり、罷渡り申候、位階者正三位にて、日本にては大納言程の人にて御座候、對藩政事問答、

寛永元甲子年、朝鮮國より將軍様御代替之爲御祝儀、使者十二月江戸に可致到着之由、寛永日記補闕、○按するに、江戸着は十二月十日なり、

寛永十二乙亥年三月、宗對馬守に仰出され、豊前守か私曲朝鮮に申遣し、按するに、この時柳川豊前守訴訟の事信の條に、來年急度朝鮮の官使同道すへしとなり、詳なり、朝詳なり、來年急度朝鮮の官使同道すへしとなり、朝詳なり、十二月六日着府あり、明年

寛永十三年十一月朝鮮人來朝、このこと四月初より沙汰あるに仍て、四國の大名には、兼而奉書を賜ふ、徳川治世録、寛明日記、
寛永十九年壬午十二月廿日、宗對馬守義成再答朝

鮮國東萊府使書中、今月十九日東武之駄足來到曰、貴國之信使、來歲三月中下旬頃當以超海、故先爲滯此意、玆差飛船、次呈短牘云々、按するに、江戸に來聘せしは、明年七月十八日なり、
同二十年癸未正月、朝鮮國禮曹復對馬島主書中、信使即已選差定、二月三十日發京、三月十五日開船下海黃州、據此斟酌、便爲接應幸甚、朝鮮通交大紀、
承應元壬辰年十一月十六日、是歲朝鮮乞來朝之期、時西國大水鄉邑蕩滌、老中相議謂、使異國之人見之如何、欲暫止之、靈神按するに、松平肥後守正之をさす、曰、天災流行無國無之、彼犯風濤萬里之險而來、豈不我國之慶乎、以何一災之故止之乎、定來朝之期、龜の毛衣、○按するに、來聘ありしは、明曆元年十月二日なり、

明曆元乙未年三月二日、當秋朝鮮人來朝に付、東海道大坂迄、道筋見分可被遣之旨被仰付之、石川彌左衛門、妻木傳兵衛、寛明日記、
明曆元年四月晦日、當八月朝鮮人來朝に而、各以領内馳走可仕旨被仰付、按するに、交名は來聘御用掛并御褒美等の條に出したれば、こゝに略す、寛明日記、

天和元辛酉年五月廿三日
一 宗對馬守被爲召之、朝鮮使來年秋中來朝之儀、可

申遣之旨老中被仰渡之、萬天日録、○按するに、明年八月廿一日來朝す、天和元年

廿七年已前、朝鮮人來朝之節、從對州江戶迄海陸泊泊馳走人馬被出候哉、并西國中國之面々は船も被出候哉、先年之扣焼失に付難知候、右之節何に不寄被動候面々は、先年之扣を以、委細書出可有之候、以上、

延寶九年酉九月廿三日、雜語燭談附錄、

寶永二乙酉年四月廿三日、朝鮮御用之儀土屋相模守へ、按するに、老中政直御徒方萬年記には、政直朝鮮御用掛命せられしを、寶永六年十一月廿五日に保りしに誤りなるに、可申談、異國之儀爲大切之間、彌入念可申旨、御日記に、これすへて御用掛の輩に命せられしに、寶永六己丑年四月

宗 對馬守

朝鮮來聘之儀被仰渡、柳營日記記、○按するに、明々年正徳元年十月十八日來聘あり、寶永七庚寅年、巡檢使に答ふへき箇條書中、

一信使者、來年何月頃被致來聘候哉と御尋之節、時節之儀相窺候處、來年秋中可致同道旨、被仰出候、對藩政事問答、

寬永七年、明年朝鮮人來朝之沙汰有、是亦三十年以來の事故、按するに、天和二年來聘をさす、東海道大に賑ひ、江戶にては彼是支度なり、元正問書、

正徳元辛卯年朝鮮人を來朝と申間敷候、來聘と可申候よし觸廻す、中村氏筆記抄、

正徳元年十月十八日、朝鮮國三使江戶着なり、今般者先規に違公儀之御馳走事嚴重也、稱之御客と可唱之よし、御觸有之といふ、前規者御觸等來朝と有之、今般者來聘と書す云々、承寬雜錄、○按するに、已上三書に擧るるところ、異説に似たり、其殊、信使着館留御扱の條にあり、

正徳元年四月十三日、左之通相達之、

朝鮮人江戶道筋之内、寺社方修復料拜借之儀、被差出旨帳面之通被仰付之間、其段可申渡候、來辰年より十ヶ年上納候様可被致候、

右寺社奉行本多彈正少弼、大目付仙石丹波守、御勘定奉行荻原近江守に、土屋相模守渡之、同年五月十日御書付

覺

朝鮮信使經過之道驛橋渡往來之煩なし、人夫船馬等迎送之勞なく、御料私領の旅館におひて、御馳

走御賄等之次第、被仰付旨を相守、各遵行あるへきよし、急度可被申觸候事、

一信使江戶留館之間、御馳走人火之番御賄方、并寺社町々等、被仰出旨を相守、各遵行有へきよし、急度可被申觸事、

附、信使留館之間、町々に巡察之上存寄事等有之におひては、各支配に付て其指引あるへき事、

一驛路の間客館之中、失火地震等非常之變事、かねて其備を設け置、時に臨て四度計なき舉動なき様に、沙汰あるへき事、

附、信使經過留滞之間、御城下諸道驛土民之居、寺社等にいたるまで、失火之愼猶更怠緩のなき様に、沙汰あるへき事、

右三奉行に相模守達之、右條々可被得其意候、以上、御日記、

上正徳元年六月十六日、久世大和守按するに、若達之、趣、

一今度御座敷向御修復有之候間、朝鮮人來聘前者不及申、常々も入念疵など付申さす候様、御座敷向伺公之面々に可被遠候、柳營日記記、

正徳元年七月十日

朝鮮人音物之銀、京、大坂、駿府、其外音物有之方々、當時通用之銀遣候筈之段、不殘可被相達之候、

右三奉行に相模守渡之、御日記、正徳元年七月十四日御書付、

朝鮮信使江戶到着之日、初而登城之時、御暇被下候而退出之時、發足之日、右書簡之輿通候時、下馬下座等之禮可有之候、以上、

右者、江戶到着之日者、彼國王之書有、初而登城之時同斷、退出之時者から輿也、禮に不及、御暇被下退出之時、御國之書有、登城之時空輿也、禮に不及、發駕之日御國之書有、

右之趣、被得其意可被相觸候、

七月、御徒方萬年記、大成令補遺、承寬雜錄、正實事錄、御書付寫、

正徳元年八月十九日、大久保加賀守按するに、老中忠増和守列座、被渡候御書付之寫、

覺

朝鮮信使屋敷之前を經過之節、各警固之ものを差出し、往來の貴賤其道を横きり通らず、駐り見る

ものも其道をさりて、見物の場を妨げざる様に、沙汰すべき事、

附、要用の事有て、使を他方に差遣すとも、信使経過の路をさけて往來せしむへし、若急事有て他路なきに於ては、屋敷町家に限らず、警固のものに相斷、其差引に任すへきよし可申付事、按ず此年警固等特に嚴重なり、

一信使経過之道々、見物の場に於て、男女僧尼等雜居へからず、簾幕屏障の類をもつて、其座を隔て居るへし、或は酒菓飯食のものを陳ね、或は醉狂戲慢之容を顯すへからざる事、

附、綵段の幔幕、金銀の屏風等所持あるに任せて、見物の場を飾る儀は、制禁に及ざる事、

一外國之人、風俗に習はすして、無禮の儀有とも、深く咎にたらず、然といへとも拾置かたき事になりては、對馬守役人に相達して、其沙汰に任すへき事、

一信使之從人、私に交易の事を以て下部等に對して相謀るとも、一切うけかはしむへからず、たとひ後日に及びて、事露顯すといふとも、物の多少價の

高下によらず、嚴に罪科に處せらるへき事、
一信使留館の間、失火の戒猶更怠緩あるまじき事、
右之條々可被得其意候、以上、

卯八月

右諸大名、其外諸向に相達、御日記、柳營日次記、
正徳元年

一今度朝鮮人通候道筋、武家屋敷大門を開、金屏風を建、幕は段子、外幕は紫絹、或は晒弓鐵砲飾立、番人麻上下、隨分花やかに致候様被仰付候、町々も金屏風幕をうち、男女見物致候、幕は縮緬、白段子、紗綾、御所染類之幕打、おもひく花やかに飾申候、
枯木集、

正徳元年十月九日

一朝鮮人來聘に付、別而火元入念候様にと、鳥居伊賀守按ずるに、若年寄忠救なり、詰合之面々申渡之、
享保二丁酉年五月十二日

宗 對馬 守

右被爲召、來々亥年朝鮮人可爲來朝旨、老中被傳之、以上、柳營日次記、○按ずるに、即享保四年九月廿七日着府す、
享保四己亥年六月

一當秋朝鮮人信使來朝之節、國書並御返簡、并信使に不及下座候、大成令補遺、

享保四年八月十三日、大目付横田備中守相渡書付、一朝鮮人信使之到着段々近寄候間、最前相觸候通、右之儀に付、彌音信振廻等無之様に、末々まで可被入御念候、猶又爲御心得如斯候、

八月十三日

横田備中守 柳營日次記、

白石引こまれて後、大御所御代、朝鮮來聘の時のことを御尋問ありしか、とかくいはず、大久保山城守殿は門人ゆへ、たのみしかとも、とかく取合すして、老て若き時の事すこしも覺へ申さず、又著述の書火災にかゝれりとして、一言も申されざりしとなり、白石叢書載金溪雜話、

延享三丙寅年九月

來々辰四月頃、朝鮮人來朝之筈候間、諸事享保度之通、被相心得同等可被差出候、

九月 大成令續集、○按ずるに、即寛延元年五月廿一日來聘す、

延享四丁卯年正月廿八日、酒井雅樂頭渡候由、河野豊前守觸、按ずるに、雅樂頭忠知は老中、豊前守に大目付なり、一朝鮮人來朝に付、道中筋江戶表に而、彼是取繕候

儀、手重く結構に取繕候には及間敷候、萬事無滯様に申付、掃除等之儀申付候は、相濟候、
一正徳之時分者、手重く取繕候儀も有之様に相聞候、此段紛不申候様に取計可然候、
右之通相心得、寄々可被達候、年録、御徒方萬年記、
延享四月廿九日

中山五郎左衛門 駒 井 鞆 負

諸大名留守居に、按ずるに、御書付の文前に同じければ略す、

右者、板倉佐渡守被相渡、向々御目付朝鮮人懸り、右兩人より相渡者也、朝鮮來聘記、
寛延元戊辰年四月

六月貳勤之面々、朝鮮人來朝に付、木曾路旅行候様に可被達候、大成令續集、

寛延元年四月十五日

朝鮮人往來道筋屋敷々々口上に而申渡候覺享保年中之通り不及固、横小路有之所者、屋敷々々之高に應し、物頭足輕等差出し固め可申候、小身之面々と申合、徒士足輕四五人も差出し固め可申候、惣體並手桶は不及差出、辻番之番括者積手桶いた

し、尤前夜より提灯差出し申間敷候、見物所之窓等者廉かけさせ、屋敷々々表門者明置、飭道具に者不及、見脱のえカカす候所も候は、有合之屏風又者幕に而も張候様に可致事、

但、道筋之内、屋敷々々に而も、人數差出かたき小身のこみのものは、近所向寄大身のちよみ之もの徒士足輕のしん二三人も爲差出、固め候様に可致事、令條錄

寛延元年四月十五日
今日御暇被下候面々、東海道筋罷越候分者、朝鮮人旅行差障可申候間、木曾路罷越候様可致候、

但、當月廿日迄に當地發足仕候面々、朝鮮人旅行に不相障分、東海道旅行いたし候とも、又木曾路罷越候とも、勝手次第可致候、

右之通可申達候、

四月大成令續集、

寛延元年五月廿八日

一朝鮮人登城之節者、年始御禮之通之旨、中山五郎左衛門被申觸候、年錄

寶曆十一年辛巳年正月十八日

御代替に付、朝鮮人來朝之儀、宗對馬守相伺、先

格之通可有來朝、時節之儀者追而以使者可伺旨被仰渡候、柳營年表秘錄

寶曆十二年正月十五日

一來年九月頃、朝鮮人來朝候之様に、宗對馬守方に相逢候間、諸事延享之度之通り被相心得可被伺候、

一正徳之度之諸事手重成儀も有之候、享保之度、天和之格合に成、延享之度も享保之格を以取計候得共、猶以無益之儀者致省略、手重成儀も有之候は、天和之格に准し致作略取計可被申候、

正月十五日、天明集錄、○按するに、明々年明和元年二月十六日江戸に著す、

寶曆十二年正月廿三日、松平右近將監按するに、老中武元、渡御書付、

大井伊勢守に、按するに、伊勢守は大目付なり、

一朝鮮人來朝に付、道中筋江戸表に而彼是取繕候之儀、手重く結構に取繕候に者及間敷候、萬事不滯様に申付、掃除等之儀申付候は、可相濟候、

右之趣に相心得、寄々可被相觸候、御觸書、大成令後集、

寶曆十三癸未年四月、大井伊勢守に、當秋各之内、朝鮮人來朝之積、先達而相逢候得と

も、彼國去年凶年に而故障有之に付、來朝期月一月

月差延之儀相願候に付、願之通被仰出、當十一月中、十二月初迄之内江戸着之積、宗對馬守に相逢候間、此段向々可被達候、

四月大成令後集、

寶曆十三年十一月四日、道中奉行按するに、御勅定奉行より兼帶、安藤正少弼相逢候書付、

御徒頭衆

朝鮮人通行之節、東海道并美濃道通、大名通行之節、大人數に而者差掛致混雜、人馬手支候間、當月

二日より之江戸出立者相成間敷候、其外之旅人者、朝鮮人通行之前後者、往來無構相通、通行之節者差留一切通申間敷候、急用之旅人者、脇道有之場所者障に不成所わ廻置、朝鮮人通行障に不成様に取計、尤朝鮮人江戸着以後者、江戸表より出立之大名早速發足致し、歸國之節二三日以前よりは、江戸出立相成間敷候、京大坂より罷下候大名も、右之日積を以、道中朝鮮人歸國之障に不成様、道中宿々可相心得者也、

右之通、右近將監殿伺之上、宿々相觸候間、爲御心

得申達候、

未十一月、御徒方萬年記、小田傳左衛門筆記、天明八戊申年三月十九日

宗 猪三郎
名代 柳澤信濃守

右朝鮮人來聘之儀、可爲先格之通、尤時節之儀者追而可相伺旨、御白書院様頼おいて、松平周防守按するに、老中、申渡之、柳營日記、○按するに、是より延期及び易地聘康福、八年五月對馬國に、禮の事により、彼此掛合等にて、二十四年を経て、文化八年五月對馬國に、ないて聘禮行はる、

天明八年六月

先達而、來聘之儀先格之通、時節之儀者追而相伺可申旨被仰出候、通聘之儀只今迄格別延引等いたし候者無之候得とも、卯年以來凶事打續、下々困窮宿驛致衰微、諸大名逆も不如意之輩多き事に候間、此節來聘等有之候者、彼是可爲難儀候、通聘之儀も不輕儀に候得とも、下々難儀困窮に可及儀、尤以重き事に有之候間、追々下民舊時に復し候儀も遠かるましき事候間、暫來聘延引之儀、懸合候様に可致旨被仰出候、

右之趣、宗猪三郎家老に申遣候間、其趣可被存事、

憲法類集、朝鮮來聘、

文化元甲子年六月朔日

水戸中納言殿
水戸中將殿

朝鮮之信使來聘之儀、先達而御内意有之候通、於對州聘禮相整候様、彼國に被仰遣置候處、承引之趣申來候に付、近年之内彼地來聘たるへく候、此段申上候様被仰出候、

右御禮以前、於大廊下休息所、老中列座下野守按ずるに、青山、演達之、忠裕、

月次出仕之面々

御代替付而、朝鮮之信使來聘之儀、思召旨有之、只今迄被相延、信使當地に不及相越、於對州聘禮相整候様、追々被仰遣候處、於彼國も承引に付、近年之内對州迄、信使可爲來聘候條、爲心得相達候、右御禮以前、於席々列座同前、同人傳達之、同日堀田攝津守按ずるに、若年寄正數、渡御書付、御目付に、

御代替に付而、朝鮮之信使來聘之儀、思召旨有之、只今迄被相延、信使當地に不及相越、於對州聘禮相整

候様、追々被仰遣候處、於彼國も承引に付、近年之内對州迄、信使可爲來聘候條、爲心得相達候、右之趣、今日出仕之面々爲見置可被申候、尤達相洩候面々可被相觸候、

六月朔日、以上、柳營日次記、文化年録、憲法類集、制令通彙、

宗 對馬守

朝鮮信使來聘、來る已年之旨被仰出之、右於御白書院椽類、老中列座大炊頭按ずるに、申渡之、柳營日次記、

通航一覽卷之四十五終

通航一覽卷之四十六

朝鮮國部二十二

○信使來聘に付町觸等 從明曆度 至享保度

按ずるに、上々宣、御三家并老中廻り曲馬、宗氏饗應等の事により出されし町觸は、各條にゆつる、

明曆元乙未年、朝鮮國信使來聘により、御府内市中に諸御觸を出さる、此事、寛永二十年度以前は、其記載を缺く、

明曆元乙未年三月六日、覺

一當夏朝鮮人當御地に參着仕候、按ずるに、此時當夏は十月、就而者表長屋破損仕、見苦敷所は壁を塗直し、屋根坏あしき所はつくるひ、みくるしく無之様に、兼てより修復可仕候、少も油斷有間鋪候、勿論朝鮮人參着之刻、屋根之上見苦敷ものなど置不申様可仕候事、

未三月

右者、三月六日朝鮮人通り候町々に御觸連判、大成 令補 遺、正寶 事録、

明曆元年七月五日

一朝鮮人當御地に參着候時分漸近付候、然者最前

兩度迄相觸候趣、按ずるに、兩度御觸とあれど、堅御請負申、其砌町中不殘連判之手形差上候儀、表長屋之分壁を塗直し、屋根坏そこね候所は、早々ふき直し可申候、長屋庇之上二階之出かうし杯に、見苦しき物置申間敷候事、

一道惡敷所は、砂を置可申候、はきため淤泥などに而築申間敷候、通り中計高く築兩脇あしく候間、かつこうよく道造可申候事、

一橋詰門際などに耳棚有之所者、早々崩取可申候、もちろん見苦もの差置申間敷候、

附、登梯天水溜桶ふるく成候分者、此度あたらしく仕可申事、

未七月

右者、七月五日御觸町中連判、

九月十九日、覺

一今度朝鮮人參候に付、來廿一日より町中家持共、自身番可仕事、

附、晝之内者儘成手代中番に置可申事、

一朝鮮人參府之日より、自身番晝夜共、爰許發足之日迄可仕事、

一名主月行事、取わけ無油斷晝夜共、火之用心之儀
隨分念を入可申付候事、

未九月

右者、九月十九日御觸町中連判、

九月廿四日、覺

- 一ものほしとらせ可申事、
- 一何にても見苦敷物置候處、是もとらせ可申事、
- 一屋根ひさし掃除之事、
- 一番屋見くるしき所可有之候間あらはせ、板敷之下迄奇麗可仕事、
- 一こし板破れ候所繕いたし、同じ色にいろを付可申事、

一かわらの損し候處、修復可仕事、

一庇之下のうれん之上に、すかしを致候、此板とらせ候歟、無左者きれいにはり直し候歟、紙を取候歟、三色之内能様に可仕事、

一横町に見くるしき所有之候間、是亦右同前に可申付候事、

一朝鮮人通候道筋に、砂まき道作間敷候、はき候而水をうちきれいに可仕候、勿論表に砂置申間敷事、

一庇之下に手桶釣置申間敷候、勿論竹并棒などおき申ましく候、登梯、くまで、其外何に而も木戸にたてかけ申間敷事、

未九月

右者、九月廿四日御觸町中連判、

九月廿六日、覺

- 一自身番晝夜無油斷相勤、火之用心可仕候事、
- 一朝鮮人江戸の參府仕逗留中、家持店借之者隨分火之用心可仕候、二階に而火を燒申間敷候、店かり借屋之者方ね、家主より晝夜切々火之用心之儀相觸可申事、

一橋詰に薪竹米積候所者、昨日被仰渡之通、貳拾間之屋しき之地尻木戸切に、二三日中急度取拂掃除可申事、

未九月

右者、九月廿六日御觸、町年寄衆に而月行事致請判候、

十月朔日、覺

一明日朝鮮人彌御當地の參着仕候間、町中家持は不及申、店借借屋之者堅申付、火之用心可仕事、

- 一自身番晝夜共に無油斷可仕候、月行事早天より前後之木戸に附居、喧嘩口論無之様可申付候、勿論火之用心、切々其町々相觸可申事、
- 一朝鮮人通候節、二階に而見物仕間敷候、二階之戸を立置可申事、
- 一朝鮮人通候刻、ゆびさし笑ひ申間敷事、
- 一辻橋之上に而見物不仕候様に可申付候、右庇より外に而見物仕間敷候、いかに形儀能、無作法に無之様に可申付事、

一庇ねさしき仕出候は、疊の下みえ不申候様、蹴込に板あて可申事、

一水うち候手桶、銘々家前に置掃除仕、唐人通候前に水を打可申事、但逗留中水溜桶に水を入置、手桶銘々之家の前に置、若火事出来候は、早々駈集消可申事、

按ずるに、慶長寛文間記に、明暦元年九月廿二日之夜、神田大火出来候而、方々町四十八町焼申候、殊之外に賣物萬藏々へ火入候而、何れも大損を致し申候、瀬戸物町、小田原町、室町などは、半年の内二度迄やけ申候、朝鮮人參候間、上様道通り(通り道力には、板に而、へいを被下候とあり)

未十月

右者、十月朔日朝鮮人通り候町々御觸、
十月六日、覺

一朝鮮人、明後八日に御目見罷出候間、町中火之用心無油斷可申付事、

一自身番晝夜共に、家主罷出相勤可申候、勿論月行事は、切々町中をめぐり火之用心可申付候、晝夜共に兩町御奉行所より、御與力衆御廻り候間、少も油斷仕間敷候、昨夜四日市新革屋町之自身番之者、番所に不罷在候に付、今日牢舎被仰付候、彌片時無懈怠自身番可仕事、

未十月

右者、十月六日御觸、町年寄に而月行事致請判候、

正覽事録

天和二千戌年朝鮮使來聘により、町中に御條目等を出さる、

天和二千戌年六月廿九日

一當秋朝鮮人、當御地の參着可申候間、表長屋致破損候所者壁を塗直、屋根杯惡敷處者繕候而、見苦敷無之様兼而修復可仕候、并町々に有之候番所之屋根、見苦敷無之様修復可仕候、

一屋根之上に有之候押竹取可申候、茅葺并見苦敷屋根者、板に而庇之上より矢切可仕候、按ずるに、是より下二箇條明

曆度の御觸に見えず、
 一街道に有之候下水損候は、新規成共修復成とも仕直可申候、通りより見渡下水之石垣、關板破損之所共、見苦敷無之様に修復可仕候、

六月

七月、

一朝鮮人來朝に付、先日相觸候通、彌屋根見苦敷所損候所繕いたし、壁杯落候所修復仕、屋根之押竹取、茅葺見苦敷所は、庇之上矢切を致し、何に而も見苦敷物置申間敷候事、
 一物干有之所、古く其奇麗なる分は其儘差置、殊之外見苦敷物干之分は取崩し可申候、并横町物干見渡之分右同斷、按するに、明曆度は物干とらせ可申とあり、
 れは、新古にかゝらざりしなるへし、
 一表雨落溝深奇麗に仕、石垣板橋惡敷所者繕可申候、附椽之下見込掃除可仕候事、
 一腰板見苦所者繕致し、同色に色付可申候、并軒之下、暖簾之上透し致し候此板を取候歟、又者寄麗に張直し候歟、二色之内能様に可仕事、
 一横町見渡之分、見苦敷無之様に可仕事、
 一道惡敷所者一町申合、隣町見渡能様に造、中一通

り砂利を敷可申候、尤惡敷土に而道造り申間敷事、一登梯子、天水桶、水溜桶古く成候者、新規可仕候事、
 右之通、來月五日切、急度出來申候様に可致候、若遅々致し候は、可爲越度者也、

七月 大成令補遺、正寶事錄

覺

天和二年八月、朝鮮人來朝に付、町中々之御條目、
 一朝鮮人來る廿一日に到着に付而、十九日より發足之日迄、町中自身番可仕候、但晝之内は儘成者差替相勤可申候、月行事取分無油斷晝夜共に、火之用心念入可申付事、
 一朝鮮人逗留中者、家持店借之者隨分火之用心可仕候、二階に而火を焚申間敷候、店借借屋之方へも、家主より晝夜切々、火之用心之儀相觸可申事、一橋詰にて薪木積候所は、猥に無之様に並能積置、掃除可仕事、
 一朝鮮人通候節、指さし笑ひ申間敷事、
 一朝鮮人通候刻、二階に而見物仕候は、簾すだれにても掛候而、見物者不苦候、尤物干に而見物堅可

爲無用事、按するに、明曆度は二階にて見物仕間敷事、御觸に見ゆ、

一辻橋之上に而見物不仕候様に可申付候、尤店より外に而見物仕間敷候、いかにも行儀よく、無作法に無之様に可申付事、
 一庇口棧敷仕出し候而、疊之下見え不申候様、蹴込板當て可申事、

附、金屏風建申候儀、彌可爲停止事、
 一横町口より棧敷懸候は、表長屋店杭より外に出し申間敷候、床高き其町之店並に棧敷見苦敷無之様に致し、取分屋根念を入可申付候、棧敷之間馬乗物自由に通候様、可申付候事、

一雨落之溝より外一尺出し、高さ三尺程、高下無之様に、町中並能竹矢來可仕事、按するに、金屏風停止の事より以下、このに至りて、また前度に見し、
 一水打手桶銘々家之前に差置掃除仕、朝鮮人通候前カに水打可申事、但逗留中水溜桶に水を入置、并表之間敷に應し、手桶に水を入置可申候、若火事出來候は、早々駈着消可申候、
 一庇之下に手桶釣置申間敷候、勿論竹并杭など置間敷候、登梯、熊手、其外見苦敷もの何に而も、木戸

右御觸之趣、町中家持者不及申、借家店借地借下々に至迄、此旨を相守可申候、以上、

天和二年八月十九日、覺
慶錄記、正寶事錄、

一朝鮮人通り候町々道作候に付、牛車大入車右之通筋通し申間敷候旨被仰付候間、按するに、この事、町中に而車持申者共に爲申聞、來る廿一日迄、堅く通り不申候様に可申付候、以上、

八月十九日

八月廿日、覺

一明廿一日朝鮮人、彌當御地に到着仕候間、町中家持者不申及、借屋店かり地借等迄、火之用心可申付候、尤前方相觸候通街道掃除仕、表之間敷に應し、手桶に水を入出し置可申事、
 一自身番晝夜共に無油斷可仕、并名主月行事上下を着し、前後之木戸に附居、喧嘩口論萬事物さわかしき事無之様可申付候、勿論火之用心裏々迄、切々相觸可申事、

一朝鮮人通候道筋、自身番所街道に有之分者、明早

天に取除候而、家之内に而自身番相勤可申候、并雨落之溝より外に在之諸商人のかんぼん柱、是又明廿一日到着之日を發足之日は、取退掃除可仕事、按るに、この箇條明曆度に分えず、

八月

右者、戊八月廿日御觸、

八月廿六日

一朝鮮人明廿七日御本丸、廿八日西之御丸に仕致し候間、火之元念入可申旨御觸有之、

九月十日

一明後十二日、朝鮮人發足之御觸有之、

同十二日

一朝鮮人今日御當地致發足候に付、町中之自身番御赦免被成候間、今日より無用可仕旨御觸有之、正寶

事録、

正徳元辛卯年、信使來聘のとき、市中御觸等特に嚴重にして、華麗に制せられず、參着の前老中若年寄をほしめ三奉行、其外度々道筋見分あり、

正徳元辛卯年二月

一朝鮮人來朝に付、道筋爲御見分明十六日町御奉

行様御通被成候に付、其町々名主月行事御尋之儀も可有之候間、其節可罷出候、尤街道掃除可仕候、少も油斷有間敷候、以上、

二月十五日

町年寄

人正寶

正徳元年二月十六日、來聘に付品川より下谷本願寺まで通り筋、町奉行衆御見分、町並作事可仕旨被仰付、段々御觸事有之、琉韓紀事、

正徳元年四月

一朝鮮人來聘に付、淺草橋御修復有之、出來迄之内往來無之、東之方に而船渡し有之候、

一當秋朝鮮人來聘に付、品川より淺草本願寺迄之道筋御見分、仙石丹波守殿、按するに、大目付、荻原近江守殿、按するに、御勤定奉行なり、御勤御普請奉行、月堂見聞集、

正徳元年四月廿五日

一明後廿七日、御老中様、町御奉行様通筋町々普請御見分御廻り被成候間、家主者宿に袴を着居可申候、又普請出來不申候は、近日普請可仕候と書付、

家前へ出し置可申候、尤常々有之候町名之有之月行事、のぼりを其町々面々木戸に立置可申旨、今日喜多村に而、朝鮮人通り筋町々名主共被申渡候、

同月廿六日

一明廿七日、御老中様、若御年寄様、其外先達而之通御町奉行様方、芝より淺草へ御通被成候旨御觸、正寶

事録、

正徳元年四月廿七日、御老中、若年寄、寺社、勘定、町奉行、町年寄地割、大芝より淺草迄御見分、此時仕様御覽に付、屋根或はひさしの上に、新規ふきかへ、又はふき直し杯と筆ふとに書、庇に打付る、琉韓紀事、

正徳元年四月廿九日

一此度朝鮮人來聘に付、町中普請修復等、來六月中彌出來候様可申渡之旨、昨廿八日土屋相模守殿、加藤越中守殿、按するに、御用掛被仰渡候、老中若年寄なり、

右之趣、町中不殘可相觸候、

四月大成令補遺、

正徳元年四月廿九日、江戸通り町の作事、六月中に彌出來候様に急度被仰付故、通町我かちに作事仕ゆへ賑敷事、則土屋相模守加藤越中守被仰渡候、琉韓紀事、

正徳元年六月廿三日、明廿四日丹羽遠江守様松野

壹岐守様、按するに、この二御通り被成候旨御觸、正寶

事録、

右之通被仰出候間、此旨相觸可申候、以上、

七月、踐好録、正寶事録、按するに、此御觸も前々は所見なし、

正徳元年六月、日本橋修復出來に付、奈良屋、右衛門見分、夫より通筋見分、同廿四日丹羽遠江守松野

壹岐守、通り筋見分、

同年七月十一日、御老中、若年寄、寺社、勘定、町奉行町支配に付御見分、此時横町板に而仕切申事無

用に候、竹矢來喰違可仕候事、琉韓紀事、

正徳元年七月十二日、覺

一横小路々々に、板に而やきりいたし候儀無用に

いたし、竹矢來くひ違にひきくいたし、尤人の乗

越不申程に仕、往來之障に不成様に可仕事、

但、矢來高さ四尺程、矢來喰違之所に矢來戸いた

し置、朝鮮人通り候時、人出し不申候様に可仕

候、尤急用は格別に候事、

一廣小路も板かこひ無用に致し、竹矢來可仕候、是

又往來之さはりに不成様に可致事、

但、右同斷、

惣而竹矢來之儀、押ころばし不申様に、念入可被

申付候、

右之通被仰出候間、此旨相觸可申候、以上、

七月、踐好録、正寶事録、按するに、此御觸も前々は所見なし、

右之通被仰出候間、此旨相觸可申候、以上、

七月、踐好録、正寶事録、按するに、此御觸も前々は所見なし、

右之通被仰出候間、此旨相觸可申候、以上、

正徳元年七月十三日
朝鮮信使江戸到着之日、初而登城之時、御暇被下候而退出之時、發駕之日、右四度書簡之輿通り候時、下馬下座等之禮可有之候、以上、

七月

江戸到着之日者、彼國王之書有、初而登城之時同斷、退出之時者から輿に成、禮に及はず、

御暇被下退出之時御國書有、登城之時はから輿なり、禮に及はず、發駕之時御國書あり、

右之趣被仰出候間、町中不殘可相觸候、

右之通被仰出候間、町中家持者不及申、借屋店借地借召仕等迄、急度可申付候、少も油斷有間敷候、以上、

七月十三日

町年寄

人事録

琉韓紀事、○按するに、これ又前後はしめての御觸なり、

正徳元年七月十五日、町中見世看板などに、御所御用等之書付有之者書改可申候、附、物之形を作り繪を書、わけもなき看板、暫時とらせ可申候、但看板はしら取之、天水の箒も取なり、琉韓紀事、

正徳元年七月十八日、朝鮮人來朝に付、明十九日御老中様、若年寄中様、其外諸御奉行様、本町より東本願寺迄、從夫神田橋迄御通被成候間、軒下に草履、草鞋、蓑燒賣物之類不差置、寄麗に掃除可致候、且又來聘に付、品々板行いたし賣歩行候者有之不届に候、右類之板行賣歩行不申候様御觸、

覺

今度朝鮮人罷通り候道筋之町々にて、御徒目付、御小人目付、御徒町與力同心等馳走場として、町屋表店二三間充あけさせ候よし相聞候、惣而武士屋敷者勿論、町屋町屋に而右之輩一切馳走請申間敷候、自然休息所之ため、町屋しつらひ候はて不叶に在いては、朝鮮人道筋之町を除き、或は横町、或は脇之町屋に而纔成所をしつらひ用之、見物之場を妨へからず、若此旨違犯之輩於有之者、後日に相聞候共可爲曲事もの也、按するに、大成寺御徒方萬年記には、八月廿八日、土屋相觸、加藤越中守殿御渡御書付、御目付鈴木伊兵衛河野勘右衛門被相渡あり、但し、八月廿八日に係しは、追記の誤りにや、

右之趣被仰出候間、此御書付之趣を相守、與力同心者不及申、其外に至迄、町人方より馳走并見物場堅く借申間敷候、若密々に借候者於有之者、其後日に

相知候共、當人者勿論、組名主迄急度可申付候條、町中可相觸者也、

正徳元年卯七月廿七日

右惣町中連判、正寶事録、琉韓紀事、

正徳元年七月、按するに、琉韓紀事による覺

一朝鮮人來聘に付、逗留之間町中自身番中番可仕候、按するに、御觸に町中番の事、明火之元之儀、借屋店借裏々迄、隨分念入候様に名主家主無油斷申付、若火事出來候は、早々馳集り消可申事、

一朝鮮人通り候道筋之町中掃除念入、間敷に應し水手桶出置、朝鮮人通り候前に水打可申事、

一通筋町中雨落之溝より外ね一尺程出し、高さ三尺程之竹矢來並能、高下無之様に可仕候事、

附、看板に物之形を作り繪を書候類之内、わけもなきもの共は朝鮮人通り候内、暫爲取可申事、

一朝鮮人通り候節、往來之輩急用之外者、貴賤によらず斷を申、道之左右わよらせ止め置へし、若横筋より通りかゝり、朝鮮人之行列割候者有之候は、斷を申相止むへし、急用之子細分明に候は、見合候而行列之間切れ候時、早々通すへき事、按するに、前度は看板

の事、及びこの箇條みえず、次條おなし、
一朝鮮人通り候刻、二階又は窓より見物仕候は、簾など懸け行儀能、見物可仕候、勿論物干に而見物仕候儀も不苦事、

但、屋根に而見物仕間敷事、

一見世店并二階にて見物仕候共、作法能仕、高聲高笑ゆひさしなど不仕、物靜に見物可仕候、簾幕屏風杯にて仕切、男女僧尼等わかり罷在見物可仕候、交り居申間敷候、給物杯取散し不申、不行儀成躰不仕、喧嘩口論醉狂者不及申、惣而物騒敷仕間敷事、按するに、この箇條またはしめてみゆ、

附、色絹緞子幕、金銀之屏風所持仕候は、勝手次第用可申事、按するに、天和度は金屏風建候事、いよく停止のむれ仰出さる、

一辻々横小路を行懸り見物之儀、棧敷とは違候間、男女僧尼等入交り、行儀能見物仕候分者不苦事、按するに、明暦天和度には、辻橋の上にて見物を許されず、

一通り筋橋より見通し候河岸、并橋詰に薪竹木米之類積候所者、猥に無之並能積置掃除可仕候、底下に手桶釣置へからず、勿論竹并棒梯子熊手、其外見苦敷もの、木戸に建掛置へからさる事、

一通り筋川々之船共並能、見若敷船共は跡わくり候様に仕へし、若船に而見物候共、町並見物之格に准し、行儀能見物すへき事、

一朝鮮人之從者と賣買之儀、多少高下に寄す堅く仕間敷候、後日に相知るるにおいては可爲曲事事、按るに、この二箇條御觸にはしめてみゆ、

右條々、町中急度可相觸もの也、

七月 大成令補遺、踐好録、正寶事録、

正徳元年七月

一每度相觸候通、火之元之儀隨分大切に致し、借家裏々迄名主月行事相廻り、火焚所等迄相改、無油斷可申付候、朝鮮人來聘前にも候間、別而念入可申付候、并前々相觸候處、頃日者夜更往來致候者有之候而も、送り不致候之様相聞候、朝鮮人到着より歸國迄之内者、別而無油斷送之儀致し可申候、右之趣、町中不殘可相觸者也、

七月 大成令補遺、○按するに、此御書付またはしめてみえたり、

正徳元年

一八月六日濱御殿御成、芝より御直に御見分なり、一同八日、庇上破風作に有之候看板取拂ひ、跡見苦

敷可有之候間、其儘差置可申事、按するに、取拂の事仰出されしは、前月十五日なり、但御所杯御の字を諱なり、

一八月廿二日、外國之人風俗に習はずして、無禮之儀ありとも深く咎るにたらず、雖然捨置かたき事に至ては、對馬守役人に相達して、其沙汰に任すへし、

一横町喰違矢來しきり様、片矢來は町屋前三尺矢來より九尺、片矢來は一丈四尺しきらせ可申候、横町二十間尻、或は町境木戸無之所は人どめなり、矢來繪圖之通りに候、

一竹矢來仕様、兩側雨落溝より外に貳尺外に出し、高さ三尺北南木戸際迄六尺間に、大三寸角にて杭を立、根入一尺ほど青竹四寸廻り、一間に杭共におくり七本つゝ、立、横竹銘々蕨繩にて結、笠木手すり大貫家並戸口付、庇下柱内切に大竹にて手すり高さ一尺一二寸にて渡し板はめ、兩家堺九竹三段に渡し仕切、庇下疊敷つめ、ゑんの上丸竹柱より柱に渡し、其上色之毛氈掛、横町喰違矢來高さ四尺五寸、竹五寸廻り、杭木杉丸太末口三寸程竹あゆみ五寸つゝ、道ぶち三通り銘々蕨繩にて結、喰違之板戸

開かきかね錠前付、二十間尻喰違矢來之末の竹にて、わら繩に而結、まん中出入口あけ、

一江戸着之節、及暮儀可有之間、挑灯之儀支度可仕候、大さ竿等之仕方繪本通り、丸挑灯上に黒筋二筋引挑灯かけ、雨覆板にて町々に而ともし様之儀は、六十間一町、十間めに一張つゝ、兩側に而十二張ちとりかけに立置、五間目に成候積りに候、右之割五十間ほどの町は、兩側に而十張、三十八間之町は八張、七八十間之町は十四十六張、右六十間之町に可准候、他町堺ふたへ、木戸之横町中ほどに、向合に兩側に二張はかりともし可申候、橋の上、橋語、廣小路は、片側に六間目七間目に壹張つゝ、ちとりかけに兩側にともし可申候、挑灯竿町屋前に而三尺矢來にゆひ付、橋の上は高欄にゆひ付可申候、但十八日朝七ツ前より此挑灯ともし置、按するに、これらの御觸、また前に所見し、

一町々夜更人通候節送候事、先頃も申渡候得共于今不送候、來聘前之間歸國已後差免迄、夜四ツ時已後通り候者、心をつけ送り可申候、琉韓紀事、
正徳元年八月、朝鮮人通候道筋爲御見分、秋元但馬

守殿按するに、老中喬朝、加藤越中守殿淺草より芝口邊に御通り候由、續談海、

正徳元年九月七日、喜多村に而申渡、

一朝鮮人江戸着之節、及暮儀可有之候間、挑灯之支度可仕候、大さ竿等之仕方繪本之通に候、按するに、付等之事、琉韓紀事、町々挑灯割に同じければ略す、

右之通被仰渡候間、其支度可被致候、尤挑灯模様大さ不違申候様に可被心得候、以上、

九月

一挑灯竿竹

長さ九尺

一挑灯

横壹尺五寸五分
堅貳尺三寸五分

一挑灯上に黒筋貳通り、筋のふとさ壹寸五分つゝ、同様に、二筋間之明壹寸つゝ、

朝鮮人通り筋町屋前之矢來横町喰ひ違に致し方、町々一様に繪圖見せ置候、順々廻し可被申候、

一矢來杭中三寸木壹間毎に打、四五寸廻り之竹杭木どもにおくり七本立、高さ三尺、

一手すり貫平打貫、竹貳通わらひ繩ゆひ、

一家主銘々露路通り、釣戸仕様高さ等、矢來同斷、一横町喰違に四五尺矢來高さ四尺、竹六七寸廻り、

貫竹三通り、

九月十二日

右者、九月十二日道筋町々繪圖配符廻り候、正寶事録、
正徳元年九月

朝鮮人來聘に付、獻上之鷹馬近日御當地に參着候
由、當日芝口より淺草東本願寺迄之道筋、見物之者
多可有之候間、込合不申候様に可仕候、尤其節車類
牽通候儀相扣可申候、小荷駄馬荷附候も牽掛不申、
片付差置可申候、太鼓其外何にても物音高く馬驚
候類、是又脇道通し可申候、尤當日警固をも可差出
候、且又火之元之儀彌念入可申候、

右之趣、芝如來寺門前より東本願寺迄之町々可相
觸候、以上、按ずるに、この御書付ま、
たはしめてみゆ、下同し、

九月

同月廿五日、覺

朝鮮人獻上之御鷹并御馬、明廿六日川崎に令着、明
後廿七日江戸着候間、芝如來寺前より淺草東本願
寺迄、道筋可致掃除候、委細之儀者、先達而相觸置
候通彌相守可申候、水手桶出し候には不及候、尤火
之元隨分念入候様に、町中裏々迄急度可相觸候、已

上、

九月大成令補遺、
正寶事録、

正徳元年九月廿七日、通り筋竹矢來一間に盛砂一
間、水手桶十間目ほとに簀塵とり、其町々印之半聲
を着たる人足一人つ、箒に附罷在、兩木戸假番所
しつらひ、家持麻上下着、腰物差罷在なり、但信使
通り候節は、手前家々に附罷在也、琉韓紀事、○按ずる
に、この事また始め
て見

正徳元年十月朔日

朝鮮人江戸着近寄候間、町中火之用心彌可入念候、
朝鮮人往來道筋之町々は、別而火之用心大切に可
仕候、庵末に仕火を出し候もの有之は、常之時とは
違候間、吟味之上其趣申上候而、急度曲事可申付
候、且又町内之者出火之節者、早速はせ集り精を出
し消可申候、油斷致し火をはびこらせ候は、是又
遂吟味急度可申付候、

十月

右書付、町奉行に相模守按ずるに、老、御日記、大
中土屋政直、渡之、
大成令補遺、
正徳元年十月朔日、朝鮮人江戸着近寄り候に付、火
之元念入可申旨御觸、町中連判名主奈良屋へ納る、

正寶事録、

正徳元年十月

一町々夜更人通り候節、送り候事、先頃も申渡候得
共、今に不送候由に候、朝鮮人來聘前候間、歸國以
後差免候迄、夜四時已後通り候ものは、心附送り可
申候、尤怪敷者有之候は、急度召捕可申事、
一此間も相觸候通、火之元彌入念可申候、少々も風
吹候節者、猶以油斷なく、名主共も支配場一通り相
廻り、家主五人組月行事共、町内裏々迄節々相廻
り、火之元之儀可申付事、
右之趣、町中不殘可相觸候、以上、

十月

覺

一朝鮮人來聘に付、見物二階格子等は、翠簾すたれ
勝手次第掛可申候、下座敷にて飾之ため翠簾すたれ
れ掛候共卷あげ置、おろし見物仕間敷事、
一前々度々相觸候通、男女僧尼致混雜見物仕間敷
事、
一火之元之儀、彌大切に可相守候事、
右之通、町中可被相觸候、以上、

十月大成令補遺、
正寶事録、

正徳元年十月三日

一朝鮮人來聘前に候間、歸國已後差免候迄、夜四時
過町々通り候者、心を附送り可申候、并火之元可念
入旨御觸、
同月十日

一明十一日、松野壹岐守様朝鮮人通り筋御見分被
成候旨御觸、
同十二日

一朝鮮人到着之日、表ならへ手桶之間々に、盛砂い
たし候様に喜多村に而申渡、
一大井川満水に付、朝鮮人江戸着相延、來る八日に
相極候、江戸着殊之外早く有之由に候間、右之趣町
中不殘可被相觸候、已上、

十月十四日

右之通被仰渡候間、來聘道筋之町々は不及申、町中
不殘可被相觸候、以上、

十月十四日

町年寄

三二

人

同十六日

一明十七日、町御奉行様朝鮮人通筋御見分被成候間、棧敷之儀當^カ到着之時分かさり候通、幕翠簾すたれ屏風等かさり置可申旨御觸、
同廿八日

一明廿九日朝鮮人登城之御觸、

一右に付、今晝時樽屋藤左衛門殿、奈良屋市右衛門殿道筋見分之觸、

一右に付、朝鮮人退出迄、町々棧敷其儘差置、退出過幕屏風翠簾すたれ等仕廻可申候旨御觸、
同廿九日

一今日雨天に付、登城延引之御觸、
同晦日

一明朔日登城之御觸、
十一月十八日

一明十九日、朝鮮人御當地發足之御觸、
覺

朝鮮人今日出足に付、火之元之儀油斷も可有之様思召候間、猶以火之用心無懈怠、名主支配場廻り、家主五人組も町内裏々迄廻り、急度可申付候旨被仰渡候間、町中不殘入念可被相觸候、以上、

十一月十九日

町年寄

人正實

正徳元年十一月廿日、久世大和守^{按ずるに、若年相渡之由、御目付堀田源右衛門相達候御書付、}
今度朝鮮人江戸逗留中、町方火之元之儀、別而入念候様にと最前相觸候處、入念候と相見え物靜に而有之候、朝鮮人發足に付而者、油斷致し火之元倉末にも可成候間、下々差支難儀に成候向々之事者致

用捨、彌以無油斷火之元入念候様可仕候、^{御徒方萬年條、令條留、大}
享保四己亥年、朝鮮人來聘には町中御觸等も、多分舊規に復せらる、
享保四己亥年五月

一今度朝鮮人到着道筋表通見苦敷所家作、來年にも普請可仕存候者は、當年朝鮮人到着前出來候積

普請仕候様可相心得旨、先達而申渡候、^{按ずるに、その}
右普請可致存寄も無之者、朝鮮人道筋に付態と取繕候儀に者不及候、最前相觸候節は來年普請可致ものは、此節可致と計申觸候故、心得違も可有之と前々相觸候、以上、^{同小異にして、また寛なり、大}

五月

同年六月、覺

一當秋朝鮮人來朝に付、到着道筋表通り家作之儀、先達而相觸候通、彌可被相心得候事、

一朝鮮人通り筋町々之分、横町木戸有之所は、朝鮮人通り候節木戸立置可申候、木戸無之町々は、喰違ひ竹垣致し木戸を附、馬乗もの通候様に仕、朝鮮人通候節者人留可致事、

一朝鮮人通筋之町々、格別道惡敷所計道作可申候、惣而掃除者到着一日前に可仕候、道作り候儀は到着一兩日前に出來候積りに仕、出來候は、其節より朝鮮人通候當日迄、牛車大八車右之道筋通し申間敷候、逗留中も同斷、

六月

一當秋朝鮮人信使來聘之節、國書御返簡并信使の不及下座候、^{按ずるに、此事正徳度仰出されし簡條なり、}

同年八月廿八日、覺

一朝鮮人來朝之儀に付、献上之鷹馬、明日明後日之内御當地の參着之由に候、當日芝より淺草本願寺迄之道筋、見物之者多く可有之候間、込合不申候様

に可仕候、尤其節車之類率通候は、扣置可申候、小荷駄馬荷付馬者片付差置可申候、大鼓其外馬驚候類者、心を附扣置可申候、勿論警固之者指置、火之用心彌念入可申付候、以上、
八月以上、大成令補遺、

享保四年八月廿七日

一日本橋御修復出來に付、明廿八日より往來有之候、車は朝鮮人歸國迄不相通候旨に候、柳營日次記、
享保四年九月^{按ずるに、下の正實事録に、}

一最前も相觸候通、此節より朝鮮人逗留中發足迄、火之元念入可申候、其内出火有之候は、其一町過怠申付に而可有之候、
九月^{大成令補遺、正實事録}

享保四年九月十八日、樽屋に而年番名主わ被申渡、
覺

一朝鮮人歸國迄、谷ッ山より本願寺迄之道筋、并近邊相廻り尤粗之者をも相廻し、裏屋迄町々火之元吟味仕、火之元を倉末に仕候者有之候は、召捕候様にと安部式部殿、山川安左衛門殿^{按ずるに、此二人火附盜賊改、被仰付候間、町中火之元彌大切に仕、入念}

候様に可申付旨、從町御奉行所被仰渡候間、此旨急度相守可申候、以上、

九月正寶事錄

享保四年九月廿四日、覺

一朝鮮人來る廿七日到着に付、發足日迄町中名主月行事取分無油斷、晝夜とも火之用心念入可申候、二階に而火焚候儀堅く仕間鋪事、

一朝鮮人通筋町々、并橋詰に薪竹木積候處は、狼に無之並能積置掃除可仕事、

一朝鮮人通候剋、二階に而見物仕候は、簾翠にても簾にても掛、見物は不苦事、

一朝鮮人通候節、指さし笑申間敷事、

九月

同年同月、覺

一明廿七日朝鮮人彌御當地に到着候間、町中家持者不及申、地借店借等迄火之用心可申付候、尤前方相觸候通掃除可仕候、勿論名主月行事上下を着、前後之木戸に附居、喧嘩口論萬事物騒敷事無之様に可申付候、勿論火之用心裏々迄切々相觸可申事、一道筋川々之船共並能、見苦しき船共は跡へくり

候様に仕、若船に而見物候共、行儀よく見物可仕事、

一朝鮮人と賣買之儀、上下に不寄堅く仕間敷事、

九月以上、大成令補遺、

九月正寶事錄、

按するに、寛延度町觸に、日本橋邊魚商賣の事、享保度にも到着歸國の日は、朝より晝までの内無用にしたすにより、此度も右同斷に載す、されども其御觸書いませ所見なし、

享保四年九月、覺

一明廿七日朝鮮人到着に付、道筋火之見番所に候、ごら通候内者取置可申候、

一右通り筋町火消目印之小はた等、通候内者引込置候様に可仕候、

九月

覺

一朝鮮人通り筋町々之内、門構に而罷在候者は、門を開き見物候而も不苦候、左候は、門之内に、屏風立候とも幕張候とも見合に可仕候、尤美々敷飾立候儀者無用に可仕候、此旨町々不殘可被相觸候、以上、

九月

按するに、以上二通の御觸はしめてあり、

覺

一朝鮮人通候刻、物干に而見物致候儀、堅く無用に可仕候、按するに、此事も天和尤二階にて見物候は、先達而相觸候通、みすに而もすたれに而も懸見物可仕候、此旨念入可被相觸候、以上、

九月大成令補遺、

享保四年九月廿八日、樽屋に而町々名主に被申渡、一火之元之儀、先達而度々申渡候處、昨日も出火有之、朝鮮人到着之砌、御奉行様方も被仰譯難被成御苦勞被思召候間、随分火之元入念大切に相守候様、家主月行事相廻り度々可申付候、一裏店ひとり者、かせぎに罷出候跡に而出火、手あやまち等有之由、向後店之者商に罷出候は、兩隣相店家主立合、火之元随分入念相改め、商に罷出候跡に而も、随分見廻り可申候、

亥九月廿八日、正寶事錄、○按するに、同書に出火の町載す、参考に存す、
町より、御觸のこまく過意を出せし事を

享保四年九月廿四日晝九時過、幸町作兵衛店茶碗

鉢屋傳兵衛方より出火致し、本八丁堀四丁目同五丁目致類焼、○附録朝鮮人逗留中、出火有之候は、其町過怠可被仰付段、當月十日御觸有之候、依之、町御奉行所中山出雲守様御懸りに而御吟味之上、同月廿六日一件被召出、火元傳兵衛手鎖被仰付、家主作兵衛に過料貳貫文、月行事太兵衛に同貳貫文、名主嘉左衛門に同三貫文被仰付、幸町中より朝鮮人町料理人百人、風上永島町、風脇左右日比谷町、長澤町、右三町に而同百人差出候様過怠被仰付、樽屋藤左衛門殿掛りに而、料理人壹人に付、銀八匁宛之積りを以、金子に而同十月朔日、右御賄所淺草誓願寺中快樂院に持參相納候、

正寶事錄

享保四年九月

覺

一明朔日朝鮮人致登城候間、前々相觸候通道筋之町々入念、諸事到着之節之通可相心得候、別而火之元之儀無油斷可申付候、以上、

九月大成令補遺、

同月晦日

一 朔日朝鮮人登城に付、火之元入念可申御觸有之、

同年十月三日

一 於御本丸藝馬被仰付候間、火之元入念可申御觸有之、正寶事録

享保四年十月十三日、覺

一 明後十五日、朝鮮人當地發足に候間、町中火之元用心之儀、家持者不及申、地借店借裏々迄月行事切々廻り、成程念入可申付候、附喧嘩口論萬事物噪敷事無之様、堅可申付候、少も油斷有間敷候、以上、

十月大成令補遺、

享保四年十月十五日

朝鮮人逗留之内、町中火之元入念候と相聞、出火之儀も無之候、然其常々只今迄之通にも難成可有之儀に候間、去々年相觸候通、風烈之時分商賣物等も仕廻置候程之節者、此度朝鮮人逗留之内之通可申付候、然處油斷之躰も有之、致出火及大火候は、火元之一町は勿論、風上風脇之町々々過意申付候に而可有之候、

右之趣、相心得様町中可觸知候、

十月大成令、正寶事録、

通航一覽卷之四十六終

通航一覽卷之四十七

朝鮮國部二十三

○ 信使來聘に付町觸等從寬延度至明和度

寬延度來聘使のとき、町方御觸等も享保の例に準せらる、また御用掛老中及び町奉行以下、度々道筋見分あり、

延享四丁卯年正月廿三日佐渡守按するに、若年寄板倉勝清、相渡、

駒井 勅負

中山五郎左衛門按するに、この二人御用掛御目付なり、

一 朝鮮人來聘に付、道中筋江戸表に而彼是結構之儀、手重く結構に取繕候には及間敷候、萬事不滞様に申付、掃除等之儀申付候者可相濟候、

一 正徳之時分は、手重く取繕候儀も有之様相聞候、此段紛不申候様取計可然候、

右之趣に相心得、寄々可被達候、蓋敷類典、

延享四年九月、町奉行に

來辰夏朝鮮人通候町中若燒失之家居、來年に至り

普請可致と存候者は、來春迄作事いたし可然候、

一 朝鮮人通り候道筋之橋、損候も有之候は、公儀より被仰付分は御修復可申付候、町方より申付候分其向より修復可有之候、

一 町中木戸類燒、又は損候分は可申付候、

右之趣、相心得可被取計候、按するに、この御觸のうち、未の事、はしめてみえたり、

寬延元戌年二月、板倉佐渡守御目付に達、

町奉行に

朝鮮人來朝に付、御用之儀銀座に申渡候趣、御勘定奉行に申渡候、就夫浮説可申觸哉、金銀吹替之儀は曾而無之事に候條、決而右躰之風説無之様可被取計候、是迄も浮説申觸、諸物之直段狂せ候之儀有之趣相聞候條、前以申達置候、

二月以上、大成令續集、

寬延元年朝鮮人來聘に付、町奉行支配町方惣人數御改、

五十一萬三千三百二十七人、但、地借店借召仕等迄之員數、内男三十二萬二千七百五十人、女十九萬五百七十五人、朝鮮來朝罷、

寬延元年三月

一當夏朝鮮人來朝に付、到着道筋表通家作等之儀、先達而相觸候通彌可相心得候事、

一朝鮮人通筋町々之分、横町木戸有之所は、朝鮮人通り候節木戸立置可申候、木戸無之町々は、喰違竹垣致木戸を附、馬乗物通候様仕、朝鮮人通候節は人留可致候事、

一朝鮮人通筋之町々、格別道惡敷所計道作可申候、尤隣町見渡能様に作可申候、惣而掃除は到着一日前に可仕候、道作候儀も到着二三日前に出來候積に仕、出來候は其節より朝鮮人通候當日迄、牛車大八車、右之道筋通申間敷候、逗留中登城之節も同右斷、此段牛車大八車所持之者共へも可申間候事、

一朝鮮人到着之節、發足之日迄は、町中名主月行事取分無油斷、晝夜共火之用心入念可申付候、二階に而火燒候儀堅仕間敷事、

一朝鮮人通筋町々、并橋詰に薪竹木積候所は、猥に無之、並能積置掃除可仕事、

一朝鮮人通候剋、二階に而見物仕候は、みすに而

もすたれにても掛候而、見物は不苦事、

一朝鮮人通候節、ゆびさし笑申間敷事、

一朝鮮人到着之節、彌町中家持は不及申、地借店借等迄火之用心可申付候、尤道掃除可仕候、勿論名主月行事上下を着し、前後之木戸に付居、喧嘩口論萬事物噪敷事無之様に可申付候、勿論火之用心裏々迄切々相觸可事、

一道筋川々之船共並能、見苦敷船共を跡へくり候様仕、○カ若按するに、正實事録に、この間朝鮮人買賣之儀、上下に不寄堅仕間敷候事の條あるを是とす、

一朝鮮人通候筋町々之内、門構に而罷在候者は、門開見物候而も不苦候、左候は、門之内屏風立候共幕張候其有合に可仕候、尤美々敷筋立候儀は、無用に可仕候事、

一朝鮮人到着之節、逗留中町中火之元彌入念、裏々迄月行事並家主度々見廻、裏々之者壹人者杯留守之節は、居宅戸明置、其隣より見廻、尤月行事家主も留守之所見廻可申候、縦者、戸を立錠おろし置候共、こちはなし内を見廻、何れにも留守之所戸を立不申様、末々迄不洩様委細に可申付候事、按するに、この條及

以下の小便所の事初てみゆ、

一朝鮮人道筋之内小便所、中橋廣小路、淺草廣小路兩所に而、六ヶ所に相極候、其外之町々に而は、小便所拵候儀無用可仕候事、

一朝鮮人到着之節、道筋火之見番所に有之候とら、通候内は取置可申候事、

一右通り筋、町火消目印小はた等、通り候内は引込置候様可仕候事、

右之趣、町中家持は不及申、地借店借裏々迄不殘入念可相觸候、以上、

三月 大成令續集、正實事録、但し、正實事録三月九日と記し、三月またこの御觸により、何心得等の事を載す、下に出す、
寬延元年三月晦日

一右御觸之内、壹人者他出之儀に付、道筋町々名主より、左之通奈良屋迄伺候得者、左之通御下知有之、尤此儀は惣躰之儀に有之間、外々にも相違候様被申渡候に付、道筋名主より致通達候、

一火之元之ため、獨身者他出候節、戸明け置候様に被仰渡候得共、却而不用心之儀も可有御座候間、他出任候節、家主に相届錠を下し置申度段伺申候事、

御下知

伺之通に而者、享保年中之通と被仰付候儀致相違之間、先達而御觸之通戸明け可申、按するに、この書かくあれども、享保度はその御觸あ、其上店のもの兩人程つ、店番りし事、今所見なし、

可仕候、尤拔路次之分は、一方路次に置可申事、

一朝鮮人參向歸國之節、六郷渡し場は屋形船御用に付、爲見分近日御役舟之者差越候間、舟持共立合差圖を請、御用立候舟之分、無滯彼地に乗廻し候様に、兼而町々屋形持共可申渡候、以上、

辰四月 御役所

追而、右御用相濟、御役舟會所より右賃錢可指遣候、以上、

四月八日正實事録

寬延元年三月 一朝鮮人通候節、惣躰並手桶には不及候、辻番之前に積手桶可仕事、

一前夜より挑灯出候儀、無用可仕候事、按するに、このに仰出され

一見物所之窓に、惣而簾懸可申事、
一朝鮮人通候節、火之見櫓に有之候半鐘、并町火消目印、纏、挑灯、小幡、其外火消道具とも、通り候内

は引込せ置可申候事、
 一日本橋邊町々看商賣之儀、朝より晝迄日々群集致候、到着之刻限成候而も、急に取拂難致候に付、享保年中にも到着歸國之日は、朝より晝迄之内商賣無用以致候、此度も右同斷に可致事、この事享保年中にも仰出されしなるへひれども、今所見なし、御觸によれば、
 一町々に有之看板は取入、看板柱并腕木は其儘差置可申事、但、家根上看板も取入、覆は其儘差置可申事、
 一屋根上に有之水溜桶、目立候間取入可申事、
 一幕屏風有來候を用可申事、
 一町々商賣之材木炭薪等、家前下水より外に有之分は取除、下水より内に有之分は並能差置可申候、河岸揚場有之分は除可申候事、
 一中橋廣道左右之商床、西之方に有之候者瓦葺に而候間、尙又修復致し差置可申候、東之方に有之候者常躰之商床に而見苦候間、前通板圍可致事、
 一京橋南之方橋詰有之候商床見苦候間、板圍可仕事、
 一牛込御門より四ッ谷御門邊迄之間、大下水浚致

し、并右下水蓋板修復可仕事、
 一麴町紀伊國様御屋敷前明地、所之者より、板圍可仕事、
 一淺草御門之内廣道に有之候町内之番屋は修復致し差置、疊床之分は取拂、同所御門際明地前通りに竹垣致、并馬喰町四丁目入隅之所、竹矢來可致事、
 一淺草御藏土手通に有之候商番屋藏作之分は修復致し差置、其外當分之商床等は取拂可申事、
 一淺草田原町三丁目之儀、道幅狹朝鮮人通り候節、木戸有之候而者、馬上に而二行に通じ候儀難成候間、木戸取拂可申候事、
 一上野山下通商床後ろに有之候土塀は致修復差置、庇并床は取拂可申事、
 一昌平橋外芝地之矢來、神田旅籠町々向き候壹方は、所之者より修復可致候事、
 但、殘に而三方は御作事奉行より修復有之候事、
 一芝田町壹丁目に在之候松平薩摩守抱屋敷類焼後、小屋掛之屋作故、表通に板圍致有之候得共、圍低見苦敷候に付、此度高さ壹長ヶ半之笠木塀に仕直可申事、

一淺草御門前、左右河岸石垣柵も無之、見苦敷候間柵可致候事、
 一町中惣而裏屋見越見苦敷候間、路次之上高く矢切致し、裏屋之見苦敷場所、表に見わ不申候様可致事、
 二町中番屋之後口、其外雪隠之分取拂可申事、
 一淺草は勿論、其外町々明地板圍可致候事、
 一十王堂矢來損し見苦敷候間、板圍可致事、
 一町中家作無之明地之處、竹垣葎垣は無用、板圍に可致事、
 一町々木戸際に有之火之見階子、其儘置危無之様致し可置事、
 一中橋廣小路 小橋所三ヶ所
 一淺草廣小路 同斷 三ヶ所
 右六ヶ所輕く圍致し、手水場を付、尤手拭白布指置、町人世話可仕事、
 一道路筋に有之井戸ヶ輪、矢來龜甲、見苦敷分取替可申事、
 一惣體町々番屋、并橋際に有之番屋等、見苦敷分修復可致事、
 一朝鮮人道路筋は非人拂ひに而候間、町々有之非人

小屋にも差置申間敷事、
 但、小屋に非人道置不申候に付而者、火之類一切不差置、入念しめし、とくと見届可申候、
 右之通可相心得候、以上、
 三月按するに、この御書仕のうち、日本橋魚商賣のヶ條より以下は、すべて初てみえたり、
 覺
 朝鮮人道路筋町々家作木戸修復、其外當月中に出來候様可致候、出來候分は早速奈良屋所々可相届候、以上、

三月令條條

寬延元年四月十七日、覺

一宿々又者途中に而も、朝鮮人と猥に不入交様、下下迄堅申付、且又少々之品に而も、宗對馬守役人々斷無之、官人と取遣り不致様急度可申付候、
 辰四月

右之趣、從町御奉行所被仰渡候間、町中不殘入念可被相觸候、以上、
 四月十七日
 町年寄
 三二
 人

朝鮮人來朝に付勤方申合覺
 一到着前日より晝夜自身番相勤、裏々迄度々相廻、

火之元可申付事、
 一 逗留中火消入足、晝夜共別而心掛け可申事、
 一路次之分、暮六時より可申事、
 但、兩口之路次者、先達而被仰渡候通、晝之内も片路次可申候、
 一 町々裏々表共、火之元のため四斗樽に水を入、所
 所々差置可申事、
 但、朝鮮人通り道表通りは、右樽に水を入出し置候儀、無用に可致候事、
 一 湯屋風呂屋、其外大火焚候類、到着登城歸國之節共
 共に相休可申候、尤逗留中晝七ツ切相仕廻可申事、
 但、御屋敷方焚出し致候者は、差支無之様に致し、
 若日暮火焚候は、家主付居可申事、
 一 講釋淨留理會、其外人集致候類、到着前夜より逗留
 留中、晝夜相止可申事、
 右之通、年番名主寄合申合之上、組合々々通達、
 四月廿一日

相勤裏々迄度々相廻、火之元申付、并桶などに水を入所々に差置候儀者、此節より仕可然段、年番申合通達、
 朝鮮人來朝に付、七番組名主寄合勤方申合
 一 此節より晝夜自身番相勤、裏々迄度々相廻り、火之元入念可申付候、
 一 逗留中火消入足、并道具等迄晝夜共に、別而心懸置可申候、
 一 町内木戸無之、べり惡敷所は、竹矢來或者假木戸拵、夜者可申候、
 一路次之戸行拔路次は、一方晝夜可申候、尤一方
 方々者路次番相付、暮六ツ時切に、町内家主裏々相廻候度、每路次番之者明け可申候、
 一 水溜桶小間口は壹ツ、大間口は二ツ三ツ程つゝ、
 見合差置可申候、屋根之上水溜桶之義も、入念改水入置可申候、裏々も障に不相成所は、水溜桶差置可申候、
 一 河岸に有之雪隠之戸を、むしろなどにて致置候分は、戸に仕替可申候、
 一 町内髮結床は、夜番爲相勤可申候、

惣而、大火焚候商賣人、到着登城歸國之節共相休可申候、湯屋、風呂屋、鍛冶屋、豆腐屋、餅屋、うどん屋、其外大火焚候類、逗留中は暮六時限りに相仕舞、家主立合火之元入念しめし可申候、夜中火焚申間敷候、

間敷候、
 一 諸勸進に付、挑灯ともし歩行候儀、可致無用候、
 一 夜中諸商人燈を持歩行候儀、可致無用候、
 一 往還并家前に而、行燈立田樂之類燒賣候儀、一切可致無用候、
 一 開帳等に付、町方に而挑灯ともし候儀、可致無用候、

但、御屋敷方焚出し致候者は、差支無之様致、若日暮候而火を焚候は、家主付居月行事見廻り可申候、
 一 獨身之者他出致候節は、御觸之通相心得可申候、尤家主入念取計可申候、
 一 明店物置に不致、家主月行事立合相改、錠をおろし候共、或者釘付に成とも可致候、
 一 講釋上留理會、其外人集致候儀無之様、彌入念可申候、
 一 往還并明地河岸者不及申、見世先に而煙草給申間敷候、尤入口に左之通、書付張置可申候、
 往還明地河岸見世先に而、たばこ一切給へ申間敷事、
 一 表裏共に逗留中蚊いふし候儀、一切可致無用候、
 一 花火往還者不及申、家内に而も一切ともさせ申

一 河岸に而板をため候節、火焚候儀致無用、若無據急入用有之、板をため候は、家主五人組付居、火之元入念しめし可申候、
 右之分、朝鮮人逗留中急度相守可申候、
 一名主支配度々見廻り、尤來月上旬名主向寄二三人宛申合、一同に相互之支配相廻り、諸事改合可申候、
 右之通、申合之上組合町々に銘々名主より申聞候、
 四月
 朝鮮人來朝に付、四番組申合之事、
 一 逗留中火之元組合申合、來朝一兩日前より裏々迄可相廻事、
 但、十日頃裏々迄一度相廻り、藁薦等火之元之爲

惡敷品者取拂せ可申事、

一往還に而くわべきせる、又は明地に而晝夜共、火を取扱候商人不差置様に可致事、

一前日より見通し之町々は、物干に見苦敷物不差置、二階之窓之戸を切、家前に有之候古木等取拂可申候、并掃除可仕事、

一木戸に板打付見透不申様致、月行事其外家主附居候而、人をせいし可申事、

但、家主内引譯け候而、火之元裏々迄度々相廻可申候事、

一當日名主は、麻上下着用致可申事、但、横町見通し町々の事、

右惣躰之申合は、先達而有之候得共、横町見通し之申合無之に付、當組合計年番孫左衛門方に而寄合之上、右之通申合候、當日家主袴羽織、其内火之元相廻候者は火事裝束、名主若通町より御役人衆中御呼出し之儀も難計故、麻上下着用之筈、

一朝鮮人到着登城歸國共、道筋之分は明六時限、焚火相止させ候筈に申合候、依之隣町も右に准し、朝五時切に焚火相止させ可然申合候間、御支配に可

り右切場所通船相留申候、尤飯田町下堀留より敷寄屋橋邊之間、通船は構無之候、

四月 大成令續集、正寶事録、○按するに、この御觸またはしめてみゆ、
寛延元年五月朔日
朝鮮人來朝之儀に付、獻上之鷹明二日御當地に參着之由に候、當日芝より淺草本願寺迄之道筋、見物之者多可有之候間、込合不申様可仕候、尤其節車之類率通候は、扣置可申候、小荷駄馬荷附候馬は片付差置可申候、大鼓其外鷹驚候類に心を付扣置可申候、勿論警固之者差置火之用心之儀、彌入念可申付候、

五月 是迄、正寶事録同し、
先刻相觸候朝鮮人獻上之鷹通り候道筋相替、品川より通町通日本橋、神田鍛冶町、須田町通筋違橋御門内戸田能登守屋敷脇、夫より駿河臺戸田五介宅に參候、其外者先刻相觸候趣、間違無之様可致候、此旨町中不殘可申付候、以上、

五月 大成令續集、
寛延元年五月十六日、此節より朝鮮人逗留中發足

被仰渡候、以上、

辰五月十二日

寛延元年四月、町奉行に朝鮮人到着前に付、道筋者勿論、淺草邊者猶以繁々組之者、裏店迄も相廻し可申候、胡亂成者は不及申、火之元致龜末候者も有之候は、召捕可申候、風烈之時分は、其方共組之者相廻候間、町中相觸候様町奉行に申渡候間、可被得其意候、

右之通、火附盜賊改に申渡候間、得其意町中へ相觸候様可被致候、

四月 大成令續集、正寶事録、

寛延元年四月

此節より朝鮮人逗留中發足迄、別而火之元入念可申候、其内出火有之候は、其壹町過意申付候に而可有之候、

四月 大成令續集、正寶事録、

寛延元年四月

朝鮮人江戸出立迄、龍閑橋、一石橋、西紺屋町橋、右三ヶ所橋際に而、土俵切取掛候に付、來廿五日よ

年番 正寶事録、○按するに、この申合書は市中の心得なれ共、時勢を見るへき一助に存す、

迄、別而火之元入念可申付候、其内出火有之候は、其壹町過意可被仰付段、當四月廿三日御觸有之候處、當月六日本銀町壹町目家主吉兵衛物置に致置候裏店より致出火屋根の焼拔、尤外には火移り不申、右出火は吉兵衛召仕源七と申者挑灯を燈し、右物置に參候所、其節蠟燭之火落散致出火候儀に可有之旨に付、能勢肥後守様按するに、御掛りに而、則奉行に、此節別而御觸も有之候處、龜末之致方に付、源七義手鎖、吉兵衛義は御預け被仰付、今十六日吉兵衛、并右町内家主不殘、地かり店かり之者共ともに被召出、右出火御成前日と申此節之義、龜末之致方に付、吉兵衛義押込被仰付、壹丁内小間壹間に付銀拾五匁つ、過意被仰付候、但月行事名主御構無之候、正寶事録、

寛延元年五月十七日

朝鮮人來聘之儀に付、獻上之馬明十八日御當地に參着之由に候、當日芝より淺草本願寺迄道筋、見物之者多可有之候間、込合不申様可仕候、尤其節車之類率通候は、扣置可申候、小荷駄馬荷附候馬は片付差置、大鼓其外馬驚候類に心を付扣置可申候、

勿論警固之者差置、火之用心之儀入念可申付候、

五月

同年同月十七日、

朝鮮人通り候節、惣躰享保四亥年之通、美々敷致間敷旨、先達而相觸候通に候、殊に祭禮之時分之様成衣類、并伊達成衣服等、別而不埒之事に候間、此旨堅可相守候、

五月

同年同月廿日、覺

朝鮮人明廿一日到着に付、發足日迄町中名主月行事、取分無油斷、晝夜共相廻、家持者不及申、地借店借等迄火之用心之儀入念申付、二階に而火焚候儀堅任間敷候、尤通筋之分道掃除仕、名主月行事上下を着し、前後之木戸に附居、喧嘩口論萬事噪敷事無之様可申付候、此旨町中不殘入念可被相觸候、以上、

五月

同年同月廿九日、覺

明後朔日朝鮮人致登城候間、前々相觸候通道筋之町々、入念諸事到着之節之通可相心得候、別而火之

元之儀、無油斷可申付候、以上、

五月 以上、大成令續集、正寶事錄、

寬延元年五月廿九日、覺

朝鮮人登城退散之節、夜に入候得者西九大手御門外に而、衛士焚候に付、其旨可相心得候、以上、右之通、町中不殘可被相觸候、以上、正寶事錄、

寬延元年五月晦日

明朔日朝鮮人退出及暮候は、町々に而も挑灯差出候様用意可致候、

五月

同年六月九日

朝鮮人到着之節、二階之窓に掛候簾竹を抜取、又者簾上候坏致猥候、歸國之時分右躰之事無之様、名主月行事者勿論、其店主制當可致候、

六月 以上、大成令續集、

寬延元年六月十二日、覺

明十三日、朝鮮人當地發足に候間、町中火之用心之儀、家持は不及申、借屋店借裏々まで、月行事切々廻り成程入念可申付候、附喧嘩口論萬事物噪敷事無之様、堅く可申付候、萬事油斷有間敷候、

六月

同年同月十四日

朝鮮人逗留之内、町中火之用心入念候と相聞、出火之儀も無之候、然共常々唯今迄之通にも難成可有之候間、先達而相觸候通、風烈之時分火之元隨分入念候様、可相心得旨可觸知者也、

六月 以上、大成令續集、正寶事錄、

寬延元年六月廿四日、覺

龍閑橋、一石橋、西紺屋町橋際に切取拂候間、勝手次第可致通船候、此旨町中不殘可被相觸候、以上、是迄、大成令續集、

追加

寶曆十三未年朝鮮人來朝之御觸に付、同年十二月

六日七番組申合之内、河岸に而舟たて船板ため不申候様申渡候處、船大工共家業差支候に付、少々宛舟板ため火焚候様仕度段、舟大工仲間行事之由に而、深川蛤町九兵衛店平七、龜島町茂兵衛店長右衛門、同町市右衛門店市郎兵衛、東湊町一丁目久七店半三郎、大川端町庄兵衛店佐五兵衛、佃島善四郎店長三郎、南八丁堀五丁目惣兵衛店左衛門、南小田

原町善右衛門店久兵衛、右之者共同十四年中三月

廿八日、依田豊前守様按するに、町奉行、御番所に御訴訟申上

候に付、同申二月朔日喜多村彦右衛門殿に、右町々名主被呼、延享年中朝鮮人來朝之節、舟板ため火差留候哉否書付差出候様被申渡、依之翌二日組合寄合之上、左之通書付相認、即日喜多村彦右衛門殿に、右名主より差出候得者請取被置候、朱書、

此節別而火之元大切に申合候に付、私共組合町

町河岸に而、舟板ため火焚候儀、無用に仕候様申開候處、舟大工共家業差支候段御訴訟申上候に付、延享五辰年朝鮮人來朝之節、右ため火差留候

哉之段、御尋に御座候、

朱書、

此儀、延享五辰年は左之通申合候、

朱書、一河岸に而板をため候節火焚候儀致無用、若無據急用有之板をため候は、家主五人組付居、火之元入念しめし可申事、

右者、五月之申合せに御座候處、此節者時分柄之儀、尤舟板ため火之儀餘程之焚火にて、殊に取散し候場所に御座候得者、平生に而も風有之節者仕間

敷儀に付、此節纔之間之儀に御座候間、無用仕候様申聞候儀に御座候、右御尋に付申上候、以上、

申二月二日

龜島町名主甚七判、東湊町同長兵衛判、南八丁堀町同市藏判、佃島町同忠兵衛判、南小田原町同作右衛門判、

朱書

同申二月八日、豊前守様御番所ね、右船大工行事共被召出、右河岸に而松板ため火致候事、取締り無之場所にてこつば等取ちらし有之、殊に餘程之焚火致候事、此節火之元惡敷不相成儀に候、併一向ため火不致候而者、家業相止難儀致候旨に付無據請取置、差急き候細工之分は、支配之名主へ相届、竹に而たいまつ様にいたし、少々宛ため火いたし、尤手桶水入置、家主行事付居、火之元入念ため火可致、勿論風立候節は一向不相成段被仰渡候旨、前書五人之名主より組合通達、

朱書

同申二月九日、喜多村彦右衛門殿年番名主に被申渡、

朱書

船大工共舟板ため火致候儀、朝鮮人來朝に付、火

之元嚴敷家主名主共より申渡、尤右ため火致間敷旨申渡候に付、家業相止難儀致候間、舟大工共銘々河岸端にて、少々宛舟板ため火焚候様致度旨、相願候間相伺候處、右ため之義餘程之焚火に而、殊に取ちらし候場所之義候得者、家主共先達而申渡候通、此節より朝鮮人逗留中者、右ため火焚候儀致間敷候、乍然一向相止候而者、渡世差支可申候間、無據差急き舟造り候義有之候は、右急候譯委細に銘々支配之名主共ね、舟大工共申出、名主共承届候上、隨分火之元大切に致、用心水等汲置、竹に而成共明松に而ため火可致候、其節者家主五人組月行事杯付居、ため火仕廻候跡等得としめし見届可申候、勿論風烈之節は無用に可致候、前書之趣大工共罷在候町々名主共にも申渡候間、其旨可相心得候、右者船大工仲間行事共願之上、右之通豊前守様被仰渡、舟大工共罷在候町々名主共ね申渡置候様被仰渡候、尤到着登城歸國之節も相止させ可申候、右之趣不洩様可被申候、以上、

二月九日

年番名主中

右者、寶曆十四年申二月九日被仰渡、尤河岸に而舟板ため火焚候事、平生に而も不苦と申儀不分明に候處右之通被仰渡有之候に付、追加致置候、正寶事錄、寛延元年七月

近き頃於所々朝鮮之衣装を寫し着之、鳴物等を交夜に入、町々に而辻おどり致候由相聞候、前々よりも辻踊之儀停止候處不届に候、若此以後右躰之儀有之者召捕、當人者勿論家主名主迄急度答可申付候、

七月 大成令續集、正寶事錄

明和度朝鮮人來聘御觸等、寛延度の格に仰せ出され、別に寺院にも御觸あり、

寶曆十二年正月廿三日、松平右近將監按するに、武相渡、

一朝鮮人來朝に付、道中筋江戸表に而彼是取繕候之儀、手重く結構に取繕候には及間敷候、萬事不滯様に申付、掃除等之儀申付候は、可相濟候、右之趣に、相心得寄々可被相觸候、憲教類典、

寶曆十二癸未年四月、町奉行に

朝鮮人來朝に付、御用之儀銀座に申渡候趣、御勘定奉行に申渡候、就夫浮説可申觸哉、金銀吹替之儀者會而無之事候條、決而右躰之風説無之様可被取計候、是迄も浮説申觸し、之諸物之直段狂せ候儀有之趣相聞候條、前以申達置候、

四月

同年十一月

一常冬朝鮮人來朝に付、到着道筋表通家作等之儀、先達而相觸候通、彌可相心得事、按するに、是より先の御觸書いませ所見なし、一朝鮮人通筋町々之分、横町木戸有之所は、朝鮮人通候節木戸立置可申候、木戸無之町々者、喰違竹垣いたし、木戸を附、馬乗物通候様仕、朝鮮人通候節は人留可致事、

一朝鮮人通筋之町々、格別道惡敷所計道作可申候、尤隣町見渡能様に作可申候、惣而掃除者到着一日前に可仕候、道作候儀も到着二三日前に出來候様に仕、出來候は、其節より朝鮮人通候當日迄、牛車大八車右之通筋申間敷候、逗留中登城之節も右同斷、此段牛車大八車所持之者ねも可申聞候事、

一朝鮮人到着之節、發足之日迄は、町中名主月行事
取わけ無油斷、晝夜共火之用心入念可申候、二階に
而火焚候儀堅仕間敷事、

一朝鮮人通筋町々、并橋詰新竹木積候處は、猥に無
之並能積置、掃除可仕事、

一朝鮮人通候刻、二階に而見物仕候は、すたれ掛
候而見物は不苦、みす懸候儀は不相成事、按するに、寛
には、すたれにても、
若しからずあり、

一朝鮮人通候節、ゆひさし笑申間敷事、

一朝鮮人到着之節、彌町中家持は不及申、地借店借
等迄、火之用心可申付候、尤道掃除可仕候、勿論名
主月行事上下を着、前後之木戸に附居、喧嘩口論萬
事物噪敷事無之様可申付候、勿論火之用心裏々迄
切々相觸可申事、

一道筋川々之船共並能、見苦敷船共は跡わくり候
様仕、若船に而見物候とも、行儀能見物可仕候事、

一朝鮮人と賣買之儀、上下によらず堅く仕間敷事、

一朝鮮人通候刻、物干に而見物致候儀堅く無用可
仕候、尤二階に而見物仕候は、すたれ懸見物可仕
候、みす掛候儀は不相成事、

申渡

一朝鮮人通候節、惣體並手桶には不及候、辻番之前
に積手桶可仕候、

一前夜より挑灯出候儀、無用に可仕候事、

一見物所之窓に、惣而簾懸可申事、

一朝鮮人通候節、火之見櫓に有之候半鐘、并町火消
目印、纏、挑灯、小旗、其外火消道具共、通候内は引
込せ置可申候事、

一日本橋邊町々肴商賣之儀、朝より晝迄は日々致
群集、到着之刻限に成候而も、急に取拂難致候に
付、延享年中にも到着歸國之日は、朝より晝迄之内
商賣無用に致候、此度も右同前に可致事、

一町々に有之看板は取入、看板柱并腕木は其儘差
置可申事、

但、屋根上看板も取入、覆は其儘差置可申事、

一屋根上に有之水溜目立候間、取入可申事、

一幕屏風等有來候を可申事、

一町々商賣之材木炭薪等、家前下水より外に有之
分取除、下水より内に有之分は並能差置可申候、河
岸揚場^カに有之候は取除可申事、

一朝鮮人通筋町々之内、門構に而罷在候者は、門開
致見物候而も苦からず候、左候は、門之内屏風立
候共幕張候共有合可仕候、尤美々敷飾立候儀は無
用可仕候事、

一朝鮮人到着之節、逗留中町中火之元彌入念、裏々
迄月行事并家主度々見廻、裏々之者一人もの杯留
守之節は、居宅戸明け置、其隣より見廻、尤月行事
家主も留守之處見廻可申候、たとへは戸を立錠お
ろし置候共、こぢはなし内を見廻、何れにも留守之
處戸を立不申候様、末々迄洩不申候様、委細可申付
事、

一朝鮮人道筋之内小便所、中橋廣小路、淺草廣小路
兩所に而六ヶ所相極候、其外之町々に而は小便所
拵候儀、無用可仕候事、

一朝鮮人到着之節、道筋火之見番所に有之候ごら、
通候内は取置可申候事、

一右通候道筋町火消目印之小旗等、通候内は引込
置候様可仕事、

右之趣、町中家持は不及申、地借店借り裏々迄、不
殘入念可相觸候、以上、

一中橋廣道左右之商賣床、西之方に有之候は、瓦葺
に而候間、猶又致修復差置可申候、東之方に有之候
は、常躰之商賣床に而見苦敷候間、前通板圍可致
事、

一牛込御門外より四谷御門邊迄之間、大下水芥溜
浚致、并右下水蓋板修復可仕事、

一麹町紀伊殿屋敷前明地、所之者より板圍可仕事、
一淺草御門之内、廣道に有之候町内之番屋は、修復
いたし差置、疊床之分は取拂、同所御門際明地前に
致竹垣、并馬喰町四丁目入隅之所に竹矢來可致事、

一淺草御藏土手通に有之候商番屋藏作之分は、修
復いたし差置、其外當分商床は取拂可申事、

一上野山下通商床後^カに有之候土塀は、致修復差
置、庇并床は取拂可申事、

一昌平橋外芝地之矢來、神田旅籠町^カ向候一方は、
所之者より修復可致事、

但、殘而^カ之三方は、御作事奉行より修復有之候
事、

一淺草御門前右左之河岸石垣、柵も無之見苦敷候
間柵可致事、

一町中惣而裏家の見越見苦候間、露路之上高く矢切いたし、裏屋の見苦敷場所、表の見へ不申候様可致事、

一町中番屋の後口、其外共雪隠之分取拂可申事、

一淺草は勿論、其外町々明地板圍可致候事、

一十王堂前矢來損見苦敷候間、板圍可致候事、

一町中家作無之明地之所、竹垣葎垣は無用板圍可致儀事、

一町々木戸際有之火之見階子、其儘差置危無之様にいたし可置事、

一道筋に有之候婦人醫者之看板取入可申事、按するの一條はしめて見ゆ、

小便所三ヶ所
中橋廣小路
淺草廣小路

小便所三ヶ所

右六ヶ所、輕圍致手水場を付、尤手拭白布差置、町人世話可致事、

一道筋に有之井戸ヶ輪矢來、龜甲、見苦敷分取替可申事、

一惣鉢町々番屋、并橋際に有之番屋等、見苦敷分修復可致事、

一朝鮮人道筋は非人拂ひにて候間、町々に有之非

人小屋にも、非人差置申間敷候事、
但、小屋に非人差置不申候に付、火之類一切不差置、入念しめし、とくと見届可申候、

右之通、可相心得候、以上、

十一月

同年同月

朝鮮人到着前に付、道筋は勿論、淺草邊は猶以繁々火附盜賊改方組之者、裏店迄も相廻、胡亂成者は不及申、火之元龜末に致候者も有之候は、可召捕候、風烈之時分は火附盜賊改、自身も相廻候間、此旨相心得可申候、

十一月以上、大成令後集、

寶曆十三年十一月

此節より朝鮮人逗留中發足迄、別而火之元入念可申候、其内出火有之候は、一町過急申付に而可有之候、

十一月天集編錄、

明和元年申年正月、

寺社奉行の
朝鮮之使信來着近寄候に付、諸事穩便に相心得、火

之元別而入念晝夜繁々見廻、無油斷可申付候、旅館東本願寺逗留中、近所寺院に而法事、并弔等之節物靜に致、鳴物等旅館に不相聞様可致候、
右之趣、寺社觸下末寺支配之末々迄、不洩様寤と可被申付候、

正月大成付後集、○按するに、この御書付またはしめて見えたり、

通航一覽卷之四十八

朝鮮國部二十四

○信使參向道中 從慶長度
至寬永度

按するに、この條すへて、宗氏通信使何并掛合の條、來聘御用掛御養美等の條、信使着府并滞留中御扱の條併せ考ふへし、下再の辨せす、又按するに、對馬國府中城下より、同國豐崎まで三十六里、豐崎より釜山浦まで四十八里、釜山浦より朝鮮國王都まで六丁一里にして、二千二百六十里なりと、朝鮮來朝記に見ゆ、また享保十一年十二月、宗對馬守より書上し、對馬より豐岐國朝鮮國方角書付に、對馬國府中より豐岐國風本は、辰巳の間に當り、古來より海上四十里といひ傳へ、中途に泊り、又は島もなく一渡しの所にて、戌亥の風にて真帆なり、また對馬國佐須奈より、朝鮮國草梁對馬守屋敷は、亥の方に當り、古來より海上四十八里といひ傳へ、また中途に島もこれなく一渡しの所にて、巳の方より傳へ、また中途に島帆なりとあり、その書竹橋餘筆別集に載せたり、

慶長十二丁未年、前年朝鮮使孫文成等來りて、講和全く成りしに由り、事は修好始末、この年の國より、はしめて通信使來聘、信使來朝、正徳度に、來聘と唱ふべきむね仰せ

以前撰著ありし書に、來聘とも載せられたは、定唱なかりしと見ゆ、正使呂祐吉、副使慶暹、從事

官丁好寬等正月發途し、對馬國に着船あり、着船せし日、三月廿二日宗對馬守義智、かの三使等を伴ひて自國

を發す、旅中の御饗應は、かねて諸大名に命せらる、

通航一覽卷之四十七終

道中御馳走等の事、記載の多少によるなれば下或は盡くくる能はず、

慶長十二年舊冬より正月迄暖氣、二月始中終甚寒氣、従高麗無事扱の使、按するに、無事扱の事、前年すてに成り、隨分の人來の由、對馬より分には、慶長見聞書漏在其告の間、路次中泊々屋形を作り可有馳走と也、此寒氣故海上ある、か、于今無渡海と云々、宮本當代記、日記同し、○按するに、創業記には十三日に係く、坂氏慶長古

慶長十二年二月廿日、從朝鮮無事扱之使可來由、宗對馬守注進、依之於路次中泊々、馳走可有支度之旨也、乍然寒氣甚敷、渡海難儀到着及延引、慶長見聞書、錄案紙、慶長十二年、是より先、朝鮮國王より松雲等の一二三使を來らしめ和を議しけるに、按するに、松雲等來り年、及び同、先年の亂に、日本へ四へ來る者數百人を、松雲にそへ返し遣されければ、其中に朝鮮王の縁類の者もあり、按するに、金光をまさす、返りて日本の事を委細語りける故に、朝鮮王疑ひ止て、正月朝鮮王より呂祐吉慶暹丁好寛といへる三使を來聘す、武徳大成記、秀吉公文祿の始より、朝鮮を攻給ふ處に、慶長三年太閤薨去し給ひ、和軍を引取給ふ後、朝鮮より依催

和談、慶長十一年丙午十一月十四日、大御所様駿府より江戸へ在御下向、將軍家御内談、按するに、この説此時從對州以使者、高麗の使者可在渡海由注進す、翌年丁未二月高麗より無事扱之使者來る由、對馬より告來、依之、路次宿々等御馳走之儀被仰付、雜話燭慶長十二年三月廿二日、義智、并柳川豊前守景直、自注、調信子、○按するに、蘇長老等、三使を同道して對馬景直は智永の初名なり、を出つ、朝鮮物語、

四月廿一日、宗義智信使を率ゐて入洛し、東照宮の御旨を窺ふに、まづ江戸にいたり、台徳院殿に拜謁せしむへしと命せらる、よて閏四月六日洛を出、直に江戸に赴く、同月廿六日着府あり、慶長十二年、朝鮮正使呂祐吉、副使慶暹、從事官丁好寛來聘、對州太守義智同伴、景轍蘇長老相附、四月着京都寄宿大徳寺、續善隣國寶記、慶長十二年三月、宗對馬守義智、朝鮮の三使を同道し京師に來り、此由駿河へ申上げる、武徳大成記、慶長十二年三月、宗對馬守義智三使を將ひて上京し、此旨を駿府に告げれば、神君聞召て先江戸に抵りて、大將軍に謁すへしと仰出さる、東遷某業、

慶長十二年四月上洛し、大徳寺に旅宿し、閏四月六日出京、關東に下向、先つ駿府に參り、家康公へ御禮申上へしと伺ければ、此度は兼而仰付らるゝ如く、秀忠公への御禮なれば、まづ直に江戸へ下り、歸路に駿府へ參るへしと仰出さる、依之、先江戸に參向す、朝鮮物語、

慶長十二年四月十三日、去十二日高麗人七百來朝、按するに、諸記錄廿一日と記す、朝の書十二日とせしはふしんなり、大徳寺旅宿、板倉伊賀守按するに、京都所、爲奉行被申付了、同廿四日天晴、高麗人東福寺清水寺町々令見物也、羅蕃記、

慶長十二年閏四月六日、高麗人去月廿一日京着、此間在京、今六日に出京、今六日出京關東下る、正使祐吉、副使慶暹、從事官丁好寛也、坂氏慶長古日記、十三本慶長日記、高麗人去月廿一日に京着、此間在京、今六日に出京關東下る、勅使三人、貳人上々官人、二十六人中官、又其次八十四人、下百五拾四人、合貳百六十九人歟、右之貳百七拾人之内、日本人少々在之、是は先年彼國に打入し時、殘留居住の者歟、泊々之事、守山、佐和山、大垣、清須、岡崎、濱松、掛川、藤枝、清見寺、三島、小田原、藤澤、神奈川、何も路次中、宿々朝夕の

餉、御分領代官衆行之、鞍置馬百四五拾、小荷駄馬貳百足餘、人足三百人計也、鞍馬は路次中城々より出、并所々船橋以下馳走也、大鷹五拾居下、是も城より鷹師出す、但近江美濃衆之鷹江戸迄相下、鷹は何も尾羽を切、舟にて渡故歟、此渡海之衆何も衣装きらひやかならず不審と云々、勅使三人乗物、其内先壹人、乗物之内に書物を左に置、右に人形を置、作花をもたせたり、朱にして、按するに、慶長年錄朱置、是指南車の古事之木人歟、此三ツ之乗物は、高麗よりの乗物なり、上々官人と在之貳人は、日本之乗物なり、是迄慶長見聞書漏分同し、馬に乗こと一段上手也、跡へもをり、先なる馬へ飛移乗る、かん能馬にも鞍をあて、走共早道共なく乗る、食物は庭鳥、上々同難、ぶた、上々鳩、上鴨、同鶉、雀、同鯛、同鯰、かまぼこ、鯉、鮒、同雲雀、鮑以下上の食物なり、賤者共はんにくを好なり、茶も上々酒を好、何も嫌物はさして無之、菓子以下まで大方此分なり、甘き物を別而好と也、勅使三人は、路次にても左右を見事無之、形儀神妙也、何時も宿を出入時、如鐵砲なる物を三ツ放、鐘鞆を打鳴す、閏卯月廿六日江戸着、宮本當代記、

豐臣公數萬の兵を朝鮮に渡海せしめ、平壤城を陥れ、國王を追下し貳人の王子を虜り、其外諸手に於て男女千三百餘人を虜り、又幾千の賊を日本へ送り渡せしを、秀吉是を土中に埋めける、今の京都大佛の耳墳是也、爾來聘使來朝の度毎に、耳塚に至て拜念せすといふ事なし、我國武威の勢を示せり、然るに太閤此軍半はに薨御ありて、大兵悉く歸朝せしむ、其後東照宮の御世に至て、朝鮮より孫文或松雲大師來朝して和談を調へ、虜の男女皆々歸國を許さる、此恩徳に感服せしより後、聘使來朝し、京都本國寺を宿坊とし、東照宮を伏見城に拜し、台徳公を二條城に謁敬し、書簡別幅を以進物を捧り、按るに、慶長十年の事に、修好始末に詳なり、又慶長十二年朝鮮の聘使江戸に來り、台徳公を拜す、夫より駿府に至り、東照宮に奉見す、太平雜話、柳營拾遺集、

慶長十二年、寛永十三年、同二十未年、明曆元年、正徳元卯年朝鮮人來朝之度々、駿府町之内往還通二十七町、小間一間に付金貳分宛、給仕人一人に付金貳分宛被下置候、駿河國志補遺、

元和三丁巳年、大坂御陣御勝利賀儀の信使として、武東

實録、紀年録に、台徳院殿御代替の賀儀とあれども、ふしんなり、朝鮮聘考、元和年録の説を得たりとす、正使吳允謙、副使朴樸、從事官李景稷等、七月八日對馬國府中に着す、信使の國發途の事等、今考へた、宗對馬守義成に、下その辨なきもの、みな然り、宗對馬守義成これに賛導し、對馬國出船の日、八月廿一日京都に到着ありて、紫野大徳寺を旅館とす、この行及び次條は、旅中御馳走の上洛中なれば、信使江戸下向なり、事等詳ならず、この頃台徳院殿御

慶長十九年甲寅、太守義智公奉東照君之命、遣使於朝鮮請信使之來聘、盖令賀平定大坂而邦内一統也、義智公逝去之後、元和三年秋七月六日、信使帆泊于鰐浦、同月八日到本府焉、太守義成公接伴方首座相從也、同年秋八月廿一日到京都、此時信使對府寓宮谷、京都寓大徳寺、韓録、

元和年三丁巳朝鮮國通信使、通政大夫呂夫謙、按るに、吳允謙の誤、通訓大夫朴樸通、訓大夫李景稷を遣し、台徳君天下を平治の賀をなす、公、按るに、公は對馬守義成をさす、護行家臣調與從之、八月三使伏見に到る、津島記略、

元和元年、大坂没落の事朝鮮へ聞へければ、同三年國王より三使を差上て、天下一統の事を賀し奉る、朝鮮聘考、

元和三年八月朔日朝鮮人來朝、按るに、入洛せしは八日に係し、誤、是は大坂御陣太平の御祝儀のために、三使を進上、使者は通政大夫吳允謙、通訓大夫朴樸、通訓大夫李景稷、又朴崔兩通事上下四百餘人也、元和年録、

元和二丙辰年、按るに、この書二年八月、朝鮮信使來朝、依御代替也、正使通政大夫吳允謙、副使通訓大夫朴樸、從事官通訓大夫李景稷、竝朴崔兩通事、及上官等上下都四百數十人、各廿一日入洛、紀年録、

寛永元年甲子年、御代替慶賀之信使、正使鄭崑、副使姜弘、從事官辛啓榮等、並一に豈に作り、姜弘を姜弘重に作り、辛啓榮を辛啓重に作り、御饗應の條に出す日親要政、來聘、九月廿八日對馬國鰐浦に着船、十月四日對府に到る、是より宗對馬守義成同伴し、對馬國出船の日、十一月十八日京師に着、滯留なれば、この時々の禮費より、京都所司代板倉周防守重宗に書牘を贈り、重宗より返書あり、その往復の書、はしめて見ゆ、然れどもその書中によるに、すてに元和度にも、その事ありし、こゝ聞ゆれども、今未記載、同廿五日洛を發して、十二月十二日江戸に到着す、

元和九年癸亥、大猷院様征夷大將軍に任せらる、按

るに、七月廿七日なり、依之寛永元年甲子、朝鮮國王より三使を差上賀し奉る、朝鮮聘考、

寛永元年冬十二月朝鮮來聘、賀我新主也、先是、朝鮮國王李琿爲其任李綜所篡、琿素稱仁柔、綜其親侄也、綜因見琿疾、密約理繼母王太妃于宮中、舉火爲號、綜以救火爲名、領兵入宮縛琿投火、而不死、令王太妃數其罪而廢之、綜遂即王位、時明天啓三年癸亥也、至是綜遣使賀聘以繼先好、方策新篇、

寛永元年信使來聘、正使通政大夫鄭崑、副使通訓大夫弘重、從事通訓大夫辛啓榮、賀大猷君之繼位也、秋九月廿八日、信使帆泊着于鰐浦、冬十月四日到本府也、韓録、

寛永元年

對馬島主與東萊釜山兩令書、

按、明天啓四年甲子、朝鮮國王李綜遣鄭崑姜弘辛啓榮來聘、以賀大猷廟繼立、此告其旅程書也、事在我寛永元年、

對馬州太守拾遺平義成、謹啓東萊釜山兩令伯閣下、華使星槎今月初二日、既達于陋島豐崎之浦、同初四日即見臨於府廳、慶甚、當既望之頃奉護以要發船上

京也、爲啓稟此之由、仍差送飛船、伏希、僉公宜轉達該司否、蓋在貴慮而已、不宣、

甲子十月日

對馬州太守拾遺平義成續善隣國寶記、方策新篇

寬永元年、朝鮮正使鄭崑、副使姜弘、從事辛啓榮來聘、對州太守義成同伴、規伯方長老相附、十月四日着對府、十一月十八日着京都寄宿大德寺、同廿五日發京、十二月十二日到于江府、續善隣國寶記、寬永元年

朝鮮國禮曹參判吳百齡、奉書日本國板倉公足下、我朝廷聞新國王襲位、顯价馳賀、兼答馬島賀使之來意、且承足下繼續令業鎮撫都下、其接遇使臣以時往還達命宜旨、懋昭睦隣之義、寔在足下善盡心力耳、仍達、本國人口前日未及盡還、留在貴境者更仰無遺刷出、付此使臣之歸、則兩國交驩萬世永敦、豈不休哉、土宜雖薄、亦係朝廷恩數、笑領幸甚、統希丙亮、不既、

天啓肆年捌月日

朝鮮國禮曹參判吳百齡是まて異國出契方策新篇同し、

私紙の奉書	朝鮮國禮曹參判吳百齡謹封
合目	日本國板倉公 足下

別錄

虎皮貳張 金襴五匹 花襴絹五匹
白苧布三匹 花席三張

整自注、私云、右さし計とも書す、これはかりの義そ、

按するに、板倉重宗よりの返書は、信使歸國の時なれども、便覽のため併せ出す、下再び辨せず、

一極月廿四日、右之朝鮮より到來之書簡之寫、并日本より返簡之寫共以上六通、按するに、これ老中よりの返物、附執政贈答信使御眼等の條に出す、板倉周防殿へ爲披見上す、土井大炊頭殿按するに、遣次飛脚之便宜に御上せ候様にと申遣す、朝鮮より周防殿へ書を越候由候間、其返書上方にて良長老に被書候様にと、心得の爲に右之案共上す、是は大炊殿御内意故也、

一寬永二年正月廿二日、板周防殿より正月十八日之狀來、内膳殿より按するに、内膳は即周防守重宗の子内膳正重昌なり、被届案在左、

日本國臣周防守源重宗

別錄

貼金屏風六張 蒔繪重匣三座 計
孟陞十六日 周防守源重宗

一同正月廿六日、良長老正月十七日之狀下る、朝鮮へ板防州より返書之案、又朝鮮より板防州わ之來書之案、付別幅之案來る、其案在左、按するに、この案文は省、但防州返書案は、右に防州より來る同前也、不記之、以上、異國日記、

寬永元年、對馬主與朝鮮國禮曹書、

日本國對馬州太守拾遺平義成、奉書朝鮮國禮曹大人閣下、冬令云、嚴爲問僉雅候候似、貴國華使上自三位下僉官及格卒、各無恙今月旬又八日既達于洛下、關東發軔龜告於三日之間、其傳命修睦、以護送使槎、必在來歲初春之頃乎哉、姑以此之由、欲啓稟貴廷、伏望、轉達惟幸、冗甚不既、謹希僉照、頓首、

甲子十一月

對馬州太守拾遺平義成方策新篇、續善隣國寶記、

寬永十三丙午年、昇平奉賀の信使來聘、正使任統統一に作る、今多分に從ふ、副使金世濂、從事官黃床以下、十月五日對馬

先度者、被入御念御狀過分不淺存候、則朝鮮人返禮、良長老頼、如此調遣申候間、寫進上申候、大炊殿へ可然様に御心得奉願候、拙者も陳明次第可罷下と存候間、於其地御禮可申上候條、不能委細候、恐惶謹言、

正月十八日

板倉周防守重宗判

金地院侍者御中

尙々、被入御念被仰下候故、朝鮮人返札遣置奉存候、昨日朝鮮人も京都を罷立、淀にて船に乗大坂迄罷下候、何事も面上に御禮可申上候、以上、

日本國臣周防守源重宗、拜復朝鮮國禮曹參判閣下、三使奉命鼎至、遠致吾殿下踐位之賀儀、實是交隣芳意、不朽盛事其在斯哉、其在斯哉、鄙臣叨續襲父業、留守都城、忝達貴聽、忽肇華絨、兼領珍貺、依錄祇受、仰謝萬萬、第以公務無暇、不能附貴使之驥尾同赴東武、且往來接遇亦似甚薄、方切浩嘆而已、餘詳近臣僉議之答書矣、只此不罄、伏惟昭亮、

龍輯乙丑孟春日 日本國臣周防守源重宗

一從周防殿三使へ音信、貼金屏風六張、蒔繪重匣三座、

拾貳人、乘輿四輅、一六拾八人、長櫃拾貳、一四人、大鼓持、一三人、牀机三、一六人、曲衆三、一四拾人、大寫籠十、一三拾人、召長老璘西堂、人足合三百三人、

一上乘馬貳疋、上々官貳人、一三疋、判事官三人、一拾貳疋、上官拾貳人、一拾貳疋、小童拾貳人、一貳疋、召長老璘西堂、上乘馬合三拾壹疋、一中乘馬七拾八疋、中官七拾八人、二口合百九疋、

一乘懸馬百八疋、下官百八人、一三拾疋、通事三拾人、一貳拾疋、召長老璘西堂、一六拾疋、荷馬、二口合貳百拾八疋、

一大津、晝息、菅沼織部正
守山へ五里三町、

一守山、夜宿、小野宗左衛門
八幡へ四里、石川主殿頭昌勝
觀音寺

按ずるに、觀音寺は近江國蘆浦にあり、
小野宗左衛門は、大津御代官なり、
一八幡山、晝息、市橋下總守政信
佐和山へ六里、小堀遠江守政一

同廿一日、

一佐和山、夜宿、井伊掃都頭直孝
今須へ六里、同
一今須、晝息、大垣へ五里、

岡田將監 進藤宇兵衛

同廿二日、

一大垣、夜宿、戸田左門氏鐵
墨俣へ二里、大久保加賀守季任
一墨俣、名護屋へ七里半、岡田將監善政

同廿三日、

一名護屋、夜宿、尾張大納言義直卿
鳴海へ三里十二町、御 同 人

一鳴海、晝息、

同廿四日逗留、

同廿五日、

一岡崎、夜宿、本多伊勢守忠利
赤坂へ三里半十六町、鳥山牛之助

一赤坂、晝息、本多伊勢守忠利
吉田へ二里半二十町、鈴木八右衛門

鳥山牛之助 鈴木八右衛門

同廿六日、

一吉田、夜宿、水野隼人正忠清
荒井へ四里二十九町、鈴木八右衛門

一荒井、晝息、服部權太夫
濱松へ三里二十三町、秋鹿長兵衛

服部空之助

同廿七日、

一濱松、夜宿、高力攝津守
見付へ三里七町、松平清左衛門

一見付、晝息、井上河内守正利
掛川へ三里半十六町、松平清左衛門

同廿八日、

一掛川、夜宿、松平大膳亮忠重
金谷へ三里半、松平清左衛門

一金谷、晝息、松平大膳亮忠重
藤枝へ三里、遠山六左衛門

同廿九日、

一藤枝、夜宿、水野監物忠善
府中へ五里六町、米倉平太夫

一駿府、晝息、揖斐與右衛門
清見寺へ四里半、安藤彌兵衛

土屋市之丞

同晦日、

一清見寺、夜宿、大關土佐守增親
吉原へ五里半、安藤彌兵衛

細井金兵衛

間宮彦次郎 戶澤右京亮政盛

一吉原、晝息、松倉長門守 長谷川藤右衛門

三島へ五里、

井出宇左衛門 溝口出雲守宣直

一三島、夜宿、箱根へ三里二十八町、

土岐山城守頼行 小林彦五郎

同二日大雨故逗留、按ずるに、前文によるに、十二月二日
の文を脱せ、然れば三島の前に、十二月朔日

一箱根、晝息、稻葉美濃守正則
小田原へ三里二十四町、江川太郎左衛門

諸星庄兵衛

同三日、

一小田原、夜宿、稻葉美濃守正則
大磯へ四里、成瀬五左衛門

一大磯、晝息、藤澤へ四里三町、

遠藤伊勢守口口 浅野内匠頭長直

同四日、

一藤澤、夜宿、仙石越前守政清
神奈川へ五里十町、成瀬五左衛門

小出對馬守吉親

同五日、

一神奈川、品川へ五里、加藤民部少輔口

松平左助長綱

伊奈兵藏

一品川 畫息、江戶へ二里、

織田左衛門長治

相馬虎之助義胤

守屋左太夫 朝鮮往來、玉露

寛文十三年十二月

今度朝鮮人往還、自大坂至江戸路次經營人被定之、
按ずるに、その交名は、拾萬石以上者自力經營之、但及二前、同しければ略す、 簡所者、畫一簡所者公儀雜掌也、然尾張亞相、二簡所共自分經營也、公儀雜掌所者、其近邊代官等沙汰之、紀年錄、

寛永十三年十一月、朝鮮より信使來りて江戸に行しを、阿惠島に假屋を構へて待接せらる、其饗應のいかめしき事、山海の珍味をあつめ美善を盡せり、忠之も 按ずるに、黒田、彼島に出で、宗對馬守義成に對談し給ふ、黒田家譜、

土岐山城守頼行、寛永十三年丙子自冬十一月至明年丁丑正月、饗賞朝鮮國之信使於豆州三島也、此時與溝口出雲守宣直共勤之、改選諸家系譜、

寛永十三年

日本國臣周防守源重宗、謹拜復朝鮮國禮曹參判朴

公閣下、華絨展觀、雖阻洋海、恰如儀容、爰信使三輩遙踰溟渤、遠歷難險、恭齋國書聘問、以祝我君源大樹克續洪業、能述先志、包括宇內、綵撫兆民、誠講隣好尋舊盟、兩邦之歡心何以加焉、往歲義成調輿爭訟間、有矯誣造偽書者、簡五辭正五尉、糾隱繩愆、而斷決之平治焉、於是乎閣下改往自新、最堪嘉尚矣、又於予祗承肩覬、不勝欣慰之至者、因獻不腆方物以表微忱、敬依回价聊摛謝悰、伏希采納、且所求之俘虜、前因悉刷還無有子遺焉、雖有存活者、其末裔庶孽者、而各土著親睦、無鄉念之動、曼乙或願還者、須在陀期、按ずるに、この事また兩國書、并儀物、乞垂昭答、時維孟附執政贈答信使御暇等の條に詳なり、 春餘寒尙劇、爲國家保愛珍重、不既、

寛永十四年正月十九日 日本國臣周防守源重宗 様客便覽、○按ずるに、かの來輪快す、れその返簡なるをもて、明年に係れり、

寛永二十年癸未、嚴有院殿御誕生祝賀の信使、正使尹順之、副使趙綱、綱一に綱、從事官申濡等來聘、この行、すへ旅中之始末詳にするを得ず、またかの禮曹より、京都所司代板倉周防守重宗に贈れる書あれども、重宗この頃在江戸なれば、その贈答とも兩國書并儀物附執政贈、七月七日江戸着府す、 答信使御暇等の條に出す、

寛永二十年癸未、明正院御宇、明の崇禎十六年、朝鮮純孝王二十一年、此年朝鮮尹順之、趙綱、申濡を

して來て、嚴有君の降誕を賀せしむ、朝鮮通交大紀、
寛永二十年、朝鮮國通信使通政大夫尹順之、通訓大夫趙綱、通訓大夫申濡來聘、若君誕生を賀す、按ずるに、義成を護行、津島記略、

寛永二十年の秋、朝鮮國の信使來朝の事あり、夫三韓は、古より本朝になひきしたかふこと久しといへども、殊更東照大權現の御治世より以來、御三代入貢聘禮おこたる事なし、此頃將軍家若君御誕生の事を傳聞て、御祝儀の使者を捧度由、宗對馬守を以言上之處、御許容あるによりて、正使通政大夫禮曹參議尹泮溟、按ずるに、尹順之、泮溟と號す、副使通訓大夫趙龍洲、按ずるに、趙綱、龍洲と號す、 從事官通訓大夫申竹堂等、按ずるに、申濡、竹堂と號す、 朝鮮國王のむねをうけて渡海す、上々官洪知事、李知事兩人通事たり、又日光山讀説のために、學士朴真也といふもの三使に相副、其餘は上官、次官、中官、下官四百餘人從來、宗對馬守案内たり、路次中海陸の御馳走善つくし美つくせり、朝鮮使來聘記、

寛永二十年、朝鮮國正使尹泮溟、副使趙龍洲、從事官申竹堂來聘、宗對馬守平義成、建仁寺鈞天洪長老、東福寺周南且長老道之、七月七日到江戸、檀善隣、國寶記、

朝鮮人來聘のとき、道傍にはりつけをかけ、武威を示しけるは、其時代のならはせ成しを、土井利勝の議にて、寛永二十年より止る、是家説なり、○按ずるに、この書かく記せども、慶長以來度々の來聘に、この事ありし事所見なし、姑らく存して後勤に備ふ、

通航一覽卷之四十九

朝鮮國部二十五

○信使參向道中 明曆庚

明曆元乙未年、御代替賀慶として朝鮮の信使、正使趙珩、副使俞瑒、從事官南龍翼以下、六月九日釜山浦出船、同日對馬國佐須奈浦に着岸、同十五日對府に到着あり、是よりその旅中の御饗應、及び乘馬等の事は、預しの大小名に課せらる、

乙未、按ずるに、我明曆元年なり、

關白源家綱新立、遣趙珩俞瑒南龍翼致賀、方策新編載日觀要政

明曆元乙未年六月

一御鷹五拾五居、

一御馬三疋、

右者、今度朝鮮人進上物之由、六月九日對州に渡海仕候、朝鮮人二人、通詞三人同前に到着候由、信使より先達而大坂迄參着之由、

一正使、一副使、一從事官、一上々官二人、

一判事官三人、一次官十二人、一下官二百

七十四人、

右今度朝鮮人參候上下之人數、右之通之由、六月九日朝鮮釜山浦を出船、同日之晚對州之内佐須奈と申所に着船之由、寬明日記、○按ずるに、正慶承明記等これと異なり、參考のため下に出す、明曆元年六月

一今度朝鮮人參上之人數書付差上之、

一正使、副使、從事官、以上三使也、

一上上々官二人、一上官廿九人、一次官十一人、一讀經官一人、一判事官三人、一中官百六十五人、一下官二百七十四人、上下四百八拾人正慶承明記、

明曆元年、爲將軍家綱公御代替之慶賀、從朝鮮國王

獻使者、六月自注是月小九日釜山浦出船、對馬國佐須奈浦着岸、同十五日對府到着、

今度朝鮮人來朝之時、海陸御馳走所、韓國同前、

勝本、壹岐、松浦肥前守○藍島、筑前、松平右衛門

佐○下關、長門、松平大膳大夫、守護毛利右京○上

關、周防、松平大膳大夫○蒲刈、安藝、松平安藝守

○鞆、備後、水野日向守○牛窓、備前、松平新太郎

○室津、播磨、松平式部大輔○明石、播磨、松平山城守○兵庫、攝津、青山大膳亮、賄方松村吉右衛門

小川又左衛門○大坂、松平若狹守、賄方豐島十左

衛門、中村奎右衛門、鈴木三郎九郎○枚方、九鬼

式部少輔、賄方豐島十左衛門、角倉與市○淀、泊

永井信濃守○京都御馳走人、本多下總守、賄方多

羅尾久右衛門、小野長左衛門○大津、畫、谷大學

頭、丸鬼孫次郎、家來賄方小野惣左衛門、猪飼次郎

兵衛○守山、泊、石川主殿頭、賄方觀音寺○八幡、

畫、山口但馬守、小堀大膳、賄方小堀仁右衛門、○

佐和山、泊、井伊掃部頭○今洲、畫、同人掃部頭賄方

岡田將監○大垣、泊、戸田采女正○黒俣、畫、松平

丹波守、賄方岡田將監○那古屋、泊、尾張中納言殿

按ずるに、御用掛御褒美等の條に出す御日記によるに、○岡

崎、泊、水野盛物、賄方鳥山牛之助○赤坂、畫○小

笠原壹岐守、賄方鳥山牛之助、鈴木八右衛門○吉

田、泊、小笠原壹岐守、賄方鈴木八右衛門○荒井、畫

板倉主水佑、板倉甚太郎、佐橋甚兵衛、三宅半七、

賄方秋鹿内匠○濱松、泊、太田備中守、賄方松平清

兵衛、市野惣太夫○見附、畫、本多越前守、賄方宮

崎三左衛門、平野三郎右衛門、按ずるに、御用掛御褒美

條によるに、見付畫、本多越前守、御賄方松平清兵衛、掛川、泊、北

條出羽守、御賄方宮崎三左衛門、平野三郎左衛門なり、この書、

掛川泊の事を脱せし、金谷、畫、北條出羽守、賄方長谷

川藤兵衛○藤枝、泊、西尾主水、賄方大草次郎左衛

門、萬年七郎左衛門、井出藤右衛門○駿府、畫、松

平數馬、本多内膳、渡邊新藏、子時、此三人、賄方神保

三郎兵衛、三宅太兵衛○江尻、泊、京極刑部少輔、

戶澤能登守、賄方神保三郎兵衛、三宅太兵衛、細井

左治右衛門○吉原、畫、黒田甲斐守、賄方一色忠次

郎○三島、泊、中川山城守、相良壹岐守、賄方伊奈

兵藏、○箱根、畫、稻葉美濃守、賄方伊奈兵藏、江

川太郎左衛門○小田原、泊、稻葉美濃守、賄方成瀬

五左衛門○大磯、畫、黒田市正、賄方坪井治右衛門

○藤澤、泊、松平市正、大村因幡守、賄方成瀬五左

衛門○神奈川、泊、小出大和守、細川丹後守、賄方伊

平半左衛門○品川、畫、松平主殿頭、溝口出雲守、

賄方伊奈半左衛門、朝鮮往來、○按ずるに、朝鮮使來聘記に

附録

明曆元年

一朝鮮人來朝付而、對馬より日光迄之馳走人、按ずるに、

日光の事は、是信使并上々官分、朝夕は七五三、晝は

の條に收む、五々三也、

宗對馬守 松浦肥前守 松平右衛門佐 松平安
 藝守 松平大膳大夫 松平新太郎 水野備前守
 松平式部大輔 松平山城守 〇兵庫 青山大膳
 亮 〇大坂 松平若狹守 〇枚方 九鬼式部少輔
 〇淀 永井信濃守 〇京 本多下總守 〇大津 九
 鬼孫次郎、谷大學 〇森山 石川主殿頭 〇八幡山
 山口但馬守、小堀大膳 〇佐和山 井伊掃部頭 〇
 今須 同人掃部頭、岡田將監按するに、朝鮮往來によるに、
さしこの書御贈これの 〇大垣 戸田采女正 〇墨俣 松
 平丹波守 〇名護屋 竹腰山城守、渡邊飛騨守 〇
 岡崎 水野監物 〇赤坂、吉田、小笠原壹岐守 〇
 荒居 板倉主水、同甚太郎 〇濱松 太田備中守
 〇見付 本多越前守 〇懸川 北條出羽守 按する
記によるに、この間金 〇藤枝 西尾右京、加番二人 〇
谷書休を脱せしなり、 〇藤原 〇同斷 府書休を脱す、
 江尻 京極刑部、戸澤能登守 按するに、同書によるに、
 〇吉原 黒田甲斐守 〇三島 中川山城守、相良
 壹岐守 〇箱根、小田原、稻葉美濃守 〇大磯 黒
 田市正 〇藤澤 松平市正、大村因幡守 〇神奈川
 小出大和守、細川丹後守 〇品川 松平主殿頭、
 溝口出雲守、

右歸國之刻も、道筋同前、十萬石以上は自分に而馳
 走、十萬石以下は從御代官衆賄也、
 一朝鮮人自大坂吉田迄之人馬は、板倉周防守より
 差圖にて、隣國之大名并御馳走衆より出る、吉田よ
 り三島まで馬出しの面々、歸國之刻は同前也、
 鞍置馬十疋、鞍皆具十三口 紀伊殿 〇五疋六口
 松平越後守 〇十五疋十六口 松平加賀守 〇四疋
 六口 松平新太郎 〇六疋八口 松平相模守 〇四
 疋六口 松平阿波守 〇十疋六口 細川越中守 〇
 六疋七口 松平大膳大夫 〇同斷 松平安藝守 〇
 四疋四口 松平出羽守 〇同斷 森内記 〇二疋二
 口 松平右京大夫 〇同斷 伊達遠江守 〇三疋四
 口 小笠原右近 〇二疋三口 立花左近將監 〇一
 疋二口 松平飛騨守 〇一疋一口 松平中務少輔
 〇同斷 松平但馬守 〇四疋五口 有馬松千代 〇
 一疋一口 松平山城守 〇同斷 伊達大和守 按す
御日記には伊東 〇一疋二口 〇大久保加賀守 〇一疋
大和守と記す、 〇一疋二口 〇大久保加賀守 〇一疋
 一口 津輕土佐守 〇同斷 山崎虎之助 〇三疋三
 口 松平攝津守
 馬合九十九疋、皆具百十九口、按するに、同書この交名
のうち、水野備前守あり、

一從三島江戸迄歸帆の刻、江戸より三島まで馬替
 え出面々、

鞍置馬十三疋、鞍皆具十四口 保科肥後守 〇五
 疋六口 酒井雅樂頭 〇六疋八口 酒井讚岐守 〇
 四疋四口 松平伊豆守 〇三疋四口 阿部豊後守
 〇六疋七口 堀田上野介 〇五疋六口 阿部備中
 守 〇三疋四口 安藤右近進 〇同斷 松平和泉守
 〇二疋三口 井上河内守 〇八疋九口 松平大和
 守 〇同斷 松平下總守 〇十五疋十八口 水戸殿
 〇七疋八口 眞田伊豆守 〇六疋八口 本多能登
 守 〇四疋四口 牧野飛騨守 〇一疋二口 朽木民
 部少輔 〇同斷 鳥居主膳

馬合百疋、皆具百二十口、合馬二百二十疋也、
 一朝鮮人來朝之節、江戸上下送人馬、自西尾岡崎に
 井伊兵部少輔出之覺、
 高三萬五千石、高一萬石に付、人足十九人、裸脊
 馬十四疋、荷付馬六十二疋之割、
 來朝之節、
 一從岡崎吉田迄、人足二百四十七人、裸脊馬四十
 九疋、口付二人宛、荷付馬二百三十疋、口付一人宛、

歸國之節、
 一從岡崎名護屋迄、人足三百三十六人、裸脊馬
 四十二疋、口付一人宛、荷付馬三百二十五疋、口付
 一人宛、

以上、朝鮮使來聘記、
 七月廿一日、宗對馬守義成、信使を伴ひ自國を出帆
 し、九月十二日入洛、同十六日京を發し、同廿三日河
 國岡崎にをいて、岡野權左衛門御先、上使としてこれ
 を勞ふ、十月二日江戸に着す、

明曆元年七月自注、此、廿一日、對馬出船、同日未刻壹
 岐勝本着船、朝鮮往來、

明曆元年八月、朝鮮人七月廿一日對馬國を出船、壹
 岐島に着岸之注進、繼飛脚にて到來す、寛明日記、

明曆元年八月二日、按するに、これ注進到
 着の日なり、下同し、朝鮮人七月廿
 一日對馬を出船、同日八時壹岐國やくの島へ、按する
偶國に屋久島あり、この書原圖の誤りにや、到着、御日記、

明曆元年七月廿六日勝本出船、同日未刻筑前藍島
 着船、朝鮮往來、

明曆元年八月七日、朝鮮人七月廿六日筑前藍之島
 へ着船、御日記、

明曆元年八月七日、朝鮮人筑前之内藍の島まで、七

月廿六日に參着之由、繼飛脚到來す、寛明日記、朝鮮使來聘記、
 明曆元年八月十四日、朝鮮人筑前之内あいの島へ
 着船候而、五六日出船不申候由、
 同月十六日、朝鮮人今月四日藍島出船、同未刻赤間
 ケ關着岸、以上、御日記、

明曆元年八月四日、藍島出船、同日未刻長門下關按
 するに、前に赤間關あり、地圖によるに、赤間關下關、朝鮮
 は、比隣の地なるをもち、かく異ありしなるへし、着船、往來、
 明曆元年八月十五日、繼飛脚到來、朝鮮人今月四日
 筑前之内あひ島出船、長門國赤間ケ關に着岸仕候
 由、寛明日記、○按するに、朝鮮使來聘記に、周
 防國下關と記せしは、異説なるにや、

明曆元年八月十三日下關出船、同日夜子刻周防向
 島着船、同十四日向島出船、同晚同國室積着船、往來、
 明曆元年八月廿三日、朝鮮人去十四日室すみ着岸、
 同十五日上の關へ着岸、御日記、

明曆元年八月十五日室積出船、同日午刻同國上關
 着船、朝鮮往來、

明曆元年八月廿三日、朝鮮人今月十五日長州之内、
按するに、周防
 國の誤りなり、上之關の着岸之由注進有之、寛明日記、朝
 鮮使來聘記、
 但し、誤りなるへし、

明曆元年八月十七日上關出船、○刻豫巡之内津和

繫船、同十八日津和出船、同日夜戌刻藝州蒲刈着
 船、朝鮮往來、

明曆元年八月廿七日、朝鮮人當月十八日安藝國蒲
 刈へ着岸、御日記、朝鮮使來聘記、但し、朝鮮使來
 聘記に、廿八日に係しは誤りなり、

明曆元年八月廿七日、朝鮮人今月十八日に蒲刈迄
 着船之注進、松平安藝守方より申來、寛明日記、

明曆元年八月廿一日、卯刻蒲刈出船、同日藝州唐船
 島着船、同廿二日唐船島出船、同日申上刻備後着
 船、同廿三日夜子刻備後出船、同日按するに、下の寛明日記
 によるに、この間脱文に
 似たり、廿四日酉中刻備前鹽俵着船、同廿五日辰刻鹽俵
 出船、同日午下刻備前牛窓着船、朝鮮往來、

明曆元年八月晦日、朝鮮人今月廿二日未之時、備後
 之内鞆迄着船申處に、是迄朝鮮使來聘記同し、風に逢、同
 廿五日備後之内、按するに、朝鮮使來聘記、備前に作る、鹽俵
 と申所迄着岸仕由注進有之、寛明日記、

明曆元年九月二日、朝鮮人去月廿六日播州室津迄
 着船、御日記、
 朝鮮使來聘記、

明曆元年九月二日、今曉繼飛脚到來、朝鮮人去月廿
 四日鹽俵に舟懸り、同廿五日出船、午之上刻に備前
 之内牛窓の着船、同廿六日出船、申之下刻に播州

室の着候由、寛明日記、

明曆元年八月廿六日、未上刻牛窓出船、同日酉中刻
 播州室津着船、同晦日巳上刻室津出船、同日子刻明
 石繫船、朝鮮往來、

明曆元年九月四日、朝鮮人去月廿九日迄、播州室之
 津に滯船之由申來、朝鮮使來聘記、

明曆元年九月朔日、卯上刻攝州兵庫着船、同四日夜
 兵庫出船、朝鮮往來、

明曆元年九月六日、朝鮮人去る朔日兵庫へ着船、御
 日記、朝鮮使來聘記、

明曆元年九月五日、未刻大坂着、以西本願寺堂爲旅
 亭、朝鮮往來、

明曆元年九月十日、朝鮮人去る五日大坂着船、御日
 記、但寛明日
 記九日に係り、

明曆元年九月十一日、大坂發足、淀一宿、同十二日
 入洛、以本國寺爲旅宿、同十六日京都發足、朝鮮往來、
 〇按する
 に、寛永元年以降の例によれば、この時の禮曹より、京都
 所司代の許にも、贈書ありしなるへし、

明曆元年九月十六日、朝鮮人當十一日大坂發足、其
 後淀に泊、翌十二日京着、十六日出京之由、朝鮮使來聘
 記、〇按す
 るに、御日記に、十二日京都發
 足と載せしは誤りなるへし、

明曆元年九月十九日注進、朝鮮人十六日京都發足
 仕由注進有之、寛明日記、

明曆元年九月、海道所々泊、十六日守山、自注、十七
 日彦根、自注、十八日大垣、自注、十九日名護屋、自注、
 二十日岡岡、自注、朝鮮往來、

明曆元年九月廿日、韓人去る十六日守山泊、御日記、
 明曆元年九月廿日、朝鮮人當十六日京都發足、至森
 山に泊申之由申來、朝鮮使來聘記、

明曆元年九月廿二日、韓人去る十九日名護屋參着、
御日記、

明曆元年九月廿二日、朝鮮人當十九日尾張名護屋
 に泊申由申來、井伊掃部頭於馳走場、西國以來無之
 結構成馳走なり、七五三之騰金を置上、引替にて折
 敷家具共に梨子地、朝鮮人居所は新規に家を建、道
 中三ヶ所に貳拾間三十間之茶屋を建、茶道數傘、百
 本宛所々に置之、見物之者居所には、不殘簾をか
 け、外より見へ候はぬ様に、所々事之外入念申由申
 來、朝鮮使來聘記、

明曆元年朝鮮人來る、此時道筋難所の分大方平に
 成、箱根も道よくなり、薩埵坂も上の山を切なたら

め、廣く道あき替り、山の中段を通る故に、是より親しらす子しらすなど云所をは通らぬなり、殊の外成御馳走にて、道中宿在所迄、古家を作りなをし、奇麗になる、まして城下は、町家大方普請あり、當名古屋も枇杷島口より熱田口まで、町屋普請をし、西は榎町より南大久保見まで、白壁になる、枇杷島二ヶ所の橋新敷かけ替る、上下とも御馳走にて、道中乗馬にて送らせ給ふ、正事記、

明暦元年、從朝鮮國信使來朝之節、御先手鐵炮頭岡野權左衛門英明、三州岡嶋へ上使被仰付、同年八月廿一日御暇被仰出、御目見仕岡崎へ着仕、從四品烏帽子狩衣を着、從三使虎之皮白綿鮫魚皮を贈、爲應報越綿を送候、同年九月廿八日歸府御目見仕候、野岡家譜、

明暦元年九月廿四日、朝鮮人當廿一日三州吉田着之由、同廿七日朝鮮人今晚小田原到着之由、明晩も小田原に泊可申由、以繼飛脚申來、是來朔日江戸入之處に依御玄猪也、朝鮮使來聘記、
明暦元年九月廿一日吉田、自注、廿二日濱松、自注、廿三日懸川、自注、廿四日藤枝、自注、廿五日江尻、自注、

通航一覽卷之四十九終

廿六日三島、自注、廿七日小田原、自注、一日、廿九日藤澤、自注、十月朔日神奈川、自注、二日、江戸參着、朝鮮往來、自注、

通航一覽卷之五十

朝鮮國部二十六

○信使參向道中 天和度

天和二壬戌年、御繼統奉賀の信使、正使尹趾完、副使李彦綱、從事官朴慶俊等、六月十八日彼釜山浦を出船、同日對馬國佐須奈に着浦し、同月廿四日府中に到る、是より先、その旅中海陸の御攬應等は、かねて各國領主等に命し給ふ、

天和二年壬戌、後西院御宇、清の康熙二十一年、朝鮮光孝王八年、此年尹趾完、李彦綱、朴慶俊をして來て、常憲君の繼位を賀せしむ、朝鮮通交大紀、

天和二年、正使五月十八日朝鮮京城發足、同廿七日東萊着、自注、この所に逗留して、諸事支度す、ならび、六月三日、釜浦に到る、自注、この所にて、同十八日、釜浦出帆、自注、順風を相まつ、

自注、この間渡海四十八里、同日申中刻、對州佐須奈浦に着船、自注、この所、同廿四日、對府に到る、自注、逗留の内にて、これ、同廿九日、信使對馬守方へ招請之、自注、七五を賄ふ、自注、三の饗應な

り、天和韓聘記、

天和二年、朝鮮人五月朝鮮發足、六月廿四日對州に着船、則書翰あり、其辭曰、

朝鮮國禮曹參議尹嘉績、奉書日本國對馬州太守平公閣下、逖惟長夏對時珍、相慰僚交至、朝廷爲賀貴國新大君嗣位之慶、專价奉幣、此係善隣修好之儀、惟願、諒奉至意、勉輸心力、將護海路、往還以時幸甚幸甚、略表菲儀並希莞領、不宣、

壬戌年五月日

禮曹參議尹嘉績續武家評林

天和二年、信使來朝歸國の間、對州に逗留の内は、宗對馬守賄之、但し下行米なり、天和韓聘記、

天和二年六月廿四日、韓使本月三日東萊より乘船、同八日接するに、この間、巡風次第可致出帆之旨、宗對馬守注進、

同年七月五日、鮮使六月十八日釜山浦出船、同日對州佐須奈浦へ、着船、獻上御鷹廿五居、御馬四疋は、先月二日對州へ渡海の由、對馬守御注進、以上、御日記

天和二年六月十八日、朝鮮人對馬へ到着の由、七月五日に相聞ゆ、同年

一宿々御馳走人被仰付、人足、上乘馬、中乘馬、乘掛荷馬も相應に出すへき旨、諸大名へ兼々觸遣さる、

夜宿晝休之覺、

壹州勝本 松浦肥前守○筑州藍島 松平右衛門佐○長州赤間關 松平長門守○防州上關 同人
○松平 藝州蒲刈 松平安藝守○備後鞆 水野美作守○備前牛窓 松平伊豫守○播州室津 本多中務大輔○攝州兵庫 青山大膳亮○大坂宿に東本願岡部内膳正○枚方、晝休 松平伊賀守○淀 石川主殿頭○京、逗留四日、宿 本多隱岐守○大津、晝休 九鬼和泉守、谷出羽守○守山 板倉隱岐守○八幡山、晝休 山口修理亮、小堀和泉守○彦根 井伊掃部頭○今須、晝休 同人○井伊 掃部頭○大垣 戸田左門○洲俣、晝休 松平丹波守○名古屋、歸國之時、竹腰阿波守○鳴海、晝休 同人○阿波守 水野右衛門大夫○赤坂、晝休 小笠原壹岐守○吉田 同人○小笠原 荒井、晝休 三宅土佐守○濱松 青山和泉守○見付、晝休 西尾隱岐守○掛川 井伊伯耆守○金谷、晝休 同人○井伊 伯耆守 藤枝 土屋相模守、井上筑後守○府中、晝休 平野丹後守、本多主殿

○江尻 水谷左京亮、小出備前守○吉原、晝休 九鬼大隅守○三島 淺野内匠頭、木下肥後守○箱根、晝休 稻葉美濃守○小田原 同人○稻葉 大磯、晝休 松平周防守○藤澤、參向之時 伊達宮内少輔、土岐伊豫守○神奈川 伊東出雲守、植村右衛門佐○品川、晝休 松平市正、大村因幡守上、天和二年朝鮮來朝記、○按ずるに、續武家評林載する處、大同小異なれば姑らく兩存す、 天和二年、朝鮮人來聘付、所々御馳走被仰付之、 壹岐勝本 松浦肥前守鎮信○筑前藍島 松平右衛門佐忠之○長門赤間關 松平元千代吉廣○周防上關 同人○松平 吉廣 安藝蒲刈 松平安藝守綱晟 備前牛窓 松平伊豫守綱政○備後鞆 水野美作守勝種○播磨室津 本多中務大輔忠國○攝津兵庫 青山大膳亮幸實○同大坂 逗留所 岡部内膳正行隆○枚方晝 松平伊賀守忠俊○淀泊城下 石川主殿頭義孝○京 逗留所 本多隱岐守康慶○大津泊 九鬼和泉守隆仲、谷出羽守衛廣○守山泊 板倉隱岐守重常○八幡山、晝 山口修理亮重貞、小堀和泉守正恒○彦根、泊城下井伊掃部頭直該○今津晝 同人○井伊 直該 ○大垣、泊、城下 戸田左門氏西○

墨俣、晝領分 松平丹波守光永○名古屋、泊城下、日逗 竹腰阿波守○鳴海、晝領分 同人○竹腰 崎、泊城下 水野右衛門大夫忠春○赤坂、晝 小笠原壹岐守長祐○吉田、泊城下 同人○小笠原 晝 三宅土佐守康時○濱松、泊城下 青山和泉守忠親○見付、泊城下 西尾隱岐守忠成○掛川、泊城下 井伊伯耆守直武○金谷、晝 同人○井伊 枝、泊、領分 土屋相模守正直○府中、晝 井上筑後守正榮、平野丹波守、本多主殿○江尻、泊 水谷左京亮、小出備前守英利○吉原、晝 九鬼大隅守隆常○三島、泊 淺野内匠頭長矩、木下肥後守○箱根、晝、領分 稻葉美濃守○小田原、泊、城下 同人 美濃守○大磯、晝 松平周防守○藤澤、泊 伊達宮内少輔、土岐伊豫守○神奈川、泊 伊東出雲守、植村右衛門佐家真○品川、晝、本光寺、 松平市正、大村因幡守純長、以上、續武家評林、

七月八日、宗對馬守義真三使以下を率ひて、對馬國を發船、同月廿六日大坂に着す、こゝに滞留中、旅館東本願寺に上使太田攝津守資次代なり、これを役す、にいて、上使の事、この八月三日京師に着、同七日洛を出、同

十一日三河國岡崎に着、この地上使として、駒井次郎左衛門番、出迎ふ、同月廿一日江戸に着駕あり、 天和二年七月八日、信使對州出船、自注、この間 岐勝本に着船、自注、この所松浦肥前守、是より道中の御馳走、信使三人、上々官三人は、朝夕ともに七五三の饗應、但晝休は五々三なり、其外上官までは、朝夕五々三、但晝休は二汁五菜なり、中官下官は、二汁五菜の御馳走なり天和韓聘記、 天和二年七月廿一日注進、去八日朝鮮人對馬出帆、同日壹岐風本着船之由、萬天日録、 天和二年

七月九日、筑前國藍島に泊、御馳走 松平右衛門佐 同長門下の關、 松平長門守 右の勝本よりこの所まで五拾五里、按ずるに、同じ次を脱せしなり、下同し、 同周防上の關、自注、この間 同 右長門守御馳走、西國筋にて一番結構なり、七五三の膳部、金紋置上げ、極彩色なり、天和韓聘記、 天和二年七月十日、朝鮮の信使肥前國按ずるに、筑前

藍島を發して、長門國赤間關に着す、靈廟實錄、
 天和二年七月廿二日に、宗對馬守まで以宿次狀箱
 被遣、是は朝鮮三使無恙、今月九日壹州風本令出
 帆、同日筑州藍島着船、同日藍島出船、同日長州
 赤間關着岸、同十一日逆風甚雨に付て滯留の由、注
 進之通及高間候旨、奉書被遣之、萬天日録、甘露叢、
 天和二年七月十八日、朝鮮の信使安藝國蒲苴に着
 す、靈廟實錄、

天和二年七月廿五日、朝鮮人去十日長州下關へ着
 船之所、逆風甚雨に付滯留、同十七日出帆、翌十八
 日藝州蒲苴へ着船之由注進有之、柳營日次記、
 天和二年七月廿五日、宗對馬守より次飛脚を以て、
 朝鮮人去十八日藝州蒲苴へ着船之由注進、萬天日録、甘露叢、
 天和二年七月廿八日、朝鮮人去廿一日備前牛窓へ
 着船之由注進、柳營日次記、
 天和二年七月廿二日、朝鮮の信使播磨國室津に着
 す、靈廟實錄、

天和二年七月廿九日、鮮人去廿二日播州室津に着
 船之由注狀、御日記、
 天和二年七月廿九日に、朝鮮信使去る廿二日播州

室津着船之由、對馬守より注進之、萬天日録、甘露叢、
 天和二年

七月安藝蒲刈、御馳走 松平安藝守
 同備後鞆、上關よりこの所へ四十八里、 同 水野美作守
 同備前牛窓、この間十八里、 同 松平伊豫守
 同播磨室津、この間五里、 同 本多中務大輔
 右信使御馳走之儀、拾萬石以上之分は、其所々の大
 名自分之賄なり、拾萬石以下は公儀之御賄なり、是
 は其所々の御代官所より賄有、
 右泊々より、宗對馬守以飛脚御馳走之次第、并警固
 之様子、委細に以書付言上之、次に御馳走之大名衆
 よりも、追々次飛脚注進之、
 御馳走 青山大膳亮
 同攝津兵庫、この間十八里、 御賄 猪飼次郎兵衛
 御賄 松村吉右衛門 御賄 岡部内膳正
 同廿六日大坂に着、 御賄 小堀仁右衛門
 御賄 末好勘兵衛
 信使東本願寺難波道場を宿坊とす、この所に中十

五日の逗留也、自注、先規より如斯、○按するに、八月二日大坂發足なれば、この書中十五日逗留と載せしは、誤り、是より江戸まで道中は、諸大名方より其分限に應し、鞍乗馬出之、朝鮮人乗之、其所々迄送之、
 同年八月、朝鮮國王以三使御禮申上、

正使 通政大夫吏曹參議知製敎 尹趾完
 副使 通訓大夫弘文館典翰知製敎 李彥綱
 兼經筵侍講官春秋館編修官
 從事官 通訓大夫弘文館授理知敎 朴慶俊
 兼經筵侍讀官春秋館記注官
 右謂是三使、

上上官 同知 朴再興
 同 兪知 千承業
 同 同 洪禹載
 同 同 所玠
 學士 製造官成均館進士 安慎徽
 上判事 前主簿 鄭文秀
 同 前直長 劉以寬
 同 前上
 上官 四十人 中官 百六十人
 下官 二百六十一人

右都合四百七十五人、自注、この内に、二十八年以前に、來朝の唐人三十人はとあり云々、
 右之内、上官四人、中官二十一人、下官八十七人、都合百十二人は、大坂東本願寺に残る、

右朝鮮船三艘にて來朝、此舟大坂まで乘來り、此所船を殘し置に依て、朝鮮人右之通殘るなり、
 右西國大名之役として、關舟を出し、朝鮮之船一艘關舟四艘にて、四方をかこみ、對州より大坂までの間、所々の大名衆より關船出之、以上、天和韓聘記、
 天和二年、大坂船場より宿坊まで乘鞍馬、御城代、御城番、大御番頭、加番衆四人、岡部内膳正、青山大膳亮出之、

一上馬十九疋、御城代 五萬二千石
 一中馬三疋、御城番 太田攝津守 一萬五千石
 一上馬一疋、御城番 米津出羽守 二萬石
 一七疋上、同 保科彈正少 九千石
 一三疋上、大御番頭 植村土佐守 五千石
 一正疋中、同 本多紀伊守 六萬八千石
 一正疋中、同 加番衆 戶澤能登守 三萬二千石
 一十九疋上、同 小笠原土佐守 一萬石
 一三疋、一疋、同 堀長門守 一萬石
 一三疋、一疋、同 溝口伊豫守 一萬石

一上馬六疋、大坂御馳走、岡部内膳正
五萬三千石
 一上馬四疋、尼崎城上、青山大膳亮天和朝鮮
四萬八千石
來朝記

天和二年、朝鮮人大坂川入之行列、七月廿六日午刻川口へ唐船大小六艘にて着岸、川口より川船に乗移、同日酉の刻大坂難波橋南詰堺筋の濱より上、通町は堺筋本町御堂の前、泊東本願寺へ戌刻入、續武家評林、

天和二年、大坂にて三使へ上使を被成候へは、大坂御城代の宿は門跡にて候、常憲院様御代に初り、天和の格は、座敷へ上使と三使と一同に出合申候、本異朝鮮物語

天和二年、對馬島主與朝鮮國禮曹書、

日本國對馬州太守拾遺平義真、奉書朝鮮國禮曹大人閣下、信使星槎七月初八、舉碇對浦、同二十六下纜攝津、三官及文武諸僚、寢饋迪告、進退辛勤、萬里護將如規、各浦支持依舊、欣慰良深、告諭在此、不腆土宜聊表忱意、以丐莞留、統希昭亮、不宣、天和二年壬戌八月日、對馬州太守拾遺平義真、

又與朝鮮國東萊釜山兩令書、

日本國對馬州太守拾遺平義真、啓書朝鮮國東萊釜山兩令閣下、信使星槎七月初八、舉碇對浦、同二十六下纜攝津、三官使及文武諸僚、起居無恙、本道處處待遇如規、今呈書禮曹閣下、以告此事、乞轉達焉、土宜薄品錄在別幅、晒留惟幸、不宣、天和二年壬戌八月日、對馬州太守拾遺平義真、方策新編、

天和二年七月晦日、對馬守より注進、朝鮮人去廿六日酉刻大坂着船之由、甘露義、萬天日錄

天和二年七月晦日、朝鮮人去廿六日大坂着船、彼地八月朔日まで滯留之由注進、柳營日次記

天和二年八月二日、信使大坂發足、道中信使者屋轎に乗、上々官上判事等は乗物、夫より以下は乘馬なり、天和韓聘記

天和二年、大坂より枚方まで川舟、

- 松平元千代 松平安藝守
- 水野美作守 本多中務大輔
- 松平隱岐守 松平伊豫守
- 松平土佐守 小笠原遠江守
- 伊達遠江守 稻葉右京亮

松平淡路守

右十一人より川船一艘つゝ出之、尤水主船頭ともに出し可申之由、船引候ものは農民罷出候なり、武續家評林

天和二年八月六日、京大坂より次飛脚到來、但朝鮮信使去二日彼地令發足旨、大坂より注進、御日記、天和二年八月七日、朝鮮人去二日大坂より發足、來る廿一日到着之段注進、柳營日次記、天和二年八月七日、朝鮮正使去二日大坂發足之由、大坂御役人中より注進之、萬天日錄、天和二年

八月二日休枚方、御馳走 松平伊賀守
 御賄方 服部六門右衛門 角倉與市

同日泊淀、御馳走 石川主殿頭
 御賄方 市岡理右衛門 藤林藤兵衛

同三日京、御馳走 本多隱岐守
 御賄方 多羅尾四郎右衛門 小野長右衛門

信使本國寺を宿坊とす、この所に中三日の逗留

なり、自注、先規は中五日の逗留なり、今度は御助略、天和韓聘記、
 ○按するに、このさきかの禮曹より、京都所司代の許にも、書簡ありしなるへけれど、また所見なし、その事すてに、明暦度の條に辨す、

天和二年八月二日、納鮮の信使大坂を發す、三日京着、靈廟實錄、

天和二年八月九日、京都より次飛脚にて、朝鮮人去三日京都へ着之旨、宗對馬守より注進之、柳營日次記、天和二年八月八日、朝鮮正使去三日京着、同七日彼地發足之由昨晚注進之由、萬天日錄、

天和二年七月七日京都發足、同七日休、天津 九鬼和泉守、谷出羽守、小野半助賄、同日泊、守山 板倉隱岐守、蘆浦觀音寺賄

○同八日休、八幡山 山口修理亮、小堀和泉守、今井七郎兵衛賄、井狩十介賄、○同泊、彦根自分、井伊掃部頭賄、今津 同人、杉田九郎兵衛賄、石原清左衛門賄、○泊、大垣、自分 戸田左門賄、

墨俣 松平丹波守、杉田九郎兵衛賄、石原清右衛門賄、○泊、名古屋 竹腰阿波守賄、先規歸國之時一日、

○休、鳴海 同人但し、名古屋鳴海とすに、尾張中納言殿御馳走、、○泊、岡崎水野右衛門大夫、鳥山牛之助賄

信使へ上使として、駒井次郎左衛門被遣之、道中へ上使被遣候は此所計也、先規より如此、次郎左衛門宿坊は、岡崎城下龜戸町高田派満勝寺と云寺也、天和韓聘記、

天和二年八月十一日、朝鮮の信使三河國岡崎驛に止宿す、使番駒井次郎左衛門往て勞ふ、憲廟日録、

天和二年八月十五日、駒井次郎左衛門、三州岡崎より以宿次、信使去十一日岡崎止宿、上意之趣演達之由注進、御日記、

天和二年八月十五日、朝鮮正使去る十一日三州岡崎へ參着之旨、今日注進之、柳營日次記、萬天日録、

享保十三戊申年、雨森東五郎書上、

一天和信使之時、先例に任せ、岡崎へ御使番を被遣候所、何之官に候哉と三使被相尋候處、日本にては宰相侍從諸大夫など申候て、禁裏より被仰付候を、官と心得居候のみにて、唐朝鮮にて官と申は、元來今の役と申事に候と申心得無之候ゆへ、無官之人に候と通詞とも答候に付、公儀之祿を食み、御使を勤候人を無官なると申候は、不思議なる事に候と三使、殊之外うたかひ被申たる由に候、夫ゆへ正徳

享保之信使には、もし官を被相尋候は、其役儀を以て答候様にと、通詞ともへ被仰付候、信使之時計にても無之、御國之人送使僉官に渡り候時、必は御國にて何之官に候哉と相尋候事有之候、左様之節は役儀相勤候人に候は、其役を以て答へ、御番一通り勤居候人に候は、宿衛の官に候と答へ申候様に、通詞ともへ被仰付事に候、士以上之務々を官と申、士以下の勤々を役と申、其分け昔は日本も分明に有之候處、武家之支配に成候より、官と可申人をも役と唱へ候様に成たる事に候、隣交提醒、

天和二年八月十二日、朝鮮人正使三州吉田へ着、萬天日録、

天和二年八月

休赤坂 小笠原壹岐守、鈴木八右衛門方^{○賄}鳥山牛之助上^{○賄}泊、吉田 小笠原壹岐守、鈴木八右衛門方^{○賄}休、荒井 三宅土佐守、秋鹿長兵衛方^{○賄}泊、濱松 青山和泉守、松平市左衛門方^{○賄}市野惣大夫上^{○賄}天龍川舟橋なり^{○賄}休、見付 西尾隱岐守、松平市左衛門方^{○賄}泊、掛川 井伊伯耆守、雨宮勤兵衛方^{○賄}平野三郎右衛門上^{○賄}天和韓聘記、

天和二年八月十七日、朝鮮人去十五日掛川發足之由、井伊伯耆守より注進之、萬天日録、

天和二年八月十七日、信使去十四日掛川一宿、翌十五日發足之由、天和朝鮮來朝記、

天和二年八月

○休、金谷 井伊伯耆守、長谷川藤兵衛方^{○賄}大井川步渡、川越し雨かわに一面に並、其間を渡なり^{○賄}泊、藤枝 土屋相模守、大草太郎左衛門方^{○賄}井出次左衛門上^{○賄}阿部川步渡り、川越大井川同前^{○賄}休、中 井上筑後守、平野丹波守、本多主殿、古郡文右衛門方^{○賄}泊、江尻 水谷左京亮、小出備前守、古郡文右衛門方^{○賄}萬年三左衛門上^{○賄}富士川舟橋なり^{○賄}休、吉原 九鬼大隅守、野村彦太夫方^{○賄}うる井川借橋なり^{○賄}泊、三島 淺野内匠頭、木下肥後守、伊奈兵左衛門方^{○賄}賄

右朝鮮人乘候鞍乘馬、大名衆より出之分は、京より名古屋まで送り、名古屋より吉田まで送之、吉田より三島まで送り、三島より江戸まで送之なり、

○休、箱根 稻葉美濃守、伊奈兵右衛門方^{○賄}江川太郎左衛門上^{○賄}泊、小田原^賄自分^賄なり、稻葉美濃守、酒匂

川舟橋なり^{○賄}休、大磯 松平周防守、坪井治右衛門方^{○賄}天和韓聘記、

天和二年八月、朝鮮人來聘、松平周防守康官、依台命於相州大磯驛往來饗之、松井家事、

天和二年八月廿日、朝鮮人去十八日小田原へ參着、昨十九日大磯まで相越之旨注進之、彌明日到着之由、萬天日録、

天和二年八月

○泊、藤澤 伊達宮内少輔、土岐伊豫守、成瀬五左衛門方^{○賄}此間、晝休なし、先規より此所に一日逗留して、江戸への支度あり、今度は逗留なし、^{自注、一説、向の時}○泊、神奈川 伊東出雲守、植村右衛門佐、伊奈半十郎方^{○賄}休、品川 松平市正、大村因幡守、伊奈半十郎方^{○賄}天和韓聘記、

享保十三戊申年雨森東五郎書上、

一天和年、日本道中の列樹、何れも古木にて枝葉を損し候躰無之と見被申候て、法令の嚴甫^{○賄}なるゆへに候と、三使殊の外感心被致候由に候、日光大佛を以誇耀可被成と思召候ても、夫には感心も無之、却て日本人の心付申さぬ列樹に感心有之候にて、

日本朝鮮志尙のある所を可知事に候、正徳年には乞食を悉く被除候て宜候所、享保年には盲人比丘尼まで徘徊見苦事に候へ◎ひき、是また重ての信使には兼て被仰上事に候、交隣提議、

通航一覽卷之五十一

朝鮮國部二十七

○信使參向道中 正徳度

正徳元辛卯年七月十九日、信使等對馬國府中に着す、宗對馬守義方より、その次第を江戸に注進あり、
正徳元年辛卯五月口日、朝鮮三使等彼の王畿を發射す、六月八日按するに、月堂見聞集、四日あるを是とす、に到着す、二十一日釜山浦にて乗船す、七月五日正使從事釜山浦より發船して、即日對馬國佐須奈浦に着岸す、今日副使乗たる船に、舊浦に漕還る、其故を知す、十五日副使釜山を發帆して、其日に佐須奈浦に着岸す、十九日對府廻着、賤好録、
正徳元年、從朝鮮國凡道程
朝鮮より東萊の廿日路、東萊より釜山海の三里、釜山海より槇島の一里、槇島より鰐浦の四十八里、注、是より對馬島領也、釜山より坂の五里、坂より鴨瀨浦の六里、鴨瀨浦より對馬府の五里、府中より壹岐國松浦壹岐守殿御領分勝本の四十八里、勝本より筑前國松

通航一覽卷之五十終

平右衛門佐殿御領地藍島の四十八里、日和能候得者名護屋に不寄、直に藍島の參候よし、藍島より長門領下の關の二十二里、下の關より上の關の三十五里、上關より蒲刈へ二十里、蒲刈より輦の二十里、輦より牛窓の二十里、牛窓より室津の十里、室津より明石の十里、明石より兵庫の十里、兵庫より大坂の十里、凡朝鮮の都より東萊の廿日路、東萊より府中の八十六里、府中より大坂の二百五十四里、
月堂見聞集、

正徳元年七月四日、朝鮮信使去月四日東萊下着、乗船之用意等仕候由、彼國より申越候段、宗對馬守より繼飛脚到來、柳營日記記、

正徳元年七月、宗對馬守留守居より廻狀之爲知、來聘之信使、七月五日朝鮮國釜山浦被致出帆、正使從事官乗船、并供船三艘同日午下刻、無恙對州佐須奈浦に着船被仕候、副使乗船者如何之譯候哉、釜山浦の三四里之程之所より乘戻候、日和次第可被致渡船之旨、以繼船御案内可申上候、以上、

七月一日

山川作左衛門
鈴木左二右衛門

同年八月二日、同人より廻狀に而、先日乘戻候副使、七月十五日午之刻、對州に着船之由申來、
今度來聘之上官使佐須奈浦より、七月十九日對州信使宿の參着、同廿六日出船之筈に候處、廿二日北東風大風雨に而、浦内以外大波にて御座候得とも、信使宿船は兼て波戸之内に繫置候故、別條無御座候、副使下船一艘波戸之外に繫居候處、同日申之刻より大南風に成、難繫留致破船候、乍然乘居之朝鮮人者怪我無之助り申候、右破船四五日中に修復難成候は、對馬守手船に乗せ出船可致由申越候に付、御知らせ如是御座候、以上、

八月十日

山川作左衛門
鈴木左二右衛門

三官使七月廿六日對馬守屋鋪に致招請、今月二日に對州出船之筈に相極候よし、今朝申來候、爲御知如是御座候、以上、

八月十四日

右 兩 人續談

信使着の後、宗義方よりこたひ旅中上使の時、かれ接對迎送等の事にて、書簡往復あり、是預しめ鈞命ありしによりてなり、
賤好録によるに、これらの事彼途に承諾せしなり、また海陸所

所御馳走人、及び人馬等の事もかねて、諸大名以下に仰付らる、

正徳元年七月十九日、信使來對州、正使通政大夫趙泰億、副使通訓大夫任守幹、從事通訓大夫李邦彦也、義方君先導之、路次五所之饗宴、按するに、その三、次下に見ゆ、事昇之日、於營中舞樂之事、按するに、三事は進見をなす、被遣上使之時、三使階下迎送、并門外式之事等、此時始了、本州編略略、

正徳元年七月

頃接東武分付文字有云、今番貴聘使在途、朝夕所用令沿路所司一以乾物入供、但赤間關按するに、長門國、還時牛窓、按するに、備前國、大坂、京城、尾張州、駿河府、當准貴國接待我國王使例、特設行路宴往返各一度、内大坂、京城、駿河府三所、特命上使一員傳旨慰勞、坐位對馬州太守兩長老與貴聘使相對、坐上下使就太守上頭、坐下傳旨訖即出、然後排宴、考諸貴國謄錄有云、國王使往聘貴國之時、宣慰使由中門入、客使就大門外祇迎、今者止聽階下出迎、其中官以下不論往返、仍從熟供事、
使行到品川驛、特差上使一員傳旨迎勞事、

右頃一依東武分付、謹此書回^カ開如此、窃念、壬戌年貴聘使、進向東武之時、沿路接待一從熟供、第飲食非無異嗜、調飪非無爽口、勉强就席不欲下箸、輒求乾受、任意自辨、排床之設止見勞煩、今有乾物入供之舉、其在上官以上足為便宜、至如累行慰勞之典、較諸前例、禮數加隆、止聽階下出迎、想亦出于優待、貴使不欲重勞之意、然古不云乎、敬隣國之君、乃所以敬其君也、今能就大門外祇迎、使其動必以禮之美播諸視聽、以為朝家嘉歡之地、如何、此乃不佞三成之微念、未知果中理也否、不敢自外直吐衷悃、幸勿答焉、

七月日對馬州太守平義方

承貴州謄報、東武行會文字已將沿路行厨以乾物供億亦間關、還時牛窓、大坂、京城、尾張州、駿河府等處設宴、往返各一遭貴國王使傳旨時、排坐序次悉皆照領、而累次勞餉、復出格外、仰認誠眷深切感戴、但紙尾所跡、階下祇迎一事、恐貴國或有所未詳前例者、故茲就自丙子至壬戌四度信使時已行前規書、呈別幅、而來諭所謂、貴國使臣往聘敵邦之時、門外祇迎一節、非徒事在久遠無所憑驗、前此通信使往來之

時、曾無據此為例之事、則到俺等何敢輕議變改有所低昂乎、而兩國交際之間、似此禮節所當一遵舊式無失體例而已、領將別幅轉報東武、以為考例遵處之地幸甚、

辛卯八月日通信正使趙泰億、副使任守幹、從事官李邦彦、

別紙

丙子按するに、寛永十三年、十一月二十六日、通信使任統等一行到岡崎、江戶使者井上筑後守來、具公服自大門步入、疏足解劍、對馬州太守、及兩長老引入使臣、具冠帶出見、無階下迎入之節、

癸未按するに、寛永二十年、六月二十四日、通信使尹順之等一行到岡崎、江戶使者松平新五左衛門來、解劍脫履、太守引使者入、三使臣具冠帶出接、而無階下迎入之節、乙未按するに、明暦元年、九月二十日、通信使趙珩等一行到岡崎、二十一日辰時江戶問安使岡野權兵衛至、太守引入如前儀、三使臣具冠帶出楹外導入、

壬戌接するに、天和二年、八月十一日、通信使尹趾完等一行到岡崎、江戶問安使駒井次郎左衛門來、太守引入如前儀、三使臣具冠帶楹外迎送、相與再揖、

今番乾供設宴、并排坐序次悉皆照領之意回示詳悉、窃謂至當、但階下迎送一節、揆諸禮制、元當在大門外、朝廷優待之厚止聽階下迎送、貴使曾無謝恩之言、却有守例之意、詳察回示不勝駭悶、夫丙子以來已行之例、本州亦能知之、况在朝廷、豈有不詳之理哉、惟其斟酌量處、有階下迎送之命、若欲固報弊例以為辭退之地、則恐輒轉相持愈見難處、未知下落果如何、蓋此一節、已有前例與否姑且勿論、即使朝廷新創傳旨慰勞之禮、則為貴使者迎於楹外、而後安于心耶、抑亦迎於大門外、而後安于心耶、萬一我國馳一介之使、報聘貴國、而使其欲援丙子以來弊例、止迎宣慰於楹外、則貴國肯聽其所為耶否、誠能反復三思、則自知今番之命出於當然、而貴使所執未必盡事上之禮矣、以貴使之明斷、生長禮義之邦、此等道理素所熟講、兩國形勢、想亦在默會之中、不知有何所疑而至於此哉、我往使王國聘貴國事例、不獨記載明白、蓋時有古今、理無久近、禮義所關焉得推諉、回示所謂事在久遠、無所憑驗云云者、固非本州所宜狀聞、大夫出疆、安國家利社稷專之可也、惟望、熟加思慮、仔細商量、務使兩國之好歸於無事之境、幸甚、

辛卯八月日、對馬州太守平義方

來諭謹已領悉、而自前信使之來聘於貴國、非止一再、信使至岡崎、貴國輒有勞慰舉、我信使承接儀節、即伊時之所謹定而行之者、苟以楹外迎送為未安、則當初貴國亦豈肯聽從、我使臣亦何敢率意行之乎、來書以中道勞問為於新翔、楹外迎送謂非所當行、遠引俺等所不知之前事實之於今日、欲以百年來明白可據之例歸之於弁髦、誠未知其得當也、蓋俺等既受我國王命而來、貴使亦奉貴國王命而至、則彼此均是奉命之人、對坐序次亦且相當、而楹外迎送乃所以致祇敬之禮也、口口知貴國使臣之奉命、而不念俺等之亦奉王命何耶、舊例既如此、則豈因接遇之厚薄、而禮貌有所加損乎、東武則待之勸縛、俺等亦豈不知而無感賞之心哉、前牘已致其區區鳴謝之意、而來書謂以會無謝言、亦未可曉也、貴國自有已講之儀禮、俺等亦有應行之節、自在此叟叟亦涉多事、而今持來書辭意欠溫、殊失相敬之道、顯有脅持之意、辭令之間不宜如是、並希照諒、

辛卯八月日、通信正使趙泰億、副使任守幹、從事官李邦彥、

這番大坂、京城、駿府三處宴享、及品川驛有上使慰勞之禮、三使大人下階迎送、尤為妥當之事、既受東武分付、再四演說未見聽從之意、對州居於兩邦之間、每欲無事於交聘之際、故此事循前例施行、是願之意非不極力預先稟請、惟朝家參較古典、審量禮法、既有此等分付、則豈對州之力所能為哉、頃又接東武分付云、壬戌年以前使臣坐轎直到堂階、甚為不敬、排坐序次階下迎送豈非當然、語意嚴緊難可挽回、在東奉行不敢公然問其所以、潛地探其緣由、則朝家議論一如別紙所言云、蓋朝家之意、以為朝鮮素為尚禮之邦、豈不知坐轎等事、斯為非禮之大者耶、縱使我人有所不省、固當自改其非以盡敬隣之禮、而百年之久因循弊例、未嘗為之一辭、殊非誠信之道矣、夫東武之命、既出於事理之當然、而徒以前例為請、只恐枉費口吻不見成功、遷延相持之際、非獨壞了一團和氣而已、竊念、使道以禮自將斯速處斷、使兩國之好歸於無事之境、豈不美哉、

別紙

九月日、對馬州太守平義方
公食記云、賓之乘車在大門外西方、曲禮云、客車不

入大門、禮之所言如此、夫以君入其臣之門、猶未聞有乘車之禮、而朝鮮使臣偃然坐轎、直到堂階之下、此何禮耶、

聘禮云、賓到于近郊、君使卿勞賓、迎于舍門之外再拜、勞者不答拜、又云、君使卿歸饗餼、賓迎大夫于外門外再拜、大夫不答拜、又云、賓遂行舍于郊、公使卿贈、受于舍門外如受勞禮、

海東諸國記云、宣慰使到客館由中門入、客使就大門外祇迎、禮之所言既如彼、其國之俗又如此、而朝鮮使臣不肯迎我上使於門外、此亦何禮耶、且以聘禮之文彼再拜此不答拜者、考之則、足為以君命勞者不敢為之相抗之的證、今傳旨之際、坐位之有序何須多言、朝鮮有禮義之名已久、而此等事既非先王之典、又非其國之禮、豈不幾於斯而可忍就不可忍者耶、具官源君美再拜、奉書對馬州太守宗拾遺執事、伏聞、執事迎接朝鮮信使、詣南府赴西京、王事無盪、賢勞何已、想今馬首已東、朝覲在近、至祝至祝、竊惟、貴州當兩國之衝居邊要之地、世襲其封外藩王室、以協隣結好、安社稷息民人、其為所係也尤重矣、昔者遭我喪亂九州不送之民、鋌而走險入犯朝鮮、其沿海

州縣為之厭苦蓋有年矣、貴州遠祖始與西隣合約、懲我姦宄、鎮撫其疆場、而使其廟堂之上久無東顧之憂、是則貴州所以有大造于西也、延及合會祖時、我勝國主怨西隣無一介之使來繼前好賀其當國、命貴州責以禮聘、而彼以水路迷昧為辭、太守躬自臨其國、陳以禍福縛送其叛民在我者、而後與其使偕來、貴州為朝鮮謀也可謂至矣、然而以其使爭我禮報、激彼之怒奮焉震電、遂致兩國生靈之禍、關白嘗患師出無名、乃謬言在昔高麗導蒙古兵以來寇吾、復我九世之讎、蓋藉口於此耳、其實則怨彼君臣之鄙我也、及我神祖之興、誕膺天命遏其亂略、降命貴州講兩國之和、而彼又修怨於貴州、至於貴州行人有死其間者、然貴州不忘舊德、不核其犯、盡心竭力積以歲月、而後使命始通、於是又修前代之好息兩國之民、則貴州所以再大造于西也、由是觀之、則西隣通好於我、常以貴州為東道之主、凡兩國交際、事無大小、貴州自當不得不盡其心竭其力也、已今我王殿下、以外使辱在我國欲以禮拜其規、乃使有司修明賓禮曰、謀事補闕禮以行之、是朝廷志厚之至也、僕聞諸道路之言、云執事體悉朝廷盛意、論賓以其禮、賓曰、我受命之

日、唯聞率舊從事不開其他、至我使臣奉教就館設宴、實不爲之迎、又不爲之送、不知此言信然否、若信然則、僕之所爲貴州憂者在此、禮稱他國之臣曰外臣、被國之使即我主之外臣也、今我使臣以我王命臨之、彼以我王之外臣不由出迎、則是與臣之無禮於其君者何以異哉、我國之爲臣子者、視外臣之無禮於我王如此、其誰能無介然於懷德耶、我朝世嗣元元沐化黎庶、生死安樂目不視兵、於今百年、猛將悍卒無所施其勇、不得策功於世、徒以快快就死墮下爲恨、自初道路之言傳於都下、與[○]與[○]洵洵衆人巷議、皆掩腕切齒、且怒且喜、相謂曰、何其我王待彼使者又過厚哉、蓋使我執彼無禮者以莅其境請戮於其社、君子之人則恕之曰、古稱積德百年禮樂可興、今我王有志於修禮、即此時也、且朝鮮古稱詩書禮樂之邦、其當專對之任、亦必說夫禮樂、而敦詩書者也、今我以禮待之、而彼傲使于人則棄其君命也、豈謂詩書禮樂之邦之人而如是乎、其必不然、古之大夫出竟[○]境有可以安社稷利國家者則專之去、君以禮與信屬諸使臣、而使臣以無禮行之、則信何以立乎、苟失禮與信、又何受命之有、春秋之義、諸侯用夷禮則夷之、用

中國則中國之、安有身出禮義之鄉而用夷自貶者哉、君子過也如日月之食、其必有改之、僕嘗辱知於執事、故不得不爲執事敢私布之、書曰、二人三失怨豈在明、願執事請實檢其容、自郊勞始、今僕區區之心、非獨爲貴州之憂、實是爲兩國生靈謀也、想書不盡言期以朱蟠、及于近郊之日、僕將自往而執調於候館面承指教、頓首再拜、以上國書復號記事、

但、拾萬石以上は領主之下行、拾萬石以下は御代官之下行、

壹岐風本 六萬千七百石餘 肥前平戶 松浦壹岐守

往來共に残不行、御代官よりの下行、

筑前藍島十里 四十七萬三千石 筑前福間 松平右衛門佐

往來共に残不行、

長門赤間關 二十六萬九千四百石餘 長門祇 松平民部大輔

來聘之節、於此所從國主以上意旨饗應之御禮有之様に被仰付、但五々三三汁五菜式歸國之節は

不殘下行、

周防上關三十里 右御同人

往來共に残不行、

安藝蒲刈 二十七萬六千四百石餘 安藝廣島 松平安藝守

往來共に残不行

備後鞆 十萬石 備後福山 阿部備中守

往來共に残不行

備前牛窓 三十一萬五千石 備前岡山 松平伊豫守

來聘之節、於此所從國主以上意旨饗應之御禮有之様に被仰付、但五々三三汁五菜式、歸之節は不殘下行、

播磨室津十里 播磨姫路 榊原式部大輔

往來共に残不行

攝津兵庫 四萬石 攝津尼崎 松平遠江守

往來共不殘御代官所に下行、但中官以下は御賄之御料理被下之、

御賄代官

室七郎左衛門

前島小左衛門

岡部美濃守

御賄代官

細田伊左衛門

近山清左衛門

大坂宿坊西本願寺 五萬三千石 和泉岸和田

往來共に滯留中、以上使御饗應之儀一度宛可有

之、七五三三汁五菜之式、其外は御代官所なり、

但、中官以下は御賄之御料理被下之、

以御城代上意可有之、町奉行も可相越候事、

大坂船揚り場より宿坊西本願寺迄、鞍置馬出之、

土岐伊豫守 渡邊備中守

内藤式部少輔 松平山城守

西九隱岐守 内藤主殿頭

堀長門守 大番頭

當秋加番 板倉甲斐守

加番代以後二信使到着 仕候得ば、此四人相勸、 小笠原駿河守

右加番八人も、相模守接するに、老米倉丹後守

右之分に而於不足者、岡部美濃守松平遠江守より

出候様に申達之筈、右之通先年馬數を以割入申候、

右卯五月被仰出之、

河内枚方休 五萬石 丹波龜山 青山下野守

往來共に御代官所之下行、但中官以下御賄之御料理被下之、

山城淀泊 六萬石、松平丹波守
御賄御代官
平岡四郎左衛門 久下作左衛門

京都宿坊本國寺 六萬石、本多隱岐守
御賄御代官
近江膳所、

辻彌五左衛門 古川武兵衛

往來御饗應、大坂と申し、

以諸司代上意可有之、町奉行も可相越候事、

近江大津 休 一萬八千石餘、谷 播磨守
丹波山家、

御賄御代官

兩宮庄九郎

往來 脱力淀と申し、

同守山泊 六萬石、松平和泉守
伊勢龜山、

石原清左衛門 萬年七郎左衛門

右同斷、

同八幡 休 一萬石、市橋下總守
仁正寺、

御賄御代官
竹内喜左衛門 角倉與市

右同斷、

近江彦根泊 三十五萬石、井伊掃部頭
近江彦根、

往來共下行、但中官以下は料理、

美濃今須 休 右 御 同人

御賄御代官

辻 六郎左衛門

往來共に右同斷

十萬石、戸田采女正
美濃大垣、

同大垣泊

往來共に右同斷、

尾 張 殿

尾張起 休

往來共に右同斷、

右 御 同人

同名護屋泊

往來共、於此所以上意旨饗應之御禮有之様に被

仰出、但七五三五々三二汁五菜之式、

同鳴海 休

右 御 同人

往來共に下行、但中官以下料理、

三河岡崎泊 五萬石、水野監物
三河岡崎、

御賄御代官

櫻井孫兵衛

往來共に下行、但中官以下料理、
同赤坂 休 八萬石、牧野大學
三河吉田、

御賄御代官

大草太郎左衛門

往來 脱力右同斷、

同吉田泊

右同御人 休 牧野大學

岡田庄太夫 堀田六郎兵衛

往來 脱力右同斷、

遠江新居 休

三萬三千石、土井山城守
三河西尾、

御賄御代官

馬場源兵衛

往來共に下行、但中官以下料理、

船渡

寄合より
松平駿河守

遠江濱松泊

七萬石、鍋島内匠
遠江濱松、

按するに、豊後守伯耆

守に作るもの多し、

御賄御代官

古郡文右衛門

能勢又十郎

往來共御代官所之下行、但中官以下は御賄、

天龍船渡奉行

窪田市郎兵衛

同見附 休

右御同人 休 豊後守

御賄御代官
竹内喜左衛門 角倉與市

右同斷、

近江彦根泊 三十五萬石、井伊掃部頭
近江彦根、

往來共下行、但中官以下は料理、

美濃今須 休 右 御 同人

御賄御代官

辻 六郎左衛門

往來共に右同斷

十萬石、戸田采女正
美濃大垣、

同大垣泊

往來共に右同斷、

尾 張 殿

尾張起 休

往來共に右同斷、

右 御 同人

同名護屋泊

往來共、於此所以上意旨饗應之御禮有之様に被

仰出、但七五三五々三二汁五菜之式、

同鳴海 休

右 御 同人

往來共に下行、但中官以下料理、

三河岡崎泊 五萬石、水野監物
三河岡崎、

御賄御代官

櫻井孫兵衛

御賄御代官
町野惣右衛門
六萬石、小笠原山城守
遠江掛川、

同掛川泊

往來共御代官所之下行、但中官以下は御賄、

高谷太兵衛

鈴木八右衛門

遠江金谷 休

六萬石、小笠原山城守
遠江掛川、

往來 脱力右同斷、

駿河藤枝泊

能勢權兵衛

往來 脱力右同斷、

駿河藤枝泊

五萬石、内藤紀伊守
駿河田中、

御賄御代官

市川孫右衛門 野田次郎右衛門

往來 脱力右同斷、

同府中 休

一萬石 遠藤下野守

六千石齋藤飛驒守

五千石 戸田鞠負

卯秋迄加番衆

御賄御代官

中川吉左衛門

往來共に於此所以上使御饗應五々三二汁五菜式

駿河江尻泊

七萬三千二百石
餘、肥前小城、

鍋島紀伊守

御賄御代官

窪田長五郎

往來共御代官所之下行、但中官以下御賄之料理被下之、

按するに、文露齋にこの間、藤川舟橋奉行
鑿田長五郎とあるは是とすへし、

同吉原休 三萬五千石、
丹波田邊 牧野讚岐守

御賄御代官 林甚五右衛門

往來脱カ右同斷、

伊豆三島泊 五萬千石餘、
播磨龍野、 脇坂淡路守

御賄御代官 飯島孫次郎

往來共御代官所之下行、但中官以下御賄之料理被下之、

相模箱根休 十一萬三千石、
餘、相模小田原、 大久保加賀守

御賄御代官 長谷川六兵衛

往來脱カ右同斷、

同小田原泊 右御同人加賀守

往來共下行、中官以下料理、

同大磯休 六萬石、
播磨明石、 松平左兵衛督

御賄御代官 諸星内藏助

往來共に御代官所下行、中官以下御賄、

馬入川船渡奉行 平岡三郎右衛門

同戶塚泊 五萬石、
豐後臼杵城、 稻葉伊豫守

御賄御代官 下島甚右衛門 飯島八郎右衛門

往來共に御代官所下行、中官以下御賄、

武藏川崎泊 五萬石、
阿波新田、 蜂須賀飛驒守

御賄御代官 伊奈半左衛門

往來脱カ右同斷、

同品川休 六萬石、
伊豫大洲、 加藤遠江守

御賄御代官 伊奈半左衛門

上使 酒井左衛門尉

朝鮮之都より壹岐風本迄二百二十八里餘、壹岐風本より大坂迄百八十九里、琉韓紀事、

正徳元年 淀より京都、夫より美濃國大垣迄鞍置馬、

二十二疋 細川越中守○十四疋 松平丹後守○

八疋 松平土佐守○九疋 有馬玄蕃頭○六疋

小笠原右近將監○六疋 松平隱岐守○七疋 松

平庄五郎○四疋 立花飛驒守○四疋 伊達伊織

大垣より濱松迄

四十一疋 松平加賀守○十二疋 松平右衛門督

○十疋 松平淡路守○五疋 松平讚岐守○四疋

松平越後守○四疋 松平長門守○四疋 本多信

濃守

濱松より三島迄

十三疋 藤堂和泉守○十疋 松平甲斐守○十疋

酒井雅樂頭○九疋 松平大炊頭○四疋 松平

下總守

三島より江戸迄

二十五疋 松平陸奥守○十疋 松平肥後守○十

疋 佐竹大膳大夫○六疋 上杉民部大輔○六疋

松平大和守○六疋 酒井左衛門尉○五疋 松平

越中守○四疋 南部信濃守○四疋 丹羽左京大

夫○四疋 堀田伊豆守○二十疋 水戸殿○十疋

紀伊殿

右馬數二百六十六疋

淀より遠州新井迄人馬割方、

竹村多郎右衛門

都筑小三郎

平岡孫市

遠州舞坂より江戸迄人馬割方、

野田三郎左衛門

雨宮勘兵衛

樋口又十越

談海見
關集

享保四己亥年五月、御用掛御勘定組頭與野忠兵衛、

宗對馬守老臣平田直右衛門贈答書中、

一三使與昇人足看板模様之儀、御尋被成候、

國書與昇 地色淺黃紋形香之圖

大旗綱引 地色紺紋形輪違

霧綱引 右同斷

正使與昇 地色萌黃紋形淺黃香之圖

副使與昇 地色薄柿紋形右同斷

從事與昇 地色てり柿紋形香之圖

乗物駕籠昇 地色紺紋形輝違

右者、正徳年看板に御座候、

一信使方道中持夫人足、何を持候哉と御尋被成候、

正徳年人足入方左之通御座候、

- 一國書與昇 十八人
- 一三使與昇 六十六人
- 一同替與昇 二十四人
- 一大旗二本綱引 六人、但脇差無之、
- 一灑二本綱引 六人、右同斷、
- 一上上官三人乗物昇 二十四人
- 一金僉知學士良醫乗物昇二十四人
- 一通詞駕籠五挺 三十人
- 一朝鮮人乗掛荷馬之雨具入長持八持棹夫九十六人
- 一三使夜具長持三棹持夫二十四人
- 每日寄人足覺
- 一三使櫃荷四箇持夫 十六人
- 一乘輿雨覆持夫 六人
- 一三使并上上官長持、其外步行何持夫四百八十四人程、
- 右者朝鮮人万
- 一下行方諸帳面入挾箱持夫 四人
- 一人馬方諸帳面入挾箱持夫 四人
- 右者、毎日相定入申候人足之數に御座候、此外三使菓十并下行動之内、被爲持候持夫、此類に召遣候人

足も、少々有之由に御座候、同年七月同斷
 正徳人馬員數
 參向 通り人足三百十人 寄人足一萬六百六十一人
 馬九千七百四十五疋
 下向 通り人足參向同前 寄人足一萬二千七百七人
 馬八千六百一十一疋、以上享保己亥信使記録、

通航一覽卷之五十一終

通航一覽卷之五十二

朝鮮國部二十八

○信使參向道中 正徳度

信使着船前、宗對馬守義方の老臣下知狀、及び諸職よりもその隊下に提書を出して、預かしめ諸事を戒定す、

正徳元年四月

信使今度佐須奈浦に着、同所出船之儀早速府内相知候爲、佐須奈より府内まで所々に火を立させ候に付、狼煙之法御郡奉行に、御郡支配大浦忠左衛門より書付相渡候覺書、并火立隈之所々左に記之、

狼煙之法

- 一大竹三本結立、是にわくを仕懸、わくの中に草柴をはい積かさね、狼糞を生木の葉に包み、草柴の中に入、したより火をかけて燒、
- 一わくの大き、横六尺角、高さ九尺、
- 一竹の長さ三間程可然候、三本にて弱候は、四本にても五本にても見合可被申付候、

一狼煙晝は火を主意とす、
 一信使乗船佐須奈浦に着之節一度、彼所出船之節一度、都而兩度のろしをあげ可申候、依之一ヶ所に貳宛、兼而可有用意候、
 一歌舞會根の火立所の相圖者、府内鐘つき堂より晝は白き帆をあげ、夜は大挑灯をともし可申候間、鐘つき堂好見へ候場所致見分、火立所出來候様に可被申付候、
 一狼煙をあげ煙たち上候は、薬をつよくして鐵砲貳放し宛打可申候、依之、信使乗船之日限相極候段申來候は、府内着船迄者、府内田舎共に鐵砲御停止被成候間、此段八郷に可被相觸候、尤府内中にも相觸申等に候、

右之通間違無之様可被申渡候、以上、
 四月廿八日 御郡奉行所 大浦忠左衛門

火立隈之所々

- 一遠見御番 佐須郷佐須奈村領○一本下し阿 同郷大内村領○一大塔會根 同郷惠古村領○一伊奈坂 伊奈郷志多留村領○一黒長會根 同郷久原村

領○一烽火嶽 三根郷吉田村領○一天神山 仁位郷仁位村領○一大山嶽 與良郷大山村領○一大河内會根 同郷慶知村領○一かふ會根 府内○一鐘撞堂 以上、

按ずるに、是より必月日に、
らす、その事をもて次第す、
同年六年、船番中の年寄中より相渡候覺書左記之、
覺

一各儀、信使船番被仰付候間、萬端相慎御行規緩之無之様、可被相勤候事、
一萬一御法度之品商賣仕候歟、又は拔荷等仕候様子、見及び聞及び被申候は、縦令親子兄弟たりといふとも、無用捨可被申出候事、
一朝鮮船近所へ、日本船寄せ不申候様に堅可被申付候、尤内外波戸に役目人之外、徘徊不仕様に可被申付事、
一晝夜無緩致勤番、暮六時より朝六時迄、拍子木を打せ念入可被相勤候事、
一水木之通ひ船、又は朝鮮人荷物等乗せ揚いたし候節は、爲行規濱横目致上乘、往還可仕候得とも、猶又無油斷心を付、疑敷儀被致見分候は、早速可

被申出候事、

一朝鮮船萬一火を誤候様子見及被申候は、早速取消候様に、兼而心懸居可被申候事、

一萬一風波等之節、綱碇丈夫に入置候様に可被申付候、若不足之節は、御船奉行方ね可被申達之事、
右之趣、無緩可被相勤候、以上、
卯六月廿五日 年 寄 中

參向節

小林源之允殿 永岡元右衛門殿
小宮判兵衛殿 好見與四右衛門殿
國部新八殿 井上傳之允殿
池川瀨兵衛殿 扇 九左衛門殿

船番衆中

下向之節

筑城半助殿 早田軍四郎殿
小宮傳藏殿 鈴木三右衛門殿

船番衆中

同年七月、濱御横目ね相渡候年寄中より之覺書、左記之、
覺

一各儀、濱御横目役被仰付候間、諸事相慎御行規無緩様に可被相勤候、萬一御法度之品商賣仕族被致見分候は、親子兄弟たりといふとも、無用捨急度可被申出候事、

一信使常浦着船候て乗渡之御徒士、其外上乘之者陸に揚候刻、行規并手廻り荷物之儀相改可被申事、
一爲見分御横目、并組之もの信使船に乗候節、其時行規可被申付候、惣して改行規仕候刻者、御横目頭通詞頭見分可被仕候事、
一御横目并組横目勤方、鬨を以可被相勤候、御横目頭通詞頭同前に見分可被仕候事、
一下目付組之者、通詞役買物役出入之節、御徒横目行規爲任人足下々之儀者、組之者行規可相勤候事、
一信使乗船朝鮮人數多罷居候間、夜中彌以念入、波戸邊其外垣廻内外見分被仕、尤番人等油斷無之様に、毎度可被申渡候事、
一就用事朝鮮人徘徊仕候節、上官以上者、大小姓横目并組横目壹人宛、中官以下者、御徒横目并組横目壹人宛、警固可仕候事、
一信使船火用心隨分念入候様に、下知可被仕候事、

右之趣、無緩可被相勤候、以上、

卯七月廿五日

年 寄 中

參向之節

高崎忠藏殿 番 平 内殿

御横目中

下向之節

吉村左五右衛門殿 土田甚五左衛門殿

御横目中

信使來聘に付、船改役中の年寄中より申渡候書付、左記之、
覺

一他國人爲商賣大勢罷越居候由に候、信使着船候得者、御行規方不宜、潜商之儀無心元、其外相支儀有之候間、商賣物早々賣拂、信使廻着前爲致歸帆候様に、問屋ね可被申付候、以上、
七月

成瀬五兵衛殿

畑島傳左衛門殿

船改役中按ずるに、月日の下年寄中の文脱せしなるへし、下また辨せず、

同年六月、大廳御横目ね年寄中より相渡候書付、左

記之、

覺

一各儀、大廳御横目役被仰付候間、諸事相慎御行規無緩様に可被相勤候、萬一御法度之品商賣仕族被致見分候者、親子兄弟たりといふとも、無用捨急度可被申出候事、

一信使滞留中、朝鮮人方より諸方に遣候音物、并此方より遣候諸色、其外調物出入之節者、番所にをみて悉改可被返候事、

一御横目并組横目出入之節、於番所其時々行規可被申付候事、

一下目付組之もの、通詞役買物役出入之節者、御徒横目行規爲仕、人足下々之儀者、組之者行規可相勤候、惣して改行規仕候節者、御横目頭通詞頭同前に見分可被仕候事、

一御横目并組横目壹人宛、闇取を以夜廻り致、火用心等可被入念候事、

一朝鮮人爲問案罷出、并船等の用事有之罷越候節、上官以上者、大小姓横目并組横目壹人宛、中官以下者御徒横目并組横目壹人宛、警固可被申付候事、

一前々信使渡海之節、大廳之近邊にて、朝鮮人共女童に手指を致し、殊外難儀仕候もの有之たる由相聞候、ケ様之節、當番を相勤ながら其儘に爲仕置候而者、番人之誤に罷成候事に候間、此度左様之儀、無之様に堅制擋可被致候事、

一前々信使渡海之節大廳近邊に子供相集り、朝鮮人に言葉を掛、或者礫を投候族有之たる由相聞候、子供之仕業なからも、外人に對し甚不屈の至に候、此度者大廳近所に子供不立集様に、制擋可被致事、一信使渡海之節、朝鮮人知人有之者、朝鮮人大廳門外に出候刻立寄、暫物語等致し候族前々有之たる由相聞候、役人之外猥に朝鮮人を入交様に之の儀、各に相渡候書付にも委細有之候間、此度者別紙之趣に相違無之様に可被申付候、若無據譯に而、朝鮮人の面談之儀相願候輩有之候は、此方に可被申聞候、其節可致差圖事、

一兼々被仰出置候御法度もの者勿論、輕き品食物たりとも、朝鮮人方より買取候事甚た宜からず、殊に各信使役被仰付置候故、萬一少之食物にても被買取候様に有之候ては、役儀に對し不似合仕形に

一裁判御使者、問案之御使者、兩御横目頭、通詞頭此面々行規被差免候、尤召連候家來者腰掛に罷居、猥に歩行不仕様可被申付候事、

一信使宿近所若火事有之候は、火消番馳付可申候間、申談隨分可被防候、萬一難防朝鮮人立出不申候而、不叶首尾に候は、御横目頭并御横目之内見合相附、散々に無之様に行規能仕、徳松院に被立退候様可被仕候、尤御横目之内、信使宿に被相感荷物者成次第、其節之風並宜方角に取出し、紛失無之様に隨分下知可被仕候事、

右之趣、無緩可被相勤候、以上、

卯六月廿二日 年 寄 中

參向宿

梅野 忠兵衛殿 小島 縫右衛門殿

御横目中

下向宿

山川 何右衛門殿 林 彌右衛門殿

御横目中

大廳、御横目中、年寄中より相渡候覺書、左記之、

覺

て、畢竟上之御外聞不宜事候間、不及申候得とも、曾て左様之儀無之様に可被相慎候、縱令輕き品彼方より音信仕候とも、役方無屈被致受用候儀、堅無用に候、此旨末々之役人にも堅被申付、若左様之族被見及候は、無用捨可被遂案内事、

一別紙に如申達候御用無之節、朝鮮人^カに入交物語等被仕間敷候、末々之者迄も行規無緩可被申付候、將又以前より信使渡海之節、末々之者致潜商、彼是罪科被仰付候事每度有之候、外國よりの使者の儀に候故、末々之ものまで異難無之様に、首尾能歸國仕候様に有之度事に候得とも、双方被仰合之御法犯候而者、難被閣罪科に被仰付事に候、畢竟潜商之儀者、日本人相對之事に候故、朝鮮人より申掛候而も、日本人承引不仕候得者、潜商之憂者無之筈に候處、外國之使者召連候ものとも致潜商候段、甚た重科之者に候間、心之及たけ被逐吟味、左様之族無之様制擋可被仕候、若潜商之志有之候もの存候人有之候は、縱令不分明候とも被及聞候通、此方に密々に可被申聞候、自然虚説に而候は、双方とも迷惑不能成様に、此方に而も了簡可仕候、萬一

役々之人隱置、脇より令露顯候は、急度可被仰付候間、末々之ものとも迄も、能々可被申付事、右之趣堅被相守、組以下末々之役人にも堅被申付、萬一不届之仕形見及候もの有之候は、急度逐案内候様可被申付候、以上、

六月

樋口佐左衛門 印

大廳御横目中

濱御横目中

彩原紙半切二通に相認、銘々に相渡、

大廳に相詰候御目付中ね、年寄中より相渡候書付、左記之、

覺

一今度信使渡海に付、各儀宿御目付被仰付候、朝鮮人入交之儀に候間、萬端相慎御行規緩之無之様に、可被相勤候事

一各儀、通詞下知役衆被申合、兩人宛被相詰、夜者不寢番可被仕候、尤各身分之御行規被指免候事、

一大廳御徒横目、并組横目、其外出入之者御行規被申付候節、御横目頭同前之見分可被仕候事、

一御徒横目并組横目勤方、圖を以相勤候間、圖取之

節是又、御横目頭同前に見分可被仕候事、

一各儀、大廳内外折々夜廻可被仕候、其節は組横目壹人宛、圖取を以召連可被申候、勿論御徒横目并組横目夜廻之節も、見合不時に相附立廻所々見分可被仕候事、

一信使渡海之節者、他國より商人罷越居、人參等濱商仕候由沙汰有之候間、大廳者不及申、信使乗船にも朝鮮人數多罷在候付、扱荷之企仕候族可有之候間、寄々被承立、萬一右の沙汰有之候は、不依虚實早々可被申出候、尤通詞下知役中被申談、夜中濱近所并乗船垣廻り、別而人念可被致見分候事、

一上官以上大廳外に立出候節者、大小姓横目相附、其以下之朝鮮人に者、御徒横目相附罷出候筈に候、各儀、只今まで通詞下知役中被相勤候格之通、可被相心得候、將亦通詞共之下知等被仕候儀者、無用に候事、

一三使并朝鮮人方より音物差出候節者、買物役方は請取長持に仕込、大小姓横目圖取に而、各立合致見分長持に切封仕、印鑑を於先々御横目見届封印引合、別幅物相渡候様に可被仕候事、

一大廳の出入仕候人之内、御行規被差免候面々に者、各の通詞下知役之者、又者大小姓横目之内壹人宛相附、可被罷通候事、

一朝鮮人病氣或者痛所行之、日本醫師外科罷通候節、先例之通御行規被差免候間、各相附被罷通候次第、右に令書載候通に可被仕候、其外御行規御免不被成人に者、大廳出入共に於御番所、御行規可被申付候事、

一通詞役買物之面々者、朝鮮人に入交申儀に候條、間々立廻り見分可被仕候事、

一大廳に相勤候人足齧旨血判仕候節、御横目頭同前、見分可被致候事、

一朝鮮人共衣類洗候よしに而、火消番所前之川、海岸寺之下惠比須堂之脇毎度罷越、其節先々にて潜商仕候由風聞有之候、此段別而無心元候間、各にも被心掛密々聞立可被申候事、

一大廳内外之番人無油斷相勤、若少に而も疑敷儀、見及聞及候は、早速各々密々申出候様に可被申付置候事、

一濱御横目方、不依晝夜折々立廻、御行規無緩様に

被承合、諸事無親疎申談可被相勤候事、

右之通堅被相守、萬一御行規疑敷儀於有之者、存寄之趣早速可被申出候、以上、

月日

津口又兵衛殿

松岡惣左衛門殿

通詞下知役の、年寄中より相渡候覺書、左記之、

覺

一今度信使渡海に付、各儀、大廳に被相詰候様に被仰付候、朝鮮人入交之儀に候間、萬端相慎御行規緩に無之様に、可被相勤候事、

一各儀、晝夜兩人宛被相詰不寢番可被仕候、尤身分之御行規被相免候事、

一大廳御横目并組横目、其外出入之もの御行規被申付候節、御横目頭同前に見分可被仕候事、

一各儀、大廳内外折々夜廻可被仕候、其節組横目壹人宛、圖取を以召連可被申候、勿論御横目并組横目夜廻之節、見合不時に相附立廻、所々見分可被仕候事、

一朝鮮人渡海之節者、他國より商人罷越居、人參等

潛商仕候由、每度沙汰有之候間、拔荷之企仕候族可有之候、寄々被承立、萬一右之沙汰有之候は、不依虛實早々可被申出候事、

一宴席之節、別幅之品朝鮮人方より買物役方へ請取、長持に仕込候節、御横目圍取に而、各立合致見分長持に切封仕、印鑑を於先々各見届封印引合、別幅相渡候様に可被仕候事、

一大廳に罷出候人之内、御行規被差免候面々に者、各登人宛相附可被罷通候事、

一朝鮮人病氣或者痛所有之、醫師外科罷通候節、先例之通御行規被差免候間、各相附可被罷通候、其外御行規御免不被成人に者、大廳出入共に於御番所御行規仕候故、各相附被通候に者及不申候事、

一通詞役買物役之面々者、朝鮮人と入交申儀に候條、間々立廻見分可被仕候事、

一大廳に相勤候人足誓旨血判仕候節、御横目頭同前に見分可被致候事、

一大廳内外之番人無油斷相勤、若少に而も疑敷儀、見及び聞及び候は、早速各々密々申出候様に申付可被置候事、

一信使乗船に朝鮮人數多罷居候間、夜中者彌以念入波戸邊、其外垣廻り内外見分被仕、尤番人等油斷無之様に、每度可被申渡候事、

一朝鮮人共衣類洗候由にて、火消番所前之川、海岸寺之下惠比須堂之脇に每度罷越、其節先々に而潛商仕候よし風聞有之候、此段別而無心元候間、各々も被心懸密々聞立可被申候事、

一各儀、御目付兼帶之儀に候間、信使宿非番之内、濱御番所にも不依晝夜、折々立廻御行規見分被仕、存寄之儀於有之者、無遠慮可被申出候事、

一御行規方之儀、諸事各中無親疎被申談、念入可被相勤候事、

右之通堅被相守、萬一御行規疑敷儀於有之者、存寄之趣早速可被申出候、以上、

六月廿五日

通詞下知役

年 寄 中

田城澤右衛門殿

江口孫兵衛殿

吉賀源左衛門殿

平田 左 中殿

國分留兵衛殿

米田惣兵衛殿

木守 多 吉殿

木村新兵衛殿

浅井 喜 内殿

西山庄左衛門殿

五日常掛中の、年寄中より相渡候覺書、左記之、

覺

一各儀、此度信使渡海に付、五日常掛役被仰付置候、御時節柄甚御差支之儀に候間、御費無之様に精を入可被相勤候、存寄之儀者、何時も御勘定所へ申出、可被得差圖候事、

一五日常相渡候剋居帳之通、少も無相違廉直に可被相渡候、成丈者物替代銀に而、相渡候様に心掛可被申候、御勘定手代并御徒目付に請拂見届させ、御歩行目付證印請可被申候事

一朝鮮人方より五日常物之内、相拂度よし申聞候とも、決而買調被申間敷候事、

右之通候間、可被得其意候、以上、

六月廿五日

年 寄 中

五日常掛中

覺 杉原紙半切に認之、

一朝鮮人方より五日常物之内、音物に遣候儀被差留候間、随分吟味可被仕候事、

一朝鮮人方へ諸色相調候品、脇々より密々に買調候儀有之、又者朝鮮人方より之音物之返禮之由に

而、商買もの大廳に入候儀も有之段、粗相聞候間、買物役之町人より外、少之品に而も朝鮮人方へ賣渡候儀被差留、返禮者音物遣候人數に引合、朝鮮人方へ相渡候様に可被仕候、尤通詞役中にも、此旨堅申渡可被置候事、

右之通、随分被入念、大廳門出入紛敷品有之候者、差留可被致吟味候、以上、

同年七月、覺

宿御横目中

年 寄 中

朝鮮人調物拂物有之刻者、通詞中より用事相違遣候様に申付候得とも、御用繁多に而差支可申候間、別而町人之内より可申付候間、人柄之儀通詞中より存寄申出候様に申渡候得者、書付差出候故、其内武田與次右衛門梯源藏兩人へ申付候間、随分入念廉直に相勤候様に堅可被申付候、通詞中へ申渡候趣者、以別紙申達候、以上、

七月六日

年 寄 中

平田類右衛門殿

大廳奉行、組頭中より申渡候書付、左記之、

覺

一各儀、毎日信使役人之會所に寄合一人宛、代々大廳に罷出、上上官之内致對面、三使御別條無之段承届退出可被致候、尤會所夜番に不及事、
 一各儀、三使着船乗船、并殿様大廳御見舞三使御屋敷御饗應、其外上々官上判事等同道之節者、布上下に而可被相勤候、毎日三使屋の參上之刻者、戻子肩衣着可被致候事、

一各儀、信使着船之節者、直に信使屋に罷出、三使并上上官上判事等御料理方不相滯候様に、下知可被致候事、
 右之通被仰付候間、可被得其意候、以上、
 七月十三日 組頭 中

多田判兵衛殿
 番 權右衛門殿

大目付中、年寄中より申渡候趣、左記之、

覺

一通詞頭之儀、御目付兼帶之儀に候間、信使宿非番之内より、濱御番所に不依晝夜、折々立廻御行規見分被仕、存寄之儀於有之者、無遠慮可被申出、先例

者信使宿并濱御番所に御目付相勤候得とも、此度者諸方に被召遣、御目付差支候に付、右之通被仰付候、此段可被申渡候事、

一三使府着船揚之節、爲行規大目付并御徒目付濱に立廻、萬端不行規無之様に可被申付候、大目付中之儀者、御召船に被乗候間、殿様御船場以後御跡に殘居、行規無緩可被申付事、

一御目付并御歩行目付儀、信使着岸之節、非番之面不殘濱に罷出、不行規無之様に可被申付候、尤下目付儀も右同斷に候事、

一三使御招請之節、大目付一人御目付一人、例之通朝鮮人拜禮之下知可被仕候事、

一右之節御歩行目付儀者、御廣間より御寄附并大手御門迄立廻、行規無緩可被申付事、

一上中下官御料理被成下候所々々、御目付御徒目付相附、居座配等混雜不仕様に被致吟味、通之者立廻等不行規に無之様に可被仕候事、

一右之節下目付一人宛、上中下官賄所に相附置、御費無之様に可被仕候事、

一信使宿御横目番所、并濱御横目御番所に下目付

一人宛、晝夜相詰候様に可被申付候事、
 一信使行列之跡より御徒目付貳人相附罷越、朝鮮人并見物之者とも不行規に無之様に、下知可被仕候事、

右之外御目付中可被相勤儀者、此方より度々不及差圖、各被申談夫々被相觸候様に可被申渡候、以上、
 七月二日 年寄 中

大目付衆中以上、正徳辛卯信使記録、

義方に先たちて出帆の家臣、及び御鷹馬宰領の輩に、老臣より下知狀を出す、

正徳元年四月、先登之御馬役、并乘方御目付役々、年寄中より申渡候覺書、

覺

一各儀、御馬方爲用意今度被差登候、大坂參着若御注文前之内、出來揃不申候は、被致催促、萬一不宜候而難被用品も有之候は、仕直し候様に役口口可被申談候、

一御用之外、不限晝夜他出被仕間敷候、尤御厩之者人足に到迄、猥に町出不仕様可被申付事、

一御馬之儀、見掛宜を御牽馬に被撰、其次者信使方

役人中、并御供之役人中、役柄次第見掛宜を被撰可被相渡候、少も内證會釋を以被相渡候儀、堅無用に候事、

一御馬之儀於江戸被相調、來月末迄之内に五拾正程、三度に大坂迄被爲牽候よし申來候間、參着候はは随分精出し乗込置候様に可被仕候、勿論馬持様も入念させ可被申候事、
 以上

四月十一日

谷傳 内殿
 青野市之丞殿

年寄 中

覺

一貴殿儀、御馬方爲用意被差上候間、江戸よりの御調馬參候は、飼口等被入念御馬見掛能様に可被飼立候、勿論飼料等費無之様に可被仕候事、

一御用之外、不限晝夜他出被仕間敷候、飼口之者にも可被申付候事、

一大坂京都道中に而病馬有之節、息合飼口念入候様、御馬屋之者にも無油斷可申付、尤御費無之様に可被致吟味候事、

以上
四月十一日 年 寄 中
御目付 加勢丹兵衛殿

同年六月、覺

一各先登被仰付候、同前に被罷登衆中被申合、御行規宜様可被相愼候、組之者大勢罷登候間、兼々被仰付置候御法度、堅相守候様に可被申付事、
一見物事有之所に、曾而被參間敷候、惣而他所振舞等に被罷出間敷候事、

一船中不行規に無之様に相愼可被申候、津々浦々湖^カ掛之刻、猥に陸に被揚敷候、尤下々者水取之外者、陸に被揚間敷候事、

右之通、能々可被申渡候、御先登之侍下々迄大勢に候間、御徒目付下目付宿々折々見廻、行規見届候様に可被申付候、不時之儀有之節者、俵五郎左衛門方より可被申談候間、無遠慮可被遂相談候、以上、

正徳元辛卯年六月廿八日 年 寄 中
幾度六右衛門殿 平田所左衛門殿
内野權兵衛殿 三浦酒之允殿
吉田兵左衛門殿

一紙に而相渡、
御供之内先登被仰付候與頭物頭に、年寄中申渡候書付、
覺

一先登大勢之儀に候間、兼々被仰付置候御行規法度被相守候様、何も中々時々可被申聞候、組頭手代御徒目付、并書手役を折々宿々に廻し、他行等無之行規宜敷様に可被申渡候事、
一侍中、晝者不殘御屋敷に罷出、代々夜番も相勤候様に可被申付候事、

一見物事有之所に、曾而被參間敷候、惣而他所振舞等被罷出間敷候事、
一船中不行規無之様に相愼可被申候、津々浦々湖掛之刻、猥に陸に被揚間敷候、尤下々者水取之外、陸に被揚間敷候事、

右之通、侍中能々可被申付候、若不時之儀於有之者、先登之物頭役人中に可被申談候、組々も大勢罷登候頭役も有之候得とも、宜様に可被申談候、以上、
正徳元辛卯六月廿八日 年 寄 中
俵五郎左衛門殿 先登り故、五郎左衛門堂人に渡る、
料紙肌吉登同紙に而上包

同年七月

朝鮮國王より献上之御馬御鷹、先達而御登せ被成候に付、御馬に龍田權右衛門、御鷹に箕原多七相附被差登候故、年寄中より申渡候覺書左記之、
覺

一不依何事、從公儀被仰出候御法度之趣堅被相守、通詞御厩之者下々にも、急度可被申付候事、

一御昵近之衆に無禮無之、随分慇懃に仕、通詞御厩之者下々にも、堅可被申付候事、

一御馬船に乗候面々下々迄者、於船中も猥に陸に揚不申、行規能放埒成儀無之様、堅可被申付候事、

一御馳走之所々に而、御料理御音物等被下候とも、達而御斷可被申候、御料理之儀自然押掛出、辭退も難被申上首尾に候は、被給候而御禮被申上、其趣帳面に可被記置候事、

一能歌舞妓傾城町入込之風呂、其外見物事有之所、茶屋等有之所に被參間敷候、惣而酒事遊興御停止候間、下々迄堅可被申付事、
右之通堅可被相守候、以上、

卯七月 年 寄 中

龍田權右衛門殿

一不依何事、公儀より被仰出候御法度之趣堅被相守、御鷹に相附候面々下々にも、急度可被申付候事、
一御昵近之衆に無禮無之様、随分慇懃に被仕、右之面々下々にも、堅可被申付候事、

一御鷹船に乗せ候面々下々迄、於船中猥に陸に揚不申、行規放埒成儀無之様、堅可被申付候事、

一御馳走之所々に而、貴殿并御鷹匠に到り、御料理御音物等被下候共、達而御斷可被申候、御料理之儀者、自然押掛出辭退も難被申上首尾に候は、被給候而御禮被申上、其趣帳面に可被記置候事、

一能歌舞妓傾城町入込之風呂、其外見物事有之處、茶屋等有之處にも被參間敷候、惣而酒事遊興御停止に候間、下々迄堅可被申付候事、
右之通堅可被相守候、以上、

七月 年 寄 中
箕原多七殿 料紙奉書 三枚纏

一朝鮮國より進上之御鷹餘計共貳拾五連、今度被

差登候に付、貴殿御附被成間、海陸に而隨分入念餌飼等仕候様に、鷹匠可被申談候事、

一船中に而自然風波強難儀之節者、漕船綱碇等被指出候様にと、兼而御馳走所被仰遣置候間、左様之時節者被致催促、浦津に為漕込繋候様に可被仕候、勿論先年も御馳走之所より、漕船并迎送着船之使者被差出候、此度も其通可有之候間、被入御念候段可申開由挨拶被仕、漕船數使者之名等、具に可被記置候事、

一海陸御馳走之所々に而、餌鳥被請取候員數、爲心得別紙書付相渡候間、此格を以御鷹數に應し被請取、手形者貴殿方より可被出候、其所々に而被請取候員數帳面に記、互に證文可被取替候、以來吟味候節引合申爲に候間、相違無之様可被入念候、尤御定より過分に請取不申候様に堅可被申渡候、若落鷹有之刻、早速貴殿被見届、餌鳥請取候員數其數に應し減候様、可被仕候事、

一船中に而相定る御馳走所之外、御大名様方より餌鳥等被差出候儀有之候とも、受用被仕間敷候、自然餌鳥等差支、御馳走所之浦津迄難續候節見合可

被請取候、若又風により他之御領に着船候節、餌鳥差支候は、其趣被申達見合に被被請取候而、員數右之譯等委細に帳面に記置、互に證文可被取替候事、

一着津之刻、其所より案内船出候而、繋所指圖之所に繋可申候、若風波等強綱碇之不足も候者、御馳走方に可被申入候事、

一大坂着之刻者、木津川より可被乘込川筋、爲案内御船奉行より案内船出可申候、此方御屋敷番も出迎可申候、御馳走方より先乗、跡乗、騎馬警固足輕等出可申候、此方御屋敷番も先乗可仕候間、貴殿跡乗可被仕候、鷹匠并餌打之ものも相附可參候、船場之行列者、大坂役人中に申遣候得とも、爲念寫遣候事、

一大坂在留中、餌鳥等御賄方より相渡候間、請取手形貴殿方より可被出候、彼方より證文も可被請取候、尤毎日請取候員數、帳面に可被記置候事、

一御鷹御馬大坂着船之儀、町奉行衆より道中御馳走之所々に、先達而御觸有之候、依之御觸狀之寫爲念相渡候間、御屋敷番に被相渡、町御奉行に持參、

御用人まで其譯申達、御觸有之候様に可被仕候事、

一大坂發足之儀者、牛窓迄に三使着船之段被承候上發足可被仕候、夫共に三使京大坂逗留之日數在之事に候間、見計可被申候、其上幾日に發足可仕之旨、龍田權右衛門申合御屋敷番に被申談、同道に而町奉行所に罷出被逐御案内、御差圖次第發足可被仕候事、

一大坂より淀迄、御鷹不殘荷船に而爲登申候、船之儀者御町奉行に發足之案内同前に申上、彼方より過書に被仰付候と相見、過書より五十石六十石之船三艘請取申候、過書より一艘に上乘之者一人宛乘候而出候、淀より道中者御鷹方之諸道具附用に、荷馬一疋御渡被成候、今度も可爲其通候事、
一 道中に而御馬曲馬之内病馬有之候は、馬之勢次第其所に可致逗留候間、御鷹者無滞可被速越候事、

一 道中御馳走之所々より、迎送之使者并御鷹之持夫、警固足輕等可被差出候間、帳面に委可被記置候事、

一 道中御鷹龍乘候釣臺桐油共に、於大坂御賄方よ

り相渡候、着船之刻持出可申候間、彼地に而承合可被請取候事、

一 於江戸者、信使宿本願寺之内に被召置候、參着之節品川迄爲迎御留守居役差越、委細杉村三郎左衛門方より差圖可仕候、江戸逗留中被請取候餌鳥の手形、貴殿方より被出、役方より證文可被請取候重而吟味之刻爲引合候間、可被入念候、毎日之員數帳面に可被記候、彼地に而の儀者、三郎左衛門可被受差圖候事、

一 海陸御馳走所に而、御料理御音物等被下候とも、達而御斷被申上受被申間敷候、自然陸に被揚候節、御料理押掛出、辭退も難被申上首尾に候は、其時之様子次第被受候而御禮被申上、其趣帳面に可被記置候事、

一 海陸御馳走人御賄之御代官衆、人馬割之御役人衆、別紙に書付相渡候間、其所々に而役人衆被致相對、諸事不滞様に可被仕候事、

一 御鷹之諸道具附候荷馬、并御鷹附之面々乘候駄賃傳馬之儀、大坂御城代より傳馬御證文御出し被成筈に候間、伊左衛門助左衛門に申談、受取可被申

事、

一御鷹獻上之刻、如先例貴殿相附可被罷出と存候、乍然此儀者、重而於江戸表可致指圖事、

一貴殿方の日帳委く記置、重而可被差出事、

右之通被相心得、諸事無滯様可被仕候、以上、

卯七月 年 寄 中

箕原多七殿

獻上之御鷹之儀に付、道中御馳走人衆に、信使御用掛御役人衆より御渡被成候御書付之寫、多七に相渡、則左記之、

覺

一獻上之御鷹 二十五居

見送之使者并足輕十八人、此使者之儀者、先日之書付に有之候、持夫繼人足五十四人、

一獻上之御鷹之餌

一居一日分 雀に而者拾貳羽、鶴に而者三羽、鳩に而者壹羽半、

右之通、人馬其外品々、道中所々御馳走方より出候先例に而候間、此度も右之通に可被相心得候、其許領分に着之節、爲心得書記之候、鷹大坂出立之日限者、大坂より先觸可申來候間、次之宿に可被申送候、

右者、先例之趣を所々に御觸被成置候間、此度之御鷹數に應し可被請取候、以上、

七月 年 寄 中

箕原多七殿 以上、正徳辛卯信使記録、

通航一覽卷之五十二終

通航一覽卷之五十二

朝鮮國部二十九

○信使參向道中 正徳度

正徳元辛卯年、宗對馬守義方、信使同伴自國發船前、かねて旅中扈從の諸臣に、壁書及び老臣の條牒、また信使旅中護行の輩に、壁書を出す、前卷併せ見るへし、

正徳元辛卯年六月、信使に付、御供之侍中に被仰渡候御壁書、條々

一公儀より被仰出候御法度之旨、不依何事堅相守へき事、

一御直勤之衆に對し、不禮不仕、詞遣迄心を付、慇懃可仕候事、

一御返簡與之前、乗打不禮仕間敷候、朝鮮國より來候書簡與之前も、同前之事、

一日本人朝鮮人に對し不禮仕間敷候、尤朝鮮人日本人に對し無禮不仕様に、役々之者可相心得事、

一自國他國によらず、公儀并自分之法度物、朝鮮人と取遣仕者見届候は、兼々申付置候通急度可遂案

内候、若法度相背候もの於有之は、侍々によらず死罪可申付事、

一他方之衆入込に候間、不行規に無之、宿々に而雜談高笑ひ亂酒令停止候事、

一自然傍輩中、喧嘩口論仕候は不論理非、雙方曲事に可申付事、

一大坂京江戸に而、他所に一切參間敷候、不叶用事有之は組頭に申斷可受差圖、歩行之者組々に到迄、其頭々より差圖次第可仕候、又者は其主々より可申付、自然町に而大酒喧嘩口論等仕候は、僉議之上曲事に可申付、組々は頭方より、又者は主人より行規法度不相背様、兼々可申付事、

一朝鮮人書畫他方より望候衆有之は、年寄共わ可申聞候、不及案内書物取次仕間敷候事、

一役人之外朝鮮人と入交申間敷事、

一白小袖、紫小袖、練無紋之小袖、并紅裏惣而目立たる小袖着仕間敷事、

一歩行之者、衣類羽二重紋無絹細木綿之外可爲無用、弓鐵砲之者は對之着物、羽織は各別細木綿之外不可着之候、并又若黨は龍紋絹細木綿之外、着

仕間敷候、小者中間は襟帶肌帯に到迄、絹布之類少も着仕間敷事、

一本主之かまひ在之もの抱間敷候、付り手負之者有之所に、同宿も仕間敷事、

一能、歌舞伎、操、傾城町、其外見物事有之所に參間敷候、付り入込之風呂に參間敷事、

一世間に取沙汰有之儀承候は、無用捨與頭まで可申間事、

一船中行列出船入津之次第、年寄共方より申渡候旨可相守事、

一海陸共に泊々に而、其國々之法度承届可相守事、

一此方宿幕打候後は、乗打仕間敷候事、

一上下之日備馬かた、其外往來之諸人に少も障無之様、可相領事、

一道中供之者共、書付出之候行列之通可參候、自然馬脊等打直し候刻は、脇に引除行列之通、跡より追付次第、面々乗前之所に可乗入候、併狭き山坂等に

て込合候時は、見合に相扣、年寄之所に乘入可申候、尤乗物乗之者より、跡に不可乗事、

一待下々まで宿入宿出之時は、笠着仕間敷候、尤兩

天は格別之事、
一足輕中間又者侍共無禮不仕様に、組々之頭々主々より堅可申付事、

一於江戸登城之刻供仕候者共、他所之衆に入組居申間敷事、

一於江戸札なしに屋敷より外に出間敷候、若私用に罷出候は、申下刻を限り急度可罷歸事、

右之趣、堅可相守者也、
正徳元辛卯年六月十五日御朱印

儀 五郎左衛門
樋口久米右衛門

料紙、奉書紙、堅繼紙なり、
御供之侍中、年寄中より申渡候條書、

一御供船之次第、

一御使者船鎮鎌丸、御使者船五十六挺、五十挺、廿六挺、御座船、小使船、

一御使者船、御召替小早、御使者船五拾脱カ挺、五拾挺、廿六挺、

一津泊に而は、御座船を中にいたし、大方右之行列

に繫可申候、浦津之狭廣により、少々宛様子替候共、大概右之通に相心得繫可申事、

一壹番太鼓に而船こしらへ可申事、

一貳番太鼓に而御出船、右之行列に順々に出船可被致候、尤出船着船共に込合不申候様に、上乘之侍中より兼而船頭に可申付置候事、

一津泊潮繫之所に而は、繫太鼓に而碇を入可申事、付り御觸無之以前陸に上申間敷事、

一組頭壹人、大目付壹人、御使者番二人、御小姓組六人、御佑筆不殘、御側步行四人、右之面々殿様陸に御上被遊候刻、先達而御宿に可被相詰候、尤御供番之面々も、組以下に至迄御先に上、御船場に相扣可罷在事、

一御使者番之内、貳人宛鍵挾箱爲持、御使者に罷出候用意仕、陸に揚可被申事、

一御通船之頃、他所より御迎之使者於有之は、御使者番小早を押寄、様子承之相替儀無之、御迎之使者一通に候は、御着津之刻可被申上候、御急用之儀有之候は、小使船に乘移、御船に參意趣可被申上候、付り御出船之刻も同前に候事、

一惣して他方より使者有之節、使者船押寄口上承之、進物は何方も御斷申候、乍然先可申間由挨拶仕、進物は彼方預置、目録計請取、使者之名御口上具に書付、御船に罷出右之書付可被差上候、御使者船に而差支候場所は、小船に而御船に可被罷出候事、

一京大坂に而組頭貳人、大目付壹人、物頭壹人、奏者番貳人、御使者番五人、御小姓組五人、大小姓貳人、御步行五人、毎日一日代御寄附に可被相詰候、此外御供番之面々は、御供頭を初御駕籠御馬組以下に至、毎日早朝より大坂に而は御屋敷に、京都は御宿坊に可被相詰候事、

大坂京都江戸に而、他所に御出之節御供廻、御供頭四人、御小姓貳人、御納戸掛壹人、御小姓組貳人、御供大小姓貳人、御佑筆壹人、御側徒三人、假御側徒貳人、御供步行拾貳人、御持道具貳本、御立傘、御挾箱、御牽馬壹疋、御供道具四本、御供馬貳疋、押四人、右之外、騎馬に而御供之人は、其時分御見合を以可被仰付候、

一大坂御發足之刻、殿様御船に而御越被成候時、御供之面々は、其時分御書付に而可被仰出候、外は陸を淀まで可被罷越候、御行列其節可被仰付候條、與頭差圖を可被受事、

一道中に而御本陣之前罷通候刻、御着前は不及下馬候、御着以後は下馬可被致候、惣而宿入之節、込合不申候様に順々に相扣、靜に宿に入可被申候事、一旅籠錢失念被致間敷候、主々より下々々々入念可被申付事、

一途中に而自然御用に付、茶屋又は何方に成共御立寄被遊候は、御供之面々下々々まで不殘、御立寄被遊候方に付候而、行列之通行規能可罷在候、往來之諸人に不相障様に、可被致覺悟事、

一途中に而他方より御使者有之は、御駕籠之脇之御供頭被出迎、意趣被承之早々可被申上候、其間には御駕籠靜に昇候様に、兼而御供廻之面々可被相心得事、

一御宿之亭主罷出候は、御供頭より如常披露可被致候、御駕籠之戸を明被申間敷事、

一御鐵砲は幾度六右衛門宿、御弓は平田所左衛門

宿、御旗は内野權兵衛宿、御長柄は三浦酒之允宿、御持弓御肩助は古川繁右衛門宿、御先道具は吉川六郎左衛門宿、御挾箱は御納戸役宿に可被置候事、一御持鍵貳本、御長刀并御側鍵三本、御鎧箱二荷、御不斷之御挾箱四つ、書札方之簞笥挾箱、右之分御本陣に可被置候事、

一惣して行列之通不亂様に可被參候、騎馬は三間程宛間を置、可被參候事、

一若黨は貳人並にして、横廣あるかせ被申間敷候、信使御馳走に見せ砂、或は見せ土、或は道中土手に繩を張有之候を、少も不相障一筋に可被參候、此旨組々頭々、下々は主々より急度可被申付事、

一船橋有之所は、何も下馬にて可被相通事、一川渡之所は、御行列之通順々靜に可被罷越候、尤下知人可遣候間、可被任差圖事、付り船渡可爲同前事、

一道中にて、茶屋に寄酒一圓給被申間敷候、湯茶は各別之事、

一御馳走之草履草鞋、并馬杓買被申間敷候、宿々に而一日宛之可被致用意候、自然差支候時は、常に調

申候宿々に而相調可被申事、

一先達之面々は、朝七つ時に發足可被致候、御供之面々は、前晚より與頭差圖之通相仕廻居、御供觸之節早速可被罷出事、

一御供番行列書付之通に、無相違可被參候、尤休泊共に、一列に可被參候、付り休早々仕舞、與頭觸次第急度可被罷出事、

一御泊御休共に御着之刻、心儘に宿々々被參候は、込合可申候間、靜に順々に宿入可被仕候、下々諸道具荷物等、猥に町中に不置候様に可被申付事、一先番一組は早々仕舞、御泊御休共御本陣に可被相詰候、人柄は與頭方より可被致差圖事、

一途中に而、他所より御使者有之、取次被申候は、御船中之通に口上御音物、并使者之名具に被致書載、御着之節御本陣に早速可被致持參候事、

一御晝休之刻、宿々幕打候人は各別、其外は持鍵を可被出置候、泊に而は幕打候面々は、紋付之丸挑灯、其餘は宿頭紋付之箱挑灯出し可被置事、

一川渡船渡等有之節は、又者并荷馬猥に遣し被申間敷候、七前より仕舞居、御觸次第先番より順々遣

之可被申候、船橋掛候場所川淺く被越候程に有之候は、船橋通間敷候、自然水出渡瀬無之刻は、船橋可被罷通事、

右之趣被仰出候間、堅可被相守者也、

正徳元辛卯年七月 日付なし 年 寄 中

儀 五郎左衛門殿

樋口久米右衛門殿

自注、久米右衛門儀、八左衛門病死候付、爲代裁判役被仰付相勤、依之假組頭吉川六郎左衛門に被仰付相勤る、御供組々の頭々々、年寄中より申渡候覺書、

覺

一從公儀被仰出候御法度、并運々被仰付置候趣可相守事、

一自國他國之者によらず、公儀并御自分之御法度物、朝鮮人と取遣仕間敷候、自然左様之者見聞仕候は、兼々被仰付置之通、急度面々之組頭迄可遂案内事、

一船中浦津御着、陸に御揚被遊候刻、御供之ものは各別、其外陸に揚候儀御停止被仰付候、難去儀有之候は、其意趣組々頭々々申斷、差圖次第可仕事、一御昵近之衆に、無禮不仕様に隨分心を付可申候、

御家中侍中にも、分に隨ひ懇勸に可仕事、
 一他方之衆入込に候間、不行規に無之隨分相嗜、宿
 宿に而難談高笑ひ亂酒停止之事、
 一傍輩中自然喧嘩口論仕候は、理非之御僉議無
 之、双方曲事に可被仰付候間、能々可相嗜事、
 一朝鮮人書畫、他所より望之候共、一切取次仕間敷
 事、
 一役人之外、朝鮮人入交間敷事、
 一大坂京江戸に而、他所一切參間敷候、不叶用事
 有之は、組々頭々申斷、差圖次第に可仕候、自然
 他所に而、大酒喧嘩口論仕候は、僉議之上曲事に
 可被仰付事、
 一毎朝七つ時に仕舞、御本陣并役所可相詰事、
 一太刀は鞘共に貳尺七寸、脇差は鞘共壹尺八寸よ
 り上無用、付り色さや停止之事、
 一本主之かまひ有之もの抱間敷候、付り手負之者
 有之所に同宿も仕間敷事、
 一能、歌舞伎、操、傾城町、其外見物事有之所に參間
 敷候、入込之風呂に參間敷事、
 一宿入宿出之時着笠仕間敷候、尤雨天は各別之事、

一道中往來共に、旅籠錢無失念相拂可申候、少も非
 法之於有之は、急度可被仰付事、
 一途中にて、自然茶屋又は何方に成とも、御立寄被
 遊候は、御行列之通行規能可罷在候、往來之諸人
 に不相障様に可仕事、
 一道中に而、茶屋に寄酒一圓給申間敷候、湯茶は各
 別に候事、
 一御馳走之草履草鞋買申間敷候、宿々に而一日分
 宛可致用意候、自然差支候時は、常々調候宿々に而
 相調可申事、
 一於江戸御登城之刻、御供仕候者とも、他所之衆入
 組居申間敷事、
 一於江戸、無札に而御屋敷より外に出間敷候、若私
 用に罷出候刻は、申下刻を限に可罷歸事、
 一惣而其時々之御觸、并於途中被仰付候御行規、下
 知人申渡候通、必隨其下知可申事、
 右之趣堅可相守之旨、可申渡者也、
 卯七月 年 寄 中
 幾度六右衛門殿 平田所左衛門殿
 三浦酒之允殿 内野權兵衛殿

吉川六郎左衛門殿 戸田仙助殿
 島雄多内殿 松尾木工殿
 谷傳内殿 右之面々に壹通宛渡す、
 一御鐵砲は、貴殿宿に召置、取扱隨分念入行規能可
 仕事、
 一御鐵砲之ものは、對之着物、羽織は各別絹袖木綿
 之外不可着之候、并襟帶肌帶に至まで、右之外目立
 たるもの、かつて着仕間敷事、
 右は、鐵砲大將幾度六右衛門に渡ケ條之内、
 一御弓は、貴殿宿に召置、取扱隨分念入行規能可仕
 事、
 一御弓之儀は、對之着物、羽織は各別、絹袖木綿之
 外不可着之候、并襟帶肌帶にいたる迄、絹布之類少
 も着仕間敷事、
 右は、弓大將平田所左衛門脱がに渡ケ條之内、
 一御長柄は、貴殿宿に召置、取扱隨分念入行規能可
 仕事、
 一御道具之ものは、對之着物、羽織は各別、木綿之
 外不可着之候、并襟帶肌帶に至迄、絹布之類少も着
 仕間敷事、

右は、長柄奉行三浦酒之允脱がに渡ケ條之内、
 一御旗竿は、貴殿宿に召置、取扱隨分念入行規能可
 被申付候、付り御圍居箱、并柄相添御本陣に差置、
 若火事等有之節は、早速被仰付置候御側徒、并持夫
 罷出候様に可被申付候、御用之刻は、島雄多内方よ
 り支配可仕候事、
 一御旗之ものは、對之着物、羽織は各別、袖木綿之
 外不可着之候、并襟帶肌帶に至迄、絹布之類少も着
 仕間敷候事、
 右は、旗掛内野權兵衛に渡ケ條之内、
 一御持鍵は、吉川六郎左衛門宿に召置、取扱隨分念
 入行規能可仕事、
 一御手道具四本、御本陣に被召置候事、
 一今度之儀は、別而御行規嚴被仰付候事候間、御法
 度之買賣等仕候もの有之歟、或は傾城町、能、操、狂
 言芝居に參候仁、或は他所に而喧嘩口論仕、并内外
 亂酒等仕候仁、惣而何事によらず、不行規之跡見聞
 候は、御年寄共御馬廻大小姓御步行組々不依下
 下、急度遂案内候様に、御步行目付并下横目、右
 之趣堅可相心得事、

一下横目は、對之着物、羽織は各別、袖木綿之外不可着之候、并襟帶肌帶に至迄、絹布之類少も着仕間敷事、

右は、吉川六郎左衛門戸田仙助に渡ヶ條之内、一御持筒之ものは、對之着物、羽織は各別、袖木綿之外不可着之候、并襟帶肌帶に至迄、絹布之類少も着仕間敷事、

右は御持筒掛島雄多内の渡ヶ條之内、一御鑑箱貳荷、御不斷之御挾箱四つ、書札方箆筒挾箱、右之分御本陣に被召置事、

一御挾箱は御納戸掛宿に而召置、取扱隨分念入行規能可仕事、

一御草履取御駕籠之ものは、對之着物、羽織は各別、木綿之外不可着之候、襟帶肌帶に至まで、絹布之類少も着仕間敷候事、

右は、御草履取御駕籠掛松尾木工の渡ヶ條之内、一御馬屋之ものは、對之着物、羽織は各別、木綿之外不可着之候、并襟帶肌帶に至迄、絹布之類少も着仕間敷候事、

右は、御馬掛谷傳内の渡ヶ條之内、

右料紙、肌吉堅に認、同年七月、御供之通詞下知役の、年寄中より申渡候覺書、

覺

一朝鮮國の公儀よりの御法度物は不及申、御自分の御法度物、兼々被仰付置候通、少も相背申間敷候、并自國他國の者によらず、朝鮮人と御法度もの取遣仕候者見届候は、急度目付の者方に可申出

事、一御法度物之外たりとも、惣而此度私之商賣等、會而仕間敷候事、

一朝鮮人の書畫之儀頼候人有之候而も、御差圖之外、會而書せ申間敷候、尤も取次も仕間敷事、

一於所々公儀御馳走人衆、其他所之衆は不及申、此方御家中に至ルカル少も無禮無之、尤喧嘩口論不仕様可相慎事、

一所々に而他所之衆に不入交様相慎可申候、道中に而茶屋之湯茶は各別、酒其外之食物等給申間敷候、惣して酒に給醉候もの於有之は、無調法可被仰付事、

一於所々御振舞被下候刻、諸事相愼慇懃仕、無調法之儀無之様可仕事、

一所々に而逗留之時分、下行被下候刻、我かちに受取候儀、會て無用に候、左様之時分は仲間中合下代差出、尤善惡之儀不申、役人衆より一所に受取之、手前に而配分可仕候、勿論多少等在之儀、少も不可及違論事、

一所々於津泊通詞下知役差圖無之以前、陸の揚申間敷事、

一所々於泊々、むざと他所に罷出間敷候、自然不叶用事等候は、其意趣通詞下知役まで申斷、可得差圖事、

一道中に而謠、小うた、高咄、高笑ひ、并馬かたに小うたうたわせ間敷事、

一道中に思々不參、通詞下知役差圖之通、組々一連に參り可申候、尤宿入宿出には笠を取可申候、付り船橋之所に而は下馬可仕事、

一往來共に御家中、并他所より預り荷受取間敷事、一於所々、能、歌舞妓、操、辻風呂、傾城町、惣而見物事有之所に參間敷事、

一衣類之儀は、紋附日野袖木綿之外不可着、付り染色目立たる儀不仕、尤赤裏等無用之事、

一内之者衣類彌目立たる染色不仕、尤襟帶肌帶に至迄、絹布之類無用之事、

一乗掛半櫃可仕事、一道中乗掛蒲團、紋無日野木綿之外無用、此外目立たる染色は無用之事、

一乗掛之相印、上より御出し被成候事、

一通詞之儀、於所々御料理下行、下々下行、又は下行銀御定之通可被下候間請可申事、

右之趣可被相守候、町通詞中に可被申渡者也、

卯七月 年 寄 中

- | | |
|---------|---------|
| 田城澤右衛門殿 | 江口彌兵衛殿 |
| 米田惣兵衛殿 | 西山庄左衛門殿 |
| 平田左仲殿 | 吉賀源左衛門殿 |
| 淺井喜内殿 | 木守多吉殿 |
| 國分留兵衛殿 | 木村新兵衛殿 |

口上覺

各々、於所々押掛御料理被出候は、見合給可被申候、下行之儀は達而御斷被申受用被仕間敷候、以上、

卯七月 年 寄 中

通詞下知役中

料紙、肌吉紙半切奉書包、

御組頭儀五郎左衛門樋口久米右衛門に、年寄中より相渡候書付、左記之、

大坂京江戸并道中御休泊に而出火之節之覺

一御出被遊候刻は、兼而申渡置候通、山本勘右衛門吉村甚兵衛早速御本陣に馳着候而御馬印出之、鳥雄多内可受差圖候事、

一夜は竿挑灯八本申付置候、御先に二本、御側に四本、御跡に二本爲持可被申候事、

一御召馬二疋御宿に立置候間、早速御鞍置牽出可申事、

一御召御乗物は、出し不及申候、乍然火事之様子に寄、外驛に御越被成候首尾も候得は入申候間、左様之節は、御乗物一挺御駕籠之者相添、御本陣に之可申事、

一御持道具二本、御手鍵一本、振かたけ御挾箱一、御茶辨當爲御持被成候間、御草履取御道具のもの、御茶辨當持早速驅着可申候事、

一組頭、御用人、大目付、奏者番之面々は、若黨三人道具一本草履取召連、早速御本陣に馳着可被申事、

一御供頭御使者番は、若黨二人道具草履取に而可被罷出事、

一御馬廻御小姓組、其外大小姓之面々、若黨一人草履取に而可被罷出事、

一無役之御徒、并坊主御料理人は、無僕に而早速可罷出事、

一御弓、御鐵砲、御旗、御長柄奉行之面々は、銘々御先道具支配致し、風上之宿手寄之方に立退、御本陣より之御差圖請可被申候、其外之御先道具も同前に候、尤手明き之人足銘々小頭壹人宛相附、早速御本陣に差出可被申事、

一御納戸方支配之品々、御長持御挾箱に至御納戸掛貳人、并宰領相附、手寄之宜方々早々出之可被申事、

一御祐筆方御書物入候荷物、御祐筆壹人、日帳附壹人、并宰領相附、手寄宜方々早速出之可被申事、

一御膳方并御賄方御荷物之儀、町外又は御本陣近所之空地、何によらず手寄宜き方々早々出之、銘々

支配之御荷物念を入相附居可被申事、

一御家中銘々荷物之儀、宿近所之空地、并町外何に而も、手寄宜き方々出之、銘々家來相附置可被申候、尤乘馬早速鞍置、銘々荷物有之所に立置可被申事、

一御家中召連候日用之儀、休泊共に銘々宿に馳着、差圖次第相働候様に、兼而可申付置事、

一御道具附日用、并持夫日用之儀、銘々支配之宿に早々驅着、得差圖相働候様に、兼々可被申付置事、

一信使附之面々は、一本道具家來見合召連、早速三使宿に驅着、萬一信使屋近く候は、御馳走所申談、手寄宜方々被立退候様に仕、追而御本陣より之御差圖請可被申事、

一信使附之面々家來之儀、兼而人數心當仕置、自分諸道具之儀、手寄宜方々除之可被申事、

一通詞頭は、三使屋に早速罷出、信使奉行得差圖相働可申候事、

一兩長老附御馬廻之儀、御銘々御宿に驅着、御馳走方之衆同前に致下知、御宿近候は、手寄宜方々御立退被成候様に可被申事、

右之趣、御供之面々組以下に至迄、兼而能々被申渡置、出火之節少も不致混雜候様に可被仕候、以上、

七月 年 寄 中

儀 五郎左衛門殿
樋口久米右衛門殿

御供之侍中に被仰渡候書付、左記之、

覺

一信使之儀は、朝鮮國王より公方様之御使者に候故、上使同前に諸事懇懇にあいしらい申事に候、家中之者ども送使僉官に罷渡、朝鮮人を卒草にあいしらい候由に候、其心入とは各別之儀に候間、家中侍組々下々まで、心入能合點仕候様に可申付事、一朝鮮人作法に背きたる儀仕候は、年寄中まで急度可遂案内候、必無吟味致打擲、或馬より引おろし等仕間敷候、自然朝鮮人方より非法之働仕、打擲睡はきかけ候而、極而堪忍難成事に候は、互に可打果候、自然後れたる様子候は、後日露顯候共、急度嚴科に可申付候、家來までも右之趣、堅可申付候、以上、

七月

同年八月、假組頭吉川六郎左衛門、年寄中より申渡候覺書、左記之、

覺

朝鮮書簡與通候時、下馬下座等いたし、無禮之儀無之様に可被仕候、笠を被候には及はず候由、今度儀より被仰出候得共、此方御家中は、三使被通候節笠を取候間、書簡與には彌笠を取、禮義有之可然候、歸國之刻は御國書有之候故、猶以無禮無之様に可被相心得候、道中に而三使被通候は、被致下馬笠を取禮可被仕候、船中に而面々乗船之前、三使衆乗船被通候時分、是又同前に候間、船中之ものにも堅可被申付候、以上、

八月八日 年 寄 中

吉川六郎左衛門殿

按ずるに、是より以下の諸書付は、月日に、はらす、その事によりて次第排列するなり、

同年三月、覺

今度就信使、各被相勤候御用向之眞文、并朝鮮人に出會詩文等被致候衆も有之候は、輕儀たりとも悉記録に仕立、信使相濟候以後可被差出候、勿論書落等無之様に、清書役人、可被申談候、以上、

三月十日

雨森東五郎殿

松浦儀右衛門殿 按ずるに、月日の下年寄中の文脱せしなるへし、下同

御船奉行濱田源左衛門、年寄中より申渡候書付、左記之、

覺

今度就信使、貴殿勤方并役方に而被取行候御用、瑣細成儀まで悉記録に仕立、信使相濟候以後可被差出候、勿論下役取捌候輕儀杯は、貴殿不被存儀も可有之候間、右之趣下役、念入仕立可被申合、一事も書落し無之様に、念入仕立可被申候、以上、

辛卯三月十日 年 寄 中

濱田源左衛門殿

出馬支配役吉田兵左衛門三浦貞右衛門、年寄中より申渡候覺書、左記之、

覺

今度信使付、各勤方并役方に而被取行候御用、瑣細成儀まで委記録に仕立、信使相濟候以後可被差出候、勿論下役取捌候輕儀杯は、不被存儀も可有之候

間、右之趣下役にも委細立申合、一事も書落無之様に、念入仕被可被申候、以上、

三月十日 年 寄 中

吉田兵左衛門殿

三浦貞右衛門殿

同年六月

一中馬之儀、朝鮮人并殿様御入用之分は宿馬差出、常之往還之用事は、近郷之寄馬に而相償候様にと被仰出候、鞍皆具等之出方之儀は未相極候、江戸表より申來次第、追而可申越候、大坂に而も相知可申候間可被聞合候、

一急火之節、三使宿の御馳走方より鞍置馬三疋早被差出可然候、輿昇若間に合不申候時之爲用心候、其外乗用之馬牽出候而は、働之妨に可罷成候間、人馬共に道に出張不申、片附罷在候様に、御馬附之衆の兼而可被申談置候、

一紀州様より御出し被成候馬、他所之馬と入交不申様に、一列に參候様に致度由、彼方御役人中より兼而斷に候間、最初に一列に參候様に可被相渡候、一上官中官馬を奪取に仕候而は、混亂いたし候故、

朝鮮人乗馬共に双方に札を付置候様に申渡候、猥に無之様に堅可被申聞候、朝鮮人方には兼而申斷置候、其上にも非法に働候は、上々官に可被申届候、
一馬附之足輕人足に不禮成仕形無之様に、朝鮮人可被申渡候、不禮之品により殺害等仕候而は如何に候、此旨信使奉行裁判役より、兼々申聞置候得とも、猶又能々合點いたし候様に、度々丁寧に可被申聞候、
一枚方淀に而宿の被揚候刻、以前は濱近所に候故乗馬入不申候、若此度少も遠候は、乗馬入申儀も可有之候故、爲念大坂御藏屋敷番方まで、内々申遣置候、
一音物之儀は、何方にも御斷申上候間、諸方より被成下物有之候共、返進可被仕候、
一通詞之儀被申聞候故、津江勘右衛門森田辨吉申付候、

一旗挑灯持夫之儀、四人申付候、

六月廿九日 年 寄 中

吉田兵左衛門殿

三浦貞右衛門殿
自注、此書付重而出船之砌、
 渡し、七月四日に出船仕る、
 同年七月、人馬役小田平左衛門に、年寄中より相渡
 候書付、左記之、

覺

淀より京遠州新居迄人馬割

竹村太郎右衛門殿
 都築小三郎殿
 平岡孫市殿
 遠州舞坂より江戸迄人馬割
 雨宮勘兵衛殿
 野田三郎左衛門殿
 樋口又十郎殿

右は、道中人馬割之御役人にて候間、宿々に而彼方
 役人衆に被對談、人馬不滞様に可被申談候、
 一大坂船揚之節、人足等役當て之場所に立候札之
 儀、公儀之町へ立候事に候間、大坂に而畑島伊左衛
 門一宮助左衛門被申談、町御奉行の内所被申上置
 候て立可被申候、則此方より相渡し候、若不足候は
 は、大坂にて拵足し可被申候、

一淀船場にて、右同前に手配可被仕候、
 一大坂にて荷物船に積候節も、右之格を以荷物混
 雜不仕候様に、船積可被仕候、
 一朝鮮人雨具之儀、馬上之者不殘雨具共に、馬に附
 被差出候、歩行立乘掛荷馬合羽、此方より出申候、
 以前も長持六棹程有之候、
 一餘馬之儀は、此方より曾て申達事に無之候間、彼
 方可爲心次第候、
 一兩長老方人足荷馬の儀は、彼方より直に被請取
 例に候、自然此方御頼候は、重而可申達候、
 一通詞乗掛馬之儀、貴殿方にて支配可被仕候、
 一朝鮮人病人有之候節、出駕籠之儀、公儀に申上候
 處に、御馳走方に被仰渡候而、用意有之事に候、
 一朝鮮人方下行掛方、被相渡候荷馬人足之儀、先
 例之可爲員數候、
 一各役方、挾箱持人足之儀、先例之可爲員數候、
 一朝鮮人荷物中乗仕候節、混亂不仕様に、通詞可相
 付之由被申聞候、通事三人申付候間、混雜不仕候様
 に能々可被申聞候、
 一朝鮮人方、并殿様御入用之分は宿馬差出、常之往

還之用事は、近郷より之寄馬に而相賃候様に被
 仰出候間、其心得にて可被請取候、

一急火之節、三使與昇若間に合不申時之爲に、御馳
 走方より鞍置馬三疋、早々被差出可然之旨申達置
 候様に、出馬請取方にも申渡候、其節之様子により
 荷物等取除候方角人配等は、兼而公儀に申上置候
 間、御馳走方歟、御賄方に可被仰付と存候間被承合
 候而、荷物出候人夫之手配等、心當可被仕候、
 一朝鮮人方荷物糞に取出し候様に有之候得は、致
 混亂紛失も可有之候間、取除候人數下知役と能々
 可被申合置候朝鮮人方には兼而申斷置候、
 一音物之儀、何方にも御斷申候間、諸方より被成下
 物有之候共、返進可被仕候、以上、

七月二日

年寄中

小田平左衛門殿

同年同月、覺

信使先

平田隼人

寺田市郎兵衛

吉田兵左衛門

加城狩野之助

信使跡

大浦忠左衛門

樋口久米右衛門

三浦貞右衛門 平田幸右衛門
 右は、大坂船揚大坂發足、京入京出、江戸入江戸出、
 惣而道中信使前後之騎馬、但道中に而は一日代に
 跡先に可參候、

平田隼人

寺田市郎兵衛

加城狩野之助

小田平左衛門

右は、室兵庫邊より、先達而大坂に可爲登候間、御
 役人中にも申談、信使方用事不差支候様に可仕候、
 一道中に而、此方本陣之前以前は、上々官を初下馬
 申付候得共、今度は不及下馬候事、

一道中に而、此方通候刻朝鮮人先立之者、或は三使
 供廻之もの馬に乗居候は、下馬致し候様可申付
 候事、

一船中出船之儀、毎度案内可申事、

一浦津着船、并潮繫毎度案内可申事、

一道中發足參着、毎度案内可申事、

一信使方、此方見廻候而能時分、兩人方より案内
 可申候事、

一兩長老信使方、御見廻候儀、是又兩人方より見
 計可申達候、其段此方にも可申聞候事、

一朝鮮人船中道中に而、此方に使に參事有之は、前方に可申聞事、

一朝鮮人馬をあら乗不仕様に、度々可申付事、

一先年之信使來聘之時分、御馳走に驕或大酒仕、殊外慮外を働、或唾を吐掛足に而蹴、或致打擲非法有之由に候、今度は右之仕形候は、日本人堪忍仕間敷候間、能々相慎候様、下々迄毎度可申聞候事、

一先年諸方宿々に而、張壁屏風床かまち、其外柱等に至まで、唾を吐掛、小刀にて削旁放埒成働有之候、今度は堅相慎候様に、急度可申付事、

一三使并學士方は、諸方より詩文等之書物來候は、兩森東五郎松浦儀右衛門西山寺在合候もの跡留仕、其上に而其方共承可差出候、此段信使方之役人通詞とも、堅可申付置事、

一諸方御馳走所に而被入御念候段忝之由、三使方より上上官を以、慇懃に禮法無懈怠被申候様、兼々可申入置候、附中官以下大酒不仕様可申付候、酒給候は、必非法之儀在之候事、

一所々宿々にて、たはこの火草卒に不仕候様、毎度可申聞候事、

一下行之儀、今度は大分餘慶無之様可相渡候、然其遺餘可有之候、其品々朝鮮國に持渡可被申は心次第に候、其所々に而相拂候段不宜候間、無用可仕候事、

一其方共中より壹人、裁判中より壹人、右大坂發足一兩日前に、京都に可差登候、尤枚方淀に立寄、信使御馳走人衆に掛御目可申談候事、

以上

七月御朱印突之

平田隼人

大浦忠左衛門

同年六月、町奉行平田類右衛門に、年寄中より相渡候書付、左記之、

覺

一朝鮮人調物拂物之儀、通詞中より肝煎遣候様に申付候、乍然通詞共は御用繁に候故、其儀に食着仕候而は、御用差支可申と存候故、外に役人兩人申付候間、此もの共の申渡候而、爲相調可申候、御制法に而朝鮮に不被差渡候品は、兼而能存居候故具に不申渡候、少も疑敷存候品は、申出可差圖候、肝

煎遣候苦勞分之口錢は、常に朝鮮人方に用事達遣候大法之通に可仕候、

一大坂京江戸に而、諸色相調候品賣込申候町人は、御得意之もの、内、人柄吟味之上可申付候間、其者共方より調、脇よりは調間敷候、諸色見掛は能候而も、手振等有之候品を賣渡、早速損し候様に有之候而は、朝鮮人存分も如何に候、御得意之者之内より、人柄相定申付候上は、左様之儀無之様には、役人を以右之もの共の申付置候得共、其方とも方よりも猶亦申聞、少も無用捨相改候而、價相應之品を入念致吟味相調候而可遣候、彼ものとも朝鮮人の直に相對は、御法故不申付候間、調物は役人方より取次候而賣渡可申候、

一買元之價不吟味に而、高直に候而は朝鮮人可令迷惑候間、隨分相働き承合、下直に相調遣候様に心を付可申候、若右之者共方より賣渡候品、他所より高直に候は、早々可遂案内候、

一買物賣物之品見届候爲下知、米田惣兵衛平田左仲兩人申付候間、諸事致し方之様子兩人に申達可差圖候、調物拂物等有之度毎に、其品を兩人に爲

見候而、帳面に記し證印を受、隨分廉直に可仕候、若調物役之者不届之仕形等有之候而は、通詞中不調法に候間、仲間中より心を付候而、折々可令吟味候、

右之趣、通詞中に可被申渡候、以上、

六月六日

町奉行

年寄中

平田類右衛門殿

同年七月、通詞下知役平田左仲米田惣兵衛に、朝鮮人調物拂物の役之上、下知役被仰付候に付、年寄中より申渡候書付、

覺

一各儀、朝鮮人調物拂物役之上、下知役被仰付候間、隨分買元下直に相調遣し、朝鮮人不及迷惑候様、下知可被仕候、

一調物拂物共に、通詞中に申付置候得共、御用繁多に候故、其儀に食着仕候而は、御用差調可申と存候故、外に兩人役人を申付候間、通詞中に申談、朝鮮人用事無滞相達候様、下知可被仕候、

一朝鮮に不被差渡候品、兼而被仰付置候通、何も能被存候故具不申達候、此節相調度之由申品之内、若

疑敷被存候品も候は、早速申聞可被得差圖候、以前より渡不來候品、了簡を被加候而、相調被渡候儀は無用に候、

一肝煎遣候苦勞分之口錢は、常に朝鮮人用事達遣候大法之通に可仕候、少も利慾を構、朝鮮人及難儀不申様に堅可被申付候、若疑敷様子見及被聞及候は、早々可^脱被^カ申聞候、可^脱遂吟味候、

一大坂京江戸に而、諸色相調候品賣込申候町人は、御得意之者之内、人柄吟味之上可申付候間、其ものとも方より調可申候、脇よりは調申間敷候、諸色見掛は能候而も、手扱等有之候倉草成品を賣渡、早速損候様に有之候而は、朝鮮人存分も如何候、御得意之者之内より人柄相定申付候上は、左様之義無之様に能々被申聞、少も無用捨相改、價相應之品を致吟味請取相渡候様に可被入念候、此旨右之者共にも具に申付候、萬一價高直に而、脇に而下直に被調候筋も有之候は、早々可被申聞候

一調物拂物共に、其品詳に見届、帳面に證印可被仕候、
右之趣、通詞中并調物役之者に、委細に可被申渡

候、以上、
七月六日 年 寄 中

平田 左 仲殿
米田 惣兵衛殿

下行奉行加城狩野之助平田幸右衛門に、年寄中より相渡候書付、左記之、
覺

一各儀、朝鮮人下行奉行被仰付、朝鮮人入交之儀に候間、兼而被仰付候御法度之趣、堅可被相守候事、
一下行之品致吟味、不宜品不相渡様に能々可被申付候、此度は兵庫より大坂京道中江戸まで、下行之入方御國町人、并出入之者に被仰付候故、相渡候品一入宜敷、朝鮮人心に叶不申候而は、被仰付候詮も立不申候間、隨分入念候様に可被申付候事、

一下行請取場は、公儀之御役人衆、并他所衆入交之事に候故、見掛爲行規御歩行目付壹人、下目付壹人宛差出候間、各手代差引方見届候様に、可被仕候事、

一御賄方より被請取候諸色請取證文は、押物判事と各連印にて可被差出候、彼方より各方にも證文

可被申請候、若重て違却有之刻、御役方に差出引合之爲に候間、品々少も無相違様に、隨分可被入念候事、

一各手代、并下代下々に至まで、朝鮮人と入交申候間、外見疑敷も無之様に、隨分可相慎之旨能々可被申付候、其上にも不審成様子之者も候は、早々可被申聞候事、

一御音物は、何方より之被成下物も受用不被仰付候間、御斷可被申候、御料理之儀者、若被罷居候所に押掛被出、御斷難被申様子に候は、見合給可被申候事、

一公儀御役人、并他家中之衆出合之儀に候間、諸事心を付、不禮等無之様に被相心得、手代中にも能々可被申付候事、

一手代中各々の挨拶、其外下々より手代中々の挨拶等、分に隨ひ懇敷に致し不禮無之様に可被申付候、内所御心易事に候得とも、他所之衆出會に候得は、外見之爲に候間、左様之所まで、能心を付候様に可被申渡候事、

一朝鮮人調物拂物之儀は、通詞中より用事相達遣

候様に申付候間、相頼候とも役人に申達候様に、可被仕候事、

一朝鮮人は、物之善惡多寡等を論候而、下々必口論いたし候事有之由に候、隨分道理を立候て、通詞を以申達、不及諍論候様に可被相心得候、其上合點不仕候は、上々官まで可被申届候、此方より無體に打擲、又は笠をはぎ候様成手越し不仕候様に、堅可被申付候、彼方若非法之働有之、却而此方に手越し仕候は、急度打果候様に可仕候、萬一朝鮮人に對し、後たる仕形等有之候は、後日に雖爲露顯、嚴科に可被仰付候事、

一各方日帳委記置候而、重而可被差出候事、
一諸方より書畫御頼候共、會而取次被申間敷候、達而望候衆候は、信使奉行迄申斷、差圖次第可被仕候事、

一朝鮮人下行物之外、少之物に而も、無案内取遣不仕候様に堅可被申付事、

右之趣各堅被相守、下々にも委細可被申付候、以上、

七月 年 寄 中

加城狩野之助殿

平田幸右衛門殿

同年九月、參向信使御供之御使者番中、被申渡候様にと、假組頭吉川六郎左衛門、於備前下津井相渡候書付、左記之、

覺

各所々に而御使者御音物之取次被仕候節、御酒肴野菜、其外食物類は御受被成候間、右之品來候はは、直に進物受取候而可被申開候、若端物類又は時服等之重き進物、御目錄之内に有之候は、此度は於何方も及御斷受用不仕候間、御音物之儀は先御差扣可被下候、御口上之趣は可申開候由被申達、御目錄計御船に可被致持參候、以上、

九月十日 杉原半切紙に認る、以上、正徳辛卯信使記録、は、すてに出船後の事、なれども、因に附す、○按するに、最末の一通

通航一覽卷之五十三終

通航一覽卷之五十四

朝鮮國部二十

○信使參向道中 正徳度

正徳元辛卯年八月九日、宗對馬守義方、信使を率ゐて對馬國出船、同二十九日長門國赤間關に豐東郡、おいて、かねて命により、領主松平毛利、民部大輔某に改選諸家系圖によるに、大膳大夫柳廣なるへけ、特に饗應あり、九月十四日攝津國兵庫に郡、着船、翌十五日大坂に着駕し、同二十五日上使として、土岐伊豫守頼隆大坂御城かの旅館西本願寺にいたる、御饗應あり、同二十七日發與す、前卷併せ見

正徳元辛卯年七月五日、信使朝鮮國釜山浦を出船、同日對州佐須奈浦に着船す、壹岐風本より江戸まで、御馳走大名小名に至迄美盡せり、案内者として上官一人、對馬守家來一騎、道中御馳走塲家居住居、二三日前日に見分有之、琉轉紀事、

正徳元年八月九日、宗對馬守三使以下の輩を率て發船し、即日壹岐國風本に着岸す、京師相國寺慈照

院縁長老、建仁寺永源庵集長老同しく從へり、先是、兩長老旨を受て對馬國に赴き、三使來聘を待居て、同伴して江戸に來り、歸國の時も隨行して對州まで送り、其後京に歸る、

御馳走人

松浦壹岐守

御賄代官

竹村太郎右衛門下行

右竹府氏、今度海道人馬割付を勤役す、故に上方に在留守居の手代、下行を沙汰す、

廉按、按するに、この書桂、舊例信使經過處國主城主并爲御馳走人、一十萬石以下厨饗給費出自内帑、代官分領其事、州牧則遣吏館待、不關經費等事、一十萬石以上一切儲待皆自辨、官不給費、故無代官、凡盛饗鋪設者、是謂饗應、贈遺廩穀及魚鳥、不以治具、是謂下行、

十七日、筑前藍島に至る、御馳走人松平右衛門佐下行、○二十六日、筑前の内慈島に至る、○二十九日、長門國赤間關に至る、斯にて上意として御饗應あり、御馳走人松平民部大輔、○九月朔日、周防國向島に着く、○二日上關に着く、御馳走人前人又是を勤て、下行を沙汰す、○六日、家室、○七日、安藝國蒲刈、御

馳走人松平安藝守下行、○九日備前國鞆、御馳走人阿部備中守下行、○十日、備前國下津井、○十一日、牛窓、御馳走人松平伊豫守下行、○十二日、播磨國室津、御馳走人柳原式部大輔下行、○十四日、攝津國兵庫、御馳走人松平遠江守、御賄代官室七郎左衛門前島小左衛門下行、○十五日、兵庫より大坂に赴く、踐好録、

正徳元年

一信使江戸往來之節、をこゝ御馳走之次第、江戸より御尋に付、對馬殿被申上候は、寶永信使之時は、按するに、天和、安藝蒲刈御馳走一番と注進御座候、正徳之信使之時は、長門下之關關の誤りなり、御馳走一番と注進有之事、異本朝鮮物語、

正徳元年、朝鮮國信使大坂着岸船中行列、略之、正徳元年朝鮮人來聘歸國之節、海陸所々御馳走人、大坂御馳走川御座、并諸大名川船、

御樓船四艘

波早丸、御幕縹子紫地葵御紋縫、孔雀丸、同斷色、色純子、元土佐

丸、同斷、中土佐丸、同斷、

一番

松平隱岐守

惣幕緋縮緬、鞆幕天鷲絨、舟印金幣、幔幕蒔黃純子、吹貫白縮緬基盤染、紋葵五星、

二番 松平淡路守
惣幕緋縮緬、鞆幕白縮緬子、幔幕花色純子、紋五七の桐、

三番 松平土佐守
惣幕緋縮緬子、紋三つ柏、幔幕色純子、

四番 松平民部大輔
惣幕紅、紋三つ星一文字五七の桐、幔幕色純子、

五番 稻葉伊豫守
惣幕紅、紋角切折敷三文字、幔幕淺黃純子、

六番 松平安藝守
惣幕紅、紋丸鷹羽、幔幕空色純子、

七番 伊達織部
惣幕紅、紋九曜竹雀、幔幕黃純子、

八番 小笠原右近將監
惣幕緋縮緬子、紋三階菱五七の桐、幔幕色純子、

九番 松平主殿頭
惣幕緋縮緬、紋二重扇子、幔幕色純子、

十番 阿部備中守

惣幕紅、紋丸鷹羽、幔幕色純子、琉韓紀事、
正徳元年九月十五日

大坂河口川船名記、

三使以下、并對馬守兩長老等大坂河口に至る、御馳走として川御座船を出して迎へらる、大名の諸家よりも、例として各川船を出す、三使并に對州兩長老、右の川船に乗り替て、難波橋に着岸し、それより陸行して、本願寺の旅館に到着す、歸國の時も同じ、

宗對馬守 自分の川船に乗る○國書轡 浪速丸
○正使 紀伊國丸○副使 土佐丸○從事 中土
佐丸○上上官 松平隱岐守船○上上官 松平淡路守船○上上官 松平民部大輔船○上上官 松平土佐守船○上上官 稻葉伊豫守船○上上官 松平安藝守船○上上官 伊達織部船○上上官 松平主殿頭船○集長老 小笠原右近將監船○縁長老 阿部備中守船

自難波橋至西本願寺送迎鞍馬差出、

御城代 土岐伊豫守

御定番 渡邊備中守 内藤式部少輔
加番四人 板倉甲斐守 小笠原駿河守
水野攝津守 米倉丹後守
在番大番頭二人 稻葉駿河守 水野飛騨守
右差出の鞍馬若し不足なれば、岡部美濃守松平遠江守兩家出すへしと定めらる、
十六日按ずるに、前に十五日とあり、こは誤寫なるへし、大坂に到る、信使以下并に對馬守兩長老、御川船にて難波橋に到着し、斯より陸行して西本願寺の旅館に到着す、

西本願寺旅館

御馳走人 岡部美濃守

御代官一人 細田伊左衛門 近山清右衛門下
二十五日御饗應あり、在城の大番頭稻葉駿河守、水野飛騨守兩組の衆、素襖長袴にて給仕を勤めらる、上使として土岐伊豫守參向、三使等階下に出て、迎ふ、

二十六日大坂難波橋より發船す、川の上一里許乗り出たす處に、雨大きに降ける故に、翌日二十七日卯の中刻に及びて、河内國枚方に着く、小船にて料

理等を運び、船中にて支度、畢りて巳の刻出船す、右晝休なり、御馳走人青山下野守、御代官萬年長十郎下行、

二十七日山城國淀に至り、小橋の下に船を止めてあかる、斯にて宿す、御馳走人松平丹波守、御代官二人平岡四郎左衛門、久下藤十郎下行、踐好録、
正徳元年

近例には、彼使人等輿に乗ながら客館に入り、御使客館に至れ共迎送の儀もなく、是等の事尤古禮に合す、又昔我國の使彼國に行し時の例にも違へり、今よりして後は、其客館に入らん時に輿より下り、御使客館にいたらん時、階下に迎送するの儀等、昔我國の使彼國に行し時の例の如く成へしと、對馬國に仰下さる、此二月に至ては、彼等近例によりて其禮をあらそひ、既に大坂に至ぬれど、此事の爲に賜宴の事行はれずと聞て、世の人悉く云ひ罵しかど、是も終には仰下されし事の如くにそ行はれける、大坂に於て、信使等禮を争ふと聞て、對馬守に贈らん書の草を奉りしに、しかるへしと仰下されしほこに、其儀すてに行はれぬと聞へて、書をおくるに

も不及、されど此草は御覽したるものなれば、我後にも傳ふへし、白石私記、

一大坂にて三使ね、上使を被成候へは、大坂御城代之者は門跡に而候、常憲院様御代に初り、天和まで之格は座敷へ上使と三使と一同に出合申候、文昭院様御代、寶永之按するに、正徳三使大坂へ着之砌、江戸より被仰越候、此度は上使門跡之堂へ御登り之時、階之下へ三使迎に罷出、亦上使御歸之時分其所へ送て被出候へとの御下知にて、色々三使へ申聞せ候へとも承引不仕候、兎角左様に思召候は、朝鮮王へ伺ひ候而、又々可參候、只今俄に被仰懸候而は、自分杯之仕方不相成と申切、江戸よりは兎角迎送り被仰付詰り候由被仰下、其間之掛合大坂に日數滯留仕候へとも、不埒にて詰之處承引無之候、いつ迄も此所に指置歟、亦は追立ると成とも可仕と申候、正使之師匠學士に東郭と申もの有之、夫杯を以色々申させ、いつ迄も此分に候へは、惣中も遂出仕候而、三使へ其通り被仕被相濟候而可然と相願候故、旁三使もこまり漸納得にて、階の上際まで迎送仕候、異本朝鮮物語 ○按するに、朝鮮人大坂に残りのものあるにより、かれて宗氏より差添残り役に出せし書

付あり、左に附録す、
正徳元年七月

大坂川船之上乗、并伏見登上乗等之儀、組頭物頭大坂御代官ね、年寄中より申渡候書付、
覺

大坂川入上乘

吉川六郎左衛門

右は國書乘候川御座船

幾度六右衛門

右は正使被乘候川御座船

平田所左衛門

右は副使被乘候川御座船

三浦酒之允

右は從事被乘候川御座船

淺井與左衛門

右は正使附之上上官乘候川船

吉田七左衛門

右は副使附之上上官乘候川船

黒木惣左衛門

右は從事附之上上官乘候川船

右は國書先導船

古川忠右衛門
大浦左近右衛門

早川與左衛門
樋口吉右衛門
平田權之允

右は上官乘候川船

高勢市左衛門

右は集長老御乘候川船

伏見登上乗

國書船
戸田仙助

正使船
俵五郎左衛門

副使船
内野權兵衛

從事船
小川加賀右衛門

上々官船
淺井與左衛門

吉田治部左衛門

内山郷右衛門

上官船
大浦左近右衛門

吉村忠右衛門

小川權十郎

樋口富右衛門

平田繁之允

兩長老船
高勢市左衛門

志賀甚五左衛門

一國書船之船印旗桃色也、國書奉案船と白字に有

之候、正使副使從事は、彼方より之本船之通之旗に而候、上々官三人は、三使之色を帶候而無地に而候、右上乗之面々、川口に而早々川御座に乘移被相待、朝鮮船參着之刻、順々に相印を見合漕寄、正使乘組之從者乘候而、正使被參候様に可被仕候、副使從事共に右同斷、込合不申候様に川入可被仕候、
一殿様御召之新川御座、并古御召川御座二艘共に、御迎に可被出之候、右二艘之御船に道具持候侍衆、先登之内手透之衆一人宛、上乘被申渡可被差出候、尤殿様御乘移被遊候は、上乘之侍衆は脇船に可被乗移事、
一御供川船一艘
右は、隼人忠左衛門乗用に候間、是亦同前に川口迄可被差出事、
右書付之通、各方より大坂に而被申渡候、以上、
七月
年寄中

幾度六右衛門殿
平田所左衛門殿
三浦酒之允殿
畑島伊左衛門殿

俵五郎左衛門殿
内野權兵衛殿
吉田兵左衛門殿
一宮助左衛門殿

大坂殘之御歩行目付に、年寄中より申渡候書付、
覺

一各儀、大坂殘朝鮮人方之御目付被仰付候間、兼々被仰付置候御行規御法度、堅相守候様に可被申付候、附り潜商等仕候人被承候は、早々可被申上候事、

一侍以下町人下々によらず、勤方疑敷様子之もの於有之は、其子細畑島伊左衛門、一宮助左衛門、濱田源右衛門三人之内に、勝手次第可被申達候、重き儀は可進案内事、

一下行之品請取候場所ね、朝鮮人も罷出候間、各内一人下目付召連被罷出、請取渡之様子具に見届、随分廉直に有之様に可被申談候、公儀之御役人衆立合之事に候間、請事可被心付候、若私慾かましき事、又は不埒成儀於有之は、早速可被逐案内事、

一此度御家中、并下々水夫等迄大勢罷登候間、茶屋見物所、惣して慰山所を參候もの、又は酒などに給醉候もの、或は宿に而も放埒成人等有之通見及被承及候は、不聞可被逐案内事、
右之趣堅可被相守候、御發足以後難計儀も於有之

は、右三人に可被得差圖候、以上、
七月二日 年 寄 中

江島伊兵衛殿
倉掛幾左衛門殿
大坂殘朝鮮人、并水夫等之下知人ね、年寄中より申渡候覺書、
覺

一朝鮮人乗用之川御座、并兩長老川船貳艘、附り三使荷物等揚申候用之上荷物船は、公儀より請取役人一宮助左衛門、并春田源五兵衛、近藤喜右衛門被仰付候事、

一三使乗船曳船共六艘、大坂參着候は、三使陸に被揚候跡に而、右繫所之下知人右三人に被仰付候事、

一朝鮮人調物之儀、通詞中より用事相達候様申渡候付、通詞中より役人相定置候間、其役人ね申達候様可被仕候、如何様に願候共、外之人より決而調物等不仕候様、堅可被申付候、調遣候品は何品によらず、各得差圖候而其品を御徒目付に見せ、帳面に引合、御目付證印請候様に可被申付候、兼々御制法

被成候朝鮮國不差渡候品は、何も能存能在候故不
及申渡候、随分可被入念候事、

一朝鮮人調候諸色は、大坂京共に御得意之者之内より人柄撰候而、其者方より一口に役人ね賣渡候様申付置候、脇よりは調申間敷候、諸色見掛宜候而も、手拔等有之愈相なる品を賣渡し、早速損し候様有之候而は、朝鮮人存寄も如何に候間、御得意之者之内より人柄を相定申付候上は、左様之儀無之様能々被申聞、少も無用捨相改、價相應之品を吟味致し、請取候而相渡候様に可被申付候、萬一價高直に賣渡し其品悪敷、脇より下直に調候筋も有之候は、早速可被申聞候、吟味之上可相改候事、

一公儀より朝鮮人方ね賄雜物之内、銀に而請取申儀無用に仕候様に之御事に候、惣而現色に而請取候様に、可被相心得候事、

一大坂逗留中、公儀より相渡候賄諸色渡様之儀、公儀衆朝鮮人此方賄人通詞同前相對に而、朝鮮人方ね相渡可被申候、不依何色に、此方ね請込不申様可被仕候事、

一惣而日本人朝鮮人と常に參會無用に候、賄人通

詞之もの自然用事有之、參會不仕候而不叶時は、御目付相附御行規宜可被申付候事、

一朝鮮人諸方見物等仕度と願申候共、今度は宿寺乗船之外、一切不能出様にと之御事、

一大坂殘之朝鮮人は、不殘乗船に被召置候、御行規之儀は、右三人に被仰付候間、目付被致相對見分可被申付事、

一江戸表に參候朝鮮人荷物之儀、朝鮮船に積置可然候、若左様難成子細於有之は、本願寺之藏に入置、御馳走人方より番被仰付可然候事、

一朝鮮人入交之儀に候間、不及申候得共、御行規方無緩様堅可被申付事、

右之通可被相守候、信使大坂在留中賄下行之儀、加城狩野之助平田幸右衛門方より令支配候様申渡置候間、可被得其意候、以上、
辛卯七月日

年 寄 中

濱田源左衛門殿 自注、御船奉行、
畑島伊左衛門殿 自注、大坂御代官、

一宮助左衛門殿 自注、右同所加番、
大坂殘御横目下行請取役中ね、年寄中より申渡

候覺書

覺

一各儀、於大坂朝鮮人方御横目役、下行請取役被仰付候、兼々被仰出候御行規御法度之旨、堅可被相守候、附り下々々も嚴敷可被申付事、

一下行之品被請取候刻、朝鮮之船頭三人、大坂殘之御徒目付一人小田分右衛門、御横目二人、通詞二人、下目付一人同前に、御賄所罷出可被請取候、證文は分右衛門、并朝鮮船頭三人連印可被仕候、其品は即座に朝鮮人方に相渡致配分候様に可被仕候、通詞下行并下人下行銀之請取證文は、分右衛門一印に而可被仕候事、

一此度は、朝鮮人御賄方之諸色御國之町人、并此方御出入之町人に被仰付候故、下行之品別而能無之候而は不罷成事に候間、隨分入念相改、宜敷品相渡候様可被仕候事、

一被請取候品は、彼方にも證文致し遣之、此方にも證文可被申請候、以來御吟味等有之候節、引合之爲に候間可被入念候事、

一下々御行規等相背候歟、濬商之様子又は疑敷儀

被及見候は、早々可被申出候事、
一音物は、何方より被下候共、御斷申受用被仕間敷事、

右之趣堅可被相守候、信使大坂逗留中は、下行之儀加城狩野之助平田幸右衛門に可被得差圖候、發足以後は畑島伊左衛門、一宮助左衛門、濱田源左衛門に可被得差圖候、以上、

卯七月

年 寄 中

大坂殘り
御横目中

下行請取役中、以上、正徳辛卯信使記録、

通航一覽卷之五十四終

通航一覽卷之五十五

朝鮮國部三十一

○信使參向道中 正徳度

正徳元辛卯年九月廿八日、宗對馬守義方信使を贊導して京師に着す、翌廿九日上使として、松平紀伊守信庸京都所、信使旅館本國寺に赴く、御饗應あり、京都にて、庸司代、十月二日京を發し、同五日尾張國名古屋におこゝには、いて、尾張中納言殿時に饗應せらる、これがわて上命によりてなり、前卷併せ見

正徳元辛卯九月

二十八日、淀より出て京師に赴く、是より江戸まで陸行也、是日、京本願寺の按するに、本國、旅館に着く、御馳走人本多隱岐守、御代官二人辻彌五左衛門、吉川武兵衛下行、二十九日御饗應あり、城の大番頭松平近江守、永井備前守兩組の衆、素襖長袴にて給仕せらる、上使として松平紀伊守參向、三使等階下迎ひ出つ、、踐好録、

正徳元年九月廿八日

京都廿九日爲御名代、松平紀伊守本國寺へ行列、牽馬壹疋、口附貳人、白丁鞭持壹人、馬柄杓壹人、白丁手間貳人、白丁對挾箱、對鍵拾文字鍵、如常、先從兩行五拾人、半下、素袍兩行八人、烏帽子、布衣六人、紀伊守束帶、長柄輿、駕輿丁拾人餘、草履持壹人、塗履持壹人、笠持壹人、皆白丁、引馬壹疋、口附鞭持杓持皆白丁、同勢引馬六疋、如常、押騎馬布衣壹人、以上、西小屋永井備前守組下、太田甚八郎、山本源八郎、長谷川藤次郎、川奈伊左衛門、大井理兵衛、中根善八郎、遠山半介、松平新兵衛、鹽入源之丞、國領市左衛門、松田源之助、櫻井忠右衛門、萩原孫四郎、櫻井權右衛門、松下半左衛門、合拾五人、
東小屋松平近江守組下、永田孫次郎、水上六左衛門、森川清四郎、石川市右衛門、杉原傳五右衛門、石川三四郎、本間治部右衛門、飯室三郎兵衛、富永善右衛門、蔭山小八郎、大屋奎之助、野田半之丞、原田甚右衛門、石卷小次郎、杉原權左衛門、合拾五人、御番頭御兩人布衣、按するに、番頭布衣、あるは、ふしんなり、御大番三拾人素袍にて御給仕也、右は三使へ御饗應之御給仕也、上上官上官へ御給仕は、本多隱岐守殿御家來衆、素袍、

下官の給仕は代官衆の請取故、領分の百姓上下、勤之、廿九日夜宗對馬守殿諸司代へ、今日之御禮に御越之由、十月二日朝卯の刻、朝鮮人本國寺より參向、

九月十八日、本多隱岐守殿家中本國寺へ上着、狸々皮鐵砲百挺、弓六十張、長柄百筋、騎馬五十騎、隱岐守殿は廿五日上京、鐵砲三十挺、弓廿張、長柄三十筋、騎馬二十騎也、月堂見聞集○按するに、是より先、洛中其外諸御觸等の事あり、左に附載す、

同年四月

一朝鮮人來聘に付、江州八幡町御賄之人足入札、七日攝津按するに、京都町奉行中根攝津守屋敷に而有之、

同年六月、朝鮮人來聘に付、申觸覺、

一朝鮮人之宿坊はいふに不及、洛中洛外之寺社、并町方在々に至迄、火之元隨分念を入、少もおこたる間敷事、

一逗留中又は道筋にても、三使之召供し候者等、金銀諸道具はいふに不及、何にても商賣躰之事、竊に相はかるといふ共、一切に請合へからず、たとひ後日にあらわるゝといふとも、物之輕重多少によらず、罪科に可行事、

一三使往來之節、見物之場におゐて、男女僧尼等まじり居るへからず、或者酒肴菓子杯とりひろめ、或は酒宴遊興惣而不作法之躰いたすへからず、其外往來之人と、まじり見るものも其道をさげ、見物之場をさまたくへからず、

附、絹段子之ましまく、金銀之屏風等あるにしたかひ、見物之場をかざるは苦かるまじき事、

右之趣、今度被仰出候條、其旨急度可相守者也、

卯六月

同年七月

一朝鮮信使道中往來共に、書簡之與通りし時、下馬下座等いたし、無禮之儀有へからず候、菅笠等をぬくには不及候、以上、

七月十八日觸

右之御書付、從江戶到來候間、洛中□□

同年八月廿三日觸狀

一朝鮮人京着二日前より逗留之間、洛中洛外自身番可仕事、

一朝鮮人通り道筋之町中、掃除念を入、間敷に應し水手桶出 置、朝鮮人通り候前に水打可申事、

一朝鮮人通り候節、往來之輩急用之外者、貴賤によらず斷を申、道の左右へよらせ留置へし、若横筋より通りかゝり、朝鮮人の行列割候者有之候は、斷を申相と、むへし、急用之子細分明に候は、見合候而、行列之間切れ候時、早々通し可申事、

一見世店并二階にて見物仕候共、作法能高聲高笑ゆひさし杯不仕、物靜に見物可仕候事、

一辻の横小路へ行懸り見物之儀、機敷とは違候間、男女僧尼等入交り候とも不苦候、行儀よく見物可仕事、

一通り筋橋より見通しの川岸并橋詰、竹木の類積候所は猥に無之様に並能積置、掃除可仕候、店下に手桶つみ置へからず、勿論竹棒梯子熊手、其外見苦敷もの立置申間敷事、

一高瀬川筋三條小橋見通し左右は、船退げ可申事、一看板等物のかたちを造り繪書候類の内、わけもなき物ともは、朝鮮人通候内、とらせ可申事、

以上、以上、月堂見聞集、

正徳元年七月

帝都の近境内、及び院の御料と臣下の采地との境

杭に、禁裏御料、仙洞御料等書事然るへからず、たとへは山科の御料、鳥羽の御料等改へきよし、且洛中商家の招牌に、禁裏仙洞の文字書へからずと、辛卯の七月關東の有司、自注、大久保大隅守松平石見守海道以西に令せらる、是今度朝鮮の信使來聘の故、我國近世の非俗を革させ給ふとにや、さらすとも至尊の御倉、院の御處分なんと、陪臣の領地とならへ書事、元より憚りありし、萬つ名分を正させ給ふ昭代の典則、おほけなき事なからいとめてたし、鹽尻、

正徳元年十月

朔日發駕を催す所に、大雨にて延引す、二日發京して、近江國大津に着す、晝休御馳走人谷播磨守御代官雨宮莊九郎下行、是日守山に宿す、御馳走人松平和泉守、御代官二人、石原清左衛門、萬年七郎右衛門、三日八幡晝休、御馳走人市橋下總守、御代官二人、竹田喜左衛門、角倉與市下行、是日彦根に宿す、御馳走人井伊掃部頭、井伊侯は、時の執政にして、江戸の邸宅に在、家人等代て下行を沙汰す、四日美濃國今須晝休、御馳走人前入、御代官辻六郎左衛門下行、是日大垣に宿す、御馳走人戸田采女正下行、

五日尾張國起晝休、尾張公下知ありて下行を沙汰せらる、是日、名古屋宿尾張公より上意の御饗應あり、六日鳴海晝休、尾張公より下行を并せらる、是日、三河國岡崎宿、御馳走人水野監物、御代官貳人、多羅尾四郎右衛門、櫻井孫兵衛下行、踐好録、正徳元年十月二日、

一今朝卯後刻、三使本國寺發輿以後、辰下刻殿様同所御發駕、

一殿様并三使京都御發駕、御行列京入同前也、

一信使通り筋、本國寺より西堀川を松原迄、松原より東へ、室町を上へ三條通迄、三條通を粟田口日野岡へ、京都より日野岡迄之道筋、左右に土手を築き、上は柴草を置、脇は泥鍔塗也、家々には絹布之幕を張、金屏風にて構ひ、左右に罽を結ひ有之、一本國寺より粟田口迄、町々辻々に兩町御奉行より警固として、與力同心被指出、與力衆は麻上下着也、大津迄之道筋別而入念有之、

一今朝本多隱岐守様狩衣被爲召、信使屋へ御出被成、三使被罷出候刻、寄附縁類迄御送り被成、尤三使と御一揖有之、

一松平紀伊守様より、信使爲御見送粟田口迄兩使被差越、取次内山奥左衛門、

一本多隱岐守様より、信使爲御見送御使者被差出、

一三使已下刻大津參着晝休、

一殿様午上刻同所御着、大坂屋嘉右衛門宅に御休被遊、

一三使午の中刻大津發輿、

一殿様午の下刻、同所御發駕被遊、

一谷播磨守様、御見送り之御使者宿外迄被差出、

一草津守山之間、休息茶屋二ヶ所建有之、

一三使申中刻、守山着被致止宿、

一殿様酉上刻同所御着、鶴野忠右衛門所に御止宿被遊、

一信使京都發足、并御馳走之次第被遂御注進候に付、土屋相州按するに老中相模守政直、御證文之宿繼にて被遣之、御代官石原清左衛門殿、萬年七郎右衛門殿に、御側徒山本勘右衛門を以被遣之、

十月三日

一今朝未明、平田隼人大清忠左衛門方より、高木儀之助を以被申聞候は、此節は宿々殊外込合通用難成

一殿様卯中刻、御發駕被遊、

一松平和泉守様御家老杉田頼母、爲御見送守山宿外迄被差出候に付御逢被成、

遠藤下總守様 板倉 修理様
小笠原山城守様 松平丹波守様
根來新左衛門様 松平内匠頭様
右者、守山より八幡之間、所々に爲警固御家來被指出候に付、御時宜有之、

一江州安川御通り按するに、老中井上正崇の刻、井上河内守様御證文御連名之御奉書一箱、守山より送來候に付、御側步行津留四郎左衛門取次之、受取手形相認渡之、左記、

覺

一井上河内守様より、對馬守方に被下候油紙包御狀箱一、并宿繼御證文一通、江州安川にて今三日辰の刻相受取申候、以上、

卯十月三日 宗對馬守内 津留四郎左衛門

守山御飛脚太右衛門殿

一赤井信濃守様、日根野備中守様御家來、黒澤十右衛門石原傳右衛門途中迄被罷出、當所者知行所に

候、昨日大津にて殿様御着前、三使發輿仕度之由被申聞、其通に仕度存候へ共、左にては殿様護行被遊候際はきと無之様に存、殊に御指圖も無之儀と申、其上今日旅行初之儀に候故、御着を被相待候様に差留置申候、宿殊之外込合候處に、三使發輿前殿様御着被成候へは、兩様之人馬差湊、勿論御馳走方并出馬之御大名様方人馬入込、彌宿中差湊ひ候中を、三使發輿被致候様に有之候ては、必怪我人等も可有之哉と大切に存候、此以後三使より跡に御旅行被遊、三使晝休早く被相仕廻候節は、殿様御着を不被相待發足被致候様に可仕候哉、尤殿様御立之先後により、極て此手番に可能成儀に無之、道幅廣き宿にては不差支義も可有之候、所により見合差圖仕候爲に候故、此段相伺候由に付被申聞候趣、成程尤存候、殿様御着被遊候て御案内被申上、三使發足被致候義は無之候へ共、怪我人等有之候ては大切成事候故、所により見合御着前にて、發足被致候様に可被仕候、尤町幅廣き所にて差支無之節は、御着を被相待可然旨返答申遣也、

一三使卯上刻、守山發輿、

て御座候、爲御馳走私共罷出候との義に付、御時宜有之、

一守山と八幡之間、水茶屋壹ヶ所建有之、
市橋下總守様御内
渡部仁右衛門

右八幡宿外迄、爲御迎罷出候に付御時宜有之、
一三使、已上刻八幡山參着晝休、
一八幡と彦根之間、休息茶屋水茶屋二ヶ所建有之、
一井伊掃部頭様より、御使者渡部彌五左衛門内田源左衛門を以、三使方ね被遣候杉重三組、御本陣ね被指出候に付受取置、信使奉行平田隼人方ね右之趣申遣す、御歩行使にて爲持遣之、

一三枝攝津守様能登川之茶屋、井伊掃部頭様御内山崎之茶屋ね、三使立寄被致休息、

一三使西之上刻彦根着、

一殿様西中刻同所御着、林吉兵衛所ね御止宿被遊、
一井伊掃部頭様より爲御迎、宿口迄御使者堀田藤内被差出候、

市橋下總守様御使者
高橋作左衛門

右御口上、今日者信使御同道被成、八幡山御休宿御馳走首尾能相濟、大慶奉存候、彌御堅固是迄御着被

成目出度奉存候、爲御見送以使者申上候との御事、御返答御相應、

十月四日、晴天、

一三使卯中刻彦根發興、

一殿様卯下刻御發駕被遊候、

一彦根之宿御通り筋、家毎に大挑灯燈之、里離橋際より切り通し坂峠にかけ、五六間程宛間を配り、右左ともに大挑灯燈之、

一鳥居本番場の間、休息茶屋壹ヶ所建有之、

一柏原之内、休息茶屋一ヶ所有之、

一三使午中刻今須着晝休、

一殿様午下刻同所御着、喜田十次郎宅ね御晝休被遊候、

一垂井より大垣之間、休息茶屋水茶屋二ヶ所建有之、

一關ヶ原より垂井之間、休息茶屋壹ヶ所建有之、

一三使西下刻大垣參着止宿、

一殿様戌上刻同所御着、沼波喜之助所ね御止宿被遊候、

一當所迄人馬鞍皆具被差出候、御大名様方より之

御使者、是より被引收候衆爲御届、御本陣へ被罷出候付、二統對馬守旅宿へ御出被下候様に、出馬掛より申達候也、何を被罷出候に付、被相備候て頼母致對面、一統に御口上申達候者、此度當町迄人馬被差出、無別條相濟可爲御大悅と存候、各にも遠方御越御大儀存候、對馬守可掛御目之處、殊外不快に罷在、公儀向之勤をも暇成に相勤候様に候故、其儀無御座候旨申達す、吉田兵左衛門三浦貞右衛門義も罷出挨拶仕る、被罷出候面々左記之按するに、左記之に逸せしなり、

當所より人馬鞍皆具被指出候御使者左記す、

松平加賀守様御使者

村田縫右衛門

松平讓政守様御使者

渡邊庄兵衛

松平右衛門督様御使者

朝倉才藏

松平淡路守様御使者

三澤十郎兵衛

松平越後守様御使者

岩田淺右衛門

本多信濃守様御使者

清水鳥之允

別所孫太夫

三好孫右衛門

土肥伊左衛門

渡邊庄兵衛

渡邊忠右衛門

松平長門守様御使者

佐脇數馬

堀彈右衛門

右之面々御本陣ね被罷出、御口上今般信使御同道、是迄御着被成珍重奉存候、然者私義人馬差出候様に被仰付候に付差出申候、御役人中より宜御差圖候様に被仰渡可被下候旨、御銘々様より御口上也、依之、杉村頼母罷出致面談、尤出馬掛吉田兵左衛門三浦貞右衛門相副挨拶仕る、

一今日途中所々に而御逢被成候面々、左記之、

井伊掃部頭様御内

内田源五兵衛

右は、御領分境迄不行規に無之様に、御跡より被附參、

御同人様御内

大橋貞八

右は、鳥居本之宿諸事爲下知役罷出候由被申聞、

御同人様御内

青山勝右衛門

寺島久彌

右は、すりはり坂茶屋番人、

御同人様御内

後藤彌三右衛門

右は、樋口村御馳走人、

御同人様御内

後藤仁兵衛

菅野谷文七

石丸傳右衛門

右は、同所茶屋番人、

戸田采女正様より
和田權之允

竹中主膳様より

吉永勘之允

山田平右衛門

八木久左衛門

戸田機大夫

郡奉行
岩本十藏

右は、山中宿爲御馳走被罷出、

堀田豊前守様より

向 善太夫

右は、いしき村迄爲御馳走被罷出、

御同人様より

上田太次右衛門

右は、領分御通被成候付、爲御馳走罷出候由被申

開、

西郷市正様より

宮崎林左衛門

向 長左衛門

右は、爲御用達罷出候由被申間、

竹中主膳様より

竹中助三郎

菅 井 儀 六

右は、路次爲行規被罷出、

御代官平岡五右衛門殿

御手代 兩人

右は、同斷に付被罷出、

今須御代官、辻六郎

岩本利右衛門

右同斷に付被罷出、

左衛門殿御手代

岩本利右衛門

右は、爲御迎罷出候由、樽井宿迄被罷出、

御同人様より御家老

戸田機大夫

代官 山田左五右衛門

右は、大垣宿口迄被罷出、

十月五日、曇天、巳之刻より雨天、

一殿様寅上刻大垣御發駕被遊、

一三使卯下刻發輿、

一大垣東出口の番所建之、侍足輕數十人被相詰、餅

道具等有之、

一小野村の茶屋新規に立武具筋之、麻上下着之侍

貳人、并茶湯坊主二人相詰、臺子料紙硯多葉粉茶出

有之、

一佐渡り川に、御領私領より船橋掛る、船數八拾

艘、わらび大綱鐵之鎖にて繋有之、内三拾艘は采女

正様より被差出、兩川岸に番所侍足輕相詰、采女正

様被差出、尤武具等筋有之、

一佐渡り之茶屋新規建、侍坊主足輕數十人相詰、尤

臺子料紙硯重壹組、多葉粉盆等用意有之、

菅野谷文七

石丸傳右衛門

右は、同所茶屋番人、

戸田采女正様より
和田權之允

竹中主膳様より

吉永勘之允

山田平右衛門

八木久左衛門

戸田機大夫

郡奉行
岩本十藏

右は、山中宿爲御馳走被罷出、

堀田豊前守様より

向 善太夫

右は、いしき村迄爲御馳走被罷出、

御同人様より

上田太次右衛門

右は、領分御通被成候付、爲御馳走罷出候由被申

開、

西郷市正様より

宮崎林左衛門

向 長左衛門

右は、爲御用達罷出候由被申間、

竹中主膳様より

竹中助三郎

菅 井 儀 六

右は、路次爲行規被罷出、

御代官平岡五右衛門殿

御手代 兩人

右は、同斷に付被罷出、

今須御代官、辻六郎

岩本利右衛門

右同斷に付被罷出、

左衛門殿御手代

岩本利右衛門

一小熊川に船橋掛る、船數十貳艘、御代官大島伊織

殿竹中主稅殿御支配兩川岸に番所建、右御兩人よ

り侍足輕相詰、尤武具等筋有之、墨俣入口左之方

番所新規建、侍足輕相詰る、

一墨俣川に尾州様安藤右京進様より舟橋掛る、船

數百貳拾艘、兩川岸に番所二ヶ所建、侍足輕相詰

る、尤武具等筋有之、

一坂井川に船橋掛る、船數十二艘、是は尾州領より

兩川岸に新規之番所建、武具筋侍足輕相詰る、

一起川に尾張領より船橋掛る、船數三百艘餘、兩川

岸に番所三ヶ所所有之、侍足輕相詰、尤武具等筋有之

中納言様御内

毛利治部左衛門

右は起し御着之節、同所船場邊に被罷出候付、御

時宜有之、

一殿様午中刻起し御着、御晝休被遊、

一三使午下刻參着、

一起し於御本陣、尾張様より御家中一統御料理被

成下、組之者又者は銘々宿にて、御振舞被成下候、

一殿様には、爲御膳部用御臺所に種々御用意有之、

右殘者受用被成候御勝手へ、御馳走人生駒因幡近

右は、爲御迎罷出候由、樽井宿迄被罷出、

御同人様より御家老

戸田機大夫

代官 山田左五右衛門

右は、大垣宿口迄被罷出、

十月五日、曇天、巳之刻より雨天、

一殿様寅上刻大垣御發駕被遊、

一三使卯下刻發輿、

一大垣東出口の番所建之、侍足輕數十人被相詰、餅

道具等有之、

一小野村の茶屋新規に立武具筋之、麻上下着之侍

貳人、并茶湯坊主二人相詰、臺子料紙硯多葉粉茶出

有之、

一佐渡り川に、御領私領より船橋掛る、船數八拾

艘、わらび大綱鐵之鎖にて繋有之、内三拾艘は采女

正様より被差出、兩川岸に番所侍足輕相詰、采女正

様被差出、尤武具等筋有之、

一佐渡り之茶屋新規建、侍坊主足輕數十人相詰、尤

臺子料紙硯重壹組、多葉粉盆等用意有之、

藤彌大夫、其外侍數人被相詰、右御馳走人因幡彌大

夫に、御次之間にて御逢被遊、御馳走之御禮等御直

に被仰達、杉村頼母披露之、

一殿様未上刻起し御發駕、

一三使未下刻同所發輿、

一稻葉村宿離右之方に、尾州様より茶屋二軒、貳間

に貳拾間程に建有之、大机三其外色々筋有之、

一かわらけ野と申所に、新規之茶屋有之、侍足輕相

詰る、菓子等筋有之、

一ひわ島と申所橋之左右に、新規番所建有之、

一阿野と申所に茶屋有之、茶多葉粉御用意有之、

中納言様御内

荒川 式 部

右は、名護屋御着之節宿口迄被罷出候に付、御時

宜有之、

一殿様酉中刻名護屋御着御止宿、御宿坊摠見寺、

一三使酉下刻名護屋參着、

今晚御饗應有之付、年寄中狩衣裁判布衣、其外大小

姓之小役人鬘斗目半上下、御徒并通詞和中半上下

着、信使屋に相詰る、

一殿様御直垂被爲召、戌上刻信使屋へ被爲入、上玉

官式臺之前迄御迎に罷出る、鼓吹奏之、直に御休息所の御着座被遊、兩長老者先立て御出、御休息所次之間に御控被成、

一中納言様より御使者成瀬隼人正殿自注、大上意之旨を以、信使御饗應被成候との御口上、平田五右衛門狩衣着取次之御前の申上、隼人正殿御逢被成、御相應之御返答被仰達、相濟而兩長老御同前御饗應之間に御出座候而、信使奉行を以三使御出座候様に被仰達、三使出座之節、殿様兩長老御次之間迄御出向、御一揖有之、御同前之間に御入被成、殿様兩長老左之方、三使者右之方御面々御齒の前に御立、殿様と三使二揖被成、相濟而三使と兩長老二揖有之、御双方御褥之上に御着座、追付五々三之御饗應出る、勸盃之式其外上上官以下御饗應被下、次第赤間關に同し、式之膳部御茶迄相濟而、殿様より直右衛門を以、各御心易まいり候様にとの御事にて、別て御料理被仰付候間、寛々まいり候様御三人退座被成候旨、上上官三使の達之、相應之御挨拶有之、如初御双方御褥の前に御立二揖被成、三使御次之間迄被送出御一揖有之、殿様には直に

御歸被遊、上上官初罷出候所迄送出、鼓吹奏之、兩長老も追付御歸、

一追付三使の引替之御料理出る、上上官より次官小童迄右同前、中官以下御料理等萬事赤間關同前故略之、按ずるに、長門國赤間關、御饗應の次第詳ならず、

一尾州様より三使の、御使者一村其左衛門を以、槍折一合つ、被遣之、隼人取次上上官を以三使の差出之、上上官を以御禮被申上、

一此所御馳走尾張中納言様、御馳走役成瀬隼人正殿、竹腰阿波守殿、渡邊飛驒守殿、

右は、御着之節墨俣西町はつれまで被罷出、

右は、名護屋御着之節清洲西宿はつれ迄被罷出、

御樽一荷 鮮鯛一折 粕漬鮎一桶 尾張中納言様

右は、御使者平岡七大夫御口上、今度朝鮮人來聘に付、御同道是迄御着目出度存候、依之、爲御祝詞目錄之通、令進覽候との御事、

一尾州様より爲御料理用、肴野菜色々御臺所へ被差出、

一戸田采女正様より當町迄、爲御見送御使者戸田平兵衛被差越、三使衆にも宜御心得可被下との御事、取次小川加賀右衛門、

一尾州中納言様より、御使者横井作左衛門御口上、彌御堅固御着珍重存候、然者今日御饗應に付、先達而預御使者被入御念義に存候、右之段爲可申入、以使者申入候との御事、取次小川加賀右衛門、十月六日晴天、

一三使卯下刻名護屋發輿、

一殿様辰上刻御發駕被遊、一名護屋にて御饗應相濟候段、御注進之御狀夜前出來不仕、今朝致出來候付、尾張様町奉行平岡七大夫支配下檢斷役高木又右衛門被渡之、請取證文取之、御使者平田繁之允、

中納言様御内 野崎源五右衛門

右は、鳴海御着之節、熱田築出迄被罷出候に付御時宜有之、 一三使巳の下一刻、鳴海參着晝休、

一殿様午上刻同所御着御晝休、下里助右衛門宅に被爲入、

一御本陣にて、尾張様より御家中一統に御料理被下之候、組之者又者には、夫々宿にて御料理被成下、

一鳴海御着之刻、同所町はつれに尾張様御家來横井源五兵衛被罷出候に付、御時宜有之、

右當所御着之爲御祝詞、御使者村勢彦左衛門を以、

鮮鯛一折 はりこ一箱 鱸一折 薯蕷一折 御樽一荷

右御同人様より

右者、御馳走役被申聞候者、兼て御料理可進旨被申入候處、御不快に付御斷に候故、其儀無御座候、依之右之品差出候間、御勝手次第御料理被仰付候様、尾張殿被申候との儀に付、御受用被成、

紗綾三反宛 返進 横井頼母

右者、御宿に相詰諸事被致心遣候に付而、右之通

御使者を以、被遣候得とも受用不被仕也、右兩人
わ於御宿御逢被成、何角之御禮等御直に被仰入、
菓豆五斤 紗綾三反

返進 御城代 渡部新左衛門

右者、鳴海御馳走所惣奉行にて、諸事被致下知候
付被遣之、

鳴海御宿亭主
下里助右衛門

右爲御宿錢被下之、

一三使未上刻鳴海發輿、

一殿様未後刻、同所御發駕被遊、

一名護屋と鳴海之間に、休息茶屋三ヶ所建有之、

一鳴海と大濱茶屋之間、水茶屋二ヶ所建有之、

一大濱茶屋と岡崎之間、水茶屋二ヶ所建有之、

一三使酉下刻岡崎參着止宿、

一殿様戌上刻岡崎御着、太田彦十郎宅へ御止宿被
遊、

一新井御止宿、亭主疋田彌五介、并間屋致同道御本
陣に參上、船渡り方并三使御立之刻限等、爲可承罷
越候由に付、吉川六郎左衛門罷出挨拶仕る、持參之

書付左記之、

覺

一百五拾七艘

新居に有り合候船之分

内百艘御役船

貳拾壹艘新越船 三拾六艘

獵船濱船

一百三拾九艘

遠州海邊寄船

一百六拾九艘

三州浦之寄船

船合四百六拾五艘

内、六艘御繼飛脚御用、舞坂新居兩所相詰申候、
殘る四百五拾九艘

此譯、屋形三艘 但六人水主 是者、御公儀様

御入用に而、窪島一郎兵衛様より屋形御仕付

被成

日覆船拾貳艘 但四人水主 右同斷

三拾一艘 但五人水主 是者、獻上御荷物并官

人衆御乗船、其外御用船共に

六艘 但三人水主 是者御輿乗船

百七拾五艘 但三人水主 是者馬乗船荷物共に

貳百三拾貳艘 所々寄船 五人水主、四人水主、三人水主 是者官

人衆御荷物、對馬守様御家中、其外荷物胴勢乗船

右者、今切御渡海船割大積り如斯御座候、以上、

卯十月

新居宿問屋
九郎左衛門

庄屋
六郎右衛門

同 市 十郎

同 八郎兵衛

同 武右衛門

同 彌次兵衛

一尾張中納言様御内、中川勝藏參上口上、私儀御先
乗仕當町迄罷越候、伺御機嫌旁參上仕候との儀に
付、御返答御相應、

一右御同人様御内、星野三四郎參上、私儀荷物宰領
被申付當所迄罷越候、伺御機嫌旁罷出候との義に
付、御返答御相應、

一牧野大學様、御使者大木勘兵衛を以御着之御祝
詞、并書付持參に付、吉川六郎左衛門罷出、御返答
相應に申達す、持參書付左記之、

覺

一三官使以下官人不殘、并長老通詞御關所前より
乗船、舞坂に渡海之事、

一官人之荷物同斷之事、
但、官人附添不來候、荷物計者新船場より渡海之

事、

一官人駕籠乘馬、御關所前より渡海之事、

一朝鮮人の諸大名方より被差出候人馬附之荷物、
胴勢餘計之乗馬、并皆具等新船場より渡海之事、

一其許様御供廻行列之外、御家中之胴勢荷物共に、
新船場より渡海之事、

一長持并跡付等改之義も、新船場番所に而、御關所
同前に相改渡海之事、

一新居中町に荷物胴勢新船場之別れ通有之、爲
案内家來差出置候事、

右之通、先年も御關所前并うのはな崎兩所より舞
坂へ渡海に付、此度も御關所前、并新船場兩所より
渡海候様に被仰付候、依之、松平駿河守殿にも申
合、船場亂無之渡海不及遲滞候様に存候、爲御
案内先達而右之趣申入候、以上、

十月六日

牧野大學使者
大木勘兵衛

一新居船場込合候に付、御先道具并御家中荷物之
儀、先達而舞坂に差渡し、御着之節込合不申候様可
被相觸之旨、吉川六郎左衛門被申渡、
一信使奉行方に申遣し候者、新居船場込合に付、三

使其外之荷物當用之外者、不殘先達而被差越候様に可被申渡旨申達す、正徳辛卯信使訃錄、

通航一覽卷之五十六

朝鮮國部三十二

○信使參向道中 正徳度

正徳元辛卯年十月七日、朝鮮の信使三河國岡崎を領田發輿ありて、同十日遠江國金谷^郡、^{妻原}書餉の定めなりしか、大井川満水にて、こゝに滞留し、同十二日金谷を發して、駿河國藤枝に^{益頭}宿す、^{前卷併せ見}るへし、

正徳元辛卯年十月七日、赤坂晝休、御馳走人牧野大學、御代官大草太郎左衛門下行、是日吉田宿御馳走人前人、御代官二人、岡田莊太夫、堀内六郎兵衛下行、同八日、遠江國新居晝休、御馳走人土井山城守、御代官馬場源兵衛下行、是日濱松宿御馳走人松平伯耆守、御代官二人古郡文右衛門、能勢又太郎下行、同九日、見附晝休、御馳走人前人、御代官町野惣右衛門下行、是日懸川宿御馳走人小笠原山城守、御代官二人高谷太兵衛、鈴木八右衛門下行、同十日金谷晝休、御馳走人前人、御代官能勢權兵衛下行、去八日之夜より雨大に降り、九日申の下一刻より大井

通航一覽卷之五十五終

川人馬渡ることあたはず、十日十一日に至て洪水漲り出つ、十二日水少し落たり、故に今辰の下一刻に及て、徐發駕して藤枝に赴く、十二日、駿河國藤枝宿御馳走人内藤紀伊守、御代官二人市川孫右衛門、野田次郎左衛門下行、踐好録、
正徳元年十月七日、晴天、

- 一 三使卯下刻、岡崎發輿、
- 一 殿様、辰上刻同所御發駕被遊、
- 一 岡崎赤坂之間、大草太郎左衛門殿御支配領之内、中柴と申所、半道ほとも間有之、水茶屋二ヶ所建有之、下役之衆兩人宛相詰被居、
- 一 岡崎水野監物様御番所番人、御通之節、下座有之に付、御時宜有之、
- 一 右御同人様道奉行安見新七宿口迄被罷出候付、
- 一 藤川町之内、休息茶屋建有之、
- 一 藤川にて牧野大學様より爲御迎、御使者朝比奈源大夫被罷出、早川奥左衛門取次、御即答御禮被仰遣候、
- 一 藤川と赤坂之間、水茶屋建有之、

- 一 赤坂宿口迄牧野大學様より爲御迎、御使者拜江新八罷出、右同人取次之、御即答御禮被仰遣候、
- 一 三使午中刻、赤坂着晝休、
- 一 殿様午下刻御着御宿豊田彌兵衛宅に御晝休被遊
- 一 御油と吉田之間、水茶屋建有之、
- 一 三使午中刻赤坂發輿、
- 一 殿様午下刻、同所御發駕被遊、
- 一 赤坂宿外れに、大草太郎左衛門殿御手代渡部甚五兵衛被罷出居、
- 一 御油宿外れに、牧野大學様御使者加藤勘左衛門、御油櫻町之間、大草太郎左衛門殿御手代、平松彦兵衛清水六藏被罷出候、
- 一 小さかへと申所に茶屋有之、茶多葉粉水菓子用意有之、御賄大草太郎左衛門殿支配、
- 一 中柴と申所に茶屋有之、大草太郎左衛門殿手代小林伊左衛門、黒柳傳左衛門被罷出候、
- 一 御油と吉田との間、水茶屋建有之、
- 一 三使申之下一刻、吉田參着止宿、
- 一 殿様酉之上刻同所御着、清洲屋與右衛門宅に御止宿被遊候、

一竹村太郎左衛門殿被遊するに、人馬御出、御着之御祝詞、將又於爰元人馬無滯相濟珍重奉存候、明日者御体迄罷越、御様躰可承之處、我々三人宛は御跡に罷在、人馬差引等任申故、得罷越不申候間、彌御勇健御旅行可被成之御事、

一正使方より鹽硝火繩致拂底候付、所望致度之由、信使奉行迄被申候段申來候付、鹽硝は幾度六右衛門方へ申渡し、火繩は勘定手代方へ申付調させ、鹽硝三斤火繩十把、信使奉行方迄爲持遣す、

一三使銘々不時之爲御見舞、求肥飴養命糖二箱宛、以御使者被遣之、仕立左記す、

求肥飴一組宛、養命糖一組宛、三使銘々宛

但、壹組に拾三斤半入、貳重物にして箱桐くり足にして糸真田緒付け、箱一組つゝ臺に据る、臺かけなかし、

十月八日

一三使卯上刻吉田發興、

一殿様卯中刻、同所御發駕被遊、

一伊奈村と申所に、腰掛水茶屋建有之、菓子茶多葉粉餅有之、侍茶道被相詰、

一飯村と申所に、水茶屋有之足輕相詰、
一小坂井村と申所に、水茶屋建有之足輕相詰、
一山中橋と申所に、水茶屋建有之足輕相詰、
一三使巳中刻新居參着晝休、

一殿様巳下刻同所御着、御休御宿疋田彌五助、
一新居舞坂船渡爲下知、吉川六郎左衛門、内山郷左衛門、黒城惣左衛門、御步行落合彌七兵衛、山田式右衛門、内山多左衛門、足輕四人、下目付二人差越、場下知仕る、

一新居舞坂船場爲御馳走、松平駿河守様鍋島内匠様、當所御越御詰被成候、

一新居三使宿より船場迄、町に莚三枚並敷有之、上官已下步行にて罷越、乘船仕る、

一船中に假橋三ヶ所掛る、三使是より乘船、
一三使午中刻新居乘船、追付舞坂着船、

一殿様未上刻新居御發駕、御駕籠に乍被爲召直に御番所之前御通り被成、牧野大學様より御出被置候船に被爲召候處、松平駿河守様御番所に御勤、殿様爲御對面御船場に御出被成候に付、殿様御船より御揚御挨拶被遊相濟、御船に被爲召御出船、追

付舞坂本船場御着船御揚被遊、

一舞坂御番所、鍋島内匠様御詰居被成候付、御駕籠より御出御時宜被成候、

一舞坂御番所、牧野大學様御家來數多被相詰候、

一此方御荷物、并御家中出馬等、御番所之前より渡し候而者込合候付、御番所御構之外卯の花崎と申所に新渡し場御用意、此所より差渡す、勿論舞坂に而も、新船場より荷物揚る、新規に假御番所建有之、

一三使乘船三艘塗小早、絹赤幕張之、

但、正使乘船に國書乗り、書簡輿者臺に据、六枚折之小屏風に而構之、

一殿様御召船塗早船、絹淺黃幕張之、

一縁長老集長老乘船一艘、右同斷、
右五艘之内早船は、牧野大學様より御馳走に被差出候、

一上上官三人乘船、日覆船三艘、
一上官者日覆船數艘に乘組、

但、此船之日覆水夫之飯米等之儀者、御代官窪島市郎兵衛殿より御支配被成候、

一寄船者、朝鮮人并此方御家中段々と乘渡る、
一信使奉行平田隼人、并裁判寺田一郎兵衛は、別に日覆船壹艘に乗、
一同大浦忠左衛門、并裁判樋口久米右衛門は、別に日覆船壹艘に乗、
一直右衛門頼母、并御用人三人乘船者、日覆船五艘用意有之、直右衛門渡り之節者、折節兩長老乘船戻り候付、此船に乗り候様に、御馳走方より被申に付乘渡る、

右渡船之支配之儀者、牧野大學様御家來被相勤候、

一舞坂宿之中程、新船場之わかれ道札立置、爲案内松平伯耆守様より御家來被差出置候、

一松平伯耆守様より濱松宿口迄、爲御迎御使者被差出候、

一舞坂と濱松之間に増樂村と申所に、新規之茶屋一軒建、臺子菓子其外色々餅有之、三使被立寄休息在之、

一同所東若林村と申所に、新規茶屋一軒建、茶多葉粉等餅有之、

一三使酉上刻、濱松參着止宿、
一殿様酉中刻同所御着、御宿川口屋次郎兵衛宅御
止宿被遊、

水戸中納言様より御使者
鹽白鳥一箱 手樽一 兩宮又右衛門

右は、出馬差出候に付以使者申入候、依之致進覽
候との御事、并自分伺御機嫌も被申聞候、取次淺
井與左衛門、

古郡文右衛門殿 能勢又太郎殿

右御旅宿御出、當所御賄役相勤候、御用も被成御
望候は、可被仰付候、御着之御祝詞旁致伺公候
との御事、取次古川忠右衛門、

雨谷勘兵衛殿
野田三郎左衛門殿
樋口又十郎殿

右は、舞坂より江戸迄人馬割御役御務に付爲御
届御出、取次古川忠右衛門、

一松平伯耆守様御着之爲御祝詞御出、御通被成御
對面御相應之御挨拶被成、追付御歸、

松平右衛門督様御内
朝倉才藏 土肥伊左衛門

本多信濃守様御内
清水島之丞

松平加賀守様御内
村田縫右衛門

松平淡路守様御内
三澤十郎兵衛

松平長門守様御内
佐脇數馬

松平越中守様御内
岩田淺右衛門

松平讃岐守様御内
渡部庄兵衛

右は、御本陣に被罷出、我々儀、是迄相送人馬引
取申候爲御届罷出候由に付、直右衛門致而談、三
浦貞右衛門挨拶仕る、尤殿様御逢可被成候處、去
比御不快に付御逢不被成旨、直右衛門申達候、

紀伊中納言様御内
正木五郎右衛門

水戸中納言様御内
雨宮又右衛門

松平大炊頭様御内
國枝小市郎

薩摩和泉守様御内
須知彦之允

伊東彌太夫

松平下總守様御内
竹下三郎大夫

別所孫太夫

渡部庄兵衛

堀源右衛門

渡部忠右衛門

三好孫右衛門

永田甚之允

白井一郎兵衛

山本平藏

松平甲斐守様御内
清水惠左衛門

酒井雅樂頭様御内
梅澤賀大夫

右は、當所より三島迄之出馬差出候に付、爲御届
以使者申入候との義、直右衛門致對面、三浦貞右
衛門挨拶仕る、尤御不快故、殿様御逢不成旨、直
右衛門挨拶仕候、

一三使より爲問案金判事參上、通詞下知役木寺多
吉、通詞壹人相附口上、今日者新居致渡海末々迄無
別條大悅仕候、彌御替被成間鋪と珍重奉存候、爲御
見舞問案差上候との義也、御即答御相應也、

織田山城守御内
横山清左衛門 藤室備前守様御内
和田幸右衛門

池田内匠様御内
神取小十郎

右鞍皆具之御使者、爲伺御機嫌被罷出、

松平伯耆守様家老
沼野判太夫 岩城善左衛門

城代
關圖書 用人
中島團右衛門

同
鳥居主馬 町奉行
根野口郷右衛門

同
藍原源藏

右御着之御祝詞、爲伺御機嫌參上、

御代官
窪島市郎兵衛殿 御子息
御同姓作右衛門殿

右御者使免員八郎次御口上、當所迄御旅行目出
度奉存候、私儀船橋奉行被仰付相詰罷在候、右御
届申上候、且又大井川瀬敷之様子書付進之候と
の御事、取次小川加賀右衛門、書付左記之、
一大井川 三瀬 金谷方小川 股通 中本
瀬 横帶下 島田方小川 膝通
右之通に御座候、以上、

新居御賄御代官
馬場源兵衛殿

御子息
御同姓傳右衛門殿

右者、新居御賄御務被成候に付、右之通被遣之、
新居に而者、御取込に而不被進候に付、濱松より
御狀相添被差越候、

濱松御賄御代官
古郡文右衛門殿

能勢又太郎殿

雨宮勘兵衛殿

野田三郎右衛門殿

樋口又十郎殿

舞坂より江戸迄人馬割
雨宮勘兵衛殿

同
紗綾三反宛

右之通、以御使者被遣之、
 一就御用、土屋相模守様按するに、老中政直、以御宿繼御狀被遣候に付、相州様御證文相添、御當所町奉行迄、御側步行津留四郎左衛門を以被遣之、彼方より宿繼にて被差立候様に申遣す、

一今晝新居御渡海之節、鐵砲御免之御證文一通、御番所の吉川六郎左衛門を以被差出、牧野大學様御家來番頭五味六郎左衛門に相渡す、御證文請取證文之儀申達候處、請取證文差出候義者終に無之候、則鐵砲無異議相通申事に而候故、左様御心得可被成候由被申候に付、成程御尤に存候、此段内證申談得御差圖候様にと申付候に付、申達候之旨申罷歸る、

十月九日、雨天、

- 一三使辰上刻濱松發輿、
- 一殿様辰中刻、同所御發駕被遊、
- 一濱松と見付之間、藥師村と申所に、新規に茶屋建、臺子菓子茶多葉粉等飭有之、
- 一天龍川瀬壹つ有之船橋掛る、舟數六十三艘、前後に番所建、松平伯耆守様より侍足輕相詰、尤武具等

飭有之、
 一濱松と掛川之間、原川村と申所に茶屋建、足輕相詰、

一立野村に休息茶屋建有之、
 一御代官窪島市郎兵衛殿、同姓作左衛門殿御手代渥美四方助、渡部武助、林仲右衛門、佐藤又八郎爲御馳走被罷出、取次内山奥左衛門、
 一中泉町に茶屋建有之、窪島市郎兵衛殿、同姓作左衛門殿御手代田中半藏、下役中村兵吉相詰被居候、取次内山奥左衛門、

- 一三使未中刻見付發輿、
 - 一殿様未下刻、同所御發駕被遊、
 - 一袋井町之内、休息茶屋壹ヶ所建有之、
 - 一大草太郎左衛門殿御手代爲御祝詞、袋井宿其外所々に被罷出候、
 - 一小笠原山城守様御使者、藤本幸右衛門御迎とし
- て、袋井掛川之間に被差出、相應之御即答有之、

一掛川御賄御代官高谷太兵衛殿、鈴木八右衛門殿御手代太田幸左衛門、根本郷左衛門掛川宿口に被差出御口上、當所御賄被仰付候相詰罷在候、御用等被成御座候は、可被仰付との事、取次樋口富右衛門、

- 一原川村と申所へ、新規に茶屋建、侍足輕相詰候、
- 一途中に而及暮候付、伯平伯耆守様より、殿様を爲御馳走竿挑灯十六、小笠原山城守様より、同貳御行列之内に被差出、
- 一三使酉上刻掛川參着止宿、
- 一殿様酉中刻同所御着、山口彌兵衛所へ御止宿被遊、

一夜に入、大井川役人六左衛門と申者、掛川御本陣に罷出、川之御注進に罷越候由に付、松原判左衛門取次之申聞候者、今五つ時より晝迄之間、狹に掛り候瀬壹三瀬に成申候を見届、午之刻時分金谷罷立候、尤追々御注進申上候筈に御座候、馬越不能成程之水に成候得者、猶以早速御注進申上候筈に御座候、私義者、爰元相控罷在、金谷より段々申越候注進之趣を申上等に御座候由、申聞る、

一窪島市郎兵衛殿、御同姓作右衛門殿御手代山崎爲右衛門御使に而、大井川今七つ時前者、步行渡り有之候得とも、段々満水いたし川越相止み申候、爲御案内差越候と之義に而、書付壹通來、左記之、取次小川加賀右衛門、則吉川六郎左衛門罷出川之様子相尋、御返答相應に申遣す、

- 一 大井川 三瀬 金谷方小川 股通 中本瀬 横帶下 島田方小川 膝通
- 一 窪島作右衛門
- 一 窪島市郎兵衛

宗對馬守様御用人中

一金谷庄屋川村惣右衛門、今夜四つ時掛川に罷越、春日龜竹右衛門を以申聞候者、大井川出水相増往來相留り申候、併川之儀に御座候得者、夜中に何程に水劣り可申も不相知、殊外之満水に御座候得者、迎も明日步行渡り杯罷成候程に者、水引可申とも不奉存候、追々御注進申上候筈に御座候由、申聞候、

一右之通り之儀に付、明日者早朝より御發駕被遊間敷候、尤追々注進有之、今晚明朝に水減し申候は、御渡り被成候義も可罷成候哉、殊金谷迄御越被成候間も有之候故、其内に者水も減し可申候間、御供觸者五つ頃に相揃候様に、御發駕之儀者、明朝可被仰付之旨被相觸候様にと、吉川六郎左衛門の申渡す、

十月十日

一三使辰上刻掛川發輿、

一殿様辰中刻、同所御發駕被遊、

一窪島市郎兵衛殿御手代狩野尉右衛門、丑之刻金谷出歩仕候由に而、今朝掛川の參着申聞候者、大井川之水満水にて、人長げより相増候に付、渡り止り申候由、尤一郎兵衛殿作右衛門殿よりの書付、左に記す、

大井川之儀、先達而申上候通、段々水増申候間、渡り瀬無御座候、猶又水之趣追々御注進可申上候、以上、

十月九日

窪島作右衛門

窪島市郎兵衛

宗對馬守様御用人中

右之通に候得者、川涉之儀者、不罷成に相究り候得者、願者金谷迄御越被遊、彼所に而水之様子御待合被成候方、御手當も宜敷候得共、金谷者御晝休之場所に而候故、御止宿被遊候而も、宿等之差支有之間敷候哉、其程無心元候付、信使奉行方にて申遣し、彼方より當所御代官、并金谷御代官衆方得と被承合候處、御止宿被遊候而も決而差支無之由、勿論諸大名様方出馬役之衆等も、外之所に止宿被致候様、御代官方より御觸被成候由申來候付、御發駕被遊、一新坂町に休息茶屋建、折菓子、臺子、茶、多葉粉飴有之、

一ぬめり川に茶屋建、飴物等右同斷、

一佐野新田に茶屋建、飴物等右同斷、

一三使午中刻金谷參着、晝休之筈に候得とも、大井川満水に付被致止宿、

一殿様午下刻同所御着、大井川満水に付、御宿西照寺御止宿被遊候、

一窪島作右衛門殿御出御口上、三使御同道御堅固御着被成珍重奉存候、爲御祝詞致參上候、然者大井

川満水に付、御渡りも難成御氣毒に可被思召と奉察候、瀬踏等もいたさせ候得は、殊外満水に而御座候、水之様子追々御左右可申上候、相應之御用等被成御座候は、可被仰聞候、御祝詞旁致參上候との御事、取次小川加賀右衛門御通り被成候に付、直右衛門頼母罷出御挨拶申入る、對馬守可懸御目儀候得共、此節不快に罷在候故、其儀無御座候由、相應に申入る、

一能勢權兵衛殿、御同姓宇兵衛殿御出御口上、海陸御堅固當所迄御着珍重奉存候、我々儀、爰元御賄役被仰付罷越候、御祝詞旁致參上候由、被仰置御歸り、取次吉川六郎左衛門、

梯五拾、蜜柑百貳拾、柑子百貳拾、蜜柑、柿、

三 使 わ

右三使の爲御見舞、御使者平田繁之允を以被遣之、一三使の御使者淺井與左衛門御口上、彌御無異當所御着珍重存候、然者大井川之水増し、今日者當所の致滯留御同前氣毒に存候、乍然天氣も能候故、明日者渡りも可罷成由、所之者申候、彌渡り有之候は、此方より御左右可申入候間、其節御發足可被成

候、當所御着之御祝詞旁爲可申伸、以使者申入候との御事、

一縁長老集長老わも、右之趣を以御使者右同人被遣之、

一縁長老より使僧泰藏主口上、昨夜迄者殊之外大雨に而御座候得とも、三使衆無別條當所參着、御満足可被思召奉察候、御手前様にも彌御替被成間敷と珍重奉存候、爲御見舞使僧を以申上候との御事、御即答御相應、取次島雄菅右衛門、

一窪島市郎兵衛殿より、御使者御手代市橋富右衛門御口上、大井川之水今朝御案内申上候通、今に落不申候、本川筋者一寸程落申候得共、徒渡り等決而難成御座候、右之段爲可申上、手代を以申上候との御事、取次幾度與一右衛門、

一毛利周防守様鞍皆具之御使者、山中左次右衛門爲窺御機嫌參上、取次内山郷左衛門、

一能勢權兵衛殿御手代、興津惣助谷村左太夫御旅宿に罷罷出、唯今迄川に市郎兵衛作右衛門儀も相附居候得とも、水之淺深別而相替義無御座候、只今之通に候は、明日川御渡り者罷成間敷よし被申

開候、吉川六郎左衛門罷出挨拶仕る、

紗綾三端

金谷御賄御代官
能勢權兵衛殿

同 貳端

宇兵衛殿

右御口上、今度信使就來聘、爰元御賄蒙仰御苦勞存候、依昨日旅宿に預御出被仰聞候趣、令承知被入御念義に存候、拙子儀、先頃以來少々不快に罷在、不得御意御殘多存候、御禮旁以使者申入候に付、目錄之通令進覽候この儀に而被遣之、御使者志賀甚五左衛門、

紗綾三端

天龍川船橋奉行
窪島市郎兵衛殿

同 二端

大井川河越御支配
御同姓作右衛門殿

右御口上、今度信使同道當所致參着候、爲御祝辭昨日者預御使者、殊大井川満水に付、水之様子委細折折被仰聞、別而入御念義辱存候、旁以使者申入候に付、目錄之通令進覽候この義、御使者志賀甚五左衛門、

一今亥下刻、土屋相模守様より宿繼之御奉書到來、當所問屋藤左衛門持參仕る、取次内山郷左衛門、例之通藤左衛門へ郷左衛門よりの請取證文出之、右

御奉書者、名護屋、御響應相濟候御案内被仰上候御返事なり、

一大井川満水に付、當所御止宿被成候段、江戸表に被送御案内候、御状箱に宿繼之御證文相添、御側步行山本勘右衛門を以、當所御賄御代官能勢權兵衛殿に爲持遣し、品々飛脚に差立候様にと被仰遣る、十月十一日、晴天、

一大井川満水に付、金谷御滞留、

一今朝御旅宿に窪島作右衛門殿御出、御役人中に掛御目度由に付、松尾木工罷出候處、作右衛門殿御申聞候は、川之様子吟味致させ候處、川端に而は水減候得とも、其水本瀬に込入、本瀬殊外深く成り申候、勿論徒渡り者成申候得共、馬越し罷成不申候、唯今之様子に而者、今日御渡り被成候義無心元奉存候、併後程に而も急に水減り申儀も可有御座候哉、兎角追々様子御案内可申上由、被仰置御歸被成、

一小笠原山城守様御使者、西脇幸次郎御口上、大井川満水に付、未其許へ御逗留被成候段、家來共方より申越承之候、兼而御休之所に而候故、手狹御座候

而御難儀可被成御座と推察仕候、爲御見廻御使者申上候この御事、取次内野權兵衛、

一窪島作右衛門殿御出、今日に至りても御涉被成候程に水減不申、御滞留被遊御氣の毒可被思召候、乍然今晝時者俄に餘程水減し、大男の横帯に掛り候程に候故、夜中にも又々水落可申候、明日者必定御渡可被成候間、其御心得被成候様にと、川越御下知之御代官衆被申候故、彌明日御越可被成と存候旨、直右衛門へ被仰聞、相應に御挨拶申入、

一今日も大井川水減不申候に付、三使金谷被致止宿候段、相州様迄被仰上候御状、宿繼御證文相添、并駿府御加番衆へ、今晚爰元止宿之段被仰遣候、御状箱者御使者高勢宅兵衛を以、能勢權兵衛殿へ爲持遣候、右宅兵衛持參之口上書、左記之、

候處、諸事被入御念候儀、三使心易休息被仕候段、江戸表へ申上候、御出之御禮旁爲可申伸以使者申入候、

一殿様大井川御渡被成候節、川端役人左記之、

惣下知役
吉川六郎左衛門

樋口吉右衛門

同書手
仁位三右衛門

同手代御徒
山内五郎兵衛

同手代御徒
吉永作左衛門

同下代
組之者 四人

宿口に而、此方御家中他家中之衆見分候而、御代官手代に申達候御徒、
高勢文九郎
内山太左衛門
信使川越奉行出馬掛
吉田兵左衛門
同馬掛
小田平左衛門
三浦貞右衛門
右手代召連川端に罷出、殿様方川越奉行と申談候様に申渡、
山田式右衛門
永留助兵衛

小川貞五郎 梅野津右衛門
川内宇佐右衛門 同下代 足輕 六人

十月十二日、晴天、

一窪島作右衛門殿、御手代谷村左太夫を以、少々水落に付、今朝より大井川渡懸申候、爲御届以使者申上候との御事、御即答相濟、

一大井川水減し馬渡り成候に付、今日川御越被遊筈に付、夜前申渡置之川越役人、川端に罷出下知仕候、

一縁長老より使僧寅藏司、今日者天氣能水も減し候間、川御渡り可被成と奉存候、右爲御悦以使僧申上候、且又御 老中申入候、何時分川渡可然哉之旨申來候付、從殿様之御返答相應に申達、年寄中より之返答に者、三使も追付可被渡候間、川奉行衆方御聞合、其跡に成とも御勝手次第、御渡り被成可然之旨申遣す、

一三使方より問案使崔同知、通詞下知役米田惣兵衛、并通詞江口金七相附來る、口上、此間者御左右不承候、愈御堅固可被成御座と珍重奉存候、然者今日者天氣能御座候付、川渡り之様に被仰聞候間、追

谷に而者吉川六郎左衛門、島田に而者島雄多内披露、御駕籠之口より御時宜有之、

一諸方より出馬附之衆、其外一昨日より川涉留り候に付、他所之人も大勢差渡候得者、一度に渡掛候而者、川端込合、川越之者も差支可申候間、川役之衆へ此方川役之人夜前より申談置、此方御家中信使附之面々迄、不殘渡し切候已後、出馬附之使者、其外他所之人被渡候様、宿口に差留筈也、依之、御先番之面々罷越候時分より、此方川越奉行大浦左近右衛門、并手代御徒貳人相附、先達而川之方宿口迄差越置罷通候人見分け候而、此方之御家中、他家中之衆夫々に川役之衆を申達、他所之人者一人も不被差通なり、

一金谷之方川端に而、窪島市郎兵衛殿御同姓作右衛門殿より、大井川御渡り被成候爲御祝詞、御使者落合牧右衛門御逢被成、御即答相濟、

一駿州安倍川御代官鈴木三郎兵衛殿、御同姓小右衛門殿より、去る九日之日付之口上書一通、御使岡部治助八日之暮より九日迄、晝夜大雨降安倍川水増、九日晝より馬越留り候よし御知らせ申來る、使

付罷渡り可申候、御見舞勞以使申上候との義、取次小川加賀右衛門、御返答者古川繁右衛門を以、相應に被仰遣、

一三使辰中刻金谷發與、

一殿様已上刻同所御發駕被遊、

一於大井川御先番之面々、三使より先に被差渡、朝鮮人荷物不殘渡切候以後、殿様御發駕被成川端に御扣、御先道具并御供之面々大形相渡候を御覽被遊、大井川御越被成、

一大井川之水三瀬有之、數百人之川越川之上下を立切る、川越近郷より之寄人も、尤馬駕籠、其外川端に參り掛り候面々者、常之通川越之者人數夫々に應し相附渡る也、

一川爲下知、金谷川端に窪島市郎兵衛殿、御同姓作右衛門殿御出之由に候得共、御通之時分者、不被相見候付御挨拶無之、

一窪島市郎兵衛殿、御同姓作右衛門殿御手代、并家來衆、其外金谷島田兩町肝煎間屋、年寄、川月行司役之者共不殘、兩方川端并川越之者共入置候小屋出口へ罷在、夫々下知仕也、右御手代家來衆者、金

之人申候者、最早水減り渡り、決て罷成候と追々注進有之由申聞る、御即答相濟、

一まかり山へ茶屋建有之、爲御馳走内藤紀伊守様御家來淺野雲四郎と申人被罷出、

一三使未中刻藤枝參着止宿、
一殿様未下刻同所御着、松村伊右衛門宅へ、御止宿被遊、

蜜柑三百宛但、眞目錄相添、三使銘々ね

右御使者御口上、今日者大井川無別條罷渡互に珍重存候、且又明日者於駿府御饗應有之候間、早朝より御發足可被成候、隨而任見來目錄之通令進覽候との御事、御使者淺井與左衛門、御返答相應、

水砂糖貳斤和目錄相添、崔同知ね

右、此間病氣有之候付、爲御見舞御使戸田權右衛門を以被遣之、

一三使并下々迄無別條、大井川罷渡り候段御注進被成候に付、土屋相模守様御狀箱、宿繼之御證文相添、御賄方市川孫右衛門殿、野田二郎左衛門殿、市川新右衛門殿信使屋に御詰被成候付、則御使戸田權右衛門を以被遣之、右三人に渡之、請取手形取

之罷歸る、

一南新屋村腰掛茶屋建、侍茶道相詰る、正徳辛卯信使記録

享保四己亥年五月、御用掛御勘定組頭奥野忠兵衛、

宗對馬守老臣平田直右衛門贈答書中、

一正徳朝鮮人新居渡海之時、小早五艘右乘船、

三使三艘 兩長老壹艘 宗對馬守壹艘

右之通に候由、松平伊豆守より書付被出候、上上

官不相見候、小早之外に乘候儀と相聞候、享保己亥信使記録

通航一覽卷之五十七

朝鮮國部三十三

○信使參向道中 正徳度

正徳元辛卯年十月十三日、朝鮮人駿河國藤枝より益頭郡、
同國府中に安倍郡、着す、即刻上使として長澤壹岐守高家、
信使旅館寶泰寺に參向し、使節を勞らばせ、かつ御饗
應賜はり、宗對馬守義方及び兩長老して相伴せしめ
らる、事畢りて信使發興し、同國江尻庵原郡に止宿す、同
十七日武藏國川崎荏原郡に、着駕、時に新井筑後守寄合、内
命を蒙ふり、こゝに來りて宗義方と、進見の式等諸事
談判し、三使にも對顔あり、同十八日品川宿にをい
て、また上使酒井左衛門佐忠眞をもて、到着を迎へし
め給ふ、是日信使着府す、

正徳元辛卯年十月

十三日府中、晝休、御馳走人三人、遠藤下野守、齋藤
飛驒守、戸田鞠負、御代官中川吉左衛門、(斯にて御
饗應あり、在城せらる、御書院番頭板倉筑後守組
の衆、素袍長袴にて給仕なり、江戸より上使として

通航一覽卷之五十六終

長澤壹岐守參いる、)是日、江尻宿、御馳走人鍋島紀

伊守、御代官鈴木三郎兵衛、窪田長五郎下行、)十四

日吉原晝休、御馳走人牧野讚岐守、御代官林甚五

右衛門下行、是日伊豆國三島宿、御馳走人脇坂淡路

守、御代官二人、小林又左衛門、飯塚孫次郎下行、)

十五日相模國箱根晝休、御馳走人大久保加賀守、御

代官長谷川六兵衛下行、)大久保候は時の老中なり、

故に家人代りて勤む、)是日小田原宿、御馳走人前

人下行、)十六日大磯晝休、御馳走人松平左兵衛督、

御代官諸屋内藏之助下行、是日戸塚宿、御馳走人稻

葉伊豫守、御代官二人、下島甚右衛門、飯島八郎右

衛門下行、(廉按、按ずるに、この書桂川元廉の著なり、戸塚河崎相去不過

六里、故不更置午時饗享所、)是日武藏國河崎宿、御

馳走人峰須賀飛驒守、御代官伊奈半左衛門下行、)

十八日品川晝休、御馳走人加藤遠江守御代官前人、

斯所に於て上使として、酒井左衛門佐參向はる、

三使拜命畢る、既にして對馬守下知して、江戸初

入の儀を沙汰し、未の刻出て赴、踐好録)按ずるに、中

て妓女を貰くれ被申候、朝鮮人喜申候由とあれども不審なり、

正徳元年十月十三日、晴天、

一今日於駿府二使の御饗應有之、其上上使被成下

候に付、大浦忠左衛門、并樋口久米右衛門、雨森東

五郎、其外通詞下知役、御祐筆通詞等、先達而駿河

へ罷越可然旨申談、右之面々鞠子より駿府へ先達

而罷越す、

一於駿府以上使御饗應有之候に付、前々のごとく

先達而上上官一人罷越可然旨申談、三使の申達候

處、李同知可差越之儀に付、詞通下知役米田惣兵

衛、通詞加瀬傳五郎相添、寅之上刻藤枝發足仕候

由、隼人方より申來、

一忠左衛門久米右衛門、先達而駿府に被差越候付、

今日信使跡乘り、杉村頼母并戸田仙助相勤、

一三使寅中刻藤枝發興、

一殿様、寅下刻同所御發駕被遊、

一藤枝と岡部之間に、水茶屋二ヶ所建有之、

一岡部宿之内、休息茶屋建有之、

岡部川下知役

儀 四郎左衛門

同手代 樋口吉右衛門

山田式右衛門

西宮七郎左衛門

山内五郎兵衛

内山多左衛門

吉永作左衛門 川原太右衛門

同下役 足輕 六人

右者、先達而阿部川に罷越下知仕る、

御代官鈴木三郎兵衛殿御手代

澤村儀太夫 關戸條右衛門

右同所の下知として相詰候付、四郎左衛門吉右衛門挨拶仕る、右之外人数大勢相詰候、川越之人夫二千二百十五人、

但、衣類淺黄地白之三つ引之模様有之、

一殿様御駕籠三使輿に相附、川越人数右印之衣類着之、

一朝鮮人先荷物、且亦御家中先立之面々乗掛駄荷共に、参り掛りに先相渡す、壹疋六人、或者四人川へ越夫相附、

一川越人夫之義、窪島一郎兵衛殿御支配に而、此方御家中も朝鮮人同前に、公儀より御馳走也、

二三使今朝發輿、如願殿様より先立而阿部川無失儀相越す、

一殿様已後刻阿倍川御渡被遊、御家中無別儀罷渡、一駿府御馳走人遠藤下野守様、齋藤飛驒守様、戸田

鞆負様、御賄中川吉左衛門殿より、所々堅之人被差出置候付、御時宜有之、

一三使阿部川茶屋龜屋新左衛門所へ被立寄、府中に御饗應有之に付、裝束替被致、

一此所之名物故、三使銘々餅一重つ、白木縁高に入、白木三方に乗差出す、上上官銘々へ白木縁高に入、塗木具に据る、良醫製述官は、塗縁高に入塗木具に据而銘々に出す、右用意等之爲に、勘定手代賄掛等、先達而阿部川に差越、三使の當所銘物に而候故、掛御目候由に而、勘定手代を以上上官迄差出す、

一三使、上上官、學士、良醫、上判事、軍官、次官迄、御馳走方より餅被差出、

阿部川に而常々御立寄被成候定御宿、

金子貳百疋

紀伊國屋

庄右衛門

右者、三使其外に被遣候餅、并かけなかし縁高三方調差出候代、且又御立寄可被成哉と存、商賈を相止置、殊御通之節餅進上仕候付、右之通被成下一今日者於駿府御饗應有之候付、三使阿部川茶屋に立寄被居候間に、殿様駿府に先達而御越被成、

一殿様三使より先の御通被成候に付、三使供廻出馬、并他家中乗り掛馬、御家中先立等、阿部川宿口へ湊い、^{○ひ}込合候付、人馬下知役小田平左衛門罷出居、前後の段々繰出し、殿様御通り之路を明なり、

一三使にも殿様御通り以後、追付阿部川發輿、一府中宿口迄、水野小左衛門殿與力、大野忠右衛門田宮貞之進、右同組同心拾人爲御馳走被罷出、取次内山奥右衛門御時宜相應に申達す、

一府中宿に而、水野小左衛門様與力望月治部右衛門爲御馳走被差出、取次樋口富右衛門御時宜相應に申達す、

一殿様午上刻駿府に御着、御宿和泉屋平左衛門宅に御晝休被遊、

一三使午中刻同所參着、晝休宿坊寶泰寺、

一當所御着、早速上使長澤壹俊守様を御使者内山奥右衛門被遣、御口上御着之御届、且又追付信使屋に罷出候間、其節萬端可得御意候との御事被仰遣、一兩長老者、殿様より先達而信使屋へ御出候故、御届之御使者不被遣なり、

此所御役人様方、左記之、

上使

長澤壹岐守様

御加番

遠藤下野守様

御馳走人 齋藤飛驒守様

御座席并御給仕奉行 戸田鞆負様

御城代 青山信濃守様

御饗應奉行 板倉筑後守様

御城番 伊丹覺左衛門様

町御奉行 水野小左衛門様

御座席給仕奉行 近藤十兵衛様

御目付 荒川内記様

御頭方御代官 中川吉左衛門殿

御通の御番衆 貳拾壹人

御町奉行與力 佐藤彌三左衛門

一殿様御衣冠^{自注、御下}被爲召、信使屋に御出被成候に付、上上官年中狩衣着用、御下輿所迄御迎に罷出、上上官罷出候旨信使奉行披露致、大門御入被遊候時、武器を飭樂器鳴之、直に御休息所へ御入被成、

一殿様信使屋寶泰寺へ御出被遊候に付、御供者布衣素袍、其外白張着之者先規被返なり、

一殿様客館へ御入被成候付、御馳走人御番頭、御定番、町御奉行大紋素袍御着用、玄關に御出迎被成御

座候、御居附被成候而、追付遠藤下野守様、齋藤飛驒守様、戸田鞠負様、水野小左衛門様、其外御番衆、御賄御代官中川吉左衛門殿に御對面被成候而、上使御出を御待合被遊、

一上使長澤壹岐守様、午之下刻信使屋寶泰寺に御出被成、

一中門外に而御下輿、此所迄遠藤下野守様、齋藤飛驒守様、戸田鞠負様御出迎被成、此時平田隼人、平田直右衛門、大浦忠左衛門、杉村頼母下輿所迄罷出る、上上官三人爲御迎下輿所迄罷出る、

一上上官下輿所迄罷出候旨、平田隼人披露之、上上官へ御會釋有之、中門之内に被爲入候節鼓吹奏之、上上官御先導仕る、

一殿様并兩長老は、庭上之中程迄御出迎御會釋被成、何も上使御右之方御後脇に御添御步行被成、

一上使爲御迎階下迄罷出、階下に而南向に被立並、上使者北向に御立御一揖有之、上使と正使御立並本堂に御入、副使從事も正使之跡より順々に被入、殿様并兩長老者、上使之御跡に御隨ひ間之内に御入被遊、

一間之内に被爲入、上使と三使御齒の前に御立向、御互に二度之御對揖被成、殿様并兩長老之御銘々御擲の前に御立並被成、上使と三使御對揖畢而、御齒之上に御着座被成、上使より殿様に上意之旨有之由被仰聞時、殿様御中座被遊、謹而御聞被成、此時兩長老擲をはつし俯伏被成、上意之旨者、

信使來聘大儀に被思召候、仍而於此地御饗應之義被仰付候、

右上意之旨を殿様御聞被遊、崔同知を御呼被成、上意之趣被仰合、此段三使の申達候様に被仰渡、則崔同知三使銘々に申達、上意之旨三使謹而承之、此時直に御請者無之、三使より上使に之挨拶に御饗應可被仰付之旨難有奉存候、我々儀、今度信使に罷越候處、於所々段々御馳走被仰付、難有次第奉存候旨、崔同知殿様に申上る、殿様より上使に被仰上、上使相應之御挨拶有之候付、其趣崔同知を以三使に被仰入、右畢而上使より、其方并兩長老に上意之旨有之由を被仰候付、殿様兩長老に御會釋被成、御三人共御中座被成候而被仰渡候上意、

信使御饗應に付、各三人相伴之儀被仰付候、

右之趣、謹而御聞被成奉畏候旨、御請被仰上、御本座に御移被遊、

一此間に上使に人參湯出る、

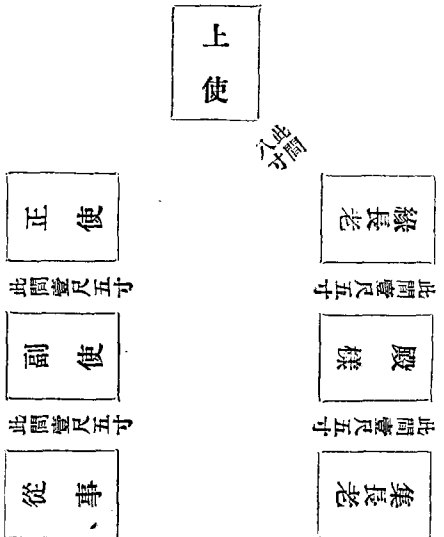
一右畢而上使、殿様に三使之御請を可承よし御會釋有之候時、殿様御中座被成、崔同知を被召寄、御請被申上候様に被仰渡、崔同知三使に達之御請有之、

今度爲使者罷越候に付、上使被成下、其上御饗應被仰付之旨旁難有仕合奉存候、御禮之儀宜被仰上被下候様にこの儀、崔同知殿様に申上候を、則上使に被仰上、相濟而殿様并兩長老御會釋被成、御三人中座被成、上使に殿様被仰上候御請、

信使御饗應に付、我々相伴之義被仰付難有奉存候、御禮之儀宜奉頼候よし被仰上候時、重而上使是に而御饗應之儀者、信使長途之上疲勞にも可有之候間、各宜御取計候様に被仰候に付、奉畏候旨被仰上、畢而上使御立可被成由御會釋有之、此初之通御齒の前に御立並、二度之御對揖有之、此間殿様并兩長老は、御齒の前に御立被成御座相濟、

一上使御歸、三使階下迄被送出、初之通御一揖有之、三使者與に被入、殿様兩長老館伴初之所迄御見送御會釋有之、上々官者初のこゝと中門之外迄、下野守様、飛驒守様、鞠負様上上官年寄中御送りに罷出候事、前之通なり、

座位之圖、左記、



一上使御歸已後、三使の信使奉行を以、唯今御饗應之間に罷出候間、御出候様に被仰達、殿様并兩長老先達而御饗應之間に御入被成、三使被罷出候節、

御三人共に縁類迄御出迎、御會釋有之而三使御同道に而間之内に御入被成、御襖の前に御立向、二度の御對揖被成、次に兩長老と三使二度の御對揖有之、其間御立被成御座相濟而、御銘々御茵の上に御着座、三使に御挨拶、先刻者上使首尾好相濟珍重存候、其節被仰渡之通、東武よりの御饗應に候間、寛寛まいり候様にどの儀、杉浦頼母被仰合、上上官を以三使に申達相濟而御饗應出る、

一御饗應相濟而、三使より上上官を以御禮被申候義者、公儀より被差留、此方重き御家來を以、御禮被申上可然との義被仰出置候付、三使よりの爲御禮長澤壹岐守様御旅宿に、平田隼人狩衣の儘を以被申上御口上、先刻者上使被成下御饗被應仰付難有仕合奉存候、御禮可然様に東武に被仰上可被下候、殊に御自分様にも初而懸御目大慶存候、右之段爲可申上如此御座候、上上官を以可申上之處、御法故隼人を以申上候由申上る、御取次御家老を以御返答なり、

勸盃之式 御土器、御拾土器、御吸物
初獻 御銚子、御加

初獻、殿様御始被成、次に正使、次に縁長老、次に副使、次に集長老、次に従事に而御酌被引之、

二獻 御銚子、御加

此時御吸物出、最前之御吸物被引替之、

二獻目、縁長老御初、次に正使、次に殿様、次に副使、次に集長老、次に従事に而御酌被引之、

三獻 御銚子、御加

御盃臺銘々出る、押取肴銘々出る、

星之物、但、貳つ星之物一膳に、但三方に据る、

熨斗土器高盛輪据、但のしの上にからすみ五切

のりからみ金銀小具、但、小具金のよりに挟み、

上にかまぼこ筭木に切五され、

三獻目、集長老御始、次に正使、次に殿様、次に副使、次に縁長老、次に従事に而御酌被引之、御膳

部等順々に被引之、

御菓子 縁高銘々 御茶銘々

一右式之御膳部引、御茶迄相濟而、杉村頼母へ被仰合、上上官を以三使に被仰達候御口上、各心安まいり候様にどの御事に而、別而御料理被仰付候間、寛

寛まいり候様に、拙子義者致退座候由被仰達、御返答御聞被遊候而、初のごとく御褥の前に御立向、二度の御對揖被遊、次に兩長老と三使と二度の御對揖有之、其間に殿様御立被成御座相濟而御出縁類迄三使被送出、此所に而御互に御會釋有之、御休息所に御入被成、此時御賄御代官より御料理可指出旨、御挨拶有之候へ共、御不快に付御斷被仰入、押付御歸被遊、三使次の間迄被送出、御一揖有之、上上官は初御迎に罷出候所迄送出、尤鼓吹奏之、

一殿様信使屋より御歸掛に、長澤壹岐守様御旅宿に御出被遊、御口上、
今日御饗應に付、私儀御相伴被仰付難有仕合奉存候、乍憚御禮爲可申上參上仕候、將亦貴様御事、上使被蒙仰萬端首尾好相濟、可爲御大慶と察存候、

右之趣、御取次に被仰置御歸被遊、

一殿様壹岐守様の御出に付、直右衛門義も御供仕致參上、壹岐守様の懸御目候而申上候者、今日上使首尾好御務被成候御祝詞相應に申上、將亦於京都御饗應之節、上使松平紀伊守様御入被成候處に、座

位之義紀伊守様と正使と對座に而候由、公儀に紀伊守様より繪圖を以被仰上、此方の案内と相違仕迷惑に奉存候、座位之儀兼而從公儀被仰出たる儀故、三使の色々申達、今日座位者御覺被成候通、正使と對馬守對座に而、御手前様御在位は、對馬守座位より者三四寸も間有之上に褥敷置申候由、得と御合點被成候様に圖を致し掛御目、此段於江戶表御役人様方に能々被仰入可被下旨申上候、被得其意候由被仰聞罷歸、上使之御茵と殿様御茵の間寸法遂吟味候處、七寸餘八寸程上り候故、其趣繪圖いたし、以飛札壹岐守様に申上候、

一中川吉左衛門殿、御着の御祝辭、御饗應首尾好相濟候御祝詞爲旁御出被仰置御歸、取次幾度與一右衛門、

一御城代青山信濃守様より、御使者與住兵右衛門御口上右同斷、取次内山郷左衛門相應御返答有之、一三使屋より御歸以後、板倉筑後守様齋藤飛騨守様へ、御使者志賀甚五左衛門被遣之、前刻者乍早々得御意珍重存候、今日者御饗應首尾好相濟、互に大慶存候、此段爲可申伸、以使者申入候由被仰遣、

一遠藤下野守様、戸田朝負様、水野小左衛門様へ同斷に付、御使者古川忠右衛門被遣之、

一御饗應相濟而、三使申上刻駿府發輿、
一殿様申中刻、同所御發駕被遊、

銀貳枚

和泉屋平左衛門

右爲御宿錢被成下、

一府中江尻之間に而、曾我周防守様御内糟屋治部左衛門と申人被罷出、御通に付爲御馳走差出候、御用等被成御座候は、可被仰付之旨、尤書付持參、島雄權之助取次之、持參之書付請取之、左に記、

覺

一曾我周防守知行所、駿州有渡郡中吉田村、同國庵原郡嶺村、横砂村合三ヶ村、往還通りに御座候事、
一横砂村地田庵原川假土橋、長十八間横二間に御座候、公儀御入用を以、駿府御代官所より御掛渡被成候事、

一周防守給人糟屋治部左衛門義麻上下着、并下役人とも羽織袴着用仕候事、

右之通、朝鮮人來聘爲御馳走、周防守就申付知行所に相詰、火之番掃除等萬端入念申付罷在候、以上、

卯十月

曾我周防守内
糟屋治部左衛門

一青山信濃守様御領分、竿挑灯廿四張出有之、
一古庄村之内に、新規之腰掛茶屋建、茶多葉粉等餅有之、

一草薙村に新規茶屋建、臺子硯多葉粉等餅有之、茶道相詰、挑灯燈有之、信濃守様御家來花田源助、是迄旦那領分之由に而被罷出候に付、相應に御時宜有之、取次樋口富右衛門、

一三使、戌上刻江尻參着止宿、
一殿様、戌中刻江尻御着、寺尾長左衛門宅御止宿被遊、

水仙花一瓶、安部茶一箱、蜜柑一籠、

奥津
清見寺

右清見寺住持持參之口上、御着之御祝詞、且又三使衆清見寺に御立寄詩作等被召候先例も有之候、當寺再興之儀、兼而公儀にも申上置、右御立寄之義をも申上候得者、旁に付御修覆被仰付候間、彌此度御立寄被成候様に被仰入可被下旨、取次平田繁之允

に被申聞候付、平田直右衛門罷出挨拶申入、右之趣

信使之方に相附居候家老、平田隼人大浦忠左衛門方に御出可被仰入候、成程三使衆に可申入候得とも、朝鮮人之事に候得者、被立寄候哉不定之事に候旨、挨拶申達被歸、

一今日信使藤枝發輿、阿部川無別條被相越、且亦於駿府御饗應首尾克相濟候段、被途案内候御狀箱宿繼之御證文相添、御使戸田權右衛門を以、當所御代官市川新右衛門殿、野田次郎左衛門殿、市川孫右衛門殿方に爲持遣之、早々御送り被成候様にと申遣す、

十月十四日、晴天、

一三使、寅中刻江尻發輿、

一殿様、卯上刻同所御發駕被遊、

一彌勒町の休息茶屋建、臺子多葉粉等飾有之、侍被相詰、

一西倉澤村に新規茶屋建、臺子多葉粉等飾有之、侍被相詰、

一七難坂上に、水茶屋建有之、

一岩淵村に新規休息茶屋建、臺子多葉粉飾有之、侍

被相詰、

一富士川二瀬内、一瀬船橋三十四艘、前後番所二軒建、一ヶ所者、江尻御馳走役鍋島紀伊守様侍數多被相詰、一ヶ所は天龍川船橋奉行鈴木三郎兵衛殿より番人數多被相詰、

一同一瀬船橋二十五艘、前後番所二ヶ所、内一ヶ所は吉原御馳走役牧野讚岐守様より番人數多被相詰、一ヶ所は鈴木三郎兵衛殿より番人被相詰、

一田中新田村に、水茶屋建有之、
一原町の休息茶屋建、臺子多葉粉等飾有之、
一木瀬川村に水茶屋建有之、

一三使、午上刻吉原參着晝休、

一殿様、午中刻同所御着、長谷川利右衛門宅に御晝休被遊、

一三使、午下刻吉原發輿、

一殿様、未上刻御發駕被遊、

銀二枚
長谷川利右衛門

右爲御宿錢被成下、

一吉原と原との間、水茶屋一ヶ所建有之、

一三島より木瀬川之間、水茶屋一ヶ所建有之、

一 水茶屋三ヶ所建有之、
 一三使、戌上刻三島參着止宿、
 一殿様、戌中刻同所御着、巴屋彌太夫所の御止宿被遊、

松平越中守様御内
 樋口文右衛門
 松平大和守様御内
 須田治兵衛
 平井與兵衛
 初瀬倉源太左衛門
 南部信濃守様御内
 仁木三郎左衛門
 松平肥後守様御内
 竹村七左衛門
 右者、三島より江戸迄出馬差出候、宜御差圖被成可被下候、爲御届以使者申入候由、右之面々御本陣に被罷出、

松平下總守様御内
 清水惣左衛門
 酒井雅樂頭様御内
 梅澤賀太夫
 松平大炊頭様御内
 國枝小市郎

堀田伊豆守様御内
 香宗我部佐仲
 酒井左衛門左様御内
 中村伊左衛門
 松平陸奥守様御内
 古内孫十郎
 佐竹大膳大夫様御内
 志田又左衛門
 丹羽左京大夫様御内
 長澤小市右衛門
 上杉民部大輔様御内
 山本傳左衛門

伊藤彌太夫
 山本平藏
 白井市郎兵衛
 水戸中納言様御内
 雨宮又右衛門
 永田甚之丞

右者、濱松より三島まで出馬差出し、當町まで無異議送届候爲御届參上仕候との儀、右双方出馬の御者、御本陣に被罷出候に付、杉村頼母致面謁、殿様去頭より御不快に付、御逢不被成之旨挨拶申達、尤出馬掛三浦貞右衛門相附罷出、夫々に挨拶仕る、十月十五日、晴天、

一三使、卯上刻三島發興、
 一殿様、卯中刻同所御發駕被遊、

紀伊中納言様御内
 正木五郎左衛門
 藤堂和泉守様御内
 須知彦之允
 水戸中納言様御内
 雨宮又右衛門
 伊藤彌太夫
 山本平藏
 白井市郎兵衛
 右之面々出馬に相附被罷越、當所に而引渡相濟被罷歸候に付、今朝御發駕之節御逢被成、吉川六郎左衛門披露之、

一山中新田新規之休息茶屋二軒建、臺子茶多葉粉飾有之、侍相詰、三使被立寄休息被仕、小林又左衛

門殿御馳走なり、

一坂中笹原と申所に水茶屋建有之、右御同人より御馳走なり、
 一坂中の水茶屋建有之、右御同人よりの御馳走なり、
 一筥根宿出口爲新規、大久保加賀守様御家來中根彦右衛門被差出、
 一山中と筥根宿之間に、三使爲御迎加賀守様より近藤庄右衛門被差出、
 一筥根宿口迄、三使爲御迎加賀守様より廣中伊右衛門被指出、
 一三使、午中刻筥根參着晝休、
 一殿様午中刻同所御着、駒太五右衛門所御晝休被遊、
 一於信使屋、加賀守様御家老大久保又右衛門隼人に被申聞候者、三使衆無恙候哉各迄承、加賀守可申聞との儀に付、三使に申達、則又右衛門に三使よりの御禮申達、其上御音物之御禮、上々官罷出申入候旨、信使奉行方より申來、
 一三使、午下刻筥根發興、

一殿様、未上刻御發駕被遊、

銀貳枚

駒太五右衛門

右爲御宿錢被成下之、
 一大たいらへ加賀守様より新規休息茶屋建、菓子色々臺子多葉粉飾有之、御馳走として奏者役吉田六郎左衛門、某外給人足輕等被相詰、
 一さいかち坂の上に水茶屋建、侍足輕被相詰、
 一畑宿に有來の茶屋壹軒、三使可被立寄哉の由に而御用意有之、
 一加賀守様御家老杉浦平太夫途中迄、爲御使者被罷出、
 一加賀守様より湯元之橋に、菅沼八右衛門三使爲御迎被罷出、
 一箱根より小田原迄、加賀守様より爲御先拂、足輕兩人御先に參る、
 一小田原の宿辻々々、侍并足輕其外町役之者罷出、
 一三使、酉下刻小田原參着止宿、
 一殿様、戌上刻小田原御着、清水金左衛門宅に御止宿被遊、
 一新井筑後守様信使御用之儀に付、明後十七日川

崎迄御越被成候由に付、平田直右衛門義、御着前川崎に罷越居、御用之儀等申上候様にこの御事に付、雨森東五郎同道、明後十七日の朝川崎に参着の積に、明朝寅下刻發足仕る、

一日帳付李、田左太郎儀、直右衛門に相附發足仕候に付、川崎迄出駕籠申付る、

- 上杉民部大輔御内
- 山本傳左衛門
- 佐竹大膳大夫御内
- 志田又左衛門
- 毛利周防守御内
- 山中左次右衛門
- 堀田伊豆守御内
- 香宗我部左仲
- 南部信濃守御内
- 仁木三郎左衛門
- 右之面々、御旅宿に罷出伺御機嫌、并官人中無恙是迄附送り候に付、爲御案内参上仕候との儀、取次幾度與一右衛門、大浦左近右衛門、
- 松平陸奥守御内
- 古内孫十郎
- 池田内匠頭御内
- 神取小十郎
- 横田山城守御内
- 横山次右衛門
- 藤堂備前守御内
- 和田幸右衛門
- 松平肥後守御内
- 竹村又左衛門
- 松平越中守御内
- 樋口文右衛門
- 酒井左衛門佐御内
- 中村伊左衛門
- 丹羽左京大夫御内
- 中澤小一右衛門
- 小出信濃守御内
- 田中丈助
- 增山河内守御内
- 蛸部金左衛門
- 松平大和守御内
- 須田治兵衛

右之面々、御着之御祝詞、并官人中是迄附送り候爲御案内致参上候との儀也、取次幾度與一右衛門、一江戸表杉村三郎左衛門方より、今朝卯中刻大坂迄道中五日切時廻し日積にして差越候御用之狀箱、今暮方相違す、

- 一土屋相模守様按ずるに、老中政直、被遣之御狀箱一、彼方様よりの御證文一通相添、當所町奉行方に御使大浦幾左衛門を以差越、宿繼を以被指越被下候様にと申遣す、則請取手形取歸る、
- 十月十六日、雨天、
- 一三使、已上刻小田原發與、
- 一殿様、已中刻同所御發駕被遊、
- 一小田原と大磯之間、水茶屋一ヶ所建有之、
- 一酒匂川土橋懸る、二百軒餘有之、御代官伊奈半左衛門殿より被掛也、
- 一三使、午中刻大磯参着晝休、
- 一殿様、午下刻同所御着、川崎次郎右衛門宅に御休被遊、
- 一三使、未上刻大磯發足、
- 一殿様、未中刻同所御發駕被遊、

一馬入川に船橋掛る、船數百艘、兩川淵に新規に番所建、松平左兵衛督様より物頭、其外侍數多被相詰、

- 一右船橋、御奉行平岡三郎右衛門殿御支配也、
- 一藤澤宿口に、御代官小林又左衛門殿御家來兩人罷出、書付被差出之に付、早川與左衛門請取、左に記す、

覺

此間大磯より道法三里九町、但上段八疊、下段八疊、四つ谷、

此所臺子一飾、并多葉粉盆貳組、但次煎茶、御休息所に差置候、小林又左衛門役人服紗麻上下着、

加藤平藏

右同斷袴羽織着、

白居惣右衛門 蒔田善右衛門

右者、今度朝鮮人來聘に付、爲御休所右之通御座候、以上、

- 卯十月 小林又左衛門
- 一三使、戌上刻戸塚参着止宿、

一殿様、戌中刻同所御着、鈴木八郎兵衛宅に御止宿被遊、

一松平左兵衛督様御使者柏屋平左衛門御口上、三使衆是迄御送被成候との御届也、取次黒城惣左衛門御即答有之、

- 十月十七日、陰天、
- 一殿様、卯下刻戸塚御發駕被遊、
- 一三使、辰上刻同所發與、
- 一戸塚と神奈川の間、水茶屋二ヶ所建有之、
- 一殿様、申上刻川崎御着、御宿根本惣兵衛所に御止宿被遊、
- 一三使、申中刻同所参着止宿、
- 一三使より爲問案、崔兪知罷出口上者、爰許御着の御祝詞、并明朝爰元發足の儀、未明罷立候段迷惑に存候間、夜明に而發足仕候様仕度との義也、御即答、御無異當所迄御着珍重存候、明朝御發足の儀被仰下承届候、明日者品川に而も、上使有之事に候得者、爰元未明に御立不被成候而者、宜かる間舖候、拙子には明朝七つ時爰許發足可致候間、各にも早御仕舞被成、私發足跡に御立可被成候、長途御疲

可被成候得とも、明日計の道中に御座候間、乍御苦勞御精被出未明に御立被成、品川江戸表に而も首尾宜様に有之候様にと存候旨、御返答被仰遣、

松平肥後守様御内
竹村七左衛門

上杉民部大輔様御内
山本傳左衛門

丹羽左京大夫様御内
長曾根小一右衛門

松平越中守様御内
樋口文右衛門

南部信濃守様御内
仁木三郎左衛門

酒井左衛門在様御内
中村伊左衛門

堀田伊豆守様御内
香宗我部左仲

松平陸奥守様御内
太内孫左衛門

右信使衆無恙是迄送届候故、爲御案内致參上候との義、取次幾度與一右衛門、

一堀七郎兵衛殿按ずるに、御船手頭なり、御使者武田仁右衛門、彌御勇健是迄御着被遊目出度奉存候、然者六郷御越の節、三官使乗船、御自分様御乗船、兩長老乗船共に、上之御船被差出候、其内私御預りの御小集御自分様御乗り船に被成候、委細の儀御家老中申談候様に申付候、且又微少の至に候得とも、鯉一折被致進覽候との御事、取次吉川六郎左衛門、

一堀七郎兵衛殿御組中島喜右衛門參上、右御乗り船爲御相談、家來竹田仁右衛門相添遣之候との儀、

取次右同人、

一新井筑後守様へ、直右衛門家來を以申遣候は、御勇健當所御着珍重奉存候、御指圖に而私儀當所罷越居申候、御着の御祝詞旁御差圖次第に、御旅宿に東五郎同道參上可仕との儀申遣す、

一追付筑後守様より以御使、勝手次第罷出候様にこの御事に付、東五郎同道に而裏付上下着罷出、御御用向申談る、

一新井筑後守様此方御旅宿に御出御通被成、殿様御對面被遊、御吸物に而御銚子出御盃事被遊、御茶御菓子出る、直右衛門頼母御挨拶仕る、筑後守様には信使御用に付、一兩日前より當町へ御越被成、今日信使屋へ御出、三使に御對面被成候に付、御出掛故水干なしうち烏帽子御着に而御出也、

一筑後守様信使屋に御出被成候付而、直右衛門儀も罷出候、三使に筑後守様御對面の次第、其外信使屋の趣、信使方日帳に委細有之、

一筑後守様、直右衛門東五郎に被仰聞候は、殿様江戸表へ御着被遊候へは、以上使御教諭の御書付御渡被成候筈に付、御草案殿様御内見被成候ため御

持越、將亦三使江戸參着、初而登城進見之式御持參被成、此時筑後守様被仰聞候は、此度新に御教諭之御書付、殿様の御渡被成候に付、此御書付に御押被成候ため、黄金の御印を被仰付、御印の始りに此御書付に御押被遊候、御家の爲には誠御規模なる御事に候との儀被仰聞、又筑後守様被仰聞候は、此度於大坂京都駿府門外式、并上使座位等の儀、兼而被仰出候通、禮式無相違候哉と御尋に付、門外禮式上使座位等の儀、從公儀被仰出候旨、對馬守方より三使に申達候付、三使被致得心御差圖の通相濟申候、就夫江戸本願寺門外禮式の義も、大坂京都駿府に而のこく被仰付候へく、若相違候而は、右以對馬守三使に申達候趣も相違に罷成、其上御禮式も所所に而違候様に、朝鮮人存候而は如何敷儀に奉存候旨申達候へは、禮式重く成候儀は難成事に候へ共、軽く成候分は少も不苦候ま、爾右之通本願寺に而も、門外の禮式有之候様に可被成との義也、一集長老へ被仰遣候趣、直右衛門頼母方より口上書に相認遣、左記之、

閣藏主を以被仰下候御口上の趣致承知候、三使

江戸着御規式の次第、拔書仕差上候様に對馬守申付置候故、相認置候得共、最前の様子とは違、京大坂に而の御規式の通に可被成様子に御座候故、前の書付は差上不申候、先京大坂の格と可被思召候、且又明朝御發足の儀、對馬守并三使より先達而御立被成、品川に而御待可被遊候、江戸御着の儀も、對馬守三使より先達而御發駕被成、本願寺に御入被成御待可被成候、以上、

十月十七日

杉村 頼母
平田直右衛門

雲壑大和尚

十月十八日、雨天、

一殿様、寅中刻川崎御發駕被遊、

一三使、卯上刻同所發輿、
一六郷船渡りに付、從公儀御出し被成被置候御船に被爲召、御渡り被遊、堀七郎兵衛殿御預りの御船なり、

一六郷川上の方に箒船出有之、川端兩方に竿挑灯數十丁燈し、焚火も數々有之、
一六郷渡場は從公儀御廻被成候御船、左記、

向井將監殿御預り小隼三浦丸三十四挺立

正使 乘り船

天野佐左衛門殿御預り小隼飛鳥丸三十二挺立

副使 乘り船

小濱佐右衛門殿御預り小隼住吉丸三十二挺立

從事 乘り船

堀七郎兵衛殿御預り小隼橋丸三十挺立

殿様御乘り船

小濱佐右衛門殿御預り小隼蒼隼丸九十八挺立

兩長老乘り船

一上々官、上官、此方年寄中、其外重立候役人は、屋形船十三艘に而往來して渡之、

一國書橋は、正使乗船の二之間に棒共横向に乗之、此義は兼而公儀に被仰上置、右之通也、

一先道具并中官、下官其外馬駕籠、此方信使附御供末々の者は、常の渡し船十艘にて往來して渡之、

一右渡し方の儀、御代官伊奈半左衛門殿御手代に、出馬掛三浦真右衛門致面談申談、無滞様に双方より下知仕有之、

一殿様、辰上刻品川御着、岩田茂兵衛宅に御休被

遊、

一三使、巳中刻同所參着、晝休客館本光寺、

一今日品川に而の上使酒井左衛門佐様、公儀より御渡被成候御書付寫し來候に付、左記之、自注、此方より來候共不相知候得共、御紙品川にての事と相見候付此所に記置之、御書付何

一於大坂西本願寺、上使の節門外上々官階下迄接するに、この間三使の出迎候由、

一上使階下迎送の場に而一揖、上使の常齒の前に而二揖、退出の節も齒の前に而二揖いたし候、上使檜扇懷中、空手にて答拜いたし候、

一於京都本國寺、上使の節三使後座に小童在之、上使召連候布衣着の者、其席迄罷出候由、

一上使、淺沓階下際毛氈の上迄はき候由、退出の節も同斷、

一右爲心得、京大坂にての様子有増書付相添之、一座位の繪圖相渡候、其節宗對馬守に諸事可被相談候、

一上使の節、裝束狩衣着用の筈候得共、時宜により衣冠着用の事も可有之候間、衣冠も用意可有之候、尤衣冠の時者檜扇持候事、

一旅館の事候間、上使對面の節、三使重き裝束大儀にも候條、急度無之様に對馬守迄申達、任其意候者狩衣着用可有候、右之趣に候得共、三使裝束重き様子に候は、上使も衣冠帶劔候様に可被相心得候、

一衣冠着用に成候は、淺沓可被用候、左候は、ぬき所、はき所など對馬守に可被聞合候、

一狩衣着用に候は、金剛草履可被用候、是又ぬき所はき所、對馬守に可被聞合候、

一狩衣着用に被勤候共、布衣四人素袍六人可被連候、歩行者等麻上下、傘持沓取以下白張、

一自然衣冠着用に成候共、轆には不及候、

一本光寺中仕切門の外にて可有下乘候、

一上使相濟候は、可有登城候、

右之趣、可被得其意候、

一三使仕舞方の様子御聞合被成候て、殿様御衣冠御下襲御帶劔にて、三使屋に御出被遊、布衣御用人島雄多内、松尾木工、古川繁右衛門奏者番吉田治部左衛門、素袍六人、奥御小姓表御小姓組より勉之、

一上使酒井左衛門佐様、御使者吉田七左衛門被

遣之、拙者儀唯今信使屋に罷出候、御勝手次第彼方、御出被成候様にと被仰遣、御返答御相應、

一信使屋於御休息所、御馳走人加藤遠江守様、御賄御代官伊奈半左衛門殿に御對面被遊、

一縁長老集長老、先達て信使屋に御出御待合被成、

一上使酒井左衛門佐様御衣冠帶劔、信使旅館に御出、館伴加藤遠江守様、御賄御代官伊奈半左衛門殿、中仕切門外に爲御迎御出被成、上使此所にて下與被成、向拜所迄御步行被成、

但、上使の節御賄御代官御出迎は何方にも無之儀に候へ共、半左衛門殿には格別故大紋を被着、上使の節は御出迎被成候様にとの御差圖在之候故、御出被成候由、

一上上官三人并年寄中、上使の御下與所に罷出、上上官此所迄御迎に罷出候と、平田隼人披露仕、上使御會釋被成、中門に御入被成候時鼓吹奏之、上々官三人、隼人、忠左衛門御先導仕る、

一中仕切門より向拜所迄、下に莚三枚並に敷之、上に又薄縁二枚並に敷有之、

一殿様兩長老庭中半程迄、上使爲御迎御出被遊御

會釋有之而、上使より少し御下り被成、左右に御歩
行被爲並入、

一三使階下を爲御迎被罷出、御互に御一揖有之、階
上に而御一揖有之、上使と左右に御立並、上使の間
に順々に被爲入、御銘々御齒の前に御立並二揖被
成、御齒に御居着被成、

一殿様兩長老も御齒に被爲附、御座席定而左衛門
佐様三使への上意有之由殿様へ被仰候時、殿様御
中座被成、上意の趣謹而御聞被成、上意の旨は、「今
日到着に付、以上使迎入らるゝとの儀」右上意の旨
を殿様御聞被遊、崔同知被仰合、此段三使の申達
候様に被仰渡、則崔同知三使銘々に申遣す、上意の
旨三使謹て承之、海陸御馳走被仰付難有仕合奉存
候旨三使被申候由、崔同知殿様へ申上る、殿様右の
趣を上使の被仰上、上使相應の御挨拶有之に付、其
旨を崔同知を以三使の被仰入、

一右御挨拶相濟て參湯出る、通ひ小童、
一左衛門佐様、三使の御請をと殿様へ被仰候時、殿
様又中座被成、崔同知を以三使の御請を被仰上候
様にと被仰候時、三使謹て御請被申上、則其旨崔同

知御側へ差寄申上候付、殿様上使の被仰上、

三使の御請
今日到着に付、被成下上使御懇の蒙御詫寔以難
有仕合奉存候、御請の義宜被仰上可被下候奉頼
候、

右御請相濟て、御退出可被成との儀、殿様に御會釋
有之付、三使の被仰通、如最前御齒の前に御立二揖
被成御退被成、

一前のことく階上にて御互に一揖有之、三使階下
へ被送出、又一揖有之、
一上使御還の時、御禮式御入被成候時のごとし、
一上使御歸被成候て、三使より御禮の御使者杉村
頼母狩衣の儘、左衛門佐様御旅宿へ罷出、御口上前
のごとし、
一殿様御歸の時、御禮式前儀のごとし、
一殿様、信使屋より御歸被遊候て御湯漬被召上、未
上刻品川御發駕、正徳辛卯信使記録、

通航一覽卷之五十七終

通航一覽卷之五十八

朝鮮國部三十四

○信使參向道中 享保度

享保四己亥年六月廿一日、柳營被罷職等廿日に係朝鮮の
信使對馬國佐須奈浦に着岸、同廿七日對府に到着あ
り、

享保四己亥年四月十一日、信使朝鮮發途、五月十八
日、乘船六月廿日佐須奈浦着船、同廿三日御鷹對馬
着船、同廿六日御馬對馬着船、同廿七日信使對馬到
着、柳營被罷職等、
雜語燭談

享保四年朝鮮國信使來聘、六月廿一日超海著佐須
奈浦、同廿七日府著、太守暨予各駕樓船出迎虎崎、
同廿九日予偕太守初訪賓館、三使接遇饗應最敦、迎
送奏樂、其翌差緇价申謝、星接答響、

享保四年四月十一日、朝鮮人都を出、五月十八日に
乘船候筈、此間に十八里の大灘あり、扱對馬に着し
て十日程も逗留あり、此内に二度饗應あり、

從朝鮮道法

然者先比も得御意候處、其節御報被仰聞候通信使、
朝鮮國の都四月十一日發足、五月十八日釜山浦乘
船と有之候、都より釜山浦迄道法何里程有之、道中
の様子、是^カ又五月十八日より同廿日過、對州の
渡海の由、海上の道法、并對州に幾日程滞留に候
哉、右之趣其急度御尋申候譯にて者無之候、御内々
にて承置度由に御座候、御報被仰聞可被下候、此旨
拙者共より得御意候様に、對馬守申付候、以上、

五月十一日 吉田十兵衛
井川治右衛門
按ずるに、平田直右衛門は、
宗對馬守老臣御用掛なり、

通航一覽卷之五十七終

朝鮮より東萊の廿日路、東萊より釜山海の三里、釜
山海より楨島の壹里、楨島より鱈浦の四十八里、
注、自是より對馬釜ヶ島より坂に六里、坂より鴨瀨島の五
里、鴨瀨島より府中の四十八里、月堂見聞集、

享保四年五月十一日、
一松平對馬守様按ずるに、御用掛り寺社奉 御用人吉田十
兵衛井川治右衛門方より手紙來、返答別紙共に左
記之、

然者先比も得御意候處、其節御報被仰聞候通信使、
朝鮮國の都四月十一日發足、五月十八日釜山浦乘
船と有之候、都より釜山浦迄道法何里程有之、道中
の様子、是^カ又五月十八日より同廿日過、對州の
渡海の由、海上の道法、并對州に幾日程滞留に候
哉、右之趣其急度御尋申候譯にて者無之候、御内々
にて承置度由に御座候、御報被仰聞可被下候、此旨
拙者共より得御意候様に、對馬守申付候、以上、

五月十一日 吉田十兵衛
井川治右衛門
按ずるに、平田直右衛門は、
宗對馬守老臣御用掛なり、

一日發足、五月十八日釜山浦乘船仕候由風開承及候通申上候に付、都より釜山浦迄の道法何里程、道中之様子、且又五月十八日より同廿日過、對州の渡海海上の道法、并對州に幾日程逗留に候哉と御尋被成候、朝鮮國都より東萊府迄の道法、凡十二三日路の由に御座候得共、信使の節者大丘の郡と申所にて、從者被相揃候故、道中右の日積より被及逗留候由に御座候、從者揃次第東萊府に下着被致、船仕廻相濟候得者、釜山浦と申所より乘船被仕、順次第出帆御座候様に承及候、

一朝鮮國釜山浦より、對州渡し口佐須奈浦と申所迄者海路四十八里と申傳、一日路にて御座候、佐須奈浦より對府迄は順能候得者、三日程には府着仕候、府中逗留の日數、古來よりの規式等御座候故、日數十四五日程は逗留可被仕哉と奉存候、然とも此儀者隨分日數掛り不申候様に申遣候、順能候はは其内にも出帆可有御座哉と奉存候、彌對馬守方定日届有之候得者、段々御案内申上事に御座候間、此段何分にも宜被仰上可被下候、將又昨日天和年對州逗留日數の儀、御尋被成候得共不覺に候、御覽

の通覺書者持參仕候得共、考候て申上候て者間後に成候故、覺不申候由申上置候、爲念書附進之候間、御序に被仰上可被下候、其内萬々期貴面可申述候、以上、

五月十一日

平田直右衛門

吉田十兵衛様

井川治右衛門様

右之手紙に相添遣書附、
天和二年信使參向

六月十八日、朝鮮國釜山浦出船、即日對州佐須奈浦に着船○同月廿四日對州着船○七月八日對府出船○同月廿六日大坂着船○八月二日大坂發足○同月三日京着○同月七日京發足○同月廿一日江戸着、同年同月十九日、

先頃如申上候、朝鮮國の信使、彌四月十七日彼國都發足の由、昨日對州より申來候に付、河内守様按す御用掛老中御用掛様にも口口案内申上候定て御前様井上正等、御用掛様にも口口案内申上候定て御前様候上者、乘船日取も多くは間違有之間敷哉と奉存候、以上、

五月十九日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様按すに、奥野忠兵衛は御用掛御勘定組頭なり、

同月廿一日來聘之信使、四月廿九日東萊に下着の段、昨日繼船を以御案内申來候得共、御用掛の御狀の案不相見候に付、爲念御用掛御三人に、右の趣御案内申上候口上書、原宅右衛門を以、今朝松平對馬守に差出、井川治右衛門に面談口上書差出す、

口上

朝鮮國の信使、四月廿九日彼國東萊府に被致下着候由、對馬守方より申越候、最早可被開召候得共爲念申上候、未乘船の儀者不相知候、重て相極次第御案内可申上候、以上、

五月

宗對馬守内
原宅右衛門

同年七月廿二日、信使六月廿七日府中廻着、御鷹は同月廿三日、御馬同廿六日府着の由、海陸日切にて申來書狀、大井川水出三日滞留にて今日到來に付、井上河内守様、并御用掛様の御口上書相認、平田又左衛門を以差出之、以上、享保己亥信使記録、
朝鮮人旅中海陸の御馳走、及び人馬等の事は、かねて諸大名以下に命し給ふ、

享保四年二月朝鮮人御用被仰付之、左之通、

- 壹岐國勝本 肥前平戶居城 六萬三千石 松浦肥前守 ○筑前國藍島 筑前福岡城主五十 二萬二千石 松平肥前守 ○長門國下關 長門周防城主 十六萬九千石
- 松平民部大輔 ○豐前國小倉 豐前國小倉城主 十五萬石 小笠原右近將監 ○周防國上關 松平民部大輔 ○安藝國浦刈 藝州廣島城主四十 二萬六千石 松平安藝守 ○備後國鞆 備後福山城 主十萬石
- 阿部伊勢守 ○備前國牛窓島 備前主三十 一萬石 松平大炊頭 ○播磨國室津 播磨姫路城主 十五萬石 柳原式部大輔 ○同國明石 播州明石 城主 松平左兵衛督 ○攝州兵庫泊 攝州尾崎城主 四萬石御 松平遠江守 ○大坂 泉州岸和田城主五 萬三千石、御諸代衆 岡部美濃守 ○河内國枚方 休 丹波龜山城主五 萬石御諸衆 青山因幡守 ○山城淀泊 山城淀城主六 萬石御諸代衆 松平和泉守 ○京本能寺 休
- 山城淀泊 山城淀城主七 萬石御諸代衆 本多下總守 ○江州大津 在所丹波山 家一萬石 谷出羽守 ○同國守山泊 勢州龜山城主 五萬石御諸衆 板倉近江守 ○同國八幡 休 江州水口城主 二萬五千石 加藤和泉守 ○同國佐和山泊 江州彦根城主 三十萬石 井伊掃部頭 ○濃州今須 休 右同人 掃部頭
- 濃州大垣泊 濃州大垣城主十 萬石御諸代衆 戸田采女正 ○尾州起

るに、瀧州の六十二尾張殿○同國名古屋泊 御同人張殿
誤りなり、萬石 三州岡崎 城主三萬
○同國鳴海 御同人張殿 三州蒲屋城主二萬三浦
石老 水野和泉守○同國赤坂 休 三州石養番
壹岐守○同國吉田泊 三州吉田城主
七萬石養番 松平伊豆守○同
國荒井渡 休 五千石寄合 近藤二次郎、勤番宮城三左衛
門○遠州濱松泊 萬石御諸代衆 松平伯耆守○同國見
附 右同人伯耆守○同國掛川泊 遠州掛川城主
六萬石御諸代衆 小笠原
佐渡守○同國金谷 休 右同人○小笠原 駿州藤枝泊
駿州田中城主 土岐丹後守○駿府 休 在所筑後三池一
三萬五千石 萬石加番、立花
出雲守○同國江尻泊 讚州龜城城主 京極若狹守○同
國吉原 休 豫州今治城主四 松平采女正○豆州三島泊
萬石御諸代衆 有馬左衛門佐○相州箱根 休 相州小田原
越前丸岡城主五 萬石御諸代衆 城主十一萬
三千石 大久保加賀守○同國小田原泊 右同人久保
御諸代衆 下野壬生城主 鳥居丹波守○同國藤
加賀○同國大磯 休 三萬石御諸代衆 鳥居丹波守○同國藤
澤泊 在所越後付松 堀左京亮○武州神奈川泊 在所筑
五萬 黒田甲斐守○同州西川 休 在所同州之松平豊前守
石 柳營日録○按するに、諸記によるに、この行藤澤泊
より品川泊なるなり、この書誤りなり、下同し、

享保四年 一當秋朝鮮人來朝に付、海陸道筋所々御馳走人被
仰付候御衆中、自注、右戊辰十月
十八日被仰付候、
壹岐勝本 自分馳走松浦肥前守殿○筑前藍島 同松
平肥前守殿○長門赤川關 同松平民部大輔殿○安藝
蒲葺 同松平安藝守殿○備後鞆 同阿部伊勢守殿
○備前牛窓 同松平大炊頭殿○播磨室津 神原式
部大輔殿○攝津兵庫泊 松平遠江守殿、石原清左衛門
○同大坂 旅館西本願寺 岡部美濃守殿、櫻井孫兵衛
内枚方 休 谷出羽守 青山因幡守殿、角倉與市○山城淀
泊 松平和泉守殿、鈴木九太夫○京都 休旅館本能寺
本
多下總守殿、坂井剛五左衛門○江州大津泊 青山因幡守
殿、久下藤十郎 殿入替り
谷出羽守殿、吉郡文右衛門○同守山泊 板倉近江守
殿、多羅尾四郎右衛門○同八幡 休 加藤和泉守殿、遠山
半四郎○同彦根泊 美濃今津 休 自分馳走井伊掃部頭
殿、甚太郎○同大垣泊 同墨俣 同戸田采女正殿○
同起 休 尾張名古屋泊 同鳴海 休 同尾張中納言
殿○參州岡崎泊 水野和泉守殿、飯塚孫次郎○同赤
坂 休 三浦壹岐守殿岩室伊右衛門○同吉田泊 遠江

荒井 休 松平伊豆守殿、窪島作右衛門按するに、鷄林來聘
勳四郎山田九郎○今切渡 船渡奉行近藤三次郎殿、宮城
兵衛之助
三左衛門殿○同濱松泊 同見附 休 松平伯耆守殿
龜田三郎兵衛 大草太郎左衛門○同掛川 同金谷泊 小笠
増田太兵衛 美濃部勘右衛門 休前島小左衛門○駿河藤枝泊
原佐渡守殿、榮村藤兵衛
土岐丹後守殿、竹田尊左衛門○同府中 休 立花出雲守
殿、戸田主水殿 小林又左衛門○同江尻泊 京極若狹守
殿、本多帶刀殿
殿、岩手三次郎○同蒲原 休 松平采女正殿、秋山彦太夫
神保甚三郎
○伊豆三島泊 有馬左衛門佐殿、河原治兵衛○相
模菅根 休 自分馳走大久保加賀守殿○同小田原泊
鈴木小左衛門○同大磯 休 鳥居丹波守殿、遠藤七左衛門
○同藤澤泊堀左京亮殿、小宮山長右衛門 武藏神奈川
泊 黒田甲斐守殿、伊奈半左衛門○同品川 休 松平豊
前守殿、伊奈半左衛門、月堂見聞集、
鷄林來聘記
享保四年、道中川々船橋出來之事、
佐渡川 船橋八拾艘、内五拾艘松平攝津守、三拾
艘德永八左衛門、西尾主水、
墨俣川 同百三拾艘、尾張中納言殿、安藤對馬守
起川 同貳百七拾艘、 尾張中納言殿

天龍川 同五拾三艘 御代官所
富士川 二瀬に而同九拾艘 御代官所
馬入川 同九拾四艘 御代官所
外
酒匂川 同九拾艘、御代官所、大久保加賀守
小熊川 同貳拾八艘、大鳥肥前守、同采女 柳營日録
享保四年五月朔日、奥野忠兵衛様より返書、
一蚊帳臥具の儀、私存寄の通申上候に付、其趣御同
被遊候處に、朝鮮人暑氣の節來朝候は、蚊帳御渡
被遊、冷氣に至り來朝候は、不及蚊帳候間、臥具御
渡可被遊候、對州迄被遊候例無之候間、此度若兵庫
迄可被遊之御事奉畏候、此儀者近日得貴意候節、少
少御咄申上度儀共に御座候、
覺
先比朝鮮人わ被下候蚊帳臥具の儀申上候處に、當
分者暑氣の節に候故蚊帳可被成下候、對州わ被差
下候例者無之候間、兵庫迄可被差下置由被仰出候、
先日も書附を以申上候通、朝鮮人用に被仰付候事
に候間、願者於大坂、對馬守屋敷に御渡被成被下候
は、對州に差下船中道中共に用可申候故、左候得

者船中御馳走所々御方様、臥具の御用意被成候御心遣も無御座、餘程の助と奉存候、御差圖の通兵庫にて御渡被成候て者、兵庫より下の所々に者、蚊帳のみならず、臥具迄悉御用意被成候故、彌御馳走方被勞候事に候、御當地發足の刻者秋半に罷成候間、臥具不被成下候て者罷成間敷候故、爰元にて被成下候臥具を、道中船中共に用候得者、御馳走所の御方様者、蚊帳臥具等の無御心遣、相濟申事に御座候間、乍憚又々此段申上候、兎も角も御差圖次第にと奉存候、以上、

五月

茶對馬守内

平田直右衛門

右之蚊帳臥具の書付寫一冊、御用掛井上河内守様御用人衆まで、鈴木左治右衛門を以差出す、

同月八日、奥野忠兵衛様より手紙、

一宿々旅館の儀、見分の者とも段々罷歸候、三使屋の内にも住居少々直し可然の旨も相伺候、其外官人宿等大破にて、見苦敷分は引替候様にも可致候、繪圖參り次第遣し可懸御目候哉、又松平對馬守宅にて御相談可申候哉思召次第に存候、尤左様は、役人中も御召連御談し候様に可然候、次第に相互

に御用も多く罷成事に候間、御直談にて諸事相濟申度如此候、以上、

五月八日

奥野忠兵衛

平田直右衛門様
右節、

一宿々旅館御見分に被遣候衆段々御歸の由、三使屋の内にも住居少々、御直し可然の旨も御伺被成候、其外官人宿等大破にて、見苦敷分者被引替候様にも可被成候、繪圖參次第御見せ可被成の由、被入御念候趣致承知候、三使屋井上官屋者、少宛にても住居直り候は、一覽仕度候、其上にてもし存寄の儀も御座候は、可申上候、松平對馬守様御宅にて可被仰聞哉の由被仰下候得共、願は此方にて得と一覽仕候上にて、存寄も有之候は、申上度候間、到來次第此方被遣御見せ被遊可被下候、中官以下の宿々者、見申候に不及候、疊敷を以廣狹者御極被遊候て相濟可申候、次第に御用も繁多故、御逢被成諸事御濟被成度旨奉得其意候、此方も御直に相究度事共御座候得共、此間者別て用事取紛以參上も不申上候、若其内御尋被遊候儀も御座候は、御書

附を以被仰下候様にと奉存候、近日拜顔に萬々可申上候、以上、

尙々、宿々の朝鮮人宿相極り候は、先日も申上候通繪圖被仰付、宿中圖共に一通此方御渡し被成候様にと奉存候、急に出來合不申候は、宿見分の者成共御渡し被成可被下候、願は此方御參候得者、猶以能御座候心事奉期貴面候、以上、

五月八日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

同月十日、松平對馬守様所にて、忠兵衛様御逢被成候て、左の趣御尋被成る、

一京大坂にて攝入候哉之事、

一圖書三使輿昇看板の事、

一持夫人足何を持候哉の事、

一臥具蚊帳の事、

一人馬割役人、何人被懸候哉の事、

右の儀、御覺書を以御尋故、覺候通有増に申達、とかく委事は日記を考候て、書付候て差上可申由申入、御覺書請取之、

一忠兵衛様の申達候者、先日臥具の儀申上候得者、當分は蚊帳時分に候間、蚊帳可被成下候、對州迄被差下候例者無之間、御用意被成候は、兵庫迄被差下置、彼所にて御渡可被成由御返答候、然共私奉存候は、迎も朝鮮人用に御用意被成候事に候故、兵庫にて御渡被成候て者、兵庫より下々御馳走の所々六七ヶ所、蚊帳のみならず臥具共に、御用意被成候事に候故、無益の事に大分御馳走方御費被成事に候、就中松浦肥前守様、六七萬石にて御馳走被成候さへ御大儀に存候處、其上臥具等迄御用意被成候て者、彌御迷惑可被成候、壹州迄被遣候得者、彼所より江戸表迄相濟申事に候得者、船中所々御用意不被成候故、餘程の違に罷成と察存候付、先比存寄申上候、此間も方々より臥具用意の儀尋來候得共、仰出は有之候得共、先暫御扣候様にと申置候、何とぞ蚊帳御用意被仰付候は、大坂にて對馬守屋敷番に御渡被成被下候へかし、對州迄差下、壹州より用候様に仕度由申入候得者、忠兵衛様被仰候は、左様の委細の譯會て不存候、思召寄尤至極に存候間、其譯御書付被遣候様にと被仰聞候故、畏候由申入、

御用掛御三人様の懸御目、右の趣存寄忠兵衛様の申上候、委敷書付差越候様に被仰候間、書付差上可申由申上罷歸る、

同月十一日、奥野忠兵衛様より手紙來、返答書相認直右衛門持參、往復の書面別て書付持參、彼方にての次第共に段々奥に記、

昨日者久々に懸御目候、然者承度儀共に左記候、一朝鮮人對州より兵庫迄の内に、船中七人の御馳走の面々より、滯船の内者數日にても、前々下行相渡り候哉、若無益の用意者、對州より其御心掛有之候哉、

右御答書、左之通認之直右衛門持參、委細奥に記す御手紙にて御尋被成候御答書、

一朝鮮人對州より兵庫迄の内、船中七人の御馳走の御面々より、滯船の内者數日にても前々下行相渡り候哉、若不意の用意者、對州より其心掛有之哉の由御尋被成候、信使船中逗留の間者、幾日にても其所の御馳走人より、下行御渡被成候先例にて御座候、對州出船以後者、對馬守方より下行相渡候例者無御座候、以上、享保己亥信使記録、

一先達て申進候通、富士川若出水等にて船橋往來難成節者、與にて者船に乗せかたく、三使之分者乗物之用意致置候、究り候は、重て可申進之由被仰越候故、如此御座候、以上、

追て、昨日承合候趣、共に御書付被成可被遣之候、以上、

五月十一日 奥野忠兵衛
平田直右衛門様

右答

一先達て被仰下候富士川、出水等にて船橋往來難成節者、與にて渡し船に御乗せ難被成候故、三使之分者新敷乗物御用意被仰付置可然候、追て究り候様子被仰聞被下候様に申上置候に付、彌其通御極め被成候段被仰聞承知仕候、其趣國本にも可申遣候、以上、

五月 宗對馬守内
平田直右衛門

同日御用掛様の差出候書付

朝鮮人風波に遭候て漂着候は、綱、碇、水、薪、馳走有之候様にどの御觸の事先日申上候、其外に唐津淡路わ者、漕船の儀被仰付候、淡路などは就中大

切の場所故、漕船の御用意爲在之か能御座候間、無御失念被仰付候様に申達候得者、御書留被成候て天和に者無之由被仰候故、天和には無之、正徳には御座候由御挨拶申達、兵庫御賄御代官森山又左衛門様御同席故、御近附に罷成、兵庫之事共申談罷歸候、

同月十九日、奥野忠兵衛様の、直右衛門方より遣候手紙、

以手紙申上候、御鷹御馬先達て登可申候、大坂御鷹部屋御厩之事、先日申上置候、如何様に相濟申候哉、間に逢兼可申と奉存候故、御様子承度奉存候、一蚊帳臥具等の儀も、私存寄先日申上置候、御返答次第御馳走所にも可申遣候、

一下行に被下候魚鳥野菜諸色の儀、先日書附差上候通相濟、御差圖被仰出候様に被仰聞候口覺申候、彌其通對馬守方にも可申越候哉、爲念承度奉存候、右の通御馳走所被仰渡候得者、對州より其格を以、下行の品相渡候事故、一刻も早く申越度奉存御尋申上候、

一兩長老駕籠人足馬等の儀も、先年の通彌被仰遣

被下候哉、對州當番の和尚方にも申遣度奉存候故相同候、右の趣未御返答疑と承不申候付て、爲念承知仕度奉存如此御座候、委く被仰聞可被下候、此旨以參可申上候得共、殊の外間近に罷成候故、取込以手紙申上候、

同月廿日、奥野忠兵衛様よりの手紙并再答、昨日者御手紙の處、御用寄合夜更罷歸候付、御答及延引候、

一大坂御鷹部屋御厩の事、御鷹者彼地土藏成共、又は座敷圍候ても差置候様に被仰渡候、厩者相立申筈に御座候、

一蚊帳臥具の儀、御用掛迄申聞候、一下行渡りの魚鳥野菜諸色の儀、帳面の通り自分馳走の面々御賄方にも相觸申候、

一兩長老駕籠人足馬等の儀も、正徳の通相濟申候、對州にも先達て被仰越候に付、御尋の由右の通に御座候、左様御心得可被成候、今日も登城早々及御報候、以上、

昨日の貴答致拜見候、被仰下候通信使四月十一日彼國の都發足の由申來候故、用事取紛候段御賢察

可被下候、

一大坂御鷹部屋御厩の事、昨日御尋申上候處、御鷹者彼地の土藏に成共、又は座敷圍に成とも被成候様に被仰渡、御厩は御建被成等の由奉得其意候、定て西本願寺の内にて可有之歟と奉察候、大坂對馬守役人方にも其趣可申遣候、

一蚊帳臥具の儀、御用懸中様に被仰上置候口承知仕候、段々御馳走所御用意等も可有之候故、何とぞ早く御返答被仰出候様に奉頼候、

一下行の魚鳥野菜諸色の渡り方、私存寄申上候通、自分御馳走の御面々御賄方にも、御觸被下候由奉得其意候、早速對馬守方にも可申遣候、

一兩長老駕籠人足馬等の儀、正徳の通に相濟候由被仰下奉得其意候、本番加番の長老方にも相達候様に可仕候、段々相伺置候御用向無滞相濟、別て忝奉存候、御用懸様の御序の刻、宜御挨拶被遊可被下候、奉願候、以上、

五月廿日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

同日松平對馬守様御用人衆より、直右衛門方々來

候手紙并返答、

以手紙致啓上候、當年獻上の御鷹幾居、御馬何疋、右御鷹馬に附參候官人の員數御書付可被下候、此段拙者共より得御意候様、對馬守申付候、以上、

五月廿日

吉田十兵衛

井川治右衛門

平田直右衛門様

前刻者御手紙被下候處、罷違候て不能即答候、然者當秋獻上御鷹御馬の員數、右御鷹御馬に付參候官人員數書付差上候様に御意の由、被仰下奉得其意候、御鷹數四十四居の由頃日申來候、御馬數官人員にて可有御座候、官人者中官一人、次官一人、下官一人、都合三人相附參候先規に候故、此度も先規に違は有之間敷と奉存候、將又信使先月廿九日東來と申所罷着候由、御繼船を以遂御案内今日致參着候、定て御開可被遊候得共乍序申上候、右の趣宜被仰上可被下候、以上、

五月廿日

平田直右衛門

吉田十兵衛様

井川治右衛門様

五月廿三日、奥野忠兵衛様より交通、

一岡崎宿従事物置正面にて者無之候、依之暗くは無之候事、

一濱松宿従事之居所、舊冬の通にてはひさく、次の間却て高候に付、間取り振替候由に候、則繪圖遣之候事、

一道中宿印荷印船印、并乘馬中馬集所挑灯の印、右旗等の紋染色書付、正徳に被遣之候に付、所々御馳走入に此方より觸申候、

此印品々、何方より拵候哉の事、

一朝鮮國忌日精進日相知次第、早々可被申聞候事、一實相寺にて如前々、當秋も菓子は不出筈に候事、一清見寺見物致度旨、達て望候は、可任其意由被仰渡候間、左様に可被心得候事、

一御鷹はこ木ほこたれ、大坂にて申付、宿々持送筈に候事、

一蚊帳臥具の儀相伺候處、最前相達候通、當秋は於兵庫蚊帳相渡候様にこの事、

右之儀共爲御心得申達候、御申聞候儀は御吟味の

上承度候、以上、

五月

同月廿七日、松平對馬守様御用人方よりの手紙、以手紙致啓上候、然者今日八時過、御家來中御壹人被遣候様に、貴様迄可申進旨、對馬守被申付候間如此御座候、以上、

五月廿七日

吉田十兵衛

井川治右衛門

平田直右衛門様

右返事

御手紙致拜見候、然は今八時過、役人共壹人差上候様、御意の旨仰下奉得其意候、以上、

五月廿七日

平田直右衛門

吉田十兵衛

井川治右衛門様

右之通申來候に付、鈴木左次右衛門罷出候處、御用人吉田十兵衛罷出被申聞候は、本願寺宿割被仰出候に付、各相招候て繪圖御見せ申候様に、對馬守被申候由にて、繪圖被差出候に付致披見、此御繪圖直右衛門に見せ申度候、可能成御事に候は、拜借被

仰付被下候様にと申達候て、又申達候は信使宿見分の者、去十九日船中所々致見分、大坂の致參着候、依之口上書持參可仕と存罷在候折節、被召寄候付持參仕候由にて書付差出候處、早速被申上被仰出候は、宿割繪圖の儀彌御借し被成候、宿見分大坂著に付、書付被差出候趣御聞届被成候、扱信使は對州の幾日程逗留可有之候哉と御尋に付、十二三日も逗留可仕歟、何とぞ逗留有之様に、直右衛門方より度々申遣事に御座候旨申上る、其外あなた御當地にて御出馬被成候付、諸事御支度の譯など、十兵衛被尋候付、前々の通致物語、宿割繪圖致拜借罷歸る、左次右衛門持參の口上書、左記之、

口上

對馬守家來朝鮮人宿見分の者、去十九日大坂表の參着仕候由申越候、船中筋御自分御馳走の所は、朝鮮人宿は過半出來仕候得共、兵庫にては御用掛様より宿繪圖は御渡被遊候得共、其儀に付被相伺置候事共在之、いまた如何様共御差圖無御座候故、普請取掛不被申由被申開候に付、不得止御繪圖を以、座圍等の儀申談置候由、檢分の者共方より申越候、

若道中筋外にも御取掛り無之宿も可有御座候哉、不及申上儀ながら、一日も早く夫々に座拵等も被仰付被下候様に、大概座拵等出來候上、檢分の者罷通候様に仕度候、見分の者五六月中には大坂出立可仕候由申越候間、此段申上候様に平田直右衛門申付候、以上、

宗對馬守内
鈴木左次右衛門

五月 吉田十兵衛様

井川治右衛門様

御用掛様の差出候書附の内、與昇看板紋形の儀、左の通認持參之、

國書并三使與昇紋形模様

右之通、肩前後に相見申候、先年公儀より右の模様を、香の圖と御書載被下候、我々覺候香の圖とは違有之候故、爲念寫差上之候、以上、

右之書附兩通、忠兵衛様の直右衛門致持參候に付、昨日御用掛様方より、被仰聞候御尋ヶ條書の御返答書、并臥具の儀に付、存寄の趣申上候覺書相認致持參、御取次の渡置可罷歸と仕候得者、致在宿候間

是非可申開候由、御取次申候て則申達候得者、罷通候様にと有之、罷通候得者深澤八左衛門殿、山田平

太夫殿も御同席に候故、書附の趣有増申達、人夫の入方は先日御物語の員數とは違候得共、此方帳面の趣書寫差上候由申入、右帳面二冊、左記之、

覺

一天和年京大坂にても擲入候哉と御尋被成候、天和年京大坂にては、擲の代りに毛氈を敷用相濟申候、

一三使與昇人足看板模様の儀、御尋被成候、

國書與昇

地色淺黃紋形香の圖

大旗綱引

地色紺紋形輪違

繻綱引

右同斷 地色萌黃紋形淺黃香の圖

正使與昇

副使與昇

地色薄柿紋形右同斷

從事與昇

地色てり柿紋形香の圖

乗物駕籠昇

地色紺紋形輪違

右者、正徳年看板にて御座候、

一信使方道中持夫人足何を持候哉と御尋被成候、武徳年人足入方、左之通に御座候、

通り人足覺

一國書與昇 十人 一三使與昇 六十六人

一同替與昇 二十四人 一大旗二本綱引 六人

但脇指 一繻二本綱引 六人右同斷 一上上官三人

人乗物昇 二十四人 一金僉知學士良醫乗物昇

二十四人 一通詞駕籠五挺 三十人 一人朝鮮

掛荷馬之雨具入 長持八棹持夫 九十六人 一三使夜具長持三棹持

夫 二十四人

毎日寄人足覺

一三使櫃荷四箇持夫 十六人 一乘輿雨覆持夫

六人 一三使上上官長持 四百八十四人程

右者朝鮮人方

一下行方諸帳面入挾箱持夫 四人 一人馬方諸

帳面入挾箱持 四人

右者、毎日相定入申候入足之數に御座候、此外三

使菓子并下行物の内被爲持候持夫、此類に召遣

候人足も少々有之由に御座候、

一人馬割役人何人相務候哉と御尋被成候、

朝鮮人方人馬請取役 同手代

山口吉右衛門 土井與兵衛 高本伊兵衛 海津

程右衛門 平間新七 溝井佐治右衛門 對馬守 以被成
下候御傳馬人足 一色助左衛門 同手代 井上勝右衛門 賦實傳馬支配役
 佐伯市左衛門 但、手代役者、其内代り候事も可
 有御座候、

右之外、足輕共數人申付置候、以上、

五月

宗對馬守内 平田直右衛門

同月廿九日、奥野忠兵衛様より來候手紙、
 對馬守殿御家來、兵庫旅館見分有之、宿をも好引替
 候由に候、尤御賄御代官は、いまた彼地わ着不申故
 歟注進無之候、此段は兼て申達置候通引替候得者、
 宿々の住居も官人により違可申候、左候得者取締
 も有之に付、好候ても引替不申候間、其通御心得可
 被成候、見分の面々わも、其趣御申越候様にぞ存如
 此候、

一大坂にて藏屋敷役人、御鷹ほこたれ、并木綿にて
 も繪莖にても入候由、好有之旨に御座候、先達て御
 申越候に付、ほこたれは三つ申付候、右の外入事に
 候哉承度候、

一御鷹籠載候臺、并日覆雨桐油入候箱も好候由に
 御座候、此段先達て不承事に候故、御賄方にて不申

付候、前々御代官にて出來候事に候哉、
 右之通承合申候、以上、

五月廿九日

奥野忠兵衛

平田直右衛門様

同年六月朔日、奥野忠兵衛様昨日の返事遣之、
 昨日は御手紙致拜見候、兵庫旅館對馬守宿檢分の
 者好にて宿引替候由御聞被成候、御賄御代官方、い
 また彼地わ御着不被成候故歟、御注進無御座候由、
 此段は兼て被仰聞置候通、宿替の好無之模にぞ
 の御事に付、其趣は先達て申遣候、乍然先達ても申
 上候通、中官下官の宿々迄は、一々吟味も難仕候
 故、人數に應し疊數の積り被成、宿割被仰付候様に
 申上候故、若は人數に寄疊數少く、暑氣の節致難儀
 可申と存候宿等有之候は、見分の者吟味仕候て、
 御引替被下候様に好申たる事も可有御座候、宿の
 善惡等にて振替の儀可申とは不存候、被仰下候趣
 者又々途中迄可申越候、

一大坂にて對馬守役人共、御鷹ほこたれ、并木綿に
 ても繪莖にても入候由、好候旨被仰下候、夫はほこ
 たれの用にて可有御座候、ほこたれの外、左様の品

入可申とは不存候、

一御鷹籠乗せ臺、并日覆雨桐油入候箱も好候由被
 仰下候、日覆は御鷹籠載候釣臺に、常住掛置申もの
 に候故、箱に入持越可申様は無之候、雨覆は正徳年
 合羽籠、御賄方より持送りに被仰付候と相見へ申
 候、箱と有之候は長持の事にても可有之歟と奉存
 候、此度は長持に及間敷候、荷馬に附候ては濟可申
 故、其通申上候様に先頃申遣候、定て其書狀不達
 内、右之通申上たるにて可有御座候、天和正徳共に
 御鷹數貳拾四五居にて御座候、此度は四拾四五居
 に候故、雨具諸色共一倍相増不申候ては、差支可申
 と奉存候、其程御了簡被成候て、御差圖被仰越可被
 下候、以上、

六月朔日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

同日忠兵衛様より右の再答、
 昨日者御答拜見、對馬守殿御家來兵庫見分、旅宿引
 替の儀に付申進候趣御承知、途中迄も又候御申越
 可被成由致承知候、
 一大坂にて藏屋敷役人中、御賄方わ被好候ほこた

れ、并木綿にても繪莖にても入候由申進候處、左様
 の品入可申とは不思召候由承之候、

一御鷹籠載候臺、日覆桐油の儀、右入候箱の儀、此
 度は荷馬に附候ても可相濟候間、其元より御申越
 候右書狀不相届内に、右之好直しと思召候由、御賄
 方わも御紙面の通可申遣候、

一大名衆被出候乗鞍馬鞍皆具相極候に付、書付貳
 通進之候、以上、

六月朔日

奥野忠兵衛

平田直右衛門様

同年七月十六日、去る十四日奥野忠兵衛様より、來
 り候御手紙の御返答、

此程の御手紙拜見仕候、懸川宿天龍寺の内繪圖被
 差出候以後、座敷二間出來に付、其所座取被仰付候
 は、新規取附等も減し可然由申上候得共、右場所
 最早繪圖の通、帳出し等も出來候由、御代官方より
 被仰上候間、右二間は御用不被成候由奉得其意候、
 一岡崎三使屋薄縁御用意の儀、御代官方わ被仰
 渡候由承知仕候、
 一宿見分の者共、御馳走方にて雨具等御用意有之

可然由、書附所々に差置罷通り候に付、此儀は先例も有之、支度可有之事に候、書附相渡通り候事にては有之間敷の由、御用掛様被仰候由、依之私爲心得被仰下候由忝奉存候、前々より書附差出し罷通り候先規故、此度も左様に爲仕にて可有之と奉存候、若御沙汰も御座候は、宜奉頼候、以上、

尙々、天龍寺出來候二間も、若入候は、餘計御用可被成由奉得其意候、御勝手の方出來候上は、入申間敷と奉存候、且又御別紙の御返答拜見仕候、
七月十六日 平田直右衛門

奥野忠兵衛様

同年八月二日、奥野忠兵衛様よりの手紙并返答、對馬守殿荷物等、從大坂淀迄正徳は人馬にて陸參候由に候、此度は先達て如申入候、請負通し人馬に付、淀より新居迄は京都の者請負、舞坂より江戸本願寺迄は江戸の者請負候、右の通候間、對馬守殿荷物も、大坂より淀迄は船にて相廻し可申候、其心得可被成候、乍然船にて難成譯も御座候哉、左候は、其様子委く可被仰聞候、
一新居にても右荷物、船にて舞坂に相廻可申と存

候、正徳は本坂を人馬にて送候哉、此度は淀より新居迄の請負に候間、本坂には參間敷候、右の通に候間、新居も船にて相廻すにて可有之候、
一下行渡の儀に付、江戸御賄御代官より承合候も有御座候、差急き候間、今日中右御答被成候様にと存事に御座候、

一御鷹馬、去月廿一日備後輛着船の沙汰承候、彌右の通御聞候哉、左候へは大坂に何頃着船可申候哉、大坂にて幾日程足を休、江戸に可被罷下候哉も承度候、以上、
八月二日 奥野忠兵衛

八月二日

平田直右衛門様

御手紙致拜見候、對馬守殿荷物等大坂より淀迄、正徳年は人馬にて陸參候得共、此度は請負通し人馬に付、淀より新居迄は京都の者請負、舞坂より江戸迄は、御當地の者請負候に付、對馬守殿荷物も大坂より淀迄は、船にて廻し可申候、乍然船にて難成譯も候は、其様子委く可申上旨承知仕候、船にて廻し申候ても別て差支は有之間敷と奉存候、途中迄其趣申遣し、若差支候儀も有之候は、追て可申上候、

一新居にても、右荷物船にて舞坂に廻り可申と思召候、正徳は本坂を人馬にて送り候哉、此度は淀より新居迄の請負に候間、本坂には參間敷候間、新居も船にて相廻可申由奉得其意候、先日申上候歟と覺申候、正徳にも荷物本坂には參不申、新居を船にて卯の花崎より渡し申候、
一下行渡しの儀に付、江戸御賄御代官方より御聞合の儀可被仰下候、被差急候間、今日中に御答申上候様にこの御事奉得其意候、此方には未如何様と不被仰越候、手間取不申御用向に候は、早速御返答可申上候、若御用の品により留書等考合、積り等仕儀に候は、急速に御返答難成事も可有御座候、兎角被仰聞候上の事と奉存候、

一御鷹御馬、先月廿一日備後輛着船の沙汰、御聞被成候由被仰下候、此方には未到來無御座候、大坂にはいつ頃着船可仕哉の由被仰下候、船中は風次第の事故、いつ頃と申儀極候而は難申上候得共、大概中分の仕合にて、先月中には大坂着船にても可有之歟と奉存候、且又大坂にては、幾日程足を休發足可仕哉の由、御尋被成候、天和年は九日振に發足仕

候、正徳年は十五日振に罷立候、御鷹御馬共船中草臥の様子次第、大坂逗留の不同有之候、此度も草臥の様子見計發足仕にて可有御座候、其内兎角早き方にて可有之と奉存候、
尙々、大坂より淀に荷物廻し候儀、若船にては差支候譯も有之、御子細此方申越候上にて、大坂に御差圖被遊候ては、間に合申間敷候間、差支候譯、大坂にて人馬割御代官方に申上る儀も可有御座候間、御聞届の上譯立候事に候は、陸より被送候様に被仰遣置可被下候、多くは船にて廻し候て、衣へは有之間敷と奉存候得兵、爲念此段申上置候、以上、
八月二日 平田直右衛門

奥野忠兵衛様

同月八日、奥野忠兵衛様より、直右衛門方に贈答手紙左記、
然者、御鷹馬去月廿七日夜大坂致着、差添參候官人通詞御賄も無滞由、昨日御賄方より申來候、
一御鷹江戸着候得は、對馬守殿屋敷に彌被差置候哉、此段承度候、餌鳥は御賄方より相渡可申候哉、

左候は、一日分の員數も御書付、明朝迄に可被遣候、若品川より直に、御鷹部屋に被遣候筈相濟申候哉、委細御書付可被遣候、以上、

八月八日

奥野忠兵衛

平田直右衛門様

御手紙致拜見候、然者御鷹御馬、先月廿七日夜大坂着いたし、相添參候官人通詞御賄無滞相濟候由、昨日御賄方より御到來の由、爲御知被遊忝奉存候、此方の飛脚は途中相滞、未到來無御座候、

一御鷹江戸着候得は、對馬守屋敷に彌差置候筈に候哉と御尋被成候、最前は御鷹部屋に遣し候様に被仰出候處に、去四日の晩俄に對馬守屋敷に差置候様に被仰付、御鷹部屋等用意仕事に御座候、餌鳥の儀、御賄方より御渡し可被成哉の由被仰下候、前々信使の度々、御賄方より御渡し被成候先規に御座候、此度も御賄方より彌御渡し被成被下候様に奉存候、餌鳥一日分の員數申上候様に被仰下候、一居に付一日分の餌鳥、雀にては十二羽、鶉にては三羽、鳩にては一羽半の積りと、留書に相見へ申候、

一信使勝本着以後、便り御聞不被成候由、此方も御同前に御座候、以上、

八月八日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様以上、享保己亥信使記録、

享保四年六月

信使宿坊御堂の内にて、對馬守休息所荒し有之候由、於江戸表申上候に付、此段御奉行所に被仰越候、依之昨日見分被仰付見及候處、荒候所無御座候、先達て宿見分の者罷通り候節、對馬守休息所の儀は、江戸表より御差圖無之候故、御究不被成候由被仰渡候に付、此段江戸表詰合の家老共の申遣候處、心得違にて荒居候と爲申上候にて可有御座と奉存候、以上、

宗對馬守内

中原勘兵衛

六月廿二日

大浦左近右衛門

同年七月朔日、大坂町奉行衆より來る、去る八日の御連札致拜見候、朝鮮人獻上の御馬、宗對馬守藏屋敷に繫候外は、土藏に成共、座敷圍に成共可致の由被仰渡、其旨御賄方にも被仰越候、暑氣の節にて、土藏にては痛可申旨候は、本願寺の内

座敷に差置、番人御馳走方附置候様に可申達候、從信使御鷹馬共に先達て參候事に候は、御鷹は本願寺の内座敷に差置候ても、支候儀は有之間敷候間、御賄方にも右の通申渡候の様にと思召候由致承知候、

一對馬守屋敷に差置候其人少に候間、萬一火事等も候は、御馳走人より人夫差出退候様に、是又可申渡旨致承知候、

一御馬の儀、本願寺の内損料既申付候様に、御賄方へ先達て被仰遣候、彌早々取掛候様可申渡旨致承知候、

一本願寺の内、對馬守詰所荒候て有之由申候、暫罷在候處見立可申付旨致承知候、正徳年對馬守休足所成候所を、先達て繪圖に附紙いたし、御賄方より懸御目候由、此度も右の場所用候積りに、御賄方へ申渡候、荒候て有之由、其元にて申候儀間違候に付、對馬守當地藏屋敷留守居の者見せ候上、書附を取懸御目候、

一當月朔日兩通の書狀相違候由致承知候、以上、
六月廿六日

北條安房守 印

鈴木飛驒守 印

松平對馬守様

横田備中守様

大久保下野守様以上、竹橋齋齋、

享保十三戊申年、雨森東五郎書上、

一日本船と朝鮮船と違有之、日本船の出しかたき日和にても、朝鮮船は快乗取候事罷成候故、此方より出船難成日和に候と被仰聞候ても、彼方の船將は成程出船安き日和に候と申候に付、毎度違却有之事に候ゆへ、兼々日本船朝鮮船違候譯、前廣に被仰諭置度事に候、其上殿様御旅行船中道中に御逗留被成候程、公儀より御宛行有之御爲に成候と、彼方書物に記し有之由、正徳の譯官享保の譯官何れも申候、箇様の儀に付候ても、出船成申日和に候得共、態と御逗留被成候との疑心有之候間、其心得可被成候事に候、

一惣躰三使の心入いつにても、御國より抑制をうけ申ましきとの我意有之様に相見申候、曾て抑制にては無之、日本と朝鮮とは風俗の違ひ有之、朝鮮の思召にては日本向に合不申、何とそ兩國間宜敷

様に思召候處より被仰入事に候、古人の言葉にも使從俗禮從宜と申候間、朝鮮の國躰にあづかり候は格別に候、其外申入候趣を得度被開通候様にと、御丁寧に可被仰入事に候、交隣提議、

通航一覽卷之五十九

朝鮮國部三十五

○信使參向道中 享保度

享保四己亥年七月十九日、宗對馬守義誠等朝鮮國信使を贊導して自國を出帆し、九月三日攝津國兵庫に着船、同四日大坂に着す、其日旅館西本願寺に在いて御饗應、安藤對馬守重行大坂御城上使たり、九日までに滞留す、○前卷併せ考ふへし、

享保四己亥年七月十九日、順風卯中刻開帆、未刻舟著壹州、星槎答響

享保四年六月、朝鮮信使來對州、正使通政大夫洪致中、副使通訓大夫黃瓊、從事通訓大夫李明之也、方誠君、按するに、義誠の初名なり、先導之、今般不被用正德之例云云、本州編略、

享保四年

府中より勝本に五里、勝本より藍島に四十八里、藍島より下關に二十二里、下關より上關に三十五里、上關より蒲刈に二十二里、蒲刈より鞆に二十里、鞆

通航一覽卷之五十八終

より牛窓に二十里、牛窓より室に十里、室より明石に十七里、明石より兵庫に五里、兵庫より大坂に十里、凡朝鮮より東萊に廿日路、東萊より對州府中に八十六里、府中より大坂迄二百五十四里、

人馬役 平岡彦兵衛

鈴木九太夫月堂見

享保四年八月二日、奥野忠衛様按するに、御用掛、御勘定組頭なり、返書、

一信使、先月十九日壹州勝本浦着船に付、對馬守方より之繼船之書狀箱も御到來之由に而、對馬守より私方之書狀、今朝河内守様より御使を以御持せ被下候、御用懸様へは、右繼船便に書狀を以御案内申上候故、疾御聞可被成とは奉存候得とも、爲念此段申上候、以上、享保己亥信使記録、按するに、これ宗對馬守老臣平田直右衛門よりの返書なり、

享保己亥、朝鮮通信使經過九州沿海之地、秋八月朔、使棧到泊本州藍島、按するに、この書狀前、夜己三三更、國小野土厚の著なり、

三使及官員皆登陸就館、淹留凡九日、厚蒙吾君侯之命、六月到于藍島、職務之劇未遑唱和、春間予作御苑春暮詩、有人傳示韓客、通筒往復在三日至九日之間、其明十日使棧解纜、至半路颶風大作、不得直進、下碇泊舟藍島、十八日天晴風順、遂赴長州赤間關

云、藍島鼓吹、

享保四年七月十五日過迄大風、出船不成、同十九日對馬出船、八月朔日藍島着船、自注、大風故十八日迄藍島に罷在候、同十八日赤間關着船、自注、廿七日迄同廿七日蒲刈着船、

同廿八日鞆着船、按するに、月堂見聞集に、七月廿七日筑前藍浦刈、同廿九日備後國鞆、八月十八日長門國下關、同廿七日安藝國連江戶着、御馬本願寺へ入、御鷹は戸田五助是を請取、御鷹都屋へ入、同二日室着船、自注、是日御馬同日兵庫着船、同四日大坂着船、西刻本願寺に入、丑刻御饗應畢、自注、同九日、柳營秘鑑脱漏、雜話燭談、

一川御座船、大坂より登り、

上上官第一船 松平民部大輔○同第二船 阿部伊勢守○同第三船 松平土佐守○判事官第一船

松平阿波守○同第二船 伊達大膳大夫○港長老松平隱岐守○葛長老 松平安藝守鷲林來聘記○按先、川御座御船印等の事により、宗對馬守家來より、何及び御船御修復等の事あり、因に、これに附す、

享保四年六月、宗對馬守家來差出候口上書之寫、

口上

三使被乘候御川船印之旗染色之書付、國許より就差越候指上候之處、副使之旗染色、正徳年者港黃に

而候之處、此度は黄色に相成候付、右色相之儀、如何様之譯に而違候哉、先年之通り淺黄に而も苦ケ間敷候哉、我々了簡に而差支間敷哉之旨御尋被成候、右色相之儀者、三使衆被好候而相究候様に承傳候、今度之儀は、唯今國許に申越否之儀相尋候而は、時節押迫間答カに難合可有之哉と奉存候、御差支も無御座候は、彌黄色に御用意被仰付被下候様にと奉願候、此段宜被仰上可被下候、奉願候、以上、

六月十四日

宗對馬守内

中原勘兵衛

三使船印御入用入札銀積り

松平孫太夫

孫太夫は、御船手なり

覺

新規

- 一合印壹本、地輪子、地色黄、副之字紅染入、右之代、新銀六拾七匁五分、
- 一地輪子花色、正之字紅、染入合印壹本
- 一地同斷紅、從之字花色染入合印壹本、
- 右貳本染仕立直、新銀三拾匁

但、壹本に付拾五匁宛、新銀合九拾七匁五分

右新規合印壹本、染直貳本被仰付候へは、御入用右之通御座候、

外轆子船合印

一地輪子紫、金御紋壹本、

是は染直不申被用候、

以上

六月

松平孫太夫

三使船印御入用入札積り

覺

一紀伊國丸 土佐丸 中土佐丸 浪速丸

右四艘御船、船外廻り眞塗、并ども屋根軒口朱塗所

所漆落見苦敷御座候所塗繕代、新銀三百拾六匁、

一御小指 四本 染仕立直代

一御吹貫 四本 同斷

新銀貳百四拾目、但、御小指吹貫共壹本に付、新銀三拾目宛、都合新銀五百五拾六匁、

以上

六月

松平孫太夫

以切紙致啓上候、然者、朝鮮人來朝に付、指出候御船用意段々出來仕候、

一此度出候四艘之川御船、外廻り眞塗、并枋屋根軒口朱塗少宛漆落有之候得共、其儘指置候積り仕候處、此度御船御候得者、右之漆落候所目立候に付、町奉行衆共遂相談、安藤對馬守殿に申達、御入用も纒之儀に候に付、塗繕取合候様申付候、

一右四艘之御船、小指吹貫破損も無之に付、其儘用候積り仕置候得共、紫之色かわり見苦敷相見候に付、是亦町奉行衆致相談、安藤對馬守殿に懸御目、染直し致御修復候積り申達候處、其通り申付候様に被仰候に付、染直し御修復申付候、

一宗對馬守家來、三使船之合印之儀書付指出候、去年帳面に相認致進達候之通、正徳年之合印有合候付、最前用意之儀不相伺候處、此度副使之合印黄色と書出候、正徳年者地色淺黄に而御座候、依之、指懸り候儀に御座候間、正徳年之通之合印用候而も

脱カ不苦間敷哉之旨、右家來に承之候處、三使より好之儀に候得は、家來了簡に而難申候、何とぞ此度好之通り用意御座候様仕度旨申候付、口上書取之寫懸

御目候、右之通御座候間、副使之合印壹本新規に可申付候哉、左候は、早々被仰聞可被下候、相殘分は正徳之合印用申候、下略、

六月十九日

松平孫太夫

松平對馬守様

横田備中守様

大久保下野守様

竹橋盡簡、

享保四年五月朔日、奥野忠兵衛様より手紙左記之、正徳年中朝鮮人來聘、淀に乘船之刻國書船に杉重樽、歸國之時も右同斷に被下候、淀に而歸國之刻も被下候由に候、大坂淀共に被下候員數乍御六箇敷御書付可被下候、

五月朔日

奥野忠兵衛

平田直右衛門様

昨今は折々御手紙被下候得共、被仰下候儀共委細に相考可申上と即答不申上候、然者、正徳年朝鮮人來朝淀登り乘船之刻、杉重樽被成下候、依之、大坂淀共に被成下候員數書付差出候様に被仰下奉畏候、大坂着船之節、川口に而川御座に乘船之節、國書船に御杉重二組御樽二荷、淀往還共に御杉重御

樽被成下候、三使上上官の者勿論被成下候、先頃も如申上候、下向之刻大坂川口本船に乗候刻は、三使を初川御座船の被成下物見へ不申候、參着之節被成下候故、下向之節も同前に可有御座儀かと奉存候得共、若は留書に書落申候哉無心元奉存候、公儀御扣等御吟味被遊可被下候、昨日被仰下候於大坂諸役船員數之儀、日外書付差上候船數之儀、太坂町御奉行の被仰遣、當秋過半不相増候様に被仰越候處、兼而對馬守、朝鮮人附役人にも其趣申渡置候様にと之御事奉畏候、不時之儀等無之候は、隨分不相増候様にと申遣置候、兎角朝鮮人方へ出候船者、對馬守役人證印仕候様に有之度事奉存候、
同月八日同斷

於大坂朝鮮人荷物、鳩場より宿坊迄運候人足之儀、對馬守殿へ被下候御朱印之内、文書に書載有之候哉、天和正徳之寫一覽申度候、天和には歸國御朱印出候由承候、此寫も一覽申度候、右荷物上ケ運人足御馳走方、御賄方より出候哉、天和正徳之運人足之わけ御書付可被遣候、御用懸り中尋に付如斯御座候、以上、

追而、右書付今日歟明日迄之内、御寫し可被遣候、以上、

五月八日 奥野忠兵衛

平田直右衛門様

右答
御手紙致拜見候、於大坂朝鮮人荷物、鳩場より宿坊の運候人足之事被仰聞候、差而運候と申程之儀は無之故、人足は入申間敷と奉存候、五七人は若入申事も可有之歟、朝鮮人方々者入申間敷候、荷物は西横堀本願寺裏門近所迄、上荷船に而漕廻し申候、此川端より旅館へ運候人、脱カ正徳年は町人足二百五十人出候由相見へ候、對馬守御朱印之内に左様之事は無御座候、
同月十一日同斷

一信使大坂着之日、御饗應之日、忌日精進日に相當り候は、翌日に而も御饗應可有之儀に候、依之大坂着之前、右之儀爲御知候様に致度候、御賄方も前廣に申遣し置度如此候、
右答

一信使大坂着之日、御饗應之日、忌日精進日に相當

り候は、翌日に而も御饗應可有之儀に候、依之大坂着之前、右之儀御知せ申上候は、御賄方も前廣に被仰達置度由被仰聞候得共、船中之義に候得者、大坂の何日も可被着との儀は、難極事に候故、大坂着之節ならては難相極可有之と奉存候、成たけは先達而御賄方へも申達に而可有御座候、京着も國忌に相當り不申日を考申事に御座候、國忌自分精進日之儀は未相知不申候、追而申來次第御案内可申上候、御當地參着も國忌に相當り候得者、御饗應他日に罷成候先例に御座候、
同月廿三日

一奥野忠兵衛様へ直右衛門罷出懸御目候而申達候は、大坂尻無川と申所に、朝鮮船六艘繫置申候、此圍之儀、手前より仕候様に被仰付候通申來候、自分より仕候而は、垣又は竹等を拔盜取候様罷成、行規之爲にも不宜候、番所も從公儀無仰付、御馳走方より番人被指出候様に有之候得者、外見も宜候故、自と垣際へ寄付候ものも無之、垣之内は元より對馬守方より申付候事に候、垣之儀と御番人之儀者、上より被仰付被下候様にと奉存候、御手前様御働に

罷成事に候は、賴存候由申候處、天和者如何様に候哉と御尋故、天和に者手前よりいたし候に付、行規も存候儘に無之候に付、其御斷申上被聞召候分候而公儀より被仰付候間、幾重にも宜様に奉賴候由申達候處、忠兵衛様被仰候は、天和に左様に候は罷成間敷由御挨拶なり、
同年七月九日、奥野忠兵衛様へ差出候帳面、左記之、

- 三使居所銘々に被差置候品、并臺所賄用器物、
- 一茵六、先頃申上置候、一臺子三飾、一臺天目六通り、
- 一羽筥三本、一鑪茶碗三、一燭臺大小、六本、ん切り、しん入り、ぼんぼり、一手燭三本、ぼんぼり、一臺火抓三、んぼりとも、、但、油次油共に、次之、一銅盃三通り、
- 一遠州行燈三、間有明用とも、、一鐵行燈三、一手拭掛三、一多葉粉盆六通、内、通りは、客用煙、一塗炭取三、一行水盃三、一湯桶三、一水桶三、一かい木六本、一手水桶三、
- 一手水柄杓三本、一今里大皿九枚、一蓋天目十五、一中天目十五、一猪口九つ、一鉢大中小十五、一しゆろ筥六本、一中藥罐三、一炭取三、但、臺所用、

一 櫃火鉢三、一 庖丁九枚、俵、世及骨打 一 眞板大中六面、一 播盆六、但、櫛木 一 燒物片口九、一 火箸六膳、内、三膳 一 火吹竹六本、一 かね杓子九本、一 飯櫃中小六、一 木杓子六本、一 飯釜六、一 七つ入り鍋三組、一 味噌こし三、一 すいなう三、一 燗鍋三、一 油德利三、但、油 一 七つ入り鉢三組、一 あぶりこ六、一 渡しがね三、但、五本 一 壹升入す、三、一 水大桶三、一 米かし桶三、一 五徳か金輪か九、一 火かき三、一 柄杓大小六本、一 といし三、一 布布六、一 とうしん付木一 澁うちわ六本、一 白箸五拾膳入十五袋、一 德利か手樽か九、入、三升 一 わさひおろし三、一 そくわ板三枚、共、 一 裁板三枚、定木共 一 組棚三組、一 火打道具、

上上官三人遣用之器物

一 臺子一飾、一 臺天目三通り、一 茶碗五、一 塗炭取一、一 臺火抓一、一 しゆろ箒三本、一 手拭掛三、手拭 一 手水桶三、柄杓 一 手水盥三、共、 一行水盥一、一 燭臺三本、ほんぼり、し 一 手燭二、一 塗木行燈三、一 金行燈二、裏所 一 多葉粉盆四通、

薄茶茶碗二十、一 茶柄杓二本、一 水こぼし一、一 しゆろ箒二本、一 ちり取一、一 手水桶三、木 一 手水盥五、一 行水盥一、一 臺火抓二、一 燭臺二本、一 手燭二、一 多葉粉盆七通り、きせ 一 鐵行燈油次、本つ 一 眞板大小二面、一 炭取二、一 庖丁四枚、出及二枚、一 布巾七、一 火箸二膳、一 飯櫃大小三、一 味噌こし三、一 すいなう二、一 わさびおろし二、一 渡しがね二、五本つ 一 大あぶりこ二、一 播盆二、櫛木 一 飯鍋大中二、一 木杓子三本、一 かね杓子五本、一 中藥罐二、一 七つ入り鉢二組、一 壹升入かんなべ二、一 膳十九膳、一 今里皿三十八、一同蓋天目三十八、一同中天目三十八、一同小皿三十八、一同猪口三十八、一 德利か手樽か貳升三升入五、一 壹升入白銚二、但、鐵 一 油德利壹升入二升入三、一 櫃火鉢三、一 五徳か金輪か五、一 水桶二、一 半切桶二、一 米かし桶二、一 柄杓大小五本、一 かい木三本、一 手桶三、一 白箸五十膳入十袋、一 燒物片口五、一 砥二、一 火吹竹三本、一 とうしん付木、一 火抓二、裏所

但、きせる二本つ、 一 眞板三面、一 庖丁四枚、骨打 一 火箸二膳、一 味噌こし一、一 すいなう一、一 わさびおろし一、一 渡しがね一、五本 一 あぶりこ一、一 播盆一、櫛木 一 七つ入り鍋一組一 飯鍋一、一 藥罐大小二、一 かね杓子三本、一 木杓子一本、一 七つ入り鉢一組、一 今里皿十五、一 今里蓋天目十五、一同猪口九、一 小皿九、一同大鉢九、一 壹升入白銚二、但、鐵 一 手樽か德利か壹升入三、一 油德利一、油 一 櫃火鉢一、一 置いろり二、一 手桶三、一 五徳か金輪か大小四、一 水桶一、一 米かし桶二、一 柄杓一本、一 水荷擔桶一荷、荷棒 一 白箸五拾膳入二袋、一 燒物片口一、一 砥一、一 とうしん付木、一 澁うちわ二本、一 火吹竹二本、一 組棚一組、一 裁板二枚、定木 一 そくい板一枚、共、 一 火打道具、一 羽箒三本、

上判事三人、製述官壹人、次上判事二人、押物判事三人、漢學判事一人、醫師三人、書記三人、寫字官二人、畫員壹人之遣用器物、

一 臺子一飾、一 大藥罐一、一 大櫃火鉢一、一 茶柄杓二本、一 水こぼし一、一 薄茶茶碗二十、一 燭臺二本、一 手燭二、一 鐵行燈三、油次 一同二つ、裏所用油つ 一 多葉粉盆七通り、きせる二 一 炭取二、一 手水桶三、木共 一 手水盥五、一 行水盥一、一 臺火抓二、一 しゆろ箒三本、一 ちりとり一、一 裁板二枚、定木 一 そくわ板二枚、共、 一 眞板大小二面、一 庖丁四枚、出及二枚、一 布巾七、一 飯櫃大小三、一 木しやくし三本、一 味噌こし三、一 すいなう二、一 播盆二、櫛木 一 中藥罐二、一 渡しがね二、五本 一 大あぶりこ二、一 火箸二膳、一 かね杓子五本、一 德利か手樽か貳升入三升入五、一 壹升入白銚二、一 五徳か金輪か五、一 水桶二、一 手桶三、一 半切桶二、一 米かし桶二、一 柄杓大小五本、一 かい木三本、一 火抓二、裏所 鐵鍋大七つ入り貳組、一 七つ入り鉢貳組、一 飯鍋大中二、一 壹升入燗

鍋二、一白箸五拾膳入十袋、一わさびおろし
 二、一燒物片口五、一砥二、一火吹竹三本、
 一とうしん付木、一火灯道具、一組棚二組、
 一膳十八膳、一今里皿三拾六、一同蓋天目三拾
 六、一同天目三拾六、一同小皿三拾六、一同
 猪口三拾六、

別破陣より次官迄、凡十人程之遣用器物、

一大藥罐一、一大櫃火鉢一、一茶柄杓一本、
 一水手桶一、一水こぼし一、一薄茶茶碗十、
 一今里皿二束、一同蓋天目二束、一同天目二
 束、一同猪口二束、一膳十膳、一燈臺一本、
 一鐵あんどう二、油次、一羽帚二本、一多葉粉盆
 三通、きせる二、一手水桶一、木共、一手水盥二、
 一しゆろ箒二本、一眞板一面、一庖丁二枚、出又
 骨打、一布巾三、一飯櫃一、但大、一木杓子二
 枚、一味噌こし二、一すいなう一、一楯盆一、
 一、一味噌こし二、一渡しがね三、五本、
 一、一、中やくわん一、一渡しがね三、五本、
 一、一、大、一火箸一膳、一かね杓子二本、一
 德利か手樽か二三升入二、一油德利一、但二
 白銚一、但鐵、一水桶一、一手桶二、一米か

桶一、一柄杓大小二本、一かい木一本、一鐵
 鍋五つ入子一組、一飯鍋一、但大、一大間鍋一、
 一白箸五拾膳入五袋、一火吹竹、一とうしん付
 木、一火打道具、一組棚一組、

中官百四十人程之遣用器物

一膳百四十人前、一大天目二百八十、但飯汁椀に候
 差渡四寸五分、一ッは夫、一今里皿四百二十、一同
 天目二百八十、一鐵行燈十八、油共、一手洗十五
 一手水桶五、柄杓、一しゆろ箒五本、一七つ入子
 鉢四組、一多葉粉盆二十五通、但一通りに烟、一薄
 茶茶碗五十、一茶水桶五、一藥罐大十三、柄杓小
 共、一櫃火鉢九、五、一白木炭取九、一眞板大
 中十枚、一庖丁二十枚、骨打十枚、一楯盆五、
 一燒物片口十、一わさびおろし三、一火箸十八
 膳、一かね杓子十五本、一貝杓子二十本、一
 飯櫃大小十、一木杓子十本、一飯鍋大八、付八升
 だ、一五つ大入子鍋五組、一味噌こし十、一す
 いなう八、一德利か手樽か、壹升入、二升入、三升
 入、二十、一あぶりこ九、一わたしがね九、五本
 一貳升入油德利五、一大楯盆三、一手桶十五、

柄杓 一米かし桶九、一火かき五本、一柄杓大
 中十五本、一水擔桶五荷、棒共、一白箸五十膳入
 三十袋、一布巾十、一とうしん付木、一火打
 道具、一火吹竹、一置いろり五、但、當之通に而は火
 不宜候間、底版之上に薄石に而も瓦に
 而も敷候塗火用心能候付可然存候、一砥五、
 下官百七十人程之遣用器物

一膳一膳宛、一大天目二百四十、但飯汁椀に候間、一
 寸五分、一ッは、一今里皿三百四十、一同天目三
 百四十、一鐵行燈十八、油共、一手洗十五、一手
 水桶五、柄杓、一箒五本、一多葉粉盆三十通、一
 六本、一、一薄茶茶碗七十、一藥罐大十五、竹
 柄杓、一庖丁二十六枚、骨打十三枚、一楯盆七、
 一燒物片口十二、一火はし十八膳、一貝杓子四
 十本、一大飯鍋十、八升、一料理鍋二十、一
 七つ入子鉢五組、一味噌こし十、一德利か手樽
 か、一升入、二升入、三升入、二十、一油德利二升
 入六、一楯盆三、一米かし桶十、一五徳か金
 輪十、一火爪五、一柄杓大中二十本、一水擔
 桶六荷、棒共、一白箸五拾膳入四十袋、一とうし
 ん付木、一火打道具、一火吹竹、一置いろり

五、但、
 先達而御馬御鷹に相附罷越候次官一人、中官一人、
 下官一人、都合三人遣ひ道具も、先規御賄方より別
 而御用意被成御渡しと相見申候得共、此度は次官
 中官下官へ相定り御渡し被成候器物之内を以、御
 見計被成御渡被置相濟可申儀と存候、

右者、天和正徳朝鮮人旅館に而遣用之器物に御座
 候、其内、前々は三使以下下官迄、銘々椀膳小道具
 共に御渡し被成候得共、左様候而は三百四五十人
 前之椀膳御用意被成候故、大分之御雜作に罷成候
 間、朝鮮人自分よりも椀等可持越候間、夫を以假成
 りに相濟、其外差當り入用に無之品々相省候様、對
 州に申越候所に、椀膳等之重立候品は除之、手安き
 燒物類少々相増候は、御入用も軽く、朝鮮人ため
 には自由叶悦可申歟と申越候、且又御渡被置候器
 物之内、數少く候品われ損候而、當用差支候は、
 若は御賄方へ、對馬守役人ともより申斷り申上る
 に而可有御座候、其節御取替被下候様にと奉存候、
 未御當地へ罷通り候朝鮮人之員數も、不相極候得
 とも爲御用意之候間、先格を以書付差上候、右之通

御心當被仰付置候は、差而大違は有御座間敷か
と奉存候、事多御座候得は若は書落も可有御座候、
左様之品は其節可申上候、勿論大坂客館に而も右
之器物入申候、彼地役人可申上と奉存候、員數は人
數多候故、御當地より少し相増候事も可有御座候、
委細は彼地藏屋敷の差置候家來共可申上候間、此
旨早々被仰越可被下候、京都は此度は晝休に罷成
候故入不申候、以上、

七月

宗對馬守内
平田直右衛門

同月十六日、奥野忠兵衛様御手紙之返書、

一大坂に而御大名様方より出候七艘之船乗組之
事、對馬の信使着以後ならば、相知間敷由申上置
候付、申來次第御知せ可申上旨奉得其意候、未其儀
不申來候、察見申候に不急事故、大坂着之時分なら
ては濟申間敷歟と存候、左候而は被仰越候而も間
に合申間敷候、先規を以考申候へは、國書船に八九
人、正副從三艘二十人より二十三人迄、上上官以
下乗船五艘十四五人宛と奉存候、外二艘は兩長老
乗船に成申候、大概如此と可被思召候、若間に合申
間敷かと奉存有増を申上候、

同年九月十七日、奥野忠兵衛様より來候手紙、左記
之、
於大坂旅館下行相渡候節、二十三にわけ相渡候様
にと官人附之役人被申候、兼而三使より上上官、學
士、判事、上官、中官、下官、通詞七段にわけ渡候様
にと申遣候付、御賄方も二十三に分候義不致得心、
左候は、面々臺所切に可渡哉と申候得共、役人兎
角合點不申候に付、望之通二十三にわけ相渡候、其
上下行物入物も毎日之義、品多く重り候得共不相
返由申來候、官人附之役人心得違に而無之候哉承
度候、
一參向は、右望之通二十三にわけ下行相渡候得共、
殊外混雜候間、歸國之節は官人切に下行相渡度之
旨、御賄方より申來候、其元よりも官人附之役人
に、其趣御申遣候様と存事に御座候、
一通詞四十五人分下行相渡候處、朝鮮船六艘之船
頭十二人、通詞並之下行可相渡之旨、大塔貞右衛門
平山左吉書付指出候由、通詞者對馬守殿御家來と
承候、右船頭と申者下官に而も候哉、通詞並之者に
而候哉承度候、以上、

九月十七日

奥野忠兵衛

平田直右衛門様

同月十八日、昨日奥野忠兵衛様より、直右衛門方へ
來り候手紙之返事今日遣之、左記之、

昨晝は御手紙拜見仕候、大坂於旅館朝鮮人下行之
義、二十三にわけ御渡被下候様にと、朝鮮人附之役
人共申候に付、兼而三使より上上官、學士、判事、上
官、中官、下官、通詞七段に分け御渡被下候様に申
上候付、其通御差圖被仰遣候付、御賄方に而も二十
三に御分け被成候義御同意に無之、左候は、面々
臺所切に御渡可被成由、被仰聞候得とも、役人共合
點不仕候付、望之通二十三に分け御渡被成候由、其
上下行物入物も毎日之義、品多重り候へとも不相
返由、彼地御賄方より被仰越候付、役人共心得違に
而は無之候哉、御聞被成度由被仰下奉得其意候、七
段に分け御渡被成被下候様にと、私より申上候段、
其砌早速國本役人共方へ申遣置候處、右之通申上
候段は、聊役人共私に可申様無御座候、朝鮮人共違
而願申候故、不得止候而申上たるに而可有之候、其
譯は定而委御賄方へ申上たるに而可有之候得共、

具に不被仰越候故、了簡違に而申上候歟と可被思
召候、御當地に而相濟申たる事に候得は、中々容易
とかふ可申上様無御座候、大坂旅館に而は朝鮮人
共も、一組一組宛相分り罷在、七段に分け御渡被成
候而者、朝鮮人とも甚迷惑仕候由申候付、右之通相
願候哉、其段爰元に而は了簡難仕候、途中へ申遣し
様子承合候上追而可申上候、
一參向者、役人望之通貳拾三に分け御渡被成候得
共、左候而は殊外致混雜候間、歸國之節は官人切に
下行御渡候様に被成度旨、御賄方より被仰遣候間、
私方よりも官人附人役人へ、其趣申遣し候様にと
被思召候由奉得其意候、夜前途中迄も早速申遣候
役人とも、追付御當地へ罷越候間、彌罷成候は、前
以申上候通に無相違候様に可申談候、其上違却之
義候は、其趣可申上候、
一通詞四十五人分下行御渡被成候所、朝鮮船六艘
に而船頭十二人、通詞並之下行御渡し被下候様に、
平山左吉大塔貞右衛門書付を以申上候由、通詞は
對馬守家來と御聞被成候、右船頭と申候は下官に
而も候哉、通詞並之者にて候哉、御聞被成度由奉

得其意候、右船頭之義は對州者に而御座候、以前より信使之節は、朝鮮船に乗せ候而船乗前之下知仕候ものにて、通詞並之下行被下來り候、以前は拾八人之事も有之候得とも、近年之信使には随分途吟味減候而、十二人に相減申候、是は本通詞とは譯違、通詞船頭と申ならはし候、依之公儀へ差上候通詞人數之外に而候故、御存知不被遊筈候、此者共も以前より大坂に而、御賄方より下行御渡し被成來候先格に候間、此度も其通爲申上事に而御座候、左様思召可被下候、大坂御賄方之御帳面に者記可有之候間、御吟味可被成候、以上、

九月十八日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

同月廿日

一忠兵衛様直右衛門に被仰聞候者、兵庫御賄方より申越候者、通詞四十五人と申越置候得とも、右之外通詞大分相増候由申來候、彌其筈に御座候哉と被仰聞候故、御答申上候者、通詞之儀者兼而國元より人數相究り居候故、過分に可相増様は無御座候、併、昨日御尋之節申上候船頭通詞と唱候者十二三

人、通詞同前に下行被成下候、右之者共義に而も可有之かと存候旨申達候得者、其儀者昨日承候其外之様に相聞候と被仰聞、以上、享保己亥信使記録、
一大坂に而三使の上使を被成候へは、大坂御城代之宿は門跡にて候、常憲院様御代に初り、天和迄之格は、座敷へ上使と三使と一同に出合申候、文昭院様御代初、寶永之誤りなり、正徳三使大坂に着之砌、江戸より被仰越此度は上使門跡之堂に御登り之時、階之本に三使迎に罷出、亦上使御歸之時分其所に送て被出候へとの御下知にて、色々三使に申聞せ候へとも承引不仕候、兎角左様に思召候は、朝鮮王に伺ひ候て又々可參候、只今俄に被仰懸候ては、自分杯之仕方に不相成と申切、江戸よりは兎角迎送り被仰付詰り候由被仰下、其間之掛合大坂に日數滯留仕候得共、不埒にて詰之處承引無之候、いつ迄も此所に指置敷、亦者追立ると成とも可仕と申候、正使之師匠學士に東郭と申もの有之、夫杯を以色々申させ、いつ迄も此分に候へは惣中も遂出仕候て、三使に其通り被仕被相濟候て可然と相願候故、旁三使もこまり漸納得にて、階之上際迄迎送仕

候、然れども御當代按するに、有徳院殿をさし奉る初、正徳按するに、享保の誤りなり、信使之節之迎送仕に不及迎、天和之格に相成元ぬ戻り候事、異本朝鮮物語、

九月十日、信使大坂を發興あり、この月四日、播津國兵より陸路宿驛に大目付等より、先たつて宿觸あり、享保四年九月十日、大坂發足淀泊、柳營秘艦脱漏、享保四年二月、江戸道中筋廻狀

一道中筋往還通一里塚、并宿入口土手矢來欠損候所は無油斷繕置、且又並木立枯、又は吹倒間拔候所は、植次候様に常々申付候間、見苦敷義有間敷事に候、併油斷之所々も有之候は、此節修復植繼可仕候、朝鮮人就來朝に、別段に取繕候義は無之候間、可得其意候、

一朝鮮人來朝道筋宿々は勿論、間之村々共に往還通道造掃除之義、朝鮮人通候筋見苦敷義無之様に、入念可申付事、

一朝鮮人相通候道筋、旗鍵さわり不申候様に、往還道中道に而高さ四間程明け候様に、並木枝葉伐詰候様に致筈に候、尤御賄之御代官より手代指遣し可申付候間、右手代に指圖可請事、

一朝鮮人泊り休之間之宿、見苦敷家居は簾を掛け葭藁に而圍、或は横町見通し之所は、喰違之葭垣仕筈に候、此段も右御代官手代共罷越可申付候間指圖可請、尤石佛類取除候には及不申候事、右之通、間違無之様に可相心得候、此觸狀順々相送り、留りより宿送りを以、石見守役所ね可相返者也、

亥二月 伊勢判

石見判

品川より守山迄、井美渡路
彦根共朝鮮人通り筋
宿々々 問 屋
間々(之カ)村々
宿 主 寄
組 頭

追而、京都より守山迄之間、道遠く掃除之義は、町奉行より可申付候間可得其意候、以上、集○按するに、石見は大目付松平石見守、伊勢は御勘定奉行伊勢伊勢守なり。

享保四年五月十七日、奥野忠兵衛様より來候手紙、左記之、
一去る十四日河内守殿より按するに、老中井上正岑、江戸道中と

もに、朝鮮國書御返翰に下馬下座等之儀、此度は不
 及其儀旨御書付御渡し候爲御心得申達候、
 按するに、この書この御觸の事、また同月
 廿三日にも載す、参考のため兩存す、
 一朝鮮國書御返翰へも、江戸并道中に而も下座下
 馬に不及之旨被仰渡候間、可被得其意候事、享保己亥
 享保四年 信使記録

一朝鮮國より献上之御鷹一居、一日飼料、
 鶉三羽 鳩大一羽半、雀拾貳羽

同献上御馬壹疋、一日飼料、

大豆三升 白米貳升 小麦粉貳升

鹽貳合 飼葉拾六束 こま之油壹合

右之通、通り筋宿々代官衆へ爲心得被仰渡候、

一三使上上官三人 上判事三人 學士壹人

上官四拾五人内、次官十一人、中官百六拾人

下官貳百六拾人 合四百七拾五人

一兩長老 本番 天龍寺 眞乘院月心湛長老

加番 東福寺 即宗院石霜葛長老

一對馬守殿家中八百人餘 乘馬七拾疋餘

右は、今度御供被致候御家中上下人数也、御雇人足
 之分は此かきりにあらず、

宗對馬守殿御供衆中

家老杉村三郎左衛門○組頭大浦兵左衛門○假組頭
 幾度六右衛門○鐵砲大將儀主税○弓大將田島十郎
 兵衛○旗本將内野權兵衛○長柄大將吉田兵左衛門
 ○大勘定儀四郎左衛門○船奉行小田平左衛門○供頭
 吉田七左衛門、島雄只右衛門、山川治五右衛門、
 樋口富右衛門○奏者用達多田半兵衛、仁位貞之允、
 久和重右衛門、吉村庄兵衛、兒島作太郎○宿札打
 乾元右衛門、平田左中○御傳馬 一宮助左衛門○小
 姓組戸田官右衛門、鈴木幸助、幾度左平太、箕原作
 右衛門、中原狩野之介、平田助之進、古川伊右衛
 門、山崎元右衛門、山路幸四郎、保田喜左衛門、小
 川軍次、堀繁之允、小柿左平○案書役島居七兵衛、
 大浦伊兵衛○祐筆大浦伊介、江口源五、加納彌太
 郎○組頭手代久和重右衛門、青野甚平○徒目付數藤
 源八○口方西山格右衛門○勘定手代山野利右衛
 門、西川彌七○同帳付川邊新七、志田軍平、和瀧少
 藏、寺崎庄左衛門○組頭書手國分木工右衛門、福島
 太郎右衛門、重松平次○大目付 土田平八○賭掛武田
 其五右衛門、平山新五右衛門○銀掛衣 和瀧吉藏、波

多野文平、龍返寺半平、平間喜兵衛○進物手代高勢
 浮右衛門、佐々木源右衛門○御傳馬 井上勝右衛門、
 佐伯市右衛門○宿札替 畑島權右衛門、庄司治右衛
 門○餘目付藤松三郎右衛門○馬醫田口勘右衛門、志
 田善右衛門○船奉行 近藤喜右衛門○側徒倉田左兵
 衛、河村久右衛門、井野久兵衛、山岡源七、佐伯茂
 右衛門○供徒山内源右衛門、永留助兵衛、河内會
 右衛門、梅野津右衛門、佐々木六左衛門、稻留與
 市、重松瀨左衛門、原太郎左衛門、山本左五右衛
 門、小島仙五右衛門、小川茂右衛門、江崎十右衛
 門、小川貞五郎、古村甚右衛門、高木權右衛門、稻
 留與次右衛門、保田源右衛門、浦田市郎右衛門、
 横田宇左衛門、橋倉甚右衛門、畑島彈平○役徒倉
 野彌太郎、鈴木彌兵衛、福山傳右衛門、峯多兵衛、
 飯田清右衛門、中村儀右衛門、福田傳七、青木辨
 右衛門、永留與一右衛門、河内宇佐右衛門、樋口
 久米右衛門○用人鈴木政右衛門、古川繁右衛門、
 ○奥小姓組松村四郎兵衛、仁位郡右衛門、小川軍
 次、立田書左衛門、唐坊兵右衛門、島雄伴五郎○
 奥醫島本祐庵、井田忠庵○外科飯田自齋○膳番立花

信使付

源右衛門、大浦甚右衛門○側徒津留四郎左衛門、
 大浦甚五右衛門、古村甚兵衛、青木彌七、山田武
 右衛門、出來源右衛門○奥茶道土井仙歌、古竹柏
 齋○表茶道井清庵、順吟柳齋、林子榮齋○料理人山
 崎儀右衛門、飯田彌兵衛、國部門平、京瀨源右衛
 門○不寝番内林五兵衛、瀧本傳右衛門、中尾義兵
 衛、江口彌十右衛門、
 信使奉行 松村采女○同大浦忠左衛門○裁判樋口彌
 左衛門、吉川六郎左衛門○出馬掛三浦酒之允、山
 川作右衛門○宿見分内野市郎右衛門、津留源右衛
 門○賭掛平山左五次、大塔貞右衛門○人馬下 樋口
 吉右衛門○馬付 番十兵衛○同御鷹付平田登○眞文
 役雨森東五郎別號、松浦儀右衛門別號○同書役 味木
 金藏、橋邊正左衛門○通詞下 田代澤右衛門、米田惣
 兵衛、兒島又藏、山本喜左衛門、梶井八郎左衛門、
 貝江庄兵衛、川村格之允、次川嘉右衛門、松原半
 左衛門、小田七郎左衛門○祐筆 江崎忠兵衛、
 梅野市郎右衛門○右御役 高昌彈藏○祐筆
 舟橋忠右衛門、高山源藏○右御役 柴田多四郎○出

方手代平山善右衛門、内山多左衛門、藤松餘右衛門、村田達八○宿見分佐治平四郎○人馬役土井與兵衛、永田伴右衛門、梅津權右衛門、高木伊兵衛、平間新七○鷹師倉掛幾左衛門、石田軍平○奉添吉村儀右衛門、橋倉紋右衛門、田中吉右衛門、相良宇八、山田善八、大久保平藏、大浦源内、山崎清太、峯勝左衛門、津留本右衛門、稻留源右衛門、給人四人○料理人大谷平九郎、山崎平吉、井野權右衛門
大坂殘朝鮮人附

徒目付仁位三右衛門、永留宇右衛門○賄役溝井左次右衛門○船橋目鈴木彌右衛門、川原多右衛門、倉田彌三右衛門、石川小左衛門、木寺久右衛門、西宮新五兵衛、以上、以上、月堂見聞集、

享保十三戊申年雨森東五郎書上

一正徳年には、所々より出る人馬共に餘計有之、差碍候事無之、天和年も其通りに有之に由に候處、享保年には請負に成候ゆへ其差支へ、日本之御外聞不宜候、重て信使之節は、天和正徳之例に被仰付候様に、兼て公儀に可被仰上事に候、交隣提醒○按ずるころのこと、この行果して所々にて人馬滞りの事あり、参考のため、こゝに附録す、

享保四年九月十七日

一奥野忠兵衛様方より贈答之手紙、左記之、昨日は緩々と御物語候、淀に而馬數不足、官人相殘候義、御用懸より申來候は、人馬之數相談申候節、書付其元にも御覽之上御宿所へも持參、役人にも御申談候而相極候間無相違等候處、馬百八十疋、人足二百六十人不足之わけ難心得候間、私より承合候様にと申來候、馬は中馬之間違に而も事濟可申候得共、人足二百六十人不足之譯承度候、以上、

九月十七日

奥野忠兵衛

平田直右衛門様

右御返答之手紙、左記之、

今朝者預御手紙候、如仰昨日者緩々得貴意大悅奉存候、然者、其節御噂申上候淀に而馬數不足に付、官人相殘候義、御用懸様より被仰出候は、人馬之數私にも被仰談、猶又罷歸役人衆へも申談相極候間、無間違等候處、馬百八十疋、人足二百六十人不足仕候譯、御不審に被思召上候故、私方御聞合被成候様被仰候旨承知仕候、荷馬不足仕候は、彌中馬之間違に而可有御座と奉存候、私方より差上申候書付御

吟味可被成候、荷馬乘掛之數と斷書仕差上申候、人足之儀は、不足之段對馬守方より何とも不申越候、私先頃書付差上候は、信使道中一日之人馬之積りを申上置候、献上物等之先荷之人足は、此方より書付指出不申候、若先荷等之人足不足と相見申候歟と推察仕候、尙又途中迄申遣不足之譯、追而委細可申上候、以上、

尙々、中馬之間違之儀者、御用懸様に被仰上候而不差支候様被仰付可被下候、折節御尋に御座候故申上候、とかく中馬之外不足之荷馬は、御出し不被下候而は甚差間可申候、随分途吟味無用之人馬一人一疋も相増不申候様にこの儀は、度々委申遣置候故、油斷有之間敷と奉存候、人馬不足之譯は不申開候へとも、是又相滯候而は信使旅行不罷成候間、相増候人馬之儀無滞様に、人馬割御代官方へ早々被仰遣可被下候、今度相増候増人馬之儀者、重而委細可申上候、以上、

九月十七日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

同月十八日

一昨日大久保下野守様より直右衛門方へ、以御切紙今四ツ時伊勢伊勢守様御宅に御内寄合に付、彼方へ同公仕候様被仰聞候、御用有之旨被仰下候付、御差圖之通、伊勢守様へ致參上候處、杉岡彌太郎様、辻六郎左衛門様按ずるに、この二人淀朝鮮人方馬數違之事御尋候付、申上候者馬數之義、天和正徳員數、河内守様御用人衆より自分心得に承置度旨被申開候付、先規之帳面を以荷馬乘懸馬之員數書付差出候、中馬之義者前々より御大名様方鞍皆具等も御出被成、馬數極り被爲仰出事故、格別に存書付出し不申候處、何も様には惣様馬數に被思召候と相聞へ候、此所に而間違申候、若は各様より此方へ直に御尋有之候は、中馬は外と申義書加へ差出候事も可有之候得とも、河内守様御用人衆へ出し候書付を、河内守様より各様へ御渡し被成候付、其帳面を以御極被成候故、間違申候よし申入候處、人夫違之事も被仰聞候付、此儀は如何様とも譯を不申越候故不存候得とも、若献上先荷物に入用人夫も、私方より書付差上候當日之員數に御見込被成候而、違申候歟とも被存候由申上る、

相濟而下野守様御逢被成、右之譯又々御尋被成候付、右之次第申上候、

同月廿五日

一今朝三島より飛脚到來、御供年寄中より被申越候者、江尻御發駕之節、人馬相滞り三使以下漸發足被致候得共、荷物等相残り候付、朝鮮人も少々跡に残り、勿論此方之荷物等も残り候由申來候付、依之、今朝直右衛門儀、松平對馬守様に致參上、御用人吉田十兵衛に面談委細申達候處、書付差出候様に被申候付、彼方に而相認差出、右之書付は被仰上帳に記之故、爰に略之、以上、己亥信使記録、

通航一覽卷之六十

朝鮮國部三十六

○信使參向道中、附異 享保度

享保四己亥年九月十一日、信使入洛す、上使として松平伊賀守忠周、京都所の旅館本能寺に參向御饗應あり、この行、京都には宿泊なかるべきを、延着等により終に一宿を許せり、このまき、彼禮曹と松平忠周書牘贈答あり○前卷併せ見る

享保四己亥年九月十一日、曉方に淀、同日夜四前に京都、按するに、この間泊の文脱せしなるへし、いかんとなれば、京都、こたひかれて淀夜宿より、京都書館とさためなれ、其間道程纒に三里なり、然るに、夜四時京着とあれば、これかならず、きのふ故障の事ありて運遠におよび、曉淀に投宿せしにより、入洛もかくおそなほりしなるへし、故にその脱文あるをしれり、

一十一日夜八ツ時、松平伊賀守殿饗應相濟御歸、一辻固洛中の分は御所司代與力衆、洛外の分は町御奉行方の與力同心衆、

堺町三條上る角辻固 小川佐市郎殿

堺町通は御所道と云、柳馬場高倉通は人馬往來

通航一覽卷之五十九終

道と云、依之、人馬のものは堺町通は除候由、辻固之節御物語、

一 姉小路柳馬場東へ入町、馬のものを寄宿、
一 寺町大雲院は、本多下總守殿家中下宿、
一 松平伊賀守殿束帶布衣白張等召連天性寺へ御待受、宗對馬守殿衣冠布衣召連御出合、

一 松平伊賀守殿より、三使へ干鯛壹箱斗樽壹荷つ被遣、本多下總守殿より、三使上上官上官まで粽被遣、角倉與市殿より、饅頭壹折八百入三使へ進上、右の饅頭、萬治年中按するに、明曆の誤りなり、朝鮮人來朝の節、壹分饅頭の大きにして、當年出來饅頭壹つに付、新銀三分つ、の由、

一 朝鮮人參向の節夜に入候に付、御所司代より辻固の門々に大挑灯壹つ、建之、尤町々よりも高挑灯二つ宛出す、町御奉行方辻固には挑灯出不申候、町々より出申候までなり、

一本能寺の内は、惣て朝鮮人の旅館になる、夫々の張札あり、妙満寺は惣て日本の諸役人、代官衆、五山の僧衆宿坊、對馬守殿は河原町自分の御屋敷へ御着の由、

一本能寺へ參向の節に上着の時、按するに、上着は上使の誤寫なるへし、御所司代束帶三使に御對顔、御所司代の冠の纓疊に付程、三使は是より屈伏す、其次本多下總守殿布衣

按するに、布衣と記せ對顔同格、其次町御奉行衆對顔、大紋同格、其次代官衆長袴對顔、右合三度互に相揖し終ると、小童子茶を茶臺に載持參、臺どもに取て臺を脇に置き茶を飲、この間小童子傍に在て、横に臥して茶を飲終る○を待て茶臺に載持歸る、横に臥事彼國の禮式の由なり、茶を飲仕舞給ふと座を御立被成、其次々々御出有て、互に入替り禮儀畢、

一 上使へ居し饗の膳をは、其儘御所司代へ進上之、副使の饗膳は安房守殿、從事官の饗膳は肥後守殿へ、按するに、山口安房守、諏訪肥後守にして、饗應相濟て銘銘の御屋敷へ進之、

一 朝鮮人入洛、於本能寺御饗應、
御馳走人 本多下總守殿

御獻立
初獻引渡、白木三方
三使上上官
本多下總守殿

平角昆布 同搗栗 平角熨斗 同三益五度土器 鉢

子加蝶糸花飾

七五三 本膳膳、白木三方

大重土鹽引鮭 足五 燒物鱈 大重ふくめ 干鱈
器下輪 和ませ ほうづき、くらげ、湯漬食 手鹽土器 箸壺土器
丸しほ
大重土香物 足七 蒲鉾 大重 下輪小桶 鯛子
器下輪

二膳

大重張蛸 同上鮎鮓 間土器 汁鯛、白豆腐 下輪金貝
下輪 大重 下輪 間土器 汁、いりこ、大こん、
盛鮑 下輪 蠟子 同上干鮫 下輪 汁芋、か、瓜、牛
房、

三膳

小角羽盛鴨 間土器 汁白鳥、牛房、辛螺 下輪金龜足
籠 下輪 大根、平たけ
船盛海老 間土器 汁鱈 食鉢 杓子添三 茶碗添三
下輪 肴奈良臺(表惣金草花盡し、色々繪あり、下臺三
方にも表惣金草花色々丸盡し繪様、裏銀土器五
度二枚かさね、)

一面 高砂沖津鯛 一面 西王母 ゆまやき、
一面 蓬萊鹽引や 一面 菓喰鶴もみのし、
一面 狸々山椒鯛、 一面 竹に虎からすみ、
一面 山芋 一面 青のり、

銚子加、蝶糸花

星物三方 二つ宛 箸臺土器 蠟子二つ 糸花
二十二本宛、段 見る貝二つ ほうづき、はまぐり金線に
水引からみ露、

羊羹 二金のさんぼう龜足三十、 くらもち二つ 糸
二十本宛、段水 引き物干鮫二つ 金水玉龜足三十宛、
引からみ露、 たき物干鮫二つ 段水引からみ露、
鹽引二つ 糸松二十二本指し、 吸もの 五度土器 鯛
あまの 三方

間の盃 三方 間の酒 折大合樂螺 饅頭 三
合三合は金龜足五十宛、 五重土肴三種、さいの色付、め
糸長春梅何も二本宛、 器下輪肴三種、さいの色付、め
三方 菓子九種 ふち高 三方(糸松長春壹本
宛、金のどんぼう五つ宛、金の龜足壹つ、金の千
鳥五つ、金の小蝶五つ宛、) 饅頭てくるみ、か、や、おご
う、あるへいさう、か
き結鬘斗楊枝、

上官

五三二膳白木具 本膳水地大足打色
大重鹽引鮭 足五 燒物 汁雁、牛房、大こん、し
下輪 和ませ ほうづき、 土器丸鹽 大重香のも
下輪

の大こん、 食箸、土器 蒲鉾小角龜足七、

二膳 水地足打色

大重張蛸 大重ふくめ 干鯛 下輪銀 貝盛 鮑
下輪 汁鱈 大重 下輪干鱈 同上小桶鯛子
汁昆布湯 三膳 水地足打色
繪淺黄桃、

羽盛鴨 汁はら、 辛螺 下輪銀 船盛海老 食鉢杓
添、湯糲 茶碗添、 銚子加 螺糸 盃 用土器 蓋茶 吸もの 鯛
のり、肴三種、さいの色付、めざ 養貝鮑、數紙、 冷し物
足打、青梨子、葛、黒くわ 菓子七種 糸松樽饅頭の銀
へ、栗、九年母、 梧桐實 銀龜足一、銀 榧子 銀小蝶 柿ぶご
足五宛、 羊羹、ある 楊枝

中官

二汁八菜 本膳水地足打飯

血焼物眞鹽ふく 汁鹽鴨、牛房、
三度土 鮓、かれい、赤が、いりこ、
器下輪 栗、青うり、さんかん、
いりこ、串鮑、
二膳 食 坪皿養物

長老伴僧

二汁七菜 木具足打

和ませ 大こん、ろくじやう、栗、木くら
ん、こま、 和物くわへ、こま、 香物 なすび、
坪皿養物、鉄、くわへ、 食

下官

一汁六菜 膳塗足打飯

二本 栗、蛤、大こん、は 汁たけ、牛房、ゆ、 蛸色付
食 坪皿養物、串鮑、 香物 引而焼物あち 割
海老 數紙、足打、 後段引落し 小豆餅白砂糖、
肴 燒鳥賊、數紙、 菓子 紙足打、數
後段引落し 小豆餅白砂糖、 菓子三種 饅頭、
算餅、楊枝、 數紙、足打、

二膳

指身花れんこん、青のり、きんか、 すま汁 ふた茶、薄墨、
 ま、けし、茹 引而平皿 かすていら豆腐、 肴二種のい
 子丸煮、山椒粉、足打、
 も、けし、せんま 吸物しめじ、すい、 菓子まんぢう、
 い、敷紙、足打、 菓子せんじのり、 菓子まんぢう、
 楊枝

通詞

二汁五菜 膳木具足打、
 三度土餚 赤貝、栗、九年母、大、 ふく汁 鹽鴨、大こん、 香
 器下輪餚 こんしやうが、 さく汁 しいたけ、ゆ、
 物ぶり、大こん、 煮物 いりに、串貝、 食

二膳

さしみ わさび、 いろ酒 すま汁、青こん、 引而焼物
 あちか 肴二種 たこ、まぼ、 足打 菓子二種 まんぢう、
 け汁 楊枝

長老通詞の下々

一汁四菜 塗足打、
 餚 はまち、大こん、栗、 すま汁 鹽鴨、こん、 香物 こく、
 しゃう 里芋、 食 引而焼物、あち、

以上

一本能寺饗應のとき、町御奉行衆大役にて三使等に對顔、互に三度相揖す、相終て三使より御茶を進す、これ少かき猪口に人參湯を入れり、右終て通詞を以申ていはく、この所にて泊被仰付候段別て忝存候、上下ともに草臥罷在處、別て難有次第演説す、

一宗對馬守殿より、京都公事役衆目付衆方へ、銘々朝鮮紗綾二卷つゝ被贈遣候由、

一今度朝鮮人は京都に一宿無之候、其謂れば、諸大名さへ京地に一宿致事これなし、いわんや外國のもの王地に旅宿あるへきにあらす、若三使の内、病氣が大風雨にて難行は御赦免の由、

一朝鮮人參向の節は、京都は兼々晝休に候所に、十一日夜の四つ時入浴、饗應相濟候へは八つ時に罷成候故に、本能寺にて一宿被仰付候、

一十三日暮までにて、洛中洛外惣自身番御赦免、一本能寺五町四方自身番、十月十三日の夜に入御赦免、自注、この外の、耳塚段廉にてかこひ仕候、入用銀三貫目、塚の高さ四間、石塔の高さ五間、合せて九

間、横幅三十間餘、以上、月堂見聞集、

享保四年

朝鮮國禮曹參判金演、奉書日本國京尹源公閣下、嚮聞、貴大君克紹前烈、邦内寧謐、惟我王殿下期續舊好、端差使价、奉幣馳賀、此誠修睦敦信之誼也、惟冀奉揚新化、永扶洪祚、不典土宜崇亮、不備、

己亥年四月日

朝鮮國禮曹參判金演

別幅

虎皮二張 豹皮二張 白照布五匹 段子二疋 按
 るに、脱瀧柳營秘鑑に、 黄毛筆二十柄 眞墨十笏
 段子の一品を脱す、 油紙五部 鷹子一連

計

己亥年四月日

朝鮮國禮曹參判金演

日本國京尹源忠周、敬答朝鮮國禮曹參判金公閣下、遙獲翰篇、盟誦津津、貴國開我大君不承祖業、撫育百姓、三使慶祝、率由前規、芳隣之德、永世之譽也、吾亦惠賂爲好、感佩有餘、非儀報之、以表微意、厚冀鑒存、不備、

享保四年己亥月日

日本國京尹源忠周

別幅

白銀壹百枚

綿壹百把

享保四年己亥月日

日本國京尹源忠周 雜談、

按するに、これより先、信使旅館等の事、及び洛中町々修復等の事により、しばしば請願あり、すへて、に附載す、

享保四年五月二日

一奥野忠兵衛様より、平田直右衛門方へ御返事手紙、左記之、按するに、忠兵衛直右衛門の事、前冊に注せり、

一本能寺座割の繪圖、未御覽不被成候由、是は旗鎗立所までの儀御座候、外は先達て思召の通不殘相濟申候、近日京都へも申遣度候間、御手遠は在之間敷候へども、被仰聞可被下候、以上、

御返答

此間被遣候本能寺繪圖拜見仕候、御繪圖の通可然奉存候、其内鎗建所の儀委細被仰下候、土間廊下の方は上官致出入候に、障可申哉と被思召上候由承知仕候、併多くは場所所有之候へは、鎗建は左右に分建申候故、私方より青紙にて押紙仕候、御差圖被遊被下候へかして奉存候、夫ともに、決して上官出入に差支候は、唐門向の鎗建御長めに被成、折廻しに

て被仰付置候ても可相濟哉と奉存候、罷成候は、左右に可被仰付候、
一節鐵建所と申儀一所相見申候、是は正使の節鐵にて可有之と奉存候、副使節鐵建所不相見候間、私了簡の趣押紙仕差上申候、御繪圖此方にも扣等仕、段々貴答及延引候、以上、

五月三日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

七月廿三日、松平對馬守様御用人吉田十兵衛方への手紙、左記之、

前刻は乍早々得御意珍重奉存候、然は御艦船御宿次を以御注進仕候處、御聞被成度由被仰聞候に付、別紙に書載致進覽候、京都よりは參着發足兩度注進の格に御座候へとも、此度京都は逗留無之晝休に成候故、彼所よりの注進は一度にて可相濟と奉存候付、序次第河内守様にも可申上と奉存候、右の趣御序宜様奉願候、以上、
尙々、右の外不時の儀有之刻は、御艦船を以可申上候、其外は大形手前より以飛船可申上と奉存候、以上、

七月廿三日

平田直右衛門

吉田十兵衛様以上、享保己亥信使記録、

享保四年正月九日

一當秋朝鮮人來朝に付、旅館になるへき寺院寺町通二條より松原まで、御巡見として町奉行衆、其外役人達御通なり、先御代々は朝鮮人旅館は、本國寺に定候得とも、當年寺院殊の外大破に付如斯、

一五月廿二日、朝鮮人來朝道筋町兩御奉行御見聞、

一同廿五日同道筋所司代與力町奉行衆與力御見分

六月廿六日觸狀

一朝鮮人押付來朝候條、通筋見物の面々無作法無之様に可仕候、縦金銀の屏風所持候とも、取かこひ候事無用に仕、内幕等其外惣して美々敷無之様に、天和年中朝鮮人來朝の節の趣可相心得事、

一逗留中又は道筋にも、三使の召供し候もの等、食銀諸道具はいふに及はず、何にても商賣牀の事一切うけがふへからず、後日に露顯候は、可爲曲事、

朝鮮人來朝に付參并歸國道筋町々々可申聞御觸、一表側屋根庇、并仕切塀見苦敷所計、家々繕修復等

可仕候、且亦横町も道筋より見へ掛の分見苦敷所計、輕く繕等可仕事、

一町々表側致掃除、見苦敷壁は繕可申事、

一町々道筋高下有之所は、置土致し平均可申候、水吐等悪敷は水道不指支様に可致事、

一朝鮮人罷通候節は蔘砂盛砂致し、水手桶出し置、朝鮮人通候前に水打可申事、

一參向の節は、四塚より大宮七條油小路松原室町三條寺町本能寺、夫より寺町三條通蹴揚まで道筋修復の儀、六月十日まで出來候様に可申聞事、

一歸國の節は、三條寺町本能寺へ、夫より三條通大和大路、大佛正面邊、伏見海道、五條橋通寺町、四條室町まで、夫より參向道筋四塚へ罷通候、右町々修復の儀、七月廿日迄に出來候様に可申聞事、
右之通、道筋并横町まで可令觸知者也、

一五月廿八日、所司代與力町奉行の與力道筋見聞、
一六月四日、朝鮮人道筋町家破損修復の見分とし
て與力衆巡る、

六月九日御觸

一十九年以前接するに、朝鮮人來朝の節のことく、家々

門前に罫を結び、横町々々は竹矢來結へし、六月十日までに繕普請出來候様に申渡候へとも、七月廿日比までに出來申候様に可心得の事、

右の譯は、朝鮮人兼々五月十八日乗船の處に間違候て、六月六日に乗船仕候、故に普請も延引に被仰付候、按ずるに、六日は廿一日の誤寫なる、
一六月十八日、今度朝鮮人來朝に付、御座船御出し被成候大名方大坂にて船揃在之、大名方先年のことし、

六月觸狀、朝鮮人三使通候道筋町々々可申聞事
一本能寺より三條通西へ堀川、夫より上使屋敷前まで道筋掃除可致事、

一三條通西堀川上堀川筋丸太町通より蝟藥師邊まで、猪熊通丸太町上る町、同下る町東側にて見へ掛之所、屋根庇とも大破の所計取繕可申事、
一竹林とも并樽木等有來通、見苦敷無之様に積置可申事、

一大炊殿橋より竹屋町通までの内、堀川東側在之候不淨所、其外見へ掛り悪敷所は、取繕にて見苦儀無之様に掃除可致事、

右取締等の儀は、來月廿日までに可致事、以上、同月觸狀

一朝鮮人通筋輕く取締の儀、參向の道筋は六月十日まで、歸國の道筋は七月廿日までに出來候様に、先達て申觸候へとも、取急き候に不及候、朝鮮人通候二三日前に出來候様に可致候事、

一通筋時砂盛砂致し候様に相觸候へとも、町々時砂盛砂致し候儀、一切無用に可仕事、

一道筋往來の掃除前方に致置候儀、堅無用に致し、朝鮮人相通候一日前に掃除可致候事、

一先達て、朝鮮人通候節は町々水手桶出し置候様に申觸候へ共、家々手桶出置候事可爲無用事、

但、在合候手桶にて水打手桶家内へ入置可申事、一川々其外切所并橋などへ挑灯燃し候儀、是亦隨分可爲減少事、

一朝鮮人通候前後、夜中通筋町々家、并挑灯出し申儀無用の事、

右之通、道筋并横町まで可令觸知もの也、六月觸狀

一朝鮮人道筋横町竹垣、高さ七尺に三四寸廻之竹

にて可仕候、尤道筋實戸付可申候事、

但、朝鮮人通候三日前に可仕候事、

一三條白川橋東西の橋際、埒結可申候事、

一朝鮮人京着二日前より、洛中洛外自身番可仕候事、

但、朝鮮人通候節は其所に番人指置に不及候事、

一高瀬川筋三條小橋、五條橋見通し左右、朝鮮人通候當日は、船退け置可申事

一朝鮮人通候節は、往來の輩急用の外は貴賤によらず、斷を申道の左右によらせと、め置可申候、若横筋より通かゝり、朝鮮人の行列割候もの有之候は、相と、め可申候、急用の子細分明に候は、見合候て行列の間まれ候時、早く通し可申事、

一辻々木戸より竹垣の間、其町のもの指置見物仕儀苦しからず候、不作法に無之様に可仕候事、

但、竹垣押破不申様に、町々より人出し置、警固のものより指圖可請之事、

一見世店并二階にて見物仕候とも、作法能高聲高笑指さしなど不仕、物靜に見物可仕候、尤男女入交り不申様に分り^カ、見物可仕事、

但、二階は簾かけ見物可仕候、見世店は奥の方に簾かけ候儀は不苦候事、

一町並竹垣の内、見物人指置候事不苦候、埒の外に出候儀無用の事、以上

一七月五日松平伊賀守殿本能寺御見分、本多下總守殿、按ずるに、下總守は御馳走人なり、山口安房守殿、諏訪肥後守殿、御代官兩人中井主水御待受、朝鮮人饗應の膳部御覽被成候、三使の分壹人前に九膳つ、有之候、隨分御儉約被遊候得とも斯のことし、

一八月廿四日曉、高倉通佛光寺上る町材木屋裏の小屋壹棟焼失、追付朝鮮人來朝の砌に不届に付閉門、

一朝鮮人來朝に付、本能寺休所に成候故、乘馬建場御幸町通二條下る町より姉小路上る町まで、麩屋町通二條下る町より御池上る町まで、押小路通寺町より麩屋町まで、御池通寺町より麩屋町まで、姉小路通寺町西へ入る町誓願寺は、乗掛馬小荷駄馬、并人夫等溜場、右之通、其町々に御觸有之候、

九月二日觸狀

一朝鮮人參向歸國とも通候節、三條大橋、小橋、五條橋、其外白川橋、堀川橋等、橋下川中より見物致し候儀堅仕間敷候、且亦右所の川近所の町人罷出、川中へ見物人立不申様に可申聞事、

一次第に冷氣に成、其上此節は朝鮮人京着前に候間、立方火の元の儀、彌無油斷候様に可致事、

一近々朝鮮人京着候間、本能寺より五町四方の分、明六日より晝夜自身番相勤候様に可申付候事、

同八日觸

一明九日九時半時、朝鮮人參向の道筋見分御出被成候、町々年寄五人組出向候様に被仰出候間、右刻限御出向可有之候、以上、

同九日觸

自注、この觸は町によりて、參らざる方これある由、

町

代

一明十日五時半時、朝鮮人參向道筋、町御奉行様方御見聞^カ被遊旨、見世店をかたつけ、屏風立候處には屏風を立、二階には簾をかけ、兎角朝鮮人通候時の様子仕置可申事、尤年寄五人組は出向可申事、一横町竹垣實戸、御通の節立よせ置可申事、一朝鮮人通申候節、堂上方の御衆中、宮門跡の御

衆、并高貴の御方御見物として、見世店を御借被成候は、誰人の通傳にて借し申や、または其身御出入仕候故に借し候や、其譯書付町代方へ指出し可在之事、以上月堂見聞集○按するに、信使旅館御入用品諸品、の事により、京都町奉行より諸觸あり、また、に附録す、

享保三戊戌年十二月、朝鮮人來聘の節御賄、

一 鉦金黃色付壹組

大碗四ツ入子二碗、但坪平蓋とも、

一 唐金右同斷壹組

右同斷

一 銅生金色付壹組

但右同斷

一 瀬戸物大白焼碗壹組

但右同斷

一 中右同斷壹組

但右同斷

綾小路通新町東の入口増井彌五左衛門千本通二條下町

内山七兵衛

右は、來秋朝鮮○脱字あるカの節御賄所御入用品々入札有之、來る九日より同十三日までの内、右兩家の内家持請人召連參、根帳寫取札披候儀、兩人方にて承合可申旨、望の賣人どもに可申觸者也、

同四年二月

一 當秋朝鮮人來朝に付、京寺町本能寺方丈、并塔頭

とも繕御修復、諸小屋疊損料物等入札有之間、望の者は明後廿八日より來月二日までの内、千本通二條上る所内山七兵衛方へ家持請人召連參根帳寫、同七日肥後屋敷にて札披候様に可相觸者也、

二月廿六日

三月十六日觸狀

一 當秋朝鮮人來朝に付、蚊帳并臥具入札有之候間、明十七日より同廿二日までの内、肥後屋敷へ家持請人召連參、根帳に付任様帳寫取、同廿五日札披候様に、望の賣人どもに可相觸者也、以上、

三月十六日

一家具瀬戸物、小買物、木具糸花、鍋、釜、桶、荒物、油、蠟燭、茶、たばこ、筆、紙、墨、炭、薪、魚、鳥、青物、鹽、味噌、酢、醬油、酒、菓子、

一 働人足賃銀

一米春賃銀

右は、當秋朝鮮人來朝付、京都御賄所御入用品々入札有之候間、十四日より同十七日迄の内、千本通二條下る町内山七兵衛宅に、家持請人召連參根帳寫取、來る廿二日四つ時、安房屋敷にて札披候様に、

望の賣人どもへ可申觸者也、

五月廿八日、今度三條橋御修復の儀、出來入用新銀

廿壹貫目小橋とも、

一 今度朝鮮人來朝に付、寄宿入用の蚊帳千張、

一同入用四つ入子の茶碗三千人前、先年は木椀にて有之候へとも、漆にまけ申候もの多く候に付、今

度は茶碗被仰付候、自注、一膳に付十八匁宛なり、

七月

一 朝鮮人饗應入用四つ入子茶碗、壺、平皿ともに三千人、

銀高五拾五貫五百目、自注、一人前十八匁五分宛なり、

一本多下總守殿、今度饗應入用高挑灯大小三百程、

小は五匁五分、大は六匁、但、先年の半減也、

八月廿七日觸狀

一 木地長持壹棹 尤損し候は不能成候、

但、新敷何程、 古手は何程、 此代銀は何程、

一 葛籠一荷 但、右同斷、 此代銀は何程、

右は、朝鮮人臥具入候に付御買上に成候間、右一つに付直段何程にて可指出候旨其趣書付記、明早朝

より明日中に安房屋敷に可致持參者也、以上、以上、

月堂見聞錄、

按するに、これよりさき、近隣宿驛信使旅館御賄入用品の事によりて、京都町奉行より觸狀あり、また因に、に附す、

享保四年三月十日

一米穀酒味噌酢醬油溜鹽類 一 燈油臘燭炭薪濃茶

薄茶煎茶類 一 料理人并御賄所働人足

右者、當秋朝鮮人來朝に付、城州淀泊參向歸國とも、御賄所御入用品々入札有之候間、望のものは明

後十二日同十五日までの内、堺町四條下る町鈴木

九太夫方へ家持請人召連參、根帳に付入札帳寫、來

十九日於肥後屋敷札披候様に可相觸者也、

三月十日

同月廿日觸狀

一 當秋朝鮮人來朝に付、江州大津宿旅館御入用魚

鳥野菜、并器物類入札有之候間、望のものは來る廿

四日より同廿九日までの内、右同所御代官古郡文

右衛門方へ家持請人召連參、根帳に付任様帳寫取、

四月十日文右衛門方にて札披候様可相觸もの也、

一 當秋朝鮮人來朝に付、江州大津宿旅館御賄所漆

器入札有之候間、望のもの明後廿二日より同廿五

日までの内、肥後屋敷へ家持請人召連參、根帳に付

仕様帳寫取、來る廿八日右同所御代官古郡文右衛門方へ罷越、札披候様可相觸もの也、

同月廿六日觸

一米穀酒味噌酢醬油溜鹽類 一青物類 一灯油
臘燭炭薪濃茶薄茶煎茶類 一料理人并御賄所賄人足

右は、當秋朝鮮人來朝に付、江州守山宿參向歸國とも、御賄所御入用品々々入札有之候間、望のものは明後廿八日より四月二日までの内、室町通下立賣下る町多羅尾四郎右衛門旅宿に家持請人召連參、根帳に付仕様帳寫取、來月五日五つ時於安房屋敷、札披候様可相觸者也、

同月

一魚鳥野菜類 一諸道具品々賣切損料類 一小買物類 一菓子并穀類

右は、當秋朝鮮人來朝付、城州淀泊參向歸國とも、御賄所御入用品々々入札有之候間、來る廿九日より來月三日までの内、堺町通四條下る町鈴木九太夫方へ家持請人召連參、根帳に付仕様帳寫取、來月七日四つ時安房屋敷にて札披候様に、望の賣人とも

に可相觸者也、
四月四日觸狀

一魚鳥類 一桶類 一塗物類 一瀬戸物類 一紙類 一旅宿
室町通下立賣下る町 多羅尾四郎右衛門
一鍋釜方并かなもの類 一小買物 一曲物箱類

右は、當秋朝鮮人就來朝、江州守山泊參向歸國とも、御賄所御入用品々々入札有之候間、明六日より同九日までの内、右兩人旅宿へ家持請人召連參、根帳寫取、來る十四日四つ時安房屋敷にて札披候様に、望の賣人共へ可相觸者也、

一米大豆 一鳥類 一魚類 一酒 一茶并茶具
一菓子并箱杉折 一鹽味噌酢醬油 一青物 一炭薪蠟燭油 一小買物 一家具 一諸道具 一鍋釜 一桶類 一御馬飼料

右札披十九日
一宿々御普請方一式 一疊方 一料理人 一御賄所働人足
右札披廿日

右は、當秋朝鮮人來朝付、河州枚方宿晝休御賄御入用品々、并御普請方一式入札有之間、明後七日より同十三日までの内、川原町二條下る町角倉與市宅の家持請人召連參、根帳寫取、來る十九日翌廿日兩日安房屋敷にて札披候様に、望の賣人ともへ可申觸者也、

四月五日

六月二日觸狀

一高挑灯 百十四張 但一番

但、合紋書付等の儀は可令指圖事、

一箱挑灯 七百三張 但一番

但、右同斷、

一蠟燭 一萬三千七十二丁程、淀より新井まて八泊分

内 三十目掛千八百二十四丁、二十目掛一萬

千二百四十八丁、但、暑氣の節候條、隨分流

不申候様生掛致し可申候、

右は、朝鮮人人馬泊小屋場、并道中入用として御買上有之間、右挑灯蠟燭隨分念入仕立差上積、望のもの明三日より相考入札認め、來る五日家持請人召連參、安房屋敷にて札披候様に、早々可相觸者也、

以上、月堂見聞集、

同十二日京都を發興し、十八日三河國岡崎に額田郡、若す、こゝに上使として曾我周防守中興御、參向あり、上使は、來聘御用掛の條にあり、

享保四年九月十二日晝八ツ時に、京都發足參向、堂集、見聞

享保四年九月十一日、淀發足大津泊、自注、正使病氣服藥故十二日逗留
○按するに、前條に辨するこゝく、信使十一日京着遅延せしにより終に一泊し、十二日洛を發せしなり、この書前後宿泊の日期符合せざるを以て、かく記せしに似たり、同十三日大津發足守山泊、同十四日守山發足彦根泊、同十五日彦根發足大垣泊、同十六日大垣發足名古屋泊、同十七日名古屋發足岡崎泊、同十八日岡崎發足吉田泊、同十九日吉田發足濱松泊、柳營秘鑑脱漏、

按するに、岡崎宿信使旅館に、上使の事によて、これより先、御用掛の輩扱の事あり左に出す、
享保四年五月四日、奥野忠兵衛様より岡崎宿等の繪圖に相添來候岡崎宿旅館の儀に付、飯塚孫次郎殿、都築藤十郎殿手代より差出候書付の寫、左記之、

一三州岡崎宿旅館の儀、上使被成御座候節、三使暫く居被申候假座敷の儀、御座敷の外内に座取可仕

場所無御座候に付、三使居間の前東南の方に、十二疊三仕切新規建之積目論見申候、

一正使物置は御差圖の通に仕候、副使従事物置御差圖の場所に難相建、殊に通道無御座候付、副使従事座敷北の方明き地に、二ヶ所相建候積目論見仕、則繪圖に記し差上申候、

一上上官物置御差圖無御座候付、目論見不仕候、然處、彼地役人中被申開候は、正徳年中上上官荷物置所相建候、今年は入不申哉と心得被申候、上上官荷物置所入申儀に御座候哉、尤右の目論見別段仕持參仕候、如何可被仰付候哉、

一三使旅館玄關前旗鎗建の儀、高五尺、横五間四本建の積、大旗二本は前後の柱根入丈夫に仕相建候積目論見仕候、然處、岡崎宿正徳年中は、横六間餘外に大旗建、二ヶ所別段に仕候由御座候、同年外泊宿の内、横四間仕大旗二本前後の柱へ立相濟候所も御座候へとも、四間にては間狭く候間、此度は五間に仕、大旗立も右五間の前後柱用之相建候は、相濟可申哉と奉存候、尤風雨の節は外掛所相仕廻申事に御座候間、彌高五尺横五間可仕候哉、且

亦節鉞建は、正使副使居間の前に、高五尺横五尺つ二ヶ所建候積目論見仕候、

一三使上上官臺所、御差圖の通には難相建御座候に付、ふりを替一ヶ所六坪つ、相建候積目論見仕、則繪圖に記し差上げ申候、

一宗對馬守様御宿彦十郎儀、旅籠屋にも無御座候付、手狭にも相見申候へとも、屋普請等丁寧に宜相見申候、正徳年中も御宿仕候由御座候間、御差圖の通彌彦十郎處、御宿に相極候積に御座候、

一判事、學士、醫師宿甚太郎被仰付候へとも、右人數は四五人ならては御座有間敷候、右宿は手廣御下知の通、上官次官座敷の入口、別々に罷成申候、依之、三使屋常用、上官の外は残らず上官次官ともに、甚太郎所に一所に被差置可然奉存候、尤正徳年中も判事、學士、醫師、上官、次官ともに、甚太郎壹軒にて相濟候由に御座候、

一御馬宿の儀、甚太郎所有來候厩七疋立御座候、右厩の内五疋立を用候へは、御入用も多く掛り不申、御修復少々にて相濟申候間、御馬宿甚太郎所に被仰付候様にと奉存候、

一中官宿三軒被仰付候へとも、宿數多被仰付候程、手番も不宜様に奉存候、三使屋常用中官の外百二十人程、正徳年中も久右衛門所一宿に被仰付候由、彼地役人中心付被申候間、今年も久右衛門一宿の積目論見仕候、

一御鷹宿の儀、久右衛門所圍宜、窓も無之座敷多く御座候間、久右衛門所に被差置候様にと奉存候、

一中官宿先達て被仰付候新助家は、殊外手狹普請も古く御座候間相除申候、勘左衛門家は廣宜相見申候、通詞宿に仕候積、且亦下行渡處半左衛門、孫六家、去年中相立候由にて、家も新敷手當も宜相見申候付、勘左衛門、半左衛門、孫六通詞宿三軒引替候積仕候、

一下官宿、十次郎、甚右衛門、徳左衛門、庄左衛門四軒の内、三軒は家古く屋根破損仕候間、三使屋近所の方へ寄せ、次郎七、新八、次右衛門、徳兵衛四軒家宜御座候に付、引替申積に仕候、

一下行渡場の儀、御差圖口、半左衛門孫六二軒ともに、通詞宿に仕候付、上官宿甚太郎本陣にて勝手廣御座候間、右の勝手下行場に目論見候、

右は、三州岡崎宿朝鮮人旅館見分仕候所、新規建物の儀御差圖の通難相建所々、并官人宿家古破損多、手番不宜宿々引替目論見仕、則繪圖の面委細記差上申候、如何可被仰付候哉奉得御下知候、以上、

飯塚孫二郎手代

大田 政右衛門

都筑藤十郎手代

佐々木 兵八

五月

同月八日、奥野忠兵衛様より手紙贈答、左記之、

一當秋岡崎宿上使の節、御賄方にて可致支度事も可有御座候哉、心得にも可成事も候は、承之度候、右答 當秋岡崎宿上使の節、御賄方にて御支度被成候事も可有之哉、御心得にも可成事は申上候の由、被仰下奉得其意候、別て御用意可被成成品も無之と相見候、天和年上使の刻、上使三使ともに苗に御着座と相見申候、此度も其通にて可有御座候、上使壹枚三使三枚、都合四枚御用意可被仰付候、對馬守は苗數不申候と相見申候、

同年七日七日、奥野忠兵衛様へ以手紙申達、

一岡崎にて上使の節、苗四枚入候由先日も申上候、上使旅館へ御入の節、門より敷臺際まで莚三枚並

敷之、其上に薄縁二枚並敷候由、留書に相見申候故、此段も爲念申上置候、以上、

七月七日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

先刻は御手紙の處、罷出不能即報候、

一岡崎宿にて雷四枚入候由、先達て被仰開用意仕置候、上使旅館に被入候節、門より敷臺際まで葎三枚並敷之、其上に薄縁二枚並に敷候由、御留書に相見候に付、爲御知被入御念御事に御座候、彼地御代官へ可申達候、尤不及御報候、以上、

七月七日

奥野忠兵衛

平田直右衛門様

同月十四日、奥野忠兵衛様は直右衛門より手紙、左記之、

一岡崎旅館上使の節、座位の繪圖御見せ被成、御賄御代官方より御伺の御書付拜見仕候、成程御伺の通の座割にて可然奉存候、先頃河内守様より私に御尋御座候節、對馬守方天和の留書を以書付差上候故、其通に御差圖被仰出候事と奉存候、此方留書は方角を取違申にて可有之候、若御座席南面の角

かけ申候座にては無之候哉と奉存候、夫故西方と記し置候かと察存候、最前申上候は方角の違にて可有御座候段、河内守様御用人衆まで申上候、成程此通にて宜く奉存候故、直し候ては差上不申候、御繪圖返上申候、上使と三使御振替り被成候分は妨無御座候故御好次第と奉存候、此段とも御用人中まで申上置候、

七月十四日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

一岡崎旅館上使の節、御代官出候繪圖書付御覽被成候由、先達て河内守殿より御尋の節、天和の留書を以書付被出候其趣を以、此方へも御指圖と相聞候へ共、御代官伺候通、上使東向にて有之間敷候、御留書に方角を取違候ものと思召候由、此趣も此間河内守殿用人中に御申達候由致承知候、御代官繪圖の通可然に付、御直し不被成候旨承之候、近日相伺申にて可有御座候、

七月十四日

奥野忠兵衛

平田直右衛門様以上、享保己按するに、またさきに新居渡船のこまにより御用掛より掛合の書あり、便覽のためこまにさし、

享保四年五月奥野忠兵衛様より尋來候送答左記之

一朝鮮人新居渡海の時、天和小早五艘、右乗船、

三艘 三使 二艘 上官 壹艘 宗對馬守

右の通の由、松平伊豆守より書付被出候、上上官不相見候、小早の外に乘候儀と相聞候、

正徳同所小早五艘、右乗船、

三使 三艘 兩長老 壹艘 宗對馬守 壹艘

右の通に候由、伊豆守より書付被出候、上上官不相見候、小早の外に乘候儀と相聞候、

當時同所小早六艘有之候旨に候、當秋は、

三艘 三使 壹艘 上上官 壹艘 兩長老 壹艘 宗對馬守

右の通にも可然候哉思召寄承度候、其段相窺究可申候間、御申越可被成候、以上、

五月

同月五日右御答

昨日は御切紙被下候處、取込罷在御即答不申上候、天和正徳新居にて朝鮮人乗船用小早數、松平伊豆守様より御書付被差出候付、委終御尋の趣奉得其

意候、

一天和年三使乗用小早三艘、上上官三人中に二艘、對馬守壹艘、都合六艘、石川又四郎様、秋鹿長兵衛様より被差出、書簡輿は正使乗船に乗候由相見申候、長老衆兩人も小早壹艘に、櫓に被乗候と帳面に相見、成程其通覺申候、然とも何方より出候との事不相知候、直は戻船有之被乘渡候哉と奉存候、

一上官の分は、三使船三艘、上上官船二艘、此五艘に乗分り、中官下官は渡し船にて罷渡候由相見申候、

一正徳年は三使乗用三艘、對馬守壹艘、兩長老壹艘、都合五艘、牧野大學様より被差出、書簡輿は正使乗船に臺に据、六枚折小屏風にて圍候由相見申候、

一上上官乗用日覆船三艘、此三艘に對馬守信使附の家老、并裁判役の者乗分り罷渡申候、上官乗用日覆船數船、右の分は御代官窪島市郎兵衛様御支配と相見申候、

日覆船五艘御用意有之、其外惣様渡船の支配は、大
學様御家來被相勤候様に相見申候、

一此度は大和小早敷の通、六艘にて可然哉の由被
仰下候へとも、此方留書には七艘の様に相見候、六
艘にては上上官乗船三人中に壹艘に成候積に候
故、差支可申哉と奉存候間、小早有合候は、數七艘
に被仰付候へかしと奉存候、

一先日は荷物とも本坂へ廻候哉の様に被仰聞候、
罷歸致吟味候へとも、本坂には不參、悉く卯の花崎
へ參り相渡申候、以上、

五月五日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

奥野忠兵衛様より直右衛門方への御手紙、左記之、
一新居渡海小早の儀、天和は七艘と相見候間、當秋
も七艘に致し候へかしと被仰聞候、此間も申進候
通、小早有船六艘候よし、伊豆守殿より書付被出
候、正徳の通上上官は日覆船にも可申付哉、正徳は
小早五艘の由に候、當秋は六艘御座候間、上上官三
人壹艘に載候ては如何と申進たる事に御座候、小
早壹艘に上上官不被成わけに候は、日覆船と存

罷在候、且亦荷物の儀、先年も本坂へは不相廻、卯
の花崎へ參り相渡候由、當秋の儀、正徳の時分より
渡海道悉く埋、船路も一通に罷成候へとも、鞍馬鞍
皆具道中人馬ともに渡海不仕候間、さしつかへ間
敷哉と存候事に御座候、

同月六日、奥野忠兵衛様より昨日被下候御手紙の
御返答、左記之、

一昨日は乍貴答御手紙拜見仕候、新居渡海小早の
儀、天和は七艘と此方留書に見候故、當秋も七艘に
被成候へかしと申上候處、小早有船六艘有之由に
付、上上官乗用は日覆船にも可被成候哉、正徳は小
早五艘に候、當秋は六艘有之候間、上上官三人壹船
にては如何と被思召御尋被成候事の由、入御念候
御事奉存候、小早壹艘に上上官三人乗申候様に可
申進候、日覆船も先年の通、四五艘被仰付置被下候
様にと奉存候、且亦荷物の儀、先年も本坂へは不相
廻、卯の花崎を渡候由申上候處、當秋の儀正徳の渡
海路悉く埋り、船路も一通りに罷成候へとも、鞍馬
鞍皆具道中人馬ともに渡海不仕候故、差支間敷哉
と思召候由御尤奉存候、

同月七日奥野忠兵衛様より來候手紙、左記之、

一昨日は兩度御手紙の處に、罷出候て不能即報候、
然は、新居渡海小早船の儀承合候處に、天和は小早
七艘と御留書に相見候、當秋も七艘と御申開候へ
とも、只今有船六艘有之候て、上上官壹艘にて不
苦哉の旨申進候へき、壹艘に乗候様御申越可被成
候由致承知候、日覆船も先年の通、四五艘も申付候
付候様にと被仰越承之候、

同月廿三日同斷

一新居にて小早六艘先達て申談候通、三使三艘、壹
艘は上上官、壹艘は對馬守、壹艘は兩長老乗船の
筈に極候、上上官官等は當分の日覆船申付等候事、
以上、享保己亥信使記録、

同廿日遠江國濱松を數知發し、同廿七日江戸に到着
あり、誰に遭ひし、別條なり、

享保四年九月廿日濱松發足掛川泊、同廿一日掛川
發足藤枝泊、同廿二日藤枝發足江尻泊、同廿三日江
尻發足三島泊、同廿四日三島發足小田原泊、同廿五
日小田原發足發神奈川泊、同廿六日神奈川發足接
るに、このたび小田原泊より、廿六
日藤澤泊なり、この書誤りなり、品川東海寺泊、同廿七日

東海寺發足淺草東本願寺到着なり、柳營秘鑑服漏、
雜話燭談

享保四年五月廿三日、奥野忠兵衛様御手紙、
一當秋六郷川の、小早御船、并屋形有之役船廻筈に
候事、

(御付紙にて)六郷川の相廻候小早四艘

内、三艘三使乗船、壹艘宗對馬守乗船

外に、上上官并兩長老乗船は屋形船、

同年九月十八日

來廿六日藤澤發足に候故、六郷潮時の様子御考、對
馬守方被相達候様に御代官方被仰渡、此方被
も御書付被下候は、途中まで可申進候、簡様の儀
は爲念候故、度々申進候方宜候由申上候へは、其段
は伊奈半左衛門様へ敏被仰渡置候、潮時の書付參
候は、此方にも可被遣由被仰聞、御用相濟て罷
歸、

同月廿日

一奥野忠兵衛様、直右衛門被仰聞候は、六郷潮時
の儀書付御渡申候、對馬守殿方にも可被仰遣候、御
代官方は此方より申進候との御事にて、書付一
通御渡候付、委細致承知候、途中對馬守方被可申越

候、伊奈半左衛門様よりも、猶亦藤澤參着の節被仰遣、其刻限に彼所を致發足、神奈川晝休の内、潮時間違不申様に、對馬守家來に得と被仰談被下候様、半左衛門様方の被仰越可被下旨申達、右潮時書付左記、

六郷渡場潮時の時刻

九月廿五日	晝九ツ過より	七ツ時まで
廿六日	晝九ツ半より	七ツ時まで
廿七日	晝八ツ時より	暮六ツ時まで
廿八日	晝八ツ半より	暮六ツ時まで
廿九日	晝七ツ時より	暮六ツ半まで
晦日	晝七ツ過より	暮五ツ時まで

右刻限の内、六郷相渡候様に可然候、藤澤宿早々致出立、神奈川休にて右刻限相考渡候様に、官人附役人々通達可有之候、尤神奈川にて伊奈半左衛門役人々も可被申合候事、

九月廿日

一右御書付寫候て、御馬附番十兵衛に相渡、馬醫并通詞下々々も堅く申付候様にと申渡、以上、享保己亥信使記録、享保四年七月十九日、朝鮮信使壹岐國勝本へ着船

逗留の中、同月廿四日大風、朝鮮人旅宿家屋過半、吹潰されけれども怪我人等無之、中官長屋二間半に十七間半の内、十三間潰、下官長屋二間半に二十七間の内、十六間潰、八月朔日勝本出帆と云、承寛雜記、

通航一覽卷之六十終

通航一覽卷之六十一

朝鮮國部三十七

○信使參向道中 寛延度

寛延元戊辰年信使來聘、正使洪啓禧、副使南泰耆、從事官曹命采等、二月十六日對馬國鰐浦に着船、同月廿四日對府に着す、是より水陸所々の御馳走、及び人馬等の事は、かねて諸州の大小名以下に命せらる、

延享四丁卯年十一月廿八日、朝鮮の都を發興して、辰正月十日釜山海へ船に乗り、一月十六日に對馬國鰐浦に着岸す、按ずるに、以上の文中東萊府着の事等を脱せしなるへければ、その文解したし、同廿四日府中に到る、爰に廿四日逗留、護花園隨筆、

寛延元戊辰年、朝鮮人國元出立より道中日數付、一去年卯の十一月廿八日國元出立、同年十二月十六日東萊府に着、自注、此日、同十八日東萊府より釜山浦に着、自注、此日、同十九日、自注、此日、同廿四日同國府中にて着、

朝鮮國より大坂迄の道程、

朝鮮國より東萊府迄廿日路、東萊府より釜山浦迄三里、按ずるに、前説により、釜山浦より槇の島迄壹里、槇の島より鰐ヶ浦迄四拾八里、一對州の渡り、金ヶ崎より坂迄五里、坂より鴨瀬浦迄六里、府中より壹岐勝本迄四拾八里、勝本より藍島迄同斷、

但、日和能候へは名護屋に不寄、直に藍島に通船之由、

道中人馬入用員數

一書簡轎昇八人 一三使轎昇六拾人 一同平轎昇貳拾壹人 一乗物五挺四拾人 一荷物持夫貳百八拾人 一乘馬七拾疋 一中乘馬百七拾疋 一乘掛馬百四拾九疋 一荷馬貳百七疋

長老貳人、人馬入用員數、

一人足三拾四人、内、十六人乗物昇之、一乘馬二疋 一乘掛馬三十六疋

同宗對馬守、人馬入用員數、

一人足百五十人 一荷馬三百五十疋 以上朝鮮來寛延元年、享保四より此間三十年、

一卯十一月廿八日、朝鮮出立、一同十二月十六日、

東萊府へ着、一辰二月十五日、釜山海を出帆の處、不順にて同國多太の浦へ着、同十六日對馬の鰐の浦へ着、

道中の事、來朝歸國ともに休泊、同所御馳走八十萬石以上は、領主より下行、
但、兩宿の内、一宿は御代官より賄、一宿は領主より下行渡る、上下共同斷、

一朝鮮釜山海より對馬へ四十八里、對馬より壹岐の勝本へ四十八里、

一壹岐勝本八里 平戸六 松浦肥前守〇一筑前藍島十二里 筑前福岡五 松平筑前守〇一長門赤馬關五里 萩三十二里 松平大膳大夫〇一周防上の關九里 松平大膳大夫〇一安藝浦刈二十 安藝廣島四 松平安藝守〇一備後鞆十八 伊豫吉田 伊達大膳大夫、御賄宮村孫左衛門〇一備前牛窓十里 備前岡山三 松平大炊頭〇一播磨室十八 姫路十 松平大和守〇一攝州兵庫十里 尼ヶ崎 松平遠江守、御賄幸田善大夫、藤井九左衛門〇四萬石 泉州岸和田岡部美濃守、御賄與谷半四一同大坂五里 五萬三千石

郎、萩原藤四郎〇一河内枚方五里 高槻三萬 永井飛驒守、御賄渡邊民部〇一山城淀泊 十萬三 稻葉丹後守、御賄小堀十左衛門、角倉與市〇一京都三萬 山十五 松平美濃守、御賄小堀十左衛門、角倉與市〇一江州大津五里 丹波龜山 青山因幡守、御賄石原清左衛門

〇一同守山五里 伊豫龜山 石川主殿頭、御賄瀧川小左衛門、多羅尾四郎左衛門〇一江州八幡三萬 美濃岩村松平能登守、御賄小野左大夫〇一同彦根七里 三十五井伊掃部頭〇一美濃今須休 同人〇井伊〇一同大垣五里 十萬 戶田采女正〇一同尾越休 六十二 尾張殿〇一尾州名護屋泊 御同人殿 〇一同鳴海六里 御同人張殿〇一三州岡崎泊 岡崎六 水野監物〇御賄内藤十右衛門、淺岡彦四郎〇一同赤坂三萬 尾三萬三 土井伊豫守〇一三州吉田泊 七萬石 松平豐後守、御賄千種清右衛門、近藤萬五郎〇一遠州新居里半按するに、新居の下松平豐後守の名を脱せしなり、御賄竹垣治部右衛門〇一同濱松泊 濱松四 松平伊豆守、御賄井戸助左衛門、泉本

儀左衛門〇一同見付休 同人伊豆守御賄大草太郎左

衛門〇一同懸川廿九町 石五萬 太田備後守、御賄平岡彦

兵衛、小川新右衛門〇一同金谷三三 同人太田備御

賄天野助次郎〇一駿河藤枝泊 田中四 本多伯耆

守、御賄齋藤新八郎、辻六郎左衛門〇一同府中二里半

駿河加番衆、御賄土屋木工之助〇一同江尻泊 肥前

五萬三 鍋島加賀守、御賄吉田久左衛門、上倉彦右衛門

〇一同吉原六里 長州長府 毛利甲斐守〇一伊豆三島

泊 伊豫大洲 加藤出羽守、御賄齋藤喜六郎、土井八郎

兵衛〇一相州箱根四里 小田原 大久保出羽守、御賄鈴

木小右衛門〇一同小田原四里 同人出羽守〇一同

大磯四里 播州明石 松平左兵衛督、御賄堀江清次郎〇

一同藤澤泊 肥後新田三 細川采女正、御賄柴村藤右衛

門、木村雲八〇一武州神奈川休 越後新發田 溝口出

雲守、御賄伊奈半左衛門〇一同品川泊 三萬石 讀波丸龜

京極佐渡守、御賄伊奈半左衛門 山城淀より遠州新居迄、送り馬皆具仰に依て

差出す面々、

三十五疋 紀伊殿〇十四疋 肥前小城七 鍋島肥後守
〇十二疋 江州膳所 本多下總守〇十一疋 但馬五萬 仙
石越前守〇十疋 石州五萬 松平周防守〇十疋 豐後
石、稻葉右京亮〇十疋 備前中山 板倉周防守〇八疋 州
四萬三 龜井隱岐守〇六疋 豐後杵築三 松平市正〇六疋
三萬石 松平攝津守〇六疋 肥後宇土 細川豊後守〇五
疋 日向佐土原 鍋島加賀守〇五疋 日向高鍋 秋月佐渡
守〇五疋 豐後日出二 木下式部少輔〇四疋 豐後府内
石 松平主膳正〇三疋 豐後佐伯 毛利周防守、都合百六
十一疋

遠州濱松よりは東國大名より差出す、馬の數は左之通、

馬壹疋一日、飼料之事、

大豆三升、但能煮て水 搗糠三升 白米二升 荒麥
二升、能煮て水 粕圓合 鹽二合 大豆葉二束五尺繩
敷藁三把 赤土三升 薪三貫目官中要録
寛延元年、朝鮮人道中休泊、朱書自分馳走、△は朱書の印、御馳走方

△對州府中 △宗對馬守○壹岐勝本 △松浦肥前守
 ○筑州藍島 △松平筑前守 ○長州赤間關 △松
 平大膳大夫 ○周防上關 △同人^{○松平大膳大夫} ○安藝
 蒲刈 △松平安藝守○備後鞆 伊達大膳大夫御贈
 御代官岡田庄太夫、^{宮村孫左衛門} ○備前牛窓 △松平大炊頭○播
 州室津 △松平大和守○攝津兵庫泊 松平遠江守、
 幸田善太夫、藤 ○同州大坂旅館東本願寺 ^{按するに、西本願寺の誤りなり}
 井九左衛門、^{寺の誤りなり} 岡部美濃守、^{與谷半四郎} ○河内枚方休 永井飛騨守、
 渡邊民部 ○山城淀泊 △稻葉丹後守○京 旅館本國
 寺 松平美濃守、^{小堀十左衛門} ○近江大津休 青山因幡
 守、石原清左衛門 ○同國守山泊 石川主殿頭 ^{瀧川小右衛門、多羅尾}
 四郎左 ○同國八幡休 松平能登守、小野左大夫 ○近江
 彦根泊 △井伊掃部頭 ○美濃今須休 同人 ^{○井伊掃部頭、青木}
 次郎九郎 ○同國大垣泊 △戸田采女正 ○尾張起休
 按するに、美濃國の誤りなり、尾張殿 ○同國名古屋泊 △御同人 ^{○尾張殿}
 ○同國鳴海休 御同人 ^{○尾張殿} ○三河岡崎泊 水野監
 物、^{内藤十右衛門} ○同州赤坂休 土井伊豫守、菅沼久次
 郎、○同州吉田泊 松平豊後守、^{千種清右衛門} ○遠州

新居休 松平豊後守、竹垣治部右衛門 ○船渡奉行 交
 代寄合松平三治、溝口修理 ○同州濱松泊 松平伊豆守
 井戸助左衛門 ○同州見付休 同人 ^{○松平、大草太郎左衛門}
 泉本儀左衛門 ○同州掛川泊 太田攝津守、^{小川新右衛門} ○同州金
 谷休 同人 ^{○太田、天野助次郎} ○駿州藤枝泊 本多
 伯耆守、^{辻六郎左衛門} ○駿州府中休 駿府加番、大谷木
 工之助 ○同州江尻泊 鍋島攝津守、^{吉田久左衛門} ○同
 州吉原休 毛利甲斐守、^{田中八兵衛} ○伊豆三島泊
 加藤出羽守、^{齋藤喜六郎} ○相州箱根休 大久保出羽
 守、鈴木小右衛門 ○同州小田原泊 同人 ^{○大久保} ○同州
 大磯休 松平左兵衛督、堀江荒四郎 ○相州藤澤泊 細
 川采女正、^{柴村藤右衛門} ○武州神奈川 溝口出雲守、
 伊奈半左衛門 ○同州品川泊 京極佐渡守、同人 ^{○伊奈半左衛門}
 栗園漫抄、
 三月十七日宗對馬守義如、信使を伴ひて對馬國を出
 帆し、四月十九日攝津國兵庫に^{入部}着船、翌廿日大坂
 に到着す、^{滞坂中、饗應上使等ありしなる}
 寛延元年、朝鮮人道中泊休御馳走固御贈方、

一 壹岐勝本 御馳走 ^{六萬石肥前平戸、江} 松浦肥前守
 三月十七日對州出帆、同日勝本着、
 一 筑前藍島 御馳走 ^{五十二萬石餘筑前福岡、} 松平筑前守
 長門下關の廿二里
 四月朔日子中刻着、同三日卯下刻出帆、
 一 長門赤間關 御馳走 ^{三十六萬九千石長門萩、} 松平大膳
 大夫
 上之關の三十五里
 四月四日申上刻着、同六日辰下刻出帆、
 一局防上之關 右同人
 蒲葎の廿里
 四月四日 ^{按するに、八日} 巳刻着、同九日巳刻出帆、
 一 安藝蒲葎 御馳走 ^{四十二萬六千石、安藝廣島、} 松平安
 藝守
 鞆の廿八里
 四月十日午刻着、同十三日午中刻出帆、
 一 備後鞆 御馳走 ^{十萬石、伊豫守和島、江} 伊達大膳大夫
 牛窓の廿里
 四月十四日卯中刻着、同十五日卯下刻出帆、
 御贈御代官 岡田庄大夫 宮村孫左衛門

一 備前牛窓 御馳走 ^{三十一萬五千石、備前岡山、} 松平大
 炊頭
 室津の拾里
 四月十六日未上刻着、同十八日巳上刻出帆、
 一 播磨室津 御馳走 ^{十五萬石、播磨姫路、江} 松平大和
 守
 明石の拾里
 四月十八日着、同十九日出帆、
 右是迄は船路、明石より兵庫へ拾里、
 一 攝津兵庫泊 御馳走 ^{四萬石攝津尼崎、江} 松平遠江守
 大坂の拾里
 四月十九日着、廿日出帆、
 御贈御代官 幸田善大夫 藤井九左衛門
 一 宿坊西本願寺泊 御馳走 ^{五萬三千石、和泉岸和田、} 岡
 部美濃守
 四月廿日着、五月朔日出立、
 御贈御代官 奥田半四郎 萩原藤七郎
 次官三人、中官十六人、下官九十壹人、
 右都合百拾人、當所に相残り逗留、
 對州より大坂迄御馳走船行列、^{○今省略之、}

按するに、この書かく記せども、こは大坂川口行列の事なるへければ、こにいたす、
 寛延元年三月十七日壹岐勝本に到る、それより四月朔日筑前藍島、四日長門赤門關、七日周防上關、十日安藝蒲劔、十一日播州室、廿日巳中刻攝津大坂に着、十日の間逗留す、護花閣隨筆、
 寛延元年四月廿三日大坂へ着、按するに、前の二書により、この書日次誤りに似、宿坊西本願寺、の御堂と云、
 一大坂御城代は、酒井讃岐守若狹拾貳萬石、一同町奉行は、小濱周防守久松筑前守、官中要録、

通航一覽卷之六十一終

通航一覽卷之六十二

朝鮮國部三十八

○信使參向道中附異 寛延度

寛延元戊辰年五月朔日、信使大坂を發す、前月廿日、着坂ありて滞留せり、是より陸行道筋修理等の事、先に御用掛寺社奉行大目付以下連署の宿觸あり、前卷併せ考ふへし、
 寛延元戊辰年五月朔日大坂出立、朝鮮來朝記、
 延享四丁卯年四月、

來辰年朝鮮人來朝に付、參向歸國共に、道筋享保四亥年之通可相心得事、
 一朝鮮國より献上之御鷹御馬、上使より先達而參候に付、其心得可致候、尤道筋右同斷之事、
 一道中筋往還道一里塚、并宿入口矢來欠損候所、無油斷繕直、且又並木立枯、又は吹倒間拔候所は、植次候様常々申付候而、見苦敷事有之間敷事に候、併油斷之所にも有之候は、此節より修復植次等可仕候口朝鮮人來朝に付、別段に取繕候儀は無之間可得其意事、

一朝鮮人來朝之道筋板橋土橋石橋等も、損候所々所口仕來候場所は、修復可申付事、
 一道中筋宿々は勿論、間之村々共に、往還通り道造り掃除之儀、常々申付候事に候得共、朝鮮人通候節、見苦鋪無之様可申付事、
 一朝鮮人通り候道筋、旗鍵に障り不申候様に、往還道中通りにて、高さ四五間程明け候様に、並木之枝葉詰候等に候、尤御賄御代官より手代差遣し可申付候間、右手代差圖可請事、
 一横町見通し候處喰違段垣、或は杉葉垣松葉垣等にて、勝手次第に可致候、且又朝鮮人泊休之宿、見苦敷家居は籠をかけ、又は段簀にて圍ひ可申候、尤來朝二三日前出來候様可心得候、此段も右御代官手代罷越可申付候條、差圖可請事、
 但、石佛類取除候には不及事、
 右之通參向歸國共に、間違無之様可相心得者也、
 卯四月廿九日

荒 四 印
 出 羽 印
 志 摩 印
 對 馬 印

品川より守口迄美濃路 彦根共朝鮮人通り筋

豐 前 印
 攝 津 印
 宿 々 問 屋
 右之村々 名主 組頭

按するに、攝津は御用掛寺社奉行秋元攝津守涼朝、この年六月御附若年寄となり、代り酒井修理大夫忠用命せらる、豐前は同斷大目付河野豐前守對馬は大目付道中奉行兼役水野對馬守、志摩は御勘定奉行道中奉行兼役神谷志摩守、出羽は御用掛御勘定奉行逸見出羽守、荒四は同斷御勘定吟味役堀江荒四郎なり、
 同年、宿觸

此觸書早々相廻し、伊奈半左衛門役所へ可相返者也、宿々又は途中にても、朝鮮人と猥に不入交様に可致候、且又少之品にても、宗對馬守役人々斷無之、官人と取遣不致様、急度可相心得者也、

荒 四 印
 出 羽 印
 志 摩 印
 伊 賀 印

品川より守口迄美濃路彦根八幡共朝鮮人通筋
豊 前印
丹 後印
宿々問屋 年寄

接するに、丹後は御用掛寺社奉行稻葉丹後守正甫、この年九月、酒井修理大夫に代る伊賀に大目付道中奉行兼役神谷伊賀守、この年十二月廿三日、水野對馬守に代わりし、これは、この年の宿觸は、十二月最末に出せし事しるへし、

飯器宿觸

大坂 枚方 京都 大津 守山 八幡 今須
岡崎 赤坂 吉田 新居 濱松 見付 掛川
金谷 藤枝 駿府 江尻 吉原 三島 箱根
大磯 藤澤 神奈川 品川 江戸
當夏朝鮮人來朝に付、右宿々御賄所は、江戸并江口口信樂、遠州志戸呂より燒物飯器皿鉢并漆器類等、請負之者より宰領口口之、右宿々々々相口口候間、宿繼人馬無滯差出、急度可相届候、右器物損し安き物に候間、於宿々々々隨分念入候様に可致候、且又人馬數之儀、右器物持出し之宿々御代官より印形之送狀相添、何方迄送届候様に可令差圖候間、先達而

宿々問屋場を遣し置候印鑑引合、無遲滯附口口可申候、右器物龜末に取扱、割損し等多出來候は、急度可相答條、得其意重々念入可申候、尤此觸狀に、宿々承知候段印形いたし、留りより出羽守宅に可相返者也、

伊 賀 印
豊 前 印
丹 後 印
寛延元年、宗對馬守道中往來行列の次第
一先騎一頭 一狸々皮鐵炮三十挺、鐵炮奉行一頭、一弓三十挺、弓奉行一頭、一長柄凡三筋、按するに、誤脱なる 鍵奉行一頭、一旗棹三包、旗奉行一頭、一御朱印箱一つ、一先馬六疋、七つ道具、一先供三十六人、一駕籠廻り十八九人、一供牽馬十五疋、一騎馬三十一騎、一跡より駕籠之供數不知、一押二頭、二本道具、以上、護花園鹽筆、

家老杉村大藏 中老鈴木市之丞 鐵砲頭田島所右衛門 弓頭樋口彌五左衛門 旗奉行杉村帶刀 長柄奉行三浦源之丞 用人俵平磨、大島宮内 大目付吉御馳走 十萬三千石、山城遊、稻葉丹後守 (是より陸地之分迎馬出る) 一京都宿坊本國寺泊 大津 御馳走 十萬二千石、大和郡山、松平美濃守、御賄御 小堀十左衛門、江戸より百三十四里、角倉與市、朝鮮來朝記、
寛延元年五月三日、枚方休の處、俄に泊になり、淀晝休、當日京入、鳥羽の實相寺に於て、三使上上官へ御菓子を賜ふ、夫より京着、本國寺へ著、
按するに、朔日大坂を發し、同三日入浴すれば、その間二泊なり、然ればこの書枚方俄に泊せざれば、是にして、淀晝休とあるは非なり、かの兩所とも宿泊せざれば、日次符合せざるを以てなり、下是に準す、
一京都旅宿 本國寺日蓮宗 堀川松原通り
京都御馳走役 十五萬石、 松平美濃守
御賄御 小堀十左衛門、角倉與市
但美濃守は前日出京、朝鮮人出立追付、歸國登りの節も同前、總人數凡千五百人餘、
一所司代も裝束にて、本國寺へ來る、御饗應あり、
一三使上上官三人、上判事三人、製述官一人、
右者引渡七五三三盃銚子、加七五三の膳、白木三方、湯漬、鉢錫、奈良臺、吸物盃、湯次同斷、折肴一種、菓子五種、
但引替の御料理これなし、定日の下行出之、

田安左衛門 下行役三浦三次郎 人馬下知箕原城
左衛門 進上御馬附樋口顯右衛門 同御鷹附野村清
右衛門 眞文字役阿比留太郎八
道中并旅館詰切候役人

家老 裁判 出馬役 疊奉行中庭作左衛門 御傳
馬役一宮助左衛門
信使附

信使奉 平田直右衛門 裁判役島雄八左衛門、小野六
行家老 出馬役三浦内藏丞、吉川兵部左衛門
郎右衛門 宿見分河村太郎左衛門、難波大助、下行役 眞文
字役、以上、柳營拾穗集、

同三日入浴、かいて信使休泊の宿觸は、朔日大坂より枚方休な
しなして、この日京着なる、故に採用、上使として牧野備後
書、その記載ならざるを知るへし、
守眞通 京都所 かの旅館本國寺に到る、御饗應あり、
眞通の許に、かり禮曹より來
翰により、また返書、出す、

寛延元年五月朔日淀、二日京都、護花園鹽筆、
寛延元年五月

一河内枚方 休 京部は 三萬六千石播州高槻、永井近江守、
御賄御 渡部民部(引船)按するに、淀は五 一山城淀泊 京都部は
代官 里の誤りなり、

一 上官二十八、次官十三人、
 右は五々三膳、白木足折、湯次、錫、湯漬、鉢錫、吸物、肴三種、菓子五種、
 右二汁八菜、膳木地足折、香物とも、吸物、後段引落小豆餅、菓子二種、
 一 下官二百六十三人、
 右は一汁二菜あり、按ずるに、この間膳足折香物とも、肴一種、後段小豆餅、菓子一種、
 一 長老二人、同伴僧、
 右二汁七菜、膳木地足折、香物とも、肴二種、菓子、
 但歸國の時は下行渡る、
 一通詞は二汁五菜、膳木地足折、香物とも、肴二種、菓子二種、
 一 長老并通詞の下々は、一汁四菜、香物とも、
 但長老の下々は、歸國の時下行渡る、通詞家來は、參向の通りを[◎]の料理下さる、
 一 歸國の時、中官二汁五菜、肴二種、菓子二種、下官へ一汁五菜、菓子一種、
 一通詞二汁五菜、肴菓子一種、同家來一汁四菜、
 下行渡方

一 三使一人分上白米二升、銀八十九匁二分五厘、
 一 上上官一人分上白米一升五合、銀八十四匁三分、
 一 上判官一人分上白米一升、銀四十八匁六分一厘四毛、
 一 製述官右同斷、
 一 上官次官一人分中白米一升、銀三十九匁七分五厘二毛、
 一 中官小童一人分中白米一升、銀二十八匁三分、
 一 下官一人分中白米七合五勺、銀五匁五分五厘、
 一通詞一人分中白米三合七勺五才、銀十三匁七分五厘六毛、
 一 長老一人分銀七匁五分、伴僧侍一人分銀貳匁五分、下部一人分銀一匁五分、
 右は何れも一度の積りなり、
 京都旅宿本國寺に於て、松平信濃守馳走の躰、幕屏風、但三使上上官は金屏風、上官以下は金屏風に不及、硯料紙箱とも、挑灯、水溜桶、臺子、手拭掛、行灯等、梳薄縁、衣桁、多葉粉臺、此外諸番所の飾道具色、
 朝鮮國王并三使より所司代に贈物、

國王より
 虎皮一張 豹皮一張 白苧麻五匹
 青皮二張 黃毛筆 二十柄 眞墨十笏 鷹一連
 一 禮曹より 人參一斤 色紙三卷 黑麻布五疋
 扇子二十柄 黃毛筆二十柄 眞墨十笏 石鱗一斤 胡桃二斗
 一 三使より 扇子十柄 尾扇三柄 草注紙二卷 石鱗一斤 胡桃二斗
 一 三使より本國寺に 白紗綾二疋 花席二張 壯紙三卷 胡桃二斗 扇子十柄 尾扇三柄
 一 此時所司代は牧野備後守、日向延岡八萬石、一同町奉行は三井下總守、永井丹波守、官中要錄、
 寛延元年、所司代に朝鮮國より書簡、并別幅、
 朝鮮國禮曹參判李匡奉書日本國京尹源公閣下、
 嚮聞貴大君新受内禪、丕紹前烈、我王殿下思續舊好、專差使价、奉幣馳賀、益以篤誠信、勉修隣睦之誼也、惟冀奉揚新化、永扶洪祉、不腆土宜、莞領是幸、統希崇亮、不備、
 丁卯年十一月日 禮曹參判李匡世
 別幅
 虎皮一張 豹皮一張 白苧布五匹 青黍皮二

張 黃毛筆二十柄 眞墨十笏 鷹子一連
 丁卯年十一月日 禮曹參判李
 所司代より朝鮮國之返簡、并別幅、
 日本國京尹姓名敬答朝鮮國禮曹參判李公閣下、
 述傳翰篇、盟誦不措、貴國開我大君克承前業、信使慶賀、悉由舊典、善隣之德、而綏世之譽也、亦辱佳覲、修好感謝有餘、仍捧菲儀、以表微忱、鑒諒是希、不備、
 延享五年戊辰六月日
 別幅
 白銀一百枚 綿一百把
 延享五年戊辰六月日 日本國京尹姓名^{鶴林來聘}
 同日京師を發興し同七日尾張國名古屋に^{愛着す、}
 寛延元年五月四日、江州大津泊、官中要錄、
 寛延元年五月
 一 近江大津 休守山^{御馳走} 五萬石青山因幡守、御贈
 四里半 御馳走
 一 近江守山 泊八幡^{御馳走} 三里 御馳走
 六萬石石川主殿頭、御贈 瀧川小右衛門、多羅尾四郎

左衛門○一近江八幡休彦根の御馳走 三萬石松平能登守御贈御 小野左大夫○一近江彦根泊今須の御馳走 三十五萬石餘井伊御贈御 青木次郎太郎佐渡川、墨股川、小熊本井川、船橋○一美濃大垣泊尾張の御馳走 戶田采女正○一美濃尾越休名古屋御馳走 六十一萬九千石江戸より尾張中納言殿○一尾張名護屋泊鳴海の御馳走 御同人尾張中納言 一同鳴海休岡崎の五里半餘 御馳走 御同人中納言 朝鮮來朝記、

寛延元年五月三日大津、按するに、この書二日京着、四日守山、五日彦根、六日大垣、七日西中刻名古屋に到る、

獻上の鷹、辰四月廿日なこや止宿、獻上の馬は同五月朔日通る、宗氏荷物四月晦日通る、

一諸侯出馬鞍皆具附九十八疋、中馬百八十六疋、右人數三千八百六十九人、右宿寺院三十一ヶ寺、町宿三百軒なり、

一在々より寄る馬千三百疋、厩大洲眞福寺、七ヶ寺

掛所清壽院、人足溜場日置村之内、名古屋人足寄場本町筋櫻町上る所の町屋、宗氏家中惣人數千二百十九人、下宿寺院三十ヶ所、町屋五十八ヶ所、

一於府下町々より差出候夜具、絹以上百八十八對、木綿六百二對、蚊屋二百八十三、

一於性高院來朝之節鹿、自注、内五ツ鬣、歸朝之節九頭なり、右はある家にするし留置けるを、求め出せし事あらましを載す、朝鮮人戊辰來聘の覺也、讓在園隨筆、

同八日、三河國岡崎に頼田をい上使あり、三枝備中守中興御これを役す、上使の證は、來聘御用掛の條にあり、同廿一日江戸に着せり、

寛延元年五月八日岡崎、十日吉田、十一日濱松、十二日掛川、十五日藤枝、十六日江尻、十七日三島、十八日小田原、十九日藤澤、廿日品川、廿一日江戸に參着す、晝休は五月二日八幡、彦根、起、鳴海、赤坂、新居、見付、金谷、府中、吉原、箱根、大磯、神奈川、五月七日名古屋止宿、八日午刻發途、翌朝卯頃岡崎に着、其日逗留、十二日掛川に二日逗留、十四日大井河をこし、是内逗留なし、讓在園隨筆、按するに、この書日次誤あるに似

たれども、姑く存す、

寛延元年

一三河岡崎泊赤坂の御馳走 六萬石水野監物、御贈御 内藤十右衛門、淺岡彦四郎○一同赤坂休吉田の三御馳走 二萬三千石 土井伊豫守、御贈御 菅沼久次郎○一同吉田泊新居の五里八町 御馳走 七萬石松平豊後守、御贈御 千種清左衛門○一同新居休濱松の三里七町 御馳走 松平豊後守、御贈御 竹垣治部右衛門○右同所船渡奉行 六千石松平三治、五千石溝口修理○一遠江濱松泊見付の三里半 御馳走 七萬石松平伊豆守、御贈御 井戸助右衛門、泉本儀左衛門○一同見付休掛川の四里 御馳走 松平伊豆守、御贈御 大草太郎左衛門、平岡彦兵衛天龍川船橋、大井河共○一同掛川泊金谷の三里 御馳走 五萬石太田攝津守、御贈御 小川新右衛門 ○一同金谷休藤枝の三里 御馳走 右御代太田 御贈御 天野助次郎大井河川越とも○一同駿河藤枝泊駿府の五里十七町 御馳走 本多伯耆守、御贈御 辻六郎左衛門、齊藤新八郎○一駿府休江尻の二里三町 一萬石前

田大和守、七千石池田備中守、六千五 遠山民部、御贈御 大屋木工之助、安部川河越、藤川船橋共○一同駿河江尻泊吉原の六里二町 御馳走 五萬二千石 鍋島攝津守、御贈御 吉田久左衛門、上倉彦左衛門○一同吉原休三島の五里十六町 御馳走 五萬石毛利甲斐守、御贈御 田中八兵衛○一伊豆三島泊箱根の三里三十町 御馳走 六萬石加藤出羽守、御贈御 齋藤喜六郎、土井宇兵衛○一相模箱根休小田原の四里 御馳走 十一千大久保出羽守、按するに、鶴林來聘詳録には、箱根石大久保出羽守 御代官御贈御 鈴木小右衛門と載す、○一同小田原泊大磯の四里 御馳走 右同人出羽守 御贈御 齋藤喜六郎、土井宇兵衛酒匂川船橋共○一同大磯休藤澤の四里四町 御馳走 六萬石松平左兵衛佐、御贈御 堀部清次郎馬入船橋共○一同藤澤神奈川の五里九町 御馳走 三萬五 細川若狹守、御贈御 柴山藤右衛門 木村雲八○一武藏神奈川休品川の五里 御馳走 五萬石溝口出羽守、御贈御 伊奈半左衛門六郷船橋共○一同品川泊御馳走 六萬三 京極佐渡守、御贈御 伊奈半左衛門 上官以上は泊東海寺、中官以下は宿泊、朝鮮來朝記、

寬延元年五月廿一日江戸着、京より十九日振り、官中要録、

この行信使對馬國鰐浦着岸のとき、副使の乗船焼失す、よて後特に賜ものあり、また上方におゐて火薬のために失火し、傷くものあり、

寬延元年二月、

朝鮮人對州鰐ヶ浦迄着岸に付、對州より祝儀として酒肴を贈る、諸官悉く是に沉醉して、下官之側に在之蠟燭の火衰へ移り、夫より段々燃付、副使の船一艘不殘焼失す、即刻對州よりの防火の勢多く出、人數を助くる時、中官壹人、下官貳人焼死之由注進之、

但三使迎として、船三艘新に出來し、朝鮮國へ兼兼被遣置、此度乗船之所に、右之火事にて一艘焼候由、依之此度之進上物、何れも半分つゝ、差上、半分は歸國之上可遣之由、按するに、この説不審なり、

寬延元年

去る二月、對州鰐浦にて副使の乗船焼失に付、晒布三百疋、申海鼠一箱下さる、宗對馬守御暇の時、酒

井雅樂頭目錄を相渡、官中要録、
寬延元年

於上方朝鮮人鐵炮口薬にて失火有之候節、宗對馬守役人裁判役々差出候書付、

上房火炮、近下官金福才、火薬春精烈火悴生、福才自腹至頭盡皆焦燻、而此外無傷人傷物事、

子淳 兪知 印
李深 兪知 印
大年 洪兪知 印

戊辰四月
裁判兩公 鷓林表聘詳錄、

寬延元年四月、朝鮮人來朝の内、騎馬の者壹人、大坂久太郎町、按するに、着坂あり、△薰物屋四郎兵衛と申者方罷越度旨相願、御開届の上被遣候由、右朝鮮人馬に乗、通詞壹人役人差添、四郎兵衛方へ無案内罷越、家名相尋る故、隣町迄見物群集いたし候、様子相尋候處、朝鮮人申候は、自注、日本、薰物屋四郎兵衛殿と申はこなたにて候哉と問ふ、成程薰物屋四郎兵衛にて候といふ、朝鮮人申す、扱は先四郎兵衛殿は死去被致候哉と問ふ、成程死去いたし候と答ふ、左候へは其元は長吉殿と申方にては無之哉と問

ふ、其通りと答ふ、扱紛も無之候、私儀先年此御家に相勤申候紀州有田郡瀬名村の者、御親父様御代奉公致し候節、鳥目四貫文取逃いたし、夫より京都へ出かせき候得共、不當りにて長崎へ下る人有之時、一所に罷下り候得共、是亦不當りにて難儀いたし候間、對馬に下候得は、勝手よく暮し方の義も在之よしを申者有之、罷歸り六年暮し候處、少々仕當て、朝鮮への通り切手を貰候て、彼地へ渡り相應之儀有之、朝鮮人聲に成り申候、先方小役人の跡故、今度日本へ渡海の人數に被差添候に付、何卒古主へ立寄、右之趣をも咄度、且紀州の様子風聞も承度存る也、私日本に居候時分、朝鮮人參直段一兩目に付三百目程もいたし候様に覺へ申候、今以左様に候哉と、懷中より人參三本、外に小皿十枚出し、是ははるゝ心掛持參のよしにてあたへ申候、四郎兵衛斷申候得とも、達てと申故受納いたし候、四郎兵衛問、只今は知行とられ候哉、暮し方はいかゝと申候得は、答て曰、六間間口與行七間の住居にて、相應に暮し候由申候、四郎兵衛鳥目貳貫文與へ候得は、堅斷申候、此錢朝鮮にて持候へは、十五六年

は安々と暮し申候、左候は、百文可申請と申ゆへ、むりに五百文遣し候所、忝候へとも此錢持歸り候得は、殊の外改強六ヶ敷候得は、中々いか様に隠し候ても、持返る事は難致候間、右之内百文は申受歸り妻へも咄し、日本にて金銀澤山の咄もいたし可申とて、暇乞いたし歸り候よし、右の人參藥種屋へ遣し候處、壹貫七百目に成候由、右之趣堺奉行稻生安房守より被申越候よし也、落穂雜談一言集○按するに、この事因に、

通航一覽卷之六十二終

通航一覽卷之六十三

朝鮮國部三十九

○信使參向道中 明和度

明和度信使來聘、正使趙曦、副使李仁培、從事官金相翊等、寶曆十三癸未年冬、對馬國に着す、到着の月日所見、今下に出す余雞雜話により、是より旅中御馳走人例のごとし、道中人馬の事は、一式宗氏引受に仰付らる、その事信使發導拜謁、并御暇等の條に出す、

寶曆十三癸未年、

信使來聘に付、禮曹より對州之書簡、

朝鮮國禮曹參議朴道源奉書日本國對馬州太守拾遺平公閣下、緬惟秋涼、啓居、對序珍迪、既慰且憐、朝廷爲賀貴國新大君嗣位之慶、專差使、脱カ、修幣敦信、續脱カ、脱カ、惟希諒茲至意、另無將護、俾得過返、幸甚幸甚、仍將菲儀、並冀莞領、不備、

癸未八月日

禮曹參議朴道源稟瀆

寶曆十三年、朝鮮國釜山浦より鰐浦へ到る、

對馬國朝鮮國より 宗對馬守○壹岐勝本對州より四十里 八里三言、四十

里下近 松浦肥前守○筑前藍島勝本より三十五里 松平筑前

守○豐前小倉 小笠原伊豫守〔朝鮮人此所通船之節、自然難風等に逢候節、綱碇水薪用意之事〕○長

門亦間關藍島より二十一里 松平大膳大夫○周防上關赤川關より

里 同人松平大膳大夫 ○同國徳山 同人松平大膳大夫 〔朝鮮人

通船之節、水薪等用意〕○安藝浦浦上關より三十五里 松平

安藝守○伊豫津和地 松平隱岐守〔前同斷〕○備前

鞆浦浦より二十里 中川修理大夫按するに、御代官川崎平右衛門先

門、寶曆十三癸未、朝鮮人來朝、備後國鞆津御館、御用被仰付相對候とあれば、この書誤りにや、 ○同國牛窓鞆

浦浦より二十里 松平伊豫守○淡州 松平阿波守〔朝鮮人通船

之節、自然難風に逢候節、綱碇水薪用意〕○播磨室

津牛窓より 酒井雅樂頭○攝津兵庫泊室津より 松平

遠江守、御贈方風祭甚三郎、竹垣庄藏〔朝鮮人參向之

節、乘鞍馬同皆具淀わ廻り候内より來り、川口船場

より西本願寺迄用之、但歸國右同斷〕○大坂泊兵庫

里 西本願寺旅館 岡部内膳正、御贈方内藤十右衛

門、飯塚伊兵衛、○河内枚方休大坂より 松平紀伊守

御贈方半岡彦兵衛○山城淀泊枚方より 稻葉丹後守、

〔朝鮮人參向之節、鞍馬同皆具、此所より新居まで

出之〕○京泊 本國寺旅館 本多隱岐守、御贈方小

堀數馬、角倉與市○近江大津休京より 青山下野守、

御贈方石原清左衛門○同國守山泊大津より 石川主殿

頭、御贈方多羅尾四郎右衛門、志村新左衛門○同國

八幡休守山より 三 加藤佐渡守、御贈方齋藤新八郎○

近江彦根泊八幡より 五 井伊掃部頭○美濃今須休

右同人掃部頭 ○同國大垣泊今須より 戶田采女正

○尾張起休大垣 尾張殿按するに、起は美濃國に屬セ

○起川舟橋 御同人張殿 ○小熊川 竹中主膳大島雲

庫鳥兵 ○墨俣川渡 尾張殿、永井伊賀守○佐渡川 戶

田采女正、松平中務少輔西尾左吉 ○同國名古屋泊

起より 尾張殿○同國鳴海休名古屋より 二 御同人張殿

○三河岡崎泊鳴海より 水野和泉守、御贈方布施彌市

郎、淺井作左衛門按するに、この所において上使あり、中興御

掛御褒美等の ○同國赤坂休岡崎 稻垣對馬守、御贈方

鶴飼左十郎○同國吉田泊赤坂より 松平伊豆守、御贈

方町野惣右衛門、吉田源之助○新居渡舟船奉行

中根大隅守、松平源八郎○遠江新居休吉田より 四 松

平伊豆守新居寄 大草太郎左衛門、御贈方大野佐左衛

門〔朝鮮人參向之節、渡海相濟、舞坂より、江戸迄、鞍

置馬同皆具出之、但歸國之節、江戸より舞坂迄同

斷〕○同國濱松泊新居より 二 井上河内守御贈方今井

平三郎、萬年七郎左衛門〔但渡海間一里、舞坂より

新居に陸一里半十六丁〕○天龍川船橋見付二里四

山本平八郎○同國見付休濱松より 三 浦志摩守〔天

龍川船奉行共御贈方山本平八郎○同國掛川泊見付

太田攝津守、御贈方大草太郎左衛門○同國金谷休掛川

三里二 同人太田〔大井川河越奉行共〕御贈方岩出伊

左衛門○駿河藤枝泊金谷より 本多伯耆守○安部川

河越 駿河町奉行掛、御贈方稻垣藤左衛門、藤本甚助

○駿府休藤枝より 五 内藤丹波守、御贈方會田伊左衛門○

同國江尻泊駿府より 二 鍋島紀伊守、御贈方池田喜八

郎、久保平三郎○富士川泊江尻より 小林孫四郎○同

國吉原休江尻より 六 京極佐渡守、御贈方小林孫四郎○

伊奈半左衛門○〔六郷船渡し〕○武川品川泊五萬千石餘
東豊後守外櫻田、伊奈半左衛門

上官以上は東海寺泊り、上官以下は宿泊り、朝鮮人來朝之記、

宗對馬守義暢信使を伴ひ自國を出帆し、その日次第等、明和元年正月廿一日大坂に着船、この日に五日に五 日江戸に入る、信使江戸着の證は、信使着府并滞留中御扱の條に可しなれば、信使道中の紀事なし、

寶曆十四年甲申、自注、今年六月 朝鮮の三使來聘す、正月廿一日大坂に著船せり、海上風波の難多く、對馬より大坂迄に數十日を経たり、大坂に五日の休息にて、同廿七日に淀に至り、其翌日京に入る、令鷄雜話、 明和元年甲申年、三使大坂川入、川下行列、◎今省略す、寶曆十三年

朝鮮國禮曹參判李潑奉書日本國京尹藤公閣下、按するに、此比京都所司代は阿部伊藤守吉右なり、 逖承貴大君紹有鴻緒、丕闡前休、我王殿下思續舊好、專差使价、奉幣馳賀、茲蓋敦信睦誼也、惟冀奉揚政化、永奠洪祚、不

腆土宜、莞領是幸、統希崇亮、不備、
癸未八月日 禮曹參判李潑

別幅
虎皮一張 豹皮一張 青黍皮二張 白苧布五匹
黃毛筆二十柄 眞墨十笏 鷹子一連

癸未年八月日 朝鮮國禮曹參判李潑方策新編には鷹子を載せず、
明和元年、京尹復朝鮮國禮曹書

日本國京尹藤某敬答朝鮮國禮曹參判李公閣下、遙惠華箋、捧讀不措、貴國開我大君續紹鴻基、信使之賀、舊章是率、實修鄰好、以彰世睦、吾亦辱荷佳覲、無勝感佩、具非儀、用申微悃、統希鑒諒、不備、

寶曆十四年甲申三月日日本國京尹藤某
別幅 白銀一百枚 綿一百把 方策新編○按する道其外信使道中筋、旅人往來の事によて、道中奉行より觸書を出す左の事、
寶曆十三年十一月四日、道中奉行按するに、御勘定奉行より兼帶、 安藤彈正少弼相達候書付、御徒頭衆

通航一覽卷之六十四

朝鮮國部四十

○信使着館并滞留中御扱 從慶長度 至寛永度
按するに、慶長十二年信使はじめて來聘以來、天和二年十二月の寺燒失の後、正徳度より淺草東本願寺なる、天和元度にはまたま御上落中により、伏見城にて聘禮なれば、紫野大徳寺を旅館とす、また御暇により上使等の事、この條に收むべきなれども、この條及び信使聘禮、附登城行列諸誓の條、營中御變應の條併せ考ふべし。
慶長十二丁未年閏四月廿四日、朝鮮國信使江戸に着す、文祿慶長の間討伐のころより、この國に散在の本誓寺を客館とす、

慶長十二丁未年閏四月廿四日、朝鮮之三使來于江

戸、自注、信使呂祐吉、副使慶暹、從事丁好寛○御年譜、創業記考異、官本三河記、家忠日記追加、慶元記、

慶長十二年閏四月廿四日、朝鮮王よりの三使、正使呂祐吉、副使慶暹、從事官丁好寛也、唐人本泉寺と

申寺に按するに、慶長年譜及び大三川志、慶長見聞書、 令旅宿、慶長年譜大 三川志、

慶長十二年閏四月、高麗人去月廿一日に東着、此間

通航一覽卷之六十三終

朝鮮人通行之節、東海道并美濃道通大名通行之節、大人數に而は差掛致混雜、人馬手支候間、當月二日より之江戸出立は相成間敷候、其外旅人は、朝鮮人通行之前後は、往來無構相通、通行之節は差留、一切通申間敷候、急用之旅人は、脇道之場所は、障に不成所々廻置、朝鮮人通行障に不成様取計、尤朝鮮人江戸着以後は、江戸表より出立之大名早速發足いたし、歸國之節二三日以前よりは、江戸出立相成間敷候條、大坂より罷下候大名も、右之日積を以、道中朝鮮人歸國之障に不成様、道中宿々可相心得もの也、

右之通右近將監殿按するに、老中 伺之上、宿々相觸候間、爲御心得申達候、

未十一月 御徒方萬年記、
山田傳左衛門筆記、

在京、今六日に出京關東の下、勅使三人、二人上上官人、二十六人中官、又其次八十四人、下官百五十四人、合二百六十九人歟、右之二百七十人之内、日本人少々在之、是は先年彼國わ打入し時按するに、文、殘留居住之者歟、此渡海之衆、何も衣裳きらひやかならず不審と云々、勅使三人乗物に乗、其内先一人乗物之内に、書物を左に置、右に人形を置、作花を持せたり、朱にして置、按するに、慶長年諱朱に是指南車の古事乃木人か、此三つ之乗物は、高麗よりの乗物なり、上上官人と在之二人は日本之乗物也、食物は庭鳥上々同雛豚、上々鳩、上鴨、同鶉雀、同鯛、同鮎、かまぼこ、鯉、鮒、同雲雀、鮑以下上之食物也、賤者共はにんにくを好也、茶も上々酒を好、何も嫌物はさして無之、菓子以下迄大方此分也、甘物を別て好也、勅使三人は路次にても左右を見る事無之、形儀神妙也、何も宿を出入時、如鐵砲なる物を三ツ放、鐘鼓を打鳴、閏卯月廿六日按するに、日次誤、江戸に着、官本當代記、

慶長十二年朝鮮國三使來聘、四月廿一日京都に着、閏四月六日京を出、さきに朝鮮に止りし四國衆の

家人數十人を具し來る、日記摘要、慶長十二年閏四月朝鮮三使江戸着、此時西國表の殘黨多く朝鮮に退渡るを、數十人召具して來る、宗對馬守導引之、五本慶長日記、

慶長十二年朝鮮信使來、或曰、先年彼國征伐の時、残り止りし日本人、或は本朝亡命の徒朝鮮に渡海して、彼國に仕官せし族、今度來聘の三使に隨て歸國せしと云々、武徳編年集成、

按するに、見聞集等に朝鮮人御饗應のため、嗜好のものを貯られし事を載す、因に出す、

關東へ御打入の以後、から國の帝王より日本へ勅使わたり、數百人の唐人按するに、から國と書るは韓國をさる事し、江戸へ來り、これらをもてなし給ふには、雉子にまさる好物なしとて、諸國より雉子をあつめ給ひ、流れのみなかに鳥屋を作り、雉子を限りなく入をきぬ、その雉子屋のほとりに橋一ありけり、それを雉子橋と名づけたりとぞ、見聞集、

清水御門の前をすぎ雉子橋を渡る、此橋の下之水は鷹匠町の下水、内藤上野介の屋敷の前より御堀へ落るに、日本橋より神田橋一ツ橋此橋の下、御藏の後まで鹽のさし入御堀なり、權現様御代の御時、

唐人參府之節御馳走に下され候雉子雞を、此所にやらいを結て入置たるゆへ雉子橋といふとぞ、雉子橋の御門といふは此はしより坤にあたる業一本、慶長十二年六月、朝鮮人本泉寺といふ寺に旅宿の時、其邊の子供礮打合候、此頃町の事肝煎金六といふ町人あり、朝鮮人見候間、毎年より嚴敷打合候得と申付、子供之内有力の者打合、子供を打殺候其敵を可取とて刀をぬき切伏首を取歸を、朝鮮人見て日本人は町人まで武勇也と恐怖するなり、慶長小説に、こは實に似たれとも、旅館滯留中の事なればまた因に存す、 ○按する

元和三丁巳年八月廿一日、朝鮮人京師に着す、即日上使として、老中本多上野介正純、京都所司代板倉伊賀守勝重、かの旅館大德寺にいたる、時に台徳院殿御上落中、御饗應あり、その奉行は即勝重奉はる、

元和三丁巳年、朝鮮の正使通政大夫吳允謙、副使通訓大夫朴梓、從事官通訓大夫李景稷來朝して、大坂をたいらげ給ふ事を賀す、義成按するに、對馬守下同し、これか先客となりて、八月廿一日洛に入大德寺に館す、時に台徳院殿伏見の城にまします、寛永宗義成譜、

元和三年八月、唐人紫野大德寺に着、天瑞寺惣見院

に旅宿、此旅宿之門外武官之唐人から鐵砲二打、文官之唐人管絃をいたし、扱宿に申候由、御馳走之奉行人板倉伊賀守なり、元和年載、

元和三年朝鮮の吳允謙、朴梓、李景稷を三使として來朝す、是は大坂没落し天下彌御一統、且は秀吉公の子孫滅亡の事、朝鮮にても大慶に存し、益當御代の長久を賀し奉る祝儀の使なり、宗對馬守義成注、、義智、柳川豊前守調興自注、、景同道して上洛し大德寺に旅宿す、按するに、前文に信使來朝の時、その前年柳川御暇相ともに江戸に下向し、信使歸國の時、柳川對馬守馬の鰐ヶ浦迄送る事、毎度の例なりと載す、此とき蘇長老死して、方長老は未だ對馬へ赴かず東福寺に住せるゆへ、對馬守家人島川内匠と云る者、少し文才あるに依て、書簡の役を勤め信使を指引す、八月廿一日入洛、朝鮮物語、

元和三年今度使者之名、三使、通政大夫兵曹參議知製教吳允謙、通訓大夫軍器寺正知製教兼校書館校理朴梓、通訓大夫行禮曹正郎知製教李景稷、以上、此三人は官使也、自注、三人之内、是は朝鮮にて、宰相の官と口上にて云也、嘉善大夫同知中樞府事朴大根、上通事朝散大夫守司譯院正崔義吉、鄭彦邦、康遇聖、此二人は上官也、軍官御侮將

軍宣傳官李真卿此一人、武官にて總の警固と云々、一朝鮮勅使并諸官人、元和三年丁巳八月廿日任先例大德寺寄宿、異國日記○按するに、先例とあるは、慶長十年の交和使僧松雲等渡來の時をいふなり、元和三年、朝鮮信使來貢記、京居伏見城、自注時大樹偶在、秋八月廿一日朝鮮人來貢、令居紫野之天瑞寺惣見院、其三使、通政大夫吳允謙、通訓大夫朴梓、通訓大夫李景稷、又朴崔兩通事及上官等、上下都合四百數十人、京尹板倉伊賀守勝重奉旨饗之、三使七五三膳、通事等五五三膳、其餘各賜飲食有差、今日執事本多上野介正純、及板倉伊賀守勝重爲使節、自伏見赴紫野勞朝鮮使之遠到也、兩人裝束、自注、請大夫、三使出迎之、羅山文集、慶延略記紀年錄、元和三年八月廿一日、台徳公御代替之賀儀として、朝鮮國之正使通政大夫吳允謙、副使通訓大夫朴梓、從事官通訓大夫李景稷來朝して入洛す、大德寺を以て旅館とす、時に公は伏見に御在城あり、東武實錄、寛永元年甲子年十二月十二日、朝鮮の信使江戸に着し、先例のごとく本誓寺を旅館とす、御馳走人等はおかねて命せらる、引用書に、御馳走人安藤右京進とのみあり、後例によれば二人なるを知るべからざれども、この比の事今詳ならず

寛永元年甲子年朝鮮の信使來聘して、將軍家の御家督の事を賀す、按するに、大饗院殿前年元和九年七月將軍宣下あり、通政大夫鄭崑を正使とし、通訓大夫姜弘重を副使とし、通訓大夫辛啓巢を從事としてきたる、義成これをみちひきて、十二月十二日江戸にいたりて本誓寺を旅館とす、寛永宗義成譜、東武實錄、寛永元年十二月十二日、朝鮮人下着至本誓寺、御馳走人安藤右京進、自注、朝鮮人江戸入管絃を致し、旅宿之門前寛永日記補闕、にてから鐵炮を三ツはなして旅宿に着申候、土屋治兵衛利正、慶長十八年五月町奉行となる、寛永元年朝鮮の信使來聘して、十二月江戸に着せしとき、利正仰を奉はり品川驛に出て是を迎ふ、土屋坂家古日記、家譜、寛永元年十二月十二日、朝鮮信使江戸へ下着、依先例寄宿于本誓寺、宗對馬守柳川豊前守同道也、以酌庵規伯玄方長老亦同道、一今度之專使之官者并人數、從方長老被記送、見于左紙、正使 通政大夫刑曹參議知製教鳥川鄭崑○副使 通訓大夫承文院判校兼春秋館編修官晋山姜弘重○

從使 通訓大夫禮曹正郎知製教鷺山辛啓榮○上官二人 嘉善大夫同知中樞府朴大根、嘉善大夫行龍驤衛護軍李彦瑞○上官三十人、中官百八人、下官百五十七人、右合三百人、右從方長老書付罷越候、正使 通政大夫自注、李云堂上三品、堂下三品者、不曰命品、以君之命爲大夫、刑曹參議知製教自注、李云堂上三品、堂下三品者、不曰命品、以君之命爲大夫、鳥川鄭崑○副使 通訓大夫承文院判校自注、林兼春秋館編修官、大夫而曰下大夫、於官職帖題史部、晋山姜弘重○從使 通訓大夫禮曹正郎、自注、左郎知製教、夫、此依父祖之蔭代其資者也、鷺山辛啓榮○上上官二人、自注、日本にて、私如此書之、嘉善大夫同知中樞府事朴大根、嘉善大夫行龍驤衛護軍李彦瑞大防可庵亦同、右以酌より記來也、異國記日、寛永元年十二月十二日、朝鮮國信使至江戸、有將軍宣下、依御代始也、以本誓寺爲旅館、正使通政大夫鄭崑、副使通訓大夫姜弘重、從事官通訓大夫辛啓榮、紀年錄、同十三丙子年十二月六日、朝鮮國聘使着府す、道筋警固及び御馳走人等は、かねて命しをかる、これ等の事、定例なれば、

のち本文に、この夜客館にて饗應せしめらる、寛永十三年丙子年十二月五日、一明日朝鮮の信使江戸參着に付、宮木越前守、石谷十藏、按するに、二人に、御目付なり、兩人に、諸見物之作法見廻濫に無之様に可申付之旨被仰付云々、同六日、一朝鮮之信使申之刻參着、旅宿本誓寺也云々、或寛永日記、寛永十三年朝鮮の正使通政大夫任統、按するに、日親要政等によるに任統の誤寫なる、副使通訓大夫金世濂、從事官通訓大夫廣床來貢す、義成是を贊道して、十二月六日江戸にいたり本誓寺に館す、寛永宗義成錄、寛永十四年十一月十日、按するに、月日と今日朝鮮人來朝す、宗對馬守義成相伴之、朝鮮より種々献上、信使以下江戸伯勞町寺院に、按するに、即本誓寺をさす、宿坊也、御饗應御馳走之役人旗本大名役之、寛明日記、寛永十三年十二月六日、朝鮮信使到着于江戸、安藤右京進重長、脇坂淡路守安元奉仰於本誓寺經營之、先年宗對馬守義成、與柳川豊前守調與爭論以後、有命于義成、今年來朝、按するに、先年とあるは、去年の事なり、詳に宗氏通信御用の條にあり、

正使通政大夫任統、副使通訓大夫金世濂、從事官通訓大夫黃床、上上官二人、判事官三人、上官四十六人、中官百五十七人、下官二百六十七人、都合四百七十五人、内藝者學士一人、醫師三人、筆者三人、自注、白眉、書官一人、馬藝二人、馬醫一人、樂士六人、自注、軍官之内、笠懸等之藝者有之、通詞召長老璘西堂、紀年錄、寬永十三年朝鮮人來聘、自注、大明、正使 通政大夫承政院同副承旨知製兼教經筵參贊官春秋館修撰官任統○副使 通訓大夫行弘文館應教知製兼經筵侍講官春秋館編修官世子侍講院輔德全世濂○從事 通訓大夫行司憲府執義知製兼春秋館記注官按するに黃床の名を脱せしなり。○上上官 嘉善大夫同知中樞府事洪嘉男、折衝大夫僉知中樞府事姜渭濱○上官四十二人、次官五人、中官百五十五人、下官二百六十七人、十二月六日東武城入府、行列次第

一羈 刑名○二羈 刑名○三都訓導三人○四印馬所獻○五龍亭書函○六判事官鑼器銅鼓馬上鼓各三對、○七駿馬偶行於判事之左右、○八副使步使二人、小正使 鐵二柄、二節二立、步使令二人、小童二人、吸唱二人、偶行正使之先左右、○九從事同上○十同知僉知學士上判事二人偶行於副使之先左右、○九從事同上○十同知僉知學士上判事二人

行○一平橋 六人にて昇○一同 同斷○一同 同斷○一矛六本 六人にて馬上に持二行○一騎馬裨將 十人弓を持矢を負二行○一牽馬四疋自注、二疋、○一令六本 六人にて馬上に持二行○一炮手 八人馬上にて持二行○一騎馬自注、鞍置、六人二行○一騎馬使令 六人二行○一鐵二本 二人馬上にて持左一行○一節二本 二人馬上にて持右一行○一騎馬 小童六人二行○一步從 使令二行○一步從 吸唱三人二行○一屋橋 十二人にて昇○一步從 使令二行○一騎馬 小童二人二行○一步從 吸唱二人二行○一屋橋、副使 十二人にて昇○一步從、使令 二人二行○一騎馬、從事 十二人にて昇○一步從 二人二行○一肩輿、上上官 二人にて昇○一步從 二人二行○肩輿、上上官 二人にて昇○肩輿、學士 二人にて昇○一肩輿、醫師 二人にて昇○一肩輿、上判事 二人にて昇○一騎馬、上官中官 六十人○一駕橋 四人にて昇○一鼓 二人にて擔○堀式部少輔按するに、町奉行、石谷十藏騎馬にて二行、朝鮮人之跡に付て側を行く、

人、判事官七人護于中行之後其左右、清道旗二對、偃月刀三對、三支槍三對、巡視旗三對、吹螺三對、太平簫三對、喇叭三對、長槍三對、裨將五對、令旗三對、炮手四對、鞍籠三輩、乘床三輩、騎使令三對、樓客便覽、寬永十三年十二月六日、未之刻朝鮮之信使江戸入りなり、町筋之辻固等をは、森川金右衛門按するに、百人組之頭也、根來衆を引連て務む、加賀爪民部少輔忠澄按するに、町奉行、宮城越前守兩輩騎馬にて路次之躰を見計、朝鮮人に先立て芝より本誓寺まで之間を二行に列す、朝鮮人江戸入行列之次第

一清道六本 六人馬上にて持○一羈貳本 二人馬上にて持一行○一旂貳本 二人馬上にて持一行○一偃月六本 六人馬上にて持二行○一三枝之鎗六本 六人馬上にて持二行○一騎馬都訓導 三人箭を負て一行○一巡視六本 六人馬上にて持二行○一馬二疋 龍亭子書簡箱をのせて、二人にて擔ふ、○騎馬 判事一人 ○一太平簫 六人馬上にて吹二行○一螺角 六人馬上にて吹二行○一喇叭 右同斷にて吹二行○一行鼓 右同斷にて擊二行○一鉦 右同斷にて擊二行○一鉦 右同斷にて鳴二

一安藤右京進、脇坂淡路守右兩人、今度朝鮮人來朝之御馳走奉行仰せ付らる、長袴を着し本誓寺の大門に向て信使に接す、三使の輿本誓寺の庭上に入る、上上官上官以下皆門前より下馬をす、三使方丈の寓にして着座す、朝鮮人來朝記、

正使 通政大夫承政院同副承旨知製兼教經筵參贊官春秋館修撰官任統號白麓○副使 通訓大夫行弘文館應教知製兼教經筵侍講官春秋館編修官世子侍講院輔德金世濂號東溟○從事官 通訓大夫行司憲府執義知製兼春秋館記注官黃床號青丘○上上官 二人 嘉善大夫同知中樞府事洪喜男、折衝大夫僉知中樞府宰姜渭濱○上官三人 中直大夫司譯院僉正虎遇聖、奉正大夫司譯院僉正李長王、奉列大夫司譯院僉正尹大統○武官十七人 中直大夫前會審判官朴弘疇、前鎮川縣監李惟淵、前所斤僉使金子父、朝散通禮院引儀景大裕、張文俊、訓練院習讀趙延命、忠佐衛部將鄭漢驥、前造山萬戶李院、忠義衛副司臬任統、奉正大夫前黃州判官金光立、行玉浦萬戶白士哲、前青水萬戶崔成及、忠武衛副司臬李俊望、權瓊、

尹愛倍、尹涯、金經猷、以上○中直大夫詩學教官推 仗自注、學號兼軒奉正大夫司譯院教授皮得忱唐通事、大 司譯院判官韓相自注、講肄習讀文弘讀號白眉幼學金 口號梅隱以上○朝奉大夫典醫監、惠民署主簿朝彥 協、以上、二人醫師○忠武衛上護軍朴之英自注、號西 湖○圖書署教授金明國自注、號蓬潭○龍驤衛副司 趙廷珪自注、唐通事○通德郎司譯院直長尹廷羽自注、唐通事○龍 驤副司杲金繼逸○黃得吉○唐節校尉忠佐衛副勇白 天龍○崔貴賢○將仕郎理馬韓天祥自注、馬醫○典樂洪鳳 元丁潤瓊、薛義立、林許弄、安越孫、金群祥、以上六人 樂人○侍者五人、中官一百五十人、下官二百六十七 人○東福寺召長老、東福寺璵西堂玉露叢、 朝鮮の來聘に清道と書る旂之其儘にもたせたるは 五山の僧也、道春等か何と心得たるや、朝鮮人か借 せるもまたつたなし、案に、清道は道をはらふと 讀、清道而後天子の事なり、秀吉公之時朝鮮來聘 せり、神君の時より御代々來聘せる故、初め五山の 僧や、林道春に心付たらは使如きに立させまじき 事なるを、何と解したるや不審なり、又朝鮮人等か 日本に屈服しなから、僭して持來る無禮さも尤拙

き事なるへし、西涯微談○按するに、この書年代詳ならざれど へるなるへし、また下二字のこまきは、殊に かつとも定めかたければ、こゝに附載す、 朝鮮三使輦轎の前に圖のこまき儀仗あり、



人をして開けるに、此字を書答へし、右二器は旅館 座上までも入れ置けり、鹽尻載朱氏談綺、 一朝鮮之役人慰に行を見申に、人數も大分連、鎗は 右之通鞘無しに候、旗を持せ候、尤昇之旗にて候、 錦之旗は大旗にて四枚敷も有之候、行列之節は旗 持も持なから馬に乗申候事、異本朝鮮物語、 寛永十三年十二月六日、今晚朝鮮人に御振廻を賜 はる、右京進淡路守奉行す、三使より上官に至るま での膳部は七五三なり、座敷奉行配膳の者長袴を 着す、中官より以下の膳部は五々三なり、座敷奉行 配膳の者肩衣袴を着す、

朝鮮人本誓寺に參着の日より逗留中諸事之次第
一大門東 安藤右京進重長

弓五張、鐵炮十挺、長柄鎗十本、突棒一本、刺股一
本、銀一本、棒五本、大挑燈一、外有小挑燈、馬乘五人、頭弓
二人、鐵炮頭二人、足輕十人、中間三人、
長柄頭一人、西按するに、玉露叢には同所大門口に作る。

脇坂淡路守安元
弓五張、鐵炮十挺、長柄鎗一本、突棒一本、刺股一
本、銀一本、棒一本、大挑燈一、外有小挑燈、馬乘五人、頭弓
二人、鐵炮頭二人、足輕十人、中間三人、
長柄頭一人、

一大門より本堂迄の間に警固、鐵炮者八十人、着袴、
右京者、淡路者合如此、
一本堂 淡路守者馬乘五人 右京進者足輕十人 給
人十人 足輕二十人

御振舞之時座敷奉行配膳
一信使三人之座敷、膳部七五三、
右京進者 馬乘三人 座敷奉行○兒小姓四人
配膳自注、着長袴、○中小小姓三人 膳立自注、着肩衣袴、

淡路守者 馬乘三人 座敷奉行○兒小姓四人
配膳自注、着長袴、○中小小姓三人 膳立自注、着肩衣袴、

一上上官二人之座敷、膳部七五三、

馬乘二人 座敷奉行○兒小姓六人 配膳自注、着長袴、
○中小小姓四人 膳立自注、着肩衣袴、 右京者、淡路者合如
此、

一判事官三人、上官四十四人之座敷、膳部七五三、
馬乘十八人 座敷奉行○兒小姓二十人 配膳自注、着長袴、
○中小小姓二十人 膳立自注、着肩衣袴、 右同斷、

一中官百三十二人之座敷、膳部七五三、
馬乘十人 座敷奉行○中小小姓三十人 配膳自注、着長袴、
○足輕三十人 膳立自注、着肩衣袴、 右同斷、

一下官二百四人之座敷、膳部七五三、
馬乘四人 座敷奉行○足輕四十人 配膳自注、着長袴、
○足輕四十人 膳立自注、着長袴、 右同斷、

一火番 馬乘八人○足輕八人 右同斷按するに、玉露叢に馬乘
十六人足輕十六人さあ
り、是なるに似たり、
一番所六箇所 每一箇所足輕二人、右同斷、

一本堂 馬乘十六人、但使番、 足輕二十人 右
同斷、
一座敷 馬乘六人 屬信使三人○馬乘四人 附
上上官二人○馬乘四人 附上官○馬乘六人 附
中官 右同斷、朝鮮往來、玉露叢、

大猷院様御代、百十三年以前寛永十三年丙子十二月六日江戸着、

右御馳走安藤對馬守、脇坂淡路守、江戸馬喰町宿坊、淨土宗本誓寺朝鮮來朝記、

寛永十三年十二月六日、朝鮮國之信使來貢于武陽、而營本願寺、按ずるに、本誓、脇坂淡路守安元蒙均命、與安藤右京進重長掌響應之事焉、改選諸家系譜、

寛永十三年、朝鮮人御馳走、
一 江戸 大河内金兵衛殿 野村藤三郎殿 一色忠次郎殿異國日記○按ずるに、この三人は御代官也、

同七日客館に上使あり、老中土井大炊頭利勝、酒井讚岐守忠勝これを役す、この日より下行を賜はる、その事及び上使接待の次第書はしめて見ゆ、

寛永十三年十二月六日、通信使到江戸以本誓寺爲旅館、安藤右京進重長脇坂淡路守安元爲之館伴、注、自稱御馳走、七日土井大炊頭利勝、酒井讚岐守忠勝爲上使赴本誓寺勞三使、續善隣國實記、

寛永十三年十二月七日、朝鮮使昨日參着、上使土井大炊頭利勝、酒井讚岐守忠勝衣冠也、慶延略記、寛永十三年十二月七日の朝より、朝鮮人に御扶持方野榮并酒肴等を下さる、大河内金兵衛奉行す、

目錄但一日之下行也、
白米二十石 味噌五石 醬油一石五斗 酢一石五斗 鹽三石 酒八石 油七斗 鳧雞雉百五十羽 鴈十二羽 鶉鳩鴨百羽 生鱈四十本 鮪鯨王餘魚四百枚按ずるに、玉露叢には、玉餘魚を比目作る、 鷄卵五千 生鯛小鯛鯉鱸百枚 家猪野猪鹿一疋宛 鯉節千 白魚雜喉三斗 小鯛鮮乾物二百枚 鰻 蝶螺赤貝辛螺二百 鯨五貫目 芹百籠 葱百束 蕪菜百五十束 苳二百籠 大根千五百本 芋三石 平蕪五百合 椎蕪三斗 干瓢百把 白砂糖七斤 梨子二百 豆腐五百丁 羊羹五十斤 洲濱百竿 餅四千五百 あるへいごふ三十斤 かすてら五十斤 落鷹五十斤 以上、
此日、午刻土井大炊頭、酒井讚岐守上使として本誓寺に來る、大門より本堂まで薄緣筵を敷く、上使衣冠を着し太刀を帶て二行に行列す、布衣傘持者後に從ふ、宗對馬守右京進淡路守も、同しく衣冠にて太刀を帶き、上使に先たつて案内す、朝鮮上々官之通事洪嘉男姜渭濱二人、上使の御迎に庭上に出來る、路次の兩方に朝鮮の旗矛を立て樂を奏す、正使

任統、副使金世濂、從事黃床、上使の御迎に出て、本堂の板椽の東の唐戸に傍て西面して立て、上使大炊頭讚岐守本堂の階を登て、西の唐戸に傍て東面してたつ、右京進淡路守對馬守、同しく上使の後へに從ひたつ、三使禮拜し上使揖す、本堂より方丈まで上使左を行、三使右を行、上使方丈の上壇に登る時、對馬守隨ふ、上使上壇の北に就て、南面して立、右京進淡路守下壇に就て、同く南面に立、三使又上壇の南に就て北面に立、上々官の通事等三人下壇に就て同く北面に立、三使上使に向て禮拜す、上使揖して褥の上に着座す、三使同く座す、大炊頭仰の旨を對馬守に申渡さる、對馬守又通事に申渡す、通事平伏して三使に申す、三使の返事を通事聞て、又對馬守に申渡す、對馬守平伏して上使に申す、事畢て朝鮮の侍童五人湯を捧て上使に進む、湯は人參汁を茶に和す、天目に脚あり、長さ三寸はかり、臺は皿の如くにて中に穴あり、天目の脚臺の穴より下に出るなり、右湯畢て上使起座する時、三使又起て禮拜す、上使揖して方丈より本堂に退出て、三使又從ふて送る、上使禮謝ありて階を降て還り去る、

朝鮮往來、玉露叢、
同二十癸未年七月七日、朝鮮國の信使江戸に着す、道の事所見

寛永二十癸未年七月七日、就若君様御誕生、朝鮮人來朝本誓寺に宿、正使尹順之、字樂天、號洋溟、副使趙綱、字日章、號龍洲、從事官申濡、字君澤、號竹堂、進士安期、字真卿、號螺山、又稱廣陵處士、都合三百餘來朝、先容宗對馬守義成、御馳走人岡部美濃守宣勝、加藤出羽守泰興、慶延略記、

寛永二十年七月七日、朝鮮人江戸へ到着す、
行列

清道旗六本 馬上六人二行○霧自注、鬼かしら 二本 馬上二人一行○旃自注、は 二本 馬上六人一行○偃自注、は 六本 馬上六人二行○三枝鎗自注、は 六本 馬上六人二行○都訓導三人自注、矢 馬上三人一行○巡視自注、は 六本 馬上六人二行○龍亭自注、書簡 二箱自注、書簡 太平簫六 馬上六人に而吹之、二行○螺角二 馬上二に而吹之、二行○喇叭六 馬上六人に而吹之、二行○行鼓六 馬上六人に而擊之、二行○鈴點二 馬上二人に而擊之、二行

○鉦二 馬上二人に而吹之、二行○平橋自注、のり六人に而擔也○同自注、同○同自注、同○矛六本 馬上六人二行○裨將自注、馬上十人二行○令六本 馬上六人二行○炮手 馬上六人二行○使令 馬上六人二行○節二本 馬上二人一行○使令自注、步從二人二行○小童 馬上四人二行○吸唱 步從二人二行○正使自注、使令自注、步從二人二行○吸唱 同二人二行○副使自注、步從二人二行○使令自注、步從二人二行○小童 馬上二人二行○上々官自注、一人、○步從 二人二行○小童 同斷○步從 二人二行○小童 同斷○上上官自注、一人、○學士自注、同、○上官中官 馬上二行○鼓 二人に而擔之

未刻本誓寺に入、三使本誓寺に至る時、大門之外にて樂を奏す、此時上官中官下官等は、門外にて下馬す、三使は本堂之階邊にて屋橋より下る、上々官學士は階下にて肩輿より下る、美濃守出羽守三使に出向て方丈へ導入、暫休息の後三使、上々官、上官迄七五三の饗應あり、中官は五々三の御振舞なり、

下官の輩にも飲食を賜る、朝鮮使が聘記、寬永二十年、觀朝鮮人來聘詩、并序、朝鮮之來貢于本邦尙矣、載在國史、今不復贅、惟寬永二十讓朝鮮三官使來聘、越七月七日到江府、余與父兄往觀、滿城之人、瀾街填市、亦皆爭觀其行粧也者、稟柳營之命、往巡檢者先進三四輩、而後朝鮮人或捧旗而皆進、其曰清道、曰蠶、曰龍旆、曰巡視、曰令、皆其旗名也、而後三使各乘輦而進、乘馬相從者亦各在其後、狄鞮上官及中官下官群行其後、巡檢者及洪且兩裨子亦逐次而進、而後對馬島主率其從兵而進、遂各館于本誓寺、余既歸環堵、有問者曰、子常謂書籍之外不懸眼、其不見山王祭禮淺草祭儀者其以此歟、然往年觀祇園祭禮、今觀朝鮮來聘者未審、敢問如何、余應之曰、如山王淺草祭者、唯觀其粉奢而已、爽人之耳目而已、我何觀乎、祇園我祖神也、故敬而觀之、若夫朝鮮者、箕胥靡之所封也、風俗雖不及中華、而非它國之比、故班蘭臺曰、天性柔仁異乎三方之外、且文術遂未廢弛、崇奉中國之禮不已、稱王不稱帝、其設官建位、視之中朝各降一階、分文武之品、貴卑賢之

書、專對之任代不乏人、及第之選歲拔其尤、不亦芻乎、本邦之古、差肩中邦下視三韓、然近世風俗文學蕩盡矣、然則大明之外可觀者朝鮮乎、我往觀者以此、且我見三使、其狀貌眸子非碌碌之倫、從者之衣服、無文飾無華美、似上古之民、人笑其穢惡、我取其素朴、其餘姑舍是、此我所以觀朝鮮聘貢也、汝以為奈何、問者去矣、余又謂、朝鮮懼本邦聘介不已、則本邦之武德有優於彼者乎、於是賦一絕、是行、朝鮮正使通製教尹順之號淳漢、副使通訓大夫行弘文館典翰知製教策經廷侍講官春秋館編修官趙綱號龍洲、從事官通訓大夫行吏曹正郎知製教申瀾號竹堂。

想像神功征伐年、北賓來貢武城邊、古今秀出扶桑影、庇覆雞林八道天、讀射外集、

大猷院樣御代百六十六年以前、寬永二十年癸未七月七日江戶著、

右御馳走岡部内膳正、加藤出羽守、宿坊本誓寺朝鮮來朝記、

寬永二十年來朝之人數、通信使三行上上官二員、專官三員、判事五員、唐判事二員、讀祝官三員、醫官二員、寫字官三員、書官二員、天字官一員、軍官十九員、馬牽二員、馬醫一員、典樂六員、船將三員、熟手

二員、上上官合六十三、書記一員、小童十三員、小事九員、三使好子六員、判事好子二十四員、刀尺六員、使令十四員、吹手十六員、軍物差備八員、船主二十四員、中官合一百二十一、拾軍二百七十八名、以上都合四百六十二員、朝鮮人御禮次第、

同八日上使大老酒井少將忠勝、及び嚴有院殿より牧野内匠頭信成藩翰譜による、諸式例の藩翰譜による、信使旅館にいたる、例によりて寬永二十年七月七日、三使江戶に來り、例によりて本誓寺を旅館とす、岡部美濃守、加藤出羽守、仰を蒙りて館伴人となる、翌日將軍家之御使酒井讚岐守、竹千代君の御使牧野内匠頭、本誓寺にいたりて三使を勞す、寬永宗義成譜、續善隣國寶記、

寬永二十年七月八日、將軍家御使若狹侍從、按ずるに、累代武鑑等によるに、忠勝の頃は、大老に、若君御使牧野内匠頭兩上使本誓寺に行向、岡部美濃守宿坊にて衣冠を着す、對馬侍從兼て三使の案内を告るによりて、上使本堂に至る時、門内の庭上にて朝鮮人二行に並居て樂を奏す、三使堂の階下へ降て上使を迎、一揖

終て三使先立入て、客殿の上段に立て上使に對面す、互に立て舞終て各着座す、此時兩上使上意之趣を對馬侍從に演説す、通事上々官に云つたふ、通事三使に達す、三使上使に向て會釋し御返答を申上、通事其旨を對馬侍從につたふ、對馬侍從又上使に達す、此間も樂を奏す、此時人參湯を朝鮮の童子捧出て上使にす、む、双方立向て一禮有而、上使退出のとき、三使先立て如元階下迄送り、一揖して互に退、庭上にて樂を奏する事又前の如し、朝鮮使來聘記、

通航一覽卷之六十五

朝鮮國部四十一

○信使着館并滯留中御扱 明曆度 天和度

明曆元乙未年十月二日朝鮮國信使江戸に着す、翌三日上使老中松平伊豆守信綱、酒井雅樂頭忠清かの旅館にいたる、

明曆元乙未年六月廿七日

一御鷹五十五居 一御馬三疋

右者、今度朝鮮人進上物之由、六月九日對州に渡海仕候、朝鮮人二人通事三人同前に到着候由、信使より先達て大坂迄參着之由、寛明日記、

明曆元年九月廿八日、法泉寺に按ずるに、本誓寺の誤寫なり、老中相越、朝鮮人御馳走所見分之爲也、

同月廿九日、朝鮮人江戸參着に付、安西甚兵衛、久世三四郎、近藤登之助 按ずるに、甚兵衛は御先手頭、三四郎、登之助は百人組之頭なり、町中辻固被仰付之、

十月二日、朝鮮信使、申後刻本誓寺へ到着、同月三日、朝鮮信使昨日着府、御機嫌に思召旨、爲

通航一覽卷之六十四終

上使伊豆守雅樂頭被遣之、但衣冠着用、按ずるに、朝鮮東帯にて對、即刻御請申上、以上、御日記、

明曆元年十月二日、朝鮮信使江戸參着、任先例以本誓寺爲旅館、對馬侍從義成 自注、宗、伴信使下着す、朝鮮往來、

明曆元年朝鮮國正使翠屏趙珩、副使秋潭俞瑒、從事官壺谷南龍翼來聘、宗對馬守平義成、并建仁寺几、岩達長老、茂源柏長老同伴、十月二日到江戸、以本誓寺爲旅館、岡部美濃守宣勝、加藤出羽守泰興爲之館伴、三日酒井雅樂頭忠清、松平伊豆守信綱爲上使赴本誓寺勞三使、續善隣國寶記、

明曆元年九月廿九日、近藤登之助、久世三四郎、安西甚兵衛事、朝鮮人江戸入之刻、品川柴口に組中召連辻固可仕旨被仰渡、

十月二日

一朝鮮人夕部神奈川に泊、今晝品川休、申刻江戸入至本誓寺着、見物貴賤群集、樂にて通るなり、一品川迄爲迎、兼松下總守、神尾備前守、石谷監物、小倉忠右衛門、土岐縫殿助 按ずるに、下總守は大目付、監物は將監の誤りにて、備前守は共に町奉行、忠右衛門縫、罷越宗對馬守に逢、先達而右五人殿助は御目付なり、

者本誓寺に歸相詰、御步行目付六人、小人目付十人も同前也、

一安藤右京、松平出雲守 按ずるに、この二人は寺社奉行なり、本誓寺に見舞被罷越、

一朝鮮人數之覺

信使三員、正使、副使、從事官、上々官二員、讀說官一員

官事官三員、上官二十九員、次官十一員、中官

百六十五員、下官二百七十四員、合四百八十員

長老 達長老、柏長老、上下百人、通詞上下百人 大通詞有之、小通詞有之、

諸役者四十人、都合七百二十八人、

右於御馳走場、此人數之支度也、

同三日、朝鮮人、爲上使前橋羽林、河越拾遺 按ずるに、上野國前橋は酒井忠清、武藏國河越は松平信綱の居城なり、されども羽林と書せしは誤りなり、被遣、束帯に而對談、

於本誓寺一日分之入用

白米十九石四斗四升 醬油一石五斗 酢一石五斗 味噌五石 鹽三石 酒八石 油七斗 庭鳥百羽 鷹十 鳩百羽 はらふと四十 せいご四百 鯛二十 鱸二十 級五十 鮭十尾 鯉節千 鮑二百 かます五百 たまご四百 冬瓜百 ね

ぎ百把 菜百五十把 大根二千本 はじかみ百把 さといも五斗 松茸百本 とうふ二百丁 からし一斗 けし五斤 こせう五斤 ぶどう三百房 白砂糖五斤 ようかん五十箱 あるへい二十斤 あこや三千 らくがん五十斤 うゐるう餅百

右之外、通詞上下九十人分遣由、

同五日、夜廻衆召之、朝鮮人逗留中彌切々廻り、火之用心可申付由、以上、朝鮮使來聘記○入、數以下、令條記同し。

ちやうせん唐人、明曆元乙未神無月二日午の刻に品川へ入、本町をは申の刻に通じ候、見物申候、唐人數大將共、ばくらう町寺町へ入候分三百六十七人也、此内馬にのり申候分二百八十人程、其外は

かちの供やり持也、やりいろく三十すじ計り、**申**如此の鎗なりとも有、此外長崎に按するに、大坂三人留り候、以上四百七十八人日本へ渡り候、但大將は三人なり、是はちやうせん大納言之位なりと申候、道具やり三十、てつぼう十挺、ゆみ十張計也、此外はた、ふえ、たいこ、かねなど馬にのり候ても吹候、うち候、但能き分百五十人程、按するに、此間、九十九

折衝行龍驤副護軍趙琛、禦御前虞候羅得聖、前所斤僉使趙鉉、訓練院僉正朴之壩、前都總府都事崔山峻、中直大夫前行刑曹佐郎李益亨、前行司憲府監察鄭斯翰、前長鬚縣監韓相、前庇仁縣監李東老、前判官鄭貴顯、前訓練院習讀丁之碩、内禁衛李夢良、前司果崔聖吉、前司果陸良善、前司果閔應性、前司果鄭哲先、前司果南得正、奉正大夫司譯院僉正鄭時謀○上官之内、唐通事、司譯院判官吳仁亮○上官之内、書吏二人、前東部參奉金義信自注號忠武衛副司直鄭琛○上官之内、醫者二人、前惠民署主簿韓亨國、前司果崔相○上官之内、畫書、前司果韓時覺○上官之内、唐通事、司譯院直長李承賢○上官之内、判事二人、司譯院直長朴亨元、司譯院奉事十人以標○上官之内、兼軍官二人、展力副尉尹盖同、金見希○上官之内、馬醫、將仕郎理馬朴弘遠○上官之内、樂師二人、典樂薛義立、金夢述、熟手韓永○侍者四人、船將三人○中官百六十五人○下官二百七十四人

一三日從將軍家朝鮮信使へ、上使旣橋少將忠清、自注

八人程、惡數分四十人程きらもなし、其外かちにて候、江戸大名衆より上馬ぞうば共、見島迄むかひの借馬出申候、酒井讚岐守様より按するに、大も上馬六疋、のりかへ二疋、雜馬十疋、是に百五十兩程も入候、道中はたご一人五十文つゝに極り申候、ちやうせんへ歸る時も、又見島迄右之通おくり被成候、榎本氏覺書、

嚴有院様御代九十四年以前、明曆元年乙未十月二日江戸着、

右御馳走内藤帶刀、高力左近大夫

江戶宿坊本誓寺朝鮮來朝記○按するに、この書御馳走人の名他書に異なり、但し一旦、この二人に命せられしにや、姑らく存す、

明曆元年十月二日、今度來朝之朝鮮人

正使 通政大夫吏曹參議知製教趙珩、自注、號副使 通訓大夫司僕寺正俞瑒、自注、號○從使 通訓大夫行弘文館副校理知製教兼經筵侍讀官春秋館記註官南龍翼、自注、號○上上官二人 崇祿大夫前行知中樞府事洪喜、男折衝行龍驤衛副護軍金謹行○上官之内讀祝官自注、兼中直大夫忠武衛上護軍李明彬自注、號○上官之内判事三人 中訓大夫司譯院僉正金時聖、司譯院判官洪汝爾、中武衛

酒井准河越侍從信綱自注、松平伊豆赴本誓寺、時朝鮮人於庭上奏樂、三使階下に降て兩上使に損而三使階に上る、忠清信綱同階に上て對三使、立て一揖して座す、對馬守侍從義成、岡部美濃守宣勝、加藤出羽守泰興自注、皆上使に伴ひ傍に候す、忠清信綱上意の旨を義成に談す、義成上上官へ告る、上上官三使へ達す、於是人參湯を出す、畢て三使御返答を上上官へ述る、上上官義成へ告る、義成又忠清信綱へ申す、即兩上使退出、三使階下迄送り一揖す、朝鮮人不殘庭上に列す、朝鮮往來、

天和二千戌年八月廿一日、朝鮮の信使着府あり、

天和二千戌年六月廿四日

一信使來聘に付、御所より本願寺迄按するに、本誓寺の芝より本願寺迄御道筋見分のため、大目付彦坂壹岐守、町奉行甲斐庄飛驒守、北條安房守、御勘定頭大岡五郎右衛門、御普請奉行大久保甚右衛門、田中孫十郎被遣之、

同年八月廿一日

一信使昨日神奈川止宿、今日品川晝休に付、芝口迄相越、面々其以後町並巡見本誓寺へ相越、信使來着

後登城、

大目付坂本右衛門佐、御目付松平孫太夫、日根野長左衛門、御從目付六人、御小人目付八人、一本誓寺へ申刻過着に付、

町奉行二人、甲斐庄飛驒守、北將安房守與力同心共中橋より、本誓寺迄作法申付、百人組貳組、水野半左衛門、秋山十右衛門與力同心共、御弓頭一組、水野藤右衛門與力同心共三組は道筋警衛、一本誓寺へ神社奉行三人、水野右衛門大夫、秋元攝津守、酒井大和守、

一御馳走人小笠原信濃守、内藤左京亮、一雜掌人設樂太郎兵衛、守屋助次郎、近山與左衛門、南條勘兵衛、按するに、太郎兵衛以下御代官なり、天和韓門、南條勘兵衛、聘記には、南條金左衛門に作る御日記

天和二年八月十八日、朝鮮人宿坊本誓寺爲見分、頃日御老中被相越之由、萬天日録

天和二年八月十九日御書付出る

一朝鮮人着之日、神社奉行本誓寺に可被越事、一大目付壹人、町奉行二人、御目付二人、徒目付六人、小人目付十人、右芝口より本誓寺迄、道筋見廻り見物不作法無之様可申付、町奉行兩人は朝鮮人行列に少先達而可被越事、

一御目付は芝口より直に本誓寺へ罷越、朝鮮人彼寺迄可相詰候事、

一町與力同心、道筋所々に差置、町人猥に無之様相計可申付、道筋警固御物頭可相勤事、

同月廿一日

一今日未下刻、朝鮮人本誓寺へ參着、柳營日記、

天和二年

一土井能登守屋敷按するに、延寶二年江戸大繪圖によるに、數半東の、東之方、并松平佐渡守屋敷、按するに、同圖にあり、下松平因幡守屋敷、常警備の内に幡守また同じ、東方御先手壹組、

一神田御殿東方、御普請小屋東方、松平因幡守屋敷東方御先手壹組、與力同心上下着可申、同心棒爲持可申事、

一朝鮮人通り候刻、與力同心ともに踞申間敷事、

一京橋より中橋まで八町、御先手一組可被相勤事、

一御先手頭は、信使通候刻引込可罷在事、

一頭羽織立付、與力同心同前對之羽織竹杖つき可申、但朝鮮人通候刻、與力同心共に踞申間敷候、鐵炮爲持無用之事、

一新橋より札辻まで三十二町、百人組一組に而可固候事、以上、憲數類典、

天和二年八月廿一日、朝鮮人江戸着に付、大目付坂本右衛門佐、御目付松平孫太夫、日根野長左衛門、御步行目付并御小人目付等を召連れ芝口へ至也、朝鮮人品川に出入、申刻本誓寺へ到着すへきを注進し、道筋巡見して直に本誓寺へ至り、三使到着以後登城す、町奉行甲斐庄飛驒守、北條安房守も與力同心を引具し、中橋より本誓寺迄の道筋巡見して、三使到着以後直に登城す、百人組二頭水野半左衛門、秋山十右衛門、御弓頭水野藤右衛門も其組率ひて、芝口より中橋迄を經歷し道筋巡見す、各辻固め諸事嚴重也、神社奉行水野右衛門大夫、秋元攝津守、酒井大和守、大目付彦坂壹岐守、勘定奉行大岡五郎右衛門は、本誓寺へ赴き諸事沙汰す、御馳走人内藤左京亮、小笠原信濃守息男大助、自注、信濃守御馳走人たりりてかくの兼而本誓寺の宿坊に引越す、天和二年朝鮮使來朝記、天和二年八月廿一日、朝鮮人今日到着に付、坂本右衛門佐、松平孫太夫、日根野長左衛門品川迄被遣、一芝口より本誓寺まで、百人組御持弓頭水野藤右

門警固之、但兩町奉行は朝鮮人行列に少先立可罷越由被仰付、

一兩町奉行與力同心、朝鮮人通筋所々に差置、猥に見物無之様に可申付由、

一水野右衛門大夫、先達而本誓寺へ往諸事可申付由、且御馳走人左京亮、大助、其外役人中へ上意之趣被仰出、

一坂本右衛門佐、兩町奉行日根野長左衛門、松平孫太夫登城、朝鮮人未下刻到着之由言上、甘露殿、萬天日録、天和二年八月廿一日

一今日朝鮮人到着に付、坂本右衛門佐、自注、大日根野長左衛門、松平孫太夫は自注、兩人品川へ被遣之、芝札之辻より本誓寺の間、道筋之奉行は御持弓頭御持筒之頭、兩町奉行衆相勤之、

一朝鮮人江戸入之時、道筋之町々は稜敷をかまへ、高さ三尺に垣をゆひ往來を止め、男女老若之見物をひたし、所々に町與力同心相詰、不作法無之様に相守之、或は棚壹間を金貳分三分、又銀二枚程にてかりかへて見物すと云々、

朝鮮人來朝

正使 通政大夫吏曹參議知製教尹趾完通訓大夫弘文館典翰知製教兼經筵侍講官春秋館修官 副使 通訓大夫弘文館典翰知製教兼經筵侍講官春秋館修官 李綱通訓大夫弘文館校理知製教兼經筵侍講官春秋館修官 從事官 朴慶俊、右謂是三使○上上官 同知朴再興○同 兪知卞承業○同 同洪禹載○學士 製述官成均館進士成琬○上判事 前主簿安慎徽 ○同 前直長鄭文秀○同 前上劉以寬○上官四人○中官百六十人○下官二百六十一人 右都合四百七十五人之唐人三十人程有云々 右之内、上官四人、中官二十一人、下官八十七人、都合百十二人は大坂東本願寺に殘、 一朝鮮人三百六十三人江戸に來也、内、信使三人、上上官三人、學士一人、上判事三人、上官四十人、中官百三十九人、下官百七十四人按するに、同書にして人数の違へるは疎なり、 一五山派之僧、大虛靈長老辰長老使に相添て對州より來る、宗對馬守騎馬五拾騎召連參自注、二十八年未之年は七十騎召連候得とも、今度勘略故右之通なり 弓張 鐵砲 擬 長柄筋 雜兵千七百程と云々、 一同日未の下一刻着江戸、 小笠原信濃守 内藤左京亮 南條金左衛門 設樂太郎兵衛

近山與左衛門 守屋助次郎 馬喰町本誓寺 信使上上官以下之宿坊也○同所雲光院 兩長老○同所法禪寺 御代官衆御賄所○願行寺 宗對馬守宿坊○彌勒寺 内藤左京亮下陣 一本誓寺門より本堂迄、東之方は小笠原信濃守勤、同門より西之方は内藤左京亮勤之、 一信使江戸着之日は、七五三之御馳走也、但し翌日より下行米にて渡し、魚鳥其外品々上判事請取之賄也、朝鮮人の爲には勝手能事なりと云々、右朝鮮人の相渡す料理之雉子百羽、庭鳥一羽、其外胡麻之油七斗宛毎日渡す、其外之物略之、 一朝鮮人明六前に一度、夜六半に一度日々兩度宛門内にて奏樂、終りに鐵砲を一つ打之、道中泊々にも如斯、并宿入にも如此と云々、 一朝鮮人本誓寺逗留之内、火之番藤堂佐渡守勤之、以上、天和韓聘記、 天和二年朝鮮國正使尹趾完、副使李彥綱、從事朴慶俊來聘、宗對馬守平義眞、并相國寺太虛靈長老、東福寺南宗辰長老同伴、八月二十一日着江戸、以本誓寺爲旅館、續善隣國寶記、

天和二年八月二十一日 綱吉公御代始爲佳儀、朝鮮正使尹趾完、副使從事官來朝、到江戸、以本願寺爲旅館、義眞督導之、内藤左京大夫亮按するに、左京、義泰、自注、又京大夫亮の誤りなり、 義泰、作義規、小笠原信濃守長勝爲之館伴、自注、長勝依病氣大助長胤代之勤役、 小笠原修理大夫長胤、少名大助、實同氏上野介長章男、伯父信濃守長勝依無男子爲智養子、 天和二年壬戌八月十五日、代信濃守而勤朝鮮來使之館伴、以上、改選諸家系譜、 天和二年八月廿一日、朝鮮之三使江戸着行列 清道旗二本 馬上六人二行○纛二本 馬上二人 一行○旂 馬上二人一行○偃月六本 馬上六人 二行○三枝鍵 同○都訓導矢負 馬上三人一行 ○巡視旗六本 馬上六人二行○龍亭子二 書簡箱載○太平簫六本 馬上六人二行○螺角二 馬上二人二行○喇叭 六人馬上○銅鼓 六人馬上○鈴點 二人馬上○鉦 二人馬上○平輻 六人擔之○同 同○矛六本 馬上二行○裨將矢負 馬上十人二行○令 六馬上○砲手 馬上○使令

馬上○節二本 馬上○小童 馬上四人○吸唱 歩徒 人數上下都合三百六十二人 三使職脚 正使 通政大夫曹參議知製教尹趾完通訓大夫弘文館典翰知製教兼經筵侍講官春秋館修官 副使 通訓大夫弘文館典翰知製教兼經筵侍講官春秋館修官 李彥綱通訓大夫弘文館校理知製教兼經筵侍講官春秋館修官 從事 知製教兼經筵侍講官 朴慶俊○上上官 同知朴再興○兪知卞承業、兪知洪禹載○學士 製述官成均館進士成琬 ○上判事前主簿 安慎徽○前直長 鄭文秀○前正 劉以寬○寫字官 雪月堂、寒松齋、春齋、滄浪子、鵬溟、續武家評林、 天和二年、道中行列、 此内、宗家の行列は近來相違あり、

寫字官上馬	使令中馬	節持中馬	小童馬	印信關帖	陪軍官 <small>自注、陣衛なり</small>	吸唱 <small>歩行自注、ふへ</small>
寫字官上馬	使令中馬	節持中馬	小童馬	小童上馬		
正行次 <small>自注、やれ、しにのる</small>	駕籠	對馬家來	軍官上馬	上判事書記上馬	伴倘上馬	使好子
同	斷	對馬家來	軍官上馬	應直上馬	使好子	
禮單直上馬	小通事 <small>中馬</small>	使令中馬	節	小童中馬	同	副使與添士二人
<small>自注、別副のばんに入</small>	小通事 <small>中馬</small>	使令中馬	節	小童中馬	同	副使與添士二人
吸唱上馬	小通事 <small>中馬</small>	使令中馬	節	小童中馬	同	同
日本通詞	軍官上馬	上判事書記	伴倘上馬	使好子	盤纏直上馬	
駕籠	對馬家來	軍官上馬	應直上馬	使好子	吸唱 <small>副行次 自注、やれ、しにのる</small>	同

小通事 <small>中馬</small>	使令馬	從事與添士二人	日本通詞	軍官上馬	上判事書記		
小通事 <small>中馬</small>	使令馬	同	駕籠	對馬家來	軍官上馬		
伴倘上馬	使好子	<small>自注、從事自分の家來</small>	盤纏直上馬	小通事 <small>中馬</small>	使令		
應直上馬	使好子	吸唱上馬	小通事 <small>中馬</small>	使令	上上官 <small>自注、のりもの</small>	小童上馬	
使令 <small>中馬</small>	上上官 <small>自注、のりもの</small>	小童	使令	上上官 <small>自注、のりもの</small>	小童馬	製造官 <small>自注、のりもの、學士</small>	良醫
使令 <small>中馬</small>	使令	使令	日本通詞	足輕			
次上判事上馬	同上馬	押物判事四人	醫員上馬	同畫員上馬	駕籠	對馬家來	足輕

對馬裁判馬 馬役 下行役人馬役人押

對馬家老自注、行列先官中要錄○按するに、この書行列中溝道旗幟等の事を脱せしは、疎さいふへし。

天和二年八月

一信使昨日神奈川令止宿、今日品川にて晝休在之來府、因茲兼日被仰付面々芝口迄罷越、大目付坂本右衛門佐、御目付松平孫太夫、日根野長左衛門、御徒目付六人、御小人目付八人、

右芝口迄罷越、三使品川より出駕之注進以後、町並道筋令巡見、直に本誓寺に相越、三使來着後登城、中橋より本誓寺迄辻固、町奉行甲斐庄飛騨守、北條安房守兩組與力同心、芝より中橋迄百人組之頭、水野半左衛門、秋山十左衛門兩組與力同心、御弓頭水野藤右衛門與力同心、右三組にて辻固相勤、一本誓寺に社奉行被指遣、諸事可申付旨被仰付、水野右衛門大夫、秋元攝津守、酒井大和守也、一三使申刻來着也、一本誓寺御賄御臺所被仰付候、御臺所組頭福田五

左衛門、御代官設樂太郎兵衛、守屋助十郎、近山與左衛門、南條金左衛門、御徒目付二人、御小人目付六人、一本誓寺に毎日御目付壹人宛代々被參、寺社御奉行衆は兩日一度宛被相越、水野右衛門大夫は毎日被相越、

宿坊之覺

願行寺對馬守也、本誓寺朝鮮人、法善寺本誓寺脇寮小笠原信濃守、内藤左京亮也、一朝鮮人本誓寺より登城之度々馬可出旨、以切紙被仰付、馬拾三匹沓籠三 十三萬石堀田筑前守○九萬三大久保加賀守○八匹二 八萬石阿部豐後守○四匹一 四萬石戸田山城守○三匹一 三萬石牧野野後守○三匹一 四萬石松平遠江守○六匹二 七萬石松平伊

豆守○五匹二 六萬石安藤對馬守○四匹一 五萬石淺野式部少輔○四匹一 五萬石久世出雲守○四匹一 四萬石龜井松之助○三匹一 三萬五千石松平駿河守○三匹一 四萬三千石本多飛騨守○三匹一 三萬八千石金森萬之助○二匹一 二萬石土井式部少輔○二匹一 二萬石三浦志摩守○二匹一 二萬石増山兵部少輔、以上朝鮮來朝記、常憲院様御代六十七年以前、天和二年壬戌八月廿二日江戸着、

右御馳走 小笠原信濃守、水谷信濃守 按するに、水谷信濃守とせしは誤りなり、

宿坊 本誓寺朝鮮來朝記、

貞享元年 按するに、この書年代を誤りしなり、 朝鮮人來朝に付、本誓寺、雲光院、法禪寺御賄方作事の帳あり、竹橋靈簡、深川當智山本誓寺、元は馬喰町上寺町に有、天和二戌年十二月廿八日本郷より出火之節、殿堂悉く類焼して、翌亥年今之地に移る、馬喰町に有之時は、朝鮮人來朝之時旅館と成、此後深川に移る、右正徳來朝已後は淺草本願寺旅館也、同廿二日上使として、大老堀田少將正俊、老中大久保

加賀守忠朝、淨徳院殿より 徳松君、明年逝せらる、 老中阿部豐後守正武を、かの客館に遣はさる、同月廿九日西九拜禮後、こはきのふ、又淨徳院殿より宗對馬守義眞、水野右衛門大夫忠春を御使として御懇の上意あり、

天和二年八月廿二日、朝鮮三使に上使として堀田筑前守、大久保加賀守被遣、若君様より阿部豐後守被遣、道中無恙着之段被仰遣之、柳營日記、御徒方萬年記、甘露殿 天和二年八月廿二日、大老堀田筑前守正俊、執政大久保加賀守正朝、御使を奉て本願寺に往て朝鮮の信使を勞ふ、若君の御使は執政阿部豐後守正武也、憲廟實錄

天和二年八月廿二日、上使堀田筑前守、大久保加賀守、若君之御使阿部豐後守、各衣冠下襲して本誓寺へ赴く、宗對馬守及内藤左京亮も衣冠にて相從ふ、時に庭上にて樂を奏す、上々官階下まで出迎、三使は唐戸のきわへ出迎ふ、上使立て一揖す、三使答禮す、上使着座上意之旨を對馬守へ達す、對馬守これを上上官に傳ふ、上上官又三使へ演述す童子人參湯を捧出て上使に獻す、事畢て三使御返答を上上官へ述ふ、上上官これを對馬守へ告ぐ、對馬守即上

使へ演述して上使退出、三使唐戸のきわまで送る、相ごもに一揖す、上上官は階下まで送る、

此時、林春常、人見友元も先づ本誓寺へ赴く、天和二年朝鮮來朝記、

天和二年八月廿二日、辰の刻信使到着に依て、本誓寺に爲上使、堀田筑前守、大久保加賀守被遣之、自注、衣冠、自注、衣冠若君様より爲上使、阿部豊後守被遣之、自注、衣冠、自注、衣冠上使參向之時、門内より堂下迄薄縁をしき、之裝束也上官、中官庭上左右に並立、上使門内へ入時伶人奏樂、上使堂下に至時、上上官三人共に堂を下て出向ふ、上使堂上に至時、信使内よう出向、三人共に上使一揖して、此時樂を止む、上壇に至る、上使は上壇に褥をしき東向に座す、信使は西むきに座す、此時上使宗對馬守に上意之趣言渡す、對馬守承之上上官に上意を申渡す、上上官平伏して承之、正使に言之、正使謹て承之、副使從事官にも言聞す、終て正使御請を又上上官に言上る、上上官對馬守に言之、對馬守謹て御請を上使へ言上、此時上使は信使より爲御馳走人參湯を出す、終て上使御退座、信使又堂上まで送之、此時又奏樂、上上官堂下まで送之、規式如

前、右宗對馬守、水野右衛門大夫、内藤左京亮皆々衣冠、同廿三日上使之爲御禮、信使より上官三人、筑前守、加賀守、豊後守方に參向、騎馬三人宛に而跡先を押、同廿九日堀田對馬守、自注、束帶○按するに、馬守の誤、御日記等によるに、宗對馬守の誤、天和二年若君様より寺へ參向、規式次第前のごとし、天和二年

天和二年八月廿九日、信使昨廿八日西丸へ雖爲出任、御幼君に付而、御名代にて御禮被爲請候所、萬端首尾克相濟御喜悅被思召候段、爲上使宗對馬守水野右衛門大夫差添自注、着、大紋、相越三使に上意之趣對馬守演述之、西丸へ大久保加賀守、阿部豊後守登城有之而、御誼之趣對馬守右衛門大夫に申渡之、御日天和二年八月廿九日、宗對馬守、水野右衛門大夫西丸へ登城、加賀守豊後守命を得て曰、朝鮮三使昨日登城すといへども、御幼齡なるに因て、御名代を以て御禮を請終ふ、國王より進物品々献上、御喜悅に思食さる、三使遠境來朝大儀に思召の旨、三使へ申渡すへしと云々、對馬守右衛門大夫直垂大紋を着して、本誓寺へ赴き上意之旨を三使に達す、三使畏りを申す、兩人共に加賀守豊後守宅へ赴て御請

を申す、天和二年朝鮮來朝記、

通航一覽卷之六十六

朝鮮國部四十二

○信使着館并滯留中御扱 正徳度

正徳元辛卯年十月十八日、朝鮮國の信使着府あり、東本願寺を旅館とす、例馬喰町本誓寺なりしが、天和二年來朝後、寺を客館とさす、十二月彼寺焼失により、これより以降本願寺を客館とす、都下その道筋の警固等嚴重に沙汰せらる、承寛禪録に、この年來朝來聘と唱ふことあれども、この前後もその唱一定ならず、またこたび御客と唱ふへきよし御觸ありと載たれども、今その的證を得ざれば信しむべし。

正徳元辛卯年四月廿七日、朝鮮人道筋見分罷越、土屋相模守、加藤越中守按するに、老中土屋政直、若年寄加藤明英なり、始、其外御用掛之面々例之如し、

同年五月三日、朝鮮人在府中、通行道筋固等之儀、諸向に書付達之、別記、

同年七月十一日、品川朝鮮人宿寺、并本町まで見分として相模守相越付而、加藤越中守、本多彈正少弼、仙石丹波守、萩原近江守按するに、彈正少弼は寺社奉行なり、罷越、町奉行御普請奉行は、芝口より常磐橋まで見分、

通航一覽卷之六十五終

同月十九日、韓客旅館修復出來、相州以下見分有之、以上、御日記、

正徳元年五月

一信使江戸留館之間、御馳走人火之番御賄方、并寺社町々等被仰出旨を相守、各道行可有由、急度可被申觸事、

附信使留館之間、時々巡察之上、存寄事等有之
においては、各支配に就て其差引可有事、大成令補遺

正徳元年七月九日

御白書院

号二十張、鐵砲三十挺、長柄三十本、 中川内膳正

右朝鮮人來聘之節、芝札辻固被仰付候旨、豊後

守按するに、老申渡之、中阿部正衛、

同年同月十九日

一今日老中并加藤越中守本願寺に見分に罷越、

一同月廿七日、被仰出候御書付之寫、

朝鮮人來聘に付、淺草本願寺にて着服之覺、

一御饗應之日、五位以上は衣冠、其外は六位衣冠、平生之見廻之時は、五位は狩衣、六位は布衣之事、

七月

同年八月四日
一朝鮮人來聘に付定書

芝札之辻より客館迄の道筋見廻之儀、鈴木飛驒

守、伊勢平八郎、鈴木伊兵衛、河野勘右衛門、間宮
靴負按するに、この五人宛にて相廻候様可仕候、

一芝札辻大名警固有之、芝口御門も被仰付候旁に付、道筋警固之百人組御先手今度相止候事、

一芝札之辻より客館まで道筋、町奉行沙汰之、并御目付四人つゝ見廻之事、

右之通可被相心得候、

八月

同年十月十八日、今日朝鮮人江戸着に付、品川まで爲上使酒井左衛門佐被遣之、以上、柳營日記記、

正徳元年八月十七日、韓使饗禮、於東本願寺御小姓組番頭稽古有之、爲見分加藤越中守相越、本多彈正

少弼、仙石丹波守、萩原近江守御給仕、肝煎番頭阿部遠江守、稻葉紀伊守、川勝能登守、御目付鈴木伊兵衛罷越、御日記、

天徳元年
一八月朔日、朝鮮人來聘之節、道番固等之儀、百人

組御持御先手、其外御目付衆御用等被仰付、

一十月二日、久世大和守渡、鈴木伊兵衛、河野勘右衛門達、

御徒 二組

右朝鮮人江戸着之日、道筋所々に在之、作法并人拂等可申付候場所其外之儀、仙石丹波守、鈴木伊兵衛、河野勘右衛門に可被承合候、

是より以下、大目付衆御目付衆達書之趣なり、

江戸着道筋

芝草町大木戸より通町通、芝口御門より日本橋通、本町三丁目より大傳馬町通、横山町より淺草橋御藏前通、觀音雷神門前より田原町通崇福寺前本願寺、

一同月十一日、先年朝鮮人來聘之節、道番御徒出不申儀書出候様、御目付鈴木伊兵衛被申聞、自注是は此例見合のナ、め記置之ナ、

一同月十七日、明十八日朝鮮人江戸着に付、人拂固御徒方二組當候に付、右頭土岐内記、中山解勘由今日登城、御目付鈴木伊兵衛に對談致す、右固之組休息用事相達候場所之儀、久世大和守殿に先達而御

徒頭三宅大學申上候處、大和守殿より町奉行丹羽遠江守に被仰渡、右場所可相渡由遠江守より大學に被申越、本番組御徒四人差遣、右場所請取之、

芝口壹丁目横町西願 土岐内記組御徒、用事御達所 大屋 太兵衛店

中山勘解由組御徒、用事達所

一掛之御目付衆達書、
淺草茅町壹丁目東願裏 大屋 市左衛門店

朝鮮人江戸着之日 御徒 一組

芝口御門通、淺草橋御門邊、淺草寺前より本願寺までの内、

右之所々其外にも、被差置可然處御見合可被差置候、

一同月十八日、朝鮮人東願寺に着、

人拂固

土岐内記組共
中山勘解由組共

代り 稻生次郎左衛門

右明六時前揃、衣服鬘斗目上下、但内記組は芝口御門内揃、勘解由組は淺草御門内揃、内記は芝口御門御番所へ上、解勘由は淺草御門御番所へ上り罷在

候様被仰渡候、代之頭は在宅にて心得候事、御徒方萬正徳元年

一九月廿七日、献上御鷹二十四羽、自注、但釣巻のやうにうなる内に入て、上をりうきうござにて包み、鳥籠籠籠や一層に二籠つゝ入、棒に備後表かけてきたる、御馬五疋、自注、をわけてはな、馬絹かけて鞍なし、日本之もの牽く、これし香なし、馬絹かけて鞍なし、日本之もの牽く、この節上官一人中官二人下官一人来る、自注、この間毎日一献上御馬御鷹に付先達て罷越す、

次官安哨官 中官金通事 中官李守奉 馬五疋
疋二疋 青毛 鹿毛 献上鷹廿三居内 十居 献上、
疋三疋 青毛 鹿毛 栗毛 鷹廿三居内 十三居 御三家方、

十一月二日京都出立、同月十六日來聘之由御觸あり、十二日十三日兩日軒々矢來調、十五日御見分有之處に、大井川満水に付、十八日當着、十七日未明より綵段の幕、金銀の屏障を以、手柄次第に飾る、奉行衆朝六時見分なり、それより貴賤見物、通り町人脱カをり夥しき事筆脱がにて延かたし、同十八日見物前宵、または明七前より相話事なり、信使暮六時に東本願寺へ着、折節十六日より天氣惡敷、十八日も雨天なり、行列みたれ不行儀也、當日徒目付小人目付道筋度々廻り、與力一人同心二人附添、二町はさみに一組宛目付す、

一同月十八日、到着之道筋、品川車町大木戸門より芝金杉通、芝口御門京橋日本橋室町本町三丁目通、大傳馬町通、旅籠町通、油町通、鹽町横山町淺草橋御門通、茅町瓦町天王町片町森田町旅籠町黒船町諏訪町駒形町觀音雷神門前、東仲町田原町三丁目東本願寺、車町大木戸より本願寺まで二里十三町、一信使來聘の節、四五町さきへ町奉行坪内能登守、松壹平岐守行列なり、三町ほどすきて徒目付二人自注、馬上、行列、歸國のとき丹羽遠江守、坪内能登守行列なり、

對馬守江戸入行列

猩々緋袖なし羽織 藤色小紋羽織 同上 足輕
間三町足輕 猩々緋袋 替足輕 同上
騎馬三騎 都四十六人 鐵砲廿挺 玉箱五荷 替五人 頭一騎 足輕 弓二十張 替二人 矢箱三荷 替三人 計有而足輕 染火繩二十人 紋所の目白 足輕 同上 腰付韋

頭一騎 足輕 唐のかしら たち付羽織 足輕 肚瓢鞆
足輕 長柄三十本 替三人 頭一騎 歩侍 牽馬五匹 純子馬衣 持 弓 五張
馬槍杓香籠 足輕 肚瓢鞆

矢箱二荷 鎗 同 長三尺計 具 足 櫃 墨筆金紋 立傘曲糸 鞍置 檜杓長刀侍 大勢
鎗 同 三階大白頭 具 足 櫃 挾箱拾荷 牽馬二匹 脊籠長刀侍

刀筒 侍

鎗小十文字二間

挾箱

侍 三十六人

乗物對馬守 同天目鎗三間

挾箱

裝箱 乗替馬 沓籠

羅紗覆掛

乗替乗物惣供

押家中供

刀筒 侍

同小十文字

同挾箱 同鎗

侍 侍

鎗挾箱草履取

弓八張 三十計

同供馬

合羽籠

引離騎馬十一人引離

十騎侍

口取

騎馬

合羽籠

具足櫃

合羽籠

口取

挾箱傘

弓八張

同挾箱 同鎗

侍

侍 侍 下部

縁長老

侍 侍

鎗 挾箱 草履取

弓具足侍騎馬

乗物如是行列 五六人

油單木綿 天鷲絨 辨當 挾箱傘

侍 侍 乗物

伴僧二人 乗物

侍 侍 先侍六人

挾箱傘

侍 侍 下部

侍 侍 下部

集長老

乘掛 扈從二人 挾箱傘

侍 乗物

伴僧二人 乘物 扈從二人 乗物

西山寺

侍 侍 下部

侍 下部

一上上官乗もの三人、上官黒き四位の裝束のやうなるに、脊に白き六七寸四方ほとなるきれに、鳳凰また色々獸を畫ゑかくのごときの冠なり、その外は笠なり、都訓導の官人矢をおひ半弓を持、自注、長さ二尺計、矢ははまゆみの、太刀を負たるもあり、上官以矢のこし、弦あき糸なり、上は下着もめん、上にごんすのあさぎのよこれたるを着る、その外小童まで木綿またはそめさらしの類、またはごんすもあり、裝束にてひとへものなり、見くるしきありさまなり、小童さげかみなり、かみさきはみつ打にして、ひとへに三浦鎌倉の海人のことし、樂人布あかねの染の袖なしはおり、使令は白衣の上紺の袖なし羽織に、堅横二寸四方ほとに白糸にてさし縫に仕たるを着る、裳に大なる

鈴を布にて包付、其外成敗のとき道具を腰に付る、舟のかいのやうなる棒を持、非番とみへたるに、脊に横に負て行、一町ほど行て、辻々の街にて何やらんよばはる、二使揚輿なり、日本と違ひ、鐵砲布袋に入て持たるもの五六人あり、以上、琉球紀事、正徳元年十月十八日
一今日江戸入御行列、御先道具等別帳に有之、御供騎馬四拾八騎、御駕籠廻り二十五人、御先き徒五十人、猩々緋袖なし羽織着之、其外乗掛之面々は、御先或は御跡より御屋敷本願寺崇福寺、夫々宿附之通罷越、
一品川より御宿坊崇福寺之御通筋左に記、
通町より傳馬町を直に淺草見付御通、雷門脇よ

廣小路御通、崇福寺へ御入被遊、正徳辛卯信使記録、
 正徳元年、三使江戸へ着なり、依て品川より淺草まで道筋は、大名衆若殿與方見物のため、町々のみせ店を棧敷を仰せ付られて、紗綾縮緬純子等の幕打廻し、表通のみせ下の柱は悉く色々の染絹をもつて卷之、金銀の屏風光耀き、通筋の結構、日本の繁榮を顯はして、朝鮮人の目をおどろかせたまふ、同年琉球人來る、これは島津家に琉球中山王の使なり、依之彼家にて饗應、登城をも朝鮮人と違ひ、随分小勢なり、朝鮮人は百人計なり、尤琉球人は衣裳美麗なり、朝鮮人は上官は美麗、中官以下の衣裳等悪く、勿論人躰も賤し、たとへは琉球人は都人のことく、朝鮮人は遠國遠島の人のことく、何れもめつら敷、見物の貴賤老若男女夥敷たとへんかたなかりし、元正間記、

正徳元年十月十八日、朝鮮人酉之刻淺草本願寺へ到着、通町筋所々見物夥敷、棧敷屏風を以圍、敷物美々敷、猩々緋或は織物脱ガにて柱を包申候、續談海、

正徳元年十月十八日、朝鮮人通切候へは、雲霞のことく行合、輿物等取ひしき申方も有之、見物の

人こまり申候、四時新井筑後守人數八十人、徒のもの十人をさきへ三本道具、跡に二本道具なり、中村氏筆記抄、

正徳元年十月十八日の曉より川崎を立て、按ずるに、新井筑後守の地に着せし末の半に淺草の客館に到り、人々に云ふへき事とも云ひ終て後に歸參れる由を申す、白石私記、

正徳元年十月十八日三使未中刻品川發興、酉上刻本願寺參着、正徳辛卯信使記録、

正徳元年十月十八日、家宣公御代始爲賀儀、朝鮮正使超泰徳任守幹副使從事官李邦彦來聘、義方贊導之到江府、以本願寺自注爲旅館、酒井修理大夫忠音、眞田伊豆守幸道爲之館伴、且老中爲上使到旅館、勞遠來之行、按ずるに、上使の事次條にあり此度待遇三使、凡超先例甚嚴重也、改選諸家系譜、

正徳元年十月十八日、朝鮮國三使江戸著なり、今般は先規に違、公儀の御馳走事嚴重なり、稱之御客と可唱之由御觸有之と云、前規は御觸來朝と有之、今般は來聘と書す、右三使着之節、道路市家屋々綺羅耀天、見物男女綾繡裝之、幕毛氈等驚

目也、承寛稗録、

通航一覽卷之六十七

朝鮮國部四十三

○信使着館并滯留中御扱 正徳度

正徳元年辛卯年十月十八日、信使着府により、客館に上使品川豊前守して高家の遠來を勞らはせ給ふ、また上使松平備前守正久をもて奏者宗對馬守義方に、信使御教諭書及び登營の儀式こたひ更定により、その次第書等を附與せしめらる、

正徳元年辛卯年十月十八日雨天、

一殿様未上刻品川御發駕、申下刻直に御宿坊崇福寺に御入被遊、暫御休息被遊、本願寺に上使御出を御待請被遊、本願寺に上使御入被成候次第、其外殿様御勤之次第、信使奉行日帳に有之、

一信使來着之日は、三使并從者迄御饗應有之筈に、兼る被仰出置候得共、今日は三使精進日故、御饗應無之也、正徳辛卯信使記録、

正徳元年十月十八日、韓使東本願寺着、上使高家品川豊前守、御日記、

通航一覽卷之六十六終

正德元年十月十八日、朝鮮人三使從者不殘淺草本願寺ハ着、

上使品川豐前守

一同日宗對馬守參府、上使松平備前守、朝鮮人登城之節規式書附被遣、文露ニ、

正德元年十月、奉命教諭朝鮮使客 源君美

教領客使、予續承前業、繼志述事、亦惟隣國之好、在懷不已、以朝鮮接壤密邇、行理之命無世不至、

方其太祖大王開國、始通問於前代之恭獻王、願書、恭獻

王足利義滿之事、蓋修高麗氏舊好也、自爾兩國使命交際、各

有禮制、相敦睦者幾二百年、及勝國王辰之變、按予勝國は豊臣家也、

亂、眷顧有道、我神祖受命、奄有方國、徼福其宗

社、廼速出令、反其旄倪、修我前好、休息厥民、聘

問以時、相繼不絕、雖然當我草昧、務在簡易、賓主

之禮蓋有闕焉、爾後所因損益、隨時取旨、未有一

定之制、當今嗣德、百年禮樂可由起、凡爲經國之

典、可以修明、爰命有司、議定賓禮、奉之以舊法、

考之以古禮、度之以二國、今使客或有異乎前

議、領客使其曉使者、謀事補闕、行之以禮、記不言

乎、禮從宜使從俗、想宜知悉、

正德元年辛卯月日

進見賜饗辭見儀

一唐宋以來、外國朝聘、其儀有三、曰入見、曰錫宴、

曰朝辭、本朝舊儀、亦有進見賜饗辭見焉、蓋所以勞

其使者也、我使臣之往于朝鮮、其於我使亦猶我之於

其使者也、近例外使進見之日賜饗而已、今使客千里

將命一見事訖、則甚非朝廷禮待之意矣、奉旨詳定、

共其進見之日禮賓如前議、賜饗之日設樂於內廷宴

樂之、辭見之日附以國信禮物、一如舊儀、

受書儀

一古者聘禮賓襲執圭享禮、賓謁奉束帛加璧、若有言

則以束帛如享禮、記曰、若有故則卒聘、束帛加書將

命、蓋敬其君命也、按宋時南北敵國之禮、正使捧書、

副使正笏、隨之如明時、東宮受蕃使進見儀、及蕃使

參見省府臺官儀、亦蕃使取箋取書跪進、本朝外使進

見舊儀、亦復若此、近例客使入見儀、使其上上官捧

書匣、正副使等從之、受書官受書匣於殿外而入、啓

封全訖、正副使等入拜、蓋非實所以敬其君命也、且

不與古禮合、今奉旨詳定、其上上官捧書匣、正副使

等隨之而入、其上上官在前、正副使等在後、當殿側

立、北嚮西上、受書官進揖正使、正使少前東向、上上

官對跪、正使跪取書匣起、入自兩楹間而西、與受書

官對行跪、進於殿南北之中、受書官西面跪受之、

書幣及使者位

一古者聘禮賓襲執圭升西楹西、東面致命、授玉於中

堂與東楹之間享禮、賓謁奉束帛加璧、庭實皮或馬則

入設、亦三分庭一在南、賓如初升、致命授幣而出、按

宋時南北敵國之禮、禮物入列於殿下、使者在其後、

明時東宮受蕃使進見儀、設箋案于丹墀之北、設方物

案位于箋案之後、設使者位于方物位之後、蕃使參見

省府臺官儀、亦置書案于月臺上之北、方物案分陳于

東西、使者拜于其南、本朝舊儀亦復如此、近例禮物

入殿前、列於南榮之下、使者拜位在殿內、大悖於古

禮、今奉旨詳定、設書案位於殿上正中、禮物可以爲幣

者、則設其位于書案之南、其可以爲庭實者、則陳于

南榮之西及庭上、設使者位于幣物之南、頗與古禮

賓位

一古者聘禮禮賓、賓位在西、賓謁奉束帛入門右北

面、奠幣再拜稽首、蓋以臣禮見也、擯者辭賓、出擯者

坐、取幣出門西面、請受賓禮辭、聽命奉幣入門、左介

皆入門左西上、蓋以客禮入、故得從介也、賓揖讓升、

振幣進授、當東楹北面、按近例禮賓儀、賓位于東西

面、如是則待賓、以我臣禮也、不與古禮合、今奉旨詳

定、當設使者位於西、以客禮待之、

獻主

一古者燕禮必有獻主、諸侯燕其臣子、使宰夫自注、中

屬爲獻主、君於其臣、雖爲賓不親獻、以其尊莫敢抗

禮也、若與四方賓燕、則不以其賓爲賓、而以其价爲

賓矣、禮家之說、主國之君饗時、親進醴於賓、今燕又

且獻焉、人臣之禮、不敢褻煩尊者、於是賓升堂而辭

讓、欲以臣禮燕、蓋爲其恭敬也、雖然賓實主國所宜

敬也、故席之于祚階之西、北面有折俎、不嚼肺不啐

酒、君迎上介以爲賓、使宰夫爲主人、如燕其臣子、蓋

其不以所與燕者爲賓者、禮家以謂燕爲序歡心、賓主

敬也、本朝舊制、燕外國之賓、則使其食使掌獻飲食、

猶周官宰夫之職也、我國初之例、未有燕賓於殿內

也、殿內燕賓、使三家爲主人自丙子按予丙子、寬始、雖

然夫三家者、我王室懿親、故其位在西、賓就臣位、且

酌主人、爾後因以爲例、蓋非所以敬賓樂賓也、大特於古禮、今奉旨詳定、使領客供等兼共食使、以爲獻主、賓正其位、按するに、位の下恐らくは、主人位于其東、尙序其歡心、以達敬賓之意、

内宴服

一本朝之禮、席地而坐、即是古之遺風也、燕禮亦所以樂賓也、而今外使公服著靴、恐不便於坐久、當其内殿設宴之日、則使客宜皆常服而入、如我官司、亦皆具服如常儀、

茶禮日

三使多紅杭羅朝服 金冠、銀粧帶、佩玉、象牙笏、黑靴子、

別宴日

三使油菜雲紋大段圍領 烏紗帽、銀粧帶、黑靴子

辭宴日

三使多紅杭羅朝服 金冠、銀粧帶、佩玉、象牙笏

右單係外使呈領客使者、國書復號紀事、

正德元年、信使到着時に示されしは、前朝の事脱カ替りたる事有へき旨を、執政土屋相州より三使に教諭せらるゝの事あり、其略に曰、爰命有司、議定

賓禮、奉之以舊法、自注、天和迄考之以古禮、自注、孔經の度之以二國、今使客或恠其有異於前議となり、按す、この書老中土屋政直よりの此時は大廣間の上壇を御座の問とし、中壇を御簾の間とし、下壇を前殿と名を立られ、朝儀の禮容を議して書に編、進見儀賜宴儀辭見儀と三篇ありて儀注を起し、大小名家諸有司の其職事に管係せる人々は、皆一本を寫し得て、忽忘して其儀を失はざる様、各自に意を用ひられたり、且朝廷の禮も官位の等級に隨ひ、其冠の服象を用ひられぬ、自注、事三篇の正徳朝鮮聘使録附言、

正徳元年、韓使官職姓名

正使 通政大夫史曹參議知製教趙泰億號謙齋、又號平泉、按するに、朝鮮聘禮事には、國信を通ずる使にて、さるなり、○副使 通訓大夫弘文館典翰知製教兼經筵侍講春秋館編修任守翰、號靖菴、按に、同書に正使也とあり、○從事 通訓大夫弘文館校理知製教兼經筵侍講春秋館記注李邦彥、號南岡居士、按するに、同書に、正五位の官、○上上官、通倭、同知李頌麟、字聖瑞、兪知金始南、字重叔、兪知李松年、字久叔、按するに、同書に、三使につきて使の事、○學士 製述官前佐郎李

曠、字重叔、號東郭、安岳後人也、生甲午、乙卯歲

爲進士、癸酉年爲柑科狀元及第、丁丑又重試科、

以前任安陵太守、今爲製述官、于時五十八歲、按するに、同書に、文章の事を司る、○正使書記 判官洪舜衍、字

命九、號鏡湖○副使書記 副縣監嚴漢重、字子

鼎、號龍湖、參進士及第、歷職祕書省博士高敬郡

太守、○從事書記 前司果南聖重、字仲容、號泛

叟、明曆中來聘使從事南壺谷公之子也、○寫字

李壽長、字仁叟、號貞谷、或號養靜主人、天安人、

李爾芳、字馨遠、號花菴、完山人、按するに、同書に、右筆なりとあり、

○雖不爲寫字職、粗能書之輩二人、前奉事金時

璞號海峯、錦谷不詳姓名、書法適美、似米元章

之書○醫、良醫前直長奇斗文、前主簿玄萬釜

副司勇李渭○書、副司果朴東普、號竹里、按するに、同書に、繪のきな

なりとあり、○馬上才 池起澤 李斗興○理馬

安英敏○典樂 金碩謙 金世璟○上判事 前判

官洪爵明、字水鏡、副司勇玄德潤、字道以、前判

官鄭昌周、按するに、同書には、上判事兪知金始南、前判官

洪舜明、副司勇玄司猛に作る、また諸事を裁判する官なり

○次上判事 前主簿金是禎、字楊甫、前兪正崔漢鎮、前兪正金顯門、字大材、按するに、同書

門を前判官鄭昌周に作るは異説なり、また○押物判事 前

上判事にさしつゝきたる官なりと記す、○直長朴泰信、字信哉、前奉事金時璞、前直長趙

得賢、按するに、同書に、荷物をつかさどる官なり

○正使軍官 兪知李詒 兪知金諡英 前郡守李行儉 經

歷趙健 兪知韓範錫 主簿柳濬 哨官金世珍

前參奉韓潤基、按するに、同書に、正使に附し武官なりとあり

範錫を兪、○副使軍官 前監察閔濟章 宣傳官鄭壽

松 都事趙愼 宣傳官鄭續述 護軍申震燾 前

別將劉廷佐 副司猛張文翰 閑良任道升、按するに、同書に、前監察は副使に附たる武官

○從事軍官 副司勇李景和 別破陳○陣 兼軍官金斗明 嚴漢佐、按するに、同書に、從事官

なりとあり、○中官百七十八人、下官二百七十四人、

合支四百九十七員、

禮單直 金益命○廟直 李明浚、鄭仁起、元萬柱○

盤纏直 崔天若、李能白、趙龍錫○卜物監官 李

寅成○都訓導 金漢伯、鄭載重、金鑑億○使奴子

奴貴善、奴萬貴、奴五男、奴季奉、奴老積、奴順傑

○小通事 金石乙金、崔震昌、鄭得秋、朴毛老金、

崔命男、朴貴贊、李完日、白哲同、宋毛同、李承談

○小童 裴重儉、金鳳章、姜弼周、金有聲、金光

日、洪俊屹、徐貴之、姜翼聖、李世鄭、李德、李愛正金、金興頌、朴致善、李尙三、崔應虎、尹昌傑、張世徵○吹手 朴明善、朴三龍、李得命、河命奉、李仁業、朴萬得、許斗白、許時萬、崔甘之、金處健、金順昌、安汝光、崔仁達、鄭碩伊、黃自立、張太發、金海孫、鄭世察○使令 柳占發、李愛發、李是同、許益文、李談沙里、金貴陟、朴太順、柳之望、金愛達、俞世雄、崔命元、李重白、方戒獻、權貴子、韓命石、李達望、李哲伊、李哲安、李善石、金奉哲○刑名將河貴男、朴儉星○炮手 孫哲雄、金世昌、張以敏、尹戒雲、李承好、金孝昌○一行奴子 奴得伊、奴有男、奴戒相、奴自民、奴孝健、奴同伊、奴士奉、奴已石、奴德立、奴信元、奴英白、奴分男、奴國先、奴次男、奴福先、奴後弼、奴戒先、奴庚金、奴杜鵬、奴後立、奴具德金、奴自龍、奴莫男、奴忠男、奴石乙福、奴孝建、奴處篤、奴貴一、奴加五金、奴甲生、奴石同、奴貴男、奴善同、奴鶴立、奴四天、奴路中、奴貴男、奴忠善、奴先伊、奴次先、奴六男、奴終得、奴太山、奴奉伊、奴北棠、奴鋤乙奉、奴太應、○刀尺 奴枝望、奴占發、奴逸上、奴信義、奴得善按するに、朝聘時事に

は、この目には宗百○下官 金順迪、琴順伊、孫尙下、四十四人記す。朴是夏、奴守奉、姜卜只、張大江、金正實、沈守命、郭永發、金光中、朴自老味、朴談未、金汝厚、申己厚、朴莫金、金己里金、朱別江、李自必、孫仁石、韓元石、姜成弘、崔於屯、阿哲石、張介奉、張鶴善、朴太石、張次善、許善玉、朴萬迪、李文伊、李莫金、孔尙必、崔者斤金、李完伊、金上民、梁千白、朴哲奉、李貴男、白順興、朴訓伊、金尙日、金白伊、李夢信、金柱獻、奴永奉、金順伊、金泰發、申世發、梁善巾、崔戒民、金順山、朴命千、林哲昌、申廷漢、李元昌、金於叱同、金益星、李生伊、池仰可之、金有迪、姜哲奉、許永白、金世重、金善己、朴文弼、白完石、金好發、黃毛吉、申弼吾、高時云、奴玉山、鄭之還、朴正贊、李起良、崔命友、鄭加音、石乙伊、金元見、奴雲善、朴戒安、朴元伊、奴者斤男、李永望、元立伊、金承千、金麻堂、姜江山、朴不見上、魯應星、李望伊、安貴東、金士立、朴有弘、朴士守、金士明、金正伊、朴同上、鄭德福、黃俊能、千時京、金壬戌、方尙發、金石乙奉、金仇音立、金善伊、金自善、朴得敏、金義善、金仁貴、金今善、尹是察、鄭元伊、金太老

味、朴自男、韓漢福、金煩卦、金進守、李守完、金太叔、全忠善、宋斗必、梁信億、金萬守、金順發、朴曲孫、白今山、崔學進、李己龍、朱尙伊、韓立伊、張愛善、金石乙伊、金世正、金元生、元達伊、宋敏鶴、崔先石乙伊、張萬景、鄭天康、洪海俊、奴岳金、崔戒海、金尙友、金莫金、朴立伊、黃明重、金石吞、文是暹、崔後昌、金善友、金方漢、金守萬、金自龍、金順發、朴順山、奴嗜同、李天龜、崔萬石、金厚成、尹雪連、田玉善、崔必尙、金玉善、李山伊、金海善、金永順、鄭奉伊、金萬伊、朴正男、金日萬按するに、同書に、右下官百七十七人○上上官三人、上判事三人、製述官一人、上官三十五人、次官八人、自注、内一人人職上御中官四人、自注、内十七人小童一人、馬に附先に来る、下官百七十一人、内一人先の、獻し御馬に附先に来る、合三百七十一人、江戶に參、次官三人、中官二十六人、下官百人、合百二十九人大坂に残る、
建仁寺榮經菴練長老、集長老、
一江戶宿坊東本願寺御馳走十二萬三千、酒井修理五百石餘、
大夫、十萬石眞田伊豆守、御賄御、清野與右衛門、比企長左衛門、瀧野十右衛門、南條金右衛門、一本願寺火之番六萬八千、戶澤上總介二百石、

一着之日、以上使饗應、七五三五五三、二汁五菜之式、按するに、この日御饗應なり、りしなれば、この説誤りなり、
一信使御饗應、逗留中高盛、町料理人可出之事、
一團基相手名人共御用意被仰付候處、彼國より相手不來、無之、以上琉韓紀事、
正徳元年
一朝鮮人并下官宿坊 本願寺、淺草崇福寺○宗對馬守 徳本寺○酒井修理大夫宿坊 滿照寺○右同人下宿 眞福寺○眞田伊豆守宿坊 善照寺○右同人下宿 長教寺○御賄方下部宿坊 源際寺○宗對馬守家老下宿 即隨寺○同斷信使附 開成寺○對馬守家來宿坊 妙法寺○獻上御馬に附參候朝鮮人、但三使役、并鷹匠淨正寺○獻上御馬懸り、對馬守家來通詞之者、淨光寺○獻上御馬懸り、對馬守家來通詞之者、連光寺○獻上御馬懸り、對馬守家來通詞之者、淨林寺○同人來信使方出馬井通詞之者宿、淨光寺○對馬守家來通詞頭、淨林寺○支配役一人手代共、妙法善寺○同斷 光圓寺○朝鮮人用達し、對馬守家來裁判役一人、願龍寺○同斷 證願寺○同斷 正行寺○同斷 西光寺○對馬守家來、僧使、淨光寺○同斷 通光寺○對馬守家來通詞頭并通詞者、敬覺寺○同斷 乘願

寺○同斷 長泉寺○同斷 嚴念寺○御賄方 宗見寺○同斷 玉泉寺○同斷 來應寺○同斷 善龍寺○同斷 法融寺(右者本願寺地内)○御賄方 法應寺○集長老宿 清光寺○縁長老宿 大松寺續談海、同月廿一日、客館に上使ありて、はしめて饗應を賜はる、

正徳元年十月二十一日

一昨十九日は、朝鮮國の忌日たる由、昨二十日は猷廟月並の御精進なるに由て、兩日延引せられて、今日旅館初めて設けらるゝ、御饗應あり、對馬守兩長老三使と同席に在て相伴せらる、三使上上官は七五三、上上官以下は五々三、給仕三十五人、進物番衆より十六人、扈從衆より十九人、各素袍長袴を着す、上使として品川豊前守參向、踐好録、

十月十八日に、信使淺草本願寺に旅館し、自注、翌十王の諱日なり、二十日は大猷廟の月並喫茶日故なり、二十一日に旅館にをゐて御饗食を設らる、對州侯兩長自注、京相國寺縁長老、京建仁寺集長老、三使の同席にて相伴せらる、正徳朝鮮聘使録附言、

正徳元年十月廿一日

一去十八日、正使精進に付、今日於寺御饗應、組詰

面々、

寺社本多彈正、森川出羽 大目付横田備中 勘定萩原近江 書院頭阿部遠江 給仕 稻葉紀伊 小姓組川勝能登 目付鈴木飛騨、同伊兵衛、天野彌五右衛門、河野勘右衛門、大久保甚右衛門(御日記○按す、八月十七日韓使饗應、於東本願寺御小姓組御番衆種古有之、爲見分加藤越中守相越、本多彈正少弼、仙石丹波守、萩原近江守、御給仕所煎番頭阿部遠江守、稻葉紀伊守、川勝能登守、御目付鈴木伊兵衛罷越と記す、)

正徳元年、朝鮮人御饗應之次第御書付寫、

御饗應之次第

一第一 三使 對馬守 兩長老

七五三 相伴 上上官 席九席 吸物三種 盃壹一つ 押肴一種宛(但上上官わ者盃臺無用) 菓子九種 茶

引替 三汁十五菜 七五三相濟、相伴退座の時出すへし、 吸物一種

肴三種 (但三方に三種組附) 後段 菓子五種

一第二 上判事學士醫官

七五三 吸物一種 肴一種 (但吸物肴組合せ) 菓子五種 茶

引替 三汁十菜 吸物一種 肴二種 (但吸物肴組合せ) 菓子三種

懸盤碗器燗鍋菓子の高つき、茶碗の臺等、内外黒塗金粉蒔繪鶴龜○皿鉢之類 錦手いまり焼ぬり三方

一第二 上上官 猫足碗器燗鍋菓子の高つき、茶碗の臺等、内外黒塗金粉かき鶴龜○皿鉢之類 染附上品○食次湯次水次等 黄からかね○かよひの具 ぬり三方

一第三 膳并かよひの足打、菓子の縁高等、ぬり木具○碗器 内外黒塗銀粉かき鶴龜○皿鉢之類 染附青磁の類中品○食次湯次 内外黒ぬり○水次

一第四 中官 錫○燗鍋 鐵○茶碗臺 黒ぬりひら臺

膳常之通 黒ぬり○碗器食次湯次 黒ぬり中品○皿鉢之類 染附青磁之類下品○水次 からかね

一第五 下官 燗鍋 鐵○菓子入 しらへき

膳常之通 ぬぐひうるし○碗器食次湯次黒ぬり

一第三 冠官 軍官一席 次官 小童一席 五々三 吸物一種 肴一種 (但吸物肴組合せ) 菓子五種 茶 引替 三汁八菜 吸物一種 肴一種 (但吸物肴組合)

一第四 中官 三汁八菜 吸物一種 肴二種 (但吸物肴組合) 菓子三種

一第五 下官 二汁七菜 肴二種 (但組合せ) 菓子一種 以上

御饗應膳具之次第 一七五三五々三之膳具 木具土器之類 金銀の飾彩書糸花等を用へからす、

但盃臺の飾等は可用之○食次湯次之類 三使上上官迄は黄からかねを用、其以下は錫からかねを用へし、

引替膳具之次第 一第一 三使

懸盤碗器燗鍋菓子の高つき、茶碗の臺等、内外黒塗金粉蒔繪鶴龜○皿鉢之類 錦手いまり焼ぬり三方

一第二 上上官 猫足碗器燗鍋菓子の高つき、茶碗の臺等、内外黒塗金粉かき鶴龜○皿鉢之類 染附上品○食次湯次水次等 黄からかね○かよひの具 ぬり三方

一第三 膳并かよひの足打、菓子の縁高等、ぬり木具○碗器 内外黒塗銀粉かき鶴龜○皿鉢之類 染附青磁の類中品○食次湯次 内外黒ぬり○水次

一第四 中官 錫○燗鍋 鐵○茶碗臺 黒ぬりひら臺

膳常之通 黒ぬり○碗器食次湯次 黒ぬり中品○皿鉢之類 染附青磁之類下品○水次 からかね

一第五 下官 燗鍋 鐵○菓子入 しらへき

膳常之通 ぬぐひうるし○碗器食次湯次黒ぬり

下品○皿鉢之類 染附青磁の類下品○水次 かけかね○燗鍋 鐵○菓子入 しらへき
 一茶碗皿鉢等の類、唐物を用へからず、
 一膳具の次第に隨ひて、ぬり物焼物なども、上中下の品其差別有へし、

一道中におゐて中官下官朝夕晝の食事は、御賄方并領主拾萬石以上沙汰すへし、其膳部惣而京大坂等の例に准して、有來物を用へし、過分の用意有へからず、以上

御饗應之時座席之次第御書付寫

御饗應之時座席次第

一上使客館に至候時、三使等階下に迎送し、堂上にて上意を奉り、并對馬守兩長老相伴之座次等、其禮行はるへき所々、かねて心得有へき事、

一上々官以下次官小童迄饗應之座席は、客館之内然るへき所々を撰へし、若座敷之敷すくなく、其座分けかたくは、上判事等以下は、座敷二つを以其所として、替々兩度に饗應すへき事、

一座敷饗應等之奉行、并給仕人之會所膳所臺所等、客館之内然るへき所無之者、勝手能所假屋を構

て其所とすへき事、

一饗應之座席、客館之内然るへき所々すくなく候ども、上々官以下休息之所、并對馬守家人役所等に定置候座敷を取拂、饗應の座とし、饗應過て元の如くしつらひかへす事無用候、かねてより饗應之座を撰ひ、其外を以上官以下休息之所を點し定むへし、若饗應之座之外、上官以下休息之地とすへき所なく候は、上官以下は三使の本館に近き寺院を、別に其旅館と定むへき事、

附上官并小童休息之所は、本館之内を離るへからざる事、

一中官以下に饗應を被下候、○脱字 アラン其下陣にて申付へき事、

以上

御饗應時之覺

一上使退出以後座定りて、式の膳を出すへき事、
 一式の膳畢りて、相伴對馬守兩長老退座以後、引替の膳を出すへし、但引替の膳は御馳走人の家來役送して、小童等に渡すへき事、

一座席饗應等之奉行は、次官小童迄之饗應事訖て

後に退出有へき事、

一給仕之御番衆は、式の膳相濟、相伴退座の後退出有へき事、

一中官下官等の下陣にをゐては、座席等の儀、對馬守家來差引、町奉行與力給仕を奉行し、御賄方の手代饗應奉行すへき事、

以上

右四通、蓋正徳辛卯時、而白石先生取草也、希世之古文書可珍々々、竹橋齋○按するに、これらの御書付ひろく道中にも、これら御書主なるへければ、姑らく、こゝに附す。

十一月七日上使をもて三使以下に菓子等を賜ふ、同日十二日客館にをいて歸國の御饗應により、登警暇賜はれた上使あり、

正徳元年十一月七日

一本願寺にをゐて信使は、上使高家京極大膳大夫を以左之通被遣之、

檜重一組 茶一壺宛 酒二瓶

三使は銘々

檜重一組 茶一壺

酒二瓶

上上官三人中は

折一合

上官以下は

折三合

中官下官は

右之通被下之、

一上使被遣爲御禮、三使より井伊掃部頭、老中間部越前守、本多中務大輔は、宗對馬守以家老申上之、
 一同月十二日、朝鮮人歸國に付、御饗宴被下之、依之客館本願寺に、爲上使高家品川豊前守遣之、

但委細者朝鮮人日記に有之、柳營日記、

正徳元年十一月七日、京極大膳大夫參向して、三使等に御菓子を賜ふ、十一日辭見登城、十二日旅館にて御暇乞の御饗應あり、其儀式最前二十一日の時の如し、上使として品川豊前守參らる、相伴并給仕の輩前に同じ、踐好録、

正徳元年十一月七日、三使安否御尋、御菓子其外被遣候、上々官以下はも被下物有之、上使京極大膳大夫、十一日朝鮮人登城御暇、朝鮮三使於本願寺御饗應に付、上使品川豊前守、文露齋、

同月十八日、高家奏者番等信使の旅館にいたり、かの國書を返して、御返簡受とりの式あり、これ兩國書中犯違の事あるにより、追て改め互に授受あるへしと

の命によりてなり、考證は、兩國書并儀物信使御殿等の條にあり、

通航一覽卷之六十八

朝鮮國部四十四

○信使着館并溜留中御扱 享保度

享保四己亥年九月廿七日、通信使着館あり、諸事舊に復し給ふにより、道固等も前度に異なり、正徳度は、別に固を命せられしなり、また御徒方道固もこたひより止らる、

享保四年己亥年九月廿七日、吉宗公御代始爲嘉儀、朝鮮三使來聘、義誠贊導之到江府、以本願寺自注、淺草、爲旅館、牧野駿河守忠辰、中川内膳正久忠爲之館伴、今度待遇信使、其外饗應諸式皆用天和二年壬戌來聘之舊例云々、改選諸家系譜、

享保四年九月廿六日

一明日朝鮮人到着に付、品川出立より人留有之候、且又固被仰付候覺、

芝元大木戸より 百人頭 溝口式部組
濱松町貳丁目迄 但京橋明地壹町程、宇
濱松町壹丁目 田川町壹町程積り、
より京橋迄 同斷 堀田彌太郎組

通航一覽卷之六十七終

京橋壹丁目より室 御先手 鳥居 權之助組
町三丁目角迄

淺草御門の内迄 倉橋三左衛門組

淺草茅町壹丁目より 牧野八太夫組
堀田伊豆守脇迄

按するに、享保二年江戸圖によるに、伊豆守屋敷は、即今の淺草堀田原是なり、

諏訪町より崇 戸田庄右衛門組
福寺角迄

右の外大名屋敷前通候節、人數出固候由、

一朝鮮人通候度々、淺草寺町見通對馬守屋敷、小出信濃守、織田近江守、本多虎之助被仰付之、

一朝鮮人逗留中、淺草御門番池田内匠頭、同芝口御門番細川伊豆守被仰付之、

一朝鮮人江戸着道法、芝牛町大木戸より通町通、芝口御門、京橋、日本橋、本町三丁目、四丁目、大傳馬町通、旅籠町通、油町、鹽町、横山町、江島町、馬喰町、淺草橋、茅町、瓦町、鳥越橋、御藏前、黒船町、駒形町、觀音雷神門前、東仲町、田原町、報恩寺前、崇福寺前より本願寺に、歸國も右同斷、柳營日記○按するに、江島町を同册町と載す、他はこれに同じ、

享保四年朝鮮人江戸着に付、道筋固の次第、百人組溝口式部 同堀田彌太郎 同神保主膳

歸國之節 同彦坂壹岐守 煩御鐵炮頭鳥居權之助

倉橋三左衛門

御先手何れ與力十 牧野八大夫 戸田庄右衛門
騎同心五十人宛

右鳥居權之助病氣に付、神尾左兵衛代之、

右の面々、芝元大木戸より本願寺迄道筋固の勤之、

但歸國の節も同前、鳥居權之助代り逸見源兵衛勤之、

道筋見廻の面々

大目付横田備中守 町奉行大岡越前守 御目付鈴木

伊兵衛 同稻生次郎左衛門 御徒目付等

但歸國の節、町奉行中山出雲守、

右の面々は、芝泉岳寺より本願寺迄、道筋見廻勤之、其外町奉行與力同心の道筋見廻り、町中作法申付之、

同年九月廿七日

一今日朝鮮人不殘、品川東海寺より淺草本願寺に到着に付、早朝より大目付横田備中守、御目付鈴木伊兵衛、稻生次郎左衛門自注、三人共、途中見分、直に東海寺に趣き、三使發足を見て本願寺に到る、町奉行大岡越前守自注、羽織、與力同心を率て、芝口御門より

本願寺通筋巡見し本願寺に來る、一同朝兼ての命によりて、寺社奉行松平對馬守、勘定奉行大久保下野守、且林大學頭、同七三郎、同百助自注、五人共、本願寺に相詰、寺社奉行酒井修理大助、斗目橋上下、夫、口井伊與守も本願寺に來居す、御徒方萬年記、天和來朝の節の朝鮮人不殘、本願寺按するに、本誓寺の誤りなり、到着以後、右の面々登城其趣を言上す、今度は河内守宅按するに、老中赴き是を達す、大學頭父子は直に歸宅す、脫漏柳營秘鑑、

享保四年九月廿七日、朝鮮人江戸到着、旅宿淺草東本願寺、自注、但此時芝より京橋迄道筋、百人組貳組出動、京橋より本願寺迄、御先手五組にて固相勤、右與方は羽織立付、同心は羽織股引にて勤、此度御徒方より道固出役無之、正徳度は朝鮮人通行の度々、御徒方道固出役有之、此度より相止○御徒方萬年記、享保四年

御目付

朝鮮人往來共、芝の太木戸より本願寺迄、道筋固可相勤候、勤方の儀、天和二戌年、百人組の通可被相心得候、

百人組二組 御先手

右固場其外委細の儀、百人組に可承合候、且又町

事三員 僉正韓重億、判官李樟、判官鄭昌周○製述官一員 著作申維翰○書記三員 進士姜栢、進士成夢良、進士張應計○次上判事三員 僉正金世鑑、奉事翰續興○押物判事四員 副司猛朴春瑞、同吳萬昌、奉事金震煉、金正權興式○良醫一員 副司泉權道○醫員二員 別提白興鈴、副司泉金光泗○寫字官二員 上護軍鄭世榮、同李日兮○畫員一員 副司泉威世輝○正使軍官七員 折衝將軍李思成、同崔必番、同禹成績、同洪得潤、都總都事具式、萬戶邊儀、副司猛楊鳳鳴○副使軍官七員、折衝將軍韓世元、都總經歷德得望、宣傳官柳善基、同元弼揆、虞侯朴昌徵、副司勇鄭俊儒、副司猛金漢主○從事官軍官三員 監察趙倅、良金諭、副司果黃錫○別破陣二員 尹希哲、金世萬○馬上才二員 姜相周、沉重雲○理馬一員 馬醫金男○典樂二員 金重立、威德亭○伴倘三員 崔鳴淵、申命禹、尹昌世○騎艇將三員 金鼎一、徐碩貴、金漢立、以上自三使至上官合五十五員○中官一百六十人内、都訓導三人自注、行、卜艇將三人自注、供、禪單眞二人自注、禪、廳直三人自注、主、盤纏船船頭、

奉行組與力同心も、品川谷山邊より本願寺迄、町中見廻り作法等可申付様申渡候間、可被得其意候、

一惣人數

三使 上上官三人 上判使同 次官十人 學士一人 上官十人 中官百四十四人 下官百六十九人 都合三百六十九人、内三人先達て獻上の御鷹御馬に附參候、

大坂居殘候分

次官三人 中官十六人 下官九十一人 都合百十人残り、惣人數四百七十九人

右は朝鮮の都亥四月十一日出立、同六月廿七日對府に着、七月十九日壹岐勝本に着、鷄林來聘記、享保四年九月廿七日午の刻、三使江戸着、

朝鮮人來朝左の通

正使 通政大夫吏曹參議知製教洪致中○副使通訓大夫行弘文館典翰知製教兼經筵侍講官春秋館編修官黃璿○從事官 通訓大夫行弘文館校理知製教經筵侍講官春秋館注官李明彦○上上官三員 同知朴再昌、僉知韓後媛、僉知金圖南○上判

自注、路掛り、小通事十人 小童十六人 三使奴子四十六人 吸唱六人 使令十八人 吹手十八人 刀尺六人 炮手六人 羈奉持二人 節鉞奉持四人 旗手八名、下官二百六十人、内騎卜艇卜沙工二十四人、一依中官例支給事、以上合四百七十五員、一依壬戌年例者也、按するに、天和二年來聘をさすなり、此内百六十八人大坂に相殘る、三百十五人江戸參向、別營日記、脫漏柳營

享保四年、朝鮮人官職姓名

正使 通政大夫吏曹參議知製教洪致中 自注、字は開合可入、副使 通訓大夫行弘文館典翰知製教兼經筵侍講官春秋館編修官黃璿 自注、字聖在、別號鷲江、壬戌に生る、三十八從事官 通訓大夫行弘文館校理知製教兼經筵侍講官春秋館記注官李明彦 字季通、別號雲山、又大上上官 同知朴再昌、僉知韓後媛、僉知金圖南○上判事 僉知韓重億、判官李樟、判官鄭昌周○製述官 著作申維翰 自注、字周伯、號青、進士姜栢 自注、字子青、號耕牧子、進士成夢良 自注、字海強、自號長進士張應計 自注、字弼文、號、次上判事 僉正金世鑑、奉事翰續興○押物判事 副司猛朴春瑞、副司

猛吳萬昌、奉事金震妹、僉正權輿○良醫 副司果
權道○醫員 副提白興銓、副司果金光泗○馬上
才 姜相周、沉重雲、理馬金男以上合四百七十五
員、一依壬戌年例者也、雜話燭談、

享保四年九月廿七日晝八時、朝鮮人江戸へ着、

一正使印 青色にて正の字白○一副使印 黄色に
て副の字白○一從事印 黄色にて従の字白、

一通詞四十七人、内大坂に四人残る、通詞小者九十
四人、兩長老の人数三十三人、

一曲馬の馬數三疋、青月毛麻^カ鹿^カ毛青毛、

一江戸東本願寺朝鮮人旅館、

牧野駿河守、中川内膳正、會田伊右衛門、朝倉牛九郎、松平九郎左衛門、堀江半七郎、松

以上、月堂見聞集、

大御所様按するに、有徳院殿なり、御代三十年以前、享保四年乙亥

九月廿七日江戸着、

右御馳走中川内膳正、牧野駿河守 宿坊淺草本願

寺朝鮮來朝記、

享保四年九月、於旅館三使の對面の面々、并裝束の
次第、

牧野駿河守、中川内膳正、松平對馬守、横田備中

守、大久保下野守、

右の五人大紋にて對面の事、

但着の日御饗應相濟て、對面可有之候、御饗應の
節より可爲大紋候、若着の日御饗應無之、對面迄
に候は、追て御饗應の節、半袴可有着用候事、
林大學頭、林七三郎、林百助も此通可被相心得
事、

一相詰候ても對面無之面々は、可爲半袴候事、

一上使の節、御馳走人御用懸りは大紋可有着用候、
御目付は可爲布衣候事、

但御暇に付上使の節、松平對馬守は御返翰の御
取次相勤候に付、衣冠着用の事、

一右の外上使の席は不被出分は、半袴可有着用候
事、

一上使老中并宗對馬守は衣冠の事、
一平日は何も半袴可有着用候事、

一發足に付御饗應、發足の朝にても、又は前方に御
饗應有之候共、何も半袴、尤發足の節も可有半袴候
事、

以上

九月廿七日脱漏御饗應○按するに、享保己亥信使記録
に、是より先御用掛の輩信使對面等の事に
り、談判往復の書を
載す、之に附す、

享保四年九月廿一日

一松平對馬守の鈴木左治右衛門致參上、御用人吉

田十兵衛に出會申達候は、明日於本願寺御用懸御

三人様の直右衛門申上候は、三使の御對面の節、朝

鮮人見掛にも御座候間、御刀持并御侍中、御後には

相詰候様に被遊候は、乍憚可然奉存候、彼方には

軍官等大勢罷在候處に、此方御附添の人無之ては、

見掛旁宜かる間敷と奉存候、尤京大坂にても、御馳

走の御方様とても、御見掛故、右の通被遊候と覺申

候、此段對馬守には御開届被遊候得共、備中守様に

は御不同意の様に相見え申候、決て御飾被成候と

申譯に無御座候間、彌御三人様共に、三使御對面の

節、右の通に被遊候方可然奉存候旨申達候處、委細

致承知候、對馬守へ可申達旨被申聞罷歸る、

同月廿二日

一松平對馬守様御用人井川治右衛門方より、鈴木

左治右衛門方への手紙贈答左記之、

昨日は御出被成、其節被仰聞候、三使の對馬守對

面の節、刀持の儀委細被仰聞、大慶被存候、夫に

付御用懸の御方、天和正徳共に對面の節は、刀持

罷出候哉、兩年の例御留御書付可被下候、此段得

御意候様に對馬守申付候、以上、

九月廿二日

井川治右衛門

鈴木左治右衛門様

御手紙致拜見候、天和正徳御用懸の御方様、三使

御對面の節、御刀持被罷出候哉、兩年の例御聞被

成度由被仰下、奉得其意候、其段爰元の留書に見

え不申候故、昨日途中迄尋遣し申候、今度京大坂

にて御役人様御對面の節は、次第も可有之候間、

申來次第早速可申上候、宜被仰上可被下候、以上

九月廿二日

鈴木左治右衛門

井川治右衛門様

同月廿六日

一明廿七日、朝鮮人到着候ても、御饗應は無之候て

も、御馳走人方御用掛り、三使の對面可有之候哉、

又は御饗應の日對面の事にて可有御座候哉、此段

御報に委細可被仰下候、

一明廿七日、信使品川驛發輿の刻限申來候は、被

仰聞可被下候、少々早く承度義有之候付、如此御座候、右の段拙者共より得御意候様對馬守申付候、以上、

九月廿六日

吉田十兵衛
井川治右衛門

平田直右衛門様

御手紙致拜見候、明廿七日、朝鮮人到着、御饗應は無之候ても、御馳走人御用掛様、三使に御對面可有之候哉、又は御饗應の日御對面の御事にて可有御座候哉の旨被仰聞候、到着の目御對面の先例に御座候得共、御饗應の儀、途中迄申遣、三使方承合候處、着日は道中疲も御座候間、御對面の儀も即日差延、御饗應の日御對面被遊度御事と、私共了簡仕候、御尋に付乍憚存寄申上候、猶又信使品川驛發與刻限の儀御尋被成候、三使衆卯下刻發與被致候様申合候由、只今申來從是可申上と存候折節、御尋に付申上候、對馬守儀は、先達て發足可仕旨申越候、右の趣宜被仰上可被下候、以上、

猶以先日被仰出候御書付拜見仕候得共、始て御對面の刻は、いつにても大紋を被爲召候御事と

奉存候、左候得は、着日は御用拾被遊候方可然奉存候、然共此儀は私一人の存寄に候、明日對馬守到着の節、被仰談候様にと奉存候、以上、

九月廿六日

平田直右衛門
吉田十兵衛様
井川治右衛門様

平田直右衛門様

一奥野忠兵衛様よりの手紙別紙贈答左記之
彌明廿七日三使以下迄可爲參着存候、然は長老通詞并下々共に、明日御料理被下候、依之宿坊混雜無之ため、別紙の書付を一通宛長老通詞御申通候様にと存候、此段大久保下野守も被申候、可然と思召候は、今晚中品川宿迄早々可被遊候、以上、

九月廿六日

奥野忠兵衛
平田直右衛門様

平田直右衛門様

右御手紙に相添來候御書付、被仰出帳に記有之故爰に略之、

御手紙致拜見候、三使以下、彌明廿七日到着の等に御座候、然は長老通詞下々共に、明日御料理被下候付、宿坊混雜無之ため、別紙の御書付兩通、長老通詞に申渡し候様、大久保下野守様も被仰候間、可然

と奉存候は、今晚中品川宿迄早々可申遣旨奉得其意候、彌御書付の通にて可然歟と奉存候に付、今晚品川に可申遣候、

猶々、中官下官御料理の儀は、着日に被仰付、御手番も能御費無之事に候は、其通にて被仰付候様に、昨日申上候、其段御伺被成候由に候得共、如何様に被仰付との事不被仰聞候、彌着日に御饗應被下候に相究り候は、其段も品川宿迄申遣し度候、自是先刻手紙を以御尋申上候、御返答早々被仰聞可被下候、以上、

九月廿六日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

以手紙致啓上候、信使着日御饗應被差延候儀、中官下官には御役方御手番能御費も無御座候は、着日御饗應可被下旨申上候處、可被得御差圖の由被仰聞、其後如何様に取極被成候との儀不被仰下候、御治定の趣被仰聞可被下候、此段爲可得貴意如此御座候、以上、

九月廿六日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

御手紙致拜見候、信使着日の御饗應相延、中官下官には御料理被下等に付、被仰聞候趣令承知候、中官下官者彌着日御料理被成下候間、其通御心得可被成候、先刻罷違不能即答候、夜更早々如此御座候、以上、

九月廿六日

奥野忠兵衛

平田直右衛門様

右兩長老伴僧通詞下々御饗應、中官下官着日御料理被下候との義、御書付寫之書狀相添、品川御泊り迄差遣之、以上、享保己亥信使記録、

同月廿八日、客館に上使老中井上河内守正岑、戶田山城守忠真これを役す、かつ三使等に着館の御饗應あり、

享保四年九月廿七日、朝鮮人今日本願寺に到着、上使河内守山城守罷越、衣冠重着太刀帶之、柳營日記、享保四年

九月廿八日、朝鮮人旅館東本願寺に、爲上使井上河内守、戶田山城守相越、塔頭源隆寺へ立寄裝束着之、自注、衣冠重を着、太刀帶柳營子、

一源隆寺へ宗對馬守、松平對馬守先達て罷越、

一本願寺塀重門より書院式臺際迄十間程の所、塀重門の外にも五六間の間薄縁敷之、
 一河内守山城守源隆寺より歩行にて罷越、布衣并草履取傘持白張着召連、
 一御目付二人自注、布衣、塀重門の外左右に出迎、
 一宗對馬守自注、衣冠、牧野駿河守中川内膳正、松平對馬守、横田備中守、大久保下野守自注、右大紋、庭中西の方中程迄出迎ふ、上上官貳人東の方罷出、上使會釋有之、西の方宗對馬守御馳走人貳人、東の方は上上官二人、上使先達て玄關に上り、對馬守御馳走人は綠頰西の方上使の後へ開之、上上官は同所東の方上使の後へ開之、松平對馬守、横田備中守、大久保下野守は上使の跡に従ふ、
 一三使綠頰東の方の出迎、上使三使互に一揖有之、上上官八人三使の後に従ふ、上使は西の方、三使は東の方順々に立置上段へ上る、上段にても上使は西の方、三使は東の方箇の前にて互に一揖有之、各箇に着座、
 一宗對馬守御馳走人玄關よりは上使の際に従ひ、下段西の方上段際に立置、上使三使二揖相濟て着座、

座、
 一上上官三人三使の跡に従ひ、下段東の方に有之、但三使玄關へ出迎候節、上官等三使の後に立置、上使三使上段へ通り候時は、北の綠頰東の方に罷在、
 一松平對馬守、備中守下野守は、庭中より上使の跡に従ひ、下段西の方埋圍際より順々に立置、上使三使二揖相濟て着座、
 一上使供の布衣着の者、刀持ともに五人つゝ上使に従ひ玄關へ上り、北の綠頰西の方に罷在、
 一御目付兩人上使の跡より玄關へ上り、綠頰通り東西に罷在、
 一上使宗對馬守に會釋有之、對馬守上段へ上る、上意可申渡旨申聞、對馬守上使の側へ進む時に申渡さるゝ趣、
 信使遠境來朝の儀、太儀に被思召候、依之御使被成下の旨也、
 右の趣對馬守に河内守申渡之、對馬守承之少し退き、上上官を呼之、上座の上上官一人上段へ上り、上意の趣對馬守申渡之、上上官上使の側へ進む、三

使に銘々上意の趣傳之、重て上使對馬守に會釋有之、上意可申渡旨申聞、對馬守上使の側へ進む、此節の上意の趣は、
 國王安寧に被在之哉の旨被聞召度段、
 右の趣對馬守に河内守申渡之、對馬守承之少し退き、上意の趣上上官に對馬守申渡之、上上官三使の側へ進む、如最前銘々に上意の趣傳之、過て對馬守上段下より一疊目西の方、上上官は同所西の方へ退き罷在、此節小童人參湯持出畢て、

一三使上上官を招き、上上官最初三使に上意を傳候所に出候、道中御馳走岡崎へ上使の御禮等申上之、上上官少し退き、最前上意を承候所にて、對馬守に右の御禮達之、對馬守最初上上官に上意を傳候所にて承之、上使に申傳之、上使挨拶有之刻、其旨を最前上上官に對馬守上意を申渡候所にて、上上官に對馬守申達之、上上官最初上意を承候處にて承之、三使の側へ進む達之、對馬守上上官は、上段東西の席に退、
 一上使對馬守に會釋有之、三使御請の儀申達之、對馬守其旨上上官に申渡之、上上官承之、三使側へ

進む達之、即三使御請申上之、上上官少し退き、最初上意を承候所にて、對馬守へ三使御請の趣上上官達之、對馬守最初上上官に上意を傳候所にて承之、三使御請の趣上使に對馬守申傳之、相濟て對馬守上上官下段元の席に退、
 一上使三使座を立、箇の前にて二揖有之、此時上上官一人上段へ上り、如最初上使と三使の中程に罷出、三使同前に二揖して下段に退、上使三使如初東西に立置退出、三使出迎候所迄退、上使三使互に一揖有之、宗對馬守御馳走人上上官二人先達一揖の間、玄關式臺東西に立留り、庭中最前出向候場まで送之、對馬守御馳走人は西の方、上上官は東の方へ開、
 一上使の刀持其外布衣着の者、上使の跡に従ひ罷出、
 一松平對馬守、備中守、下野守は、上使退出先達て、庭中最前出迎候所に罷在、
 一御目付は、上使退出先達て、塀重門左右最前出迎候所に罷出、
 一河内守、山城守門の内にて乘駕、

一上使供の者布衣着五人、徒士以上麻上下、其外白張着召連之、

但布衣白張着の者は、先達て本法寺まで差遣置、夫より召連なり、傘は朱傘白袋を懸け爲持候事、一河内守、山城守源隆寺に立寄、裝束着替候事、自注、天和には直に登、脱漏柳營秘鑑、

享保四年八月廿四日、奥野忠兵衛様より來候手紙左記之、

於本願寺御饗應の節、三使上上官の臺天目一通り充、右の外に居間渡り九通り入候由、御賄御代官申聞候、右九通り三使二通り充、上々官の一通り充と相聞へ候、客前どもに三使は二通り充入り候事御座候哉、此度は右員數用意いたし可然候半哉承度候、御報可被仰聞候、以上、

八月廿四日

奥野忠兵衛

平田直右衛門様

右答、

御手紙致拜見候、本願寺御饗應の節、三使上上官へ臺天目一通り充、右の外に居間渡り九通り入候由、御賄御代官より被仰上候付、御尋の趣承知仕候、先

日朝鮮人遣用諸器物の帳面にも、三使の六通り、上上官三人の三通り、都合九通りの由申上候、三使分

其外上使の節、又は客の刻數通り入可申候故、御饗應の節は、別て一通り充御用意不被仰付候ては差支可申歟、乍然居間渡りを御饗應の節出候様に被仰付候ては、埒明兼差支可申かと奉存候故、御賄方より御伺の通に御用意被仰付可然奉存候、以上、

八月廿四日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

九月十六日、信使着の日、於本願寺御饗應の節通ひ稽古、今日兩御馳走方の衆被仕候付、直右衛門儀も致參上候様に、昨日松平對馬守様御意の由、御用人中より手紙來候付、直右衛門并平田又左衛門、御留守居原宅右衛門本願寺に罷出る、

同月廿一日、奥野忠兵衛様よりの手紙左に記、

昨日者緩々懸御目候、其節申談候信使江戸着御饗應の節引渡出候哉、天和の獻立帳には其段相見え不申候、三方に鬘斗はかりにて差出事に候哉、三使銘々に出候哉、京大坂にては、三ツ盃銚子加も出候、右の儀明日相伺候間、今日中承之度候、且又御

饗應の節、二銚子如何の由御申候得き、是も御扣御覽御申聞可被成候、最早來朝無程義に候間、爲御知可被成義は、今日中委細御書付可被遣候、猶近日本願寺にて可得御意候、以上、

九月廿一日

奥野忠兵衛

平田直右衛門様

右御答、

先刻の御手紙致拜見候、被仰聞候信使江戸着御饗應の節引渡出候哉、天和の御獻立帳に、其譯不相見候付、考候て申上候様にこの御事、奉得其意候、鬘斗三方三使銘々に被差出、銚子も一人つ、銘々に被差出候由、天和留書に相見え申候間、左様御心得可被成候、猶近日中期拜顔、萬々可申上候、以上、

九月廿一日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

今朝の御答令拜見候、信使江戸着御饗應の節、引渡鬘斗三方、三使銘々に出候由、且又銚子の儀も、銘銘に出候段、天和留書に御座候旨、御紙面の通致承知候、以上、

九月廿一日

奥野忠兵衛

平田直右衛門様

同月廿二日、奥野忠兵衛様より直右衛門方への手紙贈答左記之、

朝鮮人參向の節御饗應、當日又は翌日成とも、勝手次第の儀、道中へ爲御聞合候、一兩日中に可申來旨、此間御物語に候へき、從道中申來候哉、最早間も無之義相知不申候はては、御賄方用意にも差支申候、様子承度如此候、且又昨日被仰聞候引渡鬘斗三方の儀、并銚子銘々出候事、御賄方へも申渡候、何も明日於本願寺可得御意候、以上、

奥野忠兵衛

平田直右衛門様

御手紙致拜見候、參向の節御饗應、又は翌日成とも勝手次第の儀、道中に尋遣し候ゆへ、返答申來次第、早速可申上旨、先頃申上置候付、最早間も無之義故、只今の内様子不相知候ては、御用意の支に罷成候由被仰下、奉得其意候、道中へは早速申遣候得共、今日迄も返答到來不仕候、申來次第早々可申上候、且又昨日申上候鬘斗三方、并銚子三使銘々出候事、御賄方に被仰渡候由承知仕候、以上、

九月廿二日

奥野忠兵衛様

平田直右衛門

一松平對馬守様御用人衆より直右衛門罷出候様に申來候付、河内守様相仕廻罷歸候節、可致參上由申達置候付、西中刻途伺公候處、吉田十兵衛被出合、御饗應着の日に無之候ても不苦事に候哉と被尋候に付、成程他日御料理被下候先例も被在之敷と覺候故、可罷成哉と存、其段申達見候へとも、未返事無御座候由申達候得は、此義御尋申候様に申候由、扱昨日又左衛門殿より被遣候、所々に押有之候書付に、大概其斷書被成被下候得共、得と合點不參候間、具に合點參候様に御書付被下候様に、又左衛門殿へ被仰達被下候様被申候故、得其意候由申請取之、序に申達候は、頃日御刀持の事申上候節、備中守御不同心成御挨拶の様に見及申候故、再三對馬守様の申上候得共、御同心の様に相見不申候付、昨日は留守居を以も申上候、曾て御遠慮に及申事にて無御座候、我々御逢被成候刻、御腰物持被出候、同前の事候間、其旨可被仰上候由申達罷歸る、同月廿四日、奥野忠兵衛様より直右衛門方々の御

手紙返事左記之、

昨日は懸御目致大慶候、其刻承候通、道中より御饗應の儀申來候哉、彌着の翌日御饗應相濟候は、着の日手前料理の下行不殘相渡候様に可被成候哉、中官以下は着の御料理とかく不出候ては可爲難儀候哉、左候は、昨日も申候通、三使上上官上官迄七五三の分は、翌日の積りにて、中官小童五々三下官通詞長老の分は、到着の日御饗應有之様に可致候哉、七五三計の方、翌日差出候得は、御馳走方御賄方ともに手番も宜有之候、此趣共に道中へ御聞合無之候ては成かね申事に御座候哉、京大坂にて、天和の例も候の間、右之通中官以下よりは苦かるましく候哉、中官に不限、三使の外は、上上官上官迄も、着の日御饗應可被成候哉、思召寄承置申度候、御報に可被仰聞候、以上、

尙々御饗應當着の日に宛參り候へは、尤同日に相仕廻可申候、

九月廿四日

奥野忠兵衛

平田直右衛門様

右返事

前刻は御手紙致拜見候、然は參着御饗應の儀に付、委細被仰聞候趣致承知候、此間は毎日道中より飛脚便り有之候得共、御饗應の儀聞合に遣候書狀不相達候哉、大方今日罷歸候日積りかと奉存候、追々申遣候故、後刻にても返答可相達敷と相待罷在候、三使上上官上官七五三被下候分計、翌日の御饗應に被成、中官以下通詞長老此分、當着の日御饗應御濟被成候得は、御賄方御馳走方共に手番能可有之と被思召候、此趣共に道中不承合候ては不能成候哉、京大坂にて、天和の例も候間、中官以下計到着の節被成下苦かる間敷候哉、または中官に不限、三使の外は、上上官上官迄も、着の日御饗應可被成候哉、私了簡の通可申上の旨奉得其意候、御饗應着の翌日に成候へは、中官下官着日に手前賄は可難成候故、此分は御饗應不被仰付候ては罷成間敷と奉存候得共、是共に途中迄尋に遣し候、扱又天和年京都にては、正使副使重き精進日に付御斷被申上、三使上上官迄は日を替御饗應被下、上官より以下は、京着の刻御饗應相濟候由見え申候、彼方の支にて御饗應相延候例は御座候得共、此方の支にて被差

延候例無之義故、朝鮮人方承合申越候様に、途中迄申遣候譯に御座候、今日中にも返答可相達候故、到來次第自是可申上候、通詞長老は到着即晚、御饗應被仰付候ても別て支は有之間敷候とかく不殘當着の日御饗應と申候ては、朝鮮人共段々に替り合、御饗應被下候積り故、及晚景候ては、必定御膳部の出方御給仕共に相滞可申敷と奉存候、任御尋存寄の通申上候、以上、

九月廿四日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

一奥野忠兵衛様は遣候手紙左記之、
以手紙申上候、朝鮮人參着の御饗應の儀、途中迄申遣候處、彌翌日に被仰付被下候様に、三使被申候由にて候、乍然中官下官は即日御饗應被下候方、御手番も能御費も無之事に御座候は、中官下官は即日被成、三使次官小童迄を翌日に可被成候、此段可申上と奉存候折節故、如此御座候、以上、

九月廿四日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様以上、享保己亥信使記録、
享保四年九月廿七日、朝鮮人到着廿八日上使

東帶 井上河内守 戸田山城守

一同廿九日、右の御禮上上官御老中へ參る、月堂見聞集
享保四年、細井廣澤涯名關忠恭書擢張王、朝鮮使開
之、辭故事朝鮮使朝王命之書、翌日圍碁、本因坊與
之對圍、王因命本因坊道朔與之圍、自注、許以三段、使人謂爲其門人、
遂請免狀而去、朝鮮遣事、

同月十三日、歸國の御饗應を賜ふ、

享保四年十月十三日、出立の御饗應、於淺草客館有
之、三使上上官上官迄七五三、其餘は五々三、右到
着の日も同斷、月堂見聞集、

享保四年十月十三日、本願寺御賄方饗應、十五日三
使以下不殘本願寺發足下行也、脫漏御營秘鑑、雜話燭談、

享保四年十月十一日、上使にて御暇、十二日、按する書によるに、十三日、於本願寺御饗應、承寬錄錄、
の誤寫なるべし、

通航一覽卷之六十八終

通航一覽卷之六十九

朝鮮國部四十五

○信使着館并滯留中御扱 享保

享保四己亥年、朝鮮の信使來聘により、御馳走人及び
客館御修復掛り、また滯留中近火の時、消防人數等の
事を命せらる、

享保己亥年二月廿四日

牧野馳河守 在邑中川内膳正

當秋朝鮮國信使來朝付て、當地宿坊於東本願寺御
馳走の儀、其方兩人被仰付候、六月致參府申合可相
勸候、御賄は御代官の申渡候、萬端可爲天和二戌年
の通候、無益の儀無之様に可相心得候、信使來朝人
數の書付等、從松平伊賀守按するに、京都所可相達候、
此外委細松平對馬守、橫田備中守、大久保下野守
按するに、對馬守昭國は寺社奉行、備中守は大目付、
下野守は御勘定奉行にして、ともに御用掛なり、可承合旨、
老中以奉書相達之、

右の通河内守按するに、御用掛宅にて申渡、御日記、
享保四年、朝鮮人江戸宿坊東本願寺本堂假屋御普

請被仰付候、

御作事 柳澤備後守、久松豊前守 同下笹瀬木工右
奉行 衛門 大工頭片山三七郎月堂見聞集、

享保四年五月

一昨十六日、江戸逗留中、客館に相詰候様被仰付面
面、自注、被仰出帳に記之○按す
るに、その交名に下に見ゆ、

右の通被仰付候、乍序爲御知申上候、以上、
五月十七日 奥野忠兵衛

平田直右衛門様享保己亥信使條、

按するに、奥野忠兵衛は御用掛り御勘定組頭、平
田直右衛門は同斷、宗對馬守義誠の老臣なり、

享保四年六月三日、朝鮮人旅館近邊若出火候は、
藤堂和泉守、立花飛騨守人數駈付しめし、定火消罷
越候は、引拂候様申渡候間、可被得其意候、
同年七月六日、當秋朝鮮人東本願寺逗留中、若近所
出火有之立退候場所、

築地本願寺 谷中感應寺 同所瑞林寺 西久保天
德寺

右四ヶ所の内、風並次第立退候等に候、途中警固
の儀は、御馳走人家來差出候間、可被得其意候、右
の趣御使番にも兼て可被相達置候、已上御書寫、

享保四年六月三日

藤堂和泉守 立花飛騨守

右兩人朝鮮人旅館近所若出火も候は、人數駈付
しめし、定火消罷越候は、引拂候様に可仕旨、井
上河内守傳達之、御目付御使番にも被仰渡之、
一今度朝鮮人來朝に付、江戸旅館淺草本願寺、右御
馳走人中川内膳正、牧野駿河守先達て參府以前、以
奉書被仰付之、

同年七月五日、井上河内守御目付に相渡す書付、
一當秋朝鮮人東本願寺逗留中、若近所出火有之立
退候程に候は、築地本願寺、谷中感應寺、谷中瑞
林寺、西久保天德寺、右四ヶ所の内、風並次第退け
候筈に候、途中警固の儀は、御馳走人家來差出候
間、可被得其意候、

右の趣火消役御使番へも兼々可被達候、

同年九月廿八日、先達て被仰付候三人の大名火消、
按するに、この書四月十七日條に、松平右衛門督、松平淡路守、
松平土佐守、右出火の節、風烈可及大火候に候は、防可被仰付
之旨、昨十六日被仰渡さあり、淺草筋に出火候得は、藤堂
和泉守前人數立置候等に候、方角違候出火には、
例の通神原式部大輔按するに、こは下谷池の辻番所罷

越居候由被申聞候、以上柳營日次記、
九月朔日、献上の御鷹馬等江戸に着す、
享保四年

一朝鮮より御鷹御馬、亥九月朔日に江戸着、献上の儀は登城の節、
鷹子二十連 御馬二匹 自注、青毛五歳、鹿毛五歳、 曲馬三匹 自注、青毛十歳、栗毛同、

右馬役官人三人鷄林來聘記、
享保四年八月廿八日

一御用掛松平對馬守様々左の書付原宅右衛門持參、御用人吉田十兵衛面談差出候處、則被差上、書付請取候、明日是より可申達との御事にて罷歸る、

口上覺

正徳年進上の御馬到着の刻、御用掛様方本願寺へ御越御見分被成候、此度も御出被遊、御馬御見分可被遊候哉、天和には即日御出の儀不相見候間、御了簡次第と奉存候、爲念此段申上候、以上、

八月

宗對馬守内
原宅右衛門

同月廿九日

一朝鮮人居所待中居所共に、疊建具無之に付、左の

通書付認、松平對馬守様々鈴木左次右衛門持參、御用人吉田十兵衛に面談差出候處、則被差上、被仰出候は、書付御請取被成候、昨日被差出候書付の儀、御馬參着の節、本願寺に御出御見分の事、對馬守横田備中守様は御出被成間敷候、若大久保下野守様御出被成候事可有之哉の由被仰聞罷歸、

口上

明日進上の御馬鷹參着仕候に付、御馬に相附候朝鮮人、并對馬守方より相附候役人通詞共宿、今日見分仕候處、建具疊等も無之、建家計にて御座候、以前より對馬守方信使附役人宿には、建具疊迄も御揃御渡し被遊候、建家計御渡被成候例は無御座候間、此度共に何方よりそ右の段御指圖被下候様にと奉存候、明日の儀に御座候間、西側塔頭淨正寺蓮光寺計、建具疊早々敷被相渡候様に被仰渡可被下候、以上、

八月

宗對馬守内
平田直右衛門

九月二日、藍島より飛脚到來、河内守様并信使御用掛に御案内の趣口上書認、原宅右衛門を以差出す、先河内守様は罷出、夫より松平對馬守様へ致伺公、

吉田十兵衛を以口上書差出す、右上書は河内守様御贈答の帳に有之に付略之、
同月六日

一信使御用掛松平對馬守様々鈴木左次右衛門致參上、口上書を以申上候は、進上の御馬に相附罷越候朝鮮人宿寺計に羅在候故、本願寺寺中步行仕度由願出申候、不苦候は、被差免被下候様に申上る、其節右朝鮮人臥具の願書同前に差出候處、此書付は大久保下野守様へ致持參候様に被仰聞罷歸る、

一右臥具願口上書、大久保下野守様々平田又左衛門致持參差出候處、御内寄合にて御他出に候間、歸宅の節可申聞由被申聞候故、左様御座候は、御歸宅被遊次第被差上被下候様に申置、頃日於客館下野守御目見仕候處に、何角御懸意の蒙御意、忝次第奉存候由申置罷歸、持參の口上書は被仰上帳に記有之に付、爰に不詳、
同月七日

一昨日大久保下野守様々平田又左衛門を以差出候口上書の儀に付、奥野忠兵衛様より來候御手紙左に記之、

御馬に附參候官人臥具の儀、相渡候様御用懸迄御斷の由、冷氣にも罷成候に付、到着の日より臥具爲相渡申候、信使兵庫着船の節、官人不殘臥具相渡る筈御座候、乍序申進候、以上、
九月七日

奥野忠兵衛

平田直右衛門様
右御返答の手紙左に記之、

御手紙致拜見候、然者御馬に附參候官人臥具の儀、御用掛様迄相伺候に付、到着の日より臥具爲御渡被遊候由、尤信使兵庫着船の節、官人不殘御渡被成等御座候由、被仰下候御紙上の趣、被爲入御念候段承知仕候、以上、
九月七日

九月七日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

同月八日、松平對馬守様御用人衆より一人罷出候様にと御留守居方々申來り、今朝原宅右衛門致參上候處、御用人井川治右衛門を以被仰渡候は、御鷹馬に相副罷着候朝鮮人宿寺計に罷在、致難儀候間、本願寺寺中步行仕度願趣被申聞候、彌願の通被差免候間、本願寺寺内計致步行候様に、其節は警

九月

宗對馬守内
原 宅右衛門

因人相附、寺外に罷出候様に可仕候、且亦御馬の儀もすくみ候間、寺中牽廻り度旨、是又其通りに仕候様にと被申候通被申間候に付、委細奉畏候旨御請申達す、且又右の節治右衛門被申間候は、今朝大坂より飛脚到來の處、信使乗候船、去三日兵庫着船の由、大坂より申來候段、河内守様より對馬守方の被仰下候旨被申候に付、相應の致挨拶罷歸、同月十日、松平對馬守様の比日被遣候御狀の御封印、直右衛門方迄御返し被下候故、則火中仕候、同月十七日、御用掛松平對馬守様の原宅右衛門を以差出候書付左に記之、

獻上荷物先荷物到着仕候は、旅館の内は置所も無之候故、塔頭の内徳本寺に被差置候は、可然奉存候、御返物も其通御座候、然處只今迄は御作事方の衆彼寺に被相詰候間、被引取次第先荷置候用意有之候様に被仰付可被下候、若以後迄も御作事方役所無之候て不罷成候は、外にも御作事方は被引移候様可被仰付候哉、且又右の荷物彌徳本寺に差置候様に被仰付候は、番人等の儀、御馳走方より被差出候様に被仰渡可被下候、以上、

按ずるに、この事
因に、に附す、

右の通口上書仕持參、御用人井川治右衛門に面談相渡候處、早速被申上候處、獻上物先荷物大坂出立の儀御注進有之候哉、幾日比可爲到來哉の旨御尋被成候付、宅右衛門御答申候は、出立の注進は仕間敷候得共、對馬守屋敷には定て大坂役人共より可申越と存候、未其左右到來不仕候、先規は三使者十日餘も先達到着仕候、此節は三使衆京都逗留無御座候故、五六日先達着可仕哉と存候、左候得は、廿日前後には荷物着可仕候間、其前置所の儀被仰出候様、御取成被仰上可被下旨申達候處、又々被申上、委細御聞届被成候、明日は御寄合に候間、明後日可被仰談との御事に付、相應に挨拶仕罷歸、同月十八日、松平對馬守様御用人井川治右衛門方より、宅右衛門方への手紙、并返事左に記之、

昨日被仰開候朝鮮人献上物先荷物置所の儀に付、正徳年は、右荷物何方に被差置候哉、今度被仰開候通り、徳本寺にて御座候哉、正徳の様子承度奉存候、御報被仰聞可被下候、此段拙者より得御意候様

對馬守申付候、以上、

九月十八日

井川治右衛門

原 宅右衛門様

右返事

御手紙致拜見候、朝鮮人献上物先荷物置所の儀、正徳年は、何方に差置候哉、今度申上候通、徳本寺にて候哉、正徳の様子御聞被成度由、對馬守様御意の趣被仰下奉承知候、正徳年は、朝鮮先荷物本堂手廣有之候故、仕切候て被差置候、此節は本堂手狭に有之、外に被差置候所も無之候、火事等の節持出候手廻しのため、徳本寺に被差置度事と奉存候に付、其旨爲申上儀御座候間、右の趣被仰上可被下候、以上、

九月十八日

原 宅右衛門

井川治右衛門様

同日、於本願寺獻上荷物置所の儀、御作事方の衆徳本寺御引取被成候は、徳本寺に差置れ可被下候、御馳走方平日の番人火事等の節、手番ひも宜御座候由申上候得は、御普請も最早相濟候、併御作事方の面々居不申候て不叶事に候は、脇の小寺に成

ともく、せ候間、献上荷物は徳本寺に被差置候様に御差圖可被成の旨被仰開候に付、中官下官臺所水溜の儀も、序に申上候處、員數書付、明朝奥野忠兵衛様の差出候様に、早速可被仰付旨被仰候故、奉得其意候、

同月十九日、松平對馬守様より御留守居一人罷出候様に申來候に付、原宅右衛門致參上候處、吉田十兵衛被出逢、此間被仰開候献上荷物置所の儀、彌徳本寺可然候間、其通申渡候間、左様相心得候様にこの御事の由被申間候付、奉畏候旨申達罷歸、以上、享保己亥信使記録、

信使着府前、客館内外の修造等、諸事あらかしめ其設けをなさしめらる、

享保四年五月十七日、松平對馬守様御用人中、直右衛門より遣候手紙左に記之、

以手紙致啓上候、兩御馳走人對馬守宿坊の儀相極り候は、番所等の用意も可有之候間、被仰渡被下候様にと奉存候、對馬守宿坊若振替等罷成候は、本願寺塔頭の下宿も、宿坊の在所に應し、爲通用裏道も明申候故、振替不申候ては不罷成候故、彌早々

被仰付被下候様に願候、最前申上置候通に相濟候へかしと奉存候、御様子相知候は、被仰聞可被下候、此段各様迄爲可得御意如此御座候、以上、

五月十七日

平田直右衛門

吉田十兵衛様

井川治右衛門様

右返書

御手紙致拜見候、然は兩御馳走人對馬守様御宿坊御番所等の御用意も有之候間、申渡候様にと思召候間、委細御紙面の趣對馬守に申聞候處、致承知候、追て可得御意候、此段及御報候様に申付候、以上、

五月十七日

吉田十兵衛

井川治右衛門

平田直右衛門様

同月廿日

横田備中守様

大久保下野守様

兩町御奉行

右の御方様、去る十九日品川より本願寺迄の町

筋見分被仰付候由、廻狀に申し來る、同日、松平對馬守様御用人吉田十兵衛井川治右衛門方よりの手紙返答左に記之、以手紙致啓上候、然は被申達儀有之候間、今八つ時過御家來一人被遣候様、貴様迄可得御意旨、對馬守被申付候、以上、

五月廿日

吉田十兵衛

井川治右衛門

平田直右衛門様

右の返答相應に御請申上る、

一松平對馬守様御用人中より切紙にて、一人罷出候様申來候に付、御留守居鈴木左次右衛門致持參候處、御用人吉田十兵衛を以被仰渡候は、對馬守様御宿坊大松寺に被仰付候間、可被得其意候、大松寺にも其趣申渡等に候由被申聞、且又御馳走人牧野駿河守殿宿坊清光寺、中川内膳正殿宿坊崇福寺被仰付候段、被仰渡候付奉畏候、其段對馬守方へ可申遣候、御受宜奉願候由申達罷歸、

七月廿三日、

一松平對馬守様御用人衆より、今朝五ツ時過罷出

候様、昨晚手紙來候に付、今朝御差圖の刻限に致參上候處、御逢被成、被仰聞候は、本願寺對客所御馳走方より番人差置候には及間敷旨、河内守殿迄先比被申達尤に思召候、彌番人は被差置間敷候、賄所の通ひ口へ切候て、其所の對馬守殿より番人少々被相附候様に、河内守殿御差圖に候間、可被得其意候、御留守居にても呼候て可申達候得とも、最初よりの儀、御手前按するに、平田直右衛門、存し候故、若間違等有之候ては如何候故、御手前招候て申達候由被仰聞候に付、委細奉畏候、べり口番人の儀は、幸役人大勢客館の相詰申候故、其内より見計ひ相詰候様に可申付候、其外のべり口錠を落し、兼ては戸の上を板にて釘しめに被仰付候様に、河内守様へは申上置候得共、板うち付候には及間敷候故、外より釘に

致し、御響應の節、釘を抜用事相違候様に有之候は、差支有之間敷と奉存候に付、甲良左衛門按する棟梁、に、大工なり、申談し候處、彌私申達候通、片山三七殿にも申入候て、其通に可仕候、其外籠敷又壁抜候所に、此類の事は輕き儀に候故、得御差圖候にも不及候間、可申付由申來候、此段も乍序申上置候由申達罷歸、

一右番人の儀に付、御留守居中より御馳走役中川内膳正様牧野駿河守様御留守居方へ手紙にて、客館對客所御番人の儀、兼て直右衛門存寄申上置候通、兩御館伴様より被差出候に不及候、對馬守方より相應に番人差置候様にと、河内守様被仰候旨、今朝對馬守様直右衛門に被仰聞候、此段各様迄申遣候様に直右衛門申付候旨申達、

同月廿四日、奥野忠兵衛様の御返答、

先頃御尊申上置候魚類の外に、天和正徳共に、被成下候品御留書は可有御座候得共、爲念別帳に記し候て差上申候、御賄御代官衆にも御尋に付、寫差出申候、

先日申上候魚類の外、精進物類菓子類、大概左に書付差上申候、

- 一 蕪 一大こん 一にんじん 一葉にう 一ねぎ
- 一 菜 一牛房 一にんにく 一れんこん
- 一 里いも 一山のいも 一すいき 一みやうが
- 一の子 一せり 一なすび 一さやさび 一さ
- さげ 一のり 一くわゐ 一みる 一うめ
- 一こんぶ 一かんびよう 一冬瓜 一鹽竹子 一

鹽松茸 一けし 一ごま 一からし 一さんせ
 う 一しやうが 一こんにやく 一ざくろ 一
 柚 一いはたけ 一豆麩あげどうふ 一小豆 一
 菜豆 一かうの物瓜、なすび、大こん、類、かす漬、又
 はぬか漬、味噌漬にても、一粟 一みかん
 一くねんぼ 一かき 一御所がきつりがき 一な
 し 一ふ 一すいくわ 一きんかん 一きく花
 くわし類

一ふぶき 一待よひ 一霜柱 一山椒餅 一に
 んじん糖 一さんし餅 一かるめいら 一かり
 やす 一ひりやうす 一紅梅糖 一あるへいと
 う 一ようかん 一ういろ餅 一あこや餅
 一かすていら 一栗粉餅 一さとうかや 一求
 肥 一まんぢう 一うづら焼 一こんべいとう
 一らくがん 一花ぼうる 一大りん 一小りん
 一見とり 一氷砂糖 一みつ漬類 一砂糖漬類
 一焼酒 一あられ 一銘酒の類色々

炭薪

天和正徳共に、右の品々の内を以御見合、於所々
 被下候、御當地京大坂にては同前に御座候、此外

も可有之候得共、大概兩度の信使の節申上候格
 を以、書付差出申候御扣も可有之候得共、爲念申
 上候、御賄方わらわも彌被仰付置可被下候、三使より
 上上官迄は、漸六人の事に御座候間、御菓子等被
 相渡候刻は、主水敷織江方にて仕候菓子あまを御渡
 被成候へかしと奉存候、名目は違不申候ても、其
 品不宜候ては、氣の毒奉存候故、爲念申上候、兎
 も角も宜敷御差圖可被遊候、以上、

七月

同月廿四日

一奥野忠兵衛様より尋來候手紙贈答左に記之、
 正徳年は、元子三ツ班カ班幔三はり、布交幕一對、江
 戸客館にて入候よし、此度も右の品入候哉、客館に
 ては何方に用候事候哉承度候、但天和には右の品
 品不相見候、左候得者、此度は入間敷事に存候得と
 も、爲念承合候、
 一天和中奉書美濃紙杉原程村類、留書に相見候、朝
 鮮八方の用に入事御座候哉承度候、
 一大坂八幡町にて旅館見分の面々、上上官席冠棚
 并旗鍵掛雨覆好有之旨に候、此儀は先達て其元よ

り御申聞無之に付不申付候、都て宿々旅館に無之、
 兩所計にては半々の事候、江戸客館上上官席にも
 不相見候間、取拂はせ可然由、御用掛衆被申候に
 付、爲御心得申進候、以上、

七月廿四日

奥野忠兵衛

平田直右衛門様

右御返答の手紙左に記之、

先刻は御手紙拜見仕候、正徳年、元子幔布交幕入
 候に付、此度も入候哉の由被仰下候、正徳年、門
 外下輿の規式に入候品にて御座候、此度門外下
 輿有之間敷候故、入申間敷敷と奉存候、

一天和年奉書美濃紙杉原程村類御用意の儀、御
 留書に見え申候付、朝鮮人方の用に入申哉の由
 御尋被成候、表向料紙等は御馳走方より被差出
 候様に及承候、若は三使衆内證にて入用有之節
 は、被乞候事も有之候、左様候節は、此方役人共
 より御賄方わらわ可申達候間、其節用事相達候様に
 被仰付置可被下候、兼て御用意及申間敷候、

一大坂八幡町にて見分の者共、上上官席冠棚并
 旗鍵掛雨覆好有之旨御聞被成候、此儀は先達て

私方より不申上事故不被仰付候、都て宿々旅館
 に無之、兩所計にては半々の事に思召候、江戸客
 館上上官席にも不相見候間、取拂はせ可然由、御
 用掛衆被仰候に付、私爲心得被仰下候由奉奉
 存候、宿見分の者々相尋ね候得は、大坂にては從
 事賄所對馬守休息所の儀を申候、外には何ぞ好
 候事は無御座由申候、武器は雨天の節立置候事
 は無之候、大坂八幡共、本堂廣く候故、雨天の節
 は、本堂の縁類に被取入候ても相濟申事故、其通
 申達候由申聞候、大坂八幡計にかきり、雨覆好可
 申様無御座候、曾て入不申候間、覆は被取拂候様
 に可被仰付候、上上官居所冠棚の儀は、對州にて
 も申付候故、所々にて好候由申候、御馳走方より、
 朝鮮人調法に存候品は無之候哉と被尋候故、冠
 棚被仰付置候は、調法が可申候、棚不被仰付
 候は、折釘にても被仰付置可然由申たる事候、
 先日も申上候通、上上官迄は冠着仕候故、冠棚被
 仰付候事難成候は、折釘にても御用意有之方
 可然奉存候、然其不被仰付候ても、其分の事に御
 座候、左様に被思召可被下候、以上、

同月廿六日、朝鮮人の八百屋物菓子類并炭薪渡方の儀、奥野忠兵衛様御賄御代官より御尋に付、別帳に相認、手紙相添遣申候、奥野忠兵衛様にも寫差出、別帳は御賄御代官方の帳面に記之候故、爰に略之、

八月朔日、直右衛門儀、河内守様へ就御用致參上罷歸候刻、松平對馬守様へ罷出、爰許本願寺の下馬札御建被下候様にこの事、口上書相認及暮候故、御用人衆に逢不申、御取次衆へ頼置罷歸、此紙面の趣、兼て河内守様へも爰許様にも可申上旨申上置候由、御取次の申達渡之、委細被仰上帳に記之、同日

一奥野忠兵衛様よりの手紙并返答左に記之、
一信使も勝本迄參候由、追日嘸御取込可被成候、海上順宜、無滯來着の様に御同前存候事御座候、
一先年來朝の節、江戸御賄所へ蟻入候と風聞承之候、左様の事も御座候哉承置申度候、以上、

八月朔日 奥野忠兵衛
平田直右衛門様
御手紙拜見仕候、信使勝本着船の段、脇便承候へ

は、御宿次の御注進不相達候故、御案内も不申上候、
一先年來朝の節、江戸御賄所へ蟻入候と風聞有之候由御尋被成候、左様の儀沙汰有之様には承及候得共、此方には會て無之事に御座候、虚説と可被思召候、以上、

八月朔日 平田直右衛門
奥野忠兵衛様
同月九日
一松平對馬守に御寄合に付、直右衛門も被召寄、御尋等左に記之、

一苗の儀、岡崎御當地共に、夏苗遣置候處、段々及延引候間、冬之支度には及間敷哉と御尋被成候に付、夏冬差別無御座候ても不苦儀と奉存候由申上、右忠兵衛様御好にて覺書被成、直右衛門名付にて、左の通彼方の書役衆に御書被成、此通被懸御目候、相違は無之歟と御尋故、此通に候由申入候得は、則御役様方に被差出、
一苗の儀、岡崎御當地ともに夏冬の御支度に及不申候、御用意苗いつれにても不苦儀に奉存候、

八月九日

平田直右衛門

同月廿二日、松平對馬守に御留守居鈴木左次右衛門持參の書付左に記之、

朝鮮人江戸に通り、大坂殘人數の覺、

一三使 一上上官三人 一上判事三人 一學士一人 一上官三十二人 一次官十人 一中官百四十四人 一下官百六十九人 合三百六十五人江戸に通り、内三人は先達て御鷹御馬に相附參る、依之信使參着の節は、三百六十二人罷越候、
一次官三人 一中官十六人 一下官九十一人 合百十人 都合四百七十五人
右の通に相極候由、對馬守方より申越候に付、御案内申上候、以上、

宗對馬守内

鈴木左次右衛門

御用掛様一通

九月十六日、奥野忠兵衛様への返書、
客館火の許の儀、前以も兼て通詞下知役并通詞の者に申付、朝鮮人居所晝夜立廻り、火元念入申候、尤通詞の者共不寐番申付候、其外の役人共も不絶立廻り、火用心の儀申付候、

同月十七日同斷、

昨日被仰聞候は、來廿日御用懸様本願寺に御出被遊候間、私にも罷出候様に被仰聞候と覺候得共、御苗敷様は、昨日御代官衆申談候由申上候得は、左候は、罷出に不及候由被仰候様にも存候故奉伺候、乍御六敷被仰知可被下候、

同日忠兵衛様より再答の御手紙左に記之、
今日の爲御報御手紙拜見、御紙面の通可申達候、且又來る廿日、本願寺御用掛中見分に付、御出可被成哉の旨、昨日承候へき、苗敷様等も御賄方御申談候間、其元御出には及申間敷哉の旨承知致し候、十九日登城いたし、御用掛衆に承、從是可申進候、以上、

九月十七日

奥野忠兵衛

平田直右衛門様

同月十九日、奥野忠兵衛様への手紙遣之、
以手紙致啓上候、昨日は得貴意珍重奉存候、其刻申上置候三使臺所遣用水溜、中官下官居所水溜の數大概吟味いたし、別紙に注文書仕差上申候、昨日委細下野守様へ申上候得は、今朝書付其許

様迄差出候様に、早速御差圖可被成由被仰聞候故差上申候、其外徳本寺の儀をも申上置候、今日御相談可有之と奉存候、宜御相談奉願候、以上、
九月十九日 平田直右衛門

奥野忠兵衛様

覺

三使臺所の前に、水溜一 但水十五荷入、桶にても船にても、たけ高く候ては、水汲にくく、可有御座候間、水汲よく候様に雨おほひ替りふたにても有之可然候歟、外に有之候故、雨入可申と存候、是は桶にて水入候様に、
中官居所 水溜二 右同斷、 内一は桶にて水入候様に
下官居所 水溜川 右同斷、

右の通候、何方へ成共被仰付被下候様にと奉存候、被仰付候御方、すね所等可申談候、以上、
宗對馬守内

九月

平田直右衛門

右の返事手紙左に記之、

御手紙拜見、然は昨日下野守に御申聞候由、三使臺所并中官下官居所水溜注文書被遣之、受取申

候、御紙面の通今日申達、用意可申付候、其外徳本寺の儀をも御物語有之由、此儀今日承届可申候、私儀此間本願寺より不快にて罷歸、昨日は内寄合に罷出候に付、不懸御目候、以上、
九月十九日 奥野忠兵衛

平田直右衛門様

同月廿日

一御用掛の御面々本願寺座廻御見分相濟、御寄合所御列座にて、本願寺門出入の儀に付御書付一通、松平對馬守様直右衛門に御渡被成候に付、御書付の趣奉畏候由申上る、其外何角御尋事等有之、相應に御答申上る、御渡被成候御書付被仰出帳に記之候故、爰に略之、

一御徒目付荒川權六郎殿に直右衛門出會候に付、申達候は、此間御醫師林良以様、朝鮮人の御對談の節、茶たばこ御菓子等出之、若隙取候程に御座候は、輕御料理御吸物御酒等、駿河守様方より御出し被成候様にとの儀、河内守様御用人衆内意の趣、私方より駿河守様衆に申通候に付、彼方にも其通被相心得候由に候處、御自分様良以様御出の節、御同

道被成候て、茶たばこの外不被差出様にと、駿河守様御役人衆に被仰達候由致承知候、又重ても御出可被成候故、右の趣に御心得被成可然と奉存候由申達候處、權六郎殿御返答に、左様の譯委承不申候、爰元罷出候に付、稻生次郎左衛門被申聞候は、茶たばこの外何ぞ出候義は無用に候間、其通心得候様にとの事故、右の通申達候、被入御念被仰聞、致承知候との事也、

同月廿五日

一備中守様又々被仰聞候は、御用意も段々首尾好無間違相調、二段の儀に存候、乍然此上本願寺火の用心の儀無心元候、随分念入候様に有之度候、且又行規方別て念入候様に、近日西の門に張紙出し可申候由被仰聞候に付、致承知候、被入御念御事に御座候由、相應に御挨拶申し罷歸、

一今朝奥野忠兵衛様へ左の手紙遣之、

夜前の御返答致拜見候、徳本寺の儀、兼て不申上候由被仰下候、此儀は松平對馬守様へ申上候故、御作事方に御差圖有之候て、役人衆被引取候事に御座候、然處疊は御作事方より被敷置候に相見、被揚取

候由昨夕承候故、驚候て爲申上事に御座候、天和にも御馳走方より被敷候事は無御座候、公儀より被仰付候ゆへ申上候間、左様被思召可被下候、御取込可被遊候間、御報に不及候、以上、
九月廿五日 平田直右衛門

奥野忠兵衛様

以上、享保己亥信使記録、

通航一覽卷之七十

朝鮮國部四十六

○信使着館并滯留中御扱 寬延度

寬延元戊辰年信使着府前、あらかしめその滯留中、非常心得方、及び消防等の事を命せらる、

延享四丁卯年十二月十日

來夏朝鮮人東本願寺逗留中、若近所出火有之、立退候程に候は、

築地本願寺 谷中感應寺 同所瑞輪寺

西久保天徳寺

右四ヶ寺之内、風並次第退ヶ候筈候之間、被得其意火消役御使番にも、兼而可被相達置候、

十二月

右書付、御目付に雅樂頭按するに、老中酒井忠知、渡之、

寬延元戊辰年三月

細川越中守 松平阿波守 火消役

右東本願寺邊、若出火候は、欠付候様に申渡候、町人足も欠付候筈に候間、消防之儀に付、相互に爭

等無之様可相心得旨、火消役并右兩人家來へも可被達置候、尤町奉行へも申渡、

町奉行

東本願寺邊、若出火も候は、町人足欠付候様に先達而申渡候、火消役并上野、淺草御藏火之番之面々家來も、欠付候筈に候、消防之儀に付爭等無之様に相達候之間、町人足も右之趣、急度可被申付候、

同年四月十七日

朝鮮人來朝御用掛

御作事奉行

御目付

御使番

東叡山

佐竹右京大夫

淺草御藏

南部大膳大夫

右之通被仰付候に付、先達而越中守阿波守に相達候通、朝鮮人御用相濟候迄、下谷淺草邊若出火之節、人數差出、小火之内鎮候様に、右京大夫大膳大夫に申渡候、

松平安藝守 松平大炊頭 松平出羽守

右淺草邊、東本願寺近邊又は柳原外、出火と見請候者、柳原藤堂和泉守屋敷前に早速人數可被差出候、

彼所に御使番罷越可被差圖之間、差圖通火防可被

申付候、

右之趣相達候間、可被得其意候、享保四年朝鮮人來朝之節、松平右衛門督、松平淡路守、松平土佐守に相達候節之通、可被心得候、

四月

右書付、御目付、御使番に、雅樂頭、水野壹岐守按するに、若年寄水野忠定、渡之、以上、大成令續集、

寬延元年三月七日酒井雅樂頭相渡、

細川越中守

一下谷筋、淺草邊若出火に而、東本願寺へ風筋あしき時は、人數差遣、小火之内鎮り候様、可申付候事、一自身は勿論、人數大勢揃出候儀に而者會て無之、上野へ差出候人數之内、先番之もの少々、出火之場所に欠付候様、可致候、定火消三組欠付候筈に候間、三組共に欠付候は、差出候人數上野へ成共、屋敷成とも、勝手次第引取可申事、右者、此節より朝鮮人、御用相濟候迄之儀に候、勿論本願寺近所、常々人數廻らせ候儀は、會而不及候、以上

三月

松平阿波守

一下谷筋、淺草邊若出火に而、東本願寺風筋あしき時は、人數差遣し、小火之内鎮候様、可申達候事、一自身は勿論、人數大勢差出候儀に而は會而無之、淺草御藏に、差出候人數之内、先番之者少々、出火之場所へ欠付候様可致候、定火消三組欠付候筈に候間、三組とも欠付候は、指出候人數淺草御藏に成りとも、屋敷に成とも、勝手次第引取可申事、右は、此節より、朝鮮人御用相濟候までの儀に候、勿論本願寺近所、常々人廻らせ儀には、會而不及候、以上、

火消役

一當夏朝鮮人來朝に付、此節より朝鮮人歸國迄之内、若東本願寺近邊出火候は、早速三組かけ付、消防可被致候、其方とも欠付不申内者、上野并淺草御藏火之番より上野淺草に差出候人數之内、出火之場所に欠付させ、其方とも三組共に欠付候は、右人數は引取候様申渡候間、可被得其意候、

三月

同年六月十五日同人相渡、

松平安藝守

淺草邊東本願寺近邊出火候は、人數差出候様、先達而相達候得とも、最早不及其儀候間、可被得其意候、

松平大炊頭

淺草邊東本願寺近邊出火候は、人數差出候様、先達而相達候得とも、最早不及其儀候間、可被得其意候、

六月

松平出羽守

淺草邊東本願寺近邊出火候は、人數差出候様、先達而相達候得とも、最早不及其儀候間、可被得其意候、

六月

佐竹右京大夫

朝鮮人御用相濟候迄、下谷、淺草邊若出火之節、人數被差出候様、先達而相達候得共、朝鮮人發足に付、不及其儀候間、可被得其意候、

六月

南部大膳大夫

朝鮮人御用相濟候迄、下谷、淺草邊若出火之節、人數被差出候様、先達而相達候得共、朝鮮人發足に付、不其儀候間、可被得其意候、

火消 役 ね

朝鮮人歸國迄之内、若本願寺近邊、出火候は、三組欠付消防被致候様、先達而相達候得共、最早不及其儀候間、可被得其意候、

六月以上、令條錄、

寛延元年、火防柳原邊迄、

三拾壹萬

四拾貳萬

松平安藝守

五千石

六千石

松平出羽守

十八千

萬六石

柳營拾遺集、

信使滯留中、御用掛り詰合及び見廻りの輩、衣服等の御書付を出さる、また老中以下しはしは着府前、道筋の見分あり、

寛延元年三月、朝鮮人旅館に相詰候面々裝束之儀、

一於旅館三使に對面之面々、寺社奉行稻葉丹後守、

御馳走人戸澤上總介、伊東修理大夫、大目付河

野豐前守、御勘定奉行逸見出羽守、

右五人太紋に而對面之事、

但着之日、御饗應相濟而對面可有之候間、御饗應之節より可爲大紋候、若着之日、御饗應無之對面迄に候は、追而御饗之節者、半袴可有着用事、

一相詰候而も對面無之面々、可脱方半袴候事、

一上使之節御馳走人、御用掛も大紋可有着用候、御目付并堀江荒四郎者按ずるに、御勘定吟味役、可爲布衣事、

但御暇に付、上使之節、稻葉丹後守者御返簡之取次相勤候に付、衣冠着用之事、

一右之外、上使之席に不罷出分者、半袴可有着用事、

一平日者、何も半袴可有着用候事、

一發足に付、御饗應發足之朝に而も、又者前方に饗應有之候共、何も半袴、尤發足之節も可爲半袴事、以上、

三月

寺社奉行 ね

朝鮮人江戸着之日歸國之日、稻葉丹後守、外に兩人東本願寺に可被相越候、且又逗留中毎日申合、一人宛旅館爲見廻可被罷越候、衣服可爲麻上下候、丹後守外者惣而不及裝束候、

三月

町奉行 一人

朝鮮人着之日、芝口邊迄相越、品川より出駕之注進

を以て先達而町並巡見有之、直東本願寺に可被罷

越候、朝鮮人東本願寺着已後登城無恙候段、老中に可被申聞候、若退出以後に候は、御側衆迄其段被申達、雅樂頭方も可被申聞候、尤月番者可被相殘候、諸事享保四亥年之格に、可被心得候、

按ずるに、この間見出し御目付の四字脱せしなるへし、

一朝鮮人東本願寺逗留中、毎日一人宛旅館に爲見廻可罷越候、中山五郎左衛門、神尾市左衛門儀別に見廻り候に不及候、按ずるに、この貳人は、御用申合一人宛可被罷越候、尤半袴可有着用候、

三月

一朝鮮人江戸着之日、芝口邊迄、御徒目付、御小人目付召連相越、品川より出駕之注進以後先達而町並道筋巡見、直に東本願寺に可被罷越候、河野豊前守も右之通、巡見直に本願寺に相越候様申渡候間、可被相談候、上使之日、御饗應之時、歸國之日、席兩人共に相詰、上使之日は布衣可有着用候、其外者可爲半袴候、

三月、以上、令條錄、

寛延元年三月、掛之御目付兩人、朝鮮人江戸着之

日、芝邊迄御徒目付、御小人目付召連罷越、品川より出駕之注進を已後先達而町並筋巡見、直に東本願寺に相越候様可有之候、上使之時節並歸國之日者、兩人共に相詰、上使之日者布衣可着用候、朝鮮來朝聘詳録○按するに、この書前々大同小異なれば、しほらく存す、

寛延元年五月十五日、御黒書院御勝手

寺社奉行 稻葉丹後守
大目付 河野豊前守
御勘定奉行 逸見出羽守
右被召出、朝鮮人支度之儀御尋有之、御徒方萬年記、
寛延元年

右朝鮮人道筋兩度見分有之、

酒井雅樂頭

組中召連 町奉行 能勢肥後守

同断 馬場讚岐守

右就同断度々道筋見分、

御先手 長田山城守 河野中右衛門

道奉行 堀田源右衛門 松平惣十郎

御目付 中山五郎左衛門 神尾市左衛門

右就同断道筋度々見分有之、

御徒目付 中村源十郎 伴 勘七郎

勝田彌十郎 河内忠次郎

右就同断度々道筋見廻可申事、

一朝鮮人に付、江戸町屋抱屋敷等迄も、茅葺、板葺、等に而も見分不宜候に付、嘗取繕候様にと、町奉行所に而奈良屋市左衛門に申渡有之、

佐久間町後明地 百二間に十三間半

天文屋敷東通り明地 三十九間に十三間

新橋馬場明地 九十間に四十八間

右之通、伊奈半左衛門より、豊島町秋田屋與兵衛に申付、小屋相建、寄集候人馬之焚出共に有之由、

同年五月

酒井雅樂頭 稻葉丹後守

河野豊前守 逸見出羽守

中山五郎左衛門 神尾市左衛門

右本願寺に罷越、着前に付諸事見分有之、

町奉行 能勢肥後守

品川迄着之日罷越跡拂、

御馳走 戸澤上總介 伊東修理大夫

同断に付、本願寺に罷越出迎、以上、朝鮮來朝記、

五月二日、献上の御鷹馬着府す、考證の書に、御鷹の事見え推考して、されども、例同時なれば今

寛延元年五月二日、朝鮮國より献上之御馬江戸着、

栗毛一匹八歳 鹿毛一匹同 一匹□□ 青毛三匹

十歳、八歳、 曲馬栗毛十歳 鹿毛九歳

右之馬差添候官人姓名

次官理馬 張唱宮○中官小通詞 朴通事、張世

明○下官 李差式、崔秋成、鶴林求聘詳録、

同月廿一金信使着館あり、

寛延元年五月廿一日、

一今朝朝鮮人不殘、品川東海寺を淺草本願寺迄到着に付、早朝より大目付河野豊前守、御目付中山五郎左衛門、自注、二人共、途中見分直に東海寺に赴き、三使發足を見て本願寺へ至り、町奉行は馬場讚岐守、能勢肥後守、自注、務、與力、同心を率而、芝口御門より接するに、芝口御門は、享保九年正月焼失、已後廢せらる、今の新橋是なり、この書誤れり、本願寺迄、道筋巡見し本願寺へ来る、

道筋見廻り之面々、

大目付河野豊前守 町奉行馬場讚岐守 同能勢肥後守 御目付中山五郎左衛門、御徒目付等

右之面々は、芝泉岳寺より本願寺迄、道筋見廻り勤之、其外町奉行與力同心も道筋見廻り、町中之作法等申付之、

寛延元年五月廿一日

一同朝兼而之命によりて、寺社奉行稻葉丹後守、勘定奉行逸見出羽守、且林大學頭、同圖書頭、自注、麻本願寺に相詰、寺社奉行も來居、

淺草御門警固、

六郷伊賀守 本多帶刀 大久保傳藏 以上鶴林求聘詳録

一朝鮮人來朝之節、往來并品川より東本願寺迄道筋、

芝車町大木戸より通町通り、芝口橋、京橋、日本橋、本町三丁目、大傳馬町通り、旅籠町より、通り油町、横山町通り、同朋町、淺草御門茅町、鳥越橋、按するに、この橋淺草御藏前、御藏前、黒船町、觀音雷前にあり、字天王橋といふ、御藏前、黒船町、觀音雷門通り、東中町、田原町、報恩寺前より東本願寺に、歸國之節右に同し、

寛延元年、芝大木戸より本願寺まで道固

一二十町程、 元大木戸より 百人組頭横田勘右衛門○濱松町貳丁目迄 百人組與力十八騎同心九拾五人

一組 同丸の内堀築紋付 濱松町一丁目より 同諏訪内膳○

一十五町程 京橋迄 百人組與方同同心同斷同斷、但京橋明地一丁程、宇田川丁一丁程之積にて、二十町、

同丸に在る 十一町程 京橋一丁目より 御先手青木與右衛門○室町三丁目角迄 御先手與方同心一組

同丸程 本町三丁目角より 同櫻井七右衛門○淺草御門内迄 同斷、

同上可藤 淺草茅町一丁目より 同鈴木佐太夫○堀伊豆守中屋敷脇 同斷

同車輪 諏訪町より 同榊原大貳○崇福寺角迄同斷、但百人組一組、與方拾八騎、同之積にて二組、御先手一組、與方八騎、同之積にて四組、

同車輪 歸國之節も右同斷、

一淺草本願寺旅館 六萬八千石出羽新庄、戸澤上總介、五萬石日向飯肥、江戸伊藤修理大夫、

辰五月廿一日着、六月十三日歸國出立、

御賄御代官 船橋安右衛門、野呂猪右衛門、戸

田忠兵衛、近藤七郎左衛門、朝鮮來朝記、寬延戊辰、朝鮮人來朝姓名號略、

正使 通政大夫吏曹參議知製教洪啓禧、字純甫、號濬窩南陽人、年四十六○副使 通訓大夫行弘文館典翰知製教兼經筵侍讀官春秋館編修官南泰著、字洛叟、號竹裡、宜寧人、年五十○從事 通訓大夫弘文館校理知製教兼經筵侍讀官春秋館記註館曹命采、字疇卿、號蘭谷、昌寧人、年四十九○上

上官三員 僉知朴尙淳、字子淳、號竹窓、年四十九、僉知、玄德淵、字季深、號疎窩、年五十五 僉知洪聖龜、字大年、號壽巖、年五十一○上判事三員 僉

正鄭道行、字汝一、號靜庵、年五十五 訓道李昌基、字大卿、號廣灘、年五十三、主簿金弘詰、字聖叟、號葆真齋、年三十四○製述官一員 典籍朴敬行、

字仁則、號矩軒、年三十九○正使書記 奉事李鳳煥、字聖章、號濟庵、年三十九○副使書記 奉事柳近、字子相、號醉雪、年五十九○從事書記 進士李命啓、字子文、號海泉、年三十五○次上判事二員

黃大中、字正叔、號蒼崖、年三十四 副司猛、按此問誤脫、玄大衛、字釋久、號長湖、年三十一○押物

六人、炮手六人、羈奉持二人、節鉞奉持四人、旗手八人 右爲中官○騎卜船沙二十四人、其他、下官員、通計、四百八十人、和漢筆談、燕風編、朝鮮來朝記

寬延元年五月廿一日、未刻江戸着京より、十八日振旅宿淺草本願寺、官中要錄、

寬延元年、朝鮮人逗留中御馳走馬附、鞍置馬、一十二疋 拾五萬石老中酒井雅樂頭○一八疋 拾萬石同堀田相模守○一四疋 五萬石同松平右近將監○

一三疋 三萬石同西尾隱岐守○一三疋 六萬石同秋元但馬守○一一疋 壹萬五 若年寄本多伊豫守○一一疋 壹萬五 同水野壹岐守○一一疋 壹萬五 同板倉佐渡守

○一一疋 壹萬五 同堀田加賀守○一一疋 壹萬石同加納遠江守○一一疋 壹萬石同堀式部少輔○一三疋 貳萬石同三浦志摩守○一一疋 壹萬石同戶田淡路守

○一五疋 七萬石奏者番松平主水正○一四疋 貳萬石同松平備前守○一四疋 五萬石同松平紀伊守○一三疋 三萬石同朽木土佐守○一三疋 三萬石同永井伊賀守○一三疋 三萬石同内藤大和守○一三疋 三萬石同牧野因幡守○一二疋 貳萬石同小出伊勢守○一一疋 壹萬六千 同小堀和泉守○一二疋 貳萬石同松平宮

判事四員 判官黃互成、字大而、號敬庵、年五十四、僉正崔鶴齡、字君聲、號芳湖、年三十九、主簿崔壽仁、字大來、號美谷、年四十 判官崔嵩齋、字如高、號水庵、年五十九○良醫 趙崇壽、字敬老、號活庵、年四十四○醫員二員 趙德祚、字聖哉、號松齋、年四十、金德崙、字子相、號探玄、年四十六○寫字官二員 同知金天壽、字君實、號紫峯、年四十、護軍玄文龜、字耆叔、號東岩、年三十八

○書員 主簿季聖麟、字德厚、號蘇齋、年三十○正使軍官七員 學士自注、此官可疑、洪海、同知白輝、昌城府使趙東晉、竹山府使全桂岳、監察李伯齡、即廳李鴻儒、同知金壽鼎 ○副使軍官七員 即廳南行明、司臬尹世佐、宣傳官田醫國、宣傳官李摘、宣傳官李邦一、內乘李逸齊、僉知林世載○從事軍官三員 司臬李喜春、咸陽府使李桂國、以上爲上官○別破陣二人、馬上才二人、理馬二人、伴

倘三人、騎船三人、右爲次上官○都訓道三人、卜船將三人、禮單直三人、廳直三人、磐纏直三人、小通事十人、小童十六人、三使奴子六人、一行奴子四十六人、吸唱六人、使令八人、吹手十八人、刀尺

通航一覽卷七十

三百八十三

内少輔〇一二疋 壹萬石同井上遠江守〇一三疋 萬三
八千八 同金森兵部少輔〇一二疋 貳萬石同酒井山城
守〇一一疋 壹萬石大御番頭有馬備後守〇一一疋
壹萬石同遠藤備前守以上、柳營拾穗集、

五月廿二日、きのふ信使着府により、上使として老中
酒井雅樂頭忠知、本多伯耆守正珍、

有徳院殿より、西尾隠岐守忠直、

後明殿殿より、秋元但馬守涼朝をかの旅館に遣はさ
る、昨今のうち、客館にて、御饗應あり
しなるへけれども、今所見なし、

寛延元年五月廿二日、

上使 酒井雅樂頭、本多伯耆守

大御所様より上使 西尾隠岐守

大納言様より上使 秋元但馬守

右者、昨日朝鮮人三使着に付被遣之、御徒方萬年記、

寛延元年

一朝鮮人旅館東本願寺に、爲上使酒井雅樂頭本多
伯耆守、大御所様より西尾隠岐守、大納言様より
秋元但馬守相越、塔頭源隆寺に立寄裝束着之、自注、
重を着、太刀、衣冠
源隆寺へ宗對馬守 其外御用懸先達而罷
越、

一本願寺塀重門より書院式臺際迄十間程之所、塀
重門之外にも五六間之間、薄縁敷之、

一雅樂頭其外源隆寺より歩行に罷越、布衣并草
履取傘持白張着召連、

一御目付二人布衣、塀重門之外左右に出迎、

一宗對馬守衣冠重を着太刀を帶、稻葉丹後守、河野
豐前守、逸見出羽守各大紋、庭中西之方中程迄出迎
ふ、上上官貳人東之方に罷出、上使會釋有之而、西
之方に宗對馬守、御馳走人二人東之方者上上官貳
人、上使先達而玄關上り、對馬守御馳走人は縁類西
之方、上使之後口開之、上上官は同所東之方三使之
後へ開之、稻葉丹後守、河野豐前守、逸見出羽守者
上使之跡に從也、

一三使縁類東之方へ出迎、上使三使互に一揖有之、
上上官壹人三使之後に從ふ、上使者西之方、三使者
東之方、順々に立並上段へ上る、上段に而も上使は
西之方、三使は東之方、齒之前に而互に二揖有之、
各齒に着座、

一宗對馬守御馳走人、玄關よりは三使跡に從ひ、下
段西之方上段際に立並、上使二揖相濟而着座、

一上上官三人三使之跡に從ひ、下段東之方に有之、
但上使玄關へ出迎候節、上上官等三使之後に立
並、上使三使は上段へ通り候時は、北之縁類東之
方罷有、

一稻葉丹後守、逸見出羽守は庭中上使之跡に從ひ、
下段西之埋闕際より順々立並、上使三使二揖相濟
而着座、

一上使供之布衣着之者、刀持共に五人宛上使に從
ひ玄關へ上り、北之縁類西之方罷在、

一御目付兩人、上使之跡より玄關に上り縁類通東
西に罷在、

一上使宗對馬守へ會釋有之而上段に上る、上意可
申渡旨申渡、對馬守三使之側へ進む、于時申渡さる
る趣、信使、遠境來朝之儀、太儀被思召候、依之御
使被成下之旨也、右之趣對馬守に申渡之、對馬守承
之、少し退き上上官を呼、上座之上上官一人上段に
上る、上意之趣對馬守申渡之、上上官三使之側に進
み、三使の銘々に上意之趣傳之、重而上使者、對馬
守へ會釋有之、上意可申渡旨申聞、對馬守上使之側
へ進む、此節之上意之趣は、國王、安寧に被在之哉

之旨、被聞召度之段、右之趣、對馬守へ雅樂頭申渡
之候而、對馬守承之少退き上意之趣上上官に對馬
守申渡之上上官三使之側へ進み、如最前銘々に、上
意之趣傳之、過而對馬守上段下より二疊目西之、方
上上官は同所東之方へ退き罷有、此節小童一人人
參湯持出畢る、

一三使、上上官を招き、上上官最初三使上意を傳候
所へ出る、道中御馳走岡崎へ、上使之御禮等申上
之、上上官少退き最前上意を承候處に而、對馬守へ
右之御禮達之、對馬守最初上上官へ上意を傳候處
に而承之、上使に申達之、上使挨拶有之則其旨を最
前上上官對馬守上意を申渡候所にて、上上官へ對
馬守申達之、上上官最初上意を承候處にて三使之
側へ進み達之、對馬守上上官は上段東西元之席へ
退く、

一上使對馬守へ會釋有之而、三使御請之儀申達之、
對馬守其旨上上官へ申渡之、上上官承之三使側へ
進み達之、則三使御請申上之、上上官少退き最初上
意を承候所にて、對馬守へ三使御請之節上上官達
之、對馬守最初上上官へ上意を傳候處にて承之、三

使御請之趣上使へ對馬守申傳之、相濟而對馬守上
 上官下段元之席へ、退く、
 一上使三使座を立齒の前にて二揖有之、此時上上
 官一人上段へ上り、如最前上使と三使之中程へ罷
 出、三使同前に二揖して下段へ退く、上使三使如初
 東西に立並ふ、退出、三使出迎候所迄送之、上使、三
 使互に一揖有之、宗對馬守、御馳走人上上官二人先
 立、一揖之間玄關式臺東西に立留り、庭中最前出向
 候場迄送之、對馬守御馳走人は西之方、上上官は東
 之方へ開之、上使之刀持其外布衣着之者上使之跡
 に從ひ罷出、
 一稻葉丹後守、豊前守、出羽守者、上使退出先達之、庭
 中最前出迎候所に罷出有之、
 一御目付者、上使退出、先達而塀重門外左右最前出
 迎候所迄送へ候所、
 一上使供之者、布衣着五人徒士以上麻上下其外白
 張着召連之、
 但布衣白張着之者は、先達而本法寺迄差遣、夫よ
 り召連之傘は朱傘白袋を懸け爲持候事、
 朝鮮人好物之覺、

一牛、猪、鹿、家猪、鶏、雉子、鴨、王子、鯛、鮑、鱒、か
 ぶ、鱈、さばら、鮪、伊勢海老、蟹、蛤、右之外、鳥肉之
 類厚味之物別而好申候、惣而生魚之類給申候、鹽魚
 又者川魚給申候得共、餘り好み不申候、
 一大根、わけぎの類、芹、牛房、椎茸、ちさ、蕪蕪、蕪、
 茄子、菜、油あげ、海松、若和布、右之外、海藻、野菜、
 干物之類大概給申候、
 一西瓜、柿、梨子、蜜柑、久年母、柚、葡萄、瓜、右之水
 菓子之類、別而好み申候、
 一にうめん、そば切、饅頭、餅類、やうかん、あるへ
 い、こへうとう、龍眼、りきい、氷砂糖、白砂糖、かす
 ていら、砂糖漬、蜜漬、右之好み申候、其外菓子
 大概給申候、
 一古酒焼酎、右之外酒等大概給申候、御尋に付
 書付差上候、朝鮮人によつて嫌申者も可有御座候
 得共、右之品者惣而好み申物にて御座候、料理、あ
 つき物を嫌、大概ぬるき、物を好み申候、以上、
 宗對馬守内
 平田直右衛門
 杉村三郎左衛門
 月日
 一鶴、鯉、すばん、右者朝鮮人以前は給不申品之由

御座候得共、今程者給申者も可有之由及承候、以上、

右 兩 人 鷄林求聘詳録、

○按するに、この事滞留中
 御願の因あれば存す、

通航一覽卷之七十一

朝鮮國部四十七

○信使着館并滞留中御扱 明和度 文化度

明和元甲申年、朝鮮國信使着府前、かねて非常心得等
 の事命令あり、

寶曆十三癸未年十一月十三日

松平大膳大夫
 佐竹次郎
 小笠原伊豫守

淺草邊東本願寺近邊、又者下谷柳原外出火と見
 請候は、柳原藤室和泉守屋敷前々早速人敷可
 被差出候、彼所々御使番罷越可差圖候間、差圖之
 通火消可被爲候、

右之趣相達候間、可被得其意候、延享五辰年朝鮮人
 來朝之節、松平安藝守、松平大炊頭、松平出羽守に
 相達候節之通、可被心得候、

十一月十三日

寶曆十三年十一月廿六日

通航一覽卷之七十終

御先手
 朝鮮人來聘程近に付、晝夜相廻怪敷者召捕、町奉行に可相渡候、累代武鑑、
 寶曆十三年十二月

御目付に
 朝鮮人東本願寺逗留中、毎日壹人宛旅館に爲見廻可被相越候、太田三郎兵衛、曲淵勝次郎儀別々見廻に不及候、按ずるに、この兩人は御用掛たるによりてなるへし、申合壹人宛可罷越候、尤半袴可爲着用候、
 十二月、天明集錄

明和元年正月廿七日、左之書付、御目付太田三郎兵衛申達之、

當年朝鮮人東本願寺逗留中、若近所出火有之立退候程之儀候は、築地本願寺、西の久保天徳寺、駒込吉祥寺、本郷丸山本妙寺右四ヶ寺之内、風並次第退け候筈に候間被得其意、火消役御使番衆にも兼而可被達置候、

同年二月十七日、

一今日右近將監按ずるに、老中松平武元、良阿彌を以、御目付、御使番に朝鮮人逗留中、本願寺近邊出火之節、右近將

監松平攝津守按ずるに、若年寄松平忠恒、出馬被成候間、其段可相心得旨書付被相渡候由、以上、柳營日記記、
 明和元年

一正月八日朝鮮獻上之鷹江戸着、

一二月三日朝鮮獻上之馬五疋到着、續談海、

二月十六日信使江戸に着す、同十八日老中松平右近將監武元、松平右京大夫輝高、かの旅館東本願寺に上使たり、

明和元年二月十六日信使旅館に着、

一朝鮮人江戸着道筋、芝車町大木戸より通り、芝口、京橋、日本橋、本町三丁目、同四丁目、大傳馬町通り、通旅籠町より通油町、通鹽町、横山町通り、同朋町、馬喰町、淺草橋御門、茅町、瓦町より鳥越橋、御藏前通、黒船町、駒形町、觀音雷神前通、東仲町田原町報恩寺前、崇福寺前より、東本願寺へ入、栗園漫抄、

明和元年二月廿六日、按ずるに、この書日次を誤れり、朝鮮人來朝、此日江戸入、前宵より今朝迄雨天、上上官馬上に而各桐油雨襦着、下官等は坊主合羽、笠の上へ油紙にて笠なりの油紙をかけ、龍虎の昇はしばり、其外みな

雨紙を懸る、小雨たるをもて中に雨具をも取たるもあり、和世説、

明和元年、淺草本願寺旅館、

六萬石加藤遠江守下谷

五萬石毛利能登守日ヶ窪

御附御

代官、辻源五郎、吉田久左衛門、宮村孫左衛門、青山市左衛門朝鮮人來朝之記、

加藤遠江守泰武、寶曆十四年甲申二月、朝鮮人來聘、於江戸淺草本願寺蒙可饗應之命、改選諸家譜、
 明和元年

一韓使一行の中に、軍官の徐有大と云人殊に大力にて人を悪殺すること魔の如し、拳を以て一たひ撃は人立所に死すと、傍なる韓人云りけるも、多力の人と見へたり、總て一行四百餘人いづれも吾國の人に比すれば、一段長高く大力にて皮膚厚く胸廣く兩乳の間遠し、これ其土地の然らしむる所に於て、一國の人皆此のことしと思はる、人を擇て來るにはあらず、然れば外の人も何とやらん、吾國の人より膂力すくれたるやうに覺ゆ、しかし相者の言をきくに、韓人はすへて指甲薄し、勇力の相に非すと云り、人々多力なるにもあらざるへし、

一浪華にても江戸にても、客館人に一度つゝは改し饗應を行はせらるゝ事也、しかるに、日本にて饗應の事を、振舞といへる事を、かねてより彼國の人聞及び、學士書記などの思へるには、振舞とは饗應の時は必舞樂を奏するなり、然るに、今舞樂のなきは禮の衰へて略せるなりとぞ、振舞の義は左にあらざるへけれども、韓人は此臆度をなすもさることなりと、魯堂の物語れり、金鷄雜話、
 寶曆年信使之時、

一毛利能登守様より御用意、

黃純子暖簾三下り、上上官○絹布交同五下り

内壹下り、上判事○内壹下り、製述官○内壹下り

り、押物判事○内壹下り、次判事○内壹下り

軍官拾七人○淺黃絹同壹下り、別破陣より次官迄、

一加藤遠江守様より御用意、

赤地純子暖簾三下り、上上官○紺絹同上、書記

書員○花色絹同壹下り、寫字官醫師○紅同貳下り

中官入口○木綿皿砂同壹下り、下官入口○

絹布交同壹下り、軍官拾七人○淺黃絹同壹下り

別破陳より次官迄、一享保延享兩度とも聘使住居所にも暖簾有之、小野某留書、

明和元年二月十八日

上使 松平右近將監

松平右京大夫

三使 松平右

右者一昨十六日着に付、被遣之、柳營日次記、

明和元年二月十八日、

一朝鮮信使到着に付、東本願寺に上使、右近將監、右京大夫衣冠重太刀檜扇、宗對馬守、衣冠重太刀帶、松平和泉守、按ずるに、御用掛、加藤遠江守、毛利能登守、大井伊勢守、一色安藝守、按ずるに、大井伊勢守、御用掛、勅定奉行、各大紋庭中西之中程迄出迎、上上官貳人東之方、罷出上使會釋有之、對馬守、上上官二人上使に先達階上へ上り西東へ開く、三使縁頼東之方に出迎、上使、三使互に一揖有之、上上官一人三使之後にしたかふ、上段に而上使は西方、三使は東之方互に二揖有之各齒に着座、上上官三人三使之跡に従ひ下段東之方に有之、上使供之布衣着之者刀持

とも五人宛上使に従ひ階上へ上り上段西之縁頼に罷在、上使、宗對馬守に會釋有之而對馬守上段へ上る、上意、可申渡旨申付、對馬守上使之側に進む、于時信使遠境來朝し太義に被思召候、依之御使被成下旨、對馬守に右近將監申渡、對馬守上上官に申渡、上上官三使之側へ進み銘々上意傳之、上使重而此節、國王安寧、被在之哉之旨被聞召度段申渡、如前傳達、此節小童人參湯持出之、三使上上官を招道中御馳走岡崎に上使之御禮申上之、對馬守承之上使に申渡之、三使御請之趣上使に對馬守申傳之、對馬守上上官下段へ退く、上使、三使座を立二揖有之而上使三使如初東西へ退く、三使出迎候所迄送之、對馬守、御馳走人、上上官二人先立一揖之間階下東西に立留り庭中最新出迎之場迄送之、上使召連供之者、布衣着五人近習之者五人鬘斗目麻上下着之、其外白張着四人召連候、御日記、

文化八年辛未年三月廿九日、朝鮮の信使正使全履喬、副使李勉求以下、對馬國に着船し府中國府寺を旅館とす、二たひはしめて、對馬國に禮行はる、の次四月九日旅館において兩使及び上上官御響應、同十一日上上官中官、

同十三日軍官以下に御料理を賜はる、

文化八年辛未年三月廿九日、朝鮮人對州へ着岸す、片山氏筆記、

聘禮の期、文化八年五月と定りしかは、其年のはしめに各對州へ趣く、按ずるに、御用此時對馬の國主は對馬守義功が嫡男にして、對馬守義質と稱して、此時義質主歲十一歳、官年の十六歳其進退成人も及はずさ沙汰せり、按ずるに、百餘諸略によるに、義質封叙爵せしは文化九年冬にして、この頃猶若干代と稱す、義功疾、國內國府寺と云寺内により義質代りて聘事に與しなり、國內國府寺と云寺内に客館を建、來聘使の休息所とし、邸居を修補し聘禮執行の所とし、專修聘の儀を執り、斯くて文化八年三月廿九日午の刻に朝鮮之正使通政大夫吏曹參議知製教金履喬自注、字公世、號副使通訓大夫弘文館典翰知製教兼經筵侍讀官春秋官編修官李勉求自注、字子餘、號上上官按ずるに、鶴林情盟附錄、知中樞府事南震、五十五歳、上上官按ずるに、譯官堂とあり、知中樞府事立義洵自注、字敬天、號垣大護軍立斌自注、字陽元、號同知事樞府事崔昔自注、字明遠、號上判事前判官下文圭自注、字玉汝、號梅前主簿崔仁民自注、字章叔、號漢學上判事前正李儀龍自注、字雲桐、號次上判事前主簿金祖慶自注、字春蓮、三前判官秦東益、自注、字直哉、號押物判事副司猛趙

行倫自注、字明五、號前判官洪得俊自注、字仲偉、號製述官奉常寺僉正李顯相自注、字相之、號正使書記幼學金善臣自注、字士緯、號副使書記通德郎李明五自注、字李其、號醫員生徒金鎮周自注、字汝安、號活副司勇朴景都自注、字從五所、四寫字官護軍皮宗鼎自注、字子宣、號書員副司果李義菴自注、字爾信、號以上者上上官也、正使軍官前營將具毅和前府使李一愚、前郡守柳相弼通德郎趙晚錫、副司勇文永詰、副司軍官尙衣院主簿李勉玄、前內乘李運植、前五衛將鄭宅舛、前營將許乘前懸監金最行正使伴人進士李文哲、別陪行幼學金萬亨、敬天玄知事陽元知事明遠崔同知、以上上上官三員、玉汝卞、判官章叔崔、主簿漢學雲卿李判事、以上上判事三員、子祐金主簿直哉泰主簿、以上上判事二員明五趙、主簿仲偉供、判官以上押物判事二員、相之李製述官右製述官一員、正使士諱全書記、副使李良書記二員、汝安金、主簿聖拜朴、主簿醫二員、早重皮護軍右寫字一員、爾信李主簿書員正使軍官五員、副使軍官五員、以上二十四員、正副使伴倘二員、正使別陪行一員、理馬一人、喂鷹一人、騎船將二人、右次官七員、

人盤纏直一禮單直一人、一船將二人、卿書記二人、都訓導二人、使孛子四名、一行、孛子三十名、陪小童十五名、小通詞十名、刀尺五名、使令十四名、吹手十二名、名節鉞手四名、刑名手二名、吸唱四名、炮手四名、令旗手四名、清道旗手沙工十六名、蠶手二名、巡視旗手四名、月刀手四名、長鎗手四名、馬上鼓手四名、銅鼓子四名、大鼓手二名、三穴銃手二名、細樂手四名、鏝手一名、右中官一百六十九名、風樂手十二名、格軍一百十八名、屠手匠一名、右下官一百三十名、都合人員數二百三十四、自注、使二員合對州府中湊へ着岸、自注、釜山浦より四、二百三十六、對州府中湊へ着岸、十八里、其日上陸國府寺の境内にあらたて十町ありといふ、の客館に入、四月九日正使副使上上官へ客館に於て、七五三の御料理にて御饗應あり、同十一日には上官中官同十三日には軍官以下下官等へ、御料理を下さる、同十四日小笠原大膳大夫忠徳、對州府中に着岸、自注、豐岐勝元より出帆、同十五日上陸府中金石と云處を止宿とす、自注、金石は、府中也、此所より國主屋敷迄、此所より國主屋敷迄、同有元國主の屋敷迄、同有元國主の屋敷迄、同有元國主の屋敷迄、同年五月朔日脇坂中務大輔安董同所に着岸、同十二日上陸府内金石の傍、自注、家老の屋敷三軒、を以て、旅宿とす、其外林大學頭及び大目付御目

付、以下の人々も來着す、自注、金石の近邊、家老用人の家にあつて、旅宿とす、輕き乘は、町宿、同月十三日、朝鮮正副使を御尋として客館へ、上使、脇坂中務大輔安董、自注、山本氏筆記、衣冠、文化八年

一朝鮮信使一行正月廿日都發足、三月十二日朝鮮國釜山浦出帆、同十三日對州佐須奈浦に着岸、同廿九日、對府着、

御禮式覺

一四月九日朝鮮人々、着御饗應有之、客館上段之間、信使兩人七五三、御料理、奈良屋押菓子、同次之間、上上官三人右同斷、島臺、但給仕對馬守家來熨斗目長袴、御役人者、熨斗目半袴、扣所に着座、

朱書、但美濃守、按するに、大目付、主膳正、按するに、御勸正、左衛門尉、肥後守、按するに、御目付、遠山、今日御役人對面可有之所、印信關估置所并侍立

儀者延引に成、依之右御饗應暮時より相始四ツ時頃相濟、

一對馬守役人より者早め客館に被相詰、但狩衣にて信使に對面有之、對馬守家老布衣、留

守居長袴、

一信使館 相接時、烏紗帽、公服黑團領、

一上上官 烏紗帽、紅團領、銀帶黑靴、

朱但信使に付添上官、自注、武小童一同に罷出、

文官者烏紗帽青絲之服、武官者紫裏紅之服、劔弓矢を携笠を冠、

一兩使上上官に、御料理木具之外、高盛之品、并奈良臺、島臺頂戴致度段相願、前々、本願寺之節も右之通、被下候例を以、被下に相成、

四月十一日

一前同斷御饗應有之、上段次之間、上官二十四人、朱書、(但内三人不快之趣に而、不能出、)同、次官七人、右七五三御料理被下之、

(朱)但上官之内上判事、押物判事、製述官、良醫、四人、一席、拾人つ、二席、次官壹席にて可被下積之所一同に頂戴仕度段相願候に付、一席にて被下、晝頃より八半時頃迄に相濟、

一對馬守四時相詰、家來迄一同熨斗目半袴、一服之儀前九日之通、御役人方一同のしめ半袴、一上官次官共に御料理高盛之品、前段之通頂戴、

四月十三日

前同斷御饗應有之、客館下段、小童拾五人、五々三御料理、銘々部屋にて「中官百五拾四人、五々御料理、貳度に被下、同斷」下官百三拾壹人、二汁七菜御料理、貳度に被下、

(朱)但晝時より始、夜五半時迄に相濟、

一對馬守前同斷、家來前同斷、一御役人方支配向共前同斷、一小童中官御料理高盛物等同斷頂戴、一對州にて信使に御饗應御料理請負人町料理人頭取石井次兵衛罷越候、

但料理人五拾六人、木具屋八人、糸花屋五人、合七拾人相下る、一信使一行着御饗應之節、聘使上上官御扣に相殘居候、奈良屋島臺右者岩千代に相廻し候様達有之、

朝鮮人膳部獻立

果棠餅 切餅色々高盛、「昌麴 蜜漬生姜桔梗色付 葛切、」鶏蒸 丸煮龜足、「於音炙 鯛作り身さんてん、」折肉 鯛脊切身さんてん、「煎油魚 鯛い

りこ鮑申ざしさんてん、「金饌熟 煮干鮑、海參熟 豆腐あん筒切りこ玉子掛さんてん、紅蛤熟煮いの貝、魚菜 湯引鯛切身上は置岩茸ねぎ椎茸、右大撰匙盛 右大皿盛

正果 丸餅胡麻かけ、薬果 薬果高盛、「生栗 生むきぐり、「胡桃 むきくるみ、「大棗 煮なつめ、「熟卵 ゆで玉子、「黄栗 乾栗、「乾柿 角切柿植松實、「右中撰匙盛 右中皿盛

湯 干柿蜜水松の實、「水正果 水物山茶莢引くす切砂糖入、「右中市兒盛 右天目盛

柏子 中皿松の實、「鐘子二 猪口蜜同 以上、近藤酢醬油 某留書、

文化八年

一縮幔幕一張 御玄關○一同幕五張 内二張、御玄關左右 内一張、北之椽側 内一張、南之椽側 内一張、上使御扣所之椽側○一同暖簾四下り、内二下り、内二下り、内一下り、

右御行禮家之分

一縮幕一張 東之椽側○一同暖簾三下り、 内二下り、兩使炊所入口 内二下り、上上官家廊下出口 右聘使住居所之分、

一縮暖簾一下り 上上官家廊下入口○一木綿暖簾七下り、 内一下り、上上官炊所入口 内一下り 上上官炊所入口 内一下り、中官家之廊下出口 内二下り、中官家廊下東西出口 内二下り、下官家廊下南北出口

右上官家より下官家迄之分、

一弓三十張 一鞞三十甫 一鍵二十本 一三ッ道具 以上臺用意、此内鍵三ッ道具建者此方用意、

一紋紙屏風一双 一挑灯三張 一燭臺五本 一縮幕三張 御行禮之節 一布同三張 平日

右大廳番所、

一鐵炮十五挺 玉藥胴亂火繩 一鍵五本 一三ッ道具 以上、臺用意 一紋紙屏風半双 一挑灯三張 一燭臺三本 一縮幕二張 御行禮之節 一布同二張 平日

右表門内番所、

一弓十甫 一鐵炮十挺 正藥箱胴亂火繩 一鍵十本 一三ッ道具 以上臺用意 一燭臺五本 一挑灯三張 一布幕二張

右惣門外番所、

一木綿幕八張 一三ッ道具候八通、

右堅番所八ヶ所、

一番手桶臺挑灯御備之事、

一濕突敷蓆之事、

此節於江戸表信使一行の御渡物品積之内、

絹田町交暖簾二下り 上上官○紬花色同三下り 上判事二人、製述官一人、良醫一人○紺木綿同五下り 上官二十三人○萌黄木綿同二下り 次官十八小野某留書、

五月十三日信使旅館に、上使として脇坂中務大輔安黨參向し、慰勞の上意を傳ふ、

文化八年五月十三日

一客館に上使脇坂中務大輔、自注、衣冠、

一岩千代、自注、衣冠、家老布衣、

但對馬守今朝より相詰候所、痛所相起、立居不自由に付、兼而江戸表に而御差圖も有之儀に付、倅岩千代代勤之積致度段、家老より伺出、評議相濟朝鮮信使之方にも右之段相届る、

一林大學頭、井上美濃守、柳生主膳正、遠山左衛門尉、佐野肥後守、松山惣右衛門、

但諸大夫大紋、惣右衛門布衣、

一御勘定組頭、御勘定吟味方改役、御勘定長袴、其他御徒目付、御普請役麻上下、御小目人付平服、

(采)但儒者御右筆出席無之、

一朝鮮信使上上官服前御饗應之節之通、

一上使相濟而、御役人一同信使上上官の對面有之、按するに、是より前御用掛の輩、信使に應接の時及び上使禮式等の事により、宗義功家來より掛合の始末、書面をもて申出されり。

一未五月十日、中務大輔殿に差出書付、

朱但承置段御達に相成、

氏江左織
平田隼人
多田左膳
小野直衛
大森繁藏

乍恐奉申上候

去月九日、御役々様信使客館に而聘使初而御對面被成候等之所、彼方之印信關帖、御對面席に被持出候而者御對面難相成與之御達に付、其趣追々懸合仕候、然處彼方に而者、前々江戸表於本願寺御役々

様御對面且上使被成下、上使御對面之節も印信關帖者、其席に持出來候由申聞之、對馬守前々之書留に、持出之有無相記無之候得共、此方之書留に者不被持出之趣に而幾遍も懸合仕、尤彼方不持出候而者難相濟と申聞之主意者、聘使として被差渡候故朝廷より印信關帖被相渡、則聘使動向に付候第一之品に御座候得者、暫時も側を外し候時者勤向相離候に相當、依之前々江戸表に而者、登城之節殿上之御間を差置候外者、於何方も側を相離不申、右殿上之御間を被差置候者、乍恐御正前に付之計、江戸表之上使も御使、聘使も朝鮮王之使、御使者相互故、御對々之御事に有之候得共、御正前與者御同様に者仕兼、扱又上使之節すら前々右之通仕來候付而者、御官員且對馬守對面之時者、猶又持出來候由に而、多日種々掛合相盡候得共、兩様共に者何分承知無之、客館に上使被爲入、上使御對之節者、印信關帖上使御詰所の可被差置、御役々様御對面之時者、對馬守對面之通、何遍不被持出様には仕兼候趣、昨夜兩使之返答上上官を以申聞有之候、御役々様御對面之節之儀も、何卒御達之通

持出無之方に仕度種々掛合詰候得共、上使御對面之節之儀を、漸右之御場所被差置候丈けに申談仕候次第御座候間、是等之趣乍恐宜御聞通被成下、此上之所可然御差圖之程奉願候、
右之掛合御禮式に被爲差臨候御場、多日之掛合に相及び、彼方之返答申上方段々遅延仕、對馬守且私共に至、誠に奉恐入候得共、此度之懸合筋彼方に而者品重く、第一聘使者勿論、上上官等歸國之上首尾合之所深相恐候付、是迄實に被相決兼候次第に相聞、依之容易に決定之返答いたし被兼候間、申上方延引仕候事情をも、乍恐宜御聞濟被成下候様願奉候、以上、

五月十日

氏 江 左 織
平 田 隼 人
多 田 左 膳
小 野 直 衛
大 森 繁 藏

一同日同斷、

前 名 前
信使客館上使被爲入御禮式之間、彼方塀重門爲開

候様、御手續書有之候付、其趣申達候處、彼方に而者、被相敬候御方者御通筋を開候儀禮に相叶、閉候者圍み候に相當り甚失禮之由、扱又右之門を閉候而者、樂を奏候役にも御禮式之填所相見不申、旁以閉候儀承知仕兼申候、

一未五月十二日中務大輔殿の出候書付、

(未但承置段達に相成、

平 田 隼 人

大 森 繁 藏

客館に上使被爲入候節、聘使之後に上官小童君座之儀、先般評定仕候節御次第書之御旨を以、彼方に掛合仕候處、其砌彼方より返答仕候者、御禮式書之通相心得可申段申出居候付、上官小童聘使之後に侍座仕事與相見居候所、當所の着砌より右着座之一件、彼是難澁申聞、何分禮におゐて其座すると申儀者、我國に而者無之、御向ふに奉對候而者不敬に相當、使臣に對候而も失禮之儀者難仕、最前講定之節者其所迄は不行届候、其砌御禮式之儀者彼是一同と申上候者貴國に而者侍座禮に相當候事故、貴國も禮を以御應對不仕候而者、失禮に相成申候に付侍立と被相心得候由申出候付、今更に相成、間違

成筋を何角申出候段甚如何敷、何分侍座致候様色様々懸合相盡候得共、此儀に於て者、御向に對失敬相成候筋故何分其通に者難仕、右様之事も有之候付、先般講定之節も、對州に罷渡候上猶又御禮可申上段申上置候事に而、當所の罷渡段々講定之件件再吟味候所、彌上使被爲入節聘使御應對之間、侍立不致候而者、禮を缺き候に相當候事故、前々於本願寺も侍立仕來候得者、旁何遍も侍座難仕、幾重にも宜御聞通被成下候様、申聞有之候、

右之通、最前申出候筋を、今更に相成間違成義を申聞甚以如何敷、決而取揚可申上筋無之候得者、侍立不仕候而者御向に奉對不敬に相成、尤前々對馬守書面にも、上官等三使後に相立と書載有之候得者、彼方より申聞候趣と引合申候間、此上何角と掛合仕候時、此度初例之義を懸合候に相成候に付而は、急に尋明申聞敷哉に相考、甚以奉恐入候得共、何卒右之事情宜御聞留被成下候様奉願候、以上、

五月十二日

前 兩 人 以上、近藤某留書、

文化八年、朝鮮信使客館に上使之次第、一朝鮮信使到着に付、客館に上使依有之、井上美濃

守、林大學頭、柳生主膳正、自注、各遠山左衛門、佐野宇右衛門、村垣左太夫、自注、各布衣○按するに、村垣左太夫代り松山惣右衛門なり、詳に信使聘禮饗應の先達而罷越、宗對馬守、自注、服兩長老も相越、按するに、天龍寺○長老、東福寺宜長老なり。

一爲上使脇坂中務大輔自注、服相越堀重門に而下乘、但堀重門より玄關前迄、薄緣敷之、

一左衛門、宇右衛門、左太夫者堀重門之外左右に出迎、對馬守、美濃守、大學頭、主膳頭、并兩長老者庭中北之方、上上官一人南之方に罷出、上使會釋有而對馬守、兩長老并上上官南北に分れ、上使に先立縁類に上り、對馬守、長老上使之後わひらき、上上官兩使之後わひらく、美濃守、大學頭、主膳正者上使之跡に從ふ、

一兩使縁類南之方に出迎二揖有之、上上官一人兩使之跡に從ふ、

一上使者北之方、兩使者南之方、順々に立並ひ本間を通り、齒之前に而相互に二揖在之、各齒に着座、但上使供之布衣着之者、刀持共上使に從ひ、階上わより北之縁類に罷在、兩使に相從ふ上官之輩者南之縁類に着坐、

一對馬守、美濃守、大學頭、主膳正上使之跡に從ひ次間北之方に一同立並ひ、上使兩使二揖相濟而着座、左衛門、宇右衛門、左太夫者縁類左右に罷在、

一上上官者兩使之跡に從ひ次間南之方に在之、一上使對馬守に會釋在之、本間に出座、

上意可申渡旨申聞、對馬守、上使之側に進む時、信使遠境渡海、大儀被思召候、依之御使被成下旨上意之趣申渡之、對馬守承之上上官を本間之内に呼、上意之趣申合之上上官兩使に傳之、過而對馬守、上上官本間之末南北に退き罷在、此節小童人參湯出之、一兩使上上官を以、上使之御請申述、對馬守上使に演達し退座、上上官も次間の復座、

一上使、兩使座を立、相互に二揖在之、如初南北に立並ひ退出、兩使最前出迎候處迄送之、互に一揖在之、對馬守、兩長老并上上官、先達一揖之間階下南北に立留、出迎之所迄送之、其外相送面々、如出迎之時、上使屏重門外に而乘輿、

但上使之刀持、其外布衣着之者、跡に從ひ罷在、
小野某留書、

信使滯留中酒肴、菓子兩度賜はる、歸國の御饗應は彼

の請ひにより、下行にてこれを賜ふ、

文化八年六月朔日、信使へ御尋として、槍折杉組樽等下さる、自注、前日上使より對州呼出し申渡、翌日對州家來て上上官ならひに添、上使旅宿へ相越す、○按するに、七同九日五三とあるは考いたし、但饗應掛なきをいふにや、同九日大膳大夫より正副使旅宿へ時候見廻達す糟漬廻一桶斤入、素同十一日、信使へ兩度目御尋品朔日に同し、
山本兵衛記、

文化八年

一六月朔日初度御尋として、左之通被下之、

聘使に 大折二 杉重二樽二

上上官に大折三 樽三

一六月十一日二度目御尋として、左之通被下之、

聘使に 大折二 杉重二 樽二

上上官に 大折三 樽三

右之通、御禮萬端無滞相濟、

一信使副使上上官に、在留中兩度爲御尋被下候、折樽之圖、○省略、

但上上官に被下候分は洲濱形付、

一柳樽 但一斗入

初度之分
兩使銘々

一御折二 饅頭八百、砂金餅八百、金頭餅八百

(朱小倉野餅品替に成)羊羹二十貫目、卷昆布六十本、

一御杉重二組 上之重 かすていら三斤、有

平糖二斤、かるめいう二斤、求肥六斤、龍眼肉二斤○中之重 油醬油付燒、鶏二十羽、酒煮剪鼠海

三十、からすみ三十、同干鮎百、醬油煮染しむ竹三升○下之重 醬油煮染麩二百、同薯蕷四十本(朱東

芋と成)柚子四十、

一御樽二荷 但一斗入

上上官三人銘々、

一御折三 饅頭九百、砂金餅千五百、(朱小倉野

に成)羊羹六貫目、かすていら六斤、有平六斤、須濱形 肴臺三(朱但折之内に入、廻りに菓子

を詰)醬油付燒鶏十八羽、酒煮煮海鼠三百、からすみ四十五、醬油煮染麩三百、同薯蕷六十本(朱東芋

に成)同椎茸六升、

一樽三荷 但一斗入

二度目之分

兩使銘々、

一 御折二 三ツ重饅頭千八百、(但かいしきなく、一ツ並檜葉を敷、)

一 御杉重三重組二組 上之重 油醬油付焼鹿肉二十斤(朱家猪に成) 酒煮車るび三百(朱伊勢海老に成) 煮貝鮑三十、醬油煮蕪椎茸四升、同薯蕷四十本〇中之重 かすていら四斤、有平三斤、落雁四斤〇下之重 伊賀餅二百、きんとう餅二百、やうかん三貫目、

御樽二荷 但一樽酒二升宛、

上上官三人銘々々、

一 御折三 饅頭九百、伊賀餅九百、きんとう餅九百、やうかん十八貫目、

須濱形、 肴臺 但前同斷、 油醬油付焼鹿肉二十四斤(朱前同斷) 酒煮車るび三百、(朱前同斷) 煮貝薯蕷六拾本、(朱前同斷) 同椎茸三升、

一 御樽三荷 但壹樽貳升宛入

一 右折杉重者、大坂表にて下拵、對州にて仕上、樽者大坂にて仕立、相廻候事、

一 菓子、是以大坂より其職人相下り、製方有之候事、

一 一式御入用、金三百五拾五兩三分貳朱餘、

但追而増減之積之事、尤對馬守家來引請なり、

一 信使一行、出帆差急候儀に付、發足御饗應近頃失禮之儀に候得共、下行に而被相渡頂戴仕度、右之段承届候上者、大慶致候旨先達而より、對馬守家來より申出、取調一同評議濟之上、脇坂中務大輔方に而承届候段達有之、

一 朝鮮人客館に、日々爲見廻御勘定組頭吟味方改、按ずるに、この中、問誤脱あるへし、御勘定吟味方改役、御普請役罷越、尤御徒目付、御小人目付同斷、

但服之儀者平服、尤四月六日より六月廿日迄見廻之事、

一 朝鮮人着御饗應三度に被下濟御届、并朝鮮人無異儀、客館其外相替儀無之旨之御届、夫々客殿上使御役人對面、夫より來簡請取、夫より廣間饗應逗留中二度御尋檜折杉重被下濟、夫より御返翰渡、夫より發足御饗應下行に而被下濟、右都度に御届并客館相替儀無之旨、御届且御用狀共出る、

(朱)但右差立七度、且其外御用狀、江戸懸より之分、往返數度之儀に付略す、重立廉計如此、尤道

中にも江戸往返御用狀數度也、以上、近藤某留書、

通航一覽卷之七十二

朝鮮國部四十八

○信使贊導附宗氏家人拜謁并御服等

按ずるに、こは宗氏及び兩長老をいふなり、長老の事はもと對馬國以前庵主方長老の職にして、すへて朝鮮國往復の書翰を掌り、また信使來聘の時は宗氏さまに館伴の事にも與り、しかり、寛永十二年方長老罪蒙ふりて遠流のち、五山碩學のうちより、以前庵に輪番を命せらる、その任方長老の時のことし、但輪番以後信使來聘には、必當加番に兩長老同伴の事となりぬ、故に宗氏と併せてこれを三館伴とも稱す、事は對馬國以前庵輪番の條に詳なり、明層度より以降、宗氏に人馬の御朱印を賜ひ、正徳度御暇のときは特に舊領の地加恩を賜はる、また同時向後朝鮮人同道參府のさま家老にも拜謁を許さるべきの命あり、

朝鮮國通信使贊導、宗氏及び兩長老參府の御禮獻上物、ならひに御暇の時拜領物、また聘事にたつさはりし宗氏の老臣等も、拜謁を許され、獻物賜ものあり、

慶長十二丁未年五月六日、宗對馬守進上、按ずるに、義智信使同伴

着府せしは閏四月廿四日なり、段子五十卷紬布五十反、慶長見聞書〇按ずるに、慶長年録官本當代記創業記等に

に袖布に作る、慶長十二年四月、朝鮮正使呂祐吉、副使慶暹、從事官丁好寬來朝、義智爲之先容、三使者賜物、義智亦拜領御馬二疋、其外賜物猶多、改選諸家系譜、

通航一覽卷之七十一終

元和三丁巳年八月廿三日、宗對馬守義成、柳川豊前守調與按するに、豊前守は、出於御前有獻物、是與朝鮮人同來故也、按するに、義成等信使發遣入洛ありしは、この月廿一日なり。今年伏見城にて聘禮行はる、九月五日、今晚義成調與賜暇、各賜銀子御服、是與朝鮮人相與同行也、羅山文集、紀年錄、

元和三年九月五日、朝鮮の信使暇たまはりて歸國のとき、賜ものあり、義成もいとまたまはりぬ、且白銀吳服を拜領す、時に義成十四歳、寛永宗義成譜、元和三年九月五日晚、宗義成、柳川調與賜暇各賜白銀御服也、慶延略記、

元和三年九月五日、朝鮮人御暇、宗對馬守義成、柳川豊前守調與同賜暇、萬年記、東武編年要録○按するに、此月十日伏見を發す、寛永元年甲子年十二月廿二日、三使および義成、みな御いとま賜はり歸國す、ともに賜ものあり、按するに、參府拜謁及び獻上物等、の事記載を闕く、時に義成年二十一、寛永宗義成譜、○按するに、義成信使同進、この月十二日江戸に着し、同月廿七日府を發す、

寛永元年十二月廿二日、朝鮮の三使及び宗對馬守義成に暇を賜はる、賜物しなあり、東武實錄、慶延略記○按するに、慶延略記、廿七日に係く、

寛永十三年丙子年十二月八日

一宗對馬守御目見、進物品々進上之、是今度朝鮮の信使御當地參上に付而致同道可參之旨上意に而去比國元元差遣之、一昨日信使來着に付而也、云々、一召長老璘西堂自對馬守付而御目見、或書載、寛永日記、

寛永十三年十二月廿八日、三使歸國のいとまたまはり且賜物あり、義成も又御懇意の旨を蒙り、光忠の御刀をたまはる、寛永宗義成譜○按するに、義成等信使の御刀をたまはる、同行府を發せしは、この月廿九日なり、寛永十三年、召長老璘西堂へ御暇、銀百枚吳服十宛也、去年璘西堂一人御目見之時者、銀五十枚吳服五之由、宗對馬守殿面説也、異國日記、

寛永二十年癸未年七月十日午後刻御黒書院出御、宗對馬守御目見、人參二十袋、金入純子五卷、照布二十疋、口皮五十張、虎皮三張進上之、是今度朝鮮の信使就來朝、對馬國より令同道、依下向今日御目見也、按するに、着府ありしは、この月七日なり、次且長老、洪長老以進物御目見、是今度從對馬國依參上也、獻廟日記、

寛永二十年八月四日、松平伊豆守、牧野内匠頭按するに、伊豆守信綱は老中、内匠頭信成は殿有院殿の御傳なり、兩御所の御使となりて義成の館に來り、歸國のいとまをたまふ、按するに、信使に暇たまはりしは、この月七日なり、

ふな、且將軍家より銀子五百枚、ならひに帷子單物各十領をたまはり、竹千代君よりも按するに、殿有院殿、又帷子單物拾各十領をたまふ、同五日義成登城し奥の御座において拜謁、禮謝す、時に仰にいはいく、信使を携へて參向す其勞尤至れり、又仰に彦滿丸按するに、義眞の少名なり、其生年よりも生長す、まことに好時節にむまれあへり、竹千代か代に及びて、朝鮮國接待の事、義成か時のごとく相かはらす是をよとめは誠に可なりとのたまひ、御手つから卯月江の墨跡を義成にたまふ、寛永宗義成譜、

寛永二十年八月三日、按するに、四日の誤りなり、公方様より 銀子五百枚、御帷子二十 宗對馬守 銀子百枚、御帷子十 洪長老 同斷 且長老 若君様より 御拾十、御帷子二十 宗對馬守 御帷子十 洪長老 同斷 且長老に、義成等この月六日信使と申し、江戸を發す、

明曆元乙未年十月四日 一黒書院出御、宗對馬守參勤御禮、按するに、對馬守義成は、この月、今度朝鮮信使同道太儀に思召之旨上意有之、次脱カ一脱カ本達長老、二束二卷柏長老御目見、

是又朝鮮信使參府に付罷下、御日記、明曆元年十月四日參勤御禮、

是又朝鮮信使參府に付罷下、御日記、明曆元年十月四日參勤御禮、
獻上物 宗對馬守 虎皮五枚 鮫三十本 豹皮五枚 人參二十斤 照布二十疋 金襴五卷 太刀目録 一一束一卷 達長老 一二束二卷 柏長老寛明日記、
明曆元年十月廿五日、三使及義成賜暇歸國、共有賜物、十一月朔日江戸發途、改選諸家系譜、
銀五百枚 宗對馬守 時服二十 同播磨守 銀百枚宛 兩長老
同廿六日

一黒書院出御、
宗 對馬守
右御目見御暇、左文字御腰物被下之、
宗 播磨守
是又御暇、御馬被下之旨、御日記○按するに、記載によるや、また拜領もの數及び上使し、諸記に異なり、不審といふべし、
明曆元年十月廿五日
銀子五百枚、小袖二十
宗 對馬守拜領

同 播磨守

御馬一疋、小袖二十領、

右使阿部豐後守也、按するに、老中忠秋、

按するに、後年の例によれば、上使の時、銀御服のみにて、右禮登城拜謁ありて、御刀御馬を賜はるなり、この書温同して記せしなるへし、
下同し、

一銀子百枚 府 一銀子百枚、小袖廿 達長老 一同斷 柏長老、寛明日記、正慶承明日記○按するに、この三使等御暇賜はり、下され物ありしなり、

明曆元年十月廿五日

銀百枚、御服二十 達長老 一同斷 柏長老

此兩僧には於殿中被下之、朝鮮使來聘記、

明曆元年十月廿七日

一宗對馬守召之、朝鮮人御用被仰渡之、來晦日歸國之由、按するに、十一月朔、日江戸を發す、

一朝鮮人歸國之刻、宗對馬守に、人足二百人御傳馬三百疋、御朱印被下之、朝鮮使來聘記○按するに、人馬御朱印の事、この年をばしめさす、その證見ゆ、

天和二年八月廿一日、朝鮮人到着に付、宗對馬守に上使大久保安藝守按するに、奏者番なり、この日三使旅館へも上使あり、御徒方萬年記、甘露

天和二年八月廿二日、爲上使宗對馬守に、奏者番松平因幡守被遣之、朝鮮來朝記、

天和二年八月廿五日

一昨日御觸依有之、今日御禮衆雖爲出仕、少々御風氣に被爲成御座、明後廿七日朝鮮人御對顔に付、爲御養生御表に御不被遊之旨、老中被仰渡之、
同月廿六日

一巳之後刻御黑書院出御、參勤御禮、
金馬代、人參廿斤、虎皮五枚、豹皮五枚、照布廿疋、

宗 對馬 守以上、萬天日錄、

天和二年八月廿六日、人參二十斤、虎皮五枚、豹皮五枚、金馬代、照布二十疋、宗對馬守參勤之御禮として獻上、柳營日次記、甘露叢、

天和二年九月朔日、朝鮮人に相添罷越候御禮、

一束一卷宛 一同斷 相國寺尹長老 東海寺辰長

老柳營日次記、

天和二年九月四日、宗對馬守登城、筑前守御老中列座にて牧野備前守を以、今度朝鮮人來朝に付て諸事精被入候段、御喜悅被思召候、且又朝鮮御用之儀、筑前守可相伺之由上意之趣、被申渡之、
同月按するに、この書、十日の文を脱す、

上使、以御老中宗對馬守、御暇銀五百枚、時服三十枚、御馬一疋拜領之、前々御暇之節は、銀三百枚被下候處に、此度は朝鮮人同道に付、二百枚増并御腰物被下候、以上、朝鮮來朝記、

天和二年九月十日、宗對馬守御暇、上使豐後守を以、按するに、老中阿部正武、銀五百枚、時服三十被下之、若君様より、内藤若狹守を以、按するに、淨徳院殿、御傳内藤重頼なり、時服三十被下、爲御禮登城、於御黑書院御目見、御腰物左文字、自注、代金、御馬一疋、拜領之、以上、柳營日次記、

天和二年九月十日、

一今朝、宗對馬守に歸國の御暇被下、上使阿部豐後守、彼宅に趣き上意の旨を申渡す、公方様より、白銀五百枚、時服三十拜領す、從若君様、内藤若狹守、上使として、時服三十被下、

一巳下刻、將軍家黑書院に御出、對馬守罷出候て今朝の御禮申上く、御前近く召せられ御刀を自注、左文、五十枚、被下、豐後守取次す、對馬守頂戴して次の座へ退出し、拜領の御刀を帶して又御前へ出、時に御馬被下の上意あり、筑前守按するに、大老堀田正俊、御挨拶し且

又來年參勤御免の上意を申渡す、
一柳の間にて、靈長老、辰長老に銀五十枚時服五宛被下、豐後守申渡す、天和二年朝鮮來朝記、

天和二年九月十日、執政阿部豐後守正武御使を承はり、宗對馬守に御暇并銀五百枚時服三十を賜ふ、對馬守義真、登城拜謝す、御刀御馬を賜ふ、若君より、内藤若狹守重頼御使を奉はり、時服三十を賜ふ、朝鮮の、信使來聘に因て勞あるゆへ交替の常例にあらず、靈廟實錄、

天和二年九月十日、宗對馬守宅、阿部豐後守を上使として、御暇被下之、

一白銀五百枚 一時服三十 一御馬一疋 一御腰物、自注、左文字、代金五十枚、

右之通被下之、
兩長老御城に召御暇被下之、拜領物、

一白銀百枚 一時服五 靈 長 老

一同斷 一同斷 辰 長 老天和記、

天和二年九月朔日、宗對馬守、歸國御暇被下、且又來年參勤御用捨被遊候、御日記、靈廟實錄○按するに、諸記は誤りなるへし、また按するに、對馬守義真等、信使、贊導府を出しは、この月十二日なり、

享保四己亥年五月八日、御用掛御勘定組頭奥野忠兵衛に、宗對馬守家來平田直右衛門よりの答書、對馬守に被下置候、御朱印之御文意寫差上候様に、被仰下候故則差上申候、御朱印は、明曆元年之信使之刻、日光に參詣仕候節より始り候て、向後は往來共に御傳馬人足可被成下候由被仰渡候而、日光往來國元は歸國之刻も、御傳馬被成下、天和之節は、手前よりは致遠慮不申上候得は、御失念に候哉御傳馬人足御朱印共に不被成下候而、歸國之刻に罷成候而御心付候敷、御傳馬人足は被成下候、御米は何之御沙汰も無御座候故正徳之節は、纒之事ながら、舊例欠申候段殘念奉存候由、兩條共申上候得は兩様とも被下置候、此段も貴公様へは被御心附被下候様にと可申上置と奉存候、折節河内守様より按するに、老中井上正岑、比日御傳馬人夫等可被成下候旨被仰渡難有仕合奉存候、猶委細は拜顔可申上候、以上、猶々、御傳馬人足御證文之儀、御出し被成可然時分、私方より申上候様に、其節御證文之寫も爲念相添致持參候様にと、河内守様御用人衆被申聞候以上、

五月八日 平田 直右衛門 奥野 忠兵衛様
天和二戌年御朱印之寫仕、右手紙に相添遣之、人足二百人、馬三百疋、從江戸大坂迄、可出之候、是は、朝鮮國之信使令同道登候に付、宗對馬守に被下之者也、
天和二年九月十日 傳馬 宿 中 享保
正徳元年卯年十月十八日 上使松平備中守奏者番 宗 對馬守 信使 記錄
右は參勤に付被遣之、
同月十九日午刻、黒書院に御出、御勝手より
令馬代、人參五斤、虎皮五枚、龍紋二十卷、照布二十疋、
參勤 宗 對馬守
一束一卷 相國寺内 綠 長 老
同 建仁寺内 集 長 老
銀馬代 宗對馬守家人 三 人 以上、
柳營
日記○按するに、御日記前年四月廿二日條に、東福寺松隱棟長老來年中來聘之朝鮮信使同伴書役番相勤候様可申渡旨、建仁寺靈樂集長老當年より對州に罷越彼地に罷在候に及旨申渡すあり然れば故障によりて、終長老來りし見ゆ、

正徳元年、宗對馬守茂方獻上物、
一人參五斤 一虎皮五枚 一龍紋二十反、照布二十反 一金馬代
綠長老獻上 一二束一本
集元長老同 一同
宗對馬守家來御目見銀馬代
平田隼人 平田直右衛門 杉村三郎右衛門
大浦忠左衛門 杉村頼母古木集、
正徳元年十月十三日卯上刻、文昭大君以閣老久保加賀守主按するに、爲上使、伴信使可歸國之由有台命、且賜銀五百枚時服三十襲、依之即日、義方君登城拜謁、大樹君有恩言賜佩刀、國後作退座時、閣老列座之中阿部豊後守主以台命書返給舊領園部千石、按す、諸記二千石とあれば、之由被仰渡之、義方君拜台命退出云々、本州編略、
正徳元年十一月十三日、午刻黒書院に御出御
御刀來國俊代金五十枚 御馬一疋 宗對馬守
舊領之内二千石返し被下候、御目見上意有之、
御禮豊後守按するに、老中御取次申上、此節御馬被下旨御意有之、井伊掃部頭按するに、老中御取次申上退

去、於溜間掃部頭、老中列座有之而柳川豊前按するに、柳川豊前は宗氏故老臣にして寛永十二年逆訴の事により陸奥國津輕に配流せらる事、宗氏通信御用の條に詳なり、舊領返し被下之旨、豊後守申渡之、濟而又御縁通り出座、御禮之儀豊後守言上之、
宗對馬守家老
平田 隼人
平田直右衛門
杉村三郎左衛門
大浦忠左衛門
杉村 頼母
右朝鮮人信使來聘骨折候に付、爲御褒美被下之旨、於檜之間土屋相模守按するに、申渡之、柳營日記
正徳元年十一月十三日 宗 對馬守
今度信使來聘に付、御例改り候事共多有之處、精を盡し候故諸事無滞相濟候段御感に被成召候、殊近年勝手不如意之旨被及聞召候、朝鮮之御用相勤儀に候得者、爲御加恩柳川豊前舊領之地、返し被下旨被仰出之候、
右之趣、御禮之前御黒書院於溜、豊後守申渡之、御日記、

正徳元年十一月十三日、御暇、上使大久保加賀守
 銀五百枚、時服三十 宗 對馬守
 右爲御禮登城於御前、御腰物自注、來國後代金五十枚、御馬拜領、
 且亦近年不勝手之段被聞召、柳川舊領二千石被返
 下、來年參府も御用捨被遊旨、老中被傳之、按するに、對馬守義
方等この月九日信使と
 同しく府を發す、

銀百枚、時服十宛 綠 長 老
 集 長 老

按するに、御徒方萬年記によるに、
 長老は、柳之間に御暇云云とあり、
 銀三十枚時服三宛同家來於檜之間拜領、
 平田隼人 平田直右衛門 杉村三郎右衛門 大
 浦忠左衛門 杉村頼母
 同月十五日舊領拜領之御禮、
 綿百把、金馬代 宗對馬守文露義○按するに、月堂見聞
 集には綿二百把金馬代と載
 す、

享保四己亥年九月廿六日、松平對馬守様按するに、御
 用掛寺社奉
 行、御用人衆より之手紙、贈答四通左記之、
 以手紙致啓上候、明廿七日對馬守様御到着直に御
 老中様御廻り被成候様に被存候、上使も可有御
 座候間愈御老中様方へ御務被成候哉可被仰聞候、

此段拙者共より可得御意旨、對馬守申付候、以上、
 九月廿六日 吉田十兵衛
 井川治右衛門

平田直右衛門様
 御手紙致拜見候、明廿七日對馬守到着直に御老中
 様御廻候様に被聞召候、上使可有御座と被思召
 候、彌御老中様方へ直に相務候敷可申上旨、委細被
 仰下候御意之趣奉承知候、對馬守明廿七日直に宿
 坊へ參着三使到着爲嘉儀本願寺へ罷出、相濟夫よ
 り御老中様方へは相務申候、先格に而御座候、明日
 も其通可仕敷と奉存候、右之趣、宜被仰上可被下
 候、以上、

猶々上使之御沙汰も御座候は、早々歸宅仕候
 様可申聞候間、御内所被仰聞可被下候奉頼候、以
 上、

九月廿六日 平田直右衛門
 吉田十兵衛様
 井川治右衛門様

按するに、この書はより先御朱印人馬等の事により、御勘定
 組頭奥野忠兵衛より平田直右衛門に贈答の書あり、こゝに附
 録す、

對馬守殿に被下候、御朱印人馬并駄賃人馬之儀、馬
 割之役人中々前々も宿々々印鑑被遣置、右役人前
 日人馬之數書付被相渡、人馬割之御代官より右印
 鑑に書付之印行引合相渡候由に御座候、當秋も前
 格之通、御申付可被成候、御代官も右心得に而罷在
 候由申し候、若最早時節遅り、右之段役人中々御申
 越間に合不申候は、新規に此方より印鑑被遣、其
 印形を此用事計に被用候様に、役人中迄被遣之、間
 に合可申と存候、箇様之儀不申及儀に候得共、殊外
 急き御用には、御代官方杯に而右之通にも致し候
 故、爲御心得申進候、以上、

五月廿七日 奥野忠兵衛
 平田直右衛門様

對馬守に被下候、御朱印人馬并駄賃人馬之儀、此方
 人馬役之者方より、前々も宿々々印鑑遣し置、右役
 人より前日人馬之數書付差出候、人馬割之御代官
 方より右印鑑に書付之印形被引合御渡被成候由に
 候間、當秋も前格之通人馬役之者へ申付候様に、御
 代官方も右之趣に御心得被成御座候由、被入御意
 委細之御書面承知仕候、此旨人馬役之者も、大概正

德年之格に心得可罷在と存候、彌間違無之様に可
 申遣候、對馬守方留書も見合候處、成程人馬役より
 印鑑差出置、人馬受取候節は其度々印判有之下ケ
 札相渡し、印鑑被引合候而人馬御渡へ被成、重而人
 馬請取候證文差上候節、右之札被引替候趣と相見
 候、爲念此段申上置候、以上、

五月廿七日 平田直右衛門
 奥野忠兵衛様已上享保己亥信使記録、
 享保四年九月廿八日、御白書院參勤之御札、昨日上
 使老中被遣、

人參五斤、虎皮五枚、龍紋二十
 卷、照布二十疋、金馬代、 宗 對馬守
 朝鮮人に差添下り候
 天龍寺
 一束一卷、 湛 長 老
 一同、一同、東福寺 菖 長 老
 同年十月十三日、已下刻御表出御御禮衆有之、御黒
 書院、上使井上河内守
 銀五百枚、時服三十、御刀包永代千貫、御馬一疋

御暇 宗 對馬守
 待從被任御禮

時服十、金馬代 同 人
一朝鮮信使伴來、湛長老、高長老御暇、白銀百枚、時服十宛被下旨、於柳之間、久世大和守傳達之、
一於檜之間宗對馬守家來、

銀三十枚、時服三宛

杉村 采 女
平田直右衛門
杉村三郎左衛門
大浦忠左衛門

右朝鮮人御用相勤候に付、被下旨河内寺傳達之、

以上、柳營日記記、御徒方萬年記、

享保四年十月十三日、上使井上河内守

白銀五百枚、時服三十 宗 對馬守

右國元々御暇被下之、

御刀和州包永代千貫、御馬 右同人

於御黑書院御目見、右之品賜之、

白銀百枚、時服十 信使伴來 湛長老

同斷 同 高長老

右於柳之間大和守按するに、老中久世重之、申渡之、

一檜之間

白銀三十枚 杉村 采 女
時服三

同斷 平田直右衛門
同斷 杉村三郎左衛門
大浦忠左衛門

右河内守申渡之、脫漏柳營秘鑑、雜話燭談○按するに、此月十五日宗義誠等信使同行首途あり、

享保五庚子年四月朔日、朝鮮人召連歸國に付

虎皮三枚、龍紋五十卷、宗對馬守使者、 杉村 采 女柳營日記記、

寬延元戊辰年五月廿一日、上使鳥居丹波守

宗 對馬守按するに、奏者番なり、

右參府に付被遣之、栗園漫抄、

寬延元年五月廿二日、御白書院、參勤之御禮

人參五斤、虎皮三枚、 宗 對馬守
豹皮二枚、金馬代

朝鮮人差添罷越候に付御禮

一束一卷 英 長 老
同 堅 長 老御徒方萬年記、

年記、柳營拾遺集、鶴林求聘錄、

寬延元年

一六月十一日辰上刻上使酒井雅樂頭按するに、上使酒井忠知は老中なり、

銀三百枚、時服三十 宗 對馬守

右者、朝鮮之信使就同道御暇被仰出、且拜領物被下

之旨、上意之趣雅樂頭演達之、

一同日即刻爲御禮登城、御黑書院

御太刀備前國宗代千貫 御馬 同 人

御目見被仰付、今度朝鮮之信使來朝に付、令同道御

禮も首尾克相濟御喜悅被思召、對馬守遠境往來之

旅行、同道太儀に被思召、依之御太刀一腰被下之

旨、上意之旨演達之、

一同日

銀百枚、時服十宛 英 長 老
堅 長 老

右朝鮮信使差添罷越候に付、御暇被下之旨、於柳之

間酒井雅樂頭按するに、御徒方萬年記に、申渡、依之拜領

物被仰付、

宗對馬守家來

平田 將 監
杉村 大 藏

平田直右衛門

右者今度朝鮮人來朝、御規式等無滯相濟候に付、被

下之旨、於檜之間酒井雅樂頭申渡之、朝鮮來朝記、御徒方萬年記、

寬延元年六月十三日按するに、日次あり、

宗 對馬守

同斷 平田直右衛門

同斷 杉村三郎左衛門

大浦忠左衛門

右河内守申渡之、脫漏柳營秘鑑、雜話燭談○按するに、此月十五日宗義誠等信使同行首途あり、

享保五庚子年四月朔日、朝鮮人召連歸國に付

虎皮三枚、龍紋五十卷、宗對馬守使者、 杉村 采 女柳營日記記、

寬延元戊辰年五月廿一日、上使鳥居丹波守

宗 對馬守按するに、奏者番なり、

右參府に付被遣之、栗園漫抄、

寬延元年五月廿二日、御白書院、參勤之御禮

人參五斤、虎皮三枚、 宗 對馬守
豹皮二枚、金馬代

朝鮮人差添罷越候に付御禮

一束一卷 英 長 老
同 堅 長 老御徒方萬年記、

年記、柳營拾遺集、鶴林求聘錄、

寬延元年

一六月十一日辰上刻上使酒井雅樂頭按するに、上使酒井忠知は老中なり、

銀三百枚、時服三十 宗 對馬守

右者、朝鮮之信使就同道御暇被仰出、且拜領物被下

今度朝鮮人信使同道候に付而、來已年參勤被遊御

用拾候、大成令續集○按するに、官中要錄に松平右近將監を以て申渡すに載す、

寬延元年六月十一日

宗 對馬守

右者、朝鮮之信使同道に付、來已年參府之儀御用拾

被遊、來々午之年參府可仕旨、於御白書院縁頗、老中

列座酒井雅樂頭被申渡、朝鮮來朝記○按するに、宗義知等此月十三日江戸を出發す、信使同行なり、

明和元甲申年二月十六日、上使加納遠江守按するに、遠江守は、奏者番なり、

宗 對馬守

右參府に付被遣之、

一今日朝鮮人着有之、

同月十八日

一今已上刻御禮之面々有之候に付、御白書院々出

御、

太刀金馬代、人參三斤、參勤宗 對馬守

虎皮三枚、豹皮二枚、 朝鮮人差添罷越候

相國寺 膽 長 老

東福寺 芳 長 老柳營

日記記、

明和元年三月九日、上使松平右近將監接するに、上使松平武元は老中

宗 對馬守

右者朝鮮人御用勤候に付、御暇被遣之、

一巳刻御黒書院出御、御暇

宗 對馬守

御馬被下御刀備 前助國代千貫 被下物今朝爲上使相濟、

柳之間

銀百枚時服十宛 相國寺 膳 長 老

東福寺 芳 長 老

右御暇に付被下之旨、右近將監申渡之、

檜之間

宗對馬守家來 平田 將 監

銀三十枚時服三宛

古川 大 炊

多田 監 物

右者朝鮮人御用相勤候に付、被下之旨、同人申渡

柳營日記記、 栗園漫抄

明和元年三月九日、御黒書院縁類

宗 對馬守

右者今度朝鮮人召連致參勤候に付、來酉年參勤御用捨之旨、老中列座、右近將監申渡之、柳營日記記○按是、この月十三日なり、宗義輔等信使同伴府を發せし

文化八辛未年十月十九日

銀五十枚時服五宛

天龍寺 楨 長老 東福寺 宜 長老

朝鮮人來聘無滯相濟候に付、被下之、

右於柳之間備前守接するに、老中牧野忠精 申渡之、

同年十二月廿五日

御刀來國眞代千貫 銀三百枚時服三十

宗 對馬守 名代 織田 出雲守

朝鮮人來聘無滯相濟、多年骨折候に付、被下之、

右於御白書院縁類老中列座伊豆守接するに、松平信明 申渡之、

宗對馬守家來 氏 江 左 織

銀三十枚時服三宛

平田 隼 人

別段

同二十枚同三

大森 繁 藏

同二十枚同三宛

用人 重 松 此 面

守居助役 小島宇 左衛門

此度來聘之處、新規之儀に而格別骨折候に付被下之、

右於檜之間替席柳之間、備前守申渡之、以上、柳營日記記、

文化八年十二月廿五日、宗對馬守義功朝鮮使來聘

御用相勤たるに依て、白銀三百枚、時服三十、御刀

來國眞を賜ふ旨、御白書院縁類に於て老中列座、牧野代千貫

備前守忠精傳達せらる、片山氏筆記、

通航一覽卷之七十三

朝鮮國部四十九

○信使登城之節營中諸役當 從元和度 至正徳度

按するに、この條は來聘御用掛の外平日營中諸役を命ぜられしを列擧す、然れども、その年により命ありし日次所見なきは即本日

の記載より抄出してこれを補ふ、これその事を見せん、ためなり、下信使登營に付衣服刻限觸の條、これに倣ふ、

朝鮮信使拜領の日、御前邊着座、及び御饗應等によ

り、豫しめ營中諸配役の命あり、これ等の事、たゞ正徳度は 新例にして諸事嚴重多端

にわたり、

元和三丁巳年八月廿六日、

朝鮮人拜禮也、板倉伊賀守勝重、本多上野介正純、

土井大炊助利勝、安藤對馬守重信、伺候御前縁、三

官使出於御前、大澤少將基宿捧朝鮮書備御前有式

三獻、近習諸大夫、板倉周防守重宗、永井信濃守尙政

等爲御給仕、羅山文集、 紀年錄、

寛永元甲子年十二月十九日、朝鮮人御本丸へ出仕、

御前の御給仕、永井信濃守、青山大藏少輔、按するに、

この頃御書院番頭なり、兩人也、三官人之前は何も御小

姓衆なり、異國日記、

通航一覽卷之七十二終

寛永十三年丙子年十一月、朝鮮の聘使登城營のとき、井伊掃部頭直孝三使に對座し、上意をつたへ御答を言上す、のち代々この事をつとむ、井伊系譜、寛永十三年十二月十二日、尾張亞相、水戸黃門登城、於御座間御目見、是明日朝鮮人依御禮之儀也、按するに、これは三使の相伴を命せらるしによりてなるべし、式書載寛永日記、寛永十三年十二月十三日三使登營、將軍家出御、土屋兵部少輔、自注、御水野右京亮、自注、御側役也、井伊掃部頭、松平下總守、土井大炊頭、酒井讚岐守御前に祇候す、書簡箱吉良上野介、按するに、高家、請取、朝鮮王よりの進物、酒井宮内大輔披露す、御引渡は井伊勅負佐、按するに、大老井伊直孝の子直滋なり、御前御酌大澤右京大夫、按するに、高家、御加吉良若狹守、三使の酌右同人、三使の引渡加々爪甲斐守、佐野左京亮、朝倉織部正、按するに、甲斐守は、御徒頭、織部正は、御勤心、御饗應配膳土屋大和守、石九淡路守、岡田淡路守、瀧川長門守、島田刑部少輔、北條右近大夫、按するに、大和守は御書院番にて進物番、石丸帶、長門守は御書院番にて進物番、刑部少輔、勤心、酌初獻太田備中守、二獻朽木民部少輔、按するに、若年寄御書院番兼帶朽木桶綱、三獻亦備中守なり、按するに、若年寄太田資宗、通事への饗應奉行青山

大藏少輔、高力攝津守、按するに、大藏少輔幸成は、老中御院番頭兼帶攝津守は奏者番御書院番頭なり、上官へ饗應奉行水野備後守、植村羽守、内藤石見守、按するに、この三人とも大番頭なり、寛永二十年七月十三日、物頭中を召、朝鮮人之御馳走、御能の時諸大夫布衣之居所、繪圖に而、民部少輔殿え仰渡候、布衣之分者車寄之際に居申候、十六日、按するに、信使登城一旦十六日と仰出され、延引し、朝今十八日となりしは、この書誤なるべし、朝鮮人大廣間次之間、七五三也、御勝手大廣間と白書院之廊下脇之部屋也、判事官上官御書院番所也、御勝手小十人衆番所、是も七五三御座敷奉行中根大隅、堀越中、北條右近、松平淡路守、按するに、中根大隅頭、北條右近大夫、松平淡路守は、御小姓組頭也、御振舞奉行太郎左衛門、按するに、御頭曾我太郎、組共、但上官分二十八人也、上官次官二十五人、御徒番所なり、勝手間之間、按するに、間之間は御座敷奉行本豊前、安伊賀守、水石州、御振舞奉行内藏、頭依田内藏助、組共に兩所合唐人五十三なり、御徒頭無名氏記、寛永二十年七月十八日、三使登城黒書院出御、御裝束被召、高倉亞相、今川刑部大輔役之、大廣間出御、御太刀は今川侍從、御劔は朽木民部少輔、按するに、若

年寄朽木役之、三使御盃頂戴、御盃井伊侍從、按するに、植織、滋なり、御引渡大澤侍從、按するに、高家、役之、御拾土器、同人役之、三使への御引渡は内田信濃守、按するに、代武藏によるに番頭、御御用兼帶なり、岡田淡路守、島田刑部少輔役之、御銚子御酌井伊侍從、御加吉良侍從、三使自分の御禮進物、厩橋侍從、按するに、酒井雅樂頭忠清、御役人、披露也、若君御名代厩橋侍從、牧野内匠頭、按するに、この御能初厩橋侍從役之、御能過て要脚、吳服等猿樂に賜ふ、同人役之、終て御饗應大廣間下段着座、初獻御酌朽木民部少輔、御加太田備中守、按するに、備中守資宗、この頃奏者番なり、二獻御酌太田備中守、御加朽木民部少輔、三獻御酌朽木民部少輔、御加太田備中守、朝鮮使來聘記、寛永二十年七月十八日

從使 水野右京亮、石丸石見守、按するに、御日記家譜により市正は御徒頭、兵部少輔は御書院番にて進物番、宮内少輔は御書院番、長門守は同進物番、右京亮は御書院番、石見守は御小姓なり、銚子 朽木民部少輔 太田備中守 上上官二人御次之間給仕朝倉織部正、佐野左兵衛、山口出雲守、按するに、織部正は御徒頭是御近習兼帶、御徒頭、出雲守は御書院番にて進物番なり、○朝鮮人御禮次第、明曆元乙未年十月六日 一井伊勅負佐、按するに、井伊直滋、この頃溜詰なるべし、朝鮮人御禮之刻御太刀之役、被仰付之、一朝鮮人御禮之刻、紀伊殿、尾張殿、水戸殿登城有之而三使之相伴可仕旨上使被遣之番頭衆也、同七日 一御三人方登城事、明日朝鮮人御禮并御振舞之刻三使之相伴可仕旨上使被下、御禮、以上朝鮮使來聘記 明曆元年十月八日、朝鮮信使御禮御黒書院出御、御裝束品川内膳正役之、大廣間出御、御太刀井伊勅負佐、御劔品川内膳正、御膳指内藤出雲守、按するに、取溜詰なるべし、出雲守御側衆なり、西方板椽に彦根中將、會津中將、前橋少將、若狹少將、高松侍從、出雲侍從、川越侍從、忍

給仕 尾張大納言殿 内田信濃守、齋藤攝津守 紀伊大納言 岡田淡路守、大屋大和守 水戸中納言殿 松平修理亮、島田刑部少輔 按するに、攝津守は御小姓組番頭、修理亮は進物番なり、餘は前に見ゆ、 正使 板倉市正、大屋兵部少輔 副使 大久保宮内少輔、瀧川長門守

通航一覽卷七十三 四百十五

侍從、關宿侍從、按するに、川越は松平伊豆守信綱、忍は阿部
 書簡箱吉良少將請取之、三使自宿之御禮今川少將
 披露之、三使御盃頂戴、御盃之土器吉良少將、御引
 渡大澤侍從、御拾土器上杉宮内、按するに、高家吉良若狭
 宮内大、三使わ之引渡給仕牧野因幡守、大久保出羽
 守、松平美濃守、按するに、朝鮮往來には牧野因幡守宮成とあ
 主なり、されども叙爵せしは寛文七年なれば吻合せず、さては番頭
 のうち姓名を誤りしものなるへし、出羽守は御小姓組番頭なり、美
 濃守は詳、御銚子御酌吉良少將、御加大澤侍從、御饗
 應給仕酌加久世大和守、内藤出雲守、大屋但馬守代
 代勤之、御日記、

明暦元年十月八日、饗應七五三、給仕板倉市正重
 太、山口出雲守直治、大草主膳正高盛、大澤右近大
 夫基好、大久保宮内少輔正朝、按するに、市正、主膳正は
 番頭、宮内少輔は同與頭、右近大夫は右近、牧野因幡守宮成、大
 久保出羽守教廣、松平美濃守秀綱、松平紀伊守景
 綱、牧野長門守種成、永井伊賀守尙庸、青山丹後守
 幸通役之、按するに、紀伊守、丹後守は中興御小姓、長門守給
 仕奉行朽木民部少輔種綱、松平伊賀守忠晴、按する
 少輔は若年寄、伊賀、饗應奉行土屋忠次郎、岩瀬市兵衛、
 守は奏者番なり、按するに、この二人組十二人役之、御酌加久世大和守、
 は小十八人頭なり、

内藤出雲守、土屋但馬守、自注、替役之、御縁に直孝、正之、
 忠清、忠勝、直政、頼重、信綱、忠秋、親成列居、御次
 之間に屏風を立御簾を垂、上上官二人饗應七五三、
 太田備中守資宗、水野備後守元綱、本多美作守忠
 相、瀧川長門守利宣指圖之、按するに、備中守、備後守は奏
 門守は御小姓、給仕三好能登守政盛、大久保兵部少輔忠
 知、安部式部少輔信友、能勢山城守頼綱、按するに、能
 知、式部少輔は家譜によるに御小姓を勤めし病により、承應四
 年辭して、寄合に列すあり、兵部少輔山城守の事歴詳ならず、され
 どもまた中興御
 小姓なるへし、御酌加土屋兵部少輔之、直神尾若狹守
 元彌、按するに、土屋兵部少輔は御書上官於色代間饗應
 有、按するに、この日上官の席は御書院番所七五三饗應之
 内、御簾を垂る、安藤右京進重長、松平出雲守勝隆、
 本多豊前守正貫、加々爪甲斐守直澄、北條右近大夫
 氏利、中根日向守正勝、小出越中守尹貞、戸田備後
 守指圖之、按するに、豊前守は大御番頭、甲斐守右近大夫日
 給仕御書院番御小姓組番五十五人役之、御酌加進物
 番十二人役之、次官小童於三柳之間、饗應七五三、
 役人給仕右同前、朝鮮往來、
 天和二千戌年八月九日
 御徒頭 永見甲斐守 同 小出下野守

右朝鮮人御振舞之節御給仕被仰付、御徒方萬年記、
 天和二年八月十九日

一朝鮮人拜禮之節、大廣間西線頼着座、被仰付
 候、

保科肥後守 堀田下總守 河井河内守 松平隠
 岐守 石川主殿頭 青山大膳亮 牧野因幡守
 朽木伊豫守

同月廿一日、朝鮮人登城之節書翰取次吉良上野介、
 三使自分御禮披露大澤右京大夫被仰付、記、甘露齋、
 天和二年

一八月十一日、朝鮮書翰取次役吉良上野介、少將披
 露役大澤右京大夫侍從兩人被仰付、

一同月廿五日、甲府殿、紀伊殿三使御相伴可被成
 旨、三公之家臣に、按するに、御相伴は水戸宰相殿と共に三公
 なり、被仰渡、朝鮮來朝記、

天和二年八月廿二日、書翰取次吉良上野介、三使自
 分の御禮披露大澤右京大夫、右之通、朝鮮人御目見
 の節可相勤之旨、被仰付之、萬天日錄、

天和二年、御饗應之御座敷、奉行役人等次第、
 一大廣間下段御座敷奉行

土井周防守 松平因幡守 岡部隠岐守 大草主
 膳正按するに、周防守、因幡守は奏者番、隠岐守は
 御書院番頭、主膳正は御小姓組番頭なり、
 同所七五三并御茶給仕

稻葉出羽守 阿部志摩守 小笠原佐渡守 内藤
 上野介 水野備前守 小出下野守 永見甲斐守
 小堀土佐守 三枝土佐守 鳥居長門守 岡部阿
 波守 水野肥前守 田中安藝守按するに、御役人代
 は御小姓組番頭、小出下野守永見甲斐守は御徒頭、小堀土佐守、
 鳥居長門守、岡部阿波守は中興御小姓、三枝土佐守、土屋備前守
 は寄合なり、また朝鮮來朝記に肥前守は周防守子甲斐守
 備前守はともに寄合、安藝守は大番頭大隅守あり、

同所御饗應奉行
 小十人番頭三島清左衛門 同 小田切喜兵衛
 一松之間御座敷奉行

安藤對馬守 御奏者番 石川美作守 大御番頭 水野
 周防守 御小姓組番頭 酒井壹岐守按するに、天和二年朝
 鮮來朝記に、對馬守は
 詰衆と
 見ゆ、

同所給仕
 神尾飛騨守 稻垣市正 瀧川相模守 仙石丹波
 守 三枝伊賀守 岡部志摩守按するに、飛騨守は御小
 姓、志摩守は御側御小姓たり、その餘
 詳ならずされども、中興の類なるへし、

同所御饗應奉行

小十人番頭

細井金五郎

一柳之間御座敷奉行

大御番頭稻垣安藝守

御書院番頭水野長門守

御小

姓組番頭青山信濃守

同所御饗應奉行

御歩行頭中山平右衛門組共 同大岡忠右衛門組共

一虎之間御座敷奉行

大御番頭遠山主殿頭

御小姓組番頭秋元隼人正同石

川市正

同所御饗應奉行

御歩行頭稻生七郎右衛門組共 同島田十兵衛組共

一紅葉之間御座敷奉行

大御番頭本多淡路守

御書院番頭荒川出羽守

御小

姓組番頭松平主計頭

同所御饗應奉行

御歩行頭宮崎善兵衛組共 同新見七右衛門組共

柳間、虎間、紅葉間給仕之役人者、進物番其外御

小姓組御書院番より出人、八十人勤仕、御日記、

天和二年八月廿七日三使登城、御黒書院出御、御太

刀北見若狹守、御劔小出隱岐守、御脇指齋藤飛驒守
御座の御後の方左右に御側三人宛、西の方鼻縁に
保科肥後守、酒井河内守、松平隱岐守此三人は三使
御振廻終て此所に着座す、堀田下總守、石川主殿
頭、青山大膳亮、牧野因幡守、朽木伊豫守此五人は
三使御振廻終て退く、書簡箱吉良上野介請取之、三
使自分之御禮大澤右京大夫披露之、三使御盃頂
戴、御盃土器、吉良少將御引渡、大澤侍從御捨土器、
畠山民部大輔三使引渡、正使給仕小出下野守、副
使給仕永見甲斐守、從使給仕水野備前守、御銚子御
酌吉良上野介、御加大澤右京大夫、下段西之方紀伊
殿、水戸殿、甲府殿着座、東三使饗應七五三、紀伊殿
給仕鳥居長門守、水戸殿給仕水野肥前守、甲府殿給
仕松平甲斐守、正使給仕水野備前守、副使給仕岡部
阿波守、從使給仕土屋備前守、東の方御銚子御酌小
笠原佐渡守、御加内藤上野介、西の方御銚子御酌稻
葉出羽守、御加阿部志摩守、御湯の給仕東小出下野
守、西永見甲斐守、御振廻の内は彦根少將古河少
將、御老中は上段の向の方板縁に、於松之間上
上官三人御振廻七五三、朴再與給仕瀧川相模守、十

承業給仕三枝伊賀守、洪禹載給仕稻垣市正、御銚子
御酌神尾飛驒守、御加岡部志摩守、續武家評林、

正徳元年辛卯年六月朔日

一御城中火之番被仰付、酒井雅樂頭

一朝鮮人登城之節御城廻り、

御用御目付鈴木伊兵衛 河野勘右衛門續談

正徳元年七月六日朝鮮人登城之節、御用可相勤旨、

高家品川豊前守 織田能登守

朝鮮人登城の節肝煎可申旨、

寺社奉行安藤右京進 本多彈正少弼文露叢

正徳元年七月七日

高家織田能登守 品川豊前守

右者朝鮮人登城之節諸事肝煎候様被仰付之、柳營日記

記、

正徳元年七月廿七日

久世大和守 鳥居伊賀守 按するに、この或人若年寄、
久世重之鳥居忠敬なり、

韓客御禮之節御前護衛之儀越前守 按するに、御側御
用人岡部詮房、

申渡、御日記

正徳元年七月晦日、朝鮮人御規式御用相勤候に付、

四品被仰付、

高家 横瀬駿河守 中條山城守 大友因幡守 織
田讚岐守

同年八月朔日

高家 品川豊前守、織田能登守、大澤出雲守、長澤

壹岐守、前田隠岐守、横瀬駿河守、中條山城守、大

友近江守、織田讚岐守、奏者番 三浦壹岐守、松平

備前守、池田丹波守、松平宮内少輔、森川出羽守、

高木主水正、林大學頭、同七三郎、

右朝鮮人登城之節、御用被仰付、以上文露叢、

正徳元年八月朔日

一今日兩御番頭、百人組之頭、御持頭、御先手御目

付、御使番、御徒頭被爲召之、朝鮮人來聘御用被仰

付之、

右諸役人姓名配役衣服等、別紙有之、柳營日記

正徳元年八月朔日、命諸役人朝鮮人聘禮之時可勤

任品被定之、土屋相模守、按するに、自當春蒙古命指

揮之云々、萬年記、

正徳元年

一八月朔日、朝鮮人來聘之節、登城中中官之引札、

六位衣冠帶劔 御徒頭 長谷川半四郎

江原與右衛門
菅沼圖書

右之通、可被相勤候、
右被仰付之、

一朝鮮人登城之節御用之儀、中與御番衆進物御番衆被仰付、以上、御徒方萬年記、

正德元年八月四日、朝鮮人御響應之役人也、自注、十日也、御座敷奉行

土井甲斐守 内藤山城守 池田丹波守 高木主水正 土屋山城守 酒井紀伊守 酒井下總守 宇津出雲守

菊之間
御座敷奉行

阿部遠江守 松平壹岐守 稻葉紀伊守 酒井因幡守 三浦肥後守 川勝能登守 皆川山城守 鈴木能登守 松平伊勢守

右一同

戸田肥前守 朽木土佐守 石川備中守 大島因幡守 内藤日向守 曾我周防守 安藤山城守 松平内匠頭 青山近江守 酒井日向守 森川下

總守 松平阿波守 金田能登守 伏屋備前守 建部民部少輔 山名信濃守 三宅下野守 小濱志摩守 藤本筑後守 木原因幡守 菅谷近江守

右一同

江原與右衛門 大屋數馬 寛助兵衛 石丸五左衛門 曾唯權右衛門 飯田惣左衛門

右之通老中列座加賀守、按するに、老中申渡之、柳登日大久保忠増、次記、

正德元年八月十一日 一朝鮮人來聘登城、御響應に付、御座敷奉行御給仕等數輩御配役被仰付、着服等之書付渡之、御日記、正德元年

一八月十一日、被爲召左之通被仰付、

朝鮮人御響應之時

判事學士 殿上之間 土屋數馬 組共
醫師 御響應奉行
冠官上之間、柳之間、 寛助兵衛 組共
軍官次之間、御響應奉行
次官 紅葉之間、 江原與右衛門 組共
小童 御響應奉行

右之通可被相勤候、頭者布衣着用、小十人者素袍、御徒之者は麻上下可有着用候、但至九月候は、熨斗目爲着可被申候、御徒方萬年記、

正德元年八月十九日

菊之間

松浦酒之丞 菅沼民部 石尾織部 脇坂一學

石原市左衛門

按するに、この五人はさにも寄合なり

右者朝鮮人登城之節御使番不足に付、假役帶刀可相勤旨、加賀守申渡之、御登日次記、

正德元年八月廿六日

御鎗奉行 土屋市之丞

右朝鮮人登城之節御長柄被飾候間、其度に罷出諸事可申付旨、老中申渡之、御日記、御徒方萬年記、文露叢、

正德元年八月廿八日、寄合星合攝津守、信使御響應之節、上上官給仕并進物代可相勤旨、申渡、御日記、正德元年九月朔日、加藤越中守、按するに、若渡、河野勘右衛門達、

一朝鮮人登城之日、御玄關御番所に頭組頭罷在作法能様、可被致候、御徒方萬年記、

正德元年十月十九日、朝鮮人進物獻持出候代り被仰付、

寄合 瀧川讚岐守 蒔田讚岐守 文露叢
正德元年十月

十一月朔日 同三日 同十一日

朝鮮人登城之節出仕之面々、右日限之内幾日に御出仕候哉、御書付可被出候、且又在番或は病氣差合等に而出仕無之衆、名字名計御書出可有之候、

一右日限之内出仕者有之方者、氏名乘御認、可被差出候、

一組より出御番衆も、名字名計御書記、可被差出候、

右之趣御書付來る廿七日前、横田備中守方、按するに、大目付、可被遣候、以上、

十月御書付寫

正德元年十一月十五日、今度朝鮮人登城之節、御役被勤候衆、其外出仕之面々、氏名乘入申候間、書付可差出候、

大久保甚右衛門 河野勘右衛門 鈴木伊兵衛

鈴木飛騨守 按するに、この四人とも御目付なり、文露叢、

正德元年十一月朔日、請書人品川豊前守、大廣間御着座、御後座御太刀之役、御劔之役間部越前守、按するに、御側本多中務大輔、按するに、中務大輔忠良も御側御用人なり、縁長老御用人證房、

出座、奏者番三浦壹岐守披露、集長老出座奏者番松平備前守披露、御目付鈴木飛驒守、鈴木伊兵衛、河野勘右衛門、大久保勘右衛門御座敷向御用等之儀勤之、琉韓記事

正徳元年、信使登城三次勤役
進見出御 御先立 阿部豊後守

廉按、先立の前導官也、例上御殿、關老巡直月番者、奉引而出謂之先立、故豊公前後奉之、如此如執御太刀及御刀者、前期擇定す、

御太刀 大澤右衛門督○御刀 堀川兵部大輔

賜享 御先立 前人○御太刀 宮原刑部大輔○

御刀 大澤右衛門督

御見 御前立 前人○御太刀 堀川兵部大輔○

御刀 宮原刑部大輔

御前護衛六人 羽老中貳人 鳥居伊賀守、大久保長門守○御書院番頭 松平壹岐守、三浦肥後守

御扈從番頭貳人 鈴木能登守、松平伊勢守

階下護衛十八人

番長貳人御使番 戸川内藏助、津田外記

近衛六人御使番 小田切勘負、遠藤新六郎、須田

助十郎、柴田七左衛門、成瀬吉右衛門、大久保一郎右衛門

帶刀十人 梶田五郎兵衛、黒川與兵衛、鳥居權之助、島田藤十郎、日下部作十郎 右御使番五人○

松浦酒之丞、菅沼民部、石尾織部、脇坂一角、石原市左衛門 右寄合衆五人御前伺候高家貳人

品川豊前守、織田能登守

御前給仕 御土器、中條山城守 御引渡、横瀬駿河守 御捨土器、織田讚岐守 御酌、中條山城守

御加、長澤壹岐守

御幄役 内田若狹守、曾我周防守

三使給仕役 正使、内田若狹守 副使、曾我周防守

守 從事、安藤山城守

館伴三人 宗對馬守、京師相國寺慈照院縁長老、京師建仁寺永源庵集長老

引禮貳人高家 大澤出雲守、前田隱岐守

引禮四人奏者 三浦壹岐守、松平備中守、松平宮内少輔、森川出羽守

引禮貳人御步行頭 長谷川半四郎、江原與右衛門

送迎貳人寺社奉行 安藤右京進、本多彌正少弼

送迎貳人大目付 仙石丹波守、松平石見守

送迎八人御目付 長崎半左衛門、丸毛五郎兵衛、

天野彌五右衛門、平岡市右衛門、伊勢平八郎、大岡忠右衛門、村瀬伊左衛門、堀田源右衛門

讀書展書役人 林大學頭、息七三郎

大廣間四之間勤番 大御番衆壹百人

御書院番所勤番 御書院番衆本番壹組、御書院番衆壹組、御扈役衆壹組、右合三組、踐好縁、

正徳元年十一月三日

大廣間御座敷奉行

詰衆 土井甲斐守 奏者 池田丹波守 大番頭 酒井下

總守 御書院番頭阿部遠江守

同所給仕

戸田肥前守 朽木土佐守 御使番 大島因幡守

中興御小姓 曾我周防守 同安藤山城守 同松井内

匠頭 同青山近江守 同酒井日向守 御書院番内

藤日向守、松平阿波守、金田能登守、伏屋備前守、

藤本筑後守

按ずるに、肥前守、土佐守は御小姓組番頭、日向守御書院番とあるは誤りにてこの頃御小姓寄合なり、能登守もまた御小姓寄合、餘

は詳ならざれども推して知るべし、

初獻 戸田肥前守 加 曾我因幡守

酌 戸田肥前守 加 曾我因幡守

按ずるに、踐好縁には、この交名のうち戸田肥前守の御役常りを大久保豊前守としました、またこの外山名信濃守、三宅下野守、木原因幡守三人を加へたり、いづれ、是なるを知らず、下同し、

二獻

酌 朽木土佐守 加 安藤山城守

三獻 戸田肥前守 加 曾我周防守

同所御饗應奉行

小十人組石丸五左衛門組共同會雌權右衛門組共

上上官松之間御座敷奉行

詰衆内 藤山城守

同給仕

奏者 高木主水正 御書院番頭 稻葉紀伊守 御小姓組

番頭 鈴木能登守 御小姓組番頭 石川備中守 中興御

小姓内田若狹守 同森川下總守 寄合小濱志摩守

同建部民部少輔 同平岡和泉守 同菅谷近江守

酌 石川備中守 加 森川下總守

同所御饗應奉行

小十人頭飯田惣左衛門組共

判事學士醫師、殿上間下段御座敷奉行

大番頭宇津出雲守 御書院番頭三浦肥後守 御小姓

組番頭川勝能登守

同給仕 進物番素袍、

洞所御饗應奉行 御徒頭土屋數馬組共

冠官上上官軍官上官

柳間御座敷奉行

大番頭土屋山城守 御書院番頭松平壹岐守 御小姓

組番頭松平伊勢守

同給仕

進物番 兩番出人

同所御饗應奉行 御徒頭寬助兵衛組共

次官小童、紅葉間御座敷奉行

大番頭酒井紀伊守 御書院番頭酒井因幡守 御小姓

組番頭皆川山城守

同給仕 進物番 兩番出人

同所御饗應奉行 御徒頭江原與右衛門組共琉韓、

正徳元年十一月三日

殿上之間判事學士 大屋數馬組共

柳之間冠官上官 寬助兵衛組共

紅葉之間小童 江原與右衛門組共

右者饗應奉行也、

樂屋奉行柴田三左衛門組共 三十人 丹羽權兵衛組

より、御徒方、
萬年記、

通航一覽卷之七十三終

通航一覽卷之七十四

朝鮮國部五十

○信使登城之節營中諸御役當 從享保度 至明和度

享保度は諸事御改革、天和度に准せらるゝにより、信

使拜謁の日、營中諸配役も亦之に倣ふ、以降例となる、

享保四己亥年十月、朝鮮人登城御禮之節

一書簡御請取 中條對馬守 一三使自分御禮披

露 島山下總守 一三使御盃被下候節 御土

器、前田隱岐守 御引渡、織田讚岐守 御捨土器、

横瀬駿河守 御酌、大友因幡守 御加、堀川兵部大

輔、右之外、御饗應之節、御給仕御番頭衆、中御與小

姓衆、御寄合衆右大勢被仰付候、月堂見聞集、

享保四年十月朔日、三使一同に出席御下段着座、御

土器三、前田隱岐守御引渡、織田讚岐守御捨土器、

横瀬駿河守按ずるに、三使はも引渡出之、正使給

仕中與御小姓藤堂伊豆守、副使給仕宇津采女正、從

事官給仕牧野伊豫守、御酌高家大友因幡守、御加堀

川兵部大輔、御日記、柳營日記

享保四年十月朔日、御饗應之節役人之次第

三使御家三使、御座敷奉行

鷹之間詰 大久保加賀守 御奏者番 朽木民部少輔

大御番頭 松平下野守、稻垣長門守

同所給仕御茶給仕共

御書院番頭森川下總守 酌 本多淡路守 御小姓組

頭 秋元隼人正 加 松平内匠頭 御書院番頭板

倉下野守 御小姓組番頭安藤伊勢守 高木伊勢守

酒井日向守 御使番蒔田讚岐守 伏屋備前守 御

書院番頭建部志摩守 中與御小姓 松平伊豫守 松平

美作守 牧野伊勢守 寄合建部民部少輔 初獻銚

子、森川下總守 加 秋元隼人正 二獻銚子

本多淡路守 加 松平内匠頭 三獻銚子 森川

下總守 加 秋元隼人正

同所御饗應奉行

小十人頭伊與田新左衛門組共 同小笠原七右衛門

組共

上上官三人、松之間、御座敷奉行

鷹之間土井甲斐守 奏者番 高木主水正 大御番頭三

浦肥後守 御書院番頭伊澤播磨守

同所給仕

酌 中興御小姓藤堂伊豆守 加 稻垣大隅守 宇津采女正 寄合親見伊豫守、安部主計頭、小濱志摩守

御饗應奉行

會我七兵衛組共 大塚織部組共 按するに、この貳人
は小十人頭なり、 上官三人學士一人良醫一人、御書院番所、御座敷奉行

大御番頭 土井豊前守 御書院番頭 岡部左衛門佐 御小姓組番頭 酒井對馬守

御饗應奉行

御歩行頭 永田彌左衛門組共 朝岡勲負組共 軍官十七人、柳之間、御座敷奉行

大御番頭 岡野備中守 御書院番頭 稻葉下野守

御饗應奉行

御徒頭 本多久五郎組共 金田惣八郎組共 次官十人小童十六人、紅葉之間、御座敷奉行

御饗應奉行

大御番頭 板倉筑後守 御小姓組番頭 諏訪若狹守 御徒頭 松波甚兵衛組共 中山主水組共

御書院番所、柳之間、紅葉之間給仕、進物番兩番出人九十四人、御日記、延享四丁卯年十二月廿一日

井伊掃部頭

右者、信使御禮之節、大老職之積可被得其意候事、按するに、聘禮ありし
は明年寛延元年なり、

一芙蓉之間申渡三使御禮之節、書付請取 三使自分之御禮披露之心得 御土器 御引渡 御捨土器

御酌 御加役の事下に見ゆ、

右之外、御給仕、兩番頭、中興御小姓、同御番衆、寄合御給仕之面々、

石川備中守 室賀下總守 曾我伊賀守 青山信濃守 水野山城守 内藤出雲守 阿部周防守

阿部出雲守 阿部出羽守 久世長門守 花房近江守 戸田豊前守 松平若狹守 伊澤播磨守

太田美濃守 岡部伊賀守 森川下總守 松平飛騨守 澁谷采女正 大久保下野守 三浦織部守

武田越前守 蒔田讃岐守 岡部丹波守 小笠原越中守 稻葉紀伊守 淺野備前守 松平對馬守

松平左衛門佐 松前主馬 永井修理 渡邊主水

小出左膳 牧野兵部 山中平吉 美濃部織部

加藤彈正 水野主殿 本多采女 倉橋三左衛門

荒川助九郎 稻葉左衛門 以上、鶴林
求聘詳録、

寛延元戊辰年五月晦日

上使市川出雲守 紀伊大納言殿

同 曾我伊賀守 尾張中納言殿

同 内藤出雲守 水戸宰相殿

同 市川出雲守 紀伊宰相殿

同 曾我伊賀守 尾張中將殿

右者明朔日朝鮮人登城に付、御登城有之候様、被仰遣候、寛延年録、

寛延元年五月晦日

法眼之奥醫師五人

右明朔日朝鮮人御禮之節罷出候事、大成令續集、

寛延元年

一朝鮮人進物御前々持出候面々

御書院番 阿部出羽守組 同柴田但馬守組
同高力若狹守組 菅沼次郎

右衛門、松平與次右衛門、松平内膳、遠山平太夫、

松平八郎右衛門、京極左門〇 御小姓組市川出雲守組
同内藤出雲守組

室賀多宮、松平左太夫、大岡仁右衛門、山中主水、

小栗十郎右衛門、三枝平三郎、正木大膳〇御書院

番室賀下總守組 川副金右衛門、柴田政次郎、瀨

名傳右衛門、美濃部菅三郎、岡部彈正、丹羽主膳、

建部一學〇御書院番阿部出羽守組 間宮吉十

郎、大久保主殿、青山善十郎、長田新三郎、佐々權

右衛門、遠山源兵衛 御小姓組松平備後守組
御書院番阿部出羽守組 新見又

四郎、平野九左衛門、蔭山數馬、神谷左内、酒井與

左衛門、水野要人〇御小姓組水野山城守組 石

野三太郎、川口隼人、間宮玄蕃、土岐内記、能勢三

十郎、新庄鹿之助〇御書院番皆川山城守組 與

山政之助、山岡五郎作、加々爪直次郎、小笠原内

匠、荒井藤次郎、妻木辨之助〇御小姓組市川出雲

守組 堀又十郎、岡部隼人、長谷川庄次郎、鶴殿

十郎左衛門、太田庄右衛門、遠山權十郎、森川玄

蕃、千葉左衛門、新庄伊織〇道中奉行 神尾伊賀

守、神谷志摩守

諸事念入可相勤候、朝鮮來朝、

寛延元年六月朔日

一三使一同に出席對馬守相添令差圖、御下段東之方上より五疊目に順々着座、

御土器 高家京極近江守 御引渡 島山民部大輔 御捨土器 織田主計頭 按ずるに、栗園邊抄を長澤土佐守に作る

一三使ねも引渡出之

正使給仕 中奥御小姓 太田美濃守 副使給仕 松平若狹守 従事官給仕 大久保下野守 御酌

高家前田信濃守 御加 織田飛騨守 朝鮮來聘記

寛延元年六月朔日、御饗應初獻酌、石川備中守、加、

花房近江守 按ずるに、備中守は御書院番頭なり、近江守は御小姓番頭なり、二獻酌、内藤出

雲守、加、曾我伊賀守 按ずるに、出雲守は御書院番頭、伊賀守は御小姓番頭なり、三

獻酌、石川備中守、加、花房近江守、栗園邊抄、

寛延元年六月朔日、朝鮮人登城御禮御徒方御役當

御書院番所

柳間 御座敷饗應奉行

堀三左衛門、組共、片頼、高木宇右衛門、組共、片頼、

多賀外記、組共、片頼、松平助之丞、組共、片頼、

紅葉間 御座敷饗應奉行

小林甚五右衛門、組共、片頼、高木左内、組共、片頼、

寛延年録、

寶曆十三癸未年十二月朔日

御白書院縁類 井伊掃部頭 右者朝鮮人御禮之節、前々勤來候通、御使被仰付旨、右近將監 按ずるに、老申渡之、按ずるに、明年明中松平武元、和元年二月廿七日 聘禮行

明和元申年二月廿三日

松平讚岐守 酒井雅樂頭

右朝鮮人登城之節、着座被仰付候旨、柳營日記記、

明和元年二月廿五日

御目付ね

法印法眼主 奥 醫師

右明廿七日朝鮮人御禮之節、罷出候事、天明集録、

明和元年二月廿七日

一大廣間出御、御先立、周防守御刀、小出備前守御

脇差、大井中務少輔 按ずるに、周防守は老中松平康福、備前守中務少輔は御小姓也、

一出御之節、御白書院御上段御着座

紀伊殿 尾張殿 水戸殿

右者順々被出席御對顔

溜之間詰

右一同出席、御目見、年寄共、御取合申上、

一大廣間御上段御着座、松平兵部大輔、板倉佐渡

守、若年寄、鳥居伊賀守西張出着座、按ずるに、兵部少輔は渡守は御側御用人なり、

一紀伊中納言殿、尾張中納言殿、水戸宰相殿御中段

西之疊縁御列居、御日記、朝鮮人來朝之記、

明和元年二月廿七日

一三使一同に出席、御下段着座、御土器三、前田伊

豆守、御引渡、横瀬駿河守、御捨土器、六角越前守

按ずるに、共に高家なり、

一三使ね引渡出之

正使 給仕 中奥御小姓 副使同 島山飛騨守

従事官給仕 前田出羽守

但御給仕、三使共に衣冠重を着、太刀不帶之、

御日記朝鮮人來朝之記、

明和元年二月廿七日、御書院番所

御饗應奉行

野々山源右衛門、組共、片頼、美濃部八郎右衛門

組共、片頼、

柳之間 同斷

倉橋三左衛門、組共、片頼、大島雲四郎、組共、片頼、

紅葉之間 同斷

遠山源兵衛、組共、片頼、諏訪左源太 組共、片頼、御徒方萬年記、

○信使登營前諸式習禮等

信使聘禮及び御饗應等の事に與るの輩、かの登營以

前あらかしめ各其式の習禮を命せられ、かつ上覽見

分あり、是らの事、寛永元年以前及び享保度の事、今所見なし、

寛永十三丙子年十二月十二日、一午刻大廣間に出

御、是明日朝鮮人御禮に付、御座敷之御様子并御給

仕以下依上覽也、式書載、寛永日記、人見私記、

寛永二十癸未年七月十日、宗對馬守御禮有之、朝

鮮人給仕稽古有之、御徒無名氏之記○按ずるに、この月十八日登城なり、

明曆元己未年十月五日、一宗對馬召之、朝鮮人御禮

之規式被仰渡之、朝鮮使來聘記○按ずるに、登城ありしは、この月八日なり、

明曆元年十月七日

一黒書院出御、紀伊亞相、水戸黃門、尾張黃門、紀伊

相公、水戸羽林、松平左京大夫、井伊掃部頭、松平左

京大夫御目見、宗對馬守、宗播磨守御目見畢而明日

御禮之次第對馬守に老中相談之、

一申後刻大廣間出御、御座敷上覽、御日記、

明曆元年十月七日、朝鮮人御禮有之付而、規式爲

御稽古大廣間に出御、朝鮮來聘記、

天和二壬戌年八月十九日
 一朝鮮人拜禮之節、御給仕稽古有之、御書院番、御小姓組より出人六十人にて勤之、柳營日次記○按するに、この月廿七日拜禮す、
 天和二年八月廿六日、明廿七日信使御禮爲習禮、甲三按するに、甲府御三家方をさす、御登城有之、御日記。
 天和二年八月廿六日、御登城、是明日朝鮮人登城に付、殿様にも相伴被仰出故御座席の様子爲御覽なり、紀伊様、水戸様同様なり、人見私記、載櫻田記、
 天和二年八月廿六日、甲府殿、紀伊殿、水戸殿御作法爲御見習登城、按するに、朝鮮人の御州伴仰付られしは、きのふなり○朝鮮來朝記、
 天和二年八月廿六日
 一紀伊殿、水戸殿、甲府殿御登城、是は朝鮮人三使に御對座之様子被仰舍之、
 一同日に大廣間御書院番所御步行、番所御簾掛る、對天日録、
 正徳元年辛卯年、新井勘解由進獻儀注を作り、朝鮮人の習禮を任り、御白書院に而、御老中杯被出修禮あり、叔孫通か遺風なり、中村氏筆記抄、○按するに、聘禮ありしは、翌月朔日なり、
 正徳元年八月八日

一今日朝鮮人登城之節、諸役人習禮之稽古有之候、老中見分、柳營日次記、
 正徳元年八月八日
 一朝鮮人御用懸之御役人、其外諸向不殘登城、習禮有之、御徒頭長谷川半四郎、江原與右衛門代り菅沼圖書罷出、習禮相濟申候、御徒方萬年記、
 正徳元年八月十四日
 一朝鮮人登城、御規式之習禮有之、老中見分、御日記、
 正徳元年八月廿日
 一今日も、大廣間にて、朝鮮人登城、御規式之習禮有之候、老中見分、柳營日次記、
 正徳元年八月廿日
 一朝鮮人登城之節、引禮之稽古、長谷川半四郎、江原與右衛門登城、同廿四日朝鮮人御用懸之衆不殘登城、習禮有之、御徒方萬年記、
 正徳元年八月廿四日
 一朝鮮人登城御規式之習禮有之、老中見分、御日記、
 正徳元年八月廿四日、朝鮮人規式習禮有之、文露叢、
 正徳元年八月廿六日

一朝鮮人登城にて舞樂之節、饗應稽古有之、殿上之間饗應之稽古、御徒頭土屋敷馬罷出相勤、
 同月廿九日
 一今日も朝鮮人登城之節、舞樂有之之節稽古有之、
 九月八日
 一朝鮮人御用懸之衆不殘登城、習禮有之、以上、御徒方萬年記、
 正徳元年八月廿九日
 一今日も大廣間にて習禮有之候、柳營日次記、
 正徳元年八月廿九日、朝鮮人登城之節、舞樂等習禮有之、文露叢、
 正徳元年九月八日、一韓使御禮之節之習禮有之、老中越前守、中務大輔少老、按するに、越前守は間部詮房、人さしに御側御用人なり、少老は若年寄をさすなるへし、御日記、
 正徳元年九月八日、朝鮮人登城之節習禮有之、文露叢
 同年十月廿日、宗對馬守兩長老登城習禮有之、以上、
 正徳元年十月廿日、一宗對馬守登城習禮有之、以上、御徒方萬年記、
 同月廿二日
 一朝鮮人御規式之節之習禮有之、以上、御徒方萬年記、

正徳元年十月廿二日、按するに、傳注イニ廿六日とあり、朝鮮人御暇の習禮、
 同月廿四日、朝鮮人御饗應の習禮、以上、文露叢、
 正徳元年十月廿五日、一朝鮮人御暇節之習禮有之、
 同月廿六日、一今日も、朝鮮人御暇之習禮有之、
 十一月八日、一近々朝鮮人御暇之節之習禮有之、以上、御徒方萬年記、
 正徳元年十一月六日、朝鮮人御暇之節、規式習禮有之、文露叢、
 寛延元戊辰年五月十八日、近日朝鮮人登城前に付、御座敷向、御老中、若年寄衆御見分有之、御徒方萬年記、
 明和元年二月四日
 一朝鮮國王の之被遺物品々上覽相濟、右に付御座敷向に出御有之、柳營日次記、
 明和元年二月十九日御目付達書付
 朝鮮人登城御禮に付、来る廿三日、溜詰宗對馬守、習禮有之候間、右之段爲御心得御達申候様、攝津守殿、按するに、若年寄松平忠恒、被仰聞候、依之御達申候、
 二月十九日
 曲淵勝次郎

太田三郎兵衛

同月廿一日大井伊勢守達

明後廿三日、宗對馬守登城、朝鮮人登城之節之習禮有之候間、其御心得可有之旨相達候様、右近將監殿按するに、老被仰開候に付、御達申候、
中松平武元、被仰開候に付、御達申候、

二月廿一日御觸書令條錄、按するに、文化度對馬國にての事も因に、に附す、

○文化八辛未年五月十一日

一 對馬守 於屋敷、按するに、こし對馬國まで來聘にして、屋敷とあるもその國の屋敷なり、この月廿二日聘禮行はる、詳に信使、聘禮并御饗應の條に見ゆ、兩上使始御役人一同、來簡請取之習禮有之、對馬守出席有之、
但支配向之儀者、申合罷出、

同月廿四日

一 對馬守屋しきにおゐて、兩上使御役人一同、廣間御饗應、御返簡渡習禮有之、但支配向者、申合罷越、

一 岩千代出席習禮有之、近藤集取藏留書○按するに、岩千代父に代りて事にあつたれり、

○信使登城之節諸向出入口并供廻等

信使登城の日、諸大名以下諸向出仕の輩、出入の御城門及び供廻り等の事、兼て御書付を出さる、寛永二十年、まにその記、以前の事い載を欠く、

明曆乙未年十月七日

一 明日者惣様出仕衆、蓮池通也、朝鮮使來聘記、

天和二千戌年八月廿日、朝鮮人登城之日、諸出入之由被仰渡、柳營日記○按するに、の月二十七日登城あり、

天和二年八月廿日、朝鮮人登城之當日、諸大名衆、紅葉山の坂下御門より、蓮池通、出仕有之間、其趣を可存之旨御先手衆老中被仰渡之、萬天日錄、

天和二年八月廿七日

一 紀伊中納言殿、水戸宰相殿、甲府宰相殿、尾張中納言殿、紀伊中將殿早且より被登營、三使退出以後、各退散、

但紀伊中納言殿、水戸宰相殿雖爲忌中、依御免被

致出仕、水戸少將殿忌中故無御登城、

一 國主領主、四品以上、其外之諸大名者、三使出仕之前、大手、櫻田御門より登城、朝鮮人退出終て順退去、

一 紅葉山下、坂下御門、今朝より開、當番之諸士其外之輩、蓮池通より出仕、

一 御玄關前より中之御門外迄庭敷、御日記、
正徳元辛卯年十月十五日、鳥居伊賀守按するに、若渡年寄明英、御書付之寫、

一 朝鮮人登城之日、按するに、十一月朔、日聘禮登城なり、表向諸役人、登城退出共、坂下御門出入之事、御番方も右同斷、柳營日記、

正徳元年十月十六日御書付、鈴木伊兵衛渡之、

一 朝鮮人登城之日、表向諸役人、登城退出共、坂下御門出入之事、御徒萬年記、

正徳元年十月廿日、朝鮮人御饗應之節書付按するに、十一月三日賜登、

一出仕之面々、登城之時者、大手櫻田兩所より罷出、退出之節は、櫻田御門之方計通る、

一 表向諸役人御番衆者、登城退出共、坂下御門相通る、

一 奥向之面々者、登城退出共、平川口御門相通る、

一 御玄關前より中之御門迄、庭敷之、中之口も同前、

一出仕之面々供廻り、和田倉御門内馬場之内外に

拂、尤居残り候分は、御用屋敷按するに、江戸繪圖による邊な、折廻迄差置之、乗物者、櫻田御番所際に置之、但對馬守、御馳走人乗物者、櫻田御番所際に置之、

一 御玄關前、腰掛置板敷之上に薄縁敷、中官差置之、尤對馬守家來罷在、

一 大手腰掛者、不殘下官共差置之、

一同所南之方、腰掛并御疊小屋新外繫迄者、對馬守、御馳走人之人馬差置之、

一出仕之面々供之者、蓮池馬場邊差引者、蓮池御門當番之御先手與力同心勤之、

一 喰違御門者、中之御門、加番、御先手與力同心、出人にて固之、

一 御玄關前、二九御門外、大手下馬にも對馬守家來、役人等差置候、

一 殿上之間、前拭板邊に對馬守家來差置、此外御座敷向にも、朝鮮人相越候席わ者、右之家來差添置之、

但御用掛り之面々、令差圖之、
最前之書付に者、舞樂之節、御目見無之と有之、候

此度之書付に者御目見有之由、相見申候、
一朝鮮人、登城出仕之面々、登城者、大手櫻田兩所より罷出、退出者、櫻田御門之方計、

- 一萬石以上、下乘より、刀持貳人、草履取壹人、但中之御門より内、刀持壹人、
- 一萬石以下、口口口刀持壹人、草履取壹人、但中之御門より内、刀持壹人、
- 一挾箱乗物一所に差置、一切入不申候事、
- 一刀持手代り、出入無之事、
- 但病氣無據用事之節者、斷之上、入申候事、
- 一留守居共、一切出不申候事、

十月廿日御書付寫

正徳元年十月廿七日、御目付石谷七之助達、
一表向諸役人、御番衆登城退出共に、坂下御門可罷通候、部屋無之面々者、坂下御門之内へ侍壹人、草履取壹人、召連可申事、
一中之御門より内へ、侍壹人召連可申事、御徒方萬年記
正徳元年十月、覺
追而朝鮮人、登城之度々、左之通可被相心得候、以上、

一朝鮮人登城之節、表向諸役人、登城退出共に、坂下御門出入之事、

十月 踐好録

正徳元年十一月朔日、水戸殿者紅葉山下御門、紀伊殿者坂下御門より登城退出も同前、手廻り之者、并乗物は二丸銅御門之内へ入置之、其外人馬は、紅葉山下外矢來門坂下御門外に溜置之、琉韓記事
享保四己亥年九月晦日、井上河内守、按するに、老中正岑、渡候、御書付

一朝鮮人登城之節、按するに、十月朔日なり、何も登城之面々は、大手櫻田勝手次第候、退出之節者、櫻田より退出之事、

一國持大名初萬石以上、下乗橋より内、侍貳人草履取壹人之外、召連中間敷候、中御門蔭際より、刀持侍壹人計召連、此侍も御玄關にて拂候事、
一下乗橋通に、乗物一切差置不申、櫻田へ拂追而退出之節、下乘へ入候間差圖無之内、入込不申候様、可被申付候、以上、

九月

大目付、柳營日次記、

寛延元戊辰年四月、朝鮮人來朝に付、登城之節、

按するに、六月朔日登城す、下乘より内、供廻り召連候、覺、

一四品以上并萬石以上、下乘より内中之御門迄者、侍貳人草履取壹人、雨天之節者、傘持壹人召連、中御門より内者、刀持壹人雨天之節は、手傘用候事、
一萬石以下者、下乘より内、侍壹人草履取壹人召連、中御門より内は、刀持壹人、雨天之節者、手傘用候事、
一萬石以上以下共、挾箱下乘内へ、一切入中間敷候事、

但部屋有之面々は、挾箱内へ入候事、

右之通御心得可有之候、以上、

四月

中山五郎左衛門 神尾 市左衛門

一朝鮮人、御本丸登城、同日西丸へも登城有之に付、御本丸より西丸へ被相越候面々、何茂蓮池御門通罷越、中之口より登城、退出之節者、何も西丸大手御門通り、退散之事、

一西丸へ登城無之面々は、三使、御本丸より退散後、大手御門より退散之事、
但内櫻田御門之方々者、一切退散無之事、

一朝鮮人登城之節、表向諸役人、登城退出共に、坂下御門出入之事、

十月 踐好録

正徳元年十一月朔日、水戸殿者紅葉山下御門、紀伊殿者坂下御門より登城退出も同前、手廻り之者、并乗物は二丸銅御門之内へ入置之、其外人馬は、紅葉山下外矢來門坂下御門外に溜置之、琉韓記事
享保四己亥年九月晦日、井上河内守、按するに、老中正岑、渡候、御書付

一朝鮮人登城之節、按するに、十月朔日なり、何も登城之面々は、大手櫻田勝手次第候、退出之節者、櫻田より退出之事、

一國持大名初萬石以上、下乗橋より内、侍貳人草履取壹人之外、召連中間敷候、中御門蔭際より、刀持侍壹人計召連、此侍も御玄關にて拂候事、
一下乗橋通に、乗物一切差置不申、櫻田へ拂追而退出之節、下乘へ入候間差圖無之内、入込不申候様、可被申付候、以上、

九月

大目付、柳營日次記、

寛延元戊辰年四月、朝鮮人來朝に付、登城之節、

一大手御門内櫻田御門西丸大手御門下馬に相殘候、供之分は、主人登城候は、直神田橋御門外并大名小路、松平大炊頭屋敷前通り外櫻田御門之外に相拂差置可申候、且又、下乘所に相殘候乗物挾箱并供之分者、神田橋御門之内小笠原右近將監屋敷後通り本多伊豫守屋敷後明き地へ、相拂差置可申候、出仕之面々、退散之節、屋敷向寄之方へ相廻居候様に、御申付可在之候、尤供廻り差引之ため場所へ、御徒目付、御小人目付差出置候間、何も差圖用候様に、御申付可有之候事、

一和田倉御門内馬場先御門内外櫻田御門内往來之者、留切申候、

右之通、御心得可在之候、以上、

四月

中山五郎左衛門 神尾 市左衛門

一朝鮮人登城、同日西丸へも登城有之、若夜に入候は、西丸大手御門之外にて、貳ヶ所衛士焚候、場所之儀其節可申談候、以上、

四月

中山五郎左衛門 神尾 市左衛門

公制 觸事

錄御書付留

寬延元年五月廿九日、覺

朝鮮人登城、退散之節、夜に入候得者、西丸大手御門外にて衛士焚候付、其旨可相心得候、大成令續集、明和元年申年二月十一日、曲淵勝次郎相達候、書付貳通、

朝鮮人登城之節、按するに、の月下乘より内、供廻召連候、覺

一四品以上并萬石以上、下乘より内、中御門迄者、侍貳人草履取壹人、雨天之節、傘持壹人召連、中御門より内は刀持壹人、雨天之節者手傘用候事、一萬石より以下、下乘より内者、侍壹人草履取壹人召連、中御門より内者刀持壹人、雨天之節手傘用候事、

一萬石以上以下共、挾箱下乘橋内、一切入申間敷候事、

但部屋有之面々者、挾箱内に入申候事、

一中之口登城之内、部屋無之分は、侍壹人草履取壹人中之口迄召連、夫より相拂候事、右之通、御心得可有之候、以上、

二月

太田 三郎兵衛

曲淵勝次郎御書

明和元年二月、朝鮮人登城之節、出仕之面々供廻り差置候場所、

一中之御門外に相殘候、四品以上之侍草履取は、蓮池御門内御藏之向通へ片寄差置、御玄關前まで召つれ、刀持之儀者、主人登城候て直に、臺部屋御門内相拂候事、

一中之御門外に相殘候、萬石以上、侍草履取は、二丸御玄關前腰懸邊へ差置、御玄關まで召連候、刀持之義は主人登城候て、右同所へ相拂候事、

一出仕之面々、下乘まで召連候、供廻并乗物之義は、内櫻田御門外下馬に、相拂候事、

一大手御門より出仕之面々、供廻之義は、和田倉御門内松平肥後守屋敷前通に、拂置候事、

一出仕之面々、供廻り退散之節、屋敷向寄方へ相廻居候様、御申付可被成候、尤供廻り差引として、御徒目付御小人目付差置候間、何れも差圖相用候様に、是又御申可被成候、

一諸大名留守居、御座敷は勿論、中之口御門内ども

一切差置不申候、刀持差置候場所、相拂候事、

但病氣又は幼少之面々、介添之者は、品により中

之口御門内に、差置候、

右之通御心得可被成候、以上、

二月

吉田 三郎兵衛

曲淵勝次郎柳營

記、御書、御書付留

通航一覽卷之七十五

朝鮮國部五十一

○信使登城に付、衣服制限觸、

聘使登營により、衣服及び出仕制限、御書付をもて諸向に達せらる、慶長十二年の事詳ならず、但し台徳院殿、御直衣にて出御と見ゆ、

元和三丁巳年八月廿六日、朝鮮人拜禮也、昵近公家

衆、諸大名諸士、各著裝束而出仕、羅山文集、紀年錄、

寬永元甲子年十二月十九日、朝鮮人御本丸に出仕、

諸大名各冠裝束、異國日記、

寬永元年十二月十九日、三使登城、諸大名何も裝束

にて登城、寬永日記補闕、

寬永十三丙子年十二月十三日、信使登營、今日依別

仰井伊掃部頭直孝、松平下總守清匡、按するに、累代武繼等による、二人

さしこの頃執事職と稱す土井大炊頭利勝、酒井讚岐守忠勝按するに、二人はともに

老中なり、各著束帶、先是信使動禮之時無束帶、皆

著衣冠、紀年錄、

寬永十三年十二月十三日、朝鮮人登城御目見に付、

殿中伺候之者共、井伊掃部頭、松平下總守、土井利

通航一覽卷之七十四終

勝等束帶也、宰相以下諸大夫之分者、衣冠各太刀帶之、御給仕者、配膳之間者、太刀不帶、其外布衣素袍袴也、人見私記

寛永二十癸未年七月十八日、朝鮮人御禮、惣様六半に出仕、云々、國持衆、諸大名出仕也、書院大番、花鳥より見世男出る何も装束なり、諸大夫以上衣冠装束也、廣蓋、腰脚持、布衣なり、御徒頭無名氏之記、
寛永二十年七月十八日、朝鮮人御禮裝束之次第、諸大夫以上、何も衣冠太刀を帶、國持衆は、御禮之間御次之間に有て御能始以前何も退出、御給仕之間々は、衣冠に下重を着し練の足袋をはく、但太刀を略す、彦根少將、按ずるに、大若狹侍從、讚岐守忠勝、累代武鑑によるに、寛永十五年十一月大老少將、按ずるに、老中堀田加賀、古河侍從、按ずるに、土井大炊頭利勝、累代武鑑によるに、守正盛、酒井侍從、按ずるに、酒井雅樂頭忠、世にして此頃老中なり、會津は誤りなるへし、一厩橋侍從、世にして此頃老中なり、會津侍從、伊豫侍從、牧野内匠頭、按ずるに、會津は松平肥後守正頭は、この頃嚴有院、右何も、束帶腰脚、廣蓋之役人何も布衣、上官以下之給仕何も、襖袴、朝鮮人御禮次第、
明暦元乙未年、在府之諸大名、其外諸大夫面々、衣

冠着太刀帶、可登城旨、依上意申觸之、御日記、
明暦元年十月八日、朝鮮人登城、御目見故、諸大名衆、衣冠之裝束にて太刀を佩出仕、寛明日記、
明暦元年十月八日、朝鮮信使御禮に依て、御一門之歷々、諸大名御譜代御家人御旗本物頭諸役人以下平番之輩等、出仕、番不出仕、諸大名以上、衣冠を着し鞘卷の太刀を帶し、布衣平士裝束皆如例、朝鮮往來、明暦元年十月八日、左馬頭様、右馬頭様、紀伊殿、尾張殿、水戸殿、紀伊宰相殿、水戸中將殿、松平右京大夫、按ずるに、左京大松平左兵衛督大廣間西之縁にて、御禮之儀式御覽、何も衣冠束帶太刀帶也、朝鮮使來、天和二壬戌年八月廿四日、朝鮮信使、來る廿七日、御禮の由にて、諸大名衆、衣冠にて出仕之由、萬天日錄、
天和二年八月廿六日、明廿七日、信使御禮に付、在府諸侯、衣冠帶太刀、五時登城之儀達之、御日記人見私記、
天和二年八月廿七日、信使御禮、殿中諸大夫以上、

衣冠、老中は束帶着之、其外諸士之面々裝束也、柳營日記、

天和二年八月廿七日、朝鮮人出仕有之に付、御三方、甲府殿、諸大名諸役人登城、御老中束帶、諸大名衣冠、諸役人裝束、御徒方萬年記、

天和二年八月廿七日、今日辰刻、御連枝方、國持大名御譜代衆諸役人旗本の面々、殘らず登城、官位これある輩は、昨日、按ずるに、この間御觸、衣冠下襲帶劔、天和二年朝鮮來朝記、

正徳元辛卯年五月被仰出、一當七八月朝鮮國信使來朝に付、諸大夫以上、衣冠并狩衣、承寬護錄、
正徳元年六月三日御書付

今度、朝鮮人來聘に付、諸大夫以上、衣冠并狩衣之心掛、可被仕候、

侍從以上 薄紫 四品 濃紫
諸大夫 淺黃

裝束之節、差異之色、向後右之通、可被相心得候、以上、御徒方萬年記、大成令、正寶事錄、萬年記

正徳元年八月九日御書付
朝鮮人登城、衣冠着用之時者、奥表共惣様下襲帶

劔、御徒方萬年記、
正徳元年十月廿日、秋元但馬守、按ずるに、渡、御書付之寫、

一朝鮮人登城に付、公仕之面々、鞘卷野太刀之内を用之、衛府之太刀用候義、可爲無用事、
一品川豊前守、織田能登守、大澤出雲守、前田隱岐守、按ずるに、この四人、は高家配役あり、宗對馬守此外者、末廣持候事、右之通、可被相達候、記、但し十月廿二日御目付永井三郎右衛門達すあり、

正徳元年十月廿五日、御目付鈴木飛驒守達、一舞樂之節、狩衣着候、諸大夫之面々、熨斗目可有着用候、御徒方萬年記、

正徳元年十月廿七日
詰衆 同嫡子 詰衆並 同嫡子
奏者番衆手明 同嫡子

明廿九日、朝鮮人信使御禮付而、衣冠下襲太刀帶之、五時可有登城候、無官之面々は、不及出仕候、

十月
按ずるに、かく仰を出されしなれども、廿九日は雨によりて御延引、十一月朔日御禮あり、老中支配之布衣以上

御 役 人

明後廿九日、朝鮮人信使御禮付而衣冠下襲太刀帶之、布衣之面々者、布衣着用五時登城候様、可被相觸候、以上、

十月

若年寄支配之布衣以上
御役人

法印 法眼

右同文言

十月

大成令補遺、
御徒方萬年記、

正徳元年十月廿八日

明廿九日、朝鮮人御禮に付、衣冠下襲太刀帶之、布衣之面々者、着布衣、五時登城之事、

一明日表向足袋はき候様にと被申觸之、柳營日次記、

正徳元年

一十月廿九日、今日朝鮮人登城有之筈、去廿七日被仰出、出役等有之候處、今日相延、明後朔日登城之段被仰出、

一同日御書付

若年寄支配

布衣以上御役人

法印 法眼

右明後朔日、朝鮮信使、就御禮諸事最前相觸候通、被心得、可有登城候、右之通、可被相觸候、

十月廿九日御徒方萬年記、

正徳元年十月廿九日

一雨天に付、信使御禮相延、明後朔日與被仰出候、

同月晦日

一明朔日、月次之御禮無之、信使御禮、五時前に候、

以上柳營日次記、

正徳元年韓人登城の時々、諸家或は束帶衣冠、狩衣の差あるへき由、狩衣の時は、諸大夫以上、其すかた等しき故、指貫の色を命し給ふ、如左、

三家は 禁色 侍従以上は 濃紫

四品は 淺紫 諸大夫は 淺縹鹽尻○按ず異説なれども、参考に存す。

正徳元年十一月朔日

一朝鮮信使御禮に付、水戸殿、紀伊殿始國持大名及萬石以上之面々同嫡子、布衣以上之御役人并法印法眼、登城、萬石以上之嫡子無官は出仕、無之、但尾張殿、松平加賀守は在國、

一今日出仕之面々、諸大夫以上、衣冠下襲帶劔、其外假六位衣冠下襲帶劔布衣素袍等、着之、一表向五時揃同日

一明後三日、三官使御饗宴、且又舞樂被仰付之間、狩衣着之、五半時登城可有之旨、對馬守按ずるに、宗對馬守義友、從老中觸手紙、遣之、

一右同斷付而、御譜代衆は、狩衣着之、五時登城、可有之旨、老中より觸手紙、遣之、

一左之書付渡之

高家衆手明

詰衆

同嫡子

詰衆並

奏者番手明

同嫡子

水野肥前守

同

周防守按ずるに、肥前守は、の年九月西丸御側衆より大坂御定番に轉せしなり、周防守はその養子なり、明後三日朝鮮人は、舞樂見物被仰付候間、狩衣着用、五時可有登城、無官之面々は、不及出仕候、

榊原 越中守

老中支配

布衣以上御役人

明後三日、朝鮮人は、舞樂見物被仰付候間、五位之面々狩衣着用、布衣は布衣着之、五時可有登城候、右大目付は、豊後守按ずるに、老中阿部正篤渡之、

若年寄支配

布衣以上御役人

法印 法眼

一明後三日、朝鮮人は、舞樂見物被仰付候間、五位之面々、狩衣着用、布衣は布衣着之、五時登城候様、可被相觸候、

十一月朔日

右御目付は、大和守按ずるに、若年寄久世重之、以上柳營日次記、渡之、

正徳元年十一月朔日、初て朝鮮人登城、儀式別書有之、

若年寄支配

布衣以上御役人

法印 法眼

明後三日、舞樂見物被仰付候間、五位之面々は、狩衣布衣之輩、布衣着用、五時揃候様に登城可仕候、文露叢、

正徳元年十一月三日

朝鮮人登城舞樂被仰付候節之書付、

一水戸殿、紀伊殿并國持等并外様萬石以上之面々、登城無之、

一大御番出人百人四之間に勤仕素袍、

一今日殿中、伺公之面々、狩衣素袍着之、御書伊寫、○替日次記に載する衣服制限觸に、御譜代衆五時登城と見へたり。

正徳元年

十一月三日、朝鮮人登城、御白書院、舞樂見物被仰付、諸役人、裝束にて登城、揃刻限朝五時、十一月九日、御書付大久保甚右衛門達之、

布衣以上御役人

法 印 法 眼

明後十一日、朝鮮信使御暇、裝束等、諸事御禮之時之通にて、五時登城候様、可被相觸候、以上、

十一月九日、以上、御徒方萬年記、

正徳元年十一月九日

一明後十一日、朝鮮人御暇に付て、衣冠下襲太刀被帶之、五時可被爲登城旨、上使被遣之、

上使御小姓組番頭 皆川山城守

水戸中納言殿

同御書院番頭 井上讀波守

紀伊中納言殿

右之通被遣之、但登城之道筋、御禮之時之通也、一右同斷に付、明後十一日五時可有登城旨、在府一

萬石以上之面々、從老中切紙を以相達之、

寄合

榊原越中守

老中支配

布衣以上御役人

右書付豊後守より、大目付に渡之、

若年寄支配之

布衣以上御役人

法 印 法 眼

右書付御目付、久世大和守渡之、

但委細者、朝鮮方日記に有之、柳營日次記、

正徳元年十一月十日、明日朝鮮人信使御暇に付、布衣以上御役人法印法眼、下襲太刀帶之、布衣之面々は布衣着用、可被罷出由、文路義、

正徳元年、各官服色、進見

御三家以下、諸大夫以上、各衣冠下襲して帶劔せらる、布衣之輩は、常時の服を着す、但し來聘に因て勤役する衆は、六位の袍を着す、其外の無官爵の面々は、素襖長袴なり、御前護衛は衣冠下襲して帶劔す、階下護衛の内番長は闕腋束帶帶劔して、壺胡籙を負て弓箭を執り胡床に座せり、近衛は褐の下襲に帶劔し壺胡籙弓箭して同しく胡床に座せり、帶

刀は、布直垂に帶劔し、各繰を取て是も胡床に座せり、各門鎮護の諸物頭は、皆各六位の袍を着して帶劔す、

右其大略如此にして、進見、辭見、兩度俱に同し、

賜享

御三家方并外様之面々、出仕なし、又今日は、中官等入拜せざるに因て、階下護衛は設けられず、御前護衛并各川鎮護之輩、皆狩衣にて勤役す、執政老中以下諸大夫并布衣輩の來聘勤役する分は、皆同しく狩衣を着す、無官は、素袍長袴を着せるなり、踐好録、

一將軍家、當時衣冠に野劔を用る事、朝鮮人來聘より此事あり、朝鮮人來聘の時、六位の袍野劔黒塗銀作りにして、布衣の官人に貸給ひしより、野劔を衣冠に帶劔すと覺るは非なり、新益柳營秘鑑○按するに、前文によるに寶永年中の事なるへし、

享保四年九月十日、井上河内守按するに、老中正翠、渡御書付、今度、朝鮮人御禮之節、諸大夫之面々、衣冠重を着太刀帶候等之間、其段向々、可被達之候、寄合は者、被達不及候、柳營日次記、大成令補遺、

享保四年九月廿九日

鷹間詰

同嫡子

御奏者番

同嫡子

菊之間縁頼詰

同嫡子

明後朔日、朝鮮人信使御禮に付而、衣冠重を着太刀帶之、五時可有登城候、無官之面々者、不及出仕候、以上、柳營日次記、先例政典續編、

享保四年九月廿九日、御目付稻生次郎左衛門相渡候御書付、

若年寄支配

布衣以上御役人

法 印 法 眼

明後朔日、朝鮮人御禮付而、五時可有登城候、諸大夫者、衣冠重を着太刀帶之、布衣之面々は布衣着用候様、可被相觸候、御徒方萬年記、御書付留、

享保四年、朝鮮人登城之節、諸大名不殘檜扇子御持被成候様にて、松平石見守より、按するに、大目付、向寄之大名方、順達被成候由、月堂見御集、

享保年先々御代、按するに、文昭、朝鮮人來朝の節、布衣の御役人、薄縁の袍、六位の裝束始りしかと、後の來朝には被爲取除之、天和來朝の舊例に任せられ、大紋布衣に被復しなり、此等の趣は、彼白石

子文學にのみ拘りて、武備の要を失へるもの歟、明君德行録、

寛延元戊辰年四月廿四日

御本 丸
大 御 所様
大 納 言様

御目付に

今度朝鮮人、御禮之節、諸大夫之面々、衣冠重を着太刀帶候筈候間、其段向々可被達候、尤寄合に者、被相達不及候、

四月

同年同月

今度朝鮮人御禮之節、萬石以上、其外諸大夫之面々、衣冠重を着太刀帶候筈候間、其段向々可被達候、

四月以上大成令續集、

寛延元年五月十七日

朝鮮人登城之節、冠之緒より之由、酒井雅樂頭殿按するに、老中忠知、御徒方萬年記、御等付留、被仰渡候段、御目付神尾市左衛門被申聞、

寛延元年五月十八日

足袋相用候儀、先達而願相濟有之候分も、此度衣冠之節用候儀、不相成旨、可被達候、御書付寫、

一寛延元年五月廿八日、朝鮮人登城之節者、年始御禮之通之旨、中山五郎左衛門被相觸候、寛延年録、
寛延元年五月廿九日

鴈間詰 同嫡子 御奏者番 同嫡子

菊間縁頼詰 同嫡子

明後朔日、朝鮮之信使御禮に付而、衣冠重を着太刀帶之、五時可有登城候、無官之面々者、不及出仕候、

五月

若中支配布衣以上
御 役 人

明後朔日、朝鮮之信使御禮に付て、衣冠重を着太刀帶之、布衣之面々者布衣着用、五時登城候様、可相觸候、

五月

若年寄支配之布衣以上
御 役 人

明後朔日、朝鮮之信使御禮に付、五時可有登城候、

諸大夫者、衣冠重を着太刀帶之、布衣之面々者、布衣着用候様、可被相觸候、尤西九御目付にも、可有通達候、大成令續集、御徒方萬年記、

寛延元年五月廿九日

一左之御書付、雅樂頭殿御渡被成候由、中山五郎左衛門被相觸候、

若年寄支配之布衣以上
御 役 人

法 印 法 眼

明後朔日、朝鮮信使御禮に付、五時可有登城候、諸大夫者、衣冠重を着し太刀帶之、布衣之面々者、布衣着用候様に可被相觸候、寛元年録、

寛延元年五月晦日佐渡守按するに、若年、寄板倉勝清、渡、

御目付に

明朔日例月之御禮無之候、以上、

五月晦日、令條録、

寛延元年

一朝鮮人御禮申上るに付、紀伊大納言殿、尾張中納言殿、水戸宰相殿、尾張中將殿を始め國持大名、其外萬石以上同嫡子并布衣以上之御役人登城、出御以前席々に列座、出仕之諸大夫以上之者、衣冠重を着

着し太刀を帶、布衣之輩は布衣着之、且御門御門之飾美麗を盡せり、鷗林來聘記、栗園漫抄、

寛延元年六月初日

一朝鮮之信使登城、御表出御、御禮相濟其外御目見有之、

一御三家始御譜代衆、布衣以下之御役人、年始之通、其裝束着之各登城、

一御老中方若年寄衆、五時前御登城寛延年録、

明和元年甲申年二月六日、松平右近將監按するに、老中武元、相渡御書付、大目付大井伊勢守達、

今度朝鮮人、御禮之節萬石以上其外諸大夫之面々、衣冠重を着太刀帶候筈候間、此段面々可被相達候、以上、御觸書、天明集録、

明和元年二月六日

一左之書付、松平攝津守按するに、若年寄忠恒、被相達候、

今度朝鮮人御禮之節、諸大夫之面々、衣冠重を着太刀を帶候筈に候間、其段向々可被達候、尤寄合に者、被相達候不及候、

二月是迄天明集録、令條記同、但し廿五日に係、同年同月十七日

一朝鮮人登城之節、冠之紐紙捻相用候、
 一布衣以下殿中衣服之儀、年始元日之通、同日裝束
 下足袋用間敷事、
 右之書付、攝津守渡之、
 同月廿一日

一左之書付、自注、これは先日出る書付也、
 一朝鮮人登城之節、冠紐紙捻相用候事、
 一朝鮮人登城之節、布衣以下之面々、殿中衣服之
 儀、年始元日之通、且裝束下足袋相用申間鋪事、
 但痛所有之、相願足袋相用候儀者、勝手次第之
 事、以上、柳營日次記、

明和元年二月十八日

一朝鮮人登城之節、冠之紐紙捻相用候事、
 一朝鮮人登城之節、布衣以下之面々、殿中衣服之
 儀、年始元日之通、同日裝束下足袋用申間鋪事、
 但痛所有之、相願足袋相用候儀者、勝手次第之事、
 右之通、右將近監殿被仰開候に付、相達候、御同席
 在府之分り、不殘様可有通達候、答之儀者、先々銘
 銘より不及挨拶候、各より可被申開候、以上、
 寶曆十四申年二月十八日 大井伊勢守

小笠原伊豫守殿
 榎原式部大輔殿 各留守居令條錄、
 明和元年二月廿五日

一明後廿七日、朝鮮之信使御禮に付、五時登城可
 有之候、諸大夫衣冠重を着太刀帶之、布衣之面々
 布衣着候様、尤前々御書付之通、諸事可被相心得候
 事、
 同日

御使 稻葉紀伊守 紀伊中納言殿
 同 石川伊豫守 水戸宰相殿
 同 稻葉紀伊守 紀伊中將殿
 同 石川伊豫守 水戸少將殿

右者、明後廿七日、朝鮮人登城之節、御登城有之候
 様、被仰遣之、
 鷹之間詰、同嫡子 御奏者番 同嫡子

菊之間縁類詰 同嫡子 若年寄支配之布衣以上
 法印 醫師、
 御役人

右者、明後廿七日、朝鮮人之信使御禮に付、五時登
 城可有之、諸大夫衣冠重を着太刀帶之、布衣之面々
 者布衣着用候様、可被相觸候、

二月廿五日、以上、柳營日次記、

明和元年二月廿五日松平右近將監渡、
御用掛に無之高 家 衆
 明後廿七日、朝鮮之信使御禮に付而、衣冠重を着太
 刀帶之、五時可有登城候、
 二月廿五日令條錄、

明和元年二月廿五日
 鷹之間詰 同嫡子 御奏者番 同嫡子
 菊之間縁類詰 同嫡子
 明後廿七日、朝鮮之信使御禮に付而、衣冠重を着太
 刀帶之、五時可有登城候、無官之面々者、不及出仕
 候、

御目付若年寄支配之布衣以上
 御 役 人
 法 印 法 眼

明後廿七日、朝鮮之信使御禮に付而、五時可有登城
 候、諸大夫衣冠重を着太刀帶之、布衣之面々者、布
 衣着用候様可被相觸候、尤西丸御目付天明集録、令條錄、も、可有通
 達候、
 明和元年二月廿六日

一明廿七日、朝鮮人登城有之候、揃刻限五時之由候
 得共、諸向御門明登城之由、
 一明日登城之衆、裝束に而可致出仕候、且先達而被
 仰出候通、年始元日之通、供廻り麻上下着用之事、
 柳營日次記、

明和元年二月廿七日、朝鮮人信使御禮之次第、
 朝鮮人御禮申上候に付、紀伊中納言殿、尾張中納言
 殿、水戸宰相殿始國持大名、其外萬石以上同嫡子并
 布衣以上出仕之諸大夫以上、衣冠重を着太刀帶之
 檜扇、布衣之輩は布衣着之、御日記、朝鮮人來朝之記、

通航一覽卷之七十五終

通航一覽卷之七十六

朝鮮國部五十二

○信使聘禮附登城、行列、營中御饗 從慶長度 至寬永度

按するに、信使來聘の事實は信使參向道中條に出す、この日捧るころの國書及び進物の事は、參考便覽のため、別に兩國國書儀物并信使御暇等の條を起してこれに收む、またこの條すへて、信使聘禮之節諸御役當の條、信使聘禮前諸式習禮の條、信使登城之節諸向出入口并供廻等の條、信使登城に付衣服刻附觸の條にも併せ見るへし、下并ひ辨せず。

慶長十二年丁未年五月六日、宗對馬守義智朝鮮國信使正使呂祐吉、副使慶暹、從事官丁好寬等を率ゐて江戸城に登り、着府ありしは、前 台德院殿に拜謁し、かの國王李昭の書牘及び方物を獻す、廿日駿府城において、東照宮に拜禮あり、その事及び後年江戸西丸に登營拜禮の事は、信使駿城并江戸西城拜禮の條に出す、下これを註せず。

慶長十二年丁未夏五月、朝鮮遣使來聘二國修好實始于此、是歲四月對馬守平義智迎接信使來致京師、先是乙巳夏神祖傳國遷居于駿之府城、因命義智吾今老矣、宜諭外使使往聘江城、閏月使等到來都下、方策新篇。

慶長十一年の秋朝鮮の禮曹、對馬守に書を贈りて、まつ我國の御書を賜ふべき由を望申、是によりて此年の冬東照宮彼國王に書をなさる、十二年の春朝鮮の通信使始て來れり、閏四月江戸に到て、台德院殿に其國王の書信を獻れり、五月駿府に到りて東照宮に信物を獻る、こゝにおいて、日本朝鮮修好の事成りぬ、國朝舊章錄。

慶長十二年四月、朝鮮の正使呂祐吉、副使慶暹、從事官丁好寬來朝す、對馬守義智これか先客となる、大權現の仰によりて、先江戸に到り、台德院殿に拜謁したてまつる、寬永宗義智譜。

慶長十二年、秀忠様爲御代初の御祝儀、從朝鮮信使來聘、按するに、和好なりてはしめて、三使參着す、この書及び紀年録等御代初の實使といひしは、後世の例によりて誤りしなるへ。

正使 呂祐吉 副使 慶暹 從事 丁好寬
右者祖父對馬守同道仕、貞享宗對馬守書上、白石叢書。

慶長十二年五月六日、於江戸御城高麗人御目見、本泉寺に旅宿、坂氏慶長古日記、○按するに、慶長年録古本慶長日記に、本誓寺旅館に作るを是とす、慶長十二年五月六日、朝鮮國三使來聘、自注、正使通政兼知制教呂祐吉、副使通訓大夫呂守導兼春秋館編修官慶暹、從事官通訓大夫別曹正郎兼春秋館編修官丁好寬、其餘從者四百人、

將軍家に拜謁し、書翰を捧げ自注、御返翰は、相國方物を獻す、日記摘要、

慶長十二年朝鮮王通交之爲、信使通政大夫呂祐吉、通訓大夫慶暹、通訓大夫丁好寬、相從人數四百六十九人對州に差越候、故義智則信使を伴ひ參府仕候處、依御差圖、同年閏四月按するに、閏四月に、三使先於江府城台德院様に御目見仕、其後於駿府城權現様に拜禮仕、首尾好御暇被下之、同年六月義智三使を朝鮮に送還し申候、日本朝鮮修好本末、兩國和好再興對馬編年略、

慶長十二年、日本への使古は大方二人也、慶長十二年より始て三使也、朝鮮發足の日、正使一人を召て國王直に申渡さる由也、其次に副使と從事とを召て正使に附て渡海せよとはかり申し渡さる、由也、但し正使副使兩人は聘禮の事をのみ專す、從事は其砌り武官兼たる壯年新に進士に昇て學問の間へある人を撰て定めらる、故に相從上下者も皆從事の下知にして罪あれば法に行ふ、正使副使は從事に云ひ渡して直に沙汰せず、聘禮儀式諸事舊禮に違はざる様にどのみ心掛る由也、假初にも文字の上の事に念入て必しも日本にて賜の多少を喜は

す、朝鮮物語、

この日大廣間上段に出御、三使は下段に列座し御前において饗膳を賜はる、宗對馬守義智をして燕席を監せしめ給ふ、和度より拜禮の時御前にては、三獻の御式のみにて、入御の後別に饗應を賜はり、御三家等のうちにて相伴せしめ給ふ例なり、但し正徳度は饗導の輩に伴食を命ぜらる、また御馳走につき、寬永十三年同二十年は御能催され、正徳度は舞樂を奏せしめらる、その餘今詳ならず、

慶長十二年、神君命して三使を先つ江戸へ召連將軍へ謁せしむへしと有ければ、對馬守三使同道にて江戸に趣き、五月六日朝鮮王の書并に方物を獻す、台德院殿三使を營中へ召出され饗應を賜ふ、大廣間上壇に練綱二間をしき、其上に錦の茵をしきて、台德院殿御直衣にて端座し玉ふ、御下壇の左に座を設け武使通政大夫呂祐吉、副使通訓大夫慶暹、從事官丁好寬列座す、宗對馬守に仰付られ馳走挨拶す、盃盤皆金銀を飾りて八珍美を盡す、台德院殿御前には四方膳なり、三使には脚付の膳を設く、按す、成功記には、盃盤不用朱漆、皆以金銀飾之、珍羞盡花美、然大樹與蕃客盤圓之高低形樣異製異名、と記し、また爲大樹設者名曰四方膳、四位以下所用也、以分尊卑、とあり、享禮畢て、三使退出す、武徳大成記、成功記、

慶長十二年勅使三人、呂祐吉、慶暹、丁好寬於御前湯漬、御相伴國王は苗三重を上壇厚疊の上に敷也、勅使三人は中壇主位國王の外別に無相伴、兩朝書簡、慶長十二年五月六日、朝鮮正使通政大夫呂祐吉、副使通訓大夫慶暹、從事官丁好寬江戸の城に入て謁見し、國王の書簡方物を獻しけり、大將軍直衣を着し給ひ、錦褥を設け正殿の上壇に座し給ひ、使座を下壇の左に設、三使座に就て宗對馬守義智接待す、杯盤皆金銀を飾り、菰饌も精盡なり、饗已に畢りければ三使退出す、東遷其業、

一朝鮮人來聘之節に、私家に御膳部被爲仰付弟子共召連罷出相勤申候、

慶長十二年丁未、寛永十三年丙子、又左衛門兼秀兩度相勤申候、寛永廿年癸未、出雲守正秀相勤申候、明曆元年乙未、生間出雲守正長相勤申候、天和二年壬戌、正徳元年辛卯、同出雲正重兩度相勤申候、享保四年、同出雲正次相勤申候、延享五年、同出雲方敬相勤申候、式法御膳部御用達 生間出雲由緒書 元和三丁巳年八月廿六日、宗對馬守義成等朝鮮の信使正使吳允謙、副使朴粹、從事官李景稷の三使以下を

相伴ひ伏見城に登營し、入浴ありしは、この月廿一日朝鮮國王李璋の書牘及び土宜を呈す、なり時に御上洛中なり、台徳院殿西丸に出陣、聘禮を受させらる、三獻の御式畢り入御の後、三使に御響應を賜はり、燕席所見なげれども、前後によりて、推考するに前殿御下段なるべし、尾張中納言殿、駿河中納言殿、頼宣卿の頃猶殿して伴食せしめらる、三獻の御式及び饗應伴食等の事、こゝに權輿す、以後例さなる。○寛永二十年より以降は、賜饗の御相伴、大抵御三家御兩典のうち、三使に對して御三人を備給ふ、上上官以下には次席において椀飯を賜はる、事畢りて信使退出し、この時また松平右衛門佐等をて酒食を給せしめらる、後また出御ありて、兩黃門及び出仕の堂上以下に御對顔あり、

元和三年丁巳秋八月、朝鮮來聘賀我統一方内也、攝要云、四十五年丁巳、先是倭酋家康既滅平秀頼、要諸使信使至邊、乃遣吳允謙朴粹等回答、兼緝探情形、具由奏聞、方策新篇、

元和三年八月

一廿二日板伊賀守殿按するに、京都所司代板倉勝重、土大炊殿より按するに、老中土井大炊助利勝、狀來、廿六日に朝鮮人御目見可申上に付て、吉日可申上由之書中也、則返書に書付上る案左にあり、右之狀は日取之書に相添候而取て置候

也、

尊書忝存候、朝鮮人に廿六日被成御對面に付而は、吉日被成御尋候、

廿六日 戊午 收月曜 翼宿

右大明日に相當候可然日にて御座候、被成其御心得候而可被仰上候、恐惶、

八月廿二日 金地院

板倉伊賀守様
土井大炊助様

如斯折紙にて返書上る、

八月廿六日、於伏見御城二之丸按するに、諸記によるに西丸の誤寫なるべし、朝鮮人御對面也、式作法見于別紙之冊書簡、御本丸與之御間へ被爲召出、御前被讀焉、則返書可相認旨御誼にて、右之書箱に入包物共に旅宿へ持て歸る、音信之別副も右之箱之内に有、國師日記、

元和三年丁巳、信使來正使通政大夫吳允謙、副使通訓大夫朴粹、從事通事訓大夫李景稷也、兩大臣平定大坂統合日域之賀儀也、義成君先導八月二十一日入洛、同二十六日三使昇伏見城、拜謁台徳大君、九月伴信使歸州、本州編略、

元和三年

秀忠公御上洛にて伏見に御座ありければ、義成調興等按するに、義成の老臣柳川豐前守なり、同廿六日、大徳寺より信使を召連、伏見へ參り御禮申し上、朝鮮物語、

元和三年八月廿六日、宗對馬守義成朝鮮之三使を引て伏見之城に登り拜禮す、獻物あり、天享香妻慶、

元和三年、朝鮮來於吳允謙朴粹李景稷三使、奉聘賀祝於秀忠公、令拜于伏見城矣、義成廻指揮焉也、對馬守家記、通訓大夫朴粹、通訓大夫李景稷并朴粹、同月廿六日、至伏見聘禮、東武編年要録、萬年記、

元和三年八月廿六日、朝鮮拜禮也、已刻將軍家出御伏見城西丸、南面上壇設御座、重疊上蒲團其上鋪齒刀懸在、衣冠御裝束如式、朝鮮貢物自注、目錄列置東南縁上、昵近公家衆諸大名諸士各著裝束而出仕、板倉伊賀守勝重、本多上野介正純、土井大炊助利勝、安藤對馬守重信按するに、正純以下皆老中なり、伺候御前縁、於是三官使出於御前、大澤少將藤基宿按するに、高家、捧朝鮮書自注、塗寫、以赤絹裏、備御前、既而三使近上壇闕而三拜揖退

而向西而座、兩通事按するに、諸記によるに、自縁升疊上

三拜而又坐、次官人等三列於綠上三拜了退于次間、其餘諸卒等於庭中三拜而退、於是令近習諸大夫垂上壇間御簾、外樣諸大夫垂下壇間御簾、因有三式獻、近習諸大夫板倉周防守重宗、永井信濃守尙政等爲御給任、三使各賜御盃、自注、每度備金盃盛物、伊賀守、上野介、大炊助、對馬守揖通事朴大根令言上官使之謝詞、三獻已訖、將軍家入御、云々、其後尾張中納言義俊、駿河中納言賴信出其座謂三使備饗膳、自注、七通事以下皆於次間賜梳飯、未刻朝鮮人退出、將軍家有出御、對面兩中納言、米澤中納言景勝、越前宰相忠直、大崎宰相政宗、以下諸大名等、自注、此間終不吹御裝束、又令松平右衛門正久伊丹喜助某の勘定奉行の職たり、於大佛殿設強飯酒肴賜朝鮮人、是自伏見歸紫野之路次也、按するに、信使紫野大德寺を旅館せり。

此記大抵用倭樣、不必抱文章、唯記一時所見而已、
羅山文集、
記年錄、

元和三年八月廿一日、朝鮮信使來聘、同月廿六日伏見登營、於西丸拜謁、道春信使來貢記作、如宣日簿抄、寬永元甲子年十二月十九日、宗義成朝鮮の三使鄭立、姜弘重、辛啓榮、以下を率ゐて江戸城に登り、二日着府

あり、○以上壹城行の列の事所見なし、かの國王李佺の書翰及ひ方物を奉りて大猷院殿に拜禮あり、聘禮等畢り入御の後、甲府中納言殿、水戸宰相殿御相伴にて三使を饗せられ、三使の御席下みな、上上官以下にも席々において御振舞、畢りて退出す、通信紀年、

甲子按するに、即我寬永元年なり、鄭立、姜弘重、辛啓榮、方策新篇、載日觀要改、寬永元甲子年朝鮮來於正使通政大夫刑曹參議知製致鄭立、副使通訓大夫承文院判校兼春秋館編修官姜弘重、從通訓大夫禮曹正郎辛啓榮三使、奉聘賀祝於家光公、令拜于東武城矣、義成指引焉、對馬守家記、

寬永元年十二月十九日、致登城三使通政大夫鄭立、副使は通訓大夫姜弘重、從事官通訓大夫辛啓榮也、此時梅菴と云能書も來、大將はきよくろくに乗り、天かいをさゝせ、青地に龍虎の紋のつきたる旗をもたせ、御門にて管絃をいたし登城す、諸大名何も裝束にて登城、唐人本誓寺より神田橋御門に入、寬永日記補闕、

寬永元年 秀忠公天下を、家光公へ御讓まします由、對馬より朝鮮へ申し遣しければ、鄭立姜弘按するに、弘重の誤脱なり、辛啓

榮を三使として來朝せしめ、御祝儀を申す、義成調與按するに、調與は、并方長老同道して江戸へ參向、兩柳川豐前守なり、御所へ御禮申し上、事畢て歸す、朝鮮物語、寬永元年十二月十九日、宗義成朝鮮の三使を引て、御本城に登り將軍家を拜す、獻物其數多し、東武實錄、寬永元年

一蔭月十九日、朝鮮人御本丸へ出仕、諸官人之禮儀作法別冊に記之、册今所見なし、この別

新將軍様上壇御座疊二帖、其上に六尺四方之茵、紅角々に有緒、左に御刀、掛御簾を舉進物各陳列于廣縁、三官人於中壇禮拜、其以前捧書箱對馬守於綠丹羽宰相按するに、丹羽長重この頃訖近せる、宰相進于御前、三官拜畢就于下壇之左座、上上官貳人下壇之末に而拜す、上官中官縁に而拜す、下官各庭上に而拜す、三獻之祝儀御相伴也、一番土器臺雜糞是初獻也、正使頂戴御盃、其次土器臺吸物自注、有是二獻也、副使頂戴御盃、三番盃臺吸物自注、有從使頂戴御盃是三獻也、以上三獻之度々三人之内殘る貳人を引盃に而受酒何も三人共に三獻之都合也、御前之御給仕永井信濃守青山大藏少輔按するに、累代武藏によるに、この頃御書院番頭なり、

兩人也、三官人之前は何れも御小姓衆也、右三獻畢、將軍様入御、其後甲斐中納言様、水戸宰相様出座于下壇右與三使對座也、御振舞御湯漬五之膳迄在之、膳者何も足打足を高々と金濃繪有之、最前三獻之御祝儀之御相伴之時、將軍様御前計三方何も金之濃繪有之、三官人之前者足付高々と是も金濃繪有之、湯漬之再進以下如常、吸物兩度何も有組付も中酒三返也、度々に星物臺物以下出膳、上獻而菓子茶畢て退出、諸大名各冠裝束、列候于次間綠席、上上官二人次間に而湯漬之有振舞、上官以下又次間に而何も同前之御振舞、右諸官人之出仕之時路次中者管絃、從下馬橋止管絃、異國日記、

寬永元年甲子、朝鮮信使來朝、拜謁於東武、先生作記其文式如此記、按するに、これ元和三年八月信、羅丁西火災而無副稿、其後寬永十三年丙子朝鮮信使來朝、作倭字記、是亦羅災、羅山文集、

同十三丙子年十二月十三日、宗義成信使任統金世瀨黃床を贊導して登城、着府せしは、この月六日なり、朝鮮國王李佺の書儀を捧て、大猷院殿に拜謁す聘禮の式例のごとし、時に御能を催さる、御馳走御能の事、入御ありて後、饗應を

賜り、御相伴尾張大納言殿、水戸中納言殿獻酬の式亦例の如し、上上官以下にも饗膳を賜はる、
 寛永十三年丙子、明の崇禎九年此事朝鮮任統按ずる觀望致によるに、在統の誤寫なるべし、金世濂黃床をして、來りて昇平の賀を大猷君にいたさしむ、朝鮮通交大記、
 仁祖十四年丙子按ずるに、即我島曾平義成以太平請通信、遣任統金世濂黃床致賀還俘口、方新編載、日觀要致
 寛永十三年十二月十三日、朝鮮之信使御禮、獻願記、
 寛永十三年十二月十三日
 一朝鮮人御目見の時の行列、

淡路守家來但此もの共、下馬と橋との間に旗矛樂の役人に付て相留る也、

右侍十人

旗矛

對馬守家來

侍一人 通事一人

對馬守家來

侍一人 通事一人

左侍十人

旗矛

右京進家來但此もの共、下馬と橋との間に旗矛樂の役人に付て相留る也、

此内一人と通事一人は御支關迄相傍參す、

樂 樂

士三人

上官

次官

對馬守家來通事一人

對馬守家來通事一人

士三人

上官

次官

此内一人と通事一人は御支關迄相傍參す、

右京進

士二人

兩家來御支關まで通る、

淡路守

書簡

騎馬一人

士二人對馬守家來

信使驛より下る所まで參る、

士五人

對馬守家來通事一人

信使三人 上上官二人

對馬守家來通事一人

士五人

信使驛より下る所まで參る、

此内士一人通事一人御支關迄參る、

士五人

對馬守家來通事二人

上官

次官

對馬守家來通事二人

士五人

此内士一人通事一人御支關迄參る、
 大手奥の橋まで行、

士四人

對馬守家來一人

長柄奉行

押持鎗十本

小物頭

對馬守家來一人

士四人 大手奥の橋まで行、

一三使登營、其節下馬の御門警固の次第森川金右衛門、馬場三郎左衛門按ずるに、金右衛門は御先手、下馬を固む、大手御門をは村越七郎左衛門、久世三四郎三四郎は百人組之頭なり、中の御門をは渡邊圖書、石谷十藏按ずるに、圖書は百人組之頭なり、御支關をは市橋三四郎

務む、按ずるに、市橋三四郎御座敷奉行は宮城越前守、兼松彌五左衛門按ずるに、この二奉る、井上筑後守、秋山修理亮按ずるに、さも并に兩町奉行、御目付衆は御門の内外を見廻る、諸州の牧は皆衣冠を著し太刀を帯ひ營中に列座す、三使營城にしたかふもの上官二人上官三十二人次官十四人中官百人右行列の次第前の如し、上官次官中官は皆外の御門にて下馬す、旗矛樂之役人等は皆この所に於て留滞せしめ、上上官學士等は大手の御門にて輿より下る、三使は中の御門にて平橋より下りて歩行す、

朝鮮國武器圖◎今省略之、

寛永十三年十二月十二日

一尾張亞相水戸黃門登城、於御座間御目見、是明日

朝鮮人依御禮之儀也、式書載寛永日記

寛永十三年十二月十三日登營、今日依別仰井伊掃部頭直孝、松平下總守清匡按ずるに、累代武鑑等によるに、二人共この頃執事職と稱す、土井大炊頭利勝、酒井讚岐守忠勝は、共に老中なり、

各着束帶、先是信使勤禮之時無束帶皆着衣冠、紀年録

寛永十三年十二月十三日、朝鮮人登城御目見に付、

伺候有而退座、獻廟日記、

寛永二十年七月十八日、三使登城して拜禮す、時に義成先客となりて、彼國の書ならひに別幅を、御前に獻す、又そくばくの土産を竹千代君に進上す、仰によりて猿樂三番あり、其後饗應例のごとし、先例に猿樂なしといへども、此度ひとへに御懇意あるによりてかくのごとしといふ寛永宗義成譜、

寛永二十年七月十八日、三使登城對馬侍從信使に先達而登城す、洪長老且長老も相隨、三使大王へ來る時對馬侍從、美濃守、出羽守按するに、御馳走人岡部美濃守、加藤出羽守立り下同し、井兩長老三使に出向、先に立て行、大手一門より弓鐵砲の頭與力足輕等を卒して其役をつかさどる、諸道具を帶し左右を警固す、三使御支關に至時、安藤右京進按するに、柳生但馬守、井上筑後守按するに、大目付營中より出て、殿中の案内をして三使を揖して殿上之間に置、信使并上々官は上段の下に着座す、同次の間に上官次官二行に列座、中官は縁に並居、下官は玄關の前の庭に列座す、辰刻將軍家黒書院わ出御有て、御裝束を召、高倉亞相、今川刑部大輔伺公、已刻大廣間わ出席、御裝束御直衣按するに、獻廟日記に御衣淺

黃に、御烏帽子は風折、さしぬきなり、うす紫丁子の紋有、御太刀今川侍從、御劔は朽木民部少輔按するに、若年寄朽木、役之、大廣間上段に御着座、疊を四疊かさねて唐織にて包之、其上に御褥唐織にて包之、是も鋪也、按するに、獻廟日記に、御重疊は常之御疊四疊重疊にさち、二疊敷御疊之廻りを金襴にて縁を取、其中は唐織にて御褥は常疊半疊を唐織にて四之角に、左の方に貼金の御腰物掛を白赤の房付之敷也とあり、置、御座の左右の傍には今川侍從、朽木民部少輔、久世大和守、牧野佐渡守按するに、大和守は御小姓組番、頭佐渡守は御書院番頭なり、伺公す、今日諸大名并近習外様の諸大夫以上、衣冠を着し、松の間に群集す、朝鮮國王より賜物は、出御以前に大廣間板縁に並置、獻上之馬は庭上にて、御厩別當諏訪部源次郎似せ布衣に而、舍人六人白張を着して添出て請取也、三使上の間より對馬侍從、安藤右京進、柳生但馬守、井上筑後守先立て松の間の座中央より、三使順々に着座す、此時書簡箱を臺に載て、上々官持參して襖障子の際におく、然して松平伊豆守、阿部豊後守、阿部對馬守、按するに、松平信綱、阿部忠秋、阿部重次とも、彼席へ出席して、三使御前へ參らすへきよし對馬侍從に告、此時書簡箱を臺にのせて、板縁まで對馬侍從參し、爰において吉良少將按するに、高家吉良上總介なり、下段

中央にて渡す、吉良侍從按するに、高家吉良若狹守、請取て御前へ持參して、上段右の脇に置、其後三使に對馬侍從相添て御前へ出、中段の下にて一同に拜禮す、此時彦根少將、若狹侍從、佐倉侍從中段の上下右の方に伺公す、三使下段の東の方に順々に着座す、對馬侍從は退出る、三使の向座に彦根少將、若狹侍從、佐倉侍從、古河侍從、按するに、古河侍從は大老土井大炊頭利勝なり、會津侍從、松山侍從、按するに、會津は松平肥後守正光、松山は松平隱岐守定行なり、束帯にて列座す、又彦根少將、若狹侍從、佐倉侍從を上段の敷居際迄めして、上意の趣仰含らる、則三輩退而對馬侍從につたふ、侍從通事に告、通事亦三使に達す、此時三使御禮を申上事終りて、御盃を頂戴す、御盃自注、三方金箔繪標有、井伊侍從、按するに、井伊親貞佐直滋なり、役之、御引渡同大澤侍從、按するに、高家大澤右京大夫、御捨土器同人役之、三使への御引渡は、あしうち金箔の繪様あるにて出す、内田信濃守按するに、累代武鑑によるに、御小姓組番頭御御用人兼帶なり、岡田淡路守、島田刑部少輔按するに、淡路守は御小姓にて御徒頭兼帶、刑部少輔は御書院番にて進物番なり、役之、御銚子出、御酌井伊侍從、御加吉良侍從、御前へ被召上御加有之、其御盃、銚子にのせて中段の下より中央に

御酌伺公す、此時對馬侍從中段の下迄參上して差圖す、正使中段へ參上の時御酌御盃を手に取てわたり、正使謹て頂戴す、但加無之、拜禮して盃を手に持て退出、次に副使從事御盃頂戴の作法正使に同じ、事終て御銚子入、三使中段の下にて、按するに、式によるに、中段の下に、後度あるは御下段なるへし、又拜禮して松の間の座席へ退候、此時朝鮮國王よりの進物等何れも引也、布衣の面々役之、次に三使自分の進物、板縁並置之、虎皮五枚、人參十斤、照布十五疋、右進物厩橋侍從按するに、酒井雅樂頭忠清御役代々記によるに、この頃老中なり、披露之也、三使重而下段の上にて拜禮、此時又彦根少將、若狹侍從、佐倉侍從中段の敷居際へ伺公す、御禮終て、三使又右之席へ退き出る、次に上官二人下段の下にて拜禮して退去、次に上官は板縁に出て二行に列座す、次官は落縁に一並に居て一同拜禮して終て退去、中官等は舞臺の前庭上にて二行に並居て拜禮す、上官より以下は進物なし、判事官上官次官は御禮過て殿上の間へ退去す、御能はしまる時は、大廣間へ呼、落縁に並居、然而彦根少將、若狹侍從、佐倉侍從を以御馳走として御振舞并御能被仰付間、可有見

物と上意之旨をつたふ、三使御禮として、重ね而最前の座席へ出て御禮申上る、三使次の間へ退出して後將軍家入御、此時上段の御簾下る、若君へ朝鮮國王よりの進物、御縁に並置布衣役之、但進上の馬は庭上立置、御厩別當諏訪部源次郎布衣にて請取之、若君へ進上之別幅、對馬侍從持參して下段の中央にて吉良少將に渡す、少將請取て中段に置、若君爲名代厩橋侍從、牧野内匠頭按するに、この頭殿有院殿の御傳なり、束帶し下段西面に立、此時三使に對馬侍從相添て出座す、三使は下段に東面に立て互に一禮して着座す、進上之趣可遂披露之由、對馬侍從につたふ、通事三使に告、其後双方一禮有之て次の間へ退去、此時進物等引、次に三使自分の進物出して御縁に並置、虎皮五枚、人參十斤、白苧布十疋、三使重而出座して下段の西面に立向、厩橋侍從、牧野内匠頭立向て、右之趣披露すへき由對馬侍從に達す、事終て最前の如く双方一禮の後もとの席へ退出る、此時下段の御簾下る、彦根少將、若狹侍從、佐倉侍從、古河侍從、會津侍從、松山侍從、厩橋侍從、板倉侍從、按するに、重宗は京都所司代にし、板倉周防守この頭在府なり、松平伊豆守、阿部豊後守、阿部對

馬守伺公、尾張亞相、紀伊亞相、水戸黃門、尾紀兩宰相、水戸中將、高松侍從按するに、高松侍從は、松平讀峻守頼重なり、御勝手方にて御能見物なり、御能見物の時は、三使松の間の座に列居す、後に對馬侍從上々官二人兩長老伺公す、其外は御縁に並居、中官下官は庭上假屋にて見物す、御能初厩橋侍從役之、式三番、高砂、紅葉狩、養老狂言、るびす、びしやもん、うつぼざる、御能過て要脚吳服等猿樂に給ふ、厩橋侍從役之、事終て三使上上官并判事官上官次官何も殿上の間へ退出す、三使并上上官に七五三の饗應給之、此時三使御廣間下段へ出る、一揖して順々に着座す、向座に尾張殿、紀伊殿兩亞相并水戸黃門順々に着座す、初獻御酌朽木民部少輔、御加太田備中守、按するに、太田實宗、先に若年寄御免、尾張亞相御初、次正使、次紀伊亞相、次副使、次水戸黃門、次從事にて納、何も各盃に而通二獻、御酌太田備中守、御加朽木民部少輔、紀伊亞相、次正使、次尾張亞相、次副使、水戸黃門、次從事に而納、三獻御酌朽木民部少輔、御加太田備中守、水戸黃門、次正使、次紀伊亞相、次副使、次尾張亞相、次從事に而納、御銚子入之、兩亞相水戸黃門

三使の立向而互に一揖有而退出、上々官判事官上官次官等も御振舞を給、下官等は玄關前庭上に而折櫃物にて菓子給之、御振舞過て三使退去之時、對馬侍從を以御禮申上る、彦根少將、若狹侍從、佐倉侍從、伊豆守、豊後守、對馬守、内匠頭各信使に立向て、互に一揖して退去申上、則三使本誓寺に歸る、今日四位以上者、松の間に居す、其外の諸大夫者次の間に伺公、朝鮮使來聘記、

寛永二十年七月十八日、朝鮮人御禮之次第、御城迄路次中案内宗對馬守、岡部美濃守、加藤出羽守、御玄關に至て安藤右京進、松平出雲守、柳生但馬守、井上筑後守出向、御殿之案内有之殿上之間に請、上官次官は殿上之間、下段御步行番所同斷之御縁類並居、公方様御衣冠辰刻大廣間へ出御、此時伊豫侍從按するに、即前に辨、古河侍從、會津侍從下段西之方に伺公、公方様御定座有之、面々廣縁迄退去して並居、于時對馬侍從捧書翰を、御中段中央に至て吉良少將渡し、上野介請取達上覽に、御座之御右之方御目通御重疊之下に置之、次に三使罷出る、時彦根少將、若狹侍從、佐倉侍從下段西之方に候す、御中

段下より三疊目迄、朝鮮國王之爲名代官使拜禮、進物は出御以前西南之廣縁に双、御馬は白洲舞臺之前に乾頭に立之、諏訪部源次郎奉行之、口取白張、拜禮終て三使退、下段東之襖障子際に着座す、此時彦根少將、若狹侍從、佐倉侍從、兩三輩御中段より一疊目御簾之際にて被爲召、官使來朝御機嫌被思召之旨、被成御説、右之少將、侍從下段中央におゐて對馬侍從を召出、上意之趣を申含、對馬守通事を召出、此旨を傳、通事又三使に傳、御請申上次第是同、少將、侍從御請趣達上聞、退去有て彦根侍從御三土器を獻之、御捨土器大澤侍從御曳渡、同人三使之給仕、内田信濃守、岡田淡路守、島田刑部少輔、于時彦根侍從御銚子自注、金也、持之、御前に被召上、兩度御加有て其盃御銚子に、中段下より三疊目迄退、正使此所へ罷出、時鞞負督按するに、井伊鞞負佐の誤りなり、御盃を取をろし正使に渡、正使頂戴口口持て本座へ退去、副使從使御盃頂戴如斯、右終て御銚子入、最前之役人御曳渡、再官使之引渡入る、三使も御次之間へ退去す、此時布衣之面々御縁之進物共納入る、次に三使自分之進物南之御縁に置、布衣役之、三使罷出厩橋

侍從披露にて、下段上より二疊目にて拜禮して御次之間に退去す、右之進物引納役人同前、御禮毎に對馬侍從罷出、拜禮之席之程官使に差圖之、上々官貳人下段下より一疊目、上官南之御廣縁、次官同落縁、中官白洲にて一同に拜禮、其後彦根少將、若狹侍從、佐倉侍從爲上使、官使并上々官之方御能響應等被仰付候由申合、三使又其爲御禮、下段右之席において遂拜禮、御次之間に退去す、于時公方様入御有之、御上段之御簾をりて後、若君様從朝鮮國王之進物如最前、西南之御縁に双、役人布衣、別幅は宗對馬侍從捧下段上より一疊目まで、吉良侍從に渡、下段西之方爲御名代酒井河内守、按ずるに、河内守を河内守との頭雅樂と改稱せり、牧野内匠頭、酒井讚岐守御禮を被請、三使罷出双方立座之、禮儀有て官使御次之間に退去す、御簾をり進物引納布衣役之、此間に御次之間西之襖障子より三箇間をへたて、つゝいたて貳木立、此内に官使并上上官、弘長老、端(且方)長老、按ずるに、洪長老の誤りなり、其次之間は諸大夫之歴々、前之御縁に上官次官並居、御上段前之落縁に布衣之面々候す、中官は御車寄之前白洲に假廂有て居之、于時厩橋侍從御能

可始由作法如例、役者しやうき御免は面々、御縁より被中腰脚廣蓋如例、但御能過て被下之、其後響應出る、

御能組

式三番 蟻之ふりう 仁右衛門 傳右衛門
 高砂親世 五大臣關口 庄九郎 與左衛門
 紅葉狩七大夫高安 源右衛門 庄兵衛 清二郎 庄九郎
 養老今春 六郎次郎 源右衛門 彦三郎 小左衛門 又三郎
 狂言 助三 三九郎 十兵衛 吉右衛門

狂言

えびす びしやもん うつぼ猿

開口

夫萬歳のうちにて松はちとせのいろまさり、晴わたりたる朝日影、霧ふきはらふ神風や、なかくをさまる御代なれば、めてたかりける時とかや、御能終て、下段南之御簾あかり、西之方に尾張、紀伊兩亞相、水戸黃門、東之方に三使罷出、双方立座之禮儀有之何も着座、于時七五三の膳、

給仕

尾張大納言 内田信濃守 齋藤攝津守 殿紀伊大納言殿 岡田淡路守 大屋大和守

水戸中納言殿松平修理亮

按ずるに、攝津守は御小姓組番頭、修理亮は進物番なり、餘は前に見ゆ

正使 板倉市正 大久保宮内少輔

從使 水野右京亮 瀧川長門守

按ずるに、御日記家譜によるに、市正は御徒頭、兵部少輔は御書院番にて進物番、宮内少輔は御書院番、長門守は進物番、右京亮は御書院番、石見守は御小姓なり、

銚子 朽木兵部少輔 太田備中守

初獻尾張殿被始、其銚子正、使其銚子紀伊殿、其銚子副使、其銚子水戸殿、其銚子從使にて納る、
 二獻紀伊殿被始、其銚子正使、其銚子尾張殿、其銚子副使、其銚子水戸殿、其銚子從使にて納る、
 三獻水戸殿被始、其銚子正使、其銚子尾張殿、其銚子紀伊殿、其銚子副使、其銚子從使にて納る、

此間御振舞之座敷

上上官貳人、御次之間給仕朝倉織部正、佐野左兵衛、山口出雲守 按ずるに、織部正は御徒頭にて御近習兼帶、左頭出雲守は御書院番、兵衛は左京亮の誤寫なるべし、左京亮も御徒にして進物番なり、判事官三人御書院番所七五三、上(上腕方)官貳拾五人、上官拾人、次官拾五人、殿上間下段より御步行番所迄七五三、中官御玄關之前腰

掛にて折櫃の物被下之、

裝束之次第

諸大夫以上何も衣冠太刀を帶、國持衆は御禮之間御次之間に有之、御能始以前退出、御給仕之面々は衣冠に下重を着し、練の足袋をはく、但太刀を略す、彦根少將、若狹侍從、佐倉侍從、古河侍從、厩橋侍從、會津侍從、伊豫侍從、牧野内匠頭、右何も、束帶腰脚、廣蓋之役人何も布衣、上官以下之給仕何も襖袴、

御座敷餅

御上段上より貳疊目御座疊三疊重、金欄の縁、表赤地之から織にて包、四方之角に白糸に金紗之打ませの房有、御齒今織金の御腰物掛、上中下段の落縁何も御簾掛る、但御上段南西中段との間の御簾中一間上る押板に、獅子香爐、空燒、御納戸空燒有、面廣縁疊無之、御次之間に移る、杉戸はつす、御廣間中御書院番所、殿上之間、御簾懸る、殿上之間上段屏風にて立切、遠侍、御步行番所東之方より三間置、北之方より南の方へ三間程屏風にてかこふ、御廣間南西之上らんま障子何も取拂、朝鮮人御禮次第、

前庭上に置之、下官は下馬にて留、其より内には不入、按ずるに、寛永二十年の度、朝鮮使來聘記に中官は、縁に並居下官は玄關の前の庭上に列居す載す、一書簡箱を御玄關板之間に置、書簡箱を取出し上上官持之入營中、

一從朝鮮國王之進物數多、故昨日御城に取寄之置、彼臺を大廣間板縁西之方より實檢之窓之前迄並置之、進物は出御以前より出置之、進上之馬二疋、御舞臺之前庭上に御厩別當諏訪部源次郎、同彦兵衛二人共に假之布衣にて差添出す、舍人四人は白張を着駿馬は西頭に立置之、按ずるに、寛永二十年は舍人六人あり、(御日記)

明曆元年十月八日、朝鮮信使御禮に依て、御一門之歴々諸大名御譜代御家人御旗本物頭諸役以下平番之輩等出仕、自注、火消當番不出仕、諸大名以上衣冠を着し鞘卷の太刀を帶し、布衣平士裝束皆如例、大廣間上壇中壇御縁通りに御簾を掛て卷上る、上御壇簾を垂其中一間卷る、上壇に重疊自注、常之疊、四疊金襴縁此上に御褥を敷爲御座所、自朝鮮國王進物は兼て南之御板縁に並置之、同西御上縁疊縁に兩典廐衣冠、紀伊大納言頼宣卿、水戸中納言頼房卿、尾張中納言光義卿、自注、三下、紀伊參議光貞卿、水戸中將光國卿、少將頼純、松平

左京、少將信平自注、松平左兵衛督皆衣冠、列居、御次間襖障子外着座、高田三位中將光長、自注、松平越後守、加賀少將綱利、自注、松平、加賀備前少將光政、自注、松平新太郎、薩摩少將光久、自注、松平大隅守、因幡少將光仲、自注、松平相模守、安藝侍從光晟、自注、松平安藝守、伊賀侍從高次、自注、藤堂大學頭、長門侍從綱廣、自注、松平大膳大夫、肥後侍從綱利、自注、細川越中守、侍從綱宗、自注、松平美作守、侍從綱政、自注、松平伊豫守、織田侍從信友、自注、出雲守、侍從利次、自注、松平淡路守、大野侍從成政、自注、松平但馬守、美作侍從長繼、自注、森侍從頼元、自注、松平刑部大輔、侍從頼安、自注、松平播磨守、阿波侍從光隆、自注、松平阿波守皆衣冠、西上南面列居、御次之闕を隔て四品立花左近將監忠茂、松平丹後守光茂、松平對馬守忠豐、佐竹右京大夫義處、藤堂和泉守高之、森美作守忠繩、松平大和守直矩、小笠原右近大夫忠貞、本多内記政勝、松平下總守清良、自注、皆衣冠、列居、此次諸大夫北上西面雜居、御次之板縁、奏者番、物頭役人、諸大夫面々西上北面列居、次之間又闕を隔て、布衣平士面々御番、南面充滿、色代之間に平士自注、御書院番、雜居、御縁御簾卷上、已刻信使登城、自注、自大手出仕者大名、御旗諸士從蓮池御門出仕、信使宿自本誓寺

到下馬橋樂を奏す、於大手上官以下下馬下官等少少此に留る、上上官橋内腰掛にて下輿、從是御玄關迄進を敷歩行す、信使御玄關石壇にて下輿して殿上之間に候す、對馬侍從義成、自注、宗對馬守衣冠下輿、同息播磨守義真、自注、衣冠下輿、并信使御馳走岡部美濃守官勝相副て出仕、自注、加藤出羽守は、本誓寺に殘る○(朝鮮往來)、明曆元年十月八日

一朝鮮人信使已刻登城、三使者中御門迄乘輿、上上官二人者乗物下馬にて下る、下官以下者下馬にて下る、一本誓寺より御城に案内井上筑後守、此外御目付衆并宗對馬守、同播磨守、岡部美濃守、加藤出羽守也、道中樂有之、一書簡箱者御玄關迄上官持之、御玄關にて書簡箱取出臺に載上上官持參也、所々御番之覺

一二九御門番 安藤彦四郎 加番 大久保荒之助 按ずるに、この二人もまた御先手頭なり
一内大手御門番 久世三四郎 加番 安西甚兵衛 按ずるに、三四郎は百人組之衛頭、甚兵衛は御先手頭なり
一大手下馬御門番 屋代越中守 加番 島田五郎兵衛 按ずるに、越中守は百人組之頭、五郎兵衛は西丸御先手頭なり、○此御番所常者御譜代衆番也
一西丸坂下御門番 太田善太夫 加番 本多丹下 按ずるに、この二人はさきに御先手頭なり
一松平加賀守東 按ずるに、寛文板江戸繪圖によるに加賀守藤屋敷は、今の神田旗籠町にありしなり
一堂大學東小路道番、日向傳右衛門 按ずるに、御先手頭なり、下二人同し
一松平越前守東 按ずるに、この頃の屋敷、今考へかたし、下同し
西小路道番 河井攝津守 井戸三十郎
一松平數馬東伊奈半左衛門東小路道番 渡邊六左衛門
一御書院番所に見せ侍す、わうにて二組、御小姓組一組
一大廣間に御番衆素袍にて二組、按ずるに、この事寛永二十年以前には所見

し、

一御歩行番所上下にて加番、
 一御簾大廣間、上段中段下段、次之間、三間四間、北
 之方、御書院番所、殿上間、御歩行番所、不殘懸る、
 一大廣間上段に三疊重唐織へり青地錦金紋有、前
 年は四角に大房かけ候得共今年は止、同金之大腰
 物懸も今年は止、常之五腰懸也、同大床にしやちほ
 この大香爐置之、伽羅燒也、

一上段之御簾兩方落し、中一間卷上之、
 一御玄關より二九御門迄遊敷之、
 一左馬頭様、右馬頭様、紀伊殿、尾張殿、水戸殿、紀
 伊宰相殿、水戸中將殿、松平右京大夫、按するに、左京大夫の誤寫也、
 松平左兵衛督、大廣間西之縁に而御禮之儀式御覽、
 何茂衣冠束帶太刀帶也、
 一井伊掃部頭按するに、累代武鑑によるに、保科肥後守、酒
 井讚岐守按するに、同書によるに、酒井雅樂頭、松平右
 京大夫、ゆる高松侍従なり、松平出羽守、松平伊豆守、
 阿部豊後守、牧野佐渡守按するに、以下脱文○按するに、雅
は老中、佐渡守親成は京都所司代なり、自餘三人の事下條朝鮮往來に詳なり、朝鮮使來聘記

一御上段御着座御薙、御刀掛梨子地御上段之御簾三枚
 也、兩脇は下中一枚上之中段之御中段之御簾は、三
 枚なから上置也、

品川内膳正、内藤出雲守、自注、兩人は御劔井伊朝負
 佐、御後之左右、久世大和守、土屋但馬守、
 一御床に空燒之大香爐置之、按するに、同時御床の飾り香爐の事も見え、
 一御座敷所々祇候衆西之方板縁に
 彦根中將 會津中將 前橋少將 若狹少將 高
 松侍従 出雲侍従 川越侍従 忍侍従 關宿侍
 従

右各束帶按するに、川越侍従は松平伊豆守信綱、忍侍従は
阿部豊後守忠秋、關宿侍従は牧野佐渡守親成な
り、餘は詳し、
下に見ゆ、

一松之間北之類と其より中之敷居、かぎの手に、國
 主、同息、領主、四品以上一列、各衣冠太刀を帶、同
 三之間敷居際にも、四品之面々二行に列居各衣冠
 太刀を帶、但右之面々は、三使御振舞之及期三使下
 段之間に出座して、名退出可有之由差圖有之、依之
 國主領主四品以上之面々退出、但雖爲四品宗對馬
 守、小笠原右近大夫、本多内記、松平下總守儀は役

天和元辛酉年巡檢使に答る簡條書中○朝鮮官位之
 事

一官位之次第、從公儀被仰付候、五山書役衆又は對
 馬守次に郎從共存儀に御座候、其外之者は具に不
 存候、併去未の年按するに、明曆元乙未をさす、寛渡海仕
 候、使信正官大納言、副使宰相、從事侍従之官位程
 之由に御座候、對馬國記、
 この日巳下刻、嚴有院殿大廣間出御、三使かの國王李
 の書儀を獻して聘禮あり、入御の後、御覽應是より以下、
 紀伊大納言殿、水戸中納言殿、尾張中納言殿三使の
 相伴せらる、自餘上上官以下にも御振舞あり、

明曆元年十月八日
 一巳後刻、御黒書院出御、御裝束、白御直衣、御冠、品川
 内膳正役之按するに、寛永二十には高倉亞相今川刑部同刻大
 廣間出御、御太刀井伊朝負佐、御劔品川内膳正、御
 指物内藤出雲守、按するに、寛永二十年は御脇指の事見え、
 側衆大廊下溜に而松平出羽守御目見
 是者老中伺候之席に可列之旨、依被仰出也、
 御座疊但三疊つゝ重て一疊にさち二疊並て敷、唐織にて包み金
御座疊欄を以縁を取、四方房は無之、按するに、同時御座の數不
同また四方白赤の房附あり、

人或は御譜代之面々故四人按するに、この内宗對馬守は侍従なり、殘て有
 之、右四品之後に五位之諸大夫列座各衣冠に刀を
 帶、同所敷居を隔て北之席に布衣之面々伺候、右布
 衣之後に烏帽子着百人列居、是は大御番より出人
 也、

一板縁車寄之方迄、進物前に置臺之前に、詰衆奏者
 番之面々及番頭一列、各衣冠太刀を帶居す、
 一御書院番所には、當番之輩と御小姓組御書院番
 之中より出入有之、都合三組之積、烏帽子素袍を着
 し居す、但此座敷にて判事官上官御振舞被下候、
 期に及て右之烏帽子着他席に退去、御振舞過て官
 人共殿上之間最前之席に罷出る時、烏帽子着又令
 出座、按するに、此事もまた寛永度に所見なし、

一三使御禮之期に及て、宗對馬守、同播磨守、安藤
 右京亮、松平出雲守、井上筑後守、兼松下總守、北條
 安房守、達長老、柏長老殿上之間を行て三使を誘ひ
 松之間に令着、三使之先右書簡箱を臺に載せ、上上
 官持進み松之間之襖障子の際に置、三使は襖障子
 より東わ五疊目に三人並西向に居す、上上官二人
 通事たる故に同所之板縁に居す、兩長老退去して

車寄に居す、良有て川越侍從忍侍從、縁通り松之間
 の出座して御前の三使を可出之旨對馬侍從の達
 之、對馬侍從以知事三使の告之、然して川越忍兩侍
 從は本之席に歸る、此間に彦根中將、會津中將、前
 橋少將、若狹少將中段の參上して御簾之際東に、彦
 根中將前橋少將西に、會津中將若狹少將兩人つゝ、
 祇候、然して書簡箱を臺ともに對馬侍從持參之、御
 目通之板縁敷居際に候す、吉良少將出迎時對馬侍
 從下段下より二疊目へ入、爰におひて吉良少將請
 取之、則御前の持參、御上段之上重疊之下に置之、
 御會釋被遊後、御床之際迄持參して置之退く、右過
 て三使出座中段之下より二疊目に相並一同に拜禮
 す、但對馬侍從差添出て御禮席之差圖して退く、
 一三使拜禮畢て退き、松之間最前之席に着、此時進
 物悉引入之、駿馬塀重御門より牽出之、但右之進物
 御目通り西之方は御勝手へ引、東之方は御表方へ
 引取之、役人は末に記之、

一事終て三使自分之進物捧之、御禮申上、
 虎皮五張、人參十筋、白照布十疋、
 右三種は三使中之進物也、

右進物持出之板縁に置之、然して三使下段之中央
 の罷出一同拜禮、今川少將板縁敷居際へ出て、朝鮮
 之信使と披露之、對馬侍從三使に差添出、御禮之席
 差圖して退く、
 一三使拜禮畢て、松之間へ退出す、此時進物東の方
 の引之、然して彦根、會津、兩中將前橋、若狹兩少將
 を以御盃可被下旨被仰出、則四人退出して三使之
 向座襖障子之際に順々着、川越、忍兩侍從も南の方
 柱之際に列座有て上意之趣、對馬侍從に前橋少將
 傳之、對馬侍從知事に達三使に告之、御請申上る次
 第如右、然して四人重て御前の參上、御請之儀言上
 之終て四人又如最前、中段之東西に伺候す、三使一
 同に下段東之方に順々着座、

御盃頂戴之次第
 御盃三土器三方金箔繪様有 吉良少將
 御引渡 同斷 大澤侍從
 御捨土器 同斷 上杉宮内
按するに、高家吉良若狹守、大澤兵部大輔、上杉宮内大輔なり、
 三使の引渡は足打金箔繪様有之、
 三使之給仕 牧野因幡守、大久保出羽守、松平美

濃守按するに、朝鮮往來に牧野因幡守當成とあれば、佐渡守親
 成の養子にして丹波國田邊郡主なり、されども叙爵せし
 は寛文七年なれば吻合せず、さては番頭のうち姓名を誤りしも
 のなるべし、大久保出羽守は御小姓組番頭なり、松平美濃守も
 今審なり、

御酌 吉良少將 御銚子、御加 大澤侍從

御前の被召上、御加有而御盃御銚子に載之、中段下
 より三疊目、御酌候す、此時對馬侍從中段之際迄參
 上御盃頂戴之令差圖、正使中段の罷出時御酌御盃
 を取て渡す、謹て頂戴、加無之、副使從事の御盃被
 下之席、又正使に同し、事過て御銚子入る、御三方
 引渡、御捨土器、并三使之引渡も引畢て、三使下段中
 央の罷出、一同に拜禮して松之間へ退出す、次に知
 事二人自注、上上官なり一同に出て下段より二疊目に相並
 拜禮して退去、次に軍官九人板縁へ出相並て拜禮
 して退去、但し知事二人、右九人之前後に差添出先
 に立、知事御目通にて手を突き西之方へ罷越乍立
 有之而官人共順々御禮之差圖して悉事濟て退去、
 次に又軍官八人板縁へ出て拜禮して退く、最前東
 に立たる知事は此時より後不能出、次に冠官七人
 つゝ、兩度に出て板縁にて拜禮して退く、次官八人

一度十人一度落縁へ出て拜禮して退く、小童十人
 一度九人一度落縁へ出て拜禮して退く、次に中官
 六十八人塀重御門より入て舞臺之前庭上へ兩度に出
 て拜禮して去る、

右官人共道筋、軍官と冠官は板縁迄、次官と小童は
 御書院番所之前落縁通車寄より南之落縁へ出て、
 退く時も如前、中官六十人は御歩行目付組頭、火之
 番組頭等先立て案内して出之、但兼松又四郎差圖
 之、是は塀重御門之御番たるに付てなり、
 右御禮過て判事官と上官之族は直に御書院番所へ
 入之、此時御書院番簾を下る、是は於此席判事官上
 官共に御振舞被下に付てなり、依之烏帽子着は他
 席へ退く、
 右悉御禮終て、彦根、會津兩中將、前橋、若狹兩少
 將を以、御振舞被仰付可被下由被仰出、對馬侍從以
 知事三使の告る、三使爲御禮重て下段中央の罷出、
 御禮申上終て松之間へ退出す、三使退去之後入御、
 一入御有て、上段并下段之御簾下る、
 一下段西之方を立て、御簾を下る、
 右之通御座敷をまうけて後、御勝手間より紀伊大

下上意の旨、忠清承て義成に言渡す、義成是を上上官に傳ふ、上上官即ち、三使に向て一人宛に仰の旨を宣て、又一人宛の御請を聞て義成に告る、義成是を忠清に申す、時右四輩御前出、御請の趣於中壇言上して退く、初の席に候す、三使又御前へ出下壇五疊目にて拜す、自注、信使御前へ出、る毎度義成指圖之、襖障子際左に着座、于時御盃自注、三方に居、義冬持出御前に置、次御引渡出之、御前御給仕大澤侍從基將、自注、兵部大輔、三使給仕牧野因幡守富成、大久保出羽守教廣、松平美濃守秀綱自注、衣冠、役之、御酌義冬、御加基將役之、御下土器上衫侍從長貞自注、宮内大輔、持之、御前に置將軍家御土器被召上、御盃義冬給之、御銚子之上に載中壇三疊目に扣ゆ、正使出座して、自注、義成御盃義冬取て渡す、御酒を給て後拜す、土器を持て本座へ歸、自注、御盃、次副使從使共に同前、自注、御前計り、不畢て、御銚子、入御、引渡、引取、三使又五疊目に出座拜して次之間本之席に歸、次上上官二人御前出、下壇闕之内に入て拜して御次を退、上官御縁に出一列に拜、自注、上上官、相副指圖之、上官内軍官二度、自注、八冠

官二度、自注、八冠、次に次官、自注、八冠、於御落縁拜、次に小童、自注、十二度、出て拜、中官下官庭上の兩度に出拜、自注、上上官御縁に、畢て又直孝、正之、忠清、忠勝上意の旨承て、御次之間出、如前列居して御振舞可被下鈞命を忠清承て義成に言渡す、上上官に宣る、三使の傳へて御請如前、右四人御前出、出於中壇御請申上、本の席に伺候す、於是三使又爲御禮御前の進於下壇五疊目、拜して本の所へ退、自注、先規此御禮に不出今度秘、義成副之、于時將軍家入御、御中壇御簾を垂、西御縁障子を立、饗應之御座敷を設く、自注、將軍家從、既にして、三使又奥之間進出、下壇襖障子際左に列立、同右之方紀伊頼宣卿、水戸頼房卿、尾張光義卿立向て、信使と互に揖して即ち着座、自注、三五三、出、自注、膳部金置上彩色、四目地、給仕板倉市正重太、山口出雲守直治、大草主膳正高盛、大澤右近大夫基好、大久保宮内少輔正朝、按するに、市正主膳正は御頭、宮内少輔は同與頭、右近大夫は右近、牧野因幡守富成、大久保出羽守教廣、松平美濃守秀綱、松平紀伊守景綱、牧野長門守種成、永井伊賀守尙庸、青山丹後守

幸通自注、衣冠、役之、按するに、紀伊守丹後守は中興御小姓、長門守は御小姓御膳番なり、伊賀守今詳す、給仕奉行朽木民部少輔種綱、松平伊賀守忠晴、按するに、民部少輔は若年寄、伊賀守は奏者番なり、饗應奉行土屋忠次郎、岩瀬市兵衛自注、着布衣、組十二人役之、御酌加久世大和守、内藤出雲守、土屋但馬守、自注、替々役之、初獻頼宣卿、二獻頼房卿、三獻光義卿初之、三使の順順に廻す、御縁に直孝、正之、忠清、忠勝、直政、頼重、信綱、忠秋、親成列居、於是御次之間御着座四品以上諸大名退散、自注、忠貞政、御次之間に屏風を立御簾を垂上上官二人爲饗應座、七五三、自注、膳部、太田備中守資宗、水野備後守元綱、本多美作守忠相、瀧川長門守利宣指圖之、按するに、備中守備後守は奏者番、美作守は御書院番頭、長門守は御小姓組番頭なり、給仕三好能登守政盛、大久保兵部少輔忠知、安部式部少輔信友、能勢山城守頼綱、自注、衣冠下襲解、○按するに、能登守は中興御小姓、式部少輔は家譜によるに御小姓を勤めしか、病により慶安四年辭して寄合に列すこあり、兵部少輔山城守の事歴詳ならされども、また中興御小姓なるへし、御酌加土屋兵部少輔之直、神尾若狹守元珍、自注、衣冠下襲解、按するに、土屋兵部少輔は御書院番頭、若狹守は御徒頭なり、上官於色代間饗應有、七五三、饗應之内御簾を垂る、安藤

右京進重長、松平出雲守勝隆、本多豊前守正貫、加爪甲斐守直澄、北條右近大夫氏利、中根日向守正勝、小出越中守尹貞、戸田備後守指圖之、按するに、豊前守、甲斐守右近大夫日向守は御書院番頭、越中守備後守は御小姓組番頭なり、給仕御書院番御小姓組番五十五人、自注、着布衣、役之、御酌加進物番十二人、自注、着布衣、役之、次官小童於柳之間饗應、七五三、役人給仕右同前、饗應畢て三使次之間本之席に着座、上官以下之饗應過を待て退去、右京進、出雲守、筑後守、下總守、安房守先達て義成義真相副上上官相從、于時直孝、正之、忠清、忠勝、信綱、忠秋、親成色代間迄送之、信使と揖す、未下刻に三使退出、今日雖少雨出仕之節雨止て御禮に無少障、朝鮮往來、明曆元年十月八日、役人之次第

御前御酌 吉良若狹守 同御加 大澤兵部大輔 同御給仕 上杉宮内大輔

三使給仕奉

松平伊賀守 朽木民部 御給仕

久世大和守 内藤出雲守 土屋但馬守 七五三之膳之給仕

牧野因幡守 大久保出羽守 松平美濃守 永井伊賀守 松平紀伊守 牧野長門守 青山丹後守 大澤右近 大久保宮内 山口出雲守 板倉市正 大草主膳正
 上官座席奉行
 安藤右京進 松平出雲守 本多豐前守 加々爪甲斐守 北條右近大夫 戸田備後守 中根日向守 小出越中守 瀧川長門守
 同御酌加并給仕
 神尾若狹守 三好能登守 能勢山城守 大久保兵部少輔 安部式部少輔
 同饗應奉行
 渡邊孫助 并組五人
 上官饗應奉行
 間宮所左衛門 太田十左衛門組共に
 上官給仕
 徳山五兵衛 織田五郎左衛門 淺岡七兵衛 志村加兵衛 日根野半助 吉田吉左衛門 石谷七之助 松平内膳 戸川半右衛門 山崎勤兵衛 坪内亦左衛門 稻葉主膳 松平左門 市橋傳左衛門

門 桑山主水 松浦角左衛門 神保四郎右衛門 牧野半右衛門 大島左兵衛 榎原八左衛門 小笠原彦太夫 跡部宮内 森川八郎左衛門 浪美九郎左衛門 三宅藤三郎 宮城監物 中山勘解由 岡野孫九郎 淺井源兵衛 林權左衛門 川野庄三郎 鳥田彌右衛門 三枝長兵衛 神保源右衛門 岡野左兵衛 酒井采女 大岡五郎左衛門 山崎勘右衛門 川久保忠右衛門 朝倉惣十郎 蔭田八郎左衛門 堀田權八郎 松崎六郎左衛門 徳永平八郎 長田八郎左衛門 幸村善七 小幡傳五郎 松平權兵衛 安藤彌右衛門 横田甚左衛門 朝鮮使來聘記、

通航一覽卷之七十七終

通航一覽卷之七十八

朝鮮國部五十四

○信使聘禮附登城行列、警中御饗應 天和度

天和二年八月廿七日、信使尹趾完、李彦綱、朴慶俊等登城着府ありしは、宗對馬守義真督導す、次卷併せ、の月廿一日なり、、宗對馬守義真督導見るへし、、天和二年戊辰年綱吉公御代初、三使來朝於江戸綱吉、公に拜禮、義真公御同道、正使尹趾完、副使李彦綱、從事朴慶俊、白石叢書、

天和二年八月廿七日、朝鮮國使价自注、正使尹趾完副使李彦綱、從事朴慶俊拜謁進上品々、甲府殿、三家衆、御譜代大名、諸役人登城各著衣冠、饗應盡善美、宗對馬守義真候焉、、萬年記、

天和二年八月廿七日、朝鮮人登城諸大名衣冠なり、大廣間、御書院番所、御步行番所御簾掛り、諸番所御道具飾、甘露齋、

天和二年八月廿七日、信使御禮、殿中諸大夫以上衣冠、老中者束帶着之、其外諸士之面々裝束也、柳營日記、、天和二年八月廿七日、朝鮮人出任有之に付、御三人

方、甲府殿、諸大名、諸役人登城、御老中束帶、諸大名衣冠、諸役人裝束、御徒方萬年記、

天和二年八月廿七日、朝鮮人登城に付、御登城、按るに、甲府殿をさす、御衣冠御下襲有之、御帶劔御鞘卷、御楡扇子御襪子、但し御宅よりは、練の御足袋、御城にて被召替也、御轅に被召、云々、人見私記、載二田録、

天和二年八月廿七日
 一今日辰刻御連枝方、國大名、御譜代衆、諸役人、旗下の面々残らす登城、官位これある輩は昨日按す、この間御觸の文脱、衣冠下襲帶劔、せしなるへし、

一已刻上使登城、宗對馬守、内藤左京亮、及靈長老先たつて登城す、三使本誓寺より下馬の橋まで樂を奏す、大手より上官以下は下馬し、下官はこゝに止る、

三使は中腰掛の前御本城二丸御門外石壇のきわにて下輿す、上官は下乗橋つめにて下輿す、一今日警固嚴重也、御玄關前の御門者御書院番頭中根大隅守秋元隼人正、堀重門は御持弓安藤彦四郎、御臺所口者御鐵砲頭細井佐次右衛門、御本城二丸御門者御弓頭蜂屋七兵衛、御鐵砲頭天野彌五右

衛門、臺部屋口は御鐵砲頭土岐十左衛門、大手御門者百人組々頭秋山十右衛門、蒔田權之助、下馬の前は御鐵砲頭夏目木工右衛門、御普請場東の方は按ずるに、大手御門は下乗橋をいふなるへし、御普請場とあるは今の定小屋をさすにや、御鐵砲頭宮崎織部、本誓寺よりの道筋は番町奉行與力同心警固す、

天和二年朝鮮來朝記、
天和二年八月廿七日、朝鮮三使登城、宿坊本誓寺より巳の上刻出橋、宗對馬守家來并御馳走人兩人家來相從、
行列

御馳走人
小笠原信濃守家來
士十人
御馳走人
内藤左京亮家來
士十人

此族は下馬と橋との間
旗鉾の下官人に附留る

禮單馬貳疋鞍具

宗對馬守家來
士一人

宗對馬守家來
士一人

騎馬
都訓導一人

小通詞中官一人

小通詞中官一人

宗對馬守家來
士一人

清導旗一

同一

騎馬
藤一中官

騎馬
刑名中官

宗對馬守家來
日本通詞一人

三穴手中官一人

小通詞一人

清導旗一

同一

騎馬
藤一中官

騎馬
刑名中官

宗對馬守家來
日本通詞一人

三穴手中官一人

偃月刀二

長槍三

巡視旗三

三枝槍三

令旗三

節一

鉞一
使令中官一人

偃月刀二

長槍三

巡視旗三

三枝槍三

令旗三

節一

鉞一
使令中官一人

砲手中官一人

鋒手二

銅鼓一

細樂二
鼓打手三
使令中官一人

砲手中官一人

騎馬
都訓導一人

砲手中官一人

鋒手二

銅鼓一

細樂二
鼓打手三
使令中官一人

砲手中官一人

太平簫三

喇叭手三

砲手中官一人

使令中官一人

宗對馬守家來
日本通詞一人

馬上才
次官一人

騎馬
軍官八人

太平簫三

喇叭手三

砲手中官一人

使令中官一人

馬上才
次官一人

騎馬
軍官八人

騎馬

小童二人

御馳走人家來

此内一人は御支

宗對馬守家來

吸唱一人

御馳走人家來

十五人轎に附

十三人關迄相添

書簡橋陪行上官一人

小通詞一人

宗對馬守家來

日本通詞一人

正使轎に乗

御馳走人家來

此内一人は御支

宗對馬守家來

十一人

騎馬
小童二人

吸唱一人

御馳走人家來

十五人轎に附

宗對馬守家來

足輕一人

使令中官一人

騎馬

小童二人

宗對馬守家來

吸唱一人

小通詞一人

同
足輕一人

宗對馬守家來

日本通詞一人

同
足輕一人

使令中官一人

騎馬

小童二人

宗對馬守家來

吸唱一人

御馳走人より出

十五人此者轎に相從ふ

宗對馬守より

足輕一人

使令中官一人

騎馬

小童二人

副使轎に乗

小通詞一人

同

足輕一人

宗對馬守家來

日本通詞一人

御馳走人より出

十五人此者轎に相從ふ

同

足輕一人

使令中官一人

騎馬

小童二人

吸唱一人

宗對馬守家來
御馳走人方より
十五人此者轎に相從

宗對馬守家來
足輕一人
吸唱一人
使令中官一人

從事官轎に乗

小通詞一人
同
足輕一人

吸唱一人

宗對馬守家來
御馳走人方より
十五人此者轎に相從

同
足輕一人
吸唱一人
使令中官一人

御馳走人より出

十二人此者轎に相從

吸唱一人

使令中官一人

御馳走人より出

十二人此者乗物に相從

騎馬
小童一人
同上官
朴同知乘駕

小通詞中官一人

騎馬
小童一人

御馳走人より出

十二人同斷

吸唱一人

使令中官一人

御馳走人より出

十二人此者乗物に相從

吸唱一人
使令一人

御馳走人より出

十二人此者駕に相從

同上官
卞倉知乘駕

騎馬
小童一人

同上官
洪倉知乘駕

騎馬
小童一人

吸唱一人
使令一人

御馳走人より出

十二人此者駕に相從

製造官乘駕 良醫乘駕 騎馬 上官十四人
 中官一人 中官一人

騎馬 宗對馬守家來 騎馬 次官六人 日本通詞一人 中官十二人

御馳走人より出 長柄十本 小頭一人
 宗對馬守家來 士五人各騎馬
 小通詞中官一人

御馳走方より 足輕五人 小頭一人 御馳走方より 士五人各騎馬

御馳走人より出 長柄十本 小頭一人

御馳走方より 足輕五人 小頭一人 御馳走方より 士五人各騎馬

行列如斯、本誓寺より大手下馬まで、道路奏樂、
御日記、天和年録、甘露齋、
 天和二年八月廿七日、朝鮮の信使國王の書儀を捧
 げ登城す、正使通政大夫吏曹參議知製教尹趾完、副
 使通訓大夫弘文館典翰知製教兼經筵侍講官春秋館
 編修官李彥綱、從事通訓大夫弘文館校理知製教兼

經筵侍講官春秋館記註官朴慶俊、上上官三人、同知
 朴再興、兪知下承業、兪知洪禹、載製述官一人、成均館
 進士成琬、上判事三人、前主簿安愼、徹前直長鄭文秀
 前正判以寬、上官十八人、裨將二十四人、次官八人、小童
 十六人、中官百三十九人、下官百六十二人也、本願
 寺を出て、按ずるに、本誓寺に至る途中の行列、先に禮

單馬二疋、次に都訓導一員馬に騎る、刑名左右各一
 つ馬に騎る、三穴鋒左右各一つ、偃月刀左右各一つ、
 長槍左右各三つ、巡視旗左右各三つ、三枝鎗左右各
 三人に旗左右各三つ、節左右各一つ、鉞左右各一
 つ、使令左右各一つ、都訓導一員馬に騎る、砲手左
 右各一つ、鋒手左右各一つ、洞鼓左右各二、細樂左
 右各二、鼓打手左右各二、使令左右各一、砲手左右
 各一、太平簫左右各三、喇叭手左右各三、砲手左右
 各一、使令左右一人、都訓導一員馬に騎る、次官左
 右各一員、軍官中二員左右各八員皆馬に騎る、國書
 輜陪行上官一人、小童左右各二人馬に騎る、國書輜
 陪行上官一人、小通詞一人、吸唱左右各一人、正使
 輜に乗る、小通詞一人、使令左右各二人、小童左右
 二人馬に騎る、吸唱左右各一人、副使輜に乗る、小
 通詞一人、使令左右各一人、小童左右各二人馬に騎
 る、吸唱左右各一人、使令左右各一人、小童一人馬に
 騎る、朴同知肩輿に乗る、小通詞一人、吸唱左右各一
 人、使令左右各一人、小童一人馬に乗る、卞僉知肩
 輿に乗る、吸唱左右各一人、使令左右各一人、小童一
 人馬に騎る、洪僉知肩輿に乗る、小童一人馬に騎

る、製造官肩輿に乗る、中官一人、良醫肩輿に乗る、
 中官一人、上官十四員馬に騎る、次官六員馬に騎
 る、中官十二人馬に騎る、小通詞一人、對馬守義真
 か家臣、左京亮義泰か家臣、信濃守長勝か家臣、す
 るに内藤義泰小笠原長勝、前後に擁し従ふ、大手の下馬に
 ともに御馳走人なり
 て上官以下馬より下る、旗矛を持ちたる下官こゝ
 に止る、上上官は下乗橋の際にて肩輿より下る、三
 使は二九門外の石垣の際にて輜より下る、對馬守
 義真、左京亮義泰、大目付彦坂壹岐守重矩、衣冠下襲
 帶劔にて三使輜より下るを待て二九門内より出向
 ひ、一揖し先導して御玄關に至る、時寺社奉行水野
 右衛門大夫忠春、秋元攝津守喬朝、酒井大和守忠
 榮、大目付坂本右衛門佐重治、衣冠下襲帶劔にて、御
 玄關の式臺に出迎へ、一揖して三使上上官を導て、
 殿上の間に着しむ、上判事、製造官、上官、裨將は次
 の間に着し、次官、小童は其縁に着く、中官は御玄關
 の庭上に止る、國書は中門に至て輜より出し、上上
 官持て殿上間の床上に置く、按ずるに、この間國書儀物
 及び進物の文あり
 は大廣間の西の方の板縁張出しに並置く、但し馬
 は諏訪部文九郎、同文右衛門烏帽子素袍を着し、舍

人の白張着たるに牽せて、塀重門の内に入、西首して立しめ、三使拜する時舞臺の前の庭上に牽出すなり、憲廟實録、

天和二年八月廿七日、朝鮮信使登營御禮之次第

一今日朝鮮人御禮可任旨兼而被仰出、宗對馬守暨御馳走人内藤左京亮并靈長老、辰長老豫登城、

一朝鮮之信使宿坊本誓寺より已上刻出橋、宗對馬守家來并小笠原信濃守、按ずるに、信濃守も、内藤左京亮家人等相從、大手下馬前迄行列、途中奏樂、

一大手御門下馬前にて上官以下令下馬、旗鋒の下官其外相從士此所に留る、

一朝鮮人出仕に付て、大手御門之近所道番有之、

宮崎 織 部 同心共

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

御玄關前 本番中根大隅守 加番秋元隼人正
塀重御門 安藤彦四郎糾共
御臺所口御門 細井佐次右衛門組共
中御門 本番蜂屋七兵衛組共 加番天野彌五右衛門組共

臺部屋脇土戸口 土岐十左衛門組共

大手御門 本番秋山十右衛門組共 加番藤田權之助組共

一紀伊中納言殿、水戸宰相殿、甲府宰相殿、尾張中納言殿、紀伊中將殿早且より被登營、三使退出以後各退散、御對顔者無之、

但紀伊中納言殿、水戸宰相殿雖爲忌中、依御免被致出仕、水戸少將殿忌中故無御登城、

一國主領主四品以上、其外諸大名は三使出仕前、大手櫻出御門より登城、朝鮮人退出終而順々退去、

一紅葉山下坂下番御門今朝より開、當番之諸士其外之輩蓮池通より出仕、

一御玄關前より中之御門外迄筵敷、

一上上官三人者下乘之橋際にて令下駕、三使は中腰懸之前二丸御門之外石垣之際に而下輿、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御本城二丸御門邊迄三使來之時

宗對馬守 御馳走人内藤左京亮

大目付彦坂壹岐守

右各衣冠下襲帶劔二丸御門之内に相越待請、三使下輿見届、出向一揖有之、而先達而至御玄關、于時、

寺社奉行 水野右衛門大夫 同 秋元攝津守

同 酒井大和守 大目付坂本右衛門佐

右何れ衣冠下襲帶劔、營中より御玄關式臺に出向、一揖之後令訓導之、三使暨上上官三人殿上間上座、

上判事、學士、軍官者次之間列居、次官小童は同所之縁に踞、中官之輩は御玄關前庭上迄居、

但書簡箱者、轎に載之持來、中御門之内にて轎より取之、上上官右之書簡箱持之入營中至殿上間御床之上に置之、

一朝鮮國王より進物數多、昨日營中執寄之、右之臺者大廣間板縁に置之、今日出御以前、獻上之品々臺に積之、西之方板縁張出しの前置之、進物の文あり、

右之内駿馬者、御厩方諏訪部文九郎 同文右衛門着鳥帽子素袍、按ずるに、以前は、假之布衣あり、差副舍人四人着白丁、塀重御門之内に牽入兩頭に立置之、于時三使御禮之席

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

一御城内所々加番有之、

通航一覽卷之七十八終

通航一覽卷之七十九

朝鮮國部五十五

○信使聘禮附登城行列、營中御饗應 天和度

天和壬戌年八月廿七日已後刻、常憲院殿大廣間に
出御、朝鮮の三使國王李焯の書牘及び方物を捧て拜
謁す、聘禮等畢り入御ありて、饗燕を賜はり、紀伊中
納言殿、甲府宰相殿、水戸宰相殿三使の伴食せらる、そ
の餘席々において諸官人にも賜饗をのゝ差あり、
前卷併せ考

天和壬戌年八月廿七日、朝鮮信使登營按するに、前
文出御以前

の事前卷に詳なり、
下これに倣ふ、

一於御座間出御、御冠御直衣、自注、御差貫、自注、御
淡黃、御差貫、紫色、御
太刀、自注、被已後刻大廣間出御、按するに、柳營日次記に
は午刻大廣間出御、御衣
冠上段御着座、着座之面々中段西之方、筑前守、牧、御劔、喜多
野備後守、同東之方掃部頭、阿部豊後守と載す、御劔、喜多
見若狹守、衣冠、御脇差、有田伊勢守、衣冠按するに、前年
眞佐さあり、若狹守は御側御用人なり、伊勢守事朝鮮
來朝記には眞田伊勢守さあり、其是非を辨し、かつ、御上段御

座疊、自注、三疊、御褥、自注、御子
重、大紋、御褥、厚重、地、御着座、但
御後座之左右御劔脇差之役人持之候、其次に板
倉市正、自注、衣冠、朽木和泉守、同、金田遠江守、自注、同、
この三人さし、右之面々祇候、按するに、享保見聞録には、御
御側衆なり、床に空燒之大香爐置之と載す、
但御上段御中段御縁通御籠掛之、御上段兩脇之御
簾垂之、中一間揚之、按するに、朝鮮來朝記に、この文末
に空燒大香爐置とあるを是とす、
一西之方板椽に着座之面々、

保科肥後守 酒井河内守 松平隠岐守
堀田下總守 石川主殿頭 青山大膳亮
牧野因幡守 朽木伊豫守

按するに、累代武鑑等によるに、肥後守正之は執事職、主殿頭は
詰衆、大膳亮因幡守伊豫守は奏者番なり、餘は混語のこききも
のなる

右八人名衣冠下襲帶劔列候、按するに、前年は、この着
座の輩各東帶とあり、
入御以後は、肥後守、河内守、隠岐守儀此座を退而
西之方張出し縁に老中と同座、其外は詰衆列座に
退、按するに、享保見聞録の下の、下總守主殿頭、大膳亮、
因幡守、伊豫守は右之間板椽に候すといふ文あり、
一松之間北之類より中之闕之内かぎの手に國主、
同子息四品以上之面々、各衣冠帶劔着座、
松平攝津守 松平陸奥守 細川越中守

松平伊豫守 松平伯耆守 松平土佐守
佐竹右京大夫 松平安藝守 上杉彈正大弼

松平豊後守 松平長門守 織田 内記
毛利甲斐守 立花飛騨守 松平信濃守
松平大藏大輔 森 伯耆守 丹羽若狹守
松平肥前守

此外松平左京大夫者忌、織田山城守者煩、松平刑部
大輔、松平播磨守、同大學頭、同肥後守各忌中故無
出仕、右四品以上者松の間敷居之内を限り、其後座
三之間に御譜代大名并詰衆之子共其外諸大夫群
居、

一三之間之敷居を隔て北之席に、布衣之輩列候、但
火消之役當番者不出仕、此後座に平士百人烏帽子
素袍着之群居、自注、大御番より
出入人なり、

一松之間、三之間之前板椽北之類に奏者番并芙蓉
之間衆暨諸大夫之役人並居、同所之向類に詰衆并
諸番頭諸物頭之諸大夫等御車寄之方迄列候、

一御書院御番所に當番之外御小姓組御書院番より
出人、相加都合三組之積烏帽子素袍着之勤仕、
但此烏帽子着者、判事官上官御饗應於此席有之

時、佗座へ退去、右畢而官人殿上之間に相越之節
如最前勤番す、

一三使御禮之期に至て宗對馬守、水野右衛門大夫、
秋元攝津守、酒井大和守、按するに、以上三人
は寺社奉行なり、彦坂壹岐
守、坂本右衛門佐、按するに、この二
人は大目付なり、同列して殿上間へ
罷越、三使を倡ひ松之間に來る、三使に先達て書簡
筥臺載之上上官持參之松之間襖障子際に置之、三
使者此襖障子際より東へ三人、按するに、享保見聞録に東
ならひに西向に着座す、以上官三人共に通詞たる
故同所板椽に居す、但靈長老、辰長老は殿上間より
來りて御車寄に留る、

一大久保加賀守、戸田山城守、按するに、老中加賀守忠
朝山城守忠昌なり、各
東帶、椽通りより松之間板椽へ相越而在之、但兩人
儀諸事令下知付て着座不定、營中令徘徊、
一大廣間御上段御着座、御中段御簾の左右に

井伊掃部頭 堀田筑前守 阿部豊後守 牧野
備後守按するに、掃部頭直澄、筑前守正俊は老老、豊後
守正武は老中、備後守成貞は御側御用人なり、

右之面々着東帶祇候、于時大久保加賀守、戸田山城
守御下殿に罷出御前相伺之、御次之間へ退而三使
可出之旨宗對馬守へ演達、然而對馬守 向上上官舍

之、則三使の通詞之、加賀守、山城守は板椽に祇公、一御次之間襖障子際に在之書簡を、上上官持之松之間板椽之敷居際迄出之節對馬守請取之、御目通り之板椽敷居際へ持出在之、時吉良上野介自注、衣冠高家なり、西之御縁より御下段へ出向之節、對馬守御下段下より二疊目へ書簡筥持出扣在之、上野介於此席請取御前へ持參、御上段下より一疊目に置之退去之後、朽木和泉守取之御右之方御床際へ置、正使尹趾完、副使李彦綱、從事官朴慶俊、右順々出席、御中段下より二疊目にて拜禮、對馬守差添御禮之席に令差圖之、御禮過而三使御次之間へ順々退座、

但三使退座之後、御庭上に牽立置獻上之駿馬二疋按するに、同書に高麗鞍置と註す、堀重御門之方へ牽出之、御椽在之進物之品々布衣之面々役之、西之方御勝手へ引入、

一三使自分之御禮有之獻上物、

虎革◎皮五枚 人參十斤 照布十匹

右之通御向之板椽に並置、但御車寄之方より持出布衣役之、御前へ三使出席對馬守相副令差圖、御下

段より五疊目において一同拜禮、大澤右京大夫自注、衣冠下襲解劔、西之方板椽敷居際にて朝鮮信使と披露之、御禮畢て三使松之間へ退去之節車寄之方へ進物引入、

一井伊掃部頭、堀田筑前守を以三使の、今度來朝之儀、太儀被思召、御盃可被下之旨被仰出之、御前より右兩人退而御次之間襖障子際北之上東向兩輩着座、大久保加賀守、戶田山城守列座有而、向三使、上意之趣宗對馬守へ筑前守洩達、對馬守より上上官へ申聞之、然而三使の上上官むかひて獨宛命之旨通詞之、一人宛御請承届之、其趣を對馬守へ告之、對馬守此旨趣を筑前守へ演達、其以後御前へ兩人出席、三使御請之通、言上之後前席に候、

一三使一同に罷出下段東之方に順々着座、此節

御土器三重金箔置、御三方、金箔置、上彩色也 吉良上野介

御引渡按するに、同書に御引渡三方金箔繪様有之とす、 大澤右京大夫

御拾土器金箔置、 畠山民部大輔

但三使の引渡足打、金箔置、上彩色、

正使給仕 周防守子 水野備前守
副使給仕 御書院組頭小出下野守
從事官給仕 御使役 永見甲斐守

按するに、水野周防守は御番頭なり、

各衣冠下襲解劔、

御前へ被召上、御加被遊之、其御土器御銚子載之、御下段より三疊目に御酌ひかへ在之時、宗對馬守御中段際迄出座差圖在之而、正使御中段へす、む、其節御酌御土器を取て渡す、謹て頂戴之、自注、加土器を持て歸座、次別之御土器にて被召上、御加被遊之、副使出座頂戴之次第如最前、次に從事官御盃頂戴同前、畢て對馬守御椽通の退去、御銚子、入明三方御引渡、御拾土器、并三使之引渡等引入、此節三使御下段中央へ出座一同拜禮して松之間へ退座、次に上上官三人朴再興、十承業、洪禹載、一同出席、御下段敷居之内にて拜禮して退去、是以下者上上官差添出て御禮之官人の差圖有之、

次上判事、學士、軍官、冠官三十四人、板椽の四度に罷出拜禮、按するに、同書には右御禮申上候内、上上官指副先に立て出て西之方へ通り、東之方にも上上官有之而官

人共御禮之差圖すあり、

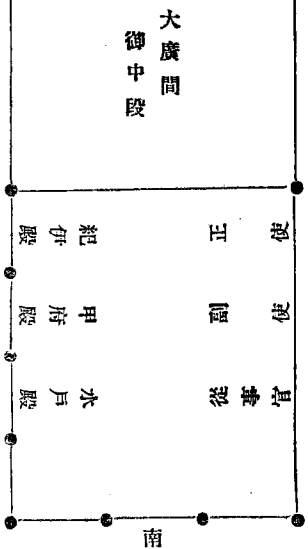
次次官八人、小童十六人、兩度に落椽へ出奉拜禮、右畢而中官數十人御舞臺之前御庭上へ仕度出、御拜禮、此輩者步行目付組頭火之番組頭導而罷出、但上上官落椽に在之而差圖有之、

但軍官冠官之輩者板椽通出、次官小童者御書院御番所之前椽通車寄より南之落椽通罷出、退去之節者同前、判官上官は直に御書院御番所に置、御饗應過而殿上間へ退去、

右御禮畢而、御前へ井伊掃部守、堀田筑前守被召之三使の御饗應可被下之旨被仰出、兩人松之間へ相越如最前列座有之而、上意之趣宗對馬守へ筑前守傳達、對馬守上上官に向ひ申渡、則三使の通詞之如前、御請聞届掃部頭、筑前守御前へ罷出言上終而本座に祇候、其節爲御禮三使出座御下段五疊目にて拜禮、過而松之間へ退之後、入御、

一入御以後、御上段御中段御簾垂之、御下段西之方戸をたて御座敷を構へて後、紀伊中納言殿、甲府宰相殿、水戸宰相殿各衣冠帶劔西之方御勝手より被出席、下段西之方順々着座、于時三使松之間より出

互に一揖有而東之方襖障子際に着座、



右三殿三使之座配如斯、

但此節國主并四品以上之面々は、御白書院御次之間、御連歌間へ退去、御饗應畢而又此席に歸座、四品以下布衣其外平士百人者、御饗應之内も其儘着座、

一御饗應、七五三也、四目は地扇形、五目は洲濱形、以龜足飾、但膳部何も金箔置、上彩色也、右之給仕各衣冠下襲を着し、按ずるに、享保見聞集に足袋をばく載す、勤役之内解劔、此座敷奉行役人等左記、

盃出金土器 拾土器同 吸物

初獻

御銚子 小笠原佐渡守 加 内藤上野介
按ずるに、佐渡守は御書院番頭、上野介は御小姓組番頭なり、
紀伊殿被始、次に正使、次甲府殿、次副使、次水戸殿、次從事官、

二獻

御銚子 稻葉出羽守 加 阿部志摩守
按ずるに、出羽守は御書院番頭、志摩守は御小姓組番頭なり、
此節重て吸物出、最前之吸物に引代、御盃臺出、折物、星物、右順々出之給仕左に記、

二獻目甲府殿被始、次正使、次紀伊殿、次副使、次水戸殿、次從事官、

三獻

御銚子 小笠原佐渡守 加 内藤上野介
水戸殿被始、次正使、次紀伊殿、次副使、次甲府殿、次從事官給納、御銚子膳部等引入、按ずるに、續武家評子入御湯之給仕、東小山下野守、西永見甲斐守と載す、
一御菓子御茶出

但御饗應之内、西之御椽張出に堀田筑前守、保科肥後守、大久保加賀守、阿部豊後守、戸田山城守、牧野備後守、酒井河内守、松平隠岐守、按ずるに、朝鮮來朝記による

に河内守忠明は御詰衆、隱岐守定直は伊豫國松山城主とあり、列座、宗對馬守は東之方御椽に在、折々三使之方何之、

右畢而紀伊中納言殿、甲府宰相殿、水戸宰相殿三使に向而一揖之後三殿御勝手に退去、三使者本座に又着座而松之間御饗應過而松之間へ退、按ずるに、天朝記に林春常人見友元毎度御規式を不殘見るへ旨旨老中申渡すに載す、
和二年朝鮮來

官人御饗應之席

一松之間屏風をたて御簾を下て、上上官三人御振舞被下、膳部自注、金箔置上彩色、以龜足飾、七五三なり、
一虎之間東之方以屏風立切御簾下之、上判事三人、學士一人、醫員一人、此次之座に上官十二人、御饗應、七五三、自注、向詰無之、

一柳之間にて軍官冠官共に十八人、御振舞、膳部右同、

一紅葉間にて次官八人小童十六人、御饗應、自注、金按ずるに、享保見聞集には、松之間に屏風を建御簾を垂れ上上官三人爲饗應之、七五三膳部上同し給仕人衣冠下襲帶劔座鋪奉行御酌加之役人列帳記之、判事官三人學士一人上官三十九人、内次官小童七五三、向詰無之、御振舞被下候席、御書院番所、柳之間兩所なり、右兩所之給仕は御小姓組御書院番之内出
人五十五人、魯素袍役之、なりとせしむるせり、

御饗應之御座敷奉行役人等次第

一大廣間下段御座敷奉行

土井周防守 松平因幡守 岡部隱岐守
大草主膳 正按ずるに、周防守因幡守は奏者番、隱岐守は御書院番頭、主膳正は御小姓組番頭なり、
同所、七五三、并御茶給仕、
稻葉出羽守 阿部志摩守 小笠原佐渡守
内藤上野介 水野備前守 小出下野守
永見甲斐守 小堀土佐守 三枝土佐守
鳥居長門守 岡部阿波守 水野肥前守
松平甲斐守 土屋備前守 田中安藝守
按ずるに、御役人代々記等によるに、水野備前守は御小姓組番頭、小出下野守、永見甲斐守は御徒頭、小堀土佐守、鳥居長門守、岡部阿波守は中興御小姓、三枝土佐守土屋備前守は寄合なり、また朝鮮來朝記に肥前守は周防守、子甲斐守備前守はさもに寄合、安藝守は大番頭、大隅守あり、

同所御饗應奉行

小十人番頭 小十人番頭
三島清左衛門 小田切喜兵衛
一松之間御座敷奉行

安藤對馬守 御奏者番
大御番頭 石川美作守
水野周防守 御小姓組番頭
酒井壹岐守
同所給仕

神尾飛驒守 稻垣市正 瀧川相模守

仙石丹波守 三枝伊賀守 岡部志摩守

按するに、飛驒守は御小姓寄合、相模守は奥御小姓、志摩守は御側小姓なり、その餘詳ならされどもまた中興の類なるへし、

同所御饗應奉行 小十人番頭 細井金五郎

一柳之間御座敷奉行

大御番頭 稻垣安藝守 御書院番頭 水野長門守

御小姓組番頭 青山信濃守

同所御饗應奉行

御歩行頭 中山平右衛門組共 御歩行頭 大岡忠右衛門組共

門組共

一虎之間御座敷奉行

大御番頭 遠山主殿頭 御小姓組番頭 秋元隼人正

御小姓組番頭 石川市正

同所御饗應奉行

御歩行頭 稻生七郎右衛門組共 御歩行頭 島田十郎

兵衛組共

一紅葉之間御座敷奉行

大御番頭 本多淡路守 御書院番頭 荒川出羽守

御小姓番頭 松平主計頭

同所御饗應奉行

御歩行頭 宮崎善兵衛組共 御歩行頭 新見七右衛門組共

柳間、虎間、紅葉間給仕之役人進物番其外御小姓組御書院番より、出人八十八人勤仕、

一三使者上官以下御饗應終而、以宗對馬守右之御禮言上、其以後退出、此節水野右衛門大夫、秋元攝津守、酒井大和守、彦坂壹岐守、坂本右衛門佐先達而宗對馬守、内藤左京亮同列上官相從、于時堀田筑前守、大久保加賀守、阿部豊後守、戸田山城守御書院御番所前迄送之、三使一揖有之而退出、對馬守、右衛門大夫、攝津守、大和守、右衛門佐御玄關迄送之、左京亮、壹岐守并雲長老、辰長老者二九御門之前迄相送、御日記、天和二年 朝鮮來朝記

天和二年八月廿七日、巳の後刻に至て、淺の直衣に、禁色の差貫御帶劍にて大廣間に出御、上壇に着座なる、御後の左右に喜多見若狹守重政御劍を持、有田伊勢守光明御脇差を持侍る、其次に板倉市正重太、朽木和泉守則綱、金田遠江守正勝侍る、何れも衣冠し上壇中壇椽通御簾垂る、上壇の正面の御簾は中ばかり掲たり、西の板椽には保科肥後守正

容、酒井河内守忠舉、松平隱岐守定直、堀田下總守正伸、石川主殿頭憲之、青山大膳亮幸利、牧野因幡守富成、朽木伊豫守季植何れも衣冠下襲帶劍にて伺候す、中壇の左右に井伊掃部頭直興、堀田筑前守正俊、阿部豊後守正武、牧野備後守成貞束帯の装束にて伺候す、大久保加賀守忠朝、戸田山城守忠昌も束帯して松の間板椽に有、松間の北より中の間の内鉤の手に列をなして松平攝津守義行、松平陸奥守綱村、細川越中守綱利、松平伊豫守綱政、松平伯耆守綱清、松平土佐守豊昌、佐竹右京大夫義處、松平安藝守綱長、上杉彈正大弼綱憲、松平豊後守頼路、松平長門守吉就、織田内記信久、毛利甲斐守綱元、立花飛驒守鑑茂、松平信濃守綱茂、松平大藏大輔正甫、森伯耆守長義、丹羽若狹守長次、松平肥前守綱政四品以上者松の間の闕の内を限りて座す、各衣冠下襲帶劍なり、其後三の間に譜第諸大名并詰衆の長子其他諸大夫の輩、三間の闕を隔て北に六位の輩其後に大番より出人百人烏帽子素袍にて群居す、松間三の間の板椽北の方に、奏者衆并芙蓉間の衆及び五位の諸役人、向の方に詰衆諸番頭諸物頭五

位の輩御車寄迄列居す、御書院番所には當番の外兩番より出人都合三組計の人数烏帽子素袍にて列居す、已にして對馬守義真、右衛門大夫忠春、攝津守喬朝、大和守忠榮、壹岐守重矩、右衛門佐重治三使を導き松間に至り西面して座せしむ、國書をば上上官持來り襖障子際に置、己は板椽に居す、相國寺の顯靈、東福寺の祖辰は五山の碩學にて、對州の當番なれば、舊例に隨ひ信使と俱に下向せしか是も殿上の間にありて、此時爰に來り御車寄に止る、加賀守忠朝、山城守忠昌御次の間に來り、三使を御前に出すべし、といふ事を對馬守義真に命す、對馬守義真上上官に傳ふ、上上官三使に通す、加賀守忠朝、山城守忠昌は板椽に還る、上上官國書を捧て松の間板椽の闕際まで出る、時對馬守義真受取下壇の下より二疊目に進む、吉良上野介義英衣冠下襲解劍にて西の椽より下壇に至て受取て上壇の下より一疊に置て退く、朽木和泉守則綱進てこれを取り、御右の方の床際に置く、夫より三使順々に進み中壇の下より二疊目にて拜す、對馬守義真も出座して、禮を贊て拜畢て御次の間に退く、時三使私の

獻上物、虎皮五枚、人參十斤、照布十疋を、六位の輩御車寄の方より持出て正面し板敷に並置、三使又御前に進みて下壇の上より五疊目に至る、時大澤右京大夫基恒衣冠下襲解劍にて西の方の板椽の闕際にて、朝鮮の信使と披露す、三使一同に拜して松之間に退く、對馬守此時も出座して禮を賛して其後掃部頭直興、筑前守正俊御次の間の襖障子の際北の□□□上上官東面して座し、對馬守を召、加賀守忠朝山城守忠昌も列座せり、筑前守正俊三使を勞ひ給ひ、御盃を賜ふべきといふ上意を傳ふ、對馬守承て上上官に傳ふ、上上官三使に傳へ、三使奉答の語を又對馬守に傳ふ、對馬守即筑前守正俊に申す、掃部守直興、筑前守正俊座を起て御前に進み三使奉答の語を奉稟し元の席に歸る、時三使一同に御前に進み、下壇の東の方に列座す、御盃三重子金箔置たる土器なり、金箔置彩色したる三方に載せ、吉良上野介義英捧出る、御引渡も同じ様なる三方に載せて、大澤右京大夫基恒捧出、捨土器も金箔置き同様なる三方にのせて鳥山民部大輔基玄捧出つ、三使にも引渡を居ゆ、金箔置彩色したる足打に

載せて、正使には水野備前守勝直、副使には小出下野守重口、從事には永見甲斐守重直給仕す、各衣冠下襲解劍也、居畢て御銚子をは吉良上野介義英、御加へは、右京大夫基清捧出つ、召上給ひて正使尹趾完に賜ふ、對馬守賛禮して尹趾完中壇の下より三疊目にて御盃を受領畢て歸座す、次に別の土器にて召上給ひて、副使李彦綱に賜ふ、初の儀のごとく飲畢て歸座す、又別の土器にて召上給ひて、從事朴慶俊に賜ふ、慶俊も初のごとくにして歸座す、三方引渡、捨土器を撤して後、三使一同に下壇の中央に進みて拜謝して松間に退く、上上官三人一同下壇の中央に進みて拜謝して松間に退く、上上官一同に下壇の闕の内に進みて拜して退く、次に上判事に製造官裨將三十四人、分れて四隊となりて段々に板椽に進みて拜して退く、次官八人小童十六人は二隊となりて落椽に進みて拜して退く、皆上上官賛禮す、中官數十人は兩隊となりて舞臺の前の庭上に出て拜して退く、その後掃部頭直興、筑前守正俊又松間に出て對馬守を召て享宴を賜るへしといふ事を命す、對馬守義真、上上官をして三使に傳へし

むること始のごとく、掃部頭直興、筑前守正俊奉答の語を奉稟して元の座に歸りて、三使また下壇の五疊目に進て拜謁して松間に退く、是に於て入御なる、上壇中壇簾を垂れ下壇の西の方戸を闔つ、紀伊中納言光貞卿、甲府宰相綱豊卿、水戸宰相光圀卿各衣冠帶劍にて出て、下壇の西に列座なれば、尹趾完、李彦綱、朴慶俊も松間より出て互に一揖して東の方に列座す、其位尹趾完は光貞卿と相對し、李彦綱は綱豊卿と相向ひ、朴慶俊は光圀卿と相値る、享膳は七五三なり、四目は地扇形、五目は洲濱形、龜足を以て飾り、膳部皆金箔を置彩色す、座敷奉行土井周防守利益、松平因幡守信興、岡部隱岐守宣政、大草主膳正高盛、給仕は稻葉出羽守正喬、阿部志摩守正方、小笠原佐渡守長重、内藤上野介政勝、水野備前守、小出下野守、永見甲斐守、小堀土佐守、三枝土佐守、鳥居長門守、岡部阿波守、水野肥前守、松平甲斐守、土屋備前守、田中安藝守なり、盃吸物出て初獻は光貞卿盃を始め尹趾完、次に李彦綱、次に光圀卿、次に朴慶俊、二獻の盃臺折物星物出て、綱豊卿御盃を始め、次に尹趾完、次に光貞卿、次に李彦

綱、次に光圀卿、次に朴慶俊なり、三獻は光圀卿御盃を始め、次に尹趾完、次に光貞卿、次に李彦綱、次に綱豊卿、次に朴慶俊なり、賜盃畢て菓子茶出つ、悉く畢て、光貞卿、綱豊卿、光圀卿一揖して退く、此間西の椽張出しに筑前守正俊、肥後守正容、加賀守忠朝、豊後守正武、山城守忠昌、備後守成貞、河内守忠舉、隱岐守定直、東の椽に對馬守伺候す、松間にて上上官三人享を賜ふ、七五三なり、膳部も金箔置彩色し龜足を以て飾る、奉行は安藤對馬守重博、石川美作守乗政、水野周防守忠増、酒井壹岐守忠重、給仕は神尾飛驒守元智、稻垣市正、瀧川相模守、仙石丹波守、三枝伊賀守、岡部志摩守なり、虎間にて上判事三人製造官一員良醫一人、次之間にて上官十二人宴を賜ふ、七五三なり、向詰に及はず、奉行は遠山主殿頭政衰、秋元隼人正時朝、石川市正綱氏なり、柳之間にて軍官冠官合て十八人に宴を賜ふ、虎間に同じ、奉行は稻垣安藝守重定、水野長門守忠口青山信濃守幸方なり、紅葉間にて次官八人小童十六人に宴を賜る、金銀の膳部を用ゆ、奉行は本多淡路守忠豊、荒川出羽守重高、松平主計頭照宗

なり、柳之間以下の給仕は御書院番衆なり、下官の輩には御玄關の腰掛にて饅頭を賜はる、三使は上上官の賜宴畢る時松間に退き、上官以下の賜宴畢るを待て對馬守に憑て謝宴の語致して退出す、筑前守正俊、加賀守忠朝、豊後守正武、山城守忠昌送て御書院番所迄至る、對馬守義真右衛門大夫忠春、攝津守喬朝、大和守忠榮、右衛門佐重治導て御玄關に至る、左京亮義恭、壹岐守重矩、顯靈祖辰は送て二九門前に至る、靈朝實錄

天和二年八月廿七日

一朝鮮人登城御禮大略如先例、三卿甲府殿相伴、一大廣間にて御饗應出る、三使東の方に座す、時に紀伊中納言様、次に殿様、按するに、甲府殿をさす、下に水戸宰相様御出座、三使立て一揖、三殿も御一揖云云、御膳出、御銚子出、紀伊様御初め、三使へ其銚子殿様へ、次副使へ、次に水戸様へ、二獻殿様御始め、正使へ如初、千鳥掛に御銚子廻る、三獻は水戸様御初如初云々、歸の節御送なし、人見私記載二回録、

朝鮮人於江府公方様御見參其外開書
一三使江戸にて致登城 御目見へ之儀、御簾の外次

之間より拜仕候、嚴有院様御代迄之格は、御簾を高く卷上げ候て、拜被仰付候、然處に常憲院様御代、御簾を御身半分も不見様に早く卷上げ候ゆへ、三使申分に格式違ひ候間、拜仕かたくと申、何其不相濟場之しらげたる儀に相成、對馬殿其時三使と段々掛合有之候、對馬殿申分には、公方様より被仰出たる儀、達てと申事決して不相成事、日本之例にて候、兎角拜不仕時は則對馬守三使と指違へ相果る外無之と、種々申合之上、漸納得仕拜をいたし候、若君様御簾も右之通り早く卷上げ候、是は幾重にも拜得不仕、殊にいま位にも上り不給事に候得者、尙更不相成と申切、依之其時被仰出候は、公方様へ右之通にて拜仕候間、若君様へ之儀は、御了簡に成前々之通にて拜被仰付筈に相成拜仕候、其時天和之格式を以御當世初り、正徳之三使迄に至り何も御簾を少し上げ候様に被仰出、右之格式にて候、若君様之格式は、前々のごとく御簾を高く上げ候事、異本朝鮮物語○按するに、この書異なれども姑らく後考に備ふ、

通航一覽卷之七十九終

通航一覽卷之八十

朝鮮國部五十六

○信使聘禮附登城、行列、營中御饗應 正徳度

正徳元辛卯年十一月朔日、信使趙泰億、任守幹、李邦彦以下登營あり、着府せしは、前月十八日なり、宗對馬守義方相伴ふ、こたひ修聘特に嚴重に待遇せられ、營中の莊飾内外の護衛より聘事輩の衣服等にいたりて、その規式尤華美を示さる、大凡營中に壁代及び幟額を設けられ、御座所ならの衣冠を着し、また殿中兩國書に風膝し途中、これに下馬せしめ、信使進調給事見日を異にし、賜享の日に舞樂あるの類、みなまた舊例にこれなく、また塀重御門を改作せられ、これを御中門と唱へ、かつ芝口に新たに御門を建られ芝口御門と稱す、これもまた來聘によりてなり、

○本日の事次卷にわたる併せ考ふべし、

正徳元辛卯年
家宣公御代初、三使來朝於江戸家宣公に拜禮、義方公御同道、正使趙泰億、副使任守幹、從事李邦彦、白石叢書、

正徳元年十一月朔日
一朝鮮信使御禮に付、水戸殿、紀伊殿始國持大名及

萬石以上之面々、同嫡子布衣以上之諸役人、并法印法眼登城、萬石以上之嫡子無官者出仕無之、

但尾張殿、松平加賀守は在國、

一今日出仕之面々、諸大夫以上衣冠下襲帶劔、其外假六位衣冠下襲帶劔、布衣素袍等着之、

一表向五時揃、

一朝鮮人并宗對馬守は五半時揃、
一對馬守并御馳走人兩長老は、三使に先達而登城、信使已刻過登城、柳營日記記、

正徳元年十一月朔日、朝鮮國王之信使自注、正使通政大夫趙泰億、副使通調大夫李邦彦、從事、聘禮、并兩長老候、諸役人着衣冠出任、自注、布衣役人着六位袍、其規式甚嚴重華美頗超過於舊例、自注、記日本國王、往昔鹿苑院義滿謁大明帝使時有此例云々○萬年記、

正徳元年十一月朔日、三使登城營五位以上狩衣、如官日簿抄、

正徳元年
一十月廿八日登城之處按するに、正實事錄に、雨天故延るに廿九日の誤りなり、

一十一月朔日登營、此節諸大夫衣冠下襲帶劔、

鼓打手 錚手 徒士 通詞 同 砲手 馬上戈馬
 別破陣馬 鼓打 長鼓 錚手 足輕 徒士 通詞
 三穴手 都訓導馬
 典樂馬

鼓打手 錚手 徒士 通詞 同 砲手 馬上戈馬
 別破陣馬 稽琴 筳 笛 足輕 徒士 通詞

使令 軍官馬 寫字官馬 砲手 小童馬 軍官馬
 節上馬 使令軍官馬 軍官馬 清道旗馬

國書騎下官 印信關帖馬執之
 正使兜 上判事馬 羈馬 刑名旗馬

使令 軍官馬 寫字官馬 砲手 小童馬 軍官馬
 節上馬 使令軍官馬 軍官馬 清道旗馬

偃月刀馬 長鎗馬 巡視旗馬 三枝鎗馬 令旗馬 砲手 喇叭 螺貝 細樂 鼓打 錚手

都訓導馬
 三穴手

偃月刀馬 長鎗馬 巡視旗馬 三枝鎗馬 令旗馬 砲手 喇叭 螺貝 細樂 鼓打 錚手

鼓打 長鼓 銅鼓 使令 軍官馬 小童馬 小童馬 節馬 使令 軍官馬 軍官馬 清道旗馬 長鎗馬
 都訓導馬
 副使兜 上判事馬

稽琴 笛 筳 使令 軍官馬 小童馬 小童馬 節馬 使令 軍官馬 軍官馬 清道旗馬 長鎗馬
 巡視旗馬 三枝鎗馬 令旗馬 砲手 喇叭 螺貝 太平簫 銅鼓 鼓打 錚手 使令 軍官馬 小童馬

巡視旗馬 三枝鎗馬 令旗馬 砲手 喇叭 螺貝 太平簫 銅鼓 鼓打 錚手 使令 軍官馬 小童馬
 三穴手

巡視旗馬 三枝鎗馬 令旗馬 砲手 喇叭 螺貝 太平簫 細樂 鼓打 錚手 使令 軍官馬 小童馬
 三穴手

巡視旗馬 三枝鎗馬 令旗馬 砲手 喇叭 螺貝 太平簫 細樂 鼓打 錚手 使令 軍官馬 小童馬
 三穴手

巡視旗馬 三枝鎗馬 令旗馬 砲手 喇叭 螺貝 太平簫 細樂 鼓打 錚手 使令 軍官馬 小童馬

巡視旗馬 三枝鎗馬 令旗馬 砲手 喇叭 螺貝 太平簫 細樂 鼓打 錚手 使令 軍官馬 小童馬

從事兜 上判事馬 上上官監 小童馬 上上官監 小童馬 上上官 小童馬 上判事藍 小童馬

小童馬 使令 軍官馬 使令 使令 使令 使令 使令

通詞 足輕

足輕 足輕

使奴子 三員 馬上

製造官與 小童馬 良醫馬 判事各馬 書記各馬

伴黨各馬 應直各馬 盤纏直各馬

通詞 足輕

足輕 足輕

使奴子 三員 馬上

通詞 徒士

伊豆守 騎士同同 長柄鎗各一拾本

一行奴子馬 對馬守家老馬 騎士同同馬

通詞 徒士

修理大夫 騎士同同 長柄鎗各一拾本

廉按按するに、この書は、騶從圖隊伍整齊宛然可見、對州及酒井、真田家人等左右護引以備非常、故倭韓紛拏不復識別、如龍亭人馬及旗仗鼓吹等、廉分以藍色而、欲俾覽者知彼之所異也、

旗使圖附

清道旗 淺黃實紅火燭脚、赤字大如斗、竿頭打以雉尾 纛 刑名旗 赤實青翻、爲交龍形

偃月刀 矛 巡視旗 白字 金關 三枝鎗 龍亭 或曰國書橋 印信關帖 一印信關帖各一匣、螺鈿金字腹背兩書大如斗、在途馬上執之從龍亭後使者登殿小童係頸尾之、按するに、の事文化度聘禮の條併せ考ふへし、冠此冠即五梁冠也、每使者入見并服、兜輿 使者三次入見、并正使數定綿襦覆以虎皮、副使從事豹皮繫以曳索肩駕而

去 梁輿使者江月初入

一是日信使大手御門に至る時、旗仗鼓吹等は皆止まる、上官以下馬より下る、對州の役人は是を下知すへし、

各門鎮護

御支關東脇

右虎皮御鎗五十本一面陳列

御中門外面 御持弓頭中坊長左衛門

御臺所口 御鐵砲頭大井新右衛門

中御門本番 御弓頭 山崎四郎左衛門

加番 御弓頭 酒井與九郎

臺部屋口 御弓頭 前島太郎左衛門

大手御門本番 百人組頭齋藤帶刀

加番 百人組頭堀田孫太郎

下馬前 御鐵砲頭逸見八左衛門

御普請場東方 御鐵砲頭松田善右衛門

按するに、この勤番の事、琉球紀事同しく、
まもに、假六位衣冠下襲帶劔を注す、
正徳元年七月九日

一此度之御門御中門と唱可申候、按するに、俗に四ッ足唯今まで御中門と唱候御車寄を、御中門廊と唱可

申候、只今までの御駕籠臺、御車寄と唱可申候旨、長門守按するに、若年、申渡、柳營日次記、
正徳元年今度朝鮮の聘使來る、御もてなしに柳營の殿門重修の御事ありとかや、今迄の御車寄せを中門の廊と稱し、別に中門を立させまします、御駕籠臺をの自注、所今より御車寄と呼へきよし、仰なりとぞ、鹽尻、

正徳元年十一月朔日

初而登城之道筋

一本願寺より、淺草寺町、雷神門前、夫より御藏前通り、淺草橋御門、横山町、傳馬町、本町、常磐橋御門へ入、黒田豊前守屋敷前、按するに、正徳三年分間江戸の大田攝津守屋敷前、大繪圖によるに、豊前守は今屋敷是なり、酒井雅樂頭屋敷前大手御門より登城、大手御門に至り旗を伏、并樂人等相止り、上官以下皆下馬、對馬守役人指引、

淺草寺前辻固伊東播磨守、加藤出雲守人數勤之、其外屋鋪前道筋之面々警固出之、淺草橋當番非番は固、常磐橋當番より固、定小屋前之固松平甲斐守、一十一月朔日登城之行列

但十月十八日江戸着之行列、雨天故入紛難知故不記、

侍侍侍

日本人牽

清道大旗一本清道小旗一本

目付二人束帶 馬上有官侍騎馬

挾箱鎗

沓籠

獻上馬二疋共 貝鞍

騎馬

侍侍侍

鼻先切額茶糸大露を付 清道大旗一本清道小旗一本

清道小旗一本

蠶

蚊龍旗一本

上龍

歩行にて持

羽織藤色に紋

偃月刀二

矛三本

以上六本

馬上持

足輕紋所蛇の目白く 十人計

清道小旗一本

蠶

旗一本

下龍

惣足輕如是

偃月刀二

矛三本

巡視三

令三

三枝鎗

鉦貝

太平簫

鉦鼓

行鼓三

各歩行にて持之 赤衣騎馬七人

日本のほらより短也麻細袋に入

トヒヤウシ

巡視三

令三

三枝鎗

鉦貝

太平簫

鉦鼓

行鼓三

喇叭

小童二騎

使令

步行十人

小童一騎

吸唱

官人數多

龍亭子書簡箱なり日本人昇之騎馬

蓋淺黄絹掛て八角

正使兜輿

靠に下錦上虎皮

喇叭

小童二騎

使令

日本人十人

小童一騎

吸唱

小童二騎

使令

步行十人

吸唱

小童二騎

使令

都訓導

蓋如正使

副使兜輿

靠に下錦上豹皮

都訓導

蓋如正使

小童二騎

使令

日本人十人

吸唱

小童二騎

使令

步行十人

吸唱

使令 官人步行供

從事兜輿

都訓導

小童一騎

乘物上上官

上上官二人も如是行列

小童一騎

靠に如副使

日本人十人 吸唱

使令 官人步行供

笠着十騎 酒井修理大夫 黒大鳥毛十本

家來 二十騎 足輕五十人 亦供 若黨 草履取

冠着十騎

家中

此内使令

笠着十騎 眞田伊豆守 黒大鳥毛十本

家來 二十騎 足輕五十人 亦供 若黨 草履取

挾箱 鎗三十筋 合羽箱 押

挾箱 鎗三十筋 合羽箱 押

一 酒井眞田未明登城、

按ずるに、酒井修理大夫、眞田伊豆守は御馳走人なり、原書この下に旗旛武器及び乘輿等の圖を出したれども、いま刪去するは下に辨す。

一 御玄關前腰掛置板之上に薄縁敷之、中官置之、對馬守家來附罷在、
一大手腰掛向通は不殘下官共差置之、

一同所南之方腰掛并御臺小屋新本つてとつなぎ迄は、對馬守、御馳走人之人馬置之、
一出仕之面々供之者、蓮池馬場之邊按ずるに、この馬場は蓮池御門内せし年代詳ならず、其廢差引は、蓮池御門當番之御先手與力同心勤之、
一 喰違御門者按ずるに、この御門は今の寺澤御門をいふなるへし、中之御門加番

之御先手與力同心、出人にて固之、

一 御玄關前二丸御門外大手下馬にも、對馬守家來役人共さし置、

一 殿上間前掛板邊に、對馬守家來差置、此外座敷向にも朝鮮人相越候席わ者、右家來差添遣之、

但御用掛之面々令差圖、

一 上上官三人、百人組張番所之際に而按ずるに、今のをさすな乗物より下る、

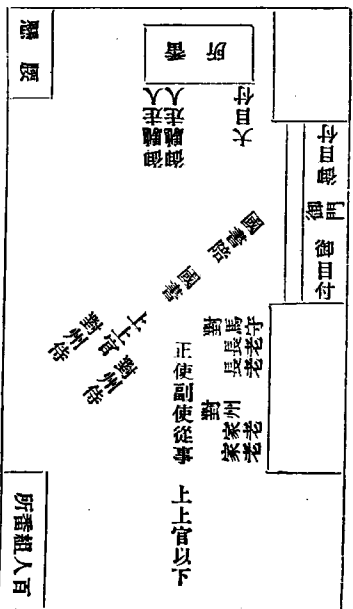
一 三使百人組番所之御門に入、此時宗對馬守、自注、衣冠下襲兩長老、大目付仙石丹波守、自注、御馳走人酒井修理大夫、自注、同上眞田伊豆守、自注、中之御門に出向、

左右に分れ立、自注、但對馬守兩長老は石垣に附て東面也、丹波守、修理大夫伊豆守は南之方に北面立、御目付堀田孫右衛門、長崎半左衛門、自注、假六位衣冠下襲帶劔、御門之内左右に立、

一次に國書中之御門之外に至り、御門之向に立、國書陪之官前に立、對馬守侍二人、自注、假布衣、國書之左右に立、

一 三使百人組番所之前に而與より下る、
一次に上上官一人進みて國書之跡に隨而立、

一次に丹波守、修理伊豆兩人に會釋して先御門に入、修理大夫伊豆守相互に會釋して入、
一次に國書御門に入、



一次に三使進みて御門に至る時、對馬守兩長老三使に會釋して相並て御門に入、

但御門之出入する時、惣て會釋かくのことし、

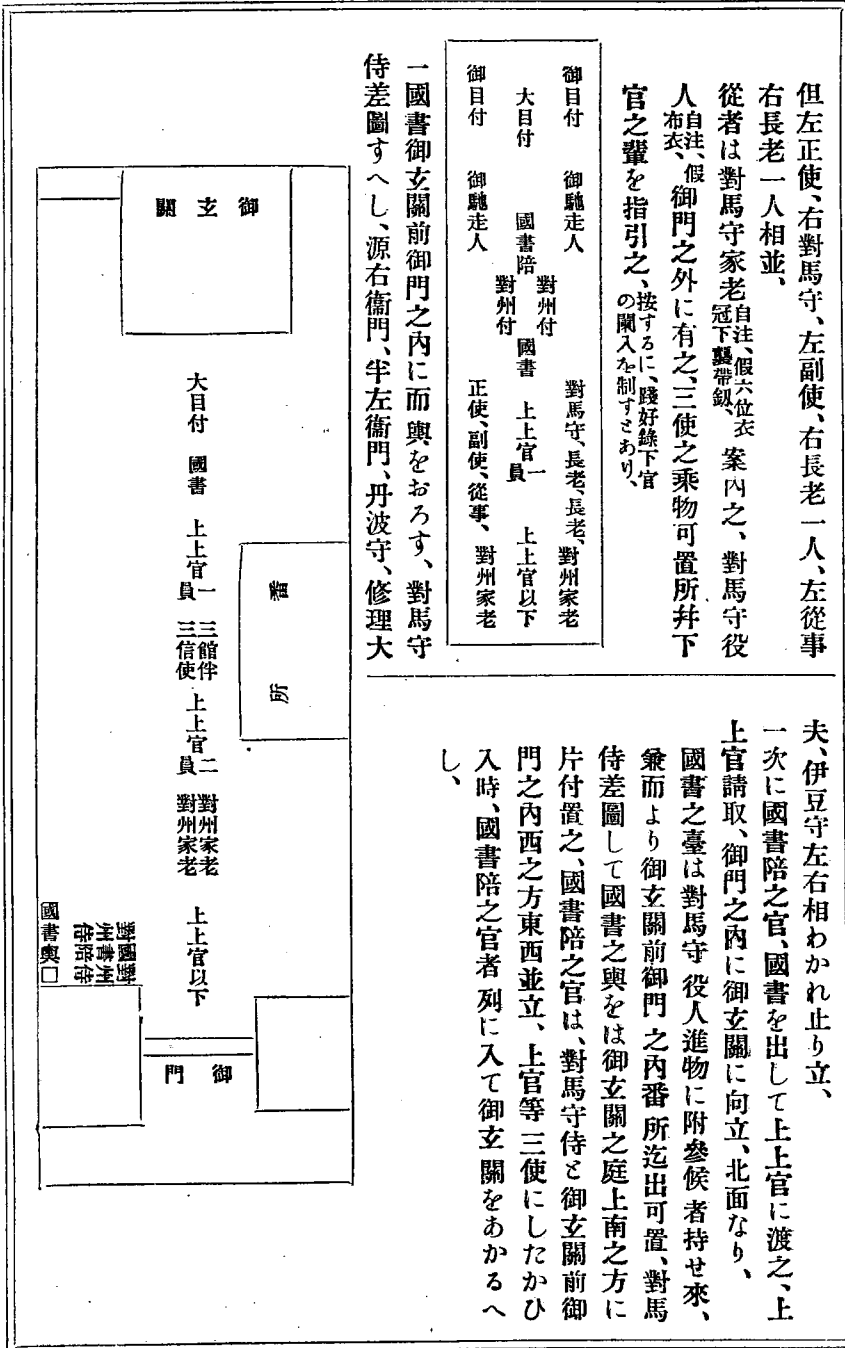
一次に源右衛門、半左衛門二行、丹波守一行、次に修理大夫、伊豆守二行に先達而庭道をあゆみ、次に國書陪之官、次に國書少さかり、右左に對馬守侍二人二行、次に上上官一人、次に左之方三使、右之方對馬守兩長老相並、

但左正使、右對馬守、左副使、右長老一人、左從事
右長老一人相並、

從者は對馬守家老自注、假六位衣冠下襲帶劔、案内之、對馬守役人自注、假御門之外に有之、三使之乗物可置所并下官之輩を指引之、按するに、種好疎下官の關入を制すあり、

御目付 御馳走人 對馬守、長老、長老、對州家老
大目付 國書陪 對州付 國書 上上官一 上上官以下
御目付 御馳走人 正使、副使、從事、對州家老

一國書御玄關前御門之内に而輿をおろす、對馬守侍差圖すへし、源右衛門、半左衛門、丹波守、修理大



夫、伊豆守左右相わかれ止り立、
一次に國書陪之官、國書を出して上上官に渡之、上上官請取、御門之内に御玄關に向立、北面なり、國書之臺は對馬守役人進物に附參候者持せ來、兼而より御玄關前御門之内番所迄出可置、對馬侍差圖して國書之輿をは御玄關之庭上南之方に片付置之、國書陪之官は、對馬守侍と御玄關前御門之内西之方東西並立、上官等三使にしたかひ入時、國書陪之官者列に入て御玄關をあかるへし、

一次三使御玄關前御門に至る時、對馬守兩長老三使に會釋して御門わ入相並事如前、

一次源右衛門、半左衛門御玄關之外に至て左右に相わかれ對して立、丹波守は御玄關に向て中立し、國書是に隨ふ、修理大夫、伊豆守は東之方に並ひ立、

一三使御玄關前御門に入時、寺社奉行安藤右京亮自注、衣冠下襲帶劔、本田彈正少弼自注、同斷、御目付伊勢平八郎自注、假六位衣冠下襲帶劔、丸毛五郎兵衛自注、同斷、出向御玄關板敷に各對して立、

但御徒番所之前にて、

右京亮、彈正西より第三間南北にわかれ立、平八郎、五郎兵衛西より第二間南北にわかれ立、一三使御玄關に近付て源右衛門、半左衛門、丹波守に會釋す、丹波守國書之差引て御玄關わ上る、一次對馬守兩長老三使わ會釋して入、次に修理、伊豆上上官二人に會釋して並入、修理、伊豆者右東之方なり、上上官は左西之方也、

一次に三使御玄關之階を上りて源右衛門、半左衛門相互に會釋して御玄關に入、上官以下御目見可仕分御玄關に入、對馬守家老導之、中官族は御中門之

外止り立、對馬守役人差引して御玄關東之方腰掛に群居せしむ、

一國書上上官持之、丹波守案内して板敷通り先達、國書寺社奉行之前を通る時、寺社奉行腰をかむへし、平八郎、五郎兵衛互に會釋して丹波守より先立殿上間へ相趣、

一次に三使近づく時、右京亮彈正少弼、三使并對馬守へ會釋して二行に先立、上上官以下從者したかひ入、

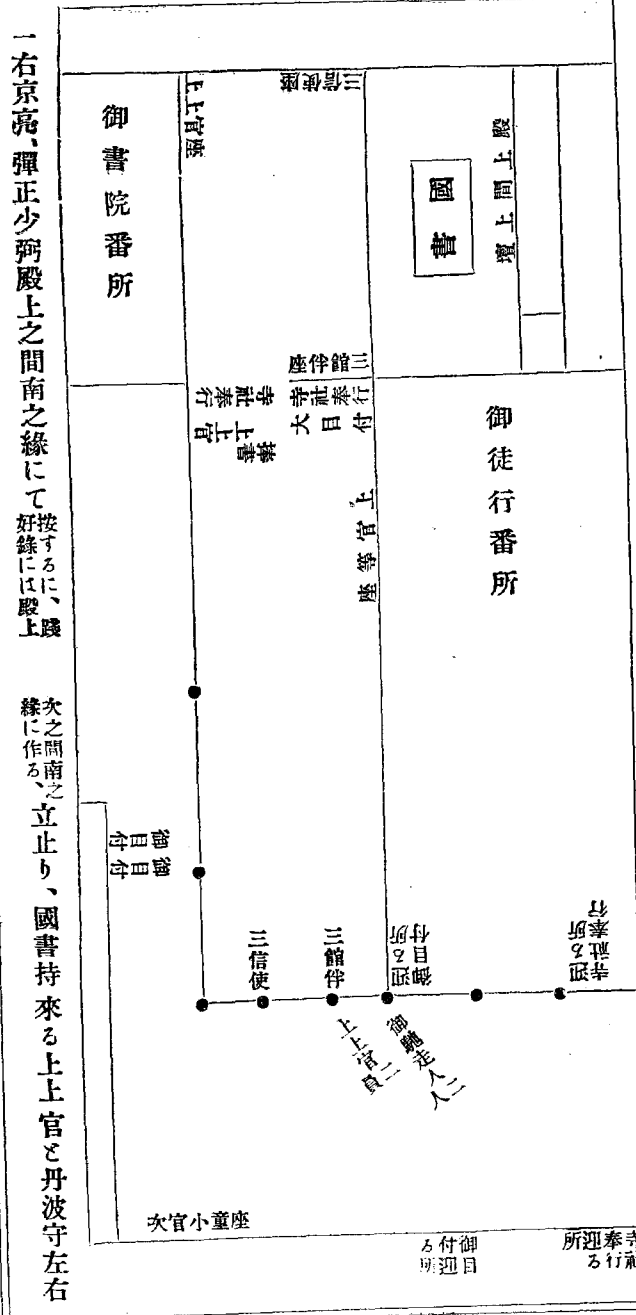
但先わ平八郎、五郎兵衛二行、丹波守一行、右京亮、彈正少弼二行、左に三使、右對馬守兩長老、左に上上官、右に修理大夫、伊豆守、次に御目付平岡市右衛門自注、假六位衣冠下襲帶劔、村瀬伊左衛門自注、同斷、二行、次に對馬守家老二人二行、次に上官以下從者、但市右衛門、伊左衛門者兼而御玄關階上東之方に並立、如右相從ふ、

御目付 寺社奉行 三館伴 御馳走人 御目付 對州家老
大目付 國書上上官 上官以下從人應拜者
御目付 寺社奉行 三信使 上上官二 御目付 對州家老

一國書殿上次之間に至る時、平八郎、五郎兵衛殿上次之間西の第二第三之柱之間より、西之縁に出東向に並立、

一次に丹波守國書持の案内して按するに、踐好縁には國書御目付平八郎五

郎兵衛の前を過る時二人殿上間へ入、國書を上段中央に置しめ、國書持來る上上官を按するに、同書に捧差圖して、次之間北より第二之柱邊西之方立しめ、丹波守は其向に立、此時會釋す、



一右京亮、彈正少弼殿上之間南之縁にて好縁には、殿上

次之間南之縁に作る、立止り、國書持來る上上官と丹波守左右

に別れ立を相待て、三使并對馬守等に會釋案内して殿上間の内へ入、右京亮、彈正少弼は外に左右にわかれ立、三使等内へ入時會釋有之、

一次に對馬守正使に會釋して下段入、兩長老は副使從事に會釋して入座に付、三使者御障子の方、對馬守、兩長老御襖障子の方相向並、

一次に右京亮、彈正少弼上上官三人に會して、殿上の間に入らせ座につかしむ、西之方上段に向ひ並座す、按するに、同書、のケ條を欠く、

一次に上官以下の從者座につく、

方、若年寄鳥居伊賀守、自注、其次御書院番頭三浦肥後守、自注、御小姓組番頭松平伊勢守、自注、東西四品以上者、簾之外圓座三つ宛敷座之、

一階下護衛南之縁下に胡床を立、

番長御使番妻木平四郎、自注、副殿東帶劔、蜜津田外記、自注、遠藤新六郎、自注、柴田七左衛門、自注、須田助十郎、自注、成瀬吉右衛門、自注、大久保市郎右衛門、自注、東西に有之、按するに、同書に番長二人御使番戸川内藏助、津田外記をのぞき、この書近衛七人のこと記せしは、誤篇なるにや、

冠官以上は殿上次之間、次官小童は南之御縁に座す、對馬守家老役人等殿上次之間并御玄關前に有之差圖すへし、

一修理大夫、伊豆守、源右衛門、半左衛門者殿上次之間西之縁に東向に座す、是者對馬守并家來用事有之者沙汰可仕ためなり、此外寺社奉行大目付殿内に入、

一御前護衛は、板縁下段之西之方、若年寄久世大和守、自注、衣冠下襲帶劔、按するに、踐其次に御書院番頭松平壹岐守、自注、御小姓組番頭鈴木能登守、自注、東之

東之方に圓座を敷、帶刀御使番梶四兵衛、自注、假大取、黒門與兵衛、自注、鳥居權之助、自注、島田藤十郎、自注、日下部作十郎、自注、寄合松浦酒之丞、自注、菅沼民部、自注、石尾織部、自注、脇坂一角、自注、石原市左衛門、自注、同上、按するに、踐好縁に楯以下を御使番五人とし、松浦以下を寄合衆五人とす、

一御前并殿中伺公之面々相揃、西之御縁類に松平讚岐守、自注、衣冠、高家衆、自注、同上、詰衆之四品以上自注、東西列居、下段御襖者はづし、松之間第二之柱

通航一覽卷之八十一

朝鮮國部五十七

○信使聘禮附登城、行列、營中御饗應 正徳度

正徳元年辛卯年十一月朔日、巳中刻、文昭院殿大廣間に出御、信使朝鮮國王李焯の書儀を獻す、聘禮の後三使に御杯を賜はる、また上上官以下從者にいたるまで拜調を遂て退出す、前後の巻、併せ見るべし、

正徳元年辛卯年十一月朔日、巳中刻過、大廣間に出御、自注、御上段に御着座、御先立阿部豊後守、御太刀直衣、高家大澤右衛門督、御刀堀川兵部大輔、柳營日次郎○按は老中阿部正橋なり、

正徳元年十一月朔日

一大廣間出御、中奥御小姓内田若狹守、曾我周防守自注、ともに衣冠下襲帶銀、西之板敷より出、兩楹之外より並ひ入、中段に上り御幄あけ出る時の通に退去、
一水戸中納言殿、自注、衣冠紀伊中納言殿、同上、御前之座に就る、板敷より過て兩楹之外より入て中段に上り、拜しておのゝ座に就、

に御禊立之、上に壁代懸之、按するに、同上に壁代、白羽二重、一段一段に紫色の縁あり、其間に燕と蝶とを交せて繡にす、帽類は黄縷子五色の縁にて、雲に鳳凰の翔る形を繡にせるあり、御縁之方には御簾掛之卷上、其内外様四品以上之面々列居、注、西二之間、三之間、四之間東南簾掛之卷上、御譜代衆外様詰衆自注、衣冠同上、奏者番、自注、同上、其外布衣衆以上之面々列居、自注、南面、

一次に進物之中御縁類に並置候物出之、自注、是者進物番大紋、役之、自注、是は虎皮、

一馬者御中門より牽入、庭上引立、
御厩之者四人、自注、張、諏訪部文九郎同文右衛門、自注、布衣、

一進物之内御前の可出物者、先中門廊に並置、自注、登物、人參、墨、筆等也、琉華紀事、踐好録

通航一覽卷之八十終

但中段より三疊目、水戸殿は中段東之方、紀伊殿は西之方着座、

一次に執政井伊掃部頭、自注、衣冠同上、御前之座に就、

其儀上に同じ、中段之西南東面す、但中段下より二疊目、

一次に老中、自注、衣冠同上、各西之板敷より東楹之外より一人つゝ順々出座、按するに、踐好録には土屋相模守、井上加賀守、下段にて御禮左右着座、

下段上より一疊目、二疊目、但西之方に二人、東之方に三人、

一次に高家品川豊前守、織田能登守、自注、さも東楹之外より出座、按するに、同書二人殿中禮式の事を承る、豊後守はかねて國書請取へきに定めらる、故に帯佩せず、東之方老中下に居、但御禮に不及、

一次兩長老殿上間座定て後座を立、御車寄之邊に伺公、
一縁長老東之外より出座、三浦壹岐守、自注、披露之、下段御敷居之内一疊目にて拜して退去、次に集長老出座、松平備前守、自注、披露之、御敷居之外板縁にて拜畢殿上間復座、對馬守は出御被遊段兩長老申聞之、

一中門廊之南之方に三使之座を設く、北面東之部を後にして上上官座を設く、西面之部を後にして對馬守并引禮之高家、自注、衣冠、奏者同上、六人之座を設、自注、上上官之座之少北を寺社奉行大目付等之座とす、何も高麗縁之疊敷也、按するに、同書また

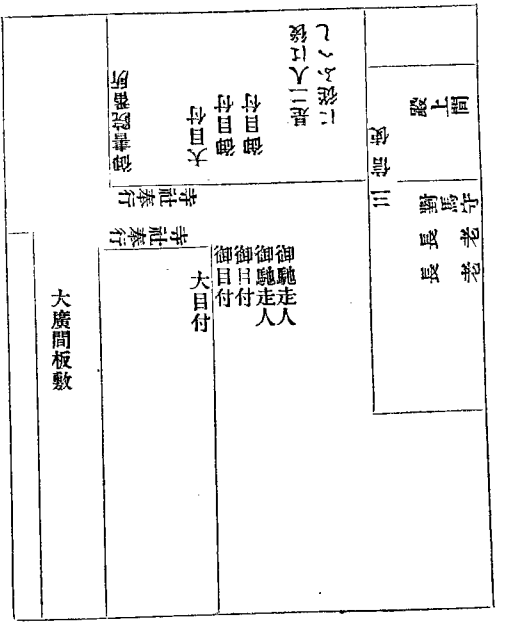
一次進物中奥衆持出下段に並置、中段縁際より三四尺計さけて可置也、

進物南北九尺計、東西一丈計可有か、
一次信使を召、能登守按するに、踐好録に御前候旨相模守申渡す、能登守出て大目付に申渡す、元之座に歸、大目付仙石丹波守、松平石見守殿上間相越、對馬守三使を御前可出旨申達之て出る、御書院番所南之縁に南北に對し立、

一對馬守上上官に會釋して、御前に拜すへき由を三使に達之、正使上上官に國書を持せしむ、
一對馬守兩長老三使に會釋して、國書殿上間を出、上上官したかふ、

一次に兩長老次之間並立、三使を會釋して止る、
修理大夫、伊豆守、平八郎、五郎兵衛、次之間西之縁に立、國書前を過る時皆腰をかゝむへし、兩長老、修

理大夫伊豆守、平八郎、五郎兵衛は其前にと、ま
る、其向之市右衛門、伊左衛門は上上官の跡にした
かふ、



一丹波守、石見守並ひ先達て、御書院番所南之縁を
通る、

大目付 御目付
對馬守 國書 三使 上上官員
大目付 御目付

一右京亮、彈正少弼御書院番所西南之隅之柱之邊
左右に出向、對馬守に會釋、先達て大廣間東之板敷
に入、

大目付 寺社奉行 御目付
對馬守 國書 三使 上上官員
大目付 寺社奉行 御目付

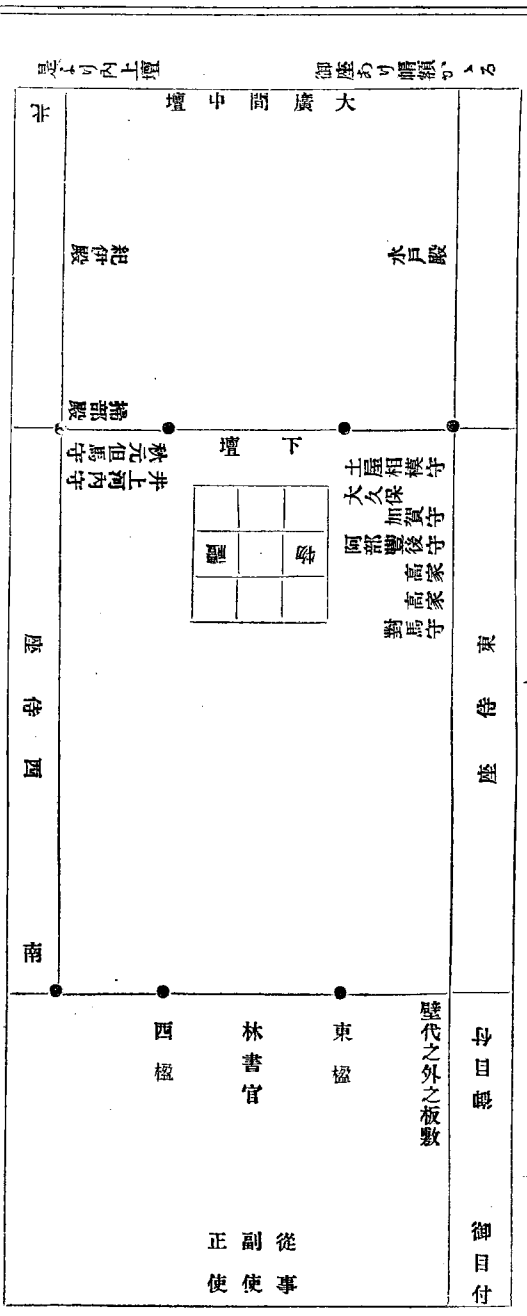
三使御車寄唐戸之邊に来る時、引禮二人大澤出雲
守、前田隱岐守 自注、衣冠 下襲帶劔、唐戸之通りに立向、丹波守、
右京亮、彈正少弼 按するに、踐好録に大目付二人丹波守石
見守、寺社奉行右京亮彈正少弼と記す、
左右に別れ立、引禮出雲守隱岐守、對馬守に禮して
進ましむ、

一對馬守東楹之外より御前へ罷出、東之方下より
三疊目に着座、
一引禮出雲守隱岐守、三使に禮して、御前に出之、

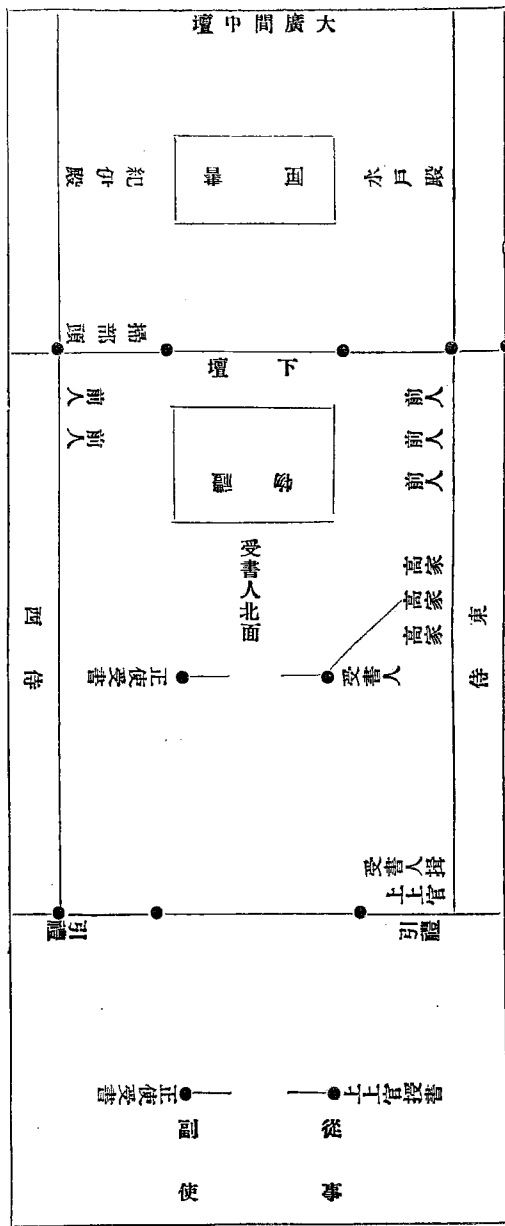
引禮 御目付
國書 三使 御目付
引禮 御目付

一寺社奉行上上官二人を導、中門廊座に着しむ、
一三使御前へ出るを待て鞍馬を南庭に牽立、馬は
兩頭に牽立、御厩方は馬之前北面して腰をかゝむ、

一引禮出雲守、隱岐守御前板敷に出る、兩楹之外に
對し立、
一次に國書持し上上官板敷に出て、兩楹之間に定
北面、
一次に三使板敷に出て、西を上にして北面にて並
立、此間市右衛門壁代立之外板敷にわかれ立、



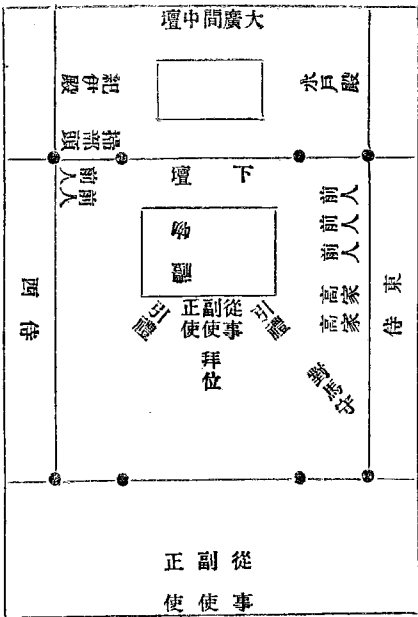
一次に受書の人豊前守、座を起て東楹之内に至り、國書を持し上上官を會釋して立、
 一次に國書持し上上官西向して跪く、正使進みて東向して跪て書を請取、上上官は退去、市右衛門、伊左衛門案内して中門廊に至、上上官席置之、
 一次に正使國書之箱持て兩楹之間より入て西楹之内に至る時、豊前守並對し罷出、下段中程にて豊前



守西に向、正使は東に向、兩方より近寄互に跪き、正使國書渡す如前、兩楹之間を退去本之座に立、
 一豊前守國書を請取捧膝行北面し、正使楹間を出る程を待合て、西之方進物をめくり、中段中程より上り、國書を下より二疊目に置て、下りて東之方進物をめくりて元之座に着、

一對馬守進みて御前向て俯伏す、起に不及して進む、

一次に出雲守隱岐守、三使に會釋して楹間より御前出、三使拜の所に至り、出雲、隱岐左右に對し跪く、三使之拜は進物前、
 一三使西上北面して四拜畢て、出雲、隱岐三使に會釋して兩楹之間より退去、中門廊之座に着しめて出雲、隱岐引禮之座に復る、



一下段に有之進物、中奥衆西の張出しより引之、次

に馬を最前之道を通り中門より外ね出之、次に御縁に並置し物を、進物番西之張出しより引く、
 一次に讀書展書の人林大學頭、自注、衣冠 同七三郎、自注、同上。按するに、踐好録に六、西楹之外より入て座に着、
 下段より三疊目、西之方よりは二疊目、御前向、
 一次に受書の人豊前守、中壇に上り書箱を開き、書を取て下りて大學頭に渡す、

一次に國書讀之、別幅を讀畢て如元卷、按するに、同書りて、展書の人たる七三郎に授けて、別幅を讀訖はりて本のこくに巻き、書を執りて又本のこくに別幅を卷籠むなりと載す。
 一次に豊前守起て書を請取、
 一次に大學頭、七三郎俯伏し、起て本之道を退出、
 一次に豊前守中壇に上り、書を箱に入捧て御上壇に置、膝行して退きて座に歸る、
 一御近侍の人松平大藏少輔、自注、衣冠 書匣を納む、御左方より膝行して進みて、書匣を取て御帳臺に納む、
 一老中相模守中壇に上り、仰を承て下りて下壇上より三疊目、東より二疊目、東の端に着座、對馬守を召て三使に御盃可被下旨を傳ふ、

對馬守下壇上より五疊目、東之端に座俯伏して承之、

對馬守承之、東楹之外より出、對馬守中門廊之座に着、

引禮高家之上南に東面す、

上上官に會釋して仰之旨通之、三使御禮申上之、

一次に對馬守三使、出雲、隱岐に會釋して起て先御前へ出、下より五疊目、東より一疊目に着、

一引禮出雲守隱岐守、三使に會釋して御前出之、

按するに、踐好縁には出雲守隱岐守三使を揖して起て引きて御前に進み、楹間より入て拜位に就むとあり、

三使之跡に市右衛門、伊左衛門相從ひ、壁代之外板敷にとまると、上上官はしたかふに不及、

三使楹間より入て最初拜せし所にて拜畢て西之方下壇上より四疊目、西之方一疊へり際に着座、按するに、

同書に正使の座は、中壇の下第四帖目、同書に正使の座は、中壇の下第四帖目、

の西より第一帖目の壘東の端とあり、副使從事順々着座、何も東西、

一出雲守、隱岐守退て下壇より三疊目、二疊目、東之方に西面して三使に向ひて座す、御土器中條山城守、御引渡横瀬駿河守、御捨土器織田讚岐守、

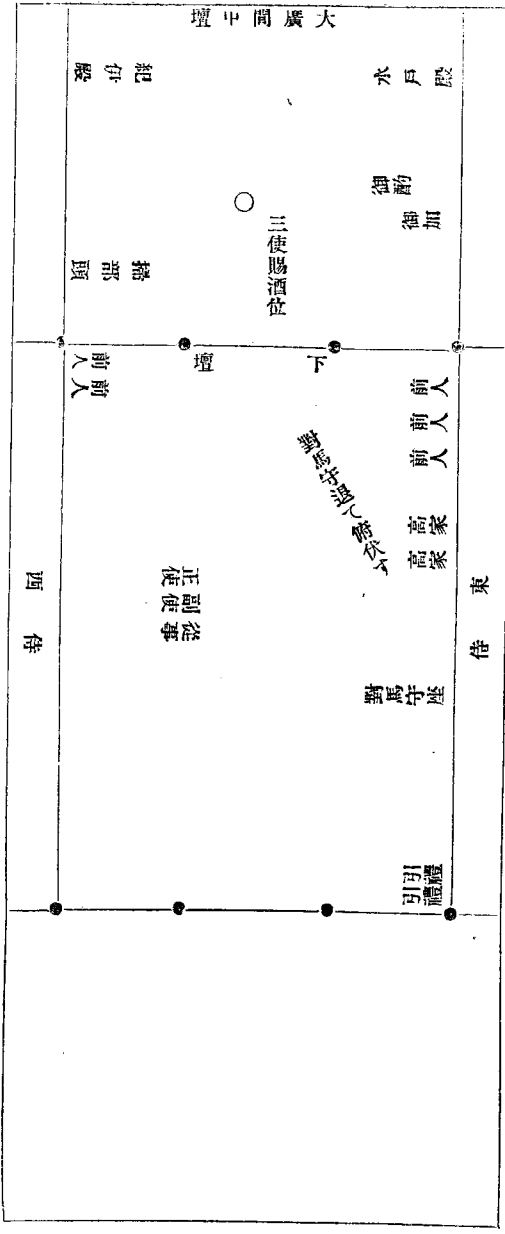
西之方兩楹之間を持出、御前へ備之如元退く、次に

三使之引渡出之、西楹之外より持出之如元退、正使給仕 中興御小姓内田若狹守 副使給仕會我周防守 從事給仕安藤山城守 御給仕は板敷西之方に跪へし、三使之給仕は其跡に跪く、

御酌中條山城守 御加大友因幡守 按するに、踐好縁に御加長澤壹岐守とあり 兩楹之間より出る、御前へ被召上、御加其御土器、御銚子に載之、中壇中少東之方西向に御酌扣有之、時對馬守座を起て正使會釋しす、めて中壇黒縁際に跪、按するに、同書に中壇の敷居際を作る、正使中壇に上り膝行しす、み御盃頂戴、加無之膝行して退下りて本座に歸、對馬守少退俯伏す、

一次に副使御盃頂戴、次第同前、

一次に從事御盃頂戴、次第同前、右畢て對馬守復座、



一次に御酌、御加引之、御引渡等引之本之道を退き出る、

一次に三使渡引之、最前之道を退出、

一次に出雲、隱岐互に會釋し座を起、出て三使に會釋し導て拜禮之席に至らしむ、三使拜して兩楹之間より、出雲、隱岐三使之案内して中門廊座に着しむ、市右衛門、伊左衛門三使の跡にしたかふ、

一相模守中壇に上り、仰を承りて下りて、下壇上より三疊目にて、最前のごとく對馬守を召て、三使目分御禮之儀、從者御目見、被仰付旨達之、對馬守承之、東楹之外より出中門廊に相越、上上官を以三使に傳ふ儀、前のごとくにして御前之座歸り着、

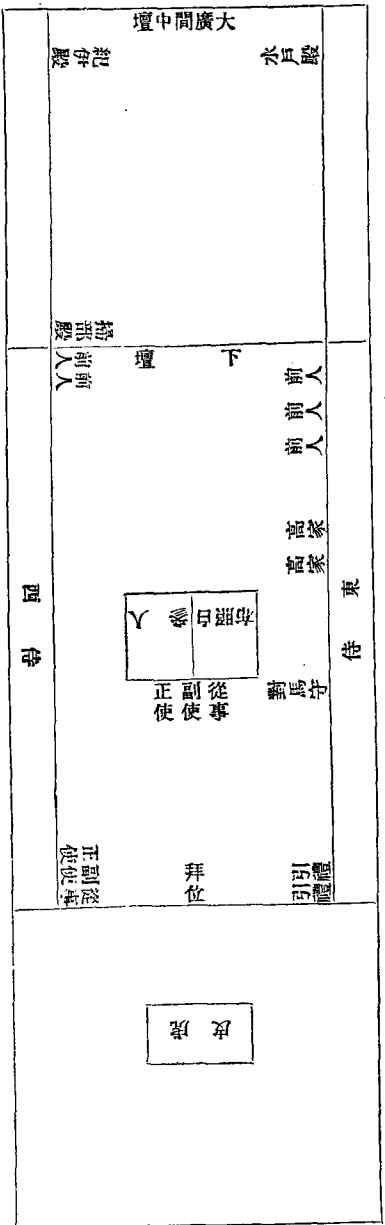
一次に三使之献上物出之、献上物兼て中門廊西之縁に毛氈敷之、其上並置、

進物番持出て東楹之外より下壇下よりの四疊目並置、虎皮は板縁兩楹之間に當り置之、但皮之首の方を持者之右之方にすへし、進物番西之方退、一此間從者御目見出る者は寄置、御目付對馬守家老下知之、

一次に引禮出雲、隱岐三使會釋して御前に出て、東楹之外より三使之左右に並入、三使獻上物之前にて四拜す、此時出雲、隱岐左右にわかれ跪く、市右

衛門、伊左衛門三使之跡にしたかひ、壁代之外左右止り立、三使下壇に入るを見て中門廊本之座に歸る、

一次に出雲、隱岐三使に會釋し西之方東西に座せしむ、出雲、隱岐は東之方西面して並座、正使は下より五疊目、西より一疊目の正中、副使從事は次第の如く南して座す、



一三使の獻上物引之、進物番西之方より出、先虎皮を引、次に下壇進物引之、兩楹之間少東之方より出

して西之方引之、一次に引禮三浦壹岐守、松平備前守、上上官を案内

して東楹之外より入、上上官下より一疊目にて拜、此時壹岐、備前左右にわかれて跪く、市右衛門、伊左衛門上上官之跡に従、壁代之外左右に止り座して、三使上上官拜畢て異位重行にして退出、跡に従御立關階上にて止事、入時之如し、

一次に壹岐、備前上上官導き出て、壁代之外に北面して立しめ、壹岐、備前左右にわかれ立、上官已下從者之出座拜する儀を下知せしむ、

一御車寄之唐戸を開き、上官等殿上間次より御書院番所之落縁通り、唐戸より入拜し畢て出、唐戸は如式たつへし、唐戸開きたつる事小十人四人、内外二人立役之、按するに、踐好録には小十人組素襖袴を着たり、

一次に引禮松平宮内少輔、森川出羽守、自注、もと衣冠下襲帶劔上官を導て東西之楹之外より内に入て跪、上官等は板敷にて拜し退、西を上とす、上官等四度程に出すへし、その後、奏者番導て出、入らるゝに不及、按するに、同書に其たひくゝに引禮引て入御前に跪て有へ引て出るに及ばずとあり、是に似たり、市右衛門、伊左衛門替々上官の先に立板縁に可出之、

一上官等拜畢て、宮内少輔、出羽守座を立、板敷南

之敷居際に東西に別れ對し跪、

一次に御目付天野彌五右衛門、大岡忠右衛門、自注、假六位、衣冠下襲帶劔次官小童等導之、落縁に進み忠右衛門先に立彌五右衛門は跡に附出之、西を上とし拜して退しむ、

一次に引禮御徒頭長谷川半四郎、河原與右衛門、自注、もと衣冠同上中官を導き、庭上舞臺の前に左右に別れ立、腰をかゝむ、中官西を上とし二三度に出拜して退、中門を開せ中官の族出入之、

一宮内少輔、出羽守俯伏して退、此間右京亮、彈正少弼、丹波守、源右衛門、半左衛門等對馬守家來下知して、三使從者を催して退出之用意せしむ、

一引禮壹岐守、備前守上上官を導き御前へ出、板敷西上北面して立しむ、

上座之上上官東楹迄罷出へし、一次に相模守中壇に上り、膝行し進出仰を承、膝行し退下り仰を傳へ座す、

下壇上より三疊目、東之方より二疊目東之端、對馬守を召、對馬守進みて跪、相模守朝鮮國之安否

を御尋有之由傳ふ、對馬守承、少退西面して座、
 下壇上より五疊目、東之方より二疊目東之端、
 一次に壹岐守、備前守 上上官を導き東楹之外より
 入て拜位に着しめ、左右に別れ對し跪、上上官拜位
 に就て俯伏す、

一次に對馬守 上上官に會釋す、壹岐守、備前守 上上官
 を導きて、對馬守は座に着しめて退き、西楹之外
 より並ひ出て板敷之上に東面し並ひ座す、少しく
 北に向、

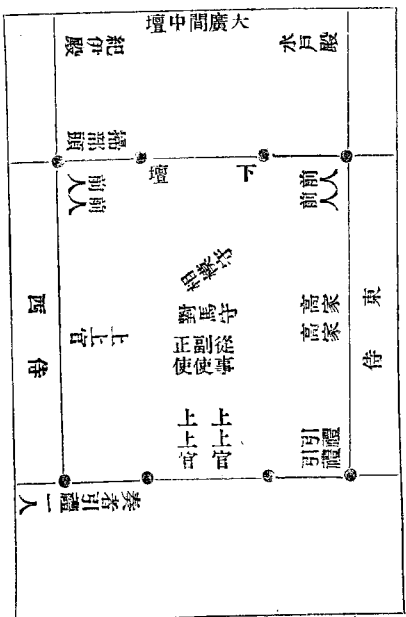
一對馬守三使に尋仰らる、旨有由達之、上上官俯
 伏して承り、三人同く西之方三使之座に着、仰之旨
 有を通し、上上官は下壇一疊目は復座、

一出雲守、隱岐守起て三使を導き拜位に着しめて、
 出雲守、隱岐守座に歸り並居、

一壹岐守西楹之外より入て、上上官之西上之者二人
 を會釋し導き、正使之西より進しめ東面して跪し
 む、壹岐守は本座に歸る、

一對馬守 上上官に會釋して進しめて仰の旨を傳、
 上上官膝行俯伏し承、膝行し退、正使等に仰の旨を
 通す、三使座を起拜し俯伏し御返答申上之、上上官

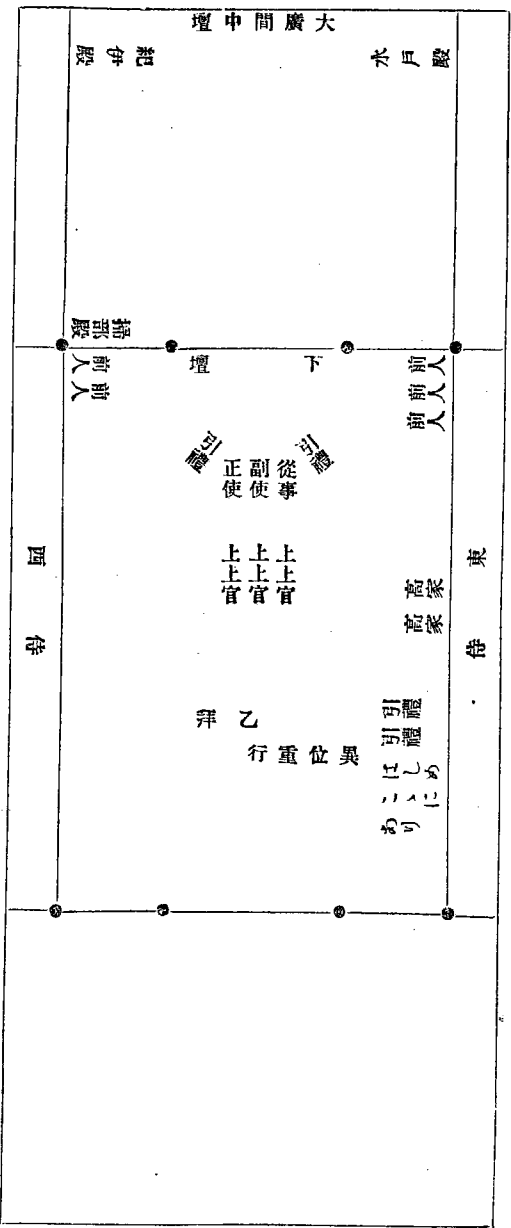
其段對馬守に通之、如前して退き跪く、對馬守膝行
 し進、相模守に對し三使奉答御返答を申上、
 一次に相模守後命を傳ふ、使者の勞を慰めらる、
 由、對馬守に申傳、對馬守承りて仰を傳ふ事如前、
 三使俯伏して御返答申上、此度は拜するに不及、上
 上官三使の御返答を對馬守に通する儀如前、
 對馬守、相模守に申上事如前畢て本座に歸る、次に
 上上官拜位に歸る、按ずるに、踐好録本位に復へるさあり
 一相模守三使之返答を申上座に歸る事、仰を承る
 時の如し、



一次に對馬守御禮して起て先出、
 一出雲守、隱岐守三使に會釋し、起て拜せしむ、
 二三使 上上官拜し畢て、東楹之外より出三使先出、
 上上官は跡より退く、

從事 上上官
 副使 上上官
 正使 上上官

如是出、是異位重行なり、



一次に高家豐前守座を起て下壇之中に進み跪き、
 禮畢る之由申て本座に歸、豐前守、能登守互に會釋
 して東楹之外より東之方に出、

一水戸殿、紀伊殿其座を起て中壇にて御禮有て退
 去、此節月番之老中御取合申上之、
 一次に掃部頭中壇にて御禮して下壇西之方着座、

掃部頭御禮之間に左右之老中座を下にうつす、
 一次に表向四品以上之面々一列に御前へ出御禮、
 月番之老中御取合申上し、按ずるに、踐好録に東方の大名と
 撤す、前坊是を役
 すと記せり。また此間に東方の衝立障子を

一次に西之方松平讃岐守并詰衆之四品以上一列に
 御前に出御禮、高家は不出座残り罷在、

一次に東之方之老中二人、按ずるに、同書に加座を起て
 賀守豊後守あり。

東之御襖障子之際對して座す、次掃部頭西之方之

老中二人起て東之方南北に對し座す、次に老中御

襖開之下壇出御、東向に立御、殿中伺候之面々御目

見相濟、御襖障子開之入御、按ずるに、御日記に信使御禮
 未刻相濟而入御あり。

一殿中庭上護衛皆退出、

一三使上上官等退出、

引禮 高家	引禮 奏者番	御目付一人
對馬守 三使	上上官員	
引禮 高家	奏者番	御目付一人

右京亮、彈正少弼、丹波守、石見守、中門廊之座を
 起て御車寄唐戸之邊迄出向、

一次に出雲守、隱岐守左右にわかれ立、對馬守、出
 雲守、隱岐守會釋、出雲守三使に會釋して止る、壹

岐守備前守、上上官會釋して止る、

御目付	寺社奉行	御目付
御目付	寺社奉行	御目付
御目付	寺社奉行	御目付

一修理大夫、伊豆守先御玄關を出東西に對し立、從
 者等拜畢て段々出て、御玄關前に左右にわかれ立、
 源右衛門、半左衛門、對馬守家來に指圖して、下知
 せしむ、

一三使殿上之間次之間之縁至る時、兩長老出向、對
 馬守三使に會釋して並ひ出る事、入時の如し、

御目付	大目付	寺社奉行	三館伴	御目付
御目付	大目付	寺社奉行	上上官員	御目付
御目付	大目付	寺社奉行	三信使	御目付

一次に右京亮、彈正少弼御玄關之板敷に至りて左
 右にわかれて、對馬守正使等を會釋して止る、平八
 郎、五郎兵衛同く止る、

一次に丹波守、石見守御玄關之階下に至りて互に
 會釋して、石見守は御式臺に止る、東方に立へし、

一次に修理大夫、伊豆守三使を導き出る事入時の

如し、

御目付	御馳走人	三館伴	對州家老
大目付	御馳走人	上上官員	對州家老
御目付	御馳走人	三信使	對州家老

一次に三使中之御門を出る時、丹波守、修理大夫、
 伊豆守、對馬守、兩長老門外に相送る事、入時出向
 の如し、

一四之間西之襖障子を後にして、大御番百人勤仕、
自注、素袍、

一御書院番所兩組宛、本番共三組勤仕、自注、素袍、琉韓
 紀事、踐好録

一今度朝鮮書簡杯の事共、新井氏の承り、林家は無
 其儀、七三郎殿、百介殿書簡を讀被申役人也、六位
 の衣冠を用、

一林祭酒韓より來候書翰讀被申候時分、高聲に讀
 申候、何れも感申候、中村氏筆記抄、

正徳元年
 一十一月朔日、朝鮮人登城御禮相濟、殿中衣冠布衣
 素袍、此日本加二九御番明ヶ六時交代、本加番熨斗
 目上下也、二九御番は常服也、

一同日中官之引禮、

御徒頭長谷川半四郎 同江原與右衛門 同代り菅
 沼圖書
 右六位衣冠帶劔、朝五時前揃、朝鮮人御禮御規式
 相濟、御徒方萬年記、

通航一覽卷之八十二

朝鮮國部五十八

○信使聘禮附登城、行列、營中御饗應 正徳度

正徳元辛卯年十一月三日、朝鮮の信使御饗應のため營中に召させらる、聘禮ありしは、この月朔日なり、巳中刻、文昭院殿まつ大廣間に出御ありて、三使及び上上官拜謁す、日の上宜以下拜禮なし、前登併せ見るへし、

正徳元辛卯年十一月三日

朝鮮人登城舞樂被仰付候節之書方

一水戸殿、紀伊殿并國持等並外様、萬石以上之面、登城無之、

一松之間、二之間、三之間詰衆、并布衣以上之御役人伺公、

一營中伺公之面々、御白書院柳之間等之座に著、御白書院御普代衆高家衆詰衆并侍従以上壹席、四品壹席、柳之間芙蓉之間御役人番頭物頭布衣以上、

一大御番出入百人、四之間に勤仕、素袍、
一今日殿中伺公之面々狩衣素袍着之、御書付寫○按するに、柳營日次

記に載する衣服制限簡に、御譜代衆五時登城と見えたり、
正徳元年十一月三日

賜享登城行紀、按するに、この月朔日聘禮登城の道筋と異なり、

旅館を發して門外より西に行き、廣徳寺前を経て東叡山の麓を右にめぐり、二王門の前より南行し、井上筑後守屋鋪の圖按するに、正徳三年分見江戸大繪前を過つ本多信濃守屋鋪の圖によるに、その屋鋪今同じ、の御門に入、松平伊豆守太田備中守屋敷の間を經、筋違橋の御門に入、松平を西に折れて行き、戸田周防守宅前より按するに、備中守は今の青山下野守屋敷、對馬守は今の屋敷なり、周防守前卷には外記とあり、餘は前卷に辨す、南に至り、神田橋御門に入て大手に至る、踐好録、

正徳元年十一月三日朝鮮人登城、人拂

本多久五郎組共

三宅 大學組共

新庄 伊織組共

代り土 岐 内 記

右熨斗目上下に而、明六時塲所揃、御徒方萬年記、
正徳元年十一月三日、二日目登城之節固、

一筋違橋御門は 當番より固

一神田橋御門は 右同斷

一同所御用屋敷 非番より固按するに、こは神田御殿の部なり、

一同所外植村土佐守屋敷脇按するに、前圖によるに、土佐守は今の本多伊豫守屋敷なり、御堀端迄立切、同所非番より固、

一信使本願寺より寺町通、廣徳寺前、上野二王門前、廣小路通、石川右之助、小笠原右近將監、安藤右京亮、本多信濃守屋鋪前より筋違御門へ入、松平伊豆守、戸田外記屋敷前通神田橋御門へ入、松平

斐守屋敷按するに、同圖によるに、甲斐守は今の酒井左衛門尉屋敷なり、前より酒井雅樂頭屋敷脇大手門より登城、此時旗持并樂人等相留、上官已下皆下馬、對馬守役人令差引、

但本願寺近邊より御徒町并寺町十町餘之處、辻固として松平伊賀守、酒井左衛門尉、松平中務大輔、池田内匠頭人數勤之、其外屋敷前道筋面々警固出之、

一上上官三人、百人組張番所之際にて下乘、
一三使百人組之御門に入、此時對馬守自注、狩衣、兩長老、大目付仙石丹波守自注、狩衣、御馳走人酒井修理大夫自注、狩衣、真田伊豆守自注、狩衣、中之御門之外へ出向、左右に

分れ立、

但對馬守、兩長老は石垣に附て東面、修理大夫、伊豆守は南之方に北面に立、

一御目付堀田源右衛門、長崎半左衛門自注、さしに假六位狩衣、御門之内左右に立、

一三使百人組御番所前にて下與、

一丹波守は、修理大夫、伊豆守に會釋して先御門に入、修理大夫、伊豆守相互に會釋して御門に入、

一三使進みて御門に至る時、對馬守兩長老三使に會釋して相並て御門に入、

但御門之出入する時惣て會釋如此、

一源右衛門、半左衛門二行、丹波守一行、修理大夫、伊豆守二行に、先立ち庭道をあゆみ、次に左之方に三使、右之方に對馬守兩長老相並、

但左正使右對馬守、左副使右長老、左從事右長老、相並、

一從者は對馬守、役人自注、假御門外に有之て、三使之與可置所并下官之輩を差引、

一三使御玄關前御門に至る時、對馬守兩長老、三使に會釋して御門に入、相並如前、

一源右衛門、半左衛門御玄關前之外に至て左右に別れ對し立、修理大夫、伊豆守東之方に並立、

一三使御玄關前御門に入時、寺社奉行安藤右京亮、本多彈正少弼、御目付伊勢平八郎、丸毛五郎兵衛假六位裝束、御出向、御玄關板敷に各對して立、御徒番所之前右京亮、彈正少弼西より第三間南北に別れ立、平八郎、五郎兵衛は西より第二間南北に別れたつ、

一三使御玄關に近付て、源右衛門、半左衛門、丹波守は會釋して丹波守御玄關へ上る、

一對馬守兩長老、三使へ會釋して並ひ入る、修理大夫、伊豆守者右東之方なり、上上官は左西方なり、

一三使御玄關之階を上りて、源右衛門半左衛門相互に會釋して御玄關に入、上官以下は御玄關前にて、對馬守役人令差圖、

一對馬守正使に會釋して下段へ入、兩長老は副使從事に會釋して入座に付、三使者御障子之方、對馬守、兩長老は御襖障子之方に相向て並、

一右京亮、彈正少弼、上上官三人に會釋して殿上之間に入りて座に着、上上官西之方上段にむかひて

ならひ坐せしむ、

一上上官以下之役者座に付時、冠官以上は殿上次之間、次官小童は次之間南之御縁に座す、對馬守家老役人等殿上次之間并御玄關前に有之て令差圖、

一修理大夫、伊豆守、源右衛門、半左衛門は殿上次之間西之縁に東向に座す、是者對馬守家來用事有之は沙汰可仕ためなり、此外寺社奉行大目付殿内に入、

一三使近時、右京亮、彈正少弼、三使并對馬守會釋して二行に先へ立、上上官以下從者したかひ入、但先へ平八郎、五郎兵衛二行、左に三使右に對馬守兩長老、左に上上官、右に修理大夫、伊豆守、次御目付平岡市右衛門、村瀬伊左衛門假六位、狩衣、二行、次に上官已下從者、

一三使殿上次之間に到る時、平八郎、五郎兵衛者殿上次之間、西之第二第三之柱の間より西之縁に出、東向に並ひ立、丹波守も此所に留る、

一右京亮、彈正少弼は殿上間南之縁にて立と、まゝり、三使并對馬守會釋し案内して内へ、右京亮、彈正少弼者外に左右にわかれたり、三使等内へ入時、

會釋有之殿内へ入、

一御前護衛は、板縁下段之西之方、若年寄久世大和守、其次に御書院番頭松平壹岐守、御小姓組番頭鈴木能登守、東之方に、若年寄鳥居伊賀守、其次に御書院番頭三浦肥後守、御小姓組番頭松平伊勢守、東西列居之面々簾之外に圓座三つ宛敷座す、

一階下護衛には不及、

一御前并殿中伺公之面々相揃、御前中納言殿、紀伊之面々、西縁類に松平讚岐守、高家衆、詰衆之四品以上、東西列居、下段御襖ははづし松之間第二之柱に御襖立、上に壁代懸之、御縁之方には御簾懸之卷上、其内に御譜代衆、奏者番、列居、一之間、三之間、四之間東南に簾懸之卷上、詰衆、五位之面々、法印法眼之外布衣以上之面々列居、

一大廣間出御、御先立、御太刀、御劔、御出御、御先立禮後守、御太刀宮原、御上段御座所、錦欄縁、厚疊貳枚敷之、御大茵御小茵赤地錦之縁重而敷之、小葵白綾之口口、御着座、梨地御刀掛置之、御

太刀之役、御後座、御劔之役間部越前守

多中務大輔、御側高家衆、御小姓衆

一側衆、各御納戸衆、御納戸構に相詰、

一御上段之前帽額、五色糸にて懸之、

一中與御小姓内田若狹守、曾我周防守、西之板敷より出、兩楹之外より並入、中段より上り御幄

一中段西方御襖戸立置之、

一中段落しかけて御簾を懸卷之、

一井伊掃部頭、西之板敷より、西楹之外より出座、中段御禮申上之、中段西之方着座、

但下段より二疊目、

一老中、各西之板敷より、西之楹之外より一人宛順々出座、下段にて御禮申上之、

但西之方に貳人、東之方に三人、

一高家品川豊前守、織田能登守東楹之外より出座、

東の方老中の下に居、但不及御禮、

一兩長老は殿上間座定而後、座起御車寄之邊に伺

公、下段壹疊目にて拜し退去、次に集長老出座、奏者番松平備前守自注、披露、板縁御敷居際にて拜し退去、畢て兩長老殿上間の復座、

對馬守自注、出御被遊段兩長老申聞、

一信使上上官を召、豊前守自注の信使上上官召候旨、相模守自注土屋政直、老中申渡之、元之座に歸る、大目付仙石丹波守、松平石見守則殿上間の罷越、對馬守自注可罷出旨申達、出御書院番南之縁に南北に對して立、一對馬守、上上官に會釋して、三使上上官御前に拜すへきよしを、三使に達之、

一對馬守、兩長老、三使に會釋し、三使殿上間を出上上官したかふ、修理大夫、伊豆守、平八郎、五郎兵衛は次之間西之縁に留る、其向の市右衛門、伊左衛門は上上官之跡にしたかふ、

一丹波守、石見守並ひ先達て御書院番所南之縁を通る時、右京亮、彈正少弼御書院番所西南之隅之柱之邊左右に出向、對馬守自注に會釋して先達而大廣間東之板敷に入、三使御車寄唐戸之邊に來る時、高家大澤出雲守、蒔田隱岐守自注狩衣、唐戸之通に立向、丹波守、石見守、右京亮、彈正少弼左右に別れ立、出雲

守、隱岐守、對馬守禮して進ましむ、市右衛門、伊左衛門は壁代之外にとゞまる、

一對馬守東楹之外より御前に罷出、東之方より三疊目着座、

一出雲守、隱岐守、三使に會釋して御前自注出で、東楹之外より三使左右に並入、上上官拜之時、出雲守、隱岐守左右にわかれ跪く、

但三使上上官一同に出席、自注三使は下より三疊目、上上官は下より一疊目、

從事上上官

副使上上官

異位重行也、

正使上上官

一出雲守、隱岐守、三使會釋し西之方東西に座せしむ、出雲守、隱岐守者東之方西面して並座す、自注正座より三疊目、副使從事順々座す、上上官座せしむ、

一三浦壹岐守壁代之外に伺公して、三使上上官拜して俯伏す、出雲守、隱岐守左右に跪くを見て、板縁西方に東面少しく北に向ふ、

一御目付鈴木飛騨守自注、鈴木伊兵衛自注假六河野勘右衛門自注、大久保甚右衛門自注、御座敷向御用等之儀勤之、但勘右衛門、甚右衛門今日者上官以下小

童之引禮勤之、

一大廣間四之間西襖障子を後にして、大番百人勤仕、自注素袍、

一御書院番所兩一組宛、本番共に三組勤仕、自注素袍、

一御徒之者、麻上下熨斗目着、

一所々勤番、

虎革投鞘之御鎗五十本御鎗奉行土屋市之丞中之御門之外、自注御持弓頭中坊長左衛門自注に、自注御日記に、御中門外と記すを是とす、

御臺所口、自注御鐵砲頭大井新右衛門

中之御門、本番加番共

御弓頭山崎四郎左衛門、自注御鐵砲頭酒井四九郎

臺部屋口、自注御鐵砲頭前島太郎左衛門

大手御門、本番加番共

百人組頭齋藤帶刀、自注百人組頭堀田孫太郎

下馬前、自注御鐵砲頭逸見八左衛門

御普請場東之方、自注御鐵砲頭松田善右衛門自注に、自注按ず

以上ともに、假六位衣冠下賜帶劔自注自注せり○御普請場あるは今の小普請方定小屋なるへし、また按ずるに、この勤番の輩初日登城の時全く同じ、ふしんさいふへし、

一水戸殿は紅葉山下御門、紀伊國殿は坂下御門より登城、退去も同前、手廻之者并乗物は二丸銅御門之内に入置之、其外人馬紅葉山下矢來御門坂下御門に溜置之、自注按ずるに、前法に水戸殿、紀伊殿登城なしとあれは、誤りなるへし、但し初度の事と混同せしむ、

一出仕之面々登城之時は、大手櫻田兩所より罷出、退出之節は櫻田御門之方計相通る、

一表向諸役人御番衆登城退出共、坂下御門相通る、一出仕之面々供廻り和田倉御門之内馬場之内外に拂之、居餘る分者御用屋敷折廻し迄指置之、自注按ずる

三年分間江戸大繪圖によるに、同前御用屋敷二所あり、一は今の松平下總守屋敷一者今の松平肥後守向屋鋪なり今この文面によれば下總守屋敷の乗物は櫻田外腰掛に置之、

但對馬守御馳走人之乗物は、櫻田御兩所之際に置之、

一御玄關前腰掛置板之上に薄縁敷之中官置之、對馬守家來附罷有、

一大手腰掛向通は不殘下官共差置之、

一同所南之方腰掛并御疊小屋新御門とつなき迄は、對馬守御馳走人之人馬置之、

一出仕之面々供之者、蓮池馬場之邊、差引は蓮池御門常之御先手與力同心勤之、

一喰違御門は與力同心、出人にて固之、
一御玄關前二九御門外、大手下馬にも、對馬守家來役人共差置之、

一殿上間前拭板邊に對馬守家來差置、此外御座敷向被朝鮮人相越候席者、右家來差添遺之、

但御用懸り之面々令差圖之、琉韓紀事、

この日午刻また白書院に出御ありて、信使等に舞樂を觀せしめたまふ、

正徳元年十一月三日

一相模守下段より三疊目東の方より二疊目東之端に著座、對馬守を召て三使に御饗應且舞樂見物被仰付旨傳之、對馬守承之少し退き西南面して座す、

下段上より五疊目東の方より二疊目東之端按ず、前條は三使上上官拜、講の事を記せり、

一壹岐守西楹之外より入て、上上官之西上之者一人を會釋し、誘引して正使之西より進ましめ、東面して跪く、壹岐守は本座に歸る、

一對馬守上上官に會釋し進ましめて、仰之旨を傳ふ、上上官膝行俯伏して承り、膝退して正使等に仰之旨を通す、三使座を起拜し俯伏して御禮申上之、

上上官其段、對馬守へ達し前之如くして退き跪、對馬守膝行して進み相模守に對し三使申上る御返答申上之、畢而本座に歸る、次に上上官拜位に歸る、但今日は相模守御前の伺公して上意を承り、重て罷出、三使御禮申上段、言上にも不及、

一對馬守御禮して起、まつ出、

一出雲守、隱岐守、三使に會釋して起て拜せしむ、

一三使上上官拜し畢而東楹之外より、三使先立、上上官者跡より退く、異位重行、

但今日は上上官之誘引奏者番勤に不及、高家令差引三使一同に依罷出也、

一三使殿上間復座、

右京亮、彈正少弼、丹波守、石見守等御車寄唐戸之邊迄出向、出雲守、隱岐守左右にわかれ立、對馬守は出雲守、隱岐守に會釋しと、まる、入御、

一營中伺公之面々、御書院、柳間等之席に着、

一御白書院御次御譜代衆、高家衆、詰衆並、自注、各拜衣、但侍從以上一席、四品一席、柳之間芙蓉間御役人、

番頭、物頭、法印、法眼其外布衣以上之面々列座、一丹波守、石見守殿上間相越、對馬守に會釋し、

三使を始其外舞樂見物之席に入へきよしを達、御書院番所南之縁に南北に向ひ立、

一右京亮、彈正少弼、御書院番所西南之隅之柱之邊に出向、對馬守に會釋し大廣間東之板敷に入、市右衛門、伊左衛門、上上官之跡にしたかふ、

一三使、對馬守、兩長老、上上官ゆりの杉戸之邊に至る時、出雲守、隱岐守杉戸之内に左右にわかれ立向ふ、杉戸之外より丹波守、石見守、右京亮、彈正少弼左右にむかひ立、出雲守隱岐守、對馬守に會釋して進ましめ、松之廊下之北櫻之間見物之席に着す、市右衛門、伊左衛門、壽老人之杉戸東之方にと、まりたつ、

一御目付河野勘右衛門、大久保甚右衛門自注、各假上官以下小童等案内してゆりの杉戸之邊に来る時、

奏者番松平宮内少輔、森川出羽守自注、各出向、松之廊下北之方より順々見物之席に入、對馬守家老役人少々兩長老之伴僧等したかひ入、

一松之間廊下南之方より、大廣間之方へ出る廊下壽老人之杉戸、西之方に兩番より出人五十人自注、素袍、勤仕、番頭、自注、組頭、自注、布衣、相添、

一見物之席は何も着畢而市右衛門、伊左衛門、壽老人之杉戸閉之、

一御白書院出御、御小直衣、御先立、御太刀、御劔、按ずるに、御日記に午刻重、御上疊御舞敷之、而御白書院出御、さあり、下段御着座、梨地御刀掛置之、御後座、御太刀、役御劔之役、間部越前守、本多中務大輔、御側衆、御小姓衆、西之御縁頗に相詰、

一下段に御簾懸之、御小姓衆役之、同所南之御縁頗にも御簾近懸之卷上之、

一出御以前、井伊掃部頭、松平讀岐守、老中若年寄中、自注、東之御縁頗に順々着座、

但御前之方衝立を以仕切、
舞樂始

振鈴三節 正四位下因幡守太秦兼佐、從四位下伯耆守伯近家

三臺鹽 正五位下豐前守伯近任、從五位下左近衛將監伯近真、從五位上木工權頭伯近業、從五位上左近衛將監伯近倫、從四位下伯耆守伯近家、從五位下右近衛將曹伯近宣、

長保樂 正四位下因幡守太秦兼佐、正五位下河内

守多忠音、正五位下内匠頭太秦兼陳、從四位下飛驒守太秦廣實、正四位下駿河守太秦廣國、從五位下左兵衛大尉太秦兼秀、
 中央宮樂 正五位下豐前守狛近任、從四位下伯耆守狛近家、從五位上左近衛將監狛近倫、從五位上木工權頭狛近業、

仁和樂 從四位下長門守太秦兼治、從四位下大隅守太秦廣房、從五位下左兵衛大尉太秦兼秀、從五位下右衛門大尉太秦廣經、

太平樂 從五位下左近衛將監狛近貞、從五位下右近衛將監狛近宣、從五位下左近衛將監狛近清、從五位下左近衛將監狛近光、

古鳥蘇 正四位下因幡守太秦兼佐、正四位下駿河守太秦廣國、從四位下飛驒守太秦廣國、正五位下内匠頭太秦兼陳、

甘州 從五位上木工權頭狛近業、從五位下左近衛將曹狛近清、從五位上左近衛將監狛近倫、從五位下右近衛將曹狛近宣、正五位下豐前守狛近任、從五位下左近衛將監狛近光、

林歌 從四位下長門守太秦兼治、從四位下大隅守

太秦廣房、從五位下左兵衛太尉太秦兼秀、從五位下右衛門大尉太秦廣經、
 尉豐原庸秋、從五位下右兵衛大尉太秦晴起、從五位下左衛門大尉豐原生秋、正五位下佐渡守豐原數秋 音頭從五位上相模守狛友直、從五位下右近衛將曹多忠明、從五位下右近衛將監豐原太秋、
 筆篋 音頭從四位上伊豫守狛近茂、正五位下信濃守安部季逸、從四位下上總介多忠武、
 笛 音頭正四位下讚岐守藤原葛光、從五位下右近衛將監多忠恒、正六位下左兵衛少尉豐原倫秋、正五位下主膳正大神景豐、從五位下左近衛將監藤原萬伴、
 鞞鼓 正四位下但馬守大神景刺、
 大鼓 正五位下周防守狛近量、

太秦廣房、從五位下左兵衛太尉太秦兼秀、從五位下右衛門大尉太秦廣經、
 陸王 從四位下伯耆守狛近家、
 納曾利 正四位下因幡守太秦兼佐、正四位下駿河守太秦廣國、
 退去 長慶子

左方管方

從四位下筑後守豐原榮秋、正五位下左兵衛大尉豐原庸秋、從五位下右兵衛大尉太秦晴起、從五位下左衛門大尉豐原生秋、正五位下佐渡守豐原數秋 音頭從五位上相模守狛友直、從五位下右近衛將曹多忠明、從五位下右近衛將監豐原太秋、
 筆篋 音頭從四位上伊豫守狛近茂、正五位下信濃守安部季逸、從四位下上總介多忠武、
 笛 音頭正四位下讚岐守藤原葛光、從五位下右近衛將監多忠恒、正六位下左兵衛少尉豐原倫秋、正五位下主膳正大神景豐、從五位下左近衛將監藤原萬伴、
 鞞鼓 正四位下但馬守大神景刺、
 大鼓 正五位下周防守狛近量、

鉦鼓 正六位下采女佐大神行厚
 右方管方

笙 音頭正四位下右見守太秦廣爲、正五位下左近衛將監多忠昆、從四位下木工大允太秦廣則、從五位上備前守多忠厚、

筆篋 音頭從四位下淡路守安部季永、正五位下出羽守太秦兼當、從五位下右兵衛大尉安部季矩、從四位下攝津守太秦兼棟、從五位下式部少丞安部季忠、從五位下采女正太秦兼方、

笛 音頭從四位下丹波守太秦兼伯、從五位下左近衛將曹太秦兼太、從五位下左兵衛大尉太秦昌喜、從四位下近江守大神景村、從五位上大膳亮太秦昌英、正六位下左近衛將監太秦昌春、

三鼓 正四位下筑後守太秦兼伴、
 大鼓 從四位下常陸介太秦廣成、
 鉦鼓 從五位下右近衛將曹多忠友、

一右畢而三使其外殿上之間退座、此節上官以下從者等先出して、御書院番所之邊に至る時、三使、對馬守、兩長老、上上官、出雲守隱岐守案内して、ゆりの杉戸之際左右にわかれと、まる、上官等宮内少輔

出羽守誘引して出也、寺社奉行、大目付等百合の杉戸之邊迄出向ひ左右にわかれ、對馬守に會釋し先達而殿上間に到る、

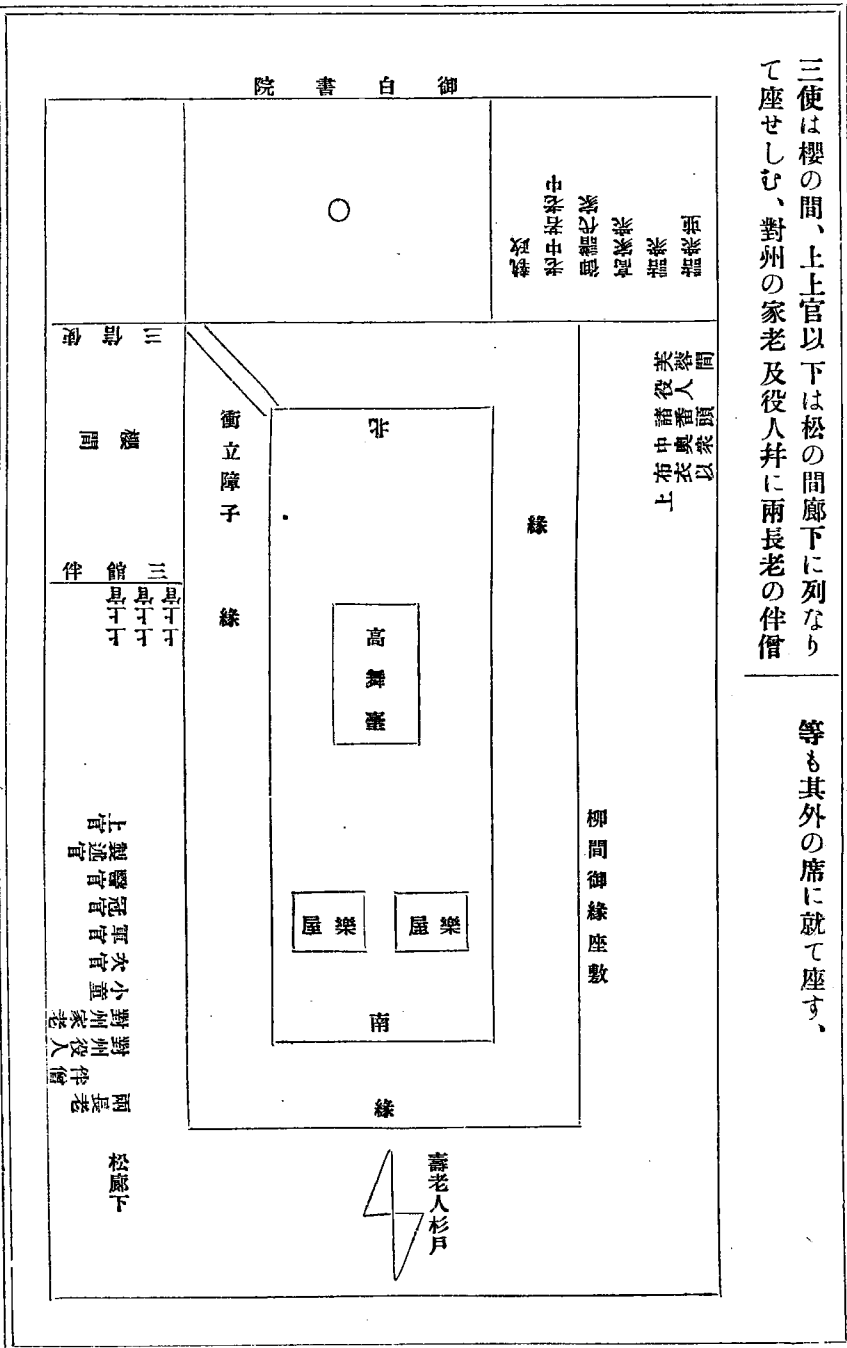
一三使其外殿上之間退座、此時御襖障子開之、御敷居際に立御、御次伺公之面々御目見相濟入御、瑛轉正徳元年十一月三日、賜享儀畧、

是日三使及上上官以下旅館より登城して殿上間に至るまで、其儀目見に同し、

上大廣間に出御、三使進み拜する次第、目見の儀に同し、三使及上上官に舞樂を觀せしめ享を賜るの旨あり、三使及上上官俯伏し承りて、殿上の間に退き出つ、(是時奏者の引禮、上上官を指し引するに及はず、高家の引禮、三使と一同に是を勤む)既に對馬守を揖し進ましめ、三使及上上官以下の輩、樂場に參進すへきの由を告げ、其後御書院番所の南の縁に南北に對立す、三使及上上官以下、右大目付の告げし旨を各俯伏し承はりて拜謝し、三使及上上官製述官醫官冠官軍官次官小童、外には對州の家老及役人并に兩長老の伴僧等、其場に進み參る、

三使は櫻の間、上上官以下は松の間廊下に列なりて座せしむ、對州の家老及役人并に兩長老の伴僧

等も其外の席に就て座す、



上御白書院に出御、執政、老中、弱老中、御譜代家、高家、詰衆、並芙蓉間役人、諸番頭、中興衆、布衣以上皆祇候す、今日尾張殿紀伊殿外様の大名出仕なし、又今日は中官等入拜せず、故に階下の護衛は設られず、御前の護衛等は進見の時の如く、前人皆勤役す、樂興る、振録三節、長保樂、三臺鹽、仁和樂、央宮、古鳥蘇、太平樂、林歌、甘州、納會利、陸王、退出長慶子、樂畢る、

東方開國之日、天祖象功樂舞、凡陳樂必先奏是曲振録讀如偃武、或曰周大武舞、君美」瀛瀛乎其治世之音也、正使趙泰儻」又有祀享之樂耶、同上」祀享則有神樂、國風則有催馬樂、美」振録似是偃武、音節雍容可觀、想必用於祀享、從事李邦彦、

三臺鹽

疏勤鹽曲之一也、隋唐以備燕樂者、美」何其不取韶護而雜用外國之音耶、趙」故曰燕樂、美」何不用古樂懸耶、趙」唐宋樂懸可考而已、所謂龍鳳鼓等制即此也、其制詳見于文」通考雖古書何如六經、趙」此又所以備燕樂也、美」舞人傅粉耶、同知崔尚嶽」男子何用施粉爲、美」美哉其面絕白」天抵是邦人物清而麗、崔

長保樂

即是高麗部樂、美」貴邦猶有是舞耶、美」勝國之音今則亡矣、趙」我朝有我朝并他邦之樂、逢貴國之人則奏貴國之樂以翫之、逢唐山之人則奏唐朝之樂以慰、副使任守幹、

央宮樂

本朝樂舞、美」大抵頗有古雅之調、可貴可貴、趙

仁和樂

亦是高麗舞曲、美「掃冠者何、趙」貂、美「俗官何亦插侍中之貂、趙」是樂出自貴邦、諸賢可知其說而已、我何知之敢問、美」

太平樂

一名小破陣樂即是唐明皇所作、美「嘗聞貴國人士善擊刀術、幸爲俺等啓請以得一觀如何、在」本邦之俗卒伍以上皆腰雙刀、戎事則又佩一刀、長短大小各適其用、若農商亦無不帶一刀者、身已佩之而、不堪運用、亦何爲、又有拔刀之術、其法神機出入變動不測、隻手纔及刀頭電掣風驚、灑血吐霧、鋒刃如未始出乎室者、而跬步之間、有人既喪其元、駢肩而坐焉、是等小技人々能之、諸賢欲試觀之、則請于宗馬州可也、何必啓請、美「貴國黃倡劍戲亦如何、美」雞林兒黃昌年十四、學劔報父讐、至今有樂府、雞林人最善是舞可觀、趙」妓女輩亦能之、擲雙劍於空中、能以一手接之、趙」皇京大阪亦有此樂耶、在「天朝樂官、也世守其職、大阪及南都是舊京之地、各有樂戶、皆是歷世千有餘年而不墮厥業者、美」諸賢其不相思煙耶、美」心腸自是錦繡、豈容煙火氣點汚、趙」錦綉不染煙氣、文彩自鮮明、古色則無如之何、美」不佞元不吸煙茶、兩僚則能嗜、

趙「墨出青松煙、墨客嗜煙、豈得其氣類耶、美」古鳥蘇

是又高麗部舞、美「所採何物、趙」蓋是古之拂子、吾嘗得見天朝禮器圖、其中有拂子圖、即如舞人所採者、南京又有三祕庫、庫中所藏皆是聖武天皇內府之物、有一塵尾、其制與舞人所採亦異、世傳庫中、又有晁卿遺書云、當時實是唐開元全盛之日、則知庫中諸寶器、多是唐代之物也、美「王維李白之詩此存耶、在」僕去歲一過南京、及見三大舊庫、巍然猶存、但恨未得見其所藏者、不知王李之詩亦何如、美「金生眞蹟猶存否、李」多有印蹟、親筆亦或有之、美」

甘州

即是天寶樂曲、美「詞章可得見歟、趙」唐詩中有甘州詞、即此、美」

林歌

亦是高麗樂、美「舞人所戴、李白詩云、金花折風帽之類乎、美」金花折風帽、即我國新冠者所著金色草笠也、此則工人所著花冠之類、士大夫不著之、趙」

陵王

齊人象蘭陵王長恭被周師於金墉城下者、即蘭陵王

入陣曲、美「高齊之樂、何以傳播於貴邦耶、在」天朝通問於隋唐之日所傳來也、美「此等樂譜、雖非三代之音、隋唐以後音樂獨傳天下不傳之曲、誠可貴也、趙」天朝與天爲始、太宗與天不墜、天皇即是真天子、非若西土歷朝之君以人繼天易姓代立者、是故禮樂典章、萬世一制、若彼三代禮樂、亦有其足徵者、何其隋唐以後之謂之哉、美「有禮如此、有樂如此、乃不一變至華耶、趙」手之舞之、足之蹈之、無不中於其節者、最妙、崔「奏是曲者、其先高麗人、因以狛爲姓、其於聲樂當代第一、其假面亦數百年之物也、美」

納曾利

高麗部樂、美「不佞輩叨此盛事、已極感荷、況與白石周旋、此豈小資緣耶、尤幸、吾輩別後幸勿忘之、趙」衛風有之云、終不可諠兮、何敢不拜嘉、美」

右

正德辛卯十一月六日、賜燕樂於朝鮮使者、坐間筆語筑後守源朝臣君美、江關筆談、

辛卯朝鮮使來りし、柳營にて舞樂ありし、趙泰億、圓老に謂らる、按するに、圓老とあるはその誰なるを考へ知りたし、陵王、納曾利は我國の樂にして其名傳るといへども、樂譜絶て其舞を

見す、豈しらんや貴邦傳へて今日見る事を得へしとは、東來の一大幸、又古へをなすといへりとかや、
鹽尻載朱氏談綺、

正德元年冬、朝鮮國王使趙大億等來朝、奉書稱日本國王、王好禮不愛財、且欲誇使人以國華、故自郊迎至饗食賜賄、凡待使人之禮有加於前朝、饗朝鮮使人、例作猿樂、王以爲俗樂不足以樂使人、故命伶人作雅樂萬舞、使人驚歎而深謝大禮、朝鮮遺事、

文廟正德元年、朝鮮使被來聘時、古河侯忠良、按するに、侍中、年二十二、面白、朝鮮人見之退而謂文學新井君、本多忠良、

美曰、嘗聞日本人好色信然、君美曰是何言也、客曰我入朝見王之大臣侍中有年少傅粉者、彼胡爲者而年少在大臣之位乎、我是以知王之好色也、君美曰彼以列侯將五萬騎者、寡君之爪牙也、是以在側非以色也、彼自面白耳、非傅粉也、他日王享使者、樂有左右兩部、右部者高麗樂也、舞者一少年面白、享罷朝鮮人又謂君美曰、日本人果好色矣、君美曰何也、曰、臚者觀舞見右部舞者傅粉、夫樂象德者也、今舞者傅粉以媚觀者、豈非國人悅色乎、君美笑曰、僕不佞未學樂故不知舞者傅粉否也、意者臚之舞者亦其面白耳、客何怪

之、且右部者高麗樂也、高麗人知之、朝鮮人辭屈而止、後新井子以告古河侯、聞者以爲誨古河侯云、業芝園撰筆舞樂畢りて、三使には大廣間前殿にて饗應を賜はり、宗對馬守義方及び兩長老して伴食せしめ給ふ、元和度中御饗應の時、すへて相伴は御三家御兩家のうちなり、こたひの異例によりて、かの使者云々の事あり、上上官以下は席々において御料理を下さる、信使退出の後出仕の輩に御菓子を賜はり、また義方の家來等にも御振舞あり、

正徳元年十一月三日

一三使對馬守兩長老御饗應之席へ至らしむ、高家、寺社奉行、大目付、御目付迎送之儀前之ことし、按するに、前條は舞樂畢り、三使已下退座、御次何公の面々拜請のりて、入御の事を記す、一上上官其外は、御座敷奉行案内して席々へ着しむ、

大廣間七五三

御座敷奉行 諸衆土井甲斐守 奏者番池田丹波守
大番頭酒井下總守 御書院番頭阿部遠江守
同所給仕 戸田肥前守 朽木土佐守 御使番大島因幡守、中興御小姓曾我周防守、安藤山城守、松平内匠頭、青山近江守、酒井日向守、御書院番内藤日

向守、松平阿波守、金田能登守、伏屋備前守、藤本筑後守、按するに、土井甲斐守以下みな狩衣と自注あり、肥前守土佐守は御小姓組番頭、日向守御書院番とあるは誤りにて、この頃御小姓符合なり、能登守もまた御小姓符合、餘は詳ならざれども推して知るへし、

初獻

酌 戸田肥前守 加 曾我因幡守 按するに、踐好名のうち戸田肥前守の御役常りを、大久保豐前守とし、またこの外に山名信濃守、三宅下野守、水原因幡守三人を加へたり、いづれか是なるを知らず下同し、

右對馬守始て正使、緣長老副使、集長老從事に而引之、

二獻

酌 朽木土佐守 加 安藤山城守
右緣長老始之正使、對馬守副使、集長老從事に而引之、

三獻

酌 戸田肥前守 加 曾我周防守
右集長老始之正使、對馬守副使、緣長老從事に而給納、銚子入、

同所御饗應奉行

小十人組石丸五左衛門組共 同曾唯權右衛門同

按するに、この二人は布衣と自注せり、踐好録に布衣の衆も狩衣を着すこあるは、恐らくは誤りなるへし、

上上官

松之間 七五三

御座敷奉行

諸衆内藤山城守 奏者高木主水正 御書院番頭稻葉紀伊守 御小姓組番頭鈴木能登守 同石川備中守 中興御小姓内田若狹守 同森川下總守 寄合小濱志摩守 同建部民部少輔 同平岡和泉守 同菅谷近江守 按するに、踐好録に平岡和泉守の名を載せず、

酌 石川備中守

加 森川下總守 按するに、内藤山城守以下自注に、狩衣とあり、

同所御饗應奉行 小十人頭飯田惣左衛門組共 按するに、惣左衛門の下、布衣と自注あり、

判事學士醫師、殿上間下段 五五三

御座敷奉行 大番頭宇津出雲守 御書院番頭三浦肥後守 御小姓組番頭川勝能登守 按するに、この二人は、自注に狩衣と見ゆ、

同給仕 進物番 自注、素袍、

同所御饗應奉行 御徒頭土屋數馬組共 按するに、自注に布衣とあり、

冠官上上官、軍官上上官、柳間 五五三

御座敷奉行 大番頭土屋山城守 御書院番頭松平壹岐守 御小姓組番頭松平伊勢守 按するに、この三人も、狩衣と自注せり、

同給仕 進物番 自注、素袍、 兩番出人 自注、素袍、
同所御饗應奉行 御徒頭寛助兵衛組共 按するに、自注に、布衣、

次官小童、紅葉間 三汁十菜
御座敷奉行 大番頭酒井紀伊守 御書院番頭酒井因幡守 御小姓組番頭皆川山城守 按するに、以上三人の自注に、狩衣とあり、

同給仕 進物番 自注、素袍、 兩番出人 自注、素袍、
同所御饗應奉行 御徒頭江原與右衛門組共 按するに、自注に、布衣と見え、

一三使御饗宴畢而豐前守、能登守は對馬守座上に着、三使對馬守に對し御禮申上、豐前守、能登守退去、
一三使上上官等退出右京亮、彈正少弼、丹波守、石見守等御車寄唐戸之邊へ出向、

一出雲守、隱岐守左右にわかれ立對馬守は出雲守、隱岐守に會釋出雲守、隱岐守三使に會釋してと、まる、

一修理、伊豆守先御玄關を東西に對して立、從者等段々出て御玄關前左右に別れ立、源右衛門、半左衛門、對馬守に差圖して下知せしむ、

一右京、彈正御玄關之板敷に至りて左右に別れて對馬守正使等を會釋してと、まる、

一丹波守、石見守御玄關二階下に到りて互に會釋して、石見守御式臺に留る、東之方に立、

一修理、伊豆三使を誘引して出る事出仕之ことし、

一三使中御門を出る時丹波守、修理、伊豆、對馬守兩長老門外より相送る事、出仕のことし、

一今日御菓子被下候席々

中之間 溜詰、芙蓉之間 諸役、高家

御連歌之間 御代、鴈之間 諸、諸衆、物頭、菊之

芙蓉之間 並、諸衆、菊之間 番頭、物頭、菊之

躑躅之間 御先手躑躅之間、燒火之間相詰役人、

右御菓子被下面々頂戴相濟、三使御饗應之内、中之上より順々退出、

一中官に折詰饅頭被下之、御玄關前於腰懸對馬守役人下知之、

一菊之間南之方屏風を以構之、御馳走人修理、伊豆御料理被下、三汁八菜被下也、給仕兩番出人、

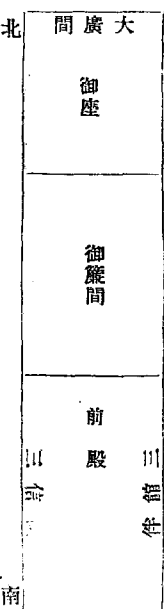
一蘇鐵之間に而、對馬守家來二汁八菜之御料理被下之、給仕表坊主、

一大廣間北之溜にて兩長老之伴僧、二汁八菜、御料理被下、給仕同斷、琉韓紀事、

正徳元年十一月三日

一大廣間前殿にて三使に享を賜ふ、執政老中間部越前守、本多中務大輔三使に面對し叙禮畢りて皆入る、既にして饌を設く、自注、七館伴對して共に食す、自注、七上上官は松間、自注、七上官製述官、自注、七醫官等は殿上間、自注、五冠官は柳之間の上之間、自注、五軍官は柳之間下の間、自注、五次官小童は紅葉間、自注、三中官等は檜木折の饅頭、自注、三下官等は赤飯を賜ふ、御玄關前之腰掛にて對州の役人等は是を銘々に分配す、

又對州の家老役人等に蘇鐵間にて、料理を賜ふ、自注、二汁八表坊主給仕を勤む、



按するに、この間席々御庫敷奉行給仕等の交名を記したれども、前の琉韓紀事に大概同じければ當く

享畢る高家豊前守、能登守前殿に出て對馬守か上座に就く、三使座を起ち對馬守前に進みて觀樂賜享の辱き由を拜す、高家色代して退き入る、既にして三使上上官以下退出て旅館に歸る、其儀皆進見の時に同し、

抑今度信使來聘の儀に由て、大廣間の上壇を以て、御座中壇を御簾間、下段を前殿と名を建てらる、由、改て是を仰出さるとなり、踐好録、

正徳元年十一月三日朝鮮人登城御白書院舞樂見物被仰付、諸役人裝束に而登城、揃刻限朝五時、

殿上之間 判事學士醫師 土屋數馬組共
柳之間 冠官上之間、軍官下之間 寛助兵衛組共

紅葉之間 次官、小童 江原與右衛門組共
右者饗應奉行也、

右組々者熨斗目上下明ヶ五時揃、

樂屋奉行 柴田三左衛門組共

加入 三十人勤 丹羽權兵衛組より

右組者衣服同斷御門明揃、

三ヶ所御番代り明六時、衣服本加者熨斗目二九は常服、御徒方萬年記、

正徳元年十一月

近例彼使に饗を賜る時、三家御相伴の儀あり、我朝の天使を饗せらるゝといへども、これ等の議非す、又古の禮にも合す、彼國の使を饗せし時の議も又しからず、これに依りて其儀を改め定らる、唯其三家御相伴の儀に於てはもふす事ありて既に饗賜の日に至りて、彼使等殿上の座に就し後、某と此禮を争ふこと時うつりしかと其詞屈して仰下されし如くに禮畢ぬ、信使等殿上の座にして、我と禮争ひし時の事は、いまの大和守重之朝臣も見給ひぬならん、其餘見し人々はいまも猶おはすへき、既に御座に着せたまひしとて、人々色めきあへりしに、我動く事なくして終に彼等三人をはいひ伏たりけり、これ等の時我心の中には、如何に思ひ定たりけんとは

思ひ計るへし、白石私記、

正徳元年

一松浦儀右衛門は一色文筆の方、雨森藤五郎は禮の事に懸り申候也、其故藤五郎は登城仕り儀右衛門無登城也、按ずるに、この二人も、に宗義方の家人なり、

一舞樂拜見の日、韓人申候は先年は御三家御出候、今度御出無之違ひ申、對馬守殿、長老、高家衆など出て接待にて合點不仕由様に小言有之候得共、新井筑後守力にて辭を盡され合點仕るに付、本多彈正、筑後守手を取よく埒明被申候由、褒美也、

一舞樂の日には白書院にて見物也、三使曰御三家、御出不被成例違と云、日本曰白書院は内證也、三家は重き人此書院に不至今日内證にて御見せ被成候也、と云にて合點也、自注、何も衣冠にて無之、其元にも、便服にて御座候と申○中村氏筆記抄、正徳元年朝鮮人御城に而御饗應之節、前々は御三家方御相伴被成候由、先年參候朝鮮人今度之内にも有之覺申候由、今度宗對馬守相伴被仰付候故前前之格に違候間御馳走請申候間敷由申候處に、對馬守色々被仰前々左様に候へ共、御三家相伴に而者却て馳走に不成申候、此方格合之儀有之而右之通

り之由に而相濟申候、續淡海、
正徳元年十一月三日
一今日御規式等、委細者朝鮮人來聘記録に有之に付略之、
一御三家方使者被差上之、於躑躅之間謁阿部豐後守、是今日舞樂御饗應相濟に付而也御日記、

通航一覽卷之八十二終

通航一覽卷之八十三

朝鮮國部五十九

○信使聘禮附登城、行列、營中御饗應 享保度

享保四己亥年十月朔日、信使洪致中、黃瑋、李明彥等登城、前月廿七日、着府せり、宗對馬守義誠同伴す、聘禮の諸式、大概天和度の例に准せらる、後年の事、また、にもとつかる、

享保四年己亥十月朔日、朝鮮信使聘禮、出仕之輩五位以上著衣冠、自注、規式天、(萬年記)、

享保四年五月

一朝鮮人登城之節道筋固候には及はず候、併横小路など有之候處は、物頭足輕等差出固候事、
一小身之面々は徒士に足輕少々差添固之事、
一惣躰並手桶には及はず候、辻番の前に積手桶可仕事、

一前夜より挑灯出候儀無用に可仕事、
一見物所之窓に惣躰簾掛可申事、

五月大成令補遺、

享保四年、所々勤番道筋固之次第、

登城道筋固 與力二十七人 同心 百人
酒井雅樂頭屋敷表門際より、御鐵砲頭 前島太郎左衛門
柳原式部大輔表門際迄向候、
柳原式部大輔屋敷表門際、御鐵砲頭 小倉 孫 太郎
り、松平伊豫守表門通南候、
脱漏御營秘樂○按ずるに、享保六年江戸圖によるに、雅樂頭は今の屋敷式部大輔に今の小笠原左京大夫屋敷、伊豫守は則今の松平越前守家
是也

享保四年九月十六日

一於本願寺奥野忠兵衛様、平田又左衛門に被仰聞候者、按ずるに、奥野忠兵衛は御用掛御勘定組頭、平田又右衛門は同斷宗對馬守義誠の臣なり、三使登城之節、御老中若年寄衆より出馬出申候、其節は對馬守殿并御馳走方出馬之儀被承候役人、表門之近所へ出張居候而諸事申談度と之事、松平對馬守殿に聞合有之候、且亦信使逗留中、火之元如何被申付候哉、兩様之儀承合候様に、御用掛中被申開候由被仰聞候故、出馬方之儀は又左衛門覺之通御咄申上候處、出馬役之名、咄之通書付差出候様にこの御事に付、左之通相添忠兵衛様を相渡、先刻被仰聞候趣相認差上候、御尋之趣に相違之所も御座候は、認直し可差上之由申上候得者、是にて能候由被仰聞御請取被成、火之元之儀者委く覺不申候得とも、兼而

被仰付無之とも難申上候付、兩様ともに左之通、御答申上置候也、

一三使登城之節御老中様方其外、出馬被差出候節は、對馬守出馬支配役下役并通詞之者とも、未明より客館大門之外へ罷出居、出馬被差出候との御届有之候得は、夫々の御建場へ御牽を被成候様に申達候、

出馬支配役

三浦酒之允 山川作左衛門享保己亥信使記録
享保四年

朝鮮信使登城御禮御規式之次第、十月朔日朝鮮人御禮申上候に付、紀伊中納言殿、水戸宰相殿始國持大名、其外萬石以上同嫡子并布衣以上御役人登營、出御以前席々に列座、

一出仕之面々諸大夫以上は、衣冠下襲を着し太刀を帶、布衣之輩は布衣着之、
一朝鮮人宿坊東本願寺より大手下馬前まで道筋、宗對馬守家來御馳走人牧野駿河守、中川内膳正家來行列にて相渡之、
一朝鮮人大手御門下馬前にて、上官以下は令下馬、

旗鋒之下官其外相從所之士者此所に留る、上上官三人は下乘之橋際にて令下駕、三使は中御門之外石垣之際にて下輿、此所より御玄關前御門迄進敷、夫より御玄關前まで薄敷敷之、三使下輿之所より步行、

一三使中之御門まで來る時宗對馬守、牧野駿河守、中川内膳正、大目付横田備中守、湛長老、苕長老右中之御門之内まで相越待請、三使下輿以後出迎一揖有之、先達而至御玄關時に、
寺社奉行酒井修理大夫 牧野因幡守 松平對馬守 土井伊豫守

大目付松平石見守 内藤日向守按するに、天和度は右御玄關敷臺まで出向一揖之後令案内之、三使は殿上之間御下段御襖之際北面に着座、上官官は同所西之張付之際に罷在、對馬守は三使着座之向南向に有之、上判事以下は御次之間、次官小童は同所御縁類に罷在、對馬守家來とも、同所御縁類に在之、中官之輩は御玄關前庭上に居、下官は下馬に留置夫より内へ不入、
但書簡箱は轎に載之持來中之御門之内にて轎よ

り取之、上上官右之書簡箱三使之先に立持之、入營中至殿上之間御床之上に置之、

一朝鮮國王より之進物は、御禮前日より營中へ取寄、出御以前、進物西之方御縁に順々に並置之、

但御鷹は御目錄計にて、御禮之翌日差上等なり、御馬は御厩方諏訪部文右衛門、加藤權左衛門自注、假布衣着○按するに、天和度は烏帽子素袍とあり、差添、舍人自注、白堀重御門之内へ牽入西頭に立寄之、三使御禮之席へ罷出節見合、御舞臺之前庭上御目通牽出之、柳密日次記、脱漏柳營祕鑑、

享保四年十月朔日

一中之御門より進敷之、

信使行次座目

正使通政大夫英曹 參議知制教、

副使通政大夫行弘文館典翰知制教 兼經筵侍讀官春秋編修官、

從事官通政大夫行弘文館校理知制 兼經筵侍讀官春秋記經、

上上官同知村口昌 兼知韓後媛、

上上官同金園南、

書同進士姜柏 記同成口良、 同長悉計、

洪致中

黃璫

李明彦

上判官金正韓重德、 同判官鄭昌周、 同李權、

押物判事副司猛朴春瑞、 同司事金震赫、 同權興式、

良醫 副司果權通

醫員 別根白興詮、 副司果令光伯、

享保四年

御玄關前

阿部遠江守忠中に付 御書院番頭

本番 森川下總守

堀重御門

臺所口

中之御門

同本番 六郷主馬

臺部屋口

下乘橋

本番 百人組之頭神保主膳

柳密日次記、脱漏柳營祕鑑、

この日午後刻、有徳院殿大廣間に出御、三使その國王

李焯の書、および土宜を獻して拜禮あり、入御の後饗

應をたまはり、紀伊中納言殿、水戸中將殿三使の伴食

せられ、獻酬等の事例のことし、上上官以下にも席々

において、饗膳を下さる、

享保四年十月朔日

寫口官上護事鄭世榮、 同李日芳、

書員 副司果感世輝柳營日次記、

加番 戸田肥前守

御持号頭柳原安藝守

御鐵砲頭戸田助太夫

同加番 戸田庄右衛門

同 青木與右衛門

同溝口式部御日

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

一月次之御禮無之、午下刻大廣間出御、朝鮮人御禮相濟、且亦御饗應有之候、今日長福様按するに、長福移したまひ同九年より若君と稱したてまつる、則厚信院殿なり、被爲入御、規式被御覽候、柳營日次記、

享保四年十月朔日

一午刻、公方様自注、御裝束御直垂御帶鉤、大廣間へ出御、御先立入世大和守、御刀御小姓桑山大和守、御脇指同岩本能登守、竹之御廊下通御之節御白書院御着座、

紀伊中納言殿 水戸 幸 相殿
右順々御出席御對顔、

松平讚岐守 井伊掃部頭 松平大膳大夫按するに、大膳大夫は、松平肥後守正容の嫡子なり、御目見老中御取合、御上段御着座、御座疊自注、大御刀掛、自注、梨子地掛、紋重縁、御茵、自注、大御刀掛、御刀御脇差掛之、但御後座之左右に御刀御脇差之役人、其次に御側衆有馬兵庫頭、加納遠江守伺公、其外奥向之面面は、御納戸構西之張出兩所に罷在、

一松平大膳大夫若年寄は西之張出に着座、
一御上段御中段御縁通御簾掛之、御上段西脇之御簾に垂之、中一間揚之松之間并三之間四之間御縁類通後之間、御襖取放し候所にも御簾掛卷上之、

一紀伊中納言殿、水戸中將殿中段西之疊縁へ被列居、

一書翰請取高家者、御中段西之疊縁之末に在之、

一三使自分御禮披露之高家は、松之間板縁に罷在、一西之方御縁に神社奉行酒井修理大夫、牧野因幡守、松平對馬守、土井伊豫守伺公、

但此面々三使松之間へ着座以後此席に罷在、

一松之間北之類より中之闕之内、かぎの手に國主同嫡子、表向御譜代四品以上之面々列居、

一同所後之間御襖取放し御屏風を以圍之、御敷居際より三疊目に、鴈之間詰四品以上御用に不掛高家列居、

但松之間末に御襖二本は其儘置之、御簾は垂之、

三之間之方も御襖は其儘置之、御簾は不掛之、一三之間、諸大夫之御譜代大名同嫡子、外様萬石以上同嫡子、鴈之間詰同嫡子、御奏者番同嫡子并菊之間縁類詰同嫡子、及御留守居諸番頭芙蓉之間之御役人、諸大夫之諸物頭其外諸大夫之御役人三之間に居餘り候分、四之間へかけ列居、

一四之間に布衣之輩法印法眼之醫師群居、後座大

御番より出人百人、各烏帽子素袍勤仕之、

但國王より之進物引入之進物番は、假布衣着之西之方御勝手に在之、三使自分之進物持出る進物番假布衣は、御車寄之方板縁に罷在、

一御書院番所に當番之外、御小姓組御書院番より出人二組都合三組之積、各素袍着之勤仕之、

但於此席上判事、製述官、醫員、上官之内冠官、御饗應有之に付、御饗應前より相濟までは此席を退、相濟而如最前勤番之、

一三使御禮之節に到り、宗對馬守寺社奉行四人、大目付三人、兩長老殿上之間わ相越三使を倡ひ松之間に來る、三使に先達而書簡箱臺に載之、上上官持參之松之間御襖障子際に置之、三使は御襖障子際より東へ五疊目に並兩向に着座、對馬守も同席南之方に罷在、上上官三人は通詞たる故同所板縁に罷在、兩長老は殿上之間より來りて御車寄に留る、井上河内守、按するに、松之間板縁に在之諸事共差圖、按するに、天和度は二

一大廣間御中段御簾際左右に、松平讚岐守、井伊掃部頭、久世大和守、戸田山城守、水野和泉守、松平右

京大夫按するに、大和守重之山城守忠直和泉守忠之は、もと老中餘は譜請なるへし、着座、時に河内守御下段迄罷出御前を伺、御次之間わ退而三使可差出之旨、宗對馬守の河内守演達之、對馬守上上官に向ひ申合之、則上上官三使之側に進み通詞之、上上官は元之席に居、河内守は板縁最前之席に着座、

一御次之間御襖障子際に有之書簡箱を、上上官松之間板縁御敷居際迄持出之、宗對馬守臺どもに請取之、御目通之板縁御敷居際わ持出有之時、高家中條對馬守自注、大刀帶○按するに、天和度は衣冠下襲解劍あり、西之御縁より御下段わ出向之時、宗對馬守御下段より二疊目わ書簡持出扣有之、時中條對馬守按するに、高家、於此席請取之、御前わ持參御上段下より一疊目に置之退去、此節宗對馬守も御次之間わ退、三使拜禮相濟御次わ退座之後、御側衆有馬兵庫頭御納戸構わ納之、

正使 副使 從事官

右之順に出席、御中段下より二疊目に一列にて拜禮、對馬守差添御禮之席等令差圖、御禮過而三使御次之間わ退座、

但三使退座以後庭上に牽立置御馬二疋、堀重御

門の方へ牽出之、御縁に有之進物番西の方御勝手へ引入之、

一三使自分之御禮申上候付、獻上物御向之板縁に並置、

但御車寄の方より持出之進物番役之、

一三使出席高家島山下御守、自注太刀帶○按するに、同時は衣冠下襲解錠なり、

三使を伴ひ御下段へ罷出、對馬守も差添御禮之席

等差圖、御下段上より五疊目にて三使一同に拜禮、

下總守も五疊目東の方に罷出披露不及、按するに、朝鮮信使と披御禮終而三使松之間へ退去、下總守も退座、過而進物御車寄の方へ引入之、

一掃部頭、河内守召之、三使は今度來朝之儀大儀被

思召、御盃可被下之旨被仰出之、御前より掃部頭、河

内守退而御次之間御襖障子北之上東向に列座、此

節對馬守は板縁へ退く、掃部頭對馬守會釋有之而、

對馬守、掃部頭側へ進候時に、三使へ上意之趣對馬

守へ掃部頭申述之、

一對馬守板縁に在之上上官一人呼之三使へ上意之

趣申聞之、上上官承之三使之側へ進一人宛へ上意

之趣申傳之、一人宛御請申上之、上上官少退き其旨

對馬守へ申達、對馬守掃部頭演達之、上上官は元之席へ退く、掃部頭、河内守御前へ出座三使御請之趣言上之、畢而前之席に着座、

一三使一同に出席對馬守相添合差圖、御下段東之方上より五疊目に順々に着座、

御土器三、前田隱岐守 御引渡、織田讚岐守 御

捨土器、横瀬駿河守、按するに、高家なり、

一三使も引渡出之、正使給仕中興御小姓藤堂伊豆

守 副使給仕宇津采女正 從事官給仕、牧野伊豫

守 御酌高家大友因幡守 御加堀川兵部大輔

但御給仕、三使給仕とも衣冠襲を着太刀不帶之、

一御前へ被召上御加有之、其御土器御銚子戴之、御

中段下より三疊目に御酌扣有之、時對馬守御中段

際迄出座差圖有之、正使御中段へ罷出、此時御酌御

土器を取而正使へ渡之、頂戴加無之、土器を持て歸

座、前之御土器にて被召上御加有之、副使出座頂戴

次第同前、次に從事官御盃頂戴次第同前、畢而對馬

守御下段東の方三使之次に罷在、御銚子入明三方

御引渡、御捨土器并三使御引渡等引入、此節對馬守

三使差圖有之而、三使御下段中央へ罷出一同に拜

禮、過而三使對馬守松之間へ退去、

上上官

三人

右一同に出席、御下段御敷居之内にて拜禮退去、次に上判事、製述官、軍官冠官ともに三度に板縁へ罷

出拜禮、過而次官小童落縁に兩度に罷出拜禮、

但上判事、製述官、軍官冠官之輩板縁通出、次官

小童は御書院番所之前落縁通御車寄より南之落

縁通罷出、退去之節も同前、大目付、御目付案内

指引之、御禮之席は上上官差添先へ立罷出、南之

方東之方に有之而合差圖、

右畢而中官數十人御舞臺之庭上へ兩度に出御禮、

御徒目付組頭、御徒目付導而罷出、按するに、以前は御頭みちひく、中官は上上官之差引無之、

一判事軍官冠官は御禮相濟板縁通退去之節、直に

御書院番所に置之、御縁頼御簾垂御饗應過而殿上

上官上之間へ退去、其外御饗應之席々へ大目付御

目付案内之、

一右御禮畢而掃部頭、河内守召之、三使へ御饗應可

有之旨被仰出之、掃部頭、河内守松之間へ罷越如最

前列座、此節對馬守は板縁へ退く、掃部頭、對馬守

會釋有之、對馬守掃部頭側へ進時に、三使へ上意之

趣對馬守へ掃部頭傳之、對馬守板縁に有之上上官

一人呼之、三使へ上意之趣申聞、上上官承之三使之

側へ進み一人宛へ上意之趣傳へ、一人宛御請申上

之、上上官少退き其旨對馬守へ申述之、掃部頭へ對

馬守演達之、掃部頭、河内守御前へ罷出言上之、畢

而本座に伺公、時に御禮として三使出座、御下段上

より五疊目にて一同拜禮、對馬守差添御禮合差圖、

御禮過而三使對馬守松之間へ退去、畢而入御、按す、異本朝鮮物語に、このとき御能ありしこと記した、入御以後

御上段御中段簾垂之、御下段西の方戸を立御簾を

垂御座敷を構へ、其後紀伊中納言殿、水戸中將殿西

の方御勝手より被出席、御下段上より三疊目西之

方に被着座、時に對馬守差圖有之而三使松之間より

出、兩卿三使互に二揖有之、三使は東之方御襖障

子際着座、

但松之間に着座有之國主并四品以上、後之間に

有之侍從四品之面々、高家は帝鑑之間御連歌之

間へ退去、重而不出座、三之間四之間に在之諸

大夫布衣法印法眼等大御番之出人者、御饗應之

内も其儘罷在、

一御饗應、七五三、四目、五目之膳出之、
但膳具何れも白木具、自注、給仕の面々衣冠重
な着し太刀不帶之

盃、吸物、捨土器、初獻、酌、加

紀伊殿被給始、次正使、次水戸殿、次副使、次從事官、

吸物出之、但初之吸物に引代之、

二獻、酌、加

水戸殿被給始、次正使、次紀伊殿、次副使、次從事官、

吸物、但二度目之吸物に引替之、

盃、押、折物、口物、

三獻、酌、加

紀伊殿被給始、次正使、次水戸殿、次副使、次從事官
給畢而、御銚子膳部等引之、

一御菓子御茶出、

但御饗應之内、西之御縁に溜詰老中右京大夫列
座、宗對馬守は東之方御縁に在之、折々三使之方
へ伺公、

右畢而紀伊殿、水戸殿三使に向ひ三揖之後兩卿御
勝手わ被退座、三使は松之間御饗應相濟而本座又
着座、

一松之間御衝立を立て御簾を垂、北之方御敷居際
より二疊目に上上官三人着座、御饗應、七五三、膳
具白木、

一御書院番所東之方以御屏風立切御簾垂之、上判
事、製述官、醫員其次之座にて上官之内冠官御饗
應、七五三、膳具白木具、

一柳之間にて上官之内軍官御饗應、右同斷、

一紅葉之間にて次官、小童御饗應、三汁、十菜、

一御玄關腰掛にて中官へは饅頭被下之、右之外御
饗應無之、

一上上官御饗應相濟て三使へ對馬守會釋有之而松
の間に令誘引之、三使如最前松之間御襖障子際よ
り東へ五疊目に並西向に着座、對馬守も同席南之
方に罷在、上上官三人同前板縁に居、上上官以下御
饗應相濟て老中松之間へ出席御襖障子際北之上東
向に列座、時に三使上上官を招き御饗應之御禮申
上之、上上官少退き對馬守へ達之、對馬守老中へ申
傳之、過而今度三使同道候而萬端首尾能相濟珍重
之旨、對馬守へ老中挨拶在之畢而三使退出、此節寺
社奉行大目付先達て對馬守、牧野駿河守、中川内膳

正は三使同列上上官相從之、老中御書院番所前ま
て送之、於此所三使老中互に二揖在之、對馬守、寺社
奉行、大目付は御玄關まで送之、駿河守、内膳正、備
中守、兩長老は中之御門前まで送之、

一紀伊殿、水戸殿は御對顔無之、

一四品以上、其外出仕之面々も御目見無之、

一三使退出以後出仕之面々退散、御日記、柳營目次
記、脱漏柳營秘鑑
享保四年十月朔日、御饗應之節役人之次第

三使御家門方大廣間下段

御座敷奉行

鷹之間詰大久保加賀守 御奏者番朽本民部少輔

大御番頭松平下野守、稻垣長門守

同所給仕御茶給仕共

御書院番頭森川下總守 酌、本多淡路守 加、御小

姓組番頭秋元隼人正、松平内匠頭 御書院番頭板倉

下野守 御小姓組番頭安藤伊勢守、高木伊勢守、酒

井日向守 御使番藤田讚岐守、伏屋備前守 御書院

番頭建部志摩守 中興御小姓松平伊豫守、松平美作

守、牧野伊勢守 寄合建部民部少輔 初獻、銚子、

森川下總守 加、秋元隼人正 二獻、銚子、本多

淡路守 加、松平内匠頭 三獻、銚子、森川下總
守 加、秋元隼人正

同所御饗應奉行

小十人頭伊豫田新左衛門組共 同小笠原七右衛門

組共、

上上官三人松之間

御座敷奉行

鷹之間土井甲斐守 御奏者番高木主水正 大御番頭

三浦肥後守 御書院番頭伊澤播磨守

同所給仕

酌、中興御小姓藤堂伊豆守 加、稻垣大隅守 宇津

采女正 寄合新見伊豫守、安部主計頭、小濱志摩

守

御饗應奉行

曾我七兵衛組共 大塚織部組共按するに、この二人
は小十人頭なり、

上上官三人學士一人良醫三人御書院番所

御座敷奉行

大御番頭土井豐前守 御書院番頭岡部左衛門佐 御小

姓組番頭酒井對馬守

御饗應奉行

御徒頭永田彌左衛門組共 朝岡靱負組共
軍官十七人柳之間
御座敷奉行
大御番頭岡野備中守 御書院番頭稻葉下野守

御饗應奉行
御徒頭本多久五郎組共 金田惣八郎組共
次官十人小童十六人紅葉之間

御座敷奉行
大御番頭板倉筑後守 御小姓組番頭諏訪若狹守
御饗應奉行

御徒頭松波甚兵衛組共 中山主水組共
右書院番所柳之間紅葉之間給仕進物番兩番出人
九十四人、御日記、

享保四年十月朔日、朝鮮人午上刻登城、於席々饗應
相濟、未中刻退散、殿中衣冠布衣素袍、
本田久五郎組共

柳之間御座敷
饗應奉行
金田惣八郎組共 永田彌左衛門組共
御書院番所御座敷

饗應奉行
朝岡靱負組共 松波甚兵衛組共
紅葉之間御座敷
饗應奉行
中山主水組共

右熨斗目上下にて出勤、御徒方萬年記、

享保四年十月朔日、朝鮮信使登城御禮獻上物有之、
御饗應相濟三使大廣間御下段にて、七五三の御料
理被下、此度は宗對馬守に者御料理不被下、御營日次
記、享保
通鑑、

享保四年十月朔日、朝鮮人登城御禮之節

一書簡御請取中條對馬守、三使自分御禮披露島
山下總守、三使御盃被下候節、御土器前田隱岐守、
御引渡織田讚岐守、御捨土器橫瀬駿河守、御酌
大友因幡守 御加堀川兵部大輔、

右之外御饗應之節、御給仕、御番頭衆、中奥御小
姓衆、御寄合衆右大勢被仰付候、
右登城之節諸大名不殘檜扇子御持被成候様にと、
松平石見守より按するに、
大目付、向寄之大名方順達被成
候由、

一大廣間にて御料理被下、七五三、本二三御盃、土
器形にて木にて作有之、土器色に塗、三使四ツ目、
五ツ目、五人分、但し大廣間下段に列座、御家門方
外に一人前餘計有之、松之間にて上上官三人外に
一人前餘計有之、虎之間にて上判事三人學士一人
良醫一人、同屏風にて仕切、冠官十四人、柳之間に
て軍官十七人、是まで七五三、紅葉之間にて次官十
人小童十六人、但三汗十菜、本二三、御立關腰掛に
て、中官百二十人下官七十九人、自注、これは大手の外に
しれ申。但し大饅頭三ツ宛、
新銀五匁、也。
一江戸饗應の日、下官五六十八人ほと留主に殘居、
一朝鮮人船手のもの百四十人餘、大坂に殘る、
一朝鮮人御暇登城之節、按するに、御暇のとき登城なけれ
ば、御禮登城の誤寫なる事必せり、
兩長老も同道退去のとき、柳の間まで兩長老被出、
御老中御出有て兩長老計召返して仰にいはいはく、公
方様上意の趣は、對馬より大坂まで内風景を湛長老
老、大坂より江戸までの内の風景を葛長老、即座に
作て高覽に備ふへしと也、兩長老辭する事能はず、
湛長老は下關の風景一首、難波の風景一首、葛長老
は富士山一首、清見寺風景一首作進す、其とき今度

來朝畫師成世輝筆山水の贊湛長老、同筆竹の繪の
贊葛長老に可仕の由上意也、是亦即座に染筆、其後
寺社奉行御出有て、仰にいはいはく、兩長老之詩作秀逸
御機嫌宜敷候間各大慶に可被存、此より此方の屋敷
に可被越と云々、兩長老直に寺社奉行御座敷に參
向、五々三の御料理有之、殊更御馳走翌日御老中、
若御老中、寺社奉行、宗對馬守殿金地院等より銘々
御使者御音物、兩長老へ被申入畢ぬ、以上月堂見聞集○
按するに、このま
き即席兩長老に詩文を命せられしは御深慮にや、いかんぞなれば、
信使讓導の長老はすなはち五山碩學のうちより、對馬國以厨庵に
輪番をなし、かの國往復の書類を掌るるへきものなれば、その器の
深淺を試たまはんため、かく御處置あらせられしものもあら
ざれば

一御代に格式江戸御城へ罷出候儀は御能拜見被仰
付候所、文昭院様御代寶永には音楽被仰付候、是も
御當代正徳には、按するに、寶永は正徳にし
御當代正徳には、按するに、寶永は正徳にし本之格式へ戻
り、御能拜見被仰付候事、異本朝鮮物語、

通航一覽卷之八十三終

通航一覽卷之八十四

朝鮮國部六十

○信使聘禮附登城、行列、營中御響應 寬延度

寬延元戊辰年六月朔日、信使洪啓禧、南泰者、曹命米以下登營、着府ありしは、前宗對馬守義如贊導たり、

寬延元戊辰年六月朔日、朝鮮三使登城御禮、山本氏筆

寬延元年五月晦日

上使 市川出雲守 紀伊大納言殿

同 曾我伊賀守 尾張中納言殿

同 內藤出雲守 水戸宰相殿

同 市川出雲守 紀伊宰相殿

同 曾我伊賀守 尾張中將殿

右者明朔日朝鮮人登城に付、御登城有之候様被仰遣候、

一朝鮮信使登城御表出御、御禮相濟其外御目見有之、

一御三家始、御譜代衆、布衣以上之御役人、年始之通其裝束着之、各登城、

一御老中方、若年寄衆、五時前御登城、寬延年錄、寬延元年五月晦日、朝鮮人獻上物有之に候に付、

手長 松平助之丞組共 加入 二十人 原田兵部組共

右頭者染帷子上下、組者常服に而、明六時過御城揃、同年六月朔日

朝鮮人登城御禮相濟、出仕之面々衣冠布衣、一素袍、朝五時揃出仕、

一本加當御番組、染帷子上下に而、明六時出勤、御先番組片類爲助御供代出勤、衣服制限右同斷、御供

番組衣服同斷、例刻出勤、一同日前々御大禮之節之通、御書院番所に、大御番

百人素袍に而列居、一御書院御番衆蘇鐵之間に勤番、按するに、前の御次第前御大禮の節、この書の如くならず、誤りなるへし、

一朝鮮國書翰請取其外御立關の寺社奉行衆出迎、其外之式御先例之通相濟、御座敷向番所迄簾懸る、御徒方萬年記、

寬延元年六月朔日

一朝鮮信使登城、本願寺より大手下馬前迄行列の事、

相模守〇一四疋 同松平右近將監〇一三疋 同西尾隱岐守〇一五疋 若年寄秋元但馬守〇一一疋 同本多伊豫守〇一同 同水野壹岐守〇一同 同板倉佐渡守〇一同 同堀田加賀守〇一同 同加納遠江守〇一同 同堀式部少輔〇一三疋 同三浦志摩守〇一一疋 同戸田淡路守〇一五疋 奏者番松平主殿頭〇一四疋 同松平紀伊守〇一二疋 同松平備前守〇一三疋 同朽木土佐守〇一三疋 同永井伊賀守〇一同 同内藤大和守〇一同 同牧野因幡守〇一二疋 同小出伊勢守〇一一疋 同小堀和泉守〇一二疋 同松平宮内少輔〇一一疋 同井上遠江守〇一三疋 同金森兵部少輔〇一二疋 同酒井山城守〇一一疋 大番頭有馬備後守〇一同 同遠藤備前守

一右之道筋を宗對馬守、戸澤上總介、伊東修理大夫按するに、上總介修理大夫に御馳走人なり、家來行列にて相從ふ、尤兩長老も同斷、

一朝鮮人御禮申上るに付、紀伊大納言殿、尾張中納言殿、水戸宰相殿、紀伊宰相殿、尾張中將殿を始め、國持大名其外萬石以上同嫡子、并布衣以上の御役人登城、出御以前席々へ列座、出仕の諸大夫以上の者衣冠襲を着し太刀帶、衣布の輩は布衣着之、且御門御門の飾美麗を盡せり、

一朝鮮人大手御門下馬前にて上官以下下馬せしめ、旌鋒の下官其外相從ふ下官は此處に止まる、官要録、栗園漫抄、鶴林求野詳録、

寬延元年六月朔日 一朝鮮人登城之道筋、 淺草田原町より、御藏前片町、淺草橋より常磐橋、夫より大手御門、歸之節も同斷、鶴林來聘記、 延享四丁卯年按するに、延享五年七月、 朝鮮人逗留中御馳走馬附 鞍置馬 一十二疋 御老中酒井雅樂頭〇一八疋 同堀田

一中之御門邊迄三使來時

宗對馬守 戶澤上總介 伊東修理大夫

大目付河野豐前守 英長老 堅長老

右中之御門之内迄相越待受、三使下與以後出向一
揖有之、先達而至御玄關于時、

寺社奉行稻葉丹後守

小出伊勢守

松平宮内少輔

大岡越前守

大目付石河土佐守

能勢因幡守

神尾伊豆守

右御玄關式臺迄出向一揖有之後合案内、三使者殿
上間御下段御襖之際北向に着座、上上官者同所西
之張付之際に罷在、對馬守者三使者座之向南向に
有之、上判事以下者御次之間、次官小童者同所御縁
類に罷在、對馬守家來共も同所縁類有之、中官之輩
者御玄關前庭上に居、下官は下馬に留置夫より内
ね不入、

但書簡箱者轎載之持來り、中之御門之内に而轎
より取之、上上官右之書簡三使之先に立持入營
中、至殿上之間御床之上に置之、

一朝鮮國王より之進物者御禮前日營中取寄、出
御已前、進物西之方御縁に順々並へ置、

但御鷹は御目錄計にて御禮過差上之、

一御馬者御厩方兩人按するに會中要録に、諏訪部文右衛門、
加藤權右衛門と載せ、栗園邊抄には、諏
訪部文右衛門、村假布衣着、副舍人白張付、堀重御門之
松四郎兵衛と有、假布衣着、副舍人白張付、堀重御門之
内牽入西頭に立置之、三使御禮之席に罷出之節
見合、御舞臺之前庭上御目通に牽出、鶴林求聘詳録、
寛延元年、朝鮮人進物御前へ持出面々、

御書院番 阿部出羽守組 同 柴田但馬守組 同

高力若狹守組 菅沼次郎右衛門 松平與次

右衛門 松平内膳 遠山平太夫 松平八郎右衛

門 京極左門 御小姓組 市川出雪守組 同

内藤出雲守組 室賀多宮 松下左太夫 大岡仁

右衛門 中山主水 小栗十郎右衛門 三枝平三

郎 正木内膳 御書院番 室賀下總守組 川副

金右衛門 柴田政次郎 瀨名傳右衛門 美濃部

菅三郎 岡部彈正 丹羽主膳 建部一學 御書

院番 阿部出羽守 間宮吉十郎 大久保主膳 〇

青山善十郎 長田新五郎 佐々木權右衛門 遠

山源兵衛 御小姓組 松平備後守組 御書院番

阿部出羽守組 新見又四郎 平野九左衛門 蔭

山數馬 神谷左内 酒井與左衛門 水野要人 〇

御小姓組 水野山城守組 石野三次郎 川口隼

人 間宮玄蕃 土岐内記 能勢三十郎 新庄鹿

之助 御書院番 皆川山城守組 奥山政之助 〇

山岡五郎作 加々爪直次郎 小笠原内匠 荒井

藤次郎 妻木辨之助 御小姓組 市川出雲守組

〇堀又十郎 岡部隼人 長谷川庄次郎 鶴殿十

郎 左衛門 太田庄右衛門 遠山權十郎 森川玄

蕃 千葉左衛門 新庄伊織 道中奉行 神尾伊

賀守 神谷志摩守

諸事念入可相勤候、

一御城女中方、二の丸御多門において登城之節見
物に付、爲見廻御留守居土屋兵部少輔、丹羽近江
守、酒井越中守、水野河内守、青山備前守見分有之、
小普請方へかふしは目障にも成候故はづされ不申
哉と被申に、中々取はづし罷成儀にては無之と接
拶也申候、二九御留守居當番伊奈友之助立合、

私に云ふ、かふし取はづし罷成候様成儀にては
無之、石火矢を打掛候而も氣遣無之様に仕立候
儀を風聞有之候、朝鮮來朝記、

この日巳下刻、惇信院殿大廣間に出御、三使かの國

王李吟の書儀を捧て拜謁す、御禮等畢り入御、以後御
饗應紀伊大納言殿、尾張中納言殿、水戸宰相殿三使の
相伴し給ふ、自餘諸官人にも賜饗例のことし、信使退
出の後、宗義如及び兩長老已下にも御料理を賜はる、
寛延元年六月朔日

一巳下刻大廣間に出御、

朝鮮正使 副使 從事官

右出席、御中段に而拜禮、

自分御禮、右之三使

右御下段に而拜禮、

上上官三人

右同斷、

上判事 製述官 醫員 軍官 冠官

右三度に罷出板縁に而拜禮、

次官 小童

右落縁に而拜禮、

中官數十人

御舞臺前庭上に而拜禮、

右畢而入御、於席々御料理被下之、寛延年續、

寛延元年六月朔日

一大廣間出御、御裝束、御直衣、御先立、御刀、御脇差、
一出御之節、御白書院御上段御着座、

紀伊大納言殿 尾張中納言殿

水戸宰相殿 紀伊宰相殿

尾張中將殿

右順々被出席御對顔、

松平加賀守 井伊掃部頭

松平肥後守 松平讚岐守按ずるに、

栗園漫抄には松平加賀守載せず、

右一同出席御目見、年寄共御取合申上之、

一大廣間御上段御着座、御座疊大紋重縁、御茵大御茵、御刀掛、梨子地蒔繪、御脇差掛之、

但御後座之左右、御刀、御脇差之役人、其次に御側衆大岡出雲守、高井兵部少輔同公、

一御後座に伺公無之御側衆、其外奥向之西に御納戸構、西之張出兩所罷在、

一井伊掃部頭若年寄西之張出に着座、

一御上段御中段御縁通御簾掛之、御上段兩脇の御簾は無之、中一間揚之、松之間并三之間四之間御縁

類通後之間、御襖取放し候處へも御簾掛卷上之、

一紀伊大納言殿、尾張中納言殿、水戸宰相殿、紀伊宰相殿、尾張中將殿御中段西之疊縁に被列居、

一書簡請取高家前田出雲守、御太刀役之高家島山民部大輔は西之御疊縁按ずるに、官中要録には、御末に有之、中段西之御疊縁に作る、末に有之、三使自分之御禮披露之高家織田對島守松之間板縁に罷在、

一西之方御縁に寺社奉行稻葉丹後守、小出伊勢守、松平宮内少輔、大岡越前守同公、

但此面々、三使松之間に着座以後此席に罷在、

一御馳走人は、松之間板縁南之方に罷在、

一松之間北之類より中之間之内、按ずるに、同書には、北の内とあり、鑑手に、國主城主同嫡子表向御譜代四品以上之面々列座、

一同所後之間御襖取はなし御屏風を以圍之、御敷

居際より三疊目に、雁間詰之四品以上御用に不掛

高家列居、但松之間末之御襖二本は其儘差置之、御簾は垂之、三之間之方にも御襖者其儘置之、御簾は不掛之、

一三之間に諸大夫、御譜代大名同嫡子、外様萬石以

上同嫡子、雁間詰按ずるに、官中要録に、諸大夫の御御奏者番同嫡子、并菊之間縁類詰同嫡子、及御留守居、年寄、諸番頭、芙蓉之間御役人、諸大夫之諸物頭、其外諸大夫之御役人三之間に居餘りたる分は、四之間へかけて列座、按ずるに、同書によるに、四之間布衣錯誤せしなり。の疊云々の箇條を下に出せしは、また

一四之間布衣之輩、法印法眼之醫師群居、後座に大御番より出入百人、素袍着勤番、

但國主より進物引入之進物番假布衣は、西之方御勝手に在之、三使自分之進物持出る進物番假布衣着は、御車寄之方板縁に罷在、

一御書院番屬に、當番之外御小姓組御書院番より出入二組、都合三組之積に素袍着勤仕、

但於此席、上判事、製造官、醫員、上官之内冠官御饗應前より相濟迄は、此席進退相濟而如最前勤番、

一三使御禮之節に至り、宗對馬守寺社奉行四人大目付四人兩長老殿上之間に相越、三使を倡ひ松之間に來る、三使に先立而書簡臺に載之、上上官持參松之間御襖障子際に置之、三使者此御襖障子際より

り東へ五疊目に並西向に着座、對馬守も同席南之方に罷在、上上官三人は通詞たる故、同所板縁に罷在、兩長老は殿上之間より來りて御車寄に留る、

一酒井雅樂頭按ずるに、老中酒井忠知、松之間板縁に有之、諸事令差圖、

一大廣間御中段御簾際左右に井伊掃部頭、松平肥後守、松平讚岐守、堀田相模守、本多伯耆守、松平右近將監按ずるに、相模守正亮伯耆守正珍右近將監武元は、老中なり、着座、于時雅樂頭御下段罷出御前を伺ひ、御次之間退而三使可差出旨對馬守に雅樂頭演達之、對馬守、上上官に向ひ申合之、則上上官三使之側に進み通詞之、上上官は元之席に居、雅樂頭は板縁最前之席着座、

一御次之間御襖障子際に有之書簡箱を以、上上官松之間板縁敷居際迄持出、對馬守臺共請取之、御目通之板縁御敷居際に持出在之時、高家前田出雲守注、大刀之御縁より御下段へ出向、于時宗對馬守御下段より二疊目へ書簡箱持出扣有之、出雲守於此席請取之御前へ持參、御上段下より一疊目に置之退去、此節宗對馬守も御次之間へ退く、過而、

正使 副使 從事官

右順々出席、御中段下より二疊目に一列に而拜禮、對馬守差添御禮之席等令差圖、御禮過而三使御次之間へ退座、其後書簡箱者御側衆御納戸構に納之、接するに官中要録には、御側衆御右の御床脇にこれをなくこあり

但三使退座以後庭上牽立置候御馬二疋、塀重御門の方へ牽出之、御縁に有之進物、西の方御勝手に罷在進物番御勝手へ引入之、

一三使自分之御禮申上候に付、獻上物御向之板縁に並置、

但御車寄の方より持出、進物番の役なり、

一三使出席、高家織田對馬守自注、太刀帶、三使を伴ひ御下段へ罷出、對馬守も差添御禮之席令差圖、御下段上より五疊目において三使一同拜禮、織田對馬守も五疊目東の方罷在披露に不及、御禮終而三使松之間に退去、織田對馬守退座、過而進物御車寄の方へ引入之、

一掃部頭、雅樂頭召之、三使に今度來朝之儀、大儀被思召御盃可被下旨、被仰出之、御前より掃部頭、雅樂頭退而御次之間御襖障子際北之上上東向列座、此節對馬守は板縁迄退、掃部頭對馬守に會釋有之

而對馬守掃部頭側に進む、于時上意之趣三使へ對馬守申述之、對馬守板縁に在之上上官一人呼之、三使に上意之趣申聞之、上上官承之三使之側へ進み一人宛上意之趣申渡之、一人宛御請申上之、上上官少退き其旨對馬守へ申述、對馬守掃部頭演達、上上官者元之席に退く、掃部頭、雅樂頭御前へ出座、三使御請之趣言上之畢而前之席に着座、

一三使一同に出席對馬守相添令差圖、御下段東之方上より五疊目に順々着座、
御土器高家京極近江守 御引渡島山民部大輔
御捨土器織田主計頭按するに、栗園漫抄には、島山民部大輔を長澤土佐守に作る、

一三使にも引渡出之、

正使給仕、中興御小姓太田美濃守 副使給仕、松平若狹守 從事官給仕、大久保下野守

御酌、高家前田信濃守 御加、織田飛騨守

但御給仕三使給仕共、衣冠重を着し太刀不帶、御前へ被召上御加有之、其御土器、御銚子に載之、御中段下より三疊目に御酌扣有之時、對馬守御中段際迄出座差圖有之、而正使御中段へ罷出、此時御酌御土器を取て正使へ渡之頂戴、加無之、御土器を

持て歸座、別之御土器にて被召上、御加有之、副使頂戴之次第同前、次從事官御盃頂戴之次第同前、畢而對馬守、御下段東の方三使之次罷在御銚子入明、三方御捨土器并三使之引渡等引入、此節對馬守へ差圖有之而三使御下段中央に罷出一同拜禮、過而三使對馬守松之間へ退座、

上上官三人

右一同出席、御下段御敷居之内に而拜禮退去、次に上判事、製述官、軍官、冠官三度に板縁に罷出拜禮、過而次官小童落縁へ兩度に罷出御禮、

但上判事、製述官、軍官冠官之輩板縁通出、次官小童は御書院番所之前落縁通り御車寄より南に落縁通罷出、退去之時も同前、大目付、御目付差引之、御禮之席に者上上官差添先に立而出、西の方東之方にも在之而令差圖、

右畢而中官數十人御舞臺之前庭上の兩度に出、御禮、御徒目付組頭、御徒目付導而罷出、中官者上上官之差引無之、

一判事官冠官者御禮相濟板縁通り退去之節直に御書院番所へ置之、御縁類之御簾垂、御饗應過而殿上

之間へ退去、其後御饗應之席々大目付、御目付案内之、

一右御禮畢而、掃部頭、雅樂頭召之、三使に御饗應可有之旨被仰出、掃部頭、雅樂頭松之間に相越如最前列座、此節對馬守は板縁に退、掃部頭對馬守に會釋有之而對馬守掃部頭側へ進む、于時三使へ上意之趣對馬守に掃部頭傳之、對馬守板縁に在之上上官一人呼之、三使に上意之趣申聞、上上官承之、三使之側へ進み、一人宛に上意之趣傳之、一人宛御請申上之、上上官少し退き其旨對馬守へ申述之、掃部頭へ對馬守演達之、掃部頭、雅樂頭御前へ罷出言上之、過而本座に伺公、于時爲御禮三使出座御下段上より五疊目にて一同拜禮、對馬守差添御禮之席令差圖御禮、御禮過而三使對馬守松之間へ退去畢而、入御、

一入御已後、御上段御中段御簾垂之、御下段西之方戸を立御簾を垂御座敷を構、後紀伊大納言殿、尾張中納言殿、水戸宰相殿西之方御勝手より罷出、御下段上より三疊目西之方に被着座、于時對馬守差圖有之而三使松之間より出、三卿三使互に揖有之、

而三使は東之方御襖障子際に着座、

但松之間に着座有之國主并四品以上、後之間に在之侍從四品之面々高家者、帝鑑間御連歌之間へ退去、重而出座に不及、三之間四之間に有之諸大夫布衣之面々法印法眼等大御番之出入は、御饗應之内も其儘罷在、

一御饗應 七五三、四目五目之膳部出之、

但膳具何も白木具、給仕之面々衣冠重を着、太刀不帶、

盃、吸物、捨土器、

初獻、

酌、石川備中守

加、花房近江守

按ずるに、備中守は御書院番頭、近江守は番頭なり。

紀伊殿被給始、次に正使、次尾張殿、次に副使、水戸殿次に從事官、

吸物 但初之吸物に引代之、

二獻、

酌、内藤出雲守

加、曾我伊賀守

按ずるに、出雲守は御書院番頭、伊賀守は番頭なり。

尾張殿被給始、次正使、次に紀伊殿、次に副使、次に

水戸殿、次に從事官、

吸物 但二度目之吸物に引替之、

盃臺

押、折物、星物、

三獻、

酌、石川備中守 加、花房近江守

水戸殿被給初、次に正使、次に紀伊殿、次に副使、次に尾張殿、次に從事官給納、銚子膳部等引入之、

一御菓子、御茶出、

但御饗應之内、西之御縁に溜詰年寄共別座、對馬守は東之方御縁に在之、折々三使之方何之、

右畢而紀伊殿、尾張殿、水戸殿從事に向二揖之後、三卿は勝手之方へ被退座、三使者松之間御饗應相濟迄本座に又着座、按ずるに、官中要縁には、三使は上官の給仕は高家也、有、

官人御饗應之席

一松之間御衝立をたて御すだれ垂、北の方御敷居際より二疊目以上上官三人着座、御饗應、七五三、膳具白木具、

一御書院番所東之方以御屏風立切御簾垂、上判事、製述官、醫員、其次之座に而上官之内冠官御饗應、

七五三、膳具白木具、

一柳之間に而、上官之内軍官御饗應、右同斷、

一紅葉之間に而次官小童御饗應、三汁、十菜、按ずるに右上判事より小童までの給仕は、進物番、御小姓、御書院番素袍帯刀に記せり。

一御玄關腰懸に而、中官へは饅頭被下、下官へは於下馬腰掛、赤飯被下之、

一上上官御饗應相濟而三使は對馬守會釋有之而松之間へ令誘引、三使如最前松之間御襖障子際より東へ五疊目並西向に着座、對馬守も同南之方に罷在、上上官三人同所板縁に居、上官以下御饗應相濟而年寄共は、松之間の出座御襖障子際に北之上東向列座、于時三使上上官を招、御饗應之御禮申上之、上上官少退き對馬守へ達之、對馬守年寄共へ申傳之、過而今度三使同道候處、萬端首尾好相濟珍重之旨、對馬守へ年寄共挨拶有之、畢而三使退去、此節寺社奉行、大目付先達而對馬守、戸澤上總介伊東修理大夫三使同列上上官相從、年寄共は御書院番所前迄送之、此所において三使年寄共互に二揖有之、對馬守、寺社奉行、大目付は御玄關迄送之、上總介、修理大夫、豐前守、兩長老は中之御門番所前迄

送之、按ずるに、同書に御三家へ御對顔なしと載す。

一四品以上其外出仕之面々、御目見無之、

二三使退出以後出仕之面々、退散、これにて、栗圍朝鮮人御馳走御料理勘定

膳寸法

本膳高二尺九寸五分、長四尺四寸六分、横二尺四寸五分、

右膳部、下段哥交之幕四方折廻し上に油紙敷之、茶羽二重前垂布箸掛、一宛膳之上置之、

高盛、白木輪に据曳之而、不殘膳之上据之、通塗無地椀切箔、

銀皿
金銀但十二膳
高盛いんもの
金銀水引
俵

右同斷
牛小串

銀天目
色付あはび
ふごにの牛
房

右同斷
高盛
ぎうひ

右同斷
松實
胡桃

銀茶碗
密水
松實

銀天目
酒

右同斷
高盛
やうかん

銀針
はくるやうかん
まんぢうささう
天門冬蜜漬
くぶきり

金蓋子壺
銀さじ水
はし

右同斷
高盛
むら千飯

銀皿
小板かまぼこ

右同斷
高盛
いんもの

銀天目
煮もの
松だけ
ふ

銀猪口
酢味噌

銀蓋子壺
燒雉子
玉子

銀茶碗
葉附大こん
れぎ

右膳之上、酒一通、盃銀臺、同勝手手に而盛出す、
曳 染附天目蓋、 白粥、 屋具繪、

二獻、 椀、 煮麩、
三獻、 錦手大皿、さそく二本、 鹽煮鯛、
四獻、 銀蓋天目、 小豆粥、 なんばん煮、
五獻、 吸物めはぎ、
六獻、 染附蓋天目、 まさら粥、 汁、 鶴、
七獻、 錦手大皿、 乳猪口、 小刀、
八獻、 錦手大皿、 盛合しの物、 附あはび、
ゆどうふ、 汁、 鹿、 山、 めし、
まにの牛房、
九獻、 引而、 鱈、 大こん、 し、 平皿かはらやき
おり、 鶏林求聘詳錄、
寛延元年六月朔日、朝鮮人登城御一獻被下候節之、
獻立、

大廣立
一御三ツ盃、 磨土器木地御三方に載、
一御引渡、 めく角杉、同斷、 ふきちらし
昆布、 搗栗、 熨斗鮑、
一御下捨土器、 木地御三方に載、
一御銚子、 金紙包糸花飾、 一御加、同斷、
三使

引渡、 木地三方、 めく角杉、同斷、 ふきちらし、
右御一獻相濟、 昆布、 搗栗、 熨斗鮑、
大廣間御下段、

三使、 御三家、 七五三、

本、按するに、官中要録に、本膳木
地漆盤三方木地あり、
大重土器下輪杉、 上同、 小角杉さそく、 大重土器下輪、
熊引盛、 蛸盛、 蒲鉾、 海月盛、
木土器下輪、 大重土器下輪、 上同、 小角杉
飯、 手鹽、 香の物、 福目、 小桶、 ひ
箸蓋、

しほ、 按するに、同書に、熊引盛大平土器輪杉
と記し、蛸盛を賜盛に同しとあり、
二、按するに、同書に、二ツ目
木地三方と載す、
小重土器下輪杉、 上同、 間土器下輪杉、
鮫足、 巻鯛、 汁、 くしこ、 里いも、 皮
きごう、 貝盛、 右同、 同上、 大こん、 や
ふ、 貝盛、 干鮎盛、 汁、 馬、 ひ
たけ、 め
うご、

三、按するに、同書に、三ツ目
木地三方とあるす、
小角杉、 右同、 間土器下輪さそく、 右同、
羽盛、 尾羽鳴、 汁、 鯉筒切、 榮螺、 船盛、
露はく、 右同、 間土器下輪さそく、 船盛、
汁、 鯛せ切、 按するに、同書に、羽盛尾
羽を、立鹽鳥とあり、

四つめ

杉地紙足附大形、 鯉長作り子附、すきやがき重れ、
差味、改敷いさ花、 るんす、みるくい、せんわさび、
大白茶碗杉ぶた下輪、 鯛澤か、松だけ、れぶら、 大白ちよく
南蠻煮、 鴨、つぶし玉子、 銀匙付、 煎酒香蓋、
五つめ

丸杉箱香蓋宗和足蓋取手竹、たい、赤貝、 大白中皿下輪杉、 燒鳥
杉箱、 山のいも、 盛合、 燒鳥
ら、色付さわら、きす色付や 大白小皿下輪、 はせうが、金柑、
き、いせまび、味噌漬鮭、 もみ貝、 代りかまぼこ、
粉しほ、

湯次銀、 木地三方に居、 食鉢、 右同斷、
間土器下輪、 同、
吸物、ふな、 吸物、卯花いり、いり、 吸物、ふくらいり
た、 盃、磨土器、 奈良臺、 銘々、 木地三方、
押、 取肴、 からすみ 銚子、 金紙包糸はな
飾、 加、 同斷、

折三合

蝶甲立金引廻し甲立金、 糸花紅葉
一けん度焼、 かねもり、
一小杉かまぼこ、 さそく金銀、 一合

膳より菓子まで右同斷
ごあるな是とすへし

紅葉之間

次官、小童、三汁十一菜、

本、按するに、同書に、本膳本地大足打向詰ふ
淺黄柄内赤朱黒赤の繪龜松竹を載す、

鱈、たい、みるく、く、汁、つみいれ、大こん、皮、
鱈、たい、みるく、く、汁、つみいれ、大こん、皮、
杉小角、坪皿下輪、梅ぼし、椎茸、めうご、

香の物、煮物、たこ、せり、食、

丸箱香壺、ゆて鳥鳴、ねぶか、たいら 杉小角
杉焼、ぎ山のいも、わさびみそ、 ひしほ、むきぐる

汁、鹽煮たいせ切、平皿下輪 切焼鮭、按するに、同書に、
切焼鮭、切焼さわらぎ有、

杉地紙足付

差味、かい敷生花菊、熊さ、鯉長作り子附、(代けはら)ゆ引
すりき、くらげ、わさび、花蓮、

いり酒、汁、ふな、

もみ貝、はせうが、代りかまぼこ、按するに同書に、い
り酒小杉壺を記す、

大皿 一つ焼小鯛、せわり味噌漬、

四つめ、

五つ目、

長皿 盛合、きす色付焼、いせも わん盛 煎物、赤貝、つぶし玉子、た
び、やき鳥うづら、

肴、

小皿下輪 一小板かまぼこ、一吸物、い、たい、ひ 大ちよく下輪
たい、車あび、 なよし、たて、

菓子、やうかん、いろ付い 後菓子、まんぢう、かすてい
もち、水ぐり、やうじい、

御立關前腰掛之内、 木地大片木
中官、大まんぢう三つ盛、

下官、切強飯、

柳之間、宗對馬守、二汁五菜、

本 塗木具、

鱈、たい、みるく、栗し 汁、つみ入、大こん、皮ごぼ
やうが、金かん、汁、う、ふき(代りうご)椎茸、

香のもの、煮物、たこ、みつ葉、食、

二 切やき鯛、みそ漬 汁、せ切たい、 ちよく、梅びし
きぐる 青山椒、

同席之内、英長老、堅長老、二汁五菜、

本 塗木具、

煎酒物、重ねいも、いはたけ、はせうが、 汁、わざりなす
いりこんにやく、きんかん、 び、青山椒、

代りう 香のもの、濃醬、色紙ごうふ、食、

二 平皿、竹の子、つこふ、はす、 汁、包いも、松た
く、梅びしほ、 しひたけ、 汁、け、のり、 ちよ

宗對馬守家來通詞 ちよく、はせうが、

こく醬、山椒、汁、いば茸、 香の物、煮染、長い
んびやう、車あび、 食、 ちよく、はせうが、

椎茸、梅ぼし、

兩長老伴僧 汁、ふき、 いはたけ、 香の物、煮

こく醬、丸寄ごうふ、 汁、ふき、 いはたけ、 香の物、煮

染、長いも、かんびやう、白こん めし、 ちよく、はし

はせう 朝鮮來聘記、

同年六月朔日、朝鮮人登城御禮御徒方御役當、

御所院番所

柳間

御座敷饗應奉行

堀三郎右衛門組共、片類 高木宇右衛門組共、片

類

饗應奉行

多賀外記者共、片類

松平助之丞組共、片類

紅葉間

御座敷饗應奉行 小林甚五左衛門組共、片類

饗應奉行 高木左内組共、片類

右染帷子上下に而、明六半時御城揃、同日萬石以上

布衣以上、御役人、御菓子被下候に付、

本明頭阿部百助差引

手長 稻生下野守組、片類

右染帷上下に而、明六時揃、御徒方萬年記○按するに、
御徒頭に於て本明頭とある

は本御番明の頭なり、

寛延元年六月朔日

一朝鮮人御饗應有之、布衣以上之面々者、御菓子

被下之、寛延年録、

通航一覽卷之八十四終

通航一覽卷之八十五

朝鮮國部六十一

○信使聘禮附登城、行列、營中御饗應 明和度

明和元年甲申年二月廿七日、宗對馬守義暢朝鮮の信使徐命膺、嚴璘、李得培等を伴ひて登城す、着府ありしは、の月十六日なり、已中刻、明院殿大廣間に出御、三使其國王李昫の書牘方物を獻して拜謁す、上上官以下も次第に拜禮畢りて入御あり、

明和元年甲申年二月廿七日、

一朝鮮之信使登城御表々出御、御禮相濟其外御目見有之、

一御三家始御譜代衆布衣以上之御役人、年始之通其裝束着之各登城、柳營日次記、

明和元年二月廿七日

一今日朝鮮人御禮申上候に付、御三家方始國持大名其外萬石以上右嫡子布衣以上之御役人登城、出御以前席々列座、御徒方萬年記、

明和元年二月廿七日細雨夕方止、

一朝鮮人信使登營

道筋此間之類火場を相除き、本町二丁目より左へ入、吳服町より吳服橋御門へ入、常磐橋内通りより大手へ、櫻談海、

明和元年二月二日按するに、日次誤りなり、登城、此日雨天退出の節小雨成を以雨具不着、三使以下共に此日は官服を改ると云々、和世話、

明和元年二月

一朝鮮人本願寺より登城の節乗鞍馬共、御老中方、若年寄衆、寺社奉行より出之、

同廿七日

一信使登城、大君大廣間御上段へ出御、三使順々出席、御中段にて拜禮九拜御次之間へ退座、自分之御禮畢て御饗應被仰出、爲御禮出席拜禮、正使通政大夫吏曹參議知製教徐命膺、副使通訓大夫弘文館典翰知製教嚴璘、從事通訓大夫弘文館校理知製教李得培、栗園漫抄、

明和元年二月廿七日、朝鮮人信使御禮之次第

一朝鮮人御禮申上候に付、紀伊中納言殿、尾張中納言殿、水戸宰相殿始國持大名其他萬石以上同嫡子

并布衣以上出仕之諸大夫、以上衣冠襲を着太刀帶之檜扇、布衣之輩は布衣着之、

一朝鮮人宿坊本願寺より大手下馬まで道筋、宗對馬守家來御馳走人家來行列にて相從、朝鮮人大手御門下馬前にて上官以下は下馬せしめ、旗鋒之下官其外相從士此所に留る、上上官三人下乗橋際にて下馬せしめ、三使は中御門外石垣際にて下輿、是より御玄關前まで薄緑敷之、三使下輿之所より歩行、

一中御門邊迄三使來る時、宗對馬守御馳走人加藤遠江守、毛利能登守大目付大井伊勢守、瞻長老、芳長老中之御門之内迄相越待請、三使下輿以後出向一揖有之、先達而至御玄關、其時寺社奉行四人大目付三人右御玄關式臺迄出向、一揖之後案内せしめ三使は殿上之間御下段御襖際北向に着座、上上官は同所西之張附之際に罷在、宗對馬守は三使着座之向南に在之、上判事以下御次之間、次官小童は同所御縁類に罷在、對馬守家來某も同所御縁類に在之、中官之輩御玄關前庭上に居、下官は下馬に留置夫より内へ不入、

但書翰箱は轎に載之持來り、中之御門之内にて轎より取之、上上官右書翰箱三使に先立持之營中に到殿上之間御床の上に置之、

一朝鮮國王より進物は、前日に營中に取寄、出御以前、進物大廣間西之御縁に順に並居、

但御鷹は御目錄計にて御禮過上る、

一御馬は御厩方二人自注、假差添舍人、自注、着塀重門之内に牽入西頭に立置之、三使御禮之席に罷出候節見合御舞臺前庭上御目通に牽出す、

一大廣間出御、御直垂御帶御先立周防守、御刀小野備前守、御脇差大井中務少輔、按するに、周防守は老中輔は、御小刻限已之中刻按するに、御徒方萬年、備前守中務少輔は、姓なり、記には已上刻と載す、出御之節御白書院御上段御着座、紀伊殿、尾張殿、水戸殿、右者順々被出席御對顔、溜之間詰、右一同出席御目見、

年寄共御取合申上、

一大廣間御上段御着座、御座疊大紋重緑大御齒御刀掛、松平兵部大輔、板倉佐渡守、若年寄鳥居伊賀守按するに、兵部大輔は越前家なる、西張出着座、

一御上段御中段御縁通り御廉掛之、御上段兩脇之御簾垂之、中一間卷之、松之間并三之間四之間御縁

類通り後之間御襖取放し候所も御簾掛之卷上る、
一紀伊中納言殿、尾張中納言殿、水戸宰相殿御中段
西之疊縁御列居、

一書翰請取高家、御太刀之役高家御中段西之縁類
之末に有之、三使自分之御禮披露之高家松之間板
縁罷在、西之御縁に寺社奉行伺公、

但此面々は三使松之間の着座以後、此席に罷在、
一馳走人は松之間板縁南之方に罷在、

一松之間北之類より中之圍之内、かぎの手に國主
同嫡子表向御譜代四品以上之面々列座、

一同所後之間御襖取放し御屏風を以圍之、御敷居
際より三疊目鴈之間詰之四品以上、御用に不掛高
家列居、

但松之間末之御襖二本は其儘置之御簾不垂之、

三之間之方も御襖は其儘置之御簾は不掛、

一三之間諸大夫之御譜代大名、外様萬石以上同嫡
子、鴈之間詰同嫡子、御奏者番同嫡子、菊之間縁類
詰同嫡子、及諸番頭芙蓉之間御役人、其外諸大夫之
御役人まで三之間居、殘候分四之間懸、列座、
一四之間布衣之輩、法印、法眼之醫師、群居後座に

大御番より出人百人着、素袍勤番、

但國王より進物引入之、進物番假布衣西之方御
勝手に在之、三使自分之進物持出之進物番假布
衣は御車寄板縁に罷在、

一御書院番所當番之外、御小姓組、御書院番より出
人二組、都合三組之積、着素袍勤番、

但於此席上判事、製述官、醫員、上官之内冠官御
饗應有之に付、御饗應之前より相濟候まで此席
を退相濟而如最初勤番、

一三使御禮之節に至り、宗對馬守寺社奉行四人
大目付四人兩長老殿上之間の相越、三使を倡ひ松之
間の來る、三使に先達て書翰箱臺に載之、上上官持
參之、松之間御襖障子際の置之、三使は此御襖障子
際より東の五疊目に並西向に着座、對馬守も同席
南之方に罷在、上上官三人は通詞たる故同所板縁
に罷在、兩長老は殿上之間より來て御車寄に留る、
一御用掛老中右近將監は按ずるに、松平武元、松之間板縁に有
之、諸事差圖せしむ、

一大廣間御中段御襖際左右に溜詰老中着座、右近
將監御下段まで罷出御前を伺ひ御次之間に退て三

使可差出旨、宗對馬守の演説之、對馬守上上官に向
申合候、則上上官三使之側に進み通詞、上上官は元
之席に居、右近將監は最前之席に着座、

一御次之間御襖障子に右之書翰箱を上上官松之間
板縁敷居際迄持出、對馬守臺共に請取之、御目通之
板縁御敷居際に持出之、時に高家織田對馬守太刀帶
之、西之御縁より御下段に外向之時、對馬守御下段
より貳疊目に書翰箱持出扣有之、織田對馬守於此
席請取之、御前に持參御上段下より一疊目に置之
退去、此節對馬守御次之間に退出、正使、副使、從事
官、

右順々出席御中段下より二疊目に一列拜禮、對馬
守差添御禮等差圖せしめ、御禮過て三使御次之間
に退座之後、書翰箱御側衆御納戸構に納之、

但三使退座以後庭上牽立御馬二疋塀重門之方
牽立之、御縁に有之進物西之方御勝手に罷在進
物番御勝手に引入之、

一三使自分御禮申上候に付、獻上物御向之板縁に
並置之、
但御車寄之方より持出進物番役也、

一三使出席高家長澤壹岐守太刀帶之三使を伴ひ御
下段に罷出、宗對馬守も差添御禮之席差圖せしめ、
御下段上より五疊目において三使一同に拜禮、壹
岐守も五疊目東之方に罷在披露不及、御禮終て三
使松之間に退去、壹岐守退座過て進物御車寄之間
引入之、

一溜詰掃部頭御用掛老中右近將監召之、三使は今
度來朝之儀大儀に被思召、御盃可被下之旨、被仰出
て御前より兩人退て御次之間御襖障子際北之方東
向に列座、對馬守は板縁に退、掃部頭對馬守は會釋
有之對馬守掃部頭側に進む、于時三使は上意之趣
對馬守に掃部頭申達之、對馬守板縁に有之上上官
一人呼、三使は上意之趣申傳之、一人宛御請申上
之、上上官少退き其旨對馬守に申述、對馬守掃部頭
の演説之、上上官は元之席に退く、掃部頭右近將監
御前に出席三使御請之趣言上之、前々之席に着座、
一三使一同に出席、對馬守相添差圖せしめ御下段
之方より五疊目順々着座、

御土器三、前田伊豆守 御引渡、横瀬駿河守
御捨土器、六角越前守按ずるに、とも
に高家なり、

一三使の引渡出之

正使給仕中興御小姓副使同 從事官同 御酌高家 島山飛驒守 御加 同前田出羽守

但御給仕三使給仕共に衣冠襲を着太刀不帶之、一御前被召上、御加有之、其御土器、御銚子載之、御中段下より三疊目御酌扣有之、時對馬守御中段際迄出座差圖有之、而正使罷出、此時御酌御土器を取正使の渡す、頂戴加無之、土器を持って歸座、別之御土器にて被召上、副使出座頂戴次第同前、從事官御盃頂戴之次第同前、畢而對馬守御下段東之方三使之次に罷出、御銚子入明三方御引渡、御捨土器并三使之引渡等引之入、此節對馬守三使差圖有之て、三使御下段中央罷出一同拜禮、過て三使對馬守松之間の退去、

上上官三人

右一同出席御下段御敷居之内にて拜禮退去、次上判事、製述官、軍官、冠官三度に板縁に罷出拜禮、過て次官小童落縁の兩度に罷出拜禮、

但上判事、製述官、軍官冠官之輩板縁通、次官小童は御書院番所前落縁通罷出、退去之節も同斷、

大目付案内差引之、御禮之席に上上官一人差添先に立て出西之方東之方にも在之て差圖、一右畢て中官數十人御舞臺之前庭上に兩度罷出拜禮、御徒目付組頭導て罷出中官は上上官之差引無之、

一判事官、冠官は御禮相濟板縁通り退去之節直に御書院番所に置之、

一右御禮畢て掃部頭右近將監召之、三使の御饗應可有之旨被仰出、右兩人松之間に相越如最前列座、此節對馬守板縁に退去、對馬守へ掃部頭會釋有之而對馬守右近將監側に進む、于時上意之趣對馬守の掃部頭傳之、對馬守板縁頗に在之上上官一人呼之、三使の上意之趣申聞、上上官承之三使之側に退一人宛上意之趣傳之、一人宛御請申上之、上上官少し退き其旨對馬守に申述之、掃部頭は對馬守演達之、掃部頭右近將監御前罷出言上之、過而本座に伺公、于時爲御禮三使出座御下段上より五疊目に一同拜禮、對馬守差添御禮之席差圖せしめ、御禮過て三使對馬守松之間の退去、畢而入御、御日記、朝鮮人來朝之記、

入御の後饗應を賜はり、紀伊中將殿、水戸少將殿三使之伴食せらる、諸官人にも御饗應また例の如し、信使退出ありて宗義暢兩長老等に御料理を賜ふ、

明和元年二月廿七日

一入御以後御上段御中段御簾垂之、御下段西之方戸を立て御簾垂之、御座敷を構て後、紀伊中將殿、水戸少將殿西之方御勝手より被出席御下段上より三疊目西之方に被着座、于時對馬守差圖有之て三使松之間より出、兩卿三使互に二揖有之而三使は東之方御襖障子際に着座、按ずるに、朝鮮人來朝之記には、納言殿、水戸宰相殿、その獻酬の式に至りても御三家、三使と正に相對して順盃ありし、こゝに記したれども、御日記をばしめ栗園漫抄等かく載せられたれば從ひかつし、おもふにかの書は恐らくは前規によりて豫しめ草せしま、傳はりしものにて、その事實亂闘せしにや、

但松之間に在之國主并四品以上、後座に在之侍從四品之面々高家は、帝鑑之間御連歌之間の退去重而出座不及、三之間四之間に在之諸大夫布衣面々法印、法眼等大御番之出人は御饗應之内も其儘罷在、

一御饗應、七五三、四つ目、五つ目膳出之、但膳具何も、白木具、給仕之面々重衣冠を着、太

刀不帶、

盃 吸物 捨土器

初獻 酌 加、 吸物、 但初之吸物引代之、

二獻 酌 加、 吸物出、 但二度目之吸物引代之、

盃臺 押折物、 星之物、

三獻 酌 加、 一御菓子御茶出、

但御饗應之内西之御縁に溜詰年寄共列座、宗對馬守東之方御縁に有之、折々三使之方へ伺之、右畢て兩卿三使に向て二揖之後御勝手被退座、三使は松之間に着座、

官人御饗應之席

一松之間御衛立御簾を垂、北之方御敷居際より二疊目に上上官三人着座、御饗應、七五三、膳具白木具、

一御書院番所東之方以屏風立切御簾垂之、上判事、製述官、醫員其次之座に上官之内冠官御饗應、右同斷、

一柳之間に而上官之内軍官御饗應、右同斷、
 一紅葉之間に而小童御饗應、三汁一菜、按ずるに、舊例十菜の誤りなるべし。によるに三汁

一御玄關腰掛に而中官は饅頭被下、下官は於下馬腰掛赤飯被下之、

一上上官御饗應相濟て、三使對馬守會釋有之而松之間御襖障子際より東に五疊目に並西向に着座、對馬守も同席南之方に罷在、上上官三人同所板縁に居、上官以下御饗應相濟て年寄共松之間出座、御襖障子北之上東向列座、于時三使上上官を招、御饗應之御禮申上之、上上官少退き對馬守に達之、對馬守年寄共其申傳之、過て今度三使同道候處萬端首尾克相濟珍重之旨、對馬守に挨拶有之、畢て三使退出、此節寺社奉行、大目付先達て對馬守御馳走人は三使同列上上官相從ひ、年寄共は御書院番所前まで送之、於此所三使年寄共二揖有之、對馬守寺社奉行大目付は玄關迄御馳走人兩長老は中之御門前迄送之、
 一四品以上其外出仕之面々御目見無之、
 一三使退出以後出仕之面々退散、

一當日出仕萬石以上布衣以上御役人、於席々御菓子被下之、御日記、朝鮮人來朝之記、但し御日記の文多く省略せるを併せて併せ出す。
 明和元年二月廿七日、御書院番所、御饗應奉行

野々山彈右衛門組共、片類 美濃部八郎右衛門組共、片類

柳之間、同斷、

倉橋三左衛門組共、片類 大島雲四郎組共、片類

紅葉之間、同斷、

遠山源兵衛組共、片類 諏訪左源太組共、片類

右之通、御張紙前日出、當日熨斗目上下に而明七年時揃出勤、御徒方萬年記、

明和元年二月廿七日

一朝鮮人御饗應有之、布衣以上之面々者、御菓子被下之、柳營日次記、

明和元年二月廿七日、信使登城御饗應有之、信使大廣間御下段、御三家相伴中與御小姓給仕、

一虎之間にて御饗應、七五三、給仕御書院番、烏帽子素襖、畢て御茶、杉重、御餅菓子、
 一中官、下官御饅頭、御赤飯被下之、

朝鮮人登城之節被下候御料理獻立

大廣間

一御三つ盃 磨土器、木地御三方載、

一御引渡、めく角形 同斷 昆布、勝栗、熨斗炮、自注、御膳所にて仕立

一御下捨土器、木地御三方載、

一御銚子、金紙包糸花飾、一御加、同斷、

三使引渡、木地三方、めく角 同斷 昆布、引渡、勝栗

熨斗炮、自注、表御臺所にて仕立

右御一獻相濟

大廣間御下段

三使、御三家、七五三、

本膳、自注、木地、薄盤、通三方木地、高段磨土器下輪杉丸輪附候が、被給候品朱星は平生、七五三出申候。

大重上器下輪、按ずるに、こ、に、かく記せども、原本朱星更に所見なく、かつ平生以下の文解しかたきに似たり。

熊引盛、廻し麻、上同 蝸盛、廻し盛、小角龜足、大重上器下輪 清鋒、海月盛、

小口盛、木地土器下輪、右同 飯、手鹽箸箸、香の物、瀧し盛、味噌、上同 福目、

ふくめがた、小角杉 桶小、ひしほ、

二

小重土器下輪杉角盛上同間土器下輪杉

鮫盛、卷錫、干盛、汁、う、く、し、こ、む、き、い、ち、皮、こ、ぼ

貝盛、きそく、右同 饅頭、小、わ、く、盛、上同 干あゆ、干盛、汁、鹽

三

小角杉、右同 間土器下輪、小角杉

羽盛、汁、大ぶき、さいの、きそく、船盛、廻し盛

そろはく、右同 汁、たい

四ツ目、自注、木

差味、ほら長作、すきゆがき重れ、え改敷、い、こ、南天、長

南蠻煮、鯛澤み、鹽松だけ、れぶ、あ、酢味噌、

五ツ目

丸箱香臺宗和足蓋取手竹、盛合、燒鳥、色附はた白、色附燒き

杉箱、山、の、い、赤、ひ、す、い、せ、海老皮むき、味噌漬

大臼小皿下輪、い、昆布卷、半べん、湯次、銀木地三方に居、

食鉢、右同斷、

一吸物、ふな、同 一吸物、卯花、いり、い、か、一吸物、ら煮

間土器下輪、同 一吸物、品川のり、

一吸物、ら煮

盃、みがき土器、奈良臺銘々、木地三方、押、取肴、銚子、金紙包糸、加、同斷、折三合、

蝶甲立金引廻し甲立金、一けんび焼、から盛、糸花紅葉、一小板かまぼこ、金銀、一合、

一やうかん、さんぎ盛、小口、一きんかん盛、葉のうま、一合、

一袖べし、小角盛、糸花、一外郎もち、糸花盡し、さん、一合、

二つ星の物、一鬘斗盛、檜の葉露はし、一唐黍盛、澤桔梗、上置、

三つ星の物、一鹽引鮭、角盛、糸花白、一こん切盛、六角盛、一のりからこ、小貝金銀、小ふく、上置、きつたい、はし、

杉椽高三方居、一菓子、糸花松梅椿、一葉子、さんぼう五本、

塞きそく、てふ千鳥、松之間、

上上官、七五三

右膳部諸式、三使同斷に付略す、但折星の物不出、虎之間

製造官一人、良醫一人、上判事三人、同所屏風仕切

冠官、書記三人、次上判事二人、押物判事四人、醫員二人、寫字官二人、書員一人、

柳之間、軍官十七人、

都合三十六人前、七五三、

本、自注、木地丸角板、足高盛、

大重土器下輪、上同、小角、

干鯉廻し盛、蛤、蒲はこ、きそく、

木地土器下輪、手鹽、箸臺、香の物、廻し盛、福目、

飯、小桶、ひしほ、

小重土器下輪、上同、間土器下輪、杉、たり、建し盛、卷錫、汁、くしこ、大こん皮こぼ、

下輪杉、貝盛、きそく、鱸子、廻し盛、右同、海月盛、汁、鹽が、鹽松だけ、み、つば、うご、

小角杉、羽盛、尾附鹽鳥、汁、大ふな筒切、間土器下輪、右同、船盛、露はく、汁、たいせ切、湯次、臺居、食鉢、

間土器下輪、同、一吸物ふな、同、卵花いり、い、同、一同ふくら地、

一盃、土器彫足臺、奈良臺、木地三方、押、取肴、からすみ、銚子、金紙包糸花飾、加、同斷、

杉椽高、菓子九種、糸花梅松椿、こ、あるへい、まんぢう、すはま、みどり、塞きそく、

紅白、えだ、おき、てふ鳥、やうじ、やうかん、かや、

右虎之間并屏風仕切柳之間共に、七五三、吸物肴等、同斷、紅葉之間、次官十人、小童十六人、三汁十一菜、

皿下輪、鱸、たい、みる、い、栗、汁、つみ入、うご、皮、

煮物、たこ、かつば、食、九箱香臺、杉箱、あつ黒れが、たいらぎ、杉小角、

汁、小菜、小皿、昆布巻中へん、

大皿、一つやき、小だいせり、

長皿、盛合、きす色附やき、伊勢ゑび、椀盛、煎物、赤ゑび、つぶし玉子、

大板かまぼこ、吸物、品川のり、大猪口下輪、

茶菓子、やうかん、色附いも、同、後菓子、まんぢう、粕てい、

御玄關前腰掛之内

中官 木地大片木 大まんぢう

下官 切強飯

同日

柳之間御廊下にて、宗對馬守に二汁五菜、

本、自注、塗、木具、

鱈、たい、みるくい、栗 汁、つみ入、うご、皮ごぼう、香の

物、煮物、軟のやき玉子、くし、食、

二

切焼、たい、み 汁、せ切だ 猪口、梅びしほ、む

同席にて、兩長老、二汁五菜、

本、自注、塗、木具、

酢和、うごせん、いわたけ、せうがせ 汁、小がぶ、皮牛、香

の物、濃醬、山椒、色紙豆腐、食、

二

平皿、長いも、つごふ、はす、 汁、包いも、まつ 猪口、梅

しほ、むき ぐらみ、

坊主部屋にて出る

宗對馬守家頼、通詞、

本

濃醬、こち、汁、ふ、かぶ、香の物、煮物、長いも、か

車あび、しほ、食、猪口、うがせん、

兩長老之伴僧

本

濃醬、丸寄ごうふ、汁、岩たけ、煮物、長いも、かんび

やく、しひた 食、猪口、ひしほ、

り、梅干、せうが、

御老中方、定輪番御料理

焼物、たい、み 汁、ぼう、機たけ、香の物、今出川

豆腐、わさび、食、猪口、梅びしほ、栗園漫抄、

通航一覽卷之八十五終

通航一覽卷之八十六

朝鮮國部六十二

○信使聘禮并御饗應 文化度

文化八辛未年五月廿二日、對馬國宗對馬守義功の邸にをいて考證の書、すへて對馬守屋敷とあれは、居城にてはあらま屋敷構あり、また對馬正記に對馬國府内圖を閉するに、居城より遠北に隔りて州下屋敷とあり是なるへし、朝鮮國信使正使金公世、副使李勉永かの國王李瑬の書翰土宜を獻す、上使小笠原大膳大夫忠徳、脇坂中務大輔安董して聘禮を受しめらる、兩使自分の御禮獻上もの及ひ上上官以下中官迄御禮申上く、宗對馬守義功兩長老これを贊導す、舊例すへて信使は正副從事の三使也、こたひ請定せられて從事官の一員を省かる、

文化八辛未年五月廿二日、宗對馬守義功か邸にをいて聘禮の修儀あり、上使正副使相會して國王の書翰且さ、け物等の請取渡しあり、山本氏筆記、

文化八年五月廿二日、朝鮮人三使、按するに、兩使對州

に來聘、御名代小笠原大膳大夫 兼役副脇坂中務

大輔 林大學頭 大目付井上美濃守 御勘定奉行 柳生

主膳正 御目付遠山左衛門尉 佐野肥後守 御勘定吟味役

松山惣右衛門、外略都て五十員、
文恭院殿、文化八辛未年五月廿六日於對州御禮御謁、正使金公世、副使李勉永 按するに、五月廿六日 合而役官三十四人、内上上官三、上官二十四人、五月廿二日茶禮初登館、竹尾筆記、
文化八年、未五月十日、中務大輔殿の出候書付未承置段御達有之、

氏江左 織
平田隼人
多田左膳
小野直衛
大森繁藏

對馬守於屋鋪聘禮御取行之節に彼方印信關帖之儀、按するに、印信關帖の事、信使聘禮、附登城、行列、諸警固營中御饗應、正徳度行列の條併せ考ふへし、御行禮席に者聘使持出檣柁の間床に差置可申之趣先般奉申上置候、然處此度於客館之印信關帖懸合向に依、右之床に置候儀も何分仕兼候由に而、御行禮之席に持出候方に申聞有之候を、段々懸合彌兼而申上置御行禮席へ持出不申、棕柁の間床に差置可申之旨、兩使之返答昨夜上上官を以申聞有之候、此段も當

節猶又講定仕候儀故、奉申上候、以上、

五月十日 前 名 前

一對馬守屋敷にて御行禮之節に、聘使後の上官等罷在候様との御事御次第書に有之、聘使揖禮相濟被居着候節は右上官等も居着候儀と奉存是又申達候處、彼方にては右躰之御場所罷出候は侍立と相立居始終相立居候儀、禮に相叶居着候は失禮に相當候段申聞、此段も奉申上候、

右之趣乍恐奉申上候間、宜御聞通御差圖被成下候様奉願候、以上、

五月十日 前 同 斷

未五月十八日大森繁藏の御達

御行禮之節に信使之節鉞羸日傘者、三之門下に差置度との儀に付被申聞候趣も候得共、右は既講定相濟居、殊前々之趣に見合候ても難承屈筋に候、且又上上官之外一役一人充代り合、廣間へ相詰候儀者必竟手狭に付ての事に候得者、雲之間又は聘使休息所次之間に、差置候儀差支も無之候は、其通可被取計候、

五月廿二日

一對馬守屋敷於廣間、朝鮮國王より之書翰御請取兩上使小笠原大膳大夫、脇坂中務大輔罷出、書翰者大膳大夫預る、

但兩上使衣冠、

一岩千代衣冠家老布衣、按ずるに、岩千代は對馬守義功の義實と稱す、おもふに此頃義功疾なごにて、明年十月襲封、對馬守代りて聘禮の事にあづかりしなるへし、

一大學頭御役人大紋、

一美濃守素袍、

一惣右衛門布衣、

一儒者表御右筆者假布衣、其外者前同斷、

一朝鮮信使上上官左之通、

正使金冠赤鎧衣石帶佩玉象笏、副使同斷、上上官烏紗帽青緣銀帶佩玉、但上官小童一同に付添罷出、尤御禮席には罷出、服前段之通小童者淺黄色之服なり、

朝鮮信使服附

使臣相接時公服墨團領官員相接時烏紗帽紅團領銀帶黑靴、以上近藤某留書○按ずるに、この衣服等の圖式は、すてに正徳度の條に出ず併せ見るへし、下同し、

文化八年
於對州上使送迎之式御書面之通可相心得旨、被

仰聞承知仕候、
午十二月廿八日

脇坂中務大輔

井上美濃守

柳生主膳正

遠山左衛門尉

佐野肥後守

松山惣右衛門

朝鮮之信使より、書翰等差上に付、爲請取上使小笠原大膳大夫、脇坂中務大輔各衣冠、宗對馬守屋敷の相越、

一右に付井上美濃守衣冠、林大學頭、柳生主膳正、遠山左衛門尉、佐野肥後守各大紋、松山惣右衛門布衣、先達而相越、兩上使三之門之外に至る時、玄關前中程西之方に出迎ふ、宗對馬守衣冠并兩長老同所東之方に罷出、對馬守家來共門外迄出迎ふ、

一兩上使三之門之外石壇之上にて下乗、對馬守先達裝束所へ令案内、諸役人從之、

一書簡請取之式畢而兩使退出之後兩上使退散、對馬守并諸役人兩長老等出迎之所迄送之、

一御饗應御返簡渡之節も、送迎之式、右同斷、

但御饗應之節、兩上使狩衣、諸大夫何も大紋着之、
書翰請取之次第

一朝鮮之信使より宗對馬守屋敷において書簡等差上に付爲請取上使小笠原大膳大夫、脇坂中務大輔、井上美濃守、自注、各林大學頭、柳生主膳正、大紋、各衣冠、遠山左衛門、自注、各布衣佐野宇右衛門、自注、各布衣村垣左太夫、自注、各布衣左太夫は御用掛り御勘定吟味役なりし、文化四年十月松前奉行を命せられ跡御用掛松山惣右衛門なり、然ればこの次第書は文化四年十月以前豫め定め置れしものなり、故に遠山左衛門尉、佐野肥後守等も左衛門、宇右衛門とあるなり、下また辨せず、對馬守屋敷へ相越、

一朝鮮人客館より對馬守屋敷一之門迄、同人家來行列にて相從ふ、

一之門外にて上官以下は下馬、上上官者二之門外坂下にて下駕、旗鉢之下官其外從者此所に止る、兩使者三之門外石壇之上にて下與、

但三之門より玄關前迄薄緣敷之、

一書簡箱者轎に載持參、三之門内にて轎より出之、上上官持之休息所床に置之、

一書簡箱三之門外に至る時、對馬守、自注、衣冠、并兩長老玄關前中程左右に出迎罷在、書簡に先達而廊下に

相越、

一三之門内外に對馬守家來兩使を出迎罷在、休息所迄家老自注、布衣着之、合案内、于時對馬守、美濃守、大學頭、主膳正、左衛門、宇右衛門、左太夫廊下西之方兩長老之南之方に出迎、兩使と一揖之後兩使者休息所東之方、對馬守兩長老は西之方に立並ひ、相互に一揖有之兩使着座、何も退去上上官者入頰東之方、上判事以下は次之間、次官小童は廊下に罷在、中官之輩者玄關前庭上に群居、

一朝鮮國王よりの進物者、先達而對馬守屋敷へ取寄、廣間西之張出わ並へ置、兩使獻上物者落縁に並へ置、

但御鷹は目錄計にて追而請取之、

一御馬は對馬守家來、自注、素袍、差添之舍人自注、庭上の牽入西頭に立並、兩使出席之節見合せ庭上正面に牽出す、

一兩使休息有之對馬守家老棕櫚之間に合案内、兩使に先達て書簡箱上上官持來之、棕櫚間之床に置之、兩使者同所西之方に着座、上上官者縁類北面に罷在、兩長老者扇之間入頰の出座、

一廣間簾掛之、

一美濃守、大學頭、主膳正廣間下段西之方に出座、左衛門、宇右衛門、左太夫者縁類左右に着座、

但御右筆儒者自注、各俱布衣、西之入頰に罷在、

一對馬守出席差圖有之、上上官書簡并大納言様への別幅持出上段床中央に置之、美濃守上段の進之、書簡之側に扣有之上上官退、

去但上使出席之時、美濃守復座、

一對馬守先立大膳大夫、中務大輔廣間上段西之方に出座、對馬守者下段諸役人之上に着座、

但兩上使之家來、布衣着之者、刀持共西之入頰に罷在、

一對馬守上使之方を伺ひ罷在、于時上使會釋有之、對馬守縁類に相越し、兩使可差出旨上上官に申達之、

一兩使出席下段上より三疊目にて一列に拜禮、對馬守差添之席令着圖、畢て兩使上段東之方に立並ふ、于時大膳大夫、中務大輔座を立相互に二揖在て着座、

但兩使に相從ふ上官之輩、後座に罷在、

一上上官下段敷居之内にて一同拜禮、次に上判事以下冠官迄縁類の順々罷出拜禮、次官小童は落縁、中官は庭上にて拜禮、

但上判事以下次官小童迄は、對馬守家老差引之、拜禮之席者上上官附添令差圖、中官者對馬守家來導ひて罷出、

右畢而上上官下段東之方に出座、

一兩使上上官を招き、此度來聘之旨趣、國王よりの書簡并進物、大納言様にも別幅之通差上之旨上上官を以申述之、對馬守上段の進み口上之趣承之上使に申傳之、上使可達御聽旨及挨拶、對馬守上上官を以兩使に傳之、對馬守上上官上段之末東西に退き罷在、

一重而兩使上上官を招き、公方様、大納言様は自分之獻上物仕之由上上官を以對馬守に申述、對馬守上使に申傳ふ、上使可達披蓋之段申達之、對馬守上上官を以兩使に傳之、對馬守上上官如最前東西に退き罷在、

一上使對馬守へ會釋在之、上意可申渡旨申聞、對馬守上使之側に進む、于時國王安寧被在之哉、被聞召

度段上意之趣、大納言様よりも同斷御意之趣申渡之、對馬守承之上上官を以兩使に傳之、兩使御請之趣上上官を以對馬守へ申述、對馬守上使に申傳ふ、重て上使對馬守へ會釋有之、信使遠境來聘太儀被思召旨上意之趣、大納言様よりも同斷御意之趣申渡之、對馬守上上官を以兩使に傳之、兩使御請申上次第同前、

一兩使上上官を招き當地到着之節、客館に上使之御禮、上上官を以對馬守に申述、對馬守上使に申傳へ、上使挨拶有之、對馬守上上官を以兩使に申傳之、對馬守上上官下段の復座、

一大膳大夫、中務大輔并兩使座を立、相互に二揖有之、兩使棕櫚間の退去、上上官從之、

一美濃守差圖有之、御右筆西之入頰より縁類通上段の上り書簡持之、大膳大夫、中務大輔書簡を先に立、對馬守先立裝束所の退去、諸役人從之、書簡者同所床に置之、

一對馬守、兩長老棕櫚之間に相越兩使と相互に一揖在、對馬守兩長老案内して兩使退出、相送面々如出迎之時、

書簡請取之節手續御次第書に有之分は相除、其餘之手續左に記之、

一書簡請取前日、朝鮮國王より獻上物、宗對馬守屋敷に相廻飾付候に付、脇坂中務大輔并大目付を初掛り一同自注、羽織袴着、同支配向同斷、對馬守家來者麻上下着相越見分可致事、

但不寢番等之儀、對馬守家來に可申渡事、
一朝鮮之信使より書簡請取として、兩上使并掛り御役人一同、當日宗對馬守屋敷に相越候に付、支配向一時早、同所扣所の相越、尤供之儀者即刻相返し御禮式相濟候而呼寄候事、

一對馬守屋敷にて刻限時半共、其都度に御目付方支配向迄知らせ候様、對馬守家來に爲申談候事、
一兩長老罷出候は、其段御目付方支配向に相届候様、對馬守家來に爲申談候事、

一掛り御役人一同半時早相揃、尤供之儀者即刻相返し、御禮式相濟候而呼寄候事、
一儒者、御右筆等罷出候は、其段御目付方支配向迄相届候様、兼而可申談置候事、
一御小人目付鋪出し掃除勤番所等見廻宜旨申聞候は、御座敷向自注、上段、下段、棕櫚間、扇之間、雲之間、鬘之間、簾掛、下段左右簾垂之、其外簾卷之上旨

扣所屏風仕切并其外玄關外三之門邊迄、對馬守并一同見廻相越候事、

但見廻相濟扣所の引取候節、火之元等諸事念入被申付候様、對馬守に御目付申談候事、

一右見廻相濟各着替之事、
一右見廻り着替等相濟候上、兩上使に御時分宜旨可申遣、御目付方支配向に申渡、支配向より對馬守家來に、只今兩上使旅宿に案内申遣段申通、直に御時分宜旨、御徒目付御小人目付を以、兩上使旅宿に申遣候事、

但御目付方支配向之儀者、兩上使に御案内申遣候を、曲尺に座敷向其外出役之場所々々の相廻、對馬守玄關之間を受取、御徒目付御小人目付相詰居、附人并都而御用向取扱候事、
一御勘定方支配向之儀も、此節玄關脇廊下の相廻候事、

一兩上使御越之節、
旅宿出門 對馬守玄關に
宮谷橋附人 同斷
馬場先橋附人 同斷

右之通致附人、馬場先橋附人來候は、一同出迎之場所に罷出候事、

但附人差出候節、御小人目付、對馬守家來引連罷越、致差圖差出候事、

一兩上使供廻對馬守二之門外にて外供之分相殘、三之門外迄者平日下乗迄被連候供之分被連、同所にて下乗之事、

但兩上使鍵武器牽馬等、二之門外腰掛前に行列立置候事、
一三之門より内は布衣着之者計五人つ、兩上使之跡に従ひ候事、

但場所々々にて残り候供之分は、出役御小人目付差引爲致、惣同勢者一之門外扣所の爲引取置、駕籠臺所門より臺所前供置所に直に操入置、退散之程合見計、操出し置候事、

一一之門内、二之門外、三之門外番所勤番之家來者、右番所前に罷出兩上使通行之節、平伏爲致候事、

但武器飾り組手桶等對馬守より飾付候事、
一對馬守一之門外、二之門外坂下邊并三之門外に、

御徒目付一人つ、御小人目付貳人つ、罷出、制方之様子爲見置候事、

但下馬所且旗鉾等纏ひ候場所に者、對馬守家來心得候者、附居候様兼而達し置、右之者共の御目付方支配向より、制方申談候事、

一兩上使裝束所に掛り御役人相越、銘々挨拶之上、時分宜段信使客館に案内可申候哉相伺、夫より信使對馬守屋敷に相越候様申遣彼方承知之趣可申聞旨、御目付方支配向より對馬守家來に爲申談候事、
一信使相越候節、

客館罷出候由 對馬守玄關に
宮谷橋番所迄罷越候由 同 斷
馬場先橋迄罷越候由 同 斷
右之通致附人馬場先橋附人にて出迎之場所に掛り候故、人相廻候事、

但附人差出候節、御小人目付、對馬守家來引連罷越致差圖、對馬守玄關に申込三注進共支配向より申聞次第、小札貳枚を以兩上使家來迄、支配向より爲差出候事、

一兩使三之門外石壇之上に而下與、對馬守家老先

立休息所前諸御役人出迎有之手前にて開く、一印信關帖之儀、最初休息所に持來、夫より棕栢之間に相通り候節、右之間床に可置事、尤對馬守家來差引可致事、

一書簡之轡玄關前右之方腰掛に入之、三之門内にて臺居、書簡取出し候後、玄關前腰掛に入置、尤御小人目付致差引候事、

一兩使休息所に通申候程合見計、中官下官之輩、對馬守家來致差引別構饗應場に入置、退散之節も是又同様、對馬守家來取扱可申事、

一兩使休息所へ相通り候段、御目付兩上使に可申達事、

一兩使休息有之、棕栢間を相通し候て、宜節案内可申間旨、對馬守の大目付并御目付より申談置、左右有之候は、棕栢之間に兩使相通し可申哉之段、兩上使へ相伺御案内次第相通し其段申達、對馬守を始役人銘々御行禮席に相廻候事、

但此節兩上使御目付案内にて九老之間に扣、對馬守同斷御目付者御行禮席に相廻候事、

一兩使棕栢間を通り候は、後座に着座之上官雲

之間に寄せ置、兩使御行禮場着座相濟、直に屏風仕切内に着座之儀、對馬守家來取扱可申事、

一御行禮中御用之ため、御目付方支配向座敷内手近之場所に見計、代々相詰可申事、

一兩使棕栢間を通り候以前獻上之御馬、對馬守家來取扱庭内堀重門内へ牽入置可申事、

一御徒目付壹人扇之間入側衝立之邊に罷在、兩使棕栢之間より上段へ出席相濟候而獻上之御馬庭上正面に牽出候様、對馬守家來に申談爲引出、夫より右御徒目付如最前扇之間入側に罷在、獻上物之儀申上濟にて、對馬守上上官上段之末東西に退候を、

曲尺に下段入側に罷在候御目付より御徒目付に及會釋候而、直に御徒目付より對馬守家來に及差圖御馬爲牽入、右相濟て御徒目付引候事、

一御行禮之間、警衛所、諸番所并中官入置候場所等、作法爲見廻御徒目付御小人目付一度爲見廻候事、

一御行禮相濟兩上使并諸御役人扣所退、座を曲尺に、御徒目付御小人目付場所に出役場を相廻可申事、

一兩使棕栢之間より對馬守家來案内して休息所に退座見計、兩使退出之儀對馬守より大目付御目付に左右有之、諸御役人最前出迎之場所出送之、

但兩使往返共、人拂并朝鮮人供差引之儀者、對馬守家來兼而相心得制し方致し可申候事、

一朝鮮人馬場先橋邊罷過候、附人之儀對馬守家來に爲申談、申來次第兩上使供之分操出置宜旨、御徒目付申聞候は、其段御目付より申達、最前出迎之場所迄出送之、

一兩上使御退散相、濟掛り御役人一同引取候事、以上、小野某留書、

同月廿六日同所において、信使を饗應せしめ給ふ、兩使は廣間下段、上使小笠原忠徳、脇坂安董伴食たり、上上官以下にも席々に饗膳等を賜ふ、各差あり、

文化八年五月廿六日、對馬守義質か邸に於て朝鮮人御饗應、是日上使對馬守狩衣、大目付大紋、其外は修聘の日に同じ、御料理の品は兩聘使へ、七五三、四つ目、五つ目、折三合、星物三つ、上使相伴なり、上上官へは、七五三、四つ目、五つ目、製述官、良醫、上判事、書記以上判事、押物判事、醫員、寫字官、書

員、軍官へ、七五三、其外は三汁、十一菜、下官以下は強飯、給仕は對州家來是を勤、素袍、上上官以下は長袴にてこれを勤む、山本氏筆記、

文化八年五月廿六日御饗應之次第、

一朝鮮之信使に宗對馬守屋敷にをいて御饗應被下候に付、上使小笠原大膳大夫、脇坂中務大輔自注、各并井上美濃守、林大學頭、柳生主膳正、大紋、各、遠山左衛門、佐野宇右衛門、村垣左太夫自注、各、對馬守屋敷に相越、

一朝鮮人客館より對馬守屋敷一之門迄、同人家來行列にて相從ふ、

一一之門外にて上官以下は下馬、上上官は二之門外坂下にて下駕、旗鉾之下官其外從者此處に止る、兩使は三之門外石壇にて下輿、

但三之門より玄關前迄薄緣敷之、

一三之門内外に對馬守家來兩使を出迎罷在、休息所迄家老自注、布、令案内、于時對馬守自注、狩衣、美濃守、大學頭、主膳正、左衛門、宇右衛門、左太夫は廊下西之方、兩長老は南之方に出迎、兩使と一揖之後、兩使は休息所東之方、對馬守兩長老は西之方に立並ひ相

互に一揖摩之兩使着座、何も退去、上上官は入頰東之方、上判事以下は次之間、次官小童は廊下に罷在、中官之輩は玄關前庭上に群居、

一兩使休息在之、對馬守家老棕栢間の令案内、西之方に着座、上上官は縁頬北向に罷在、兩長老は扇之間入頰の出座、

一廣間簾掛之、
一美濃守、大學頭、主膳正廣間下段西之方の出座、左衛門、宇右衛門、左太夫者縁頬左右に着座、

但御右筆儒者自注、各西之入頰に罷在、
一對馬守先立大膳大夫、中務大輔廣間上段西之方の出座、對馬守者下段諸役人之上に着座、

但兩上使之家來布衣着之者、刀持共西之入頰に罷在、
一對馬守上使之方を伺罷在、于時上使會釋在之、對馬守縁頬に相越し、兩使可差出旨上上官に申達之、

一兩使出席上段東之方に立並ふ、大膳大夫、中務大輔座を立相互に二揖有之着座、上上官は下段東之間に出座、

但兩使に相從ふ上上官之輩、後座に罷在、

一上使會釋有之、對馬守上段の上る、時上意可申渡旨申聞、對馬守上使之側に進む、于時今度來聘に付而御饗應被成下旨、上意之趣申渡、對馬守承之上上官を上段の呼申含之、上上官兩使の傳之、兩使御請之趣上上官を以て對馬守に申述之、對馬守上使の申傳畢而、對馬守上上官下段の復座、

一大膳大夫、中務大輔并兩使座を立、相互に二揖有之、兩使休息所へ退去上上官從之、大膳大夫、中務大輔は對馬守先立裝束所へ退去、諸役人役之、

一右過而上段簾垂之、茵設之、
一對馬守先立大膳大夫、中務大輔下段西之方に出座、對馬守は縁頬西之方、諸役人は西之張出に着座、對馬守家老の差圖有之家老令案内、兩使休息所より下段東之方に出座、大膳大夫、大輔座を立相互に二揖有之着座、

但兩長老は扇之間入頰に出座、
一御饗應、七五三、四つ目、五つ目之膳出之、

但膳具白木具、給仕對馬守家來、素袍、
盃 吸物 捨土器
初獻 酌 加

飯被下之、按するに、上官以下御饗應所繪圖あり別帳に收む、併せ見るべし、◎今省略す、
一御饗應濟て上段簾卷之、茵撤之、

一大膳大夫、中務大輔并諸役人且兩使上上官再廣間に出席、次第如最前、
一兩使御饗應之御禮上上官を以對馬守に申述之、對馬守兩使の傳ふ、對馬守上上官下段の復座、

一大膳大夫、中務大輔并兩使座を立相互に二揖有之、兩使は棕栢間へ退く上上官從之、大膳大夫、中務大輔は對馬守先立裝束取の退去、諸役人從之、

一對馬守、兩長老棕栢間に相越、兩使と相互に一揖有之、對馬守長老案内して兩使退出、相送面々如出迎之時、小野菜留書、
文化八年五月廿六日

一對馬守於廣間、御饗應有之、正使、七五三、御料理、副使右同斷、鳥臺、
一上使副使も右、七五三、奈良臺、菓子共被下之、扇之間、上上官三人、菓子押菓子、、聘使休息上之間次之間同入頰にて一同に頂戴、上官二十三人、

一右御料理、盛もの、奈良臺、鳥臺は先達而之通、頂戴被仰付、

正使給初、次大膳大夫、次副使、次中務大輔、
吸物出、初之吸物に代、
二獻 酌 加
大膳大夫給初、次正使、次中務大輔、次副使、
吸物出、二度目之吸物に代、
盃 臺 押 折物 星物
三獻 酌 加
副使給初、次中務大輔、次正使、次大膳大夫給納、
菓子膳部等撤之、菓子茶出之、

一右畢而、大膳大夫、中務大輔并兩使座を立相互に二揖有之、兩使は對馬守家老案内して棕栢間へ退座、大膳大夫、中務大輔は對馬守先立裝束所へ退出、請役人從之、

一扇之間上上官御饗應、七五三、膳、具白木具、給仕對馬守家來、自注、長袴、
一休息所上判事製述官、醫良御饗應右同斷、自注給仕長袴、
一雲之間上官御饗應、右同斷、
一鶴之間次官、小童此席々に相殘分、饗應場にて頂戴之、

一玄關にて中官の饅頭被下、下官は腰掛にて強

一兩上使、御膳部は銘々旅宿の御目付差圖之上相下、兩使御料理御扣一通りは、岩千代に被下之儀相願候に付、是又被下に相成、御饗應所に而次官十五人、小童七人、三汁十一菜、同、中官百三十人、米饅頭三つ、同、下官百十二人、切強飯七切つ、
 一兩上使狩衣、
 一岩千代同、
 一御役人大紋、布衣、支配向、前同斷、
 一朝鮮人聘使兩人者烏紗帽、黒團領、上上官烏紗帽青縁其上前同斷、近藤某留書、

山田安榮
 伊藤千可良校
 門傳正興

通航一覽卷之八十六終

通航一覽第一終

大正元年九月廿五日印刷
 大正元年九月三十日發行

(通航一覽第二奧附)

非賣品



編輯者兼

東京市京橋區新榮町五丁目三番地
 國書刊行會代表者
 早川純三郎

印刷者

東京市芝區櫻田和泉町七番地
 高宗啓藏

印刷所

東京市芝區櫻田和泉町七番地
 國書刊行會第二工場

發行所

東京市京橋區新榮町五丁目三番地
 國書刊行會

202